From
the People of Japan

2016年版 開発協力白書

日本の国際協力

外務省

【表紙写真説明】

「インド・ウッタルプラデシュ州で、NGOアーシャ・ディープ・ファンデーション（ADF）が運営するヘルスセンターで、検診を行う青年海外協力隊の小泉香織さん。健康診断や健康向上へのアドバイス、ヘルスセンターでの結核患者外来対応、ごみの山で生活する人々への健康指導、障害児へのリハビリ運動などを現地のヘルスワーカーと共に行っている。（写真：JICAインド事務所）

【裏表紙写真説明】

バヌアツのサント島ルーガンビル市近郊のバンバン小学校で、Japanese Weekという日本文化を紹介する授業の風景。「日本のおもちゃで遊んでみよう！」という時間にできた「あやとり」を得意げに見せてくれている男の子（写真：下村珠美）

本書は、外務省ホームページ（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/）上でも閲覧可能です。また、政府開発援助（ODA）に関し、日本の実績だけでなく、諸外国の援助や国際機関の活動などについても記載している「参考資料集」も同ホームページで閲覧可能ですので、あわせてご参照ください。
本書の本文中の人物の肩書については、すべて当時のものです。

巻 頭 言

昨年は、日本の外交にとり、大変重要で責任の重い一年であり、日本の開発協力の観点からも重要な一年でありました。

日本はG7議長国として、深刻化するグローバルな課題に真摯に向き合い、先頭に立って国際社会の平和と安定及び繁栄に一層貢献する姿勢を強く打ち出しました。特に、シリア情勢等に端を発する難民・移民の問題に、日本もしっかりと貢献すべく、人道支援と復興に向けた開発協力との連携を進めました。また、昨年8月には初のアフリカ開催となる第6回アフリカ開発会議（TICAD Ⅵ）がケニアで開かれました。冷戦終結後にアフリカへの関心が低下する中、日本が先頭に立ってアフリカ重視の姿勢を示したこの取組は、1993年の初会合から6回目を迎えましたが、今なお日本に対するアフリカの期待が強いことを改めて認識しました。そして、2015年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の実施元年でした。日本は、全閣僚がメンバーであるSDGs推進本部を立ち上げ、率先してこの目標達成に取り組んでいます。

日本は、国際社会にとって重要な課題に真摯に取り組んでこそ、世界の中で存在感を示すことができ、日本への信頼も強くなる。かねてより感じていた思いを、改めて確認する年となりました。ODAは、こうした国際的な貢献を実現していくための重要な外交手段です。

また、世界の平和と安定や途上国の経済成長は、日本にも直接影響します。国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、ODAによって国際社会の課題の解決に貢献していくことは、日本の国益を守ることにもほかなりません。こうした考えの下、2015年に、新たな国際環境の変化に対応した開発協力方針である「開発協力大綱」が閣議決定されました。途上国から日本に対する信頼の基盤は、相手国との対等なパートナーとしての関係の下で、社会的弱者を含む一人ひとりに光を当て、相手のニーズにきめ細やかに対応してきた過去60年にわたる協力の積み重ねであり、新たな大綱の下でも、こうしたODAの基本的な考えは変わりません。同時に、日本の知見や技術を用いた「質の高いインフラ」整備などを通じて、途上国の「質の高い成長」とともに、日本経済の成長にもつなげていく。こうした双方が発展できる協力を進めていくことも重要です。民間や地方自治体、NGOといった多様な主体との連携も、これから一層必要となっていくでしょう。

そして、国際協力に従事する方々の安全を抜本的に見直した年でもありました。昨年7月にバングラデシュで発生した悲劇的な事件を受けて、私の下に「国際協力事業安全対策会議」を設置し、国際協力事業関係者の新たな安全対策を策定しました。関係者の安全なくして、ODAを進めていくことはできません。安全な環境から誰一人取り残されることのないよう、安全対策を着実に進めてまいります。

今回の白書では、こうした一年を振り返り、G7議長国としての日本の貢献や、開発協力大綱の下での歩みについて御紹介しています。ODAは、日本が国際社会において責任を果たすとともに、日本の国益を増進する上で重要な手段であり、これを進化させていかなければなりません。一方で、日本国内では様々な課題が山積している上、日本の財政状況も厳しい現実がある中、ODAに大変厳しい声もあります。外務省には、国民の皆様に対し、ODAの取組や意義を丁寧に説明し、皆様の御理解・御支援を頂きながら、ODAを一層戦略的・効果的に活用していく責任があります。こうした努力を不断に続け、国民の皆様と共にある外交を目指してまいります。本書がその一助となることを心から祈念いたします。

2017年3月

外務大臣

岸田文雄

日本の開発協力政策
－開発協力大綱－

日本の開発協力政策は、開発協力大綱（2015年２月閣議決定）をその根幹としています。日本は、平和国家としての歩みを堅持しつつ、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国際社会の平和と安定および繁栄の確保に一層積極的に貢献し、それを通じて日本の国益の確保を図ることを開発協力政策の基本としています。開発協力大綱は、こうした日本の基本的方針を明記した上で、その実現に向けた外交政策上の最も重要な手段の一つとして、これまで以上に政府開発援助（ODA）を戦略的かつ効果的に活用していくことを定めています。また、開発課題が多様化・複雑化し、国家のみならず民間企業やNGOをはじめとする様々な主体による開発協力が必要とされている中、ODAにはこうした多様な力を結集するための触媒としての役割も求められています。

１．日本の開発協力の基本方針

開発協力大綱においては上述のような目的のために行われる日本の開発協力の基本方針として以下の三つを掲げています。

（１）非軍事的協力による平和と繁栄への貢献

非軍事的協力は平和国家としての日本に最もふさわしい国際貢献の一つであり、国際社会の平和と繁栄を誠実に希求するその在り方を体現するものです。日本は今後もこの方針の下、開発協力の軍事的用途および国際紛争助長への使用を回避する原則を遵守します。

（２）人間の安全保障の推進

個人の保護と能力強化により、恐怖と欠乏からの自由、そして、一人ひとりが幸福と尊厳を持って生存する権利を追求すべきという人間の安全保障の考え方は、日本の開発協力の指導理念です。日本は、特に脆弱な立場に置かれやすい人々に焦点を当て、その保護と能力強化を通じて、人間の安全保障の実現と、その国際社会における主流化を一層促進します。

（３）自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力

開発途上国自身の自助努力を後押しし、将来の自立的発展を目指すのが日本の開発協力における伝統的姿勢です。開発途上国における人づくり、経済社会インフラ整備、法・制度構築等、自助努力、自立的発展の基礎構築を重視し、相手国からの要請を待つだけではなく、日本から積極的な提案を行う等、対話・協働重視の開発協力を進めます。

２．重点課題

さらに上記の基本方針にのっとり、次の重点課題に沿った開発協力をそれらの相互関連性にも留意しながら推進することとしています。

（１）「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅

世界における貧困削減、特に絶対的貧困の撲滅のためには、経済成長の実現が不可欠ですが、それは①成長の果実が社会全体に行き渡り、誰ひとりとして取り残されないという意味での「包摂性」、②環境との調和への配慮や経済社会の持続的成長・地球温暖化対策の観点を含め世代を超えて続く「持続可能性」、③経済危機や自然災害を含む様々なショックへの耐性および回復力に富んだ「強靱性」の３点を兼ね備えた「質の高い成長」であることが必要です。日本はまた、この質の高い成長の実現による貧困撲滅を図る中で、経済成長の基礎および原動力の確保並びに基礎的生活を支える人間中心の開発のための支援等を実施しています。

（２）普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

「質の高い成長」による安定的な発展の実現には、一人ひとりの権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事し、社会が公正かつ安定的に運営されることが不可欠です。これら発展の基盤を強化するため、日本は、普遍的価値の共有や、平和で安定し、安全な社会の実現のための支援を行っています。とりわけ、普遍的価値の共有を図る上で、法の支配の確立、グッドガバナンスの実現、民主化の促進・定着、女性の権利を含む基本的人権の尊重等の実現のための支援に、また、平和で安定し安全な社会の実現を図る上で、平和構築、緊急人道支援、法執行機関の能力強化やテロ対策、海洋・宇宙・サイバーに関する能力強化支援等に、それぞれ取り組んでいます。

（３）地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

国境を越えて人類が共通して直面する環境・気候変動、水問題、大規模自然災害、感染症、食料問題、エネルギー等の地球規模課題は国際社会全体に大きな影響を与え、特に、貧困層等、脆弱な立場に置かれた人々により深刻な影響をもたらします。これらの問題には、持続可能な開発目標（SDGs）の推進等を通じ、国際社会が一致して持続可能かつ強靱な社会の構築を目指すことにより対処する必要があります。日本はまさにこれらの地球規模課題の克服に向けて国際社会の取組を主導しています。

以上の重点課題を踏まえ、日本は世界各国のニーズと特性に応じた開発協力に加え、広域開発、地域の連結性強化等も行っています。さらに開発が進展しつつも様々な開発課題を抱える国々や、一人当たり所得が一定水準にあっても小島嶼国等の特別な脆弱性を抱える国々等に対し、その開発ニーズの実態や負担能力に応じた協力も行っています。

３．開発協力実施上の原則・体制

（１）日本は、開発協力を推進するにあたり、①外交政策に基づく方針の策定・目標設定を不断に行い、②ODAとODA以外の資金・活動の相乗効果を目指すとともに、③政策や事業レベルの評価を不断に行い、その結果を、政策決定過程に反映させていきます。ま

た、開発協力の適正化確保のための原則として、①（開発途上国の）民主化の定着、法の支配および基本的人権の保障に係る状況を考慮し、②軍事的用途および国際紛争助長への使用回避（軍または軍人がかかわる民政目的、非軍事目的の開発協力については、実質的意義に着目し、個別具体的に検討）を図るほか、環境・気候変動への影響、公正性、社会的弱者の配慮、女性参画促進等を念頭に開発協力を進めます。

（2）日本は、開発協力を担う政府・実施機関の体制整備を続けるとともに、開発協力に当たり、民間企業や地方自治体、大学・研究機関、そして市民社会との連携を強化し、また、緊急人道支援や国際平和協力における国際機関、NGO、PKOとの連携にも引き続き取り組み、国際機関、地域機関、新興ドナーとの連携も推進していく考えです。

日本の政府開発援助（ODA）

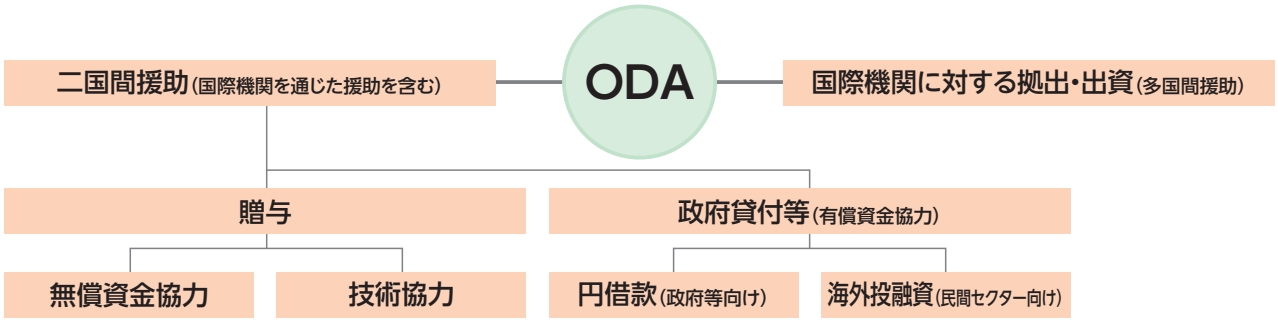

●ODAとは？

政府開発援助（ODA：Official Development Assistance）とは、開発途上国・地域に対し、経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的として公的機関によって供与される贈与および条件の緩やかな貸付等のことです。

その対象となる開発途上国・地域は、OECD（経済協力開発機構：Organisation for Economic Co-operation and Development）のDAC（開発援助委員会：Development Assistance Committee）が作成するリストに掲載されています。

日本は現在、それら対象国・地域に対してODAとして、平和構築やガバナンス、基本的人権の推進、人道支援等を含む「開発」に役立つ資金（贈与・貸付等）・技術の提供を行っています。

●ODAにはどのような種類があるか？

ODAには、開発途上国・地域を直接支援する二国間援助と、国際機関に対する拠出である多国間援助があります。

二国間援助は、「贈与」と「政府貸付等」に分けることができます。贈与は開発途上国・地域に対して無償で提供される協力のことで、返済義務を課さないで、開発途上国・地域に社会・経済の開発のために必要な資金を贈与する「無償資金協力」と、日本の知識・技術・経験を活かし、開発途上国・地域の社会・経済の開発の担い手となる人材の育成を行う「技術協力」があります。なお、「贈与」の中には国際機関の行う具体的な事業に対する拠出も含まれます。

「政府貸付等」には、低金利かつ返済期間の長い緩やかな貸付条件で開発途上国・地域に必要な資金を貸し付ける「円借款」と、開発途上国・地域での事業実施を担う民間セクターの法人等に対して融資・出資を行う「海外投融資」があります。

多国間援助には、国連児童基金（UNICEF）や国連開発計画（UNDP）への拠出や世界銀行などへの拠出・出資などがあります。

日本は、これら様々な種類のODAの供与を通じて、開発途上国・地域への開発を担っています。また、現在は、開発に役立つ様々な活動の中核として、民間セクターなどの多様な資金・開発主体と連携を図りながら、様々な力を動員するための触媒、ひいては国際社会の平和と安定および繁栄の確保に資する様々な取組を推進するための原動力の一つとしての役割を果たしています。

☆外務省ホームページ（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/index.html ）でもODAに関する説明を掲載しています。

第Ⅰ部

G7 伊勢志摩サミットと開発協力大綱

第１章　G7議長国としての日本の取組 …… 2

- 第１節　持続可能な開発目標（SDGs） …… 2
- 第２節　開発と格差・貧困の是正 …… 4
- 第３節　難民・移民問題を含む人道支援 …… 5
- 第４節　日本がリードしたアジェンダ …… 7

第２章　開発協力大綱の下での一年を振り返る …… 10

- 第１節　開発協力大綱とは？ …… 10
- 第２節　質の高い成長に向けた取組 …… 12
- 第３節　人材育成 …… 13
- 第４節　平和で安全な社会の実現と地球規模課題への取組 …… 14
- 第５節　多様なアクターとの連携による開発協力 …… 18
- 第６節　国際協力事業関係者の安全確保 …… 20

第Ⅱ部

2016年の開発協力

第１章　実績から見た日本の政府開発援助 …… 22

第２章　日本の開発協力の具体的取組 …… 28

●第１節　課題別の取組 …… 29
１．「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅 …… 29
1-1　経済成長の基礎および原動力を確保するための支援 …… 29
（１）産業基盤整備・産業育成、経済政策 …… 29
（２）職業訓練・産業人材育成・雇用創出 …… 35
（３）農林水産業の振興とフードバリューチェーンの構築 …… 39
（４）持続可能な都市 …… 46
（５）情報通信技術（ICT）や先端技術の導入 …… 47
（６）科学技術・イノベーション促進、研究開発 …… 50
（７）債務問題への取組 …… 52
1-2　基礎的生活を支える人間中心の開発を推進するための支援 …… 53
（１）保健医療、人口 …… 53
（２）安全な水・衛生 …… 64
（３）万人のための質の高い教育 …… 67
（４）格差是正（脆弱な立場に置かれやすい人々への支援） …… 70
（５）女性の能力強化・参画の促進 …… 74
（６）文化・スポーツ …… 79
２．普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 …… 81
2-1　公正で包摂的な社会の実現のための支援 …… 81
（１）法制度整備支援・経済制度整備支援 …… 81
（２）ガバナンス支援（不正腐敗対策を含む） …… 82
（３）民主化支援 …… 84
2-2　平和と安定、安全の確保のための支援 …… 86
（１）平和構築支援 …… 86
（２）災害時の緊急人道支援 …… 100
（３）安定・安全のための支援 …… 102

３．地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靭な国際社会の構築 …… 107
（１）環境・気候変動対策 …… 107
（２）防災の主流化、防災対策・災害復旧対応 …… 113
（３）食料安全保障および栄養 …… 117
（４）資源・エネルギーへのアクセス確保 …… 118
●第２節　地域別の取組 …… 120
１．東アジア地域 …… 121
２．南アジア地域 …… 128
３．中央アジア・コーカサス地域 …… 134
４．中東・北アフリカ地域 …… 137
５．サブサハラ・アフリカ地域 …… 141
６．中南米地域 …… 147
７．大洋州地域 …… 153
８．欧州地域 …… 157
●第３節　効果的で適正な実施に向けた取組 …… 161
１．効果的・効率的な開発協力の実施 …… 161
（１）開発協力の実施体制の強化 …… 161
（２）戦略性の強化のための取組 …… 162
２．開発協力の適正性確保のための取組 …… 165
（１）平和国家としての開発協力 …… 165
（２）環境・気候変動への影響、社会的弱者への配慮 …… 165
（３）不正腐敗の防止 …… 166
３．連携強化のための取組 …… 166
（１）官民連携 …… 166
（２）大学・地方自治体との連携 …… 171
（３）市民社会との連携 …… 174
（４）国際機関・地域機関等との連携 …… 178
４．開発協力の日本国内の実施基盤強化に向けた取組 …… 183
（１）情報公開、国民の理解と支持の促進に向けた取組 …… 183
（２）開発協力人材・知的基盤の強化 …… 186

第Ⅲ部

資料編

第１章　日本の政府開発援助予算…… 188

●第１節　2016年度政府開発援助予算（当初予算）…… 188
図表Ⅲ－１　政府開発援助予算の内訳 …… 188
図表Ⅲ－２　政府開発援助一般会計予算（政府全体）…… 188
図表Ⅲ－３　政府開発援助事業予算の内訳 …… 189
図表Ⅲ－４　政府開発援助事業予算の区分ごとの内訳（政府全体）…… 189
図表Ⅲ－５　政府開発援助事業予算の財源と援助形態別歳出項目 …… 190
●第２節　各省庁の事業予算（当初予算）と事業概要 …… 191
図表Ⅲ－６　省庁別政府開発援助予算推移（一般会計予算）…… 191
図表Ⅲ－７　省庁別政府開発援助予算推移（事業予算）…… 191
図表Ⅲ－８　各省庁の事業予算（2016 年度事業予算）と事業概要 …… 192

第２章　日本の政府開発援助実績…… 200

●第１節　開発途上国への資金の流れ …… 200
図表Ⅲ－９　日本から開発途上国への資金の流れ …… 200
●第２節　二国間政府開発援助の所得グループ別実績 …… 201
図表Ⅲ-10　二国間政府開発援助の所得グループ別実績 …… 201
図表Ⅲ-11　二国間政府開発援助と後発開発途上国（LDCs）向け援助額および贈与額の比較…… 202
●第３節　国別実績 …… 203
図表Ⅲ-12　二国間政府開発援助の国別・援助形態別内訳（2015 年）…… 203
図表Ⅲ-13　2015 年の日本の政府開発援助実績 …… 208
図表Ⅲ-14　二国間政府開発援助の形態別 30 大供与相手国（2015 年）…… 209
図表Ⅲ-15　日本が最大の援助供与国となっている国一覧…… 211
図表Ⅲ-16　日本がこれまでに政府開発援助を供与したことのある国・地域一覧（2015 年実績まで）…… 212
●第４節　分野別実績 …… 213
図表Ⅲ-17　二国間政府開発援助分野別配分…… 213
●第５節　緊急援助実績 …… 214
図表Ⅲ-18　緊急無償資金協力案件（2015 年度）…… 214
図表Ⅲ-19　国際緊急援助体制による国際緊急援助隊派遣および緊急援助物資供与案件（2015 年度）…… 215
図表Ⅲ-20　国際緊急援助体制による国際緊急援助隊派遣および緊急援助物資供与実績（2015 年度）…… 216

第３章　二国間援助案件リスト…… 217

●第１節　二国間贈与 …… 217
図表Ⅲ -21　無償資金協力案件一覧…… 217
●第２節　二国間借款 …… 222
図表Ⅲ -22　有償資金協力案件一覧…… 222

第４章　国際機関に対する政府開発援助実績…… 224

図表Ⅲ -23　国際機関に対する政府開発援助実績の推移…… 224
図表Ⅲ -24　主要国際機関に対する拠出・出資実績（上位５か国）…… 225

第５章　政府開発援助に関する主な資料…… 228

●第１節　日本の政府開発援助をめぐる動き（2015年11月～ 2016年12月）…… 228
●第２節　政府開発援助に関する政策 …… 232
1 開発協力大綱（2015年２月閣議決定）…… 232
2 現行の分野別開発政策一覧 …… 242
●第３節　重債務貧困国（HIPCs）一覧…… 244

（参考）諸外国の政府開発援助…… 245

●第１節　DAC 諸国の政府開発援助実績 …… 245
図表Ⅲ -25　DAC 諸国の政府開発援助実績（2015 年）…… 245
図表Ⅲ -26-1　DAC 諸国の政府開発援助形態別内訳（2014 年）…… 246
図表Ⅲ -26-2　DAC 諸国の政府開発援助形態別内訳（2015 年）…… 248
図表Ⅲ -27-1　地域別実績における主要 DAC 援助国（2014 年）…… 250
図表Ⅲ -27-2　地域別実績における主要 DAC 援助国（2015 年）…… 251
図表Ⅲ -28　DAC 諸国の贈与比率 …… 252
図表Ⅲ -29　DAC 諸国の贈与額 …… 253
図表Ⅲ -30　DAC 諸国のグラント・エレメント …… 254
図表Ⅲ -31　DAC 諸国の二国間政府開発援助のタイイング・ステイタス …… 255
図表Ⅲ -32　主要 DAC 加盟国の政府開発援助の比較 …… 256
図表Ⅲ -33-1　主要 DAC 加盟国の二国間政府開発援助の分野別配分（2014 年）… 257
図表Ⅲ -33-2　主要 DAC 加盟国の二国間政府開発援助の分野別配分（2015 年）… 257
図表Ⅲ -34　主要 DAC 加盟国の政府開発援助総額に占める国際機関を通じた助額の割合…… 258
●第２節　DAC 諸国の開発途上国への資金の流れ …… 259
図表Ⅲ -35-1　DAC 諸国の開発途上国への資金の流れ（2014 年）…… 259
図表Ⅲ -35-2　DAC 諸国の開発途上国への資金の流れ（2015 年）…… 260
図表Ⅲ -36　DAC 諸国の NGO による援助実績…… 261
●第３節　DAC援助受取国・地域リスト …… 262
図表Ⅲ -37　DAC 援助受け取り国・地域リスト …… 262
●第４節　非DAC 諸国・地域の政府開発援助実績 …… 263
図表Ⅲ -38　非 DAC 諸国・地域の政府開発援助実績 …… 263

略語一覧…… I

用語集…… VII

索引…… XII

国際協力の現場から

1 市場経済の基盤を担う人材を育成 ～ウズベキスタン初の日本型ビジネススクール～ P38
2 マラウイの酪農を JICA ボランティアが支援 ～獣医療技術の改善を目指した活動を展開～ P44
3 タイの障害者の社会参加を後押し ～就業・自立を支援するベーカリーショップ～ P73
4 南アジア初の統一的な民法典制定へ ～ネパールの国づくりにつながる法整備支援～ P83
5 シリアとレバノンの青少年が学ぶ場を ～難民とホストコミュニティの相互理解のために～ P89
6 ガザの平和と安定を目指して ～ JICA の取組を支える現地スタッフの闘い～ P97
7 ポイ捨てから分別回収へ意識を変える ～ボリビアで環境教育に取り組む青年海外協力隊～ P112
8 ボスニア・ヘルツェゴビナの地滑り対策 ～民族の壁を越えて相互の協力関係を構築～ P116
9 政策対話で支えるエチオピアの国づくり ～「カイゼン」を国民運動として展開し製造業立国へ～ P145
10 日本の支援で収穫量が飛躍的に向上 ～ペルー山岳地域で農作物の生産性を改善～ P152
11 パプアニューギニアの森林を保全する ～持続可能な森林管理に向けた日本の支援～ P156
12 点字プリンターが教育現場を変える ～セルビアで視覚障害者の就学・就職をサポート～ P160

匠の技術、世界へ

1 持続可能な節水型乾燥地農業をモロッコで ～独自の技術が乾燥地域の節水と土壌改良に一役～ P45
2 「Mame-NET」で患者の医療情報を共有化 ～ベトナムの医療サービスの向上に IT を活用～ P63
3 ミクロネシアに安全な飲み水を ～太平洋の島国が抱える水問題に挑む～ P66
4 ミャンマーの繊維産業に高付加価値を ～工業省とタッグを組む繊維の町の中小企業～ P127
5 ネパールの無電化地域に明かりを ～大人２人で持ち運び可能な軽水力発電機「Cappa」の挑戦～ P132
6 油化事業で南アフリカに新ビジネスを ～廃プラスチックから電力と雇用をつくる日本企業～ P146

開発協力トピックス

1 顔の見える開発協力 P19
2 OECD 開発センター復帰 P33
3 ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの実現に向けて P76
4 アジアにおける連結性 P133
5 ODA をめぐる制度の見直しと改善 P173
6 評価を通じたＯＤＡの改善を目指して P182

2016年版　開発協力白書で紹介されている案件リスト

課題別の取組

1．「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅

1－1　経済成長の基礎および原動力を確保するための支援

・産業基盤整備・産業育成、経済政策

ウクライナ　経済改革開発政策借款（第二期）―― 34
ホンジュラス　金融包摂を通じたCCT受給世帯の生活改善・生計向上プロジェクト ―― 34

・農林水産業の振興とフードバリューチェーンの構築

エチオピア　農産物残留農薬検査体制・能力強化支援プロジェクト―― 41
モロッコ　アブダ・ドゥカラ灌漑地域における灌漑システム向上プロジェクト―― 42
タンザニア　コメ振興支援計画プロジェクト―― 43

・情報通信技術（ICT）や先端技術の導入

ボツワナ　地上デジタル放送日本方式実施プロジェクト―― 49

・科学技術・イノベーション促進、研究開発

マレーシア　アジア地域の低炭素社会化シナリオの開発プロジェクト―― 51

1－2　基礎的生活を支える人間中心の開発を推進するための支援

・保健医療、人口

タンザニア　地域中核病院マネジメント強化プロジェクト―― 61
チュニジア　ウティカヌベル診療所改築・機材整備計画―― 62
ケニア　キプトゥルワ診療所産科病棟改築―― 62

・安全な水・衛生

コンゴ（民）　モンガフラ区ンジリキランブ地区浄水装置設置計画―― 65

・万人のための質の高い教育

カンボジア　前期中等理数科教員のための教師用指導書開発プロジェクト―― 69
ネパール　第１・２次EFA支援のための小学校建設計画およびSSRP支援のための学校改善計画フォローアップ協力―― 70

・格差是正（脆弱な立場に置かれやすい人々への支援）

モンゴル　障害児のための教育改善プロジェクト―― 72
タジキスタン　ペンジケント市女性センター建設計画―― 78
ケニア　ジェンダー視点に立った農業普及推進プロジェクト―― 78

・文化・スポーツ

ボスニア・ヘルツェゴビナ　スポーツ活動を通じた地域融和のためのモスタル市スポーツセンター改修計画 ― 80

2．普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

2－1　公正で包摂的な社会の実現のための支援

・民主化支援（メディア支援を含む）

ウクライナ　ウクライナの民主化に向けた知見の共有―― 84
コソボ　国営放送局能力向上プロジェクト―― 85

2－2　平和と安定、安全の確保のための支援

・平和構築支援

ヨルダン　パレスチナ難民生計向上のための能力開発プロジェクト（フェーズ１）
パレスチナ難民生計向上のための能力開発プロジェクト（フェーズ２）―― 88
イラク　地雷対策―― 96

・災害時の緊急人道支援

コンゴ（民）　コンゴ民主共和国における黄熱の流行に対する国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣について―― 101

3．地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靭な国際社会の構築

・環境・気候変動対策

マレーシア　サバ州を拠点とする生物多様性・生態系保全のための持続可能な開発プロジェクト―― 110

ベトナム　気候変動対策プログラムローン――111
ネパール　カトマンズの住民によるバグマティ川の汚染防止を通じた生活環境改善プロジェクト――111
・防災の主流化、防災対策・災害復旧対応
チリ　津波に強い地域づくり技術の向上に関する研究――114
フィリピン　台風ヨランダ復旧・復興計画――115
ベトナム　災害に強い社会づくりプロジェクトフェーズ2――115

地域別の取組

1．東アジア地域
フィリピン　ルソン北部における零細稲作農民の営農改善を通じた農業収入向上事業――125
2．南アジア地域
インド　インド工科大学ハイデラバード校　日印産学研究ネットワーク構築支援プロジェクト――130
3．中央アジア・コーカサス地域
タジキスタン　ヴァフシュ行政郡ルダキ地区サディシェロジ村第29中学校校舎建設計画――135
4．中東・北アフリカ地域
チュニジア　ガベス湾沿岸水産資源共同管理プロジェクト――138
イラン　ゲシュム島の「エコアイランド」構想による地域のための持続可能な開発計画策定プロジェクト――140
5．サブサハラ・アフリカ地域
ザンビア　小規模農民のための灌漑開発プロジェクト――142
マラウイ　中等理数科教育強化プロジェクト――144
6．中南米地域
ホンジュラス　地方開発のための自治体能力強化プロジェクト――151
ブラジル　E-Wasteリバースロジスティクス改善プロジェクト――151
7．大洋州地域
サモア　沖縄連携によるサモア水道公社維持管理能力強化プロジェクト――155
パプアニューギニア　マヌス州における太陽光発電海水淡水化設備事業――155
8．欧州地域
セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロ　西バルカン地域における中小企業メンターサービス構築・普及促進プロジェクト――159

効果的で適正な実施に向けた取組

3．連携強化のための取組
・官民連携
フィリピン　飯田市の地域自治をモデルとしたレガスピ市における参加型地域社会開発の展開――172
・市民社会との連携
ガーナ　北部州イースト・マンプルーシー郡2歳未満児の栄養改善事業――175
ホンジュラス　エル・パライソ県南部3市における母と子のプライマリーヘルスケア向上プロジェクト――176

図表

第Ⅱ部　2016年度の政府開発援助実績

図表Ⅱ - 1　2015 年の日本の政府開発援助実績 …… 23
図表Ⅱ - 2　日本の二国間政府開発援助実績の地域別配分の推移 …… 24
図表Ⅱ - 3　主要 DAC 加盟国の政府開発援助実績の推移 …… 25
図表Ⅱ - 4　DAC 諸国における政府開発援助実績の国民 1 人当たりの負担額（2015 年） …… 26
図表Ⅱ - 5　DAC 諸国における政府開発援助実績の対国民総所得（GNI）比（2015 年）…… 26
図表Ⅱ - 6　日本の政府開発援助実績の対国民総所得（GNI 比）の推移 …… 27
図表Ⅱ - 7　二国間政府開発援助の地域別実績（2015 年） …… 120
図表Ⅱ - 8　東アジア地域における日本の援助実績 …… 126
図表Ⅱ - 9　南アジア地域における日本の援助実績 …… 131
図表Ⅱ -10　中央アジア・コーカサス地域における日本の援助実績…… 136
図表Ⅱ -11　中東・北アフリカ地域における日本の援助実績…… 139
図表Ⅱ -12　サブサハラ・アフリカ地域における日本の援助実績…… 143
図表Ⅱ -13　中南米地域における日本の援助実績…… 150
図表Ⅱ -14　大洋州地域における日本の援助実績…… 154
図表Ⅱ -15　欧州地域における日本の援助実績…… 158

エチオピア中部に位置するブレナ県にて、干ばつ時の水不足への対応のために日本の支援で設置された井戸に水を汲みに集まる地域住民たち
（写真：原田美穂／在エチオピア日本大使館）

第Ⅰ部

G7伊勢志摩サミットと開発協力大綱

第１章　G7議長国としての日本の取組　2

- 第1節　持続可能な開発目標（SDGs）……2
- 第2節　開発と格差・貧困の是正……4
- 第3節　難民・移民問題を含む人道支援……5
- 第4節　日本がリードしたアジェンダ……7

第２章　開発協力大綱の下での一年を振り返る　10

- 第1節　開発協力大綱とは？……10
- 第2節　質の高い成長に向けた取組……12
- 第3節　人材育成……13
- 第4節　平和で安全な社会の実現と地球規模課題への取組……14
- 第5節　多様なアクターとの連携による開発協力……18
- 第6節　国際協力事業関係者の安全確保……20

第1章 G7議長国としての日本の取組

2016年５月、三重県の伊勢志摩で開催された「第42回主要国首脳会議（G7サミット）」に参加する各国首脳。今回を含め、これまで日本は６回議長国となっている。

日本は国際社会と協力して世界の様々な課題に取り組み、平和で安定し繁栄する国際社会を構築することにより、豊かで平和な社会を引き続き発展させていく考えです。2016年５月、日本はG7伊勢志摩サミットを議長国として開催し、世界が直面する開発課題やグローバルな課題に真摯に向き合い、国際社会の議論をリードしました。本編では、G7議長国としてリーダーシップを発揮し、これらの課題について向き合い、その克服に取り組んできた成果等について紹介します。また、2015年2月に12年ぶりに改定した開発協力大綱の下での2016年の日本の歩みを振り返ってみたいと思います。

第1節 持続可能な開発目標（SDGs）

日本が議長国を務めたG7伊勢志摩サミットでは、SDGs（持続可能な開発目標、Sustainable Development Goals）採択後初のサミットであったことから、開発協力における優先課題として、G7としてのSDGs達成へのコミットメントを確認しました。これに先立ち、2015年９月、2030年までの国際社会全体の普遍的な開発目標として、持続可能な開発のための「2030アジェンダ」が国連サミットで採択されました。2030アジェンダは、開発途上国に焦点を当てていた前身のミレニアム開発目標（MDGs: Millennium Development Goals）と異なり、開発途上国および先進国の双方が共に取り組むべき開発目標として策定されたものです。その中ではSDGsとして、17のゴール（目標）と169のターゲットが掲げられています。貧困、飢餓、保健、教育、ジェンダー、水と衛生などMDGsに掲げられていた目標を引き継

いだ上で、これをさらに推し進めたものも含まれるほか、経済成長やインフラ、気候変動対策等、MDGsには明確に含まれていなかったものも含まれており、内容も広範で包括的なものとなっています。

また、日本はG7議長国としてリーダーシップを発揮し、2016年５月に、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とするSDGs推進本部を設置し、同推進本部第一回会合において、SDGsの実施に向けた日本の指針を策定することを決定しました。

これを受け、SDGs推進本部の下、指針の策定に向けて、2016年９月と11月の２回にわたり、NGO／NPO、有識者、民間セクター、国際機関等の広範な参加者によるSDGs推進円卓会議を開催したほか、パブリックコメントも実施し、広範囲にわたる関係者と意見交換を行いました。この結果、同年12月に開催されたSDGs推進本部第二回会合において、指針本文と付表の二つから成るSDGs実施指針が決定されました。

実施指針本文には、ビジョンとして「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことを掲げたほか、５つの実施原則とフォローアップの内容を定めています。また、SDGsのうち、日本として特に注力すべき取組の柱を示すべく、SDGsの内容を日本の文脈に即して再構成し、「あらゆる人々の活躍の推進」や「健康・長寿の推進」といった８つの優先課題を掲げました。付表には、これら８つの優先課題のそれぞれについて推進される具体的な施策として、関係省庁から提出された140の国内・国外施策を記載しました。

また、同推進本部第二回会合では、実施指針の決定に関連して、安倍総理大臣からSDGs達成に向けた具体的な推進策についても発表しました。国際保健については、感染症対策、保健システム強化や女性の健康、ポリオ対策支援等のため、国際保健機関に対し、総額約４億ドルの支援を行う方針を示しました。加えて、難民および難民受入国の支援のため、これまでの経験と能力を積極的に活用し、この分野の取組を質、量ともに一層拡充し、新たに5億ドル規模の支援を行う考えを表明しました。さらに、開発途上国の女性の活躍推進については、女性の権利の尊重、能力発揮のための基盤の整理、リーダーシップの向上を重点分野として、2018年までに総額約30億ドル以上の取組を着実に進めていくことを表明しました。

日本は、SDGs実施指針の下、関係府省庁一体となって、あらゆる分野のステークホルダーと連携しつつ、SDGs達成に向けた国際社会の取組をリードしていきます。

持続可能な開発目標（SDGs）

第2節　開発と格差・貧困の是正

G7伊勢志摩サミットにおいて、国内的・国際的に実施を進めることにコミットした2030アジェンダは、2030年までに貧困を撲滅し、世界を持続可能なものに変革するという国際社会の揺るぎない決意を反映し、誰一人置き去りにせず、より平和で、安定した、包括的で、かつ、繁栄する国際社会のための基礎を築くことを目的にしています。

世界における格差の解消、貧困削減、とりわけ絶対的貧困の撲滅は、最も基本的な開発課題であり、この解決のためには開発途上国の自立的発展に向けた経済成長の実現が不可欠です。こうした観点も踏まえ、G7伊勢志摩サミット後の2016年８月27日～28日、ケニアの首都ナイロビで開催された第６回アフリカ開発会議（TICAD（ティカッド） VI）〈注1〉では、成長の果実が社会全体に行き渡り、誰一人取り残されない「質の高い成長」を目指すべきである旨強調されました。

TICAD VIは、アフリカ自身の要望に応（こた）える形で、20年以上にわたるTICADの歴史上、初のアフリカ開催となりました。TICAD VIでは、2013年のTICAD V以降にアフリカで顕在化した諸課題に対応するため、「経済の多角化・産業化を通じた経済構造改革促進」、「質の高い生活のための強靱（きょうじん）な保健システムの促進」、「繁栄の共有のための社会安定化の促進」を優先分野として、日本、アフリカ諸国、パートナー諸国、国際機関、民間セクターおよびNGO等の市民社会が議論を行いました。

TICAD VIの成果文書として採択された「ナイロビ宣言」および付属文書である「ナイロビ実施計画」では、TICADの特徴であるアフリカのオーナーシップと国際社会のパートナーシップという二つの原則、人間の安全保障の尊重、効果的な実施とフォローアップ等の指針を確認しつつ、開発と貧困削減に向けたアフリカ自身の取組である「アジェンダ2063」〈注2〉やSDGs等の国際的な議論も踏まえながら、上記の三つの優先分野における具体的取組が表明されました。

開会セッションにおいて安倍総理大臣は、2016年～2018年の３年間で、「ナイロビ宣言」の三つの優先分野に即し、日本の強みである質の高さ（クオリティ）を活かした約1,000万人への人材育成（エンパワーメント）をはじめ、官民総額300億ドル規模の質の高いインフラ整備や保健システム構築、平和と安定の基礎づくり等のアフリカの未来への投資を行う旨発表しました。こうした取組は、G7伊勢志摩サミットの成果（質の高いインフラ投資・保健・女性）を実践する第一歩です。日本の優れた科学技術・イノベーションの力を活かしつつ、着実にその成果を実現するため、今後のTICADプロセスの中で、閣僚級フォローアップ会合等を通じ、今回の首脳会合で表明したアフリカ開発への取組をしっかりと行っていきます。

８月27日から２日間、ケニア・ナイロビにて開催された、第６回アフリカ開発会議（TICAD VI）の閉会セッション。安倍総理大臣は、ケニヤッタ・ケニア大統領（開催国）、デビー・イトゥノ・チャド共和国大統領（AU議長）と共に共同議長を務めた。（写真：内閣広報室）

注１：第６回アフリカ開発会議　TICAD VI：Sixth Tokyo International Conference on African Development
注２：「OAU/AU50周年記念宣言」を基礎として策定された、今後の50年を見据えたアフリカの統合と開発の大綱。アフリカの自決、成長、自由のための汎アフリカ主義の継続に向けた原動力となる文書であり、2015年１月のAU総会において採択された。

第3節　難民・移民問題を含む人道支援

紛争や自然災害、深刻な貧困、気候変動の影響等により、人道危機は、複雑化、大規模化、長期化し、2016年現在、紛争の影響を受け、避難を余儀なくされた難民や国内避難民等が第二次世界大戦後最大となっています。

G7伊勢志摩サミット直前の2016年５月、潘基文（バン・ギムン）国連事務総長（当時）の呼びかけによって世界人道サミットが初めて開催され、日本からは福田康夫政府代表（元内閣総理大臣）が出席しました。同サミットには55か国の首脳、および潘基文国連事務総長（当時）をはじめとする国際機関の長、NGO、企業関係者、学術関係者等約9,000名が参加し、中東地域の難民問題をはじめとした深刻化する人道危機への効果的な対応について議論が行われ、各関係者が具体的な行動を取ることを表明しました。

2016年５月、世界人道サミットにてスピーチを行う福田康夫政府代表

福田政府代表は、世界各地の深刻な人道状況の現場で苦しんでいる人々が、自らの国の未来を自らの手で切り拓くための「力」を手に入れてもらうべく、中東・北アフリカにおける社会安定化とすべての人を支える成長を実現するための支援を発表しました。具体的には、今後３年間で約２万人の人材育成を含む総額約60億ドルの支援、シリア人留学生受入れの拡大、国際協力機構（JICA）専門家等の「シリア難民及びホストコミュニティ支援チーム（J-TRaC）〈注1〉」の派遣です。

その後開催されたG7伊勢志摩サミットでは、議長国を務めた日本は難民・移民問題を地球規模の課題として認識し、これらの問題を含む人道危機に対応する際、2030アジェンダの「誰一人取り残されない」という基本理念を念頭に対応すべき点を強調しました。また、人道危機に対する国連主導の取組を支持するとともに、「世界人道サミット」、「難民及び移民に関する国連サミット」（後述）、「オバマ米大統領（当時）主催難民サミット」（後述）の開催を歓迎しました。日本は、G7伊勢志摩サミットの議長国として、人道支援のみならず、中長期的な観点から、貧困や格差、若年層の雇用問題をはじめ、中東地域の復興・開発を後押しすることで、中東地域が不安定化する根本的な原因の解決を促していくことが不可欠であり、安倍総理大臣が打ち出した「中庸が最善」という考えの下、暴力的過激主義の拡大を阻止し、「寛容で安定した社会」を中東に構築するため、前述の支援策の実施を表明しました。

さらに、難民や移民による人の大規模な移動が国際社会に大きな影響を与えていることを受け、2016年9月の国連総会に際し、難民・移民をテーマとした二つのサミットが開催され、日本からは、安倍総理大臣が出席し、難民問題への日本の取組を発信しました。

2016年９月、難民及び移民に関する国連サミットでスピーチを行う安倍総理大臣（写真：内閣広報室）

９月19日に潘基文国連事務総長（当時）の呼びかけで開催された「難民及び移民に関する国連サミット」は、難民と移民に焦点が当てられた世界初のサミットとなり、多くの国連加盟国や機関が参加しました。安倍総理大臣は、日本は難民への緊急的な人道支援に加えて難民および受入れコミュニティへの開発協力を並行して実施する「人道支援と開発協力の連携」のアプ

注１：シリア難民及びホストコミュニティ支援チーム　J-TRaC：Japan Team for Refugees and Communities

2015年のミャンマーの洪水による避難民の子どもたち（写真：国連WFP）

ローチにより難民支援を行ってきていることを紹介し、2016年から３年間で総額28億ドル規模の難民・移民への人道支援、自立支援および受入国・コミュニティ支援を行うことを発表しました。

９月20日には、オバマ米国大統領（当時）の呼びかけにより、「難民サミット」が開催され、日本を含む約50か国・機関の代表が出席しました。オバマ大統領が、世界的な難民危機への対応を強化するため、人道支援資金の増額、難民受入数の増加および難民の自立支援を参加国に呼びかけました。

安倍総理大臣は、G7伊勢志摩サミットでの難民問題に関する議論に触れつつ、日本は、「人間の安全保障」の実現のため、難民等への総額28億ドル規模の支援、新たに立ち上げられた世界銀行のグローバル危機対応プラットフォームへの総額１億ドル規模の協力、紛争の影響を受けた約100万人に対する教育支援・職業訓練等の人材育成、そしてJ-TRaCとして青年海外協力隊員がシリア難民の子ども達の支援を行うことを表明しました。

日本は国際機関等と連携し、難民・移民への人道支援、自立支援と同時に、受入国やホストコミュニティの経済発展を支える開発協力等を実施するとともに、難民と難民受入国双方に役立つ二国間支援をより一層拡充することで、人道支援と開発協力の連携を促進し、G7伊勢志摩サミットでのコミットメントを着実に実施していきます。

レバノン・ベッカー高原にあるUNHCRの難民受付センターで順番を待つシリア難民（写真：UNHCR）

第4節　日本がリードしたアジェンダ

●質の高いインフラ投資

2016年５月、日本が議長国を務めたG7伊勢志摩サミットにおいて、質の高いインフラ投資の基本的要素を盛り込んだ、『質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則』にG7として合意しました。インフラ（経済社会基盤）投資の世界的な需給ギャップは、世界中で経済成長や世界が直面している開発課題の深刻なボトルネックになっています。特に、アジアのインフラ需要は膨大であるといわれていますが、ここで大事なのは、インフラづくり自体が目的であってはならないということです。重要なのは、インフラの整備を通じて、アジアが世界の成長センターとして世界経済を牽引（けんいん）し続けること、そして、その成長の配当が、社会的な弱者を含め、地域や社会の隅々まで行き渡ることです。そのような目的を実現するために、「質の高いインフラ投資」が必要であるとの問題意識が世界中で広まっています。「質の高いインフラ投資」については、「2030アジェンダ」や最近のG7、G20、ASEAN（アセアン）〈注1〉関連首脳会議、APEC〈注2〉などの首脳文書にも明記されました。

インフラ投資においては、インフラ自体が使いやすく、安全で、災害にも強い、「質」の高いものであるだけでなく、インフラの計画が相手国のニーズを踏まえたものであることが重要です。地元の環境やコミュニティ、人々の生活と調和するものであること、工事やメンテナンスに至る長い目で費用対効果が高いこと、そして、現地に雇用が生み出され、技術が伝わることも大事です。計画の段階から、長期的な視野からの調整や対話が丁寧に行われること、様々な国際的なスタンダードやルールに従っていくことも重要です。そして、民間の資金やノウハウを活用することも必要です。これが「質の高いインフラ投資」の全体像です。

ケニアのリフトバレー地方において、オルカリアⅠ地熱発電所の４・５号機（70MW×2）の建設により電力供給の安定性の改善を図る（写真：JICA）

また、伊勢志摩サミットに先駆け、日本は「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を通じて、世界全体に対し、今後5年間で総額約2,000億ドル規模の質の高いインフラ投資を実施していくことを発表しました。その後もG7伊勢志摩原則に盛り込まれた質の高いインフラ投資の基本的要素については、TICAD Ⅵに際して採択されたナイロビ宣言、G20杭州サミット首脳コミュニケ、東アジア首脳会議の成果文書等においても言及されており、今や国際的に認知されています。日本政府は今後も、世界の成長や、貧困や格差などの開発課題の解決にとって「質の高いインフラ投資」を進める必要がある点およびその具体的な中身を様々な場面で発信し、アジアを含む世界の国々や国際機関と連携し「質の高いインフラ投資」を推進していきます。

2015年４月に開通した、カンボジアのネアックルン橋（つばさ橋）。主橋梁640m、橋長2,215m、取り付け道路を合わせると、5400mに及ぶ。メコン川を渡河するフェリーは、通過に１時間要していたが、橋の開通で５分程に短縮された。（写真：久野真一／ JICA）

注１：東南アジア諸国連合　ASEAN：Association of South-East Asian Nations
注２：アジア太平洋経済協力　APEC：Asia-Pacific Economic Cooperation

●女性

日本は、女性が持つ力を最大限発揮できるようにすることが、社会全体に活力をもたらし、成長を支える上で不可欠との考えの下、「女性が輝く社会」の実現に向け、国際社会との協力を進めています。その一環として、2014年から国際女性会議WAW!（World Assembly for Women）を開催し、海外から多数のリーダーを招き、女性の社会進出を阻む働き方や男女の役割分担意識の変革を訴えることに加え、若者や、困難を抱える女性の声に耳を傾け、防災、起業、教育、平和構築など、女性を取り巻く様々な課題について包括的に議論してきました。

2016年５月に開催されたG7伊勢志摩サミットでは、日本は議長国として、2015年のエルマウ・サミット（ドイツ）の成果も踏まえ、教育を含む女性のエンパワーメントや、自然科学・技術分野における女性の活躍推進などのテーマを優先課題の一つとして取り上げ、あらゆる分野における女性の活躍推進に向けた国際的機運を高めました。また、SDGsに明記されている「ジェンダー主流化（gender mainstreaming）」を実践するために、安倍総理大臣のリーダーシップの下、史上初めて、G7の首脳会合およびすべての閣僚会議において、女性に関する議題を取り上げました。その成果として、G7首脳は、女性の潜在力を花開かせるためのエンパワーメント、科学、技術、工学、数学（STEM）〈注3〉分野における女性の活躍推進および平和・安全保障分野への女性の参画促進が重要であることの認識を共有し、「女性の能力開花のためのG7行動指針：持続可能、包摂的、並びに、公平な成長及び平和のために」に合意しました。また、理工系分野における女性の活躍推進の気運を高め、環境整備を後押しするため、「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）〈注4〉」を立ち上げました。

また、日本はこの機会に、開発協力大綱に基づく新たな分野別開発政策の一つとして「女性の活躍推進のための開発戦略」を発表するとともに、2016年から2018年までの３年間で、約5,000人の女性行政官等の人材育成と約５万人の女子の学習環境の改善を実施する旨を表明し、着実に実施しています。

「女性の活躍推進のための開発戦略」は、開発途上国の女性たちの活躍を推進するため、①権利の尊重、②能力発揮のための基盤の整備、③政治、経済、公共分野におけるリーダーシップ向上を重点分野としています。具体的には、女性に配慮したインフラ整備や、STEM分野を含む女子教育支援、防災分野をはじめとする女性の指導的役割への参画推進等を通じ、女性が自らの人生に関する選択肢を広げ、主体的に自らの可能性を自由に追求できるような環境整備や制度構築を支援することを目指しています。

2016年12月、東京で開催されたWAW!（World Assembly for Women）2016でスピーチを行う岸田外務大臣

注３： 科学、技術、工学、数学　STEM：Science, Technology, Engineering, and Mathematics
注４： 女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ　WINDS：Women's Initiative in Developing STEM Career

●保健

日本は、人間一人ひとりに着目し、個人の保護・能力強化を通じ、人々が尊厳を持って生きる社会を実現する「人間の安全保障」の理念の下、国際保健分野での貢献を重視し、推進しています。特に、2015年９月の持続可能な開発のための「2030アジェンダ」採択および開発協力大綱の保健分野の課題別政策である「平和と健康のための基本方針」の策定以降、公衆衛生危機対応とユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）〈注5〉促進を念頭に、国際会議の主催等を通じて、指導力を発揮し、成果を挙げてきました。

2016年５月に開催されたG7伊勢志摩サミットでは議長国として議論を主導し、「G7伊勢志摩首脳宣言」において、保健を大きく取り上げ、感染症等の公衆衛生危機への対応能力強化、危機管理対応にも役立つUHCの推進、AMR〈注6〉への対応強化の３分野が重要との点で合意し、これら分野での取組の方針をまとめた「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」を発表しました。また、安倍総理大臣は、日本の具体的な貢献として、公衆衛生危機対応、感染症対策やUHCの実現に向けた保健システム強化等のため、国際保健機関等に対する約11億ドルの支援方針を新たに表明しました。

さらに、2016年8月のTICAD Ⅵにおいては、保健を優先課題の一つとして掲げ、ナイロビ宣言での「質の高い生活のための強靱（きょうじん）な保健システム促進」として、公衆衛生危機への対応強化、危機への予防・備えにも役立つUHCの推進に向けた取組について合意しました。また、安倍総理大臣は、G7伊勢志摩サミットでの国際保健機関に対する約11億ドルの拠出表明に関し、グローバルファンドやGaviワクチンアライアンス等を通じて、約５億ドル以上の支援をアフリカで実施し、約30万人以上の命を救うこと、約2万人の感染症対策のための専門家・政策人材育成や基礎的保健サービスにアクセスできる人数を約200万人増加させることを表明しました。また、日本が共催した「UHC in Africa」ハイレベルイベントでは、グローバルファンドと世界銀行からアフリカの保健制度に関して、今後３～５年間で240億ドルを支援することが表明されました。さらに日本は、アフリカにおけるUHCの実現に向け、アフリカ諸国が具体的な国家戦略を策定する際に参考となる政策枠組「UHC in Africa」を世界保健機関（WHO）〈注7〉、世界銀行、グローバルファンド等と共同で発表しました。

ザンビアのチレンジェヘルスセンターの母子保健センターにおける乳幼児健診の様子（写真：渋谷敦志／ JICA）

ブータンの旧都、プナカの県立病院地域保健課で助産師として活動する青年海外協力隊の計良知美さん。妊産婦からの相談業務や妊婦健診、乳幼児健診、予防接種、家族計画などの母子保健サービスを実施している。（写真：ブータン放送　BBS：Bhutan Broadcasting Service）

注５：ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ　UHC：Universal Health Coverage
注６：薬剤耐性　AMR：antimicrobial resistance
注７：世界保健機関　WHO：World Health Organization

第2章 開発協力大綱の下での一年を振り返る

ラオス・ビエンチャン市内の病院で医院長と院内を視察するJICA母子保健専門家リーダーの園田美和さん（右端）が現場の看護師から聞き取りを行っている（写真：久野真一／ JICA）

第1節 開発協力大綱とは？

開発協力大綱は、日本の開発協力政策における最上位の政策文書として、政府開発援助（ODA）大綱を12年ぶりに改定する形で、2015年２月に策定、閣議決定したものです。2016年は改定後２年目の年として、新たな大綱の下で開発協力政策を実施してきました。

1954年以降、60年以上にわたり、日本はODAをはじめとする開発協力を推進し、国際社会の平和と安定および繁栄に貢献してきました。近年、グローバル化等に伴い開発課題が多様化・複雑化・広範化し、地域紛争、大量の難民、頻発するテロ、地球温暖化など、国際社会が取り組むべき課題は山積しています。また、ODA以外の公的・民間資金や政府以外の様々なアクター（主体）の役割が増大し、これらの連携が重要性を増しています。さらに、開発を持続可能かつ効果的なものとするため、先進国の取組のみならず、先進国と開発途上国の協働が不可欠になっています。

この新たな時代に、日本は平和国家としての歩みを堅持しつつ、国際協調主義に基づく積極的平和主義の一環として開発協力を位置付け、ODAを重要な外交政策手段として戦略的に活用すべく具体的に取り組んでいます。こうした認識の下、改定された開発協力大綱は、国家安全保障戦略や日本再興戦略をはじめとする日本の基本政策とも整合的なものとなっています。

開発協力の目的は、国際社会の平和と安定および繁栄の確保により一層積極的に貢献することにあります。また、これを通じて日本の平和と安全の維持、さらなる繁栄の実現、安定性および透明性が高く見通し

のつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった日本の中長期的な国益に寄与することです。これにより、国際社会と日本がWin-Winの関係を構築していくことができます。開発協力大綱はこの点を明確にしつつ、ODAを、開発に役立つ様々な活動を推進するための原動力と位置付け、以下の基本方針に基づき、重点課題に積極的に取り組むこととしています。

基本方針

●非軍事的協力による平和と繁栄への貢献

開発協力の軍事的用途および国際紛争助長への使用を回避するとの原則を遵守しつつ、平和国家たる日本にふさわしい方法で、国際社会の平和と安定および繁栄の確保に積極的に貢献。その際、国際社会の重要な課題への対応に当たり、軍や軍籍を有する者への非軍事目的に協力が必要となる場面が増加していることを踏まえ、これまで十分明確でなかったこれらの者への非軍事目的の開発協力方針を明確化。

●人間の安全保障の推進

人間一人ひとり、特に脆弱（ぜいじゃく）な立場に置かれやすい人々に焦点を当て、その保護と能力強化を通じて、人々が恐怖や欠乏から免れ、尊厳を持って生きることを実現するための協力を行う。

●自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力

開発途上国の自発性と自助努力の基礎となる人づくりや経済社会インフラ整備等を重視するとともに、相手国の真のニーズを把握するための対話・協働を重視。

重点課題

- 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅
- 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現
- 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱（きょうじん）な国際社会の構築

2016年、日本はG7議長国として、G7伊勢志摩サミットやTICAD（ティカッド） Ⅵ、ASEAN（アセアン）関連首脳会議、「難民及び移民に関する国連サミット」などの場で、国際社会が直面する課題に対応するためのイニシアティブを具体的に打ち出し、議論をリードしてきました。同年12月に策定された持続可能な開発目標（SDGs）実施指針に基づき、SDGsの達成に率先して取り組むことも重要です。日本は、開発協力大綱の下、ODAを積極的かつ戦略的に活用しながら、こうした取組を今後とも着実に実施していく考えです。

第2節　質の高い成長に向けた取組

質の高いインフラの整備は、そこに暮らす人々の生活の改善につながるとともに、国内・域内の経済活動を刺激するものであり、各国の質の高い成長を支える重要な取組の一つです。日本は、これまでも、それぞれの国・地域の経済・開発戦略に沿った形で、官民一体となって質の高い成長につながるような質の高いインフラの整備を積極的に支援してきました。たとえば、2015年に開通したベトナムのニャッタン橋は日本の円借款により作られたものですが、軟弱な地盤の上に橋梁を建設する際に日本企業が有する特殊な技術が用いられています。

完成されたベトナム・ニャッタン橋(日越友好橋)。ハノイ市内紅河を挟んで渋滞緩和および交通効率化を図り、同市の経済発展に寄与する。(写真：久野真一／ JICA)

アジアをはじめとする各国・地域には引き続き膨大なインフラ需要が存在しており、さらなる成長に向けてインフラ整備への支援が求められています。日本は、こうした需要に応えるべく、2015年５月、安倍総理大臣から「質の高いインフラパートナーシップ」を発表し、アジア開発銀行（ADB）〈注1〉と連携し、今後５年間で、約1,100億ドルの「質の高いインフラ投資」をアジア地域に提供するとともに、有償資金協力の制度改善を通じて、アジア地域のインフラ需要に対して一層魅力あるファイナンスを提供すべく取り組んでいくこととしました。

さらに、2016年５月23日には、安倍総理大臣から、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を発表し、アジアのみならず世界全体のインフラ需要に対し、官民合わせて約2,000億ドルの資金等を供給することとしました。また、制度改善を一層進めるとともに、支援を実施するJICA等政府機関の体制強化を進めることもあわせて発表しました。

こうした取組を着実に実行していくことにより、日本は国際社会における質の高いインフラの整備を通じた質の高い成長を促進していく考えです。

1983年に日本の協力により建設された、コンゴ川に架かる唯一の吊り橋、通称「マタディ橋」。完成後すぐに紛争が始まってしまったが、日本人技術者からの技術移転が功を奏し、30年以上経った現在もしっかり維持管理されている。日本とコンゴ（民）の友好のシンボル。(写真：久野真一／ JICA)

注１：アジア開発銀行　ADB：Asia Development Bank

第3節　人材育成

適切な質の教育や職業訓練による人材育成は、経済成長とそれに伴う貧困問題の解決に不可欠です。貧困国のみならず、たとえばタイのように一定の経済成長を遂げた国でも、「中所得国の罠」〈注1〉に陥らないよう、生産性向上や技術革新を促す人材の育成支援が必要です。人材育成は、分野横断的な課題でもあり、それに対応するため日本は実に様々な取組をODAにより実施しています。

たとえば、安倍総理大臣は、2015年の日ASEAN（アセアン）首脳会議において、アジアの持続的な成長には各国の基幹産業の確立や高度化を担う産業人材が不可欠との考えの下、「産業人材育成協力イニシアティブ」を発表しました。これは、アジア地域で、主に技術協力を通じて2015年以降の３年間で４万人の産業人材育成を支援するものです。

具体的には、各国の経済発展段階に応じた人材育成ニーズに合わせて、理数科などの基礎教育や工学系高等教育の拡充に加えて、技術者、エンジニア、研究開発者、経営人材、産業政策の策定を担う行政官などの幅広い分野で人材育成を支援していきます。

また、各開発途上国や地域の実情に合わせて、様々な日本での研修プログラムも提供しています。そのうちの一つに、日本の大学院に留学する機会を提供するものがあります。たとえば「人材育成奨学計画（JDS）〈注2〉」では、毎年、約10か国から計200人以上の若手行政官が来日し、日本の大学院で祖国の社会経済発展のために知識を深めています。

ミャンマーから日本の修士課程に派遣される行政官たちの壮行会の様子（写真：山崎淳一／日本国際協力センター）

最近では、行政官や教員、研究者だけではなく、有望なビジネスマンも対象とする本邦研修事業も始まりました。たとえば「ABEイニシアティブ〈注3〉」では、アフリカの人材に修士課程の留学と日本企業でのインターンシップの体験を提供しています。さらに2016年8月にケニアで開催されたTICAD（ティカッド）VIにおいては、その後継となる「ABEイニシアティブ2.0」をはじめ、研究・実学・ビジネス実践を通じて、経済活動の核となる産業人材をアフリカにおいて約３万人育成することを安倍総理大臣から表明しました。

このような日本での研修の機会の提供は、帰国後に彼らが日本の良き理解者として活躍することにもつながっています。たとえば、日本企業がアフリカで経済活動を進める際に、卒業生と協力し合える可能性に期待が寄せられています。過去にも実際に、かつてJICAが実施した、ベトナムのハノイ工科大学のIT分野教育能力強化プロジェクトで訪日した研修生が、帰国後に日本の留学先の大学にちなんだ名前の会社を起業し、日本とベトナムのIT業界の橋渡し人材となった例があります。

さらに2016年６月に閣議決定された「日本再興戦略2016」に基づき、外務省・JICAは、「イノベーティブ・アジア〈注4〉」という新しい事業を始めます。この事業は、アジアの開発途上国等の優秀な人材が日本国内の企業等で就労し、日本のイノベーションに貢献することに加え、いずれは自国のイノベーションおよび産業発展にも貢献することができるよう、高度人材の育成および環流を促進させるためにODA等を活用するものであり、第一弾としてASEAN諸国やインド、スリランカなど、アジアの14か国の大学とパートナーシップを結び、日本の大学院や研究機関で学んだり、企業等でインターンシップを体験したりする機会を提供します。この事業により、2017年度からの５年間で合計1,000人の科学技術研究に従事する優秀な学生を日本に招くことを目標にしています。

また、こうした外国人の学生が日本国内で一定期間就職することを希望する場合には、日本の在留資格を取得する際に優遇措置（「高度人材ポイント制」の特別加算等）を受けられるようにします。

イノベーションは社会の多様性から生まれます。本事業を通じて、日本を含むアジアの中で知と人材の還流が一層活発になり、持続的な経済の発展の基礎となるイノベーションが引き起こされ、人々の生活がより豊かになることを目指します。

注１：一定レベルの所得水準を獲得した国の所得・開発の進捗が、人件費の上昇や後発国の追い上げ等により競争力を失うことで、停滞してしまう状態を指す概念。
注２：人材育成奨学計画　JDS：Project for Human Resource Development Scholarship
注３：ABEイニシアティブ　ABE Initiative: African Business Education Initiative for Youth
注４：イノベーティブ・アジア　Innovative Asia

第4節　平和で安全な社会の実現と地球規模課題への取組

●法の支配

開発途上国の「質の高い成長」による安定的な発展のためには、インフラ（経済社会基盤）の整備とともに、法の支配の確立、グッドガバナンス（良い統治）の促進、民主化の促進・定着、女性の権利を含む基本的人権の尊重等が鍵となります。特に、法の支配は、国内において公正で公平な社会を実現するための不可欠の基礎であると同時に、友好的で対等な国家間関係の基盤となっています。日本は、国際社会における法の支配の強化を外交政策の柱の一つとしており、法整備などを通じた各国国内における法の支配の強化にも貢献してきています。このような法制度整備支援は、開発途上国に対し、立法や制度整備およびその理解と定着に向けた取組に対する支援を通じて、グッドガバナンスに基づく開発途上国の自助努力を支援するとともに、持続的成長のために不可欠な基盤作りを支援するものです。

開発途上国において、その経済成長や人権の保障、貧困削減といった目標を達成し、人々が安心して豊かに暮らせるようにするためには、国民の意志を反映した合理的なルールが、公平かつ適正に執行・管理・運用されなければなりません。日本は、JICA、法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会、大学関係者等、オールジャパン態勢で、各国のニーズや課題に合わせ、人材育成を中心に、それぞれの開発途上国の法制度・司法制度の整備・改善に向けた取組を支援しています。

日本が、政府開発援助（ODA）により最初に法制度整備支援を実施した国はベトナムです。ベトナム政府は、1986年にドイモイ（刷新）政策を導入し、市場経済に転換するために民商事法の整備・改正に着手しました。こうした流れの中、日本は、同国政府の要請を受け、1996年にODAによる法制度整備支援を本格的に開始し、市場経済の基盤となる民法・民事訴訟法の起草や、法令を実際に運用する人材の育成を、日本の法律専門家の派遣や日本での研修員受入れなどの方法により支援してきました。このような長年の支援が実を結んだ一例として、1999年から日本のODAによる研修員受入制度を通じて名古屋大学に留学し、2003年に博士号を取得したレー・タイン・ロン氏が、2016年4月にベトナムの司法大臣に就任し、活躍されています。

ネパールでは、1990年代初頭、民主化を求める人民運動から端を発した政府と反政府勢力マオイスト間の内戦が、1996年から2006年の包括的和平合意締結までの10年間続き、その間多くのネパール人の命が失われました。日本は、内戦後のネパールの民主化を後押しするために、現代社会のニーズや新憲法と法律との乖離（かいり）、宗教的要素の法的位置付けなど、ネパールの法整備の様々な問題について、支援の必要性を感じ、日本の有識者により構成されるアドバイザリーグループとネパールの法曹関係者との間で慎重に協議しながら、民法草案づくりを含む立法等を支援しました。（83ページの「国際協力の現場から」参照）

ネパール・カトマンズで行われた民法案含む主要５法案に関するパブリックコンサルテーションの様子（写真：長尾貴子）

日本は、2013年５月に改訂された法制度整備支援に関する政府基本方針に基づき、アジアの８か国（インドネシア、ベトナム、ミャンマー、モンゴル、カンボジア、ラオス、ウズベキスタン、バングラデシュ）で重点的に法制度整備支援を展開してきました。一方で、アフリカ諸国に対しても、コートジボワールに司法アドバイザーを派遣し、市民へ法情報の提供を行うコールセンターの設置や、同国を含む西アフリカ周辺８か国の刑事司法関係者を対象に、同国および日本において刑事司法研修を実施したりするなどの支援を行っています。これらの支援は、相手国の自由な社会経済活動や社会の安定に資する法制度の確立に寄与するのみならず、日本企業をはじめとする各国企業が現地で事業を展開しやすくなるという国際社会全体のメリットもあります。

日本が法制度整備支援を含むガバナンスの分野において行ってきた支援の額は、2005年から2014年までの10年間で、約27億ドルに上ります。

法の支配の貫徹のためには、法執行の確保も重要です。日本は政府の不正腐敗対策、武器輸出入管理・取締り、人身取引を含む組織犯罪・テロ対策のため、税関・警察への能力構築支援を行っています。また、日本は海洋国家であり、海洋における法の支配の貫徹のため、ODA等のツールを活用して、船舶の供与や技術協力、人材育成を通じ、開発途上国の海上保安機関等の法執行能力の向上も支援しています。

●自由で開かれたインド太平洋戦略

安倍総理大臣は、2016年８月にケニアで開催されたTICAD（ティカッド） VIにおける基調演説の機会に、「自由で開かれたインド太平洋戦略（Free and Open Indo-Pacific Strategy）」を発表しました。この戦略は、国際社会の安定と繁栄の鍵を握るのは、「２つの大陸」、すなわち成長著しい「アジア」および潜在力溢れる「アフリカ」と、「２つの大洋」、すなわち自由で開かれた「太平洋」および「インド洋」の交わりにより生まれるダイナミズムであるとの考えに基づき、これらを一体としてとらえた外交を進めていくものです。

既に東南アジアおよび南アジアでは民主主義・法の支配・市場経済が根付き、自信・責任・リーダーシップが醸成されています。こうしたアジアの成功を「自由で開かれたインド太平洋」を通じて中東・アフリカに広げてその潜在力を引き出す、すなわち、アジアと中東・アフリカの「連結性」を向上させることで、地域全体の安定と繁栄を促進していくことが重要です。具体的には、東アジアを起点として、南アジア～中東～アフリカへと至るまで、インフラ整備、貿易・投資、ビジネス環境整備、開発、人材育成等を面的に展開するとともに、アフリカ諸国に対し、開発面に加えて政治面・ガバナンス面でも、相手国のオーナーシップを尊重した国づくり支援を行っていきます。

こうした戦略の実施に当たっては、とりわけODAの役割が重要です。たとえば、地域の物流・人流を活性化させる「生きた連結性」を実現するため、日本はODAを活用して、インドにおけるムンバイ・アーメダバード間高速鉄道等、質の高いインフラ投資を通じた物理的連結性の強化のみならず、通関円滑化等の制度的連結性の強化のための支援も進めてきています。また、こうしたインフラや制度を使いこなす人材も不可欠であることから、産業人材・高度人材の育成を積極的に行うとともに、日本とアジア・アフリカの人材交流・ネットワーク構築を後押しし、人的連結性も強化しています。

さらに、地域の連結性を高め、点や線ではなく「面」

新たな外交戦略：「自由で開かれたインド太平洋戦略」
“Free and Open Indo-Pacific Strategy”

「地球儀を俯瞰する外交」　国際協調主義に基づく「積極的平和主義」

安倍政権の実績を踏まえ、これらの外交コンセプトをさらに発展させる

「自由で開かれたインド太平洋戦略」

国際社会の安定と繁栄の鍵を握るのは、
「２つの大陸」：成長著しい「アジア」と潜在力溢れる「アフリカ」
「２つの大洋」：自由で開かれた「太平洋」と「インド洋」
の交わりにより生まれるダイナミズム
⇒ これらを一体としてとらえることで、新たな日本外交の地平を切り拓く

アフリカ

■ 高い潜在性
・人口約11億人（世界の15%）
→2050年には25億人との予測
・面積3000万㎢（世界の22%）
・高い経済成長率（2002~13年の平均は4.2%）
・豊富な資源と有望な市場

⇒「成長大陸」として飛躍する中、貧困・テロ等の課題あり

アフリカ諸国に対し、開発面に加えて政治面・ガバナンス面でも、押しつけや介入ではなく、オーナーシップを尊重した国造り支援を行う

自由で開かれたインド太平洋を介してアジアとアフリカの「連結性」を向上させ、地域全体の安定と繁栄を促進する

※「自由で開かれたインド太平洋戦略」の具体化に向け、東アフリカと歴史的に結び付きの強いインドや、同盟国たる米国や豪州等との戦略的連携を一層強化する

アジア

■ 東南アジア及び南アジアでは民主主義・法の支配・市場経済が根付き、自信・責任・リーダーシップの目覚めあり

⇒ 今や「世界の主役」たるアジアの成功を、自由で開かれたインド太平洋を通じてアフリカに広げ、その潜在力を引き出す

東アジアを起点として、南アジア～中東～アフリカへと至るまで、インフラ整備、貿易・投資、ビジネス環境整備、開発、人材育成等を面的に展開する

としての経済圏を創出し、貿易・投資を活性化させ、地域のポテンシャル（可能性）を最大限に発揮させることが極めて重要です。これは日本と国際社会にとってWin-Winの関係をもたらします。日本は、「自由で開かれたインド太平洋戦略」の下、今後とも戦略的にODAも活用し、国際社会の平和、安定および繁栄に貢献していく考えです。

●中東安定化支援

中東地域において、シリア・イラクの難民・国内避難民数は依然として高い水準にあり、非人道的な状況が継続しています。また、難民受入国の負担も増大しているほか、北アフリカ諸国等においても、政治的混乱や若年層の高い失業率に伴い、暴力的過激主義の拡大が懸念されています。このような中東地域に対し、人道支援のみならず、中長期的な観点から、貧困や格差、若年層の雇用問題をはじめ、復興と開発を後押しすることで、中東不安定化の根本原因の解決を促していくことが不可欠です。

日本は、2016年５月に行われたG7伊勢志摩サミットの機会に、「中庸が最善」という考えの下、暴力的過激主義の拡大を阻止し「寛容で安定した社会」を中東に構築するため、今後３年間で約２万人の人材育成を含む総額約60億ドルの支援の実施を表明しました〈注1〉。また、テロとの闘い、財政面での課題や経済の強化に取り組むイラクに対して、日本による5億ドルの新規支援を含め、G7による36億ドル以上の支援を結集しました。加えて、JICA専門家等の人道支援チームである「シリア難民及びホストコミュニティ支援チーム（J-TRaC）」による難民キャンプ等への派遣やシリア人留学生の受入れ拡大を行うことを表明しました。

●気候変動・地球規模問題対策

地球規模の環境問題は、持続可能な開発に対して重大な影響を与え、一国の努力だけで解決できる水準を既に超えています。地球温暖化防止のためにはすべての国が温室効果ガス排出削減に取り組むことが不可欠である一方で、多くの開発途上国は、自国の経済開発にも取り組まねばならず、自国の資金と実施能力だけでは十分な対策を実施できないというのも現実です。そこで、国際社会は、地球規模での気候変動対策の推進に向け、開発途上国支援に積極的に取り組んできています。

気候変動対策には、省エネルギー、再生可能エネルギー等の低炭素エネルギーの利用推進による温室効果ガスの削減を指す「緩和」と、気候変動によって引き起こされる悪影響（例：海面上昇、干ばつ）の防止・軽減のための「適応」策に大別できますが、日本は、この「緩和」と「適応」の双方の面において、これまでも積極的に開発途上国支援を実施してきています。

モロッコ・マラケシュのCOP22の会場に設置された日本パビリオン。日本の低炭素技術を紹介するジオラマが展示されている。（写真：環境省）

2015年にそれまでの長年の交渉の末、京都議定書に代わる新たな枠組みであるパリ協定を採択したCOP21の首脳会合では、安倍総理大臣が2020年に官民合わせて年間1.3兆円の気候変動対策事業が開発途上国で実施されるようにすると表明しました。これは、先進国による「2020年までに官民合わせて1,000億ドルを動員する」との目標の実現（2010年のCOP16決定）に道筋をつけ、パリ協定の合意妥結を大きく後押ししました。また、2016年に入ってからも、10月、先進国側が「1,000億ドルに向けたロードマップ（Roadmap to $ 100 billion）」を発表し、これに対し、11月のCOP22において、開発途上国側から歓迎の意向が示されるなど関連の取組が着実に進展しています。

日本として、今後とも引き続き関係国と連携しつつ、2020年の目標の実現に向け、特に地熱発電や都市鉄道、防災インフラ、水の確保などの日本の得意分野を念頭に、この分野で積極的に開発途上国に手を差し伸べていきます。

注１： G7直前の世界人道サミットにおいて、福田政府代表からも表明。

また、日本は、防災をはじめ、その他の地球規模課題についても、積極的に取り組んできています。

日本は、2015年３月に、第3回国連防災世界会議を仙台で開催しました。2030年までの防災に関する国際的な枠組を規定する「仙台防災枠組2015-2030」の採択を主導し、日本独自の取組として「仙台防災協力イニシアティブ」を発表するなど、国際防災協力を積極的に行ってきています。

2016年11月、高知県黒潮町において開催された「世界津波の日高校生サミットin黒潮」に参加した、日本を含む30か国の高校生たち（国内参加高校生約110名、海外参加高校生約250名）

また、世界レベルで津波の脅威に対する認識を高め、津波による被害を最小化するため、「世界津波の日」を提案し、2015年12月に国連総会において、142か国の共同提案国を得て全会一致で採択されました。これを受け、2016年には世界各地で津波に関する啓発のための各種会議や避難訓練等を開催しました。さらに、11月には高知県黒潮町で「世界津波の日高校生サミット in 黒潮」を開催し、日本を含む30か国の高校生約360名が参加しました。参加した高校生は、日本の津波の歴史や防災・減災の取組を学ぶとともに、今後の課題や自国での取組等について発表し、サミット全体の成果文書として「黒潮宣言」を採択しました。

●テロ対策支援

世界中に拡がるテロの脅威は、経済社会発展の重大な阻害要因です。そのため、今日、国際社会は一層の連携・協力が求められるとともに、テロへの対処能力を向上させるのみならず、その根源にある暴力的過激主義への対策が喫緊の課題となっています。こうした問題意識の下、2016年５月のG7伊勢志摩サミットでは、日本は議長国として、①テロ対策、②暴力的過激主義に代わる他の意見を表明させる力と寛容の拡大、③能力構築支援を柱とし、国際社会が特に取り組むべき課題に的を絞った「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」の発出に向けた議論をリードしました。また、７月には、アフリカにおけるテロ対処能力向上のため、日本が2016年から2018年までに、３万人への人材育成を含む1.2億ドルの支援を実施することを発表しました。さらに、９月の日ASEAN（アセアン）首脳会議では、アジア地域に対する総合的なテロ対策強化策として、①テロ対処能力向上、②テロの根本原因である暴力的過激主義対策、および③穏健な社会構築を下支えする社会経済開発のための取組を、今後３年間で450億円規模で実施するとともに、2,000人のテロ対策人材を育成する旨発表しました。

また、2016年７月のダッカ襲撃テロ事件を受けて同年８月に発表された「国際協力事業安全対策会議」の最終報告においても、開発途上国のテロ対策・治安能力の構築支援を積極的に行うこととしています。

日本は、これらの具体的な実現に向けて、技術協力、無償資金協力および有償資金協力といった二国間協力に加えて、国際機関を通じた協力も有機的に組み合わせながら、重層的かつ効果的な支援を行っています。

たとえば、テロリストや外国人テロ戦闘員の流出入を防ぐため、各国国境管理当局によるインターポールの盗難・紛失旅券等データベースの活用強化に向けた支援について、他のG7や関連国際機関との連携・協力を開始しました。生体認証や爆発物の検知等の分野における先端技術といった日本の持つ強みを活かした協力を通じて各国の水際対策の強化にも取り組んでいます。

また、日本は従来から穏健な社会の構築のための経済社会支援に取り組んでいるとともに、過激化防止に取り組む市民社会の活動支援等にも着手しています。

日本は、国際社会と連携しつつ、一層積極的にテロおよび暴力的過激主義の問題に取り組んでいく考えです。

第5節　多様なアクターとの連携による開発協力

近年、政府開発援助（ODA）をめぐる国際環境は、経済のグローバル化や多くの開発途上国が新たな投資先・市場として注目され、かつ、ODAの約2.5倍にも及ぶ民間資金が開発途上国に流入するなど大きく変化しており、こうした環境の変化の中で、日本における国際協力の形も変化を遂げています。それと同時に、開発途上国の開発においては、政府・国際機関のみならず、民間企業、NGOなどによる活動が重要性を増しており、また、地方自治体や中小企業なども新たな開発パートナーとして注目されています。

そうした中、ODAの役割についても変化が生じており、様々なアクター（主体）が、それぞれの得意分野を活かした多様なアプローチで開発途上国の開発に取り組んでいます。そうした一つひとつをODAがつなぎ、厚みのあるアプローチをとることで、相乗効果によってより大きな開発効果が期待されています。

たとえば、開発途上国において持続可能な成長を達成する上で、民間企業の役割が重視されるようになっています。開発途上国への直接投資の増加は、開発途上国への技術・ノウハウの移転、さらには雇用増加や所得増大につながります。具体的には、開発途上国のビジネス環境整備につながるインフラ整備、開発途上国の産業人材の育成、BOPビジネス（BOP：Base of the Economic Pyramid、167ページ参照）支援など、官民が連携した取組が重要となっています。こうした官民連携により開発途上国の経済発展に寄与した事例としては、ミャンマーのヤンゴン市郊外の経済特別区における工業団地の開発・販売・運営事業や、ベトナムにおいて、日本向け技能研修生・技術者の派遣前基礎訓練や帰国後の現地進出日本企業などへの就職支援を実施した事例などがあります。

さらに、日本の地方自治体の役割も重要性を増しています。近年、アジアをはじめとした新興国の経済発展は目覚ましいものがありますが、その一方で、急激な経済発展や、都市化の進展により、水、エネルギー、廃棄物処理、都市交通、公害対策、防災といった都市問題に対応するニーズが急増しており、日本の地方自治体に多く蓄積されている知見やノウハウを、開発途上国の開発課題に役立てることが期待されています。こうした日本の地方自治体がODAを活用して途上国の課題に取り組んだ事例としては、横浜市がフィリピンのメトロセブ水道区で上水供給改善事業に対して行った技術協力や、沖縄県宮古島市がサモアの水道事業運営に対して行った草の根技術協力、北九州市が協力したカンポット市の上水道施設に対する無償資金協力などがあります。

「沖縄連携によるサモア水道公社維持管理能力強化プロジェクト（155ページを参照）」で、給水区内の流量管理を行うサモア水道公社市街課無収水対策班（写真：富山健太／ JICA）

また、NGOは、開発途上国の現場の多様な課題やニーズをきめ細やかに把握し、状況に応じて迅速に対応を行うことができる存在であり、国民参加による日本の「顔の見える援助」の代表格といえます。現在、国際協力活動に取り組んでいる日本のNGOの数は400団体以上あるといわれており（2016年12月時点）、最近では、イラク・シリアおよびその周辺国、イエメン等における紛争や、ネパール大地震等の大規模自然災害に対応する緊急人道支援へのNGOの参加が国際的な注目を集めるなど着実な成長を遂げています。

NGOは開発協力における政府にとっての重要なパートナーであり、開発協力大綱では、NGO ／市民社会との連携を戦略的に強化することとしています。

外務省は、開発協力に関する国民の理解と支援を得る上で、また、ODAを効果的に実施していくために、NGOと積極的に連携しています。開発協力大綱の下、2015年6月には、今後５年間の連携の方向性を定めた中期計画をNGOと共に策定し、現在その実施に努めています。中期計画では、外務省とNGOの連携について、①NGOの開発協力活動に対する資金面での協力、②NGOの能力向上に対する協力、③開発協力政策やNGOとの連携に関するNGOとの対話、および④開発協力における協働を基本的な軸としています。

01
開発協力トピックス

顔の見える開発協力

離島を訪問し、患者の様子を見る青年海外協力隊の滝沢光太郎さん（写真：滝沢光太郎）

日本は、開発途上国の国民に、日本による開発協力であることを認識してもらうための「顔の見える開発協力」を推進しています。その一環として、開発途上国に対して日本から技術や知識を有する人材を派遣し、現地の国民との草の根レベルでの交流を通じて、同国の社会経済開発に貢献する事業を実施しており、それらは、両国民間の相互理解の促進や友好関係の構築にも寄与しています。

その代表的なものとして、JICAボランティア事業があります。JICAボランティアは現地の人々と生活や労働を共にしつつ、開発途上国の経済社会開発に携わる国民参加型事業です。同事業は、現地の人たちの日本への親しみを深め、日本と開発途上国の間で友好協力関係を強化するのに重要な役割を果たしており、その活動内容から、隊員は“草の根外交官”とも呼ばれ、まさに「日本外交の宝」ともいうべき存在です。青年海外協力隊は、2016年にアジアのノーベル賞ともいわれるフィリピンの「ラモン・マグサイサイ賞」を受賞するなど、海外でも高く評価されています。

一つの例として、青年海外協力隊としてパプアニューギニアに理学療法士の職種で配属された、滝沢光太郎さん（新潟県出身）の活動を紹介します。オセアニアに位置するパプアニューギニアは、南太平洋最後の楽園といわれるような美しい海や山々、600以上の島々を有しており、そこには約1,000の部族により800以上の異なる言語が存在している国です。滝沢さんは、首都のポートモレスビーから約1,000キロ離れた島にある、ブーゲンビル自治州のブカ総合病院に配属され、主な活動として、患者へのリハビリテーションサービスの提供や同僚への技術指導を行いました。リハビリテーションサービスを実施するに当たり、住民の暮らしの中にある海辺に着目し、通常の病院内での訓練に加えて、海水の浮力を利用した歩行訓練に新たに挑戦しました。また、同僚の業務改善への主体的な姿勢を促すため、直接指導を行うのではなく、滝沢さん自身が積極的に日々業務に打ち込む姿を見せることで、同僚を触発する努力を行いました。すぐには大きな変化は現れなかったものの、忍耐強く活動を続けた結果、徐々に同僚から治療へのアドバイスを求める声や、新たな提案を受けることが増え、滝沢さん自身も活動への不安や迷いを払拭することができました。滝沢さんは、活動中のある日、同僚の1人から「あなたがいることで私が何をすべきなのかがわかる」といわれたことが、自分の財産であると語ります。また、「私の活動のすべては、患者や同僚との一対一の人間関係そのものであり、明確に成果と呼べるものは少ないですが、任地の人々の記憶に残るようなかかわり方ができたのではないかと思っています」とも語っていました。

先天性内反足患者の手術後のギプス固定をする青年海外協力隊の滝沢光太郎さん（写真：滝沢光太郎）

このように、異なる文化・習慣の中で、任地の人々の暮らしに入り込み、様々な苦労を乗り越えながら支援を進めることは、青年海外協力隊ならではの活動といえます。多くの場合、青年海外協力隊の任地の人々にとって、日本人と直接接する機会はとても貴重なものです。そして、任地の人々との強い結びつきを持つことができる活動だからこそ、「顔の見える開発協力」として特別な技術や知識を教えるだけではなく、日本人が有する勤勉さや礼儀正しさといった特徴や価値も伝えることができます。

これまでに約5万人に及ぶJICAボランティアが行ってきた活動は、開発途上国における社会や経済、そしてそこに暮らす人々の生活に根付き、様々な形で発展に貢献しています。JICAボランティアによる支援は、各国要人との会談の場でも直接、感謝の意とともに継続を要請されるなど、相手国側からも高く評価されています。また、各隊員がJICAボランティア事業で得た個々の経験は、その後の日本や海外での社会活動の場でも活用されています。近年のグローバル化の進展に伴い、JICAボランティアの活躍は、国内の民間企業、地方自治体、地域社会などからも多くの期待が寄せられています。

第6節　国際協力事業関係者の安全確保

JICAの職員・専門家・ボランティアのみならず、コンサルタント、施工業者やNGOを含めた様々な国際協力事業関係者が活動している開発途上国の治安状況は複雑で、国ごとに状況が異なるのみならず、日々刻々と変化しています。

2016年７月のダッカ襲撃テロ事件により、JICAプロジェクトに従事する日本人のコンサルタント関係者が犠牲になったことを受け、外務省およびJICAは、国際協力事業関係者の安全対策を再検証し、新たな安全対策を策定するため、外務大臣の下に「国際協力事業安全対策会議」を設置しました。外務省およびJICAが多くの関係省庁と共に、また、政府関係機関、企業、NGO、地域情勢や危機管理の専門家の協力も得て、８月末日に新たな安全対策（最終報告）を公表しました。この最終報告では、最近の国際情勢を踏まえ、「安全はもはやタダではない」こと、組織のトップ自らが主導して安全対策を講じる必要があることを認識し、JICA関係者にとどまらず、必ずしも態勢の強くない中小企業をはじめ、より広範囲の国際協力事業関係者・NGOの安全を確保するため、①「国際協力事業安全対策会議」を常設化し、安全対策の着実な実施と関係者間の緊密な情報共有を図ること、②在外公館・JICA在外事務所の安全対策機材の増強や現地当局の治安能力構築支援を行うこと、③事業関係者やNGOによる事業経費への安全対策経費の計上を促進し、制度の活用、改善に加え、現地政府への働きかけ等を行うこと、④外務省では審議官級職員、JICAでは役員をそれぞれ安全対策担当として指名することなど、様々な分野で具体的な措置を講じることとしました。

最終報告の公表以降、外務省およびJICAは新たな安全対策を着実に実施してきました。たとえば、治安に関する情報収集の強化、現地治安関係当局との関係強化等、早急に対応可能なものにつき在外公館およびJICA在外事務所に指示しました。また、外務省国際協力局およびJICAにおいて、安全対策担当の幹部を指名するなど、安全対策の抜本的改革のための態勢強化を図りました。このほか、脅威情報等を関係者に共有するための国別の協議を開催してきたほか、事業関係者・NGO等に対し、在留届・「たびレジ」の登録促進の周知徹底を行いました。さらに、事業関係者・NGO等の幅広い関係者向けに、JICAによる安全対策研修およびテロ対策研修を開催しているほか、現地での安全対策セミナーや会議の開催、緊急連絡訓練等を実施してきました。

事業関係者・NGO等の安全対策が重要であることは、開発協力大綱でも強調されており、ODA事業を進める大前提と考えています。政府として、安全対策の着実な実施にしっかりと取り組んでいきます。

2016年７月12日、外務省で開催された、国際協力事業安全対策会議第１回会合の様子

ラオスの経済開放化、市場開放化の改革に伴い、法整備も急務になっている。ビエンチャンにて日本の法務司法専門家による、教材や執務マニュアルの製作支援が行われており、両国の専門家が活発に意見を出し合い、プロジェクトを進めている。(写真：久野真一／ JICA)

第Ⅱ部

2016年の開発協力

第１章 実績から見た日本の政府開発援助 22

第２章 日本の開発協力の具体的取組 28

●第1節 課題別の取組 29
●第2節 地域別の取組 120
●第3節 効果的で適正な実施に向けた取組 161

第1章 実績から見た日本の政府開発援助

課題別研修「生活改善アプローチを通じた持続的農村開発」を通じて、エルサルバドルのモラサン県グアロコクティ村の家族が提案したアクションプランを実施し、住居環境が改善したことを生活改善ネットワーク「REDCAM」の活動の受益者がJICAおよびFAO職員に説明している様子（写真：エルネスト・マンサーノ／JICA）

2015年、日本の政府開発援助（ODA）の支出総額は約150億2,862万ドル（約１兆8,185億円）で世界第４位、政府貸付の回収額を差し引いた支出純額〈注1〉は約92億282万ドル（約１兆1,136億円）で世界第４位の実績でした。〈注2〉

＜ 実績の分析 ＞

2015年の日本のODA実績（支出総額ドルベース）は、前年（2014年）に比べ約5.6％減で、経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）〈注3〉加盟国における順位は、米国、ドイツ、および英国に次いで第４位となりました。また、支出純額ドルベースでも約3.0％減で、順位は、米国、英国、ドイツに次ぎ第４位となりました。

円ベースでのODA実績は、無償資金協力、技術協力、有償資金協力、多国間援助（国際機関への出資・拠出等）のいずれの援助形態においても前年比で増加していますが、為替がドル高円安方向に推移したことにより、ドルベースでのODA実績は支出総額、支出純額のいずれも前年に比べ微減となっています。

2015年ODA実績の内訳は、支出総額では二国間ODAが全体の約79.7％、国際機関に対するODAが約20.3％、支出純額では、二国間ODAが全体の約66.8％、国際機関に対するODAが約33.2％です。二国間ODAは、日本と被援助国との関係強化に貢献することが期待されます。一方、国際機関に対するODAでは、「日本の顔」も見える形で専門的知識や政

注１：支出総額（グロス）と支出純額（ネット）の関係は次のとおり。
支出純額=支出総額－回収額（被援助国から援助供与国への貸付の返済額）
援助実績の国際比較においては、通常支出純額が用いられている。
注２：卒業国向け援助を除く。「卒業国を含む」実績値について、詳しくは図表Ⅲ-13（208ページ）をご覧ください。
注３：経済協力開発機構（OECD：Organisation for Economic Co-operation and Development）の開発援助委員会（DAC: Development Assistance Committee）

治的中立性を持った国際機関を支えることを通じて、直接日本政府が行う援助が届きにくい国・地域への支援も可能になります。日本は、これらの支援を柔軟に使い分けるとともに相互の連携を図り、適切に援助が供与されるよう努力しています。

無償資金協力は、開発途上地域の開発を主たる目的として同地域の政府等に対して行われる無償の資金供与による協力です。また、無償資金協力では大きな災害が発生したときなど開発途上国や国際社会のニーズに迅速かつ機動的に対応することができ、国際社会の安定確保や日本のリーダーシップを発揮できる大きな政策的効果があります。技術協力は、日本の知識・技術・経験を活かし、開発途上地域における経済社会開発の担い手となる人材の育成を行う協力で、開発途上国の技術水準の向上、制度や組織の確立や整備などに役立ちます。また、技術協力は“人と人との接触”を通じて実現され、人の往来が基本となる援助形態であるため、両国国民レベルでの相互理解に果たす役割は大きいといえます。有償資金協力（政府貸付）は、資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう、金利、償還期間等について緩やかな条件が付された有償の資金供与による協力です。無償資金協力と比較して、有償資金協力には大規模な支援を行いやすく、開発途上国の経済社会開発に不可欠なインフラ建設等の支援に効果的です

以上の援助手法別に見ると、二国間ODAでは、無償資金協力として計上された実績が約26億2,252万ドル（約3,173億円）で、ODA支出総額の実績全体の約17.5％となっています。うち、国際機関を通じた贈与は、約14億2,285万ドル（約1,722億円）で全体の約9.5％です。技術協力は約23億6,865万ドル（約2,866億円）で、全体の約15.8％を占めています。政府貸付等については、貸付実行額は約69億8,207万ドル（約8,448億円）で、ODAの支出総額全体の約46.5％を占めています。貸付実行額から回収額を差し引いた純額は、約11億5,627万ドル（約1,399億円）となっています。また、債務救済については、2014年に引き続き、2015年も実績はありませんでした。

図表 II-1　2015年の日本の政府開発援助実績

2015年（暦年）	ドル・ベース（百万ドル）			円ベース（億円）		
援助形態	実績	前年実績	対前年比（%）	実績	前年実績	対前年比（%）
無償資金協力	2,622.52	2,566.75	2.2	3,173.31	2,716.84	16.8
（うち、債務救済）	—	—	—	—	—	—
技術協力	2,368.65	2,630.07	-9.9	2,866.12	2,783.87	3.0
贈与計（A）	4,991.17	5,196.82	-4.0	6,039.43	5,500.71	9.8
政府貸付等（D）＝（B）－（C）	1,156.27	931.81	24.1	1,399.12	986.30	41.9
（貸付実行額）（B）	6,982.07	7,373.06	-5.3	8,448.46	7,804.20	8.3
（回収額）（C）	5,825.80	6,441.25	-9.6	7,049.35	6,817.90	3.4
二国間政府開発援助計（総額ベース）（A）＋（B）	11,973.24	12,569.88	-4.7	14,487.89	13,304.91	8.9
二国間政府開発援助計（純額ベース）（A）＋（D）	6,147.44	6,128.63	0.3	7,438.54	6,487.01	14.7
国際機関向け拠出・出資等（E）	3,055.38	3,354.66	-8.9	3,697.09	3,550.82	4.1
政府開発援助計（支出総額）（A）＋（B）＋（E）	15,028.62	15,924.54	-5.6	18,184.98	16,855.73	7.9
政府開発援助計（支出純額）（A）＋（D）＋（E）	9,202.82	9,483.29	-3.0	11,135.63	10,037.83	10.9
名目GNI速報値（単位：10億ドル、10億円）	4,313.63	4,786.40	-9.9	521,958.60	506,628.60	3.0
対GNI比（%）	0.21	0.20		0.21	0.20	

＊1　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊2　［−］は、実績が全くないことを示す。
＊3　卒業国向け援助を除く。（卒業国向け援助を含めた実績については208ページの「図表Ⅲ-13　2015年の日本の政府開発援助実績」を参照。）
＊4　ここでの「無償資金協力」は、債務救済および国際機関を通じた贈与（国別に分類できるもの）を含む。
＊5　換算率：2014年＝105.8475円/ドル、2015年＝121.0023円/ドル（OECD-DAC指定レート）
＊6　卒業国とは、262ページの「図表Ⅲ-37/DAC援助受取国・地域リスト」の記載から外れた国をいう。
＊7　DAC加盟国以外の卒業国で支出実績を有するのは次の17か国・地域（アラブ首長国連邦、イスラエル、オマーン、クウェート、サウジアラビア、シンガポール、セントクリストファー・ネーヴィス、トリニダード・トバゴ、[ニューカレドニア]、バーレーン、バハマ、バルバドス、ハンガリー、[フランス領ポリネシア]、ブルネイ、[香港]、ルーマニア）。

地域別の二国間ODAは次のとおりです。支出総額（支出純額）の順。

（以下の実績値は、卒業国向け援助を含む。）

- アジア：約63億3,308万ドル（約16億2,633万ドル）
- 中東・北アフリカ：約14億2,053万ドル（約８億6,376万ドル）
- サブサハラ・アフリカ：約18億6,698万ドル（約17億8,880万ドル）
- 中南米：約４億3,776万ドル（約－1,672万ドル）
- 大洋州：約１億2,911万ドル（約１億1,162万ドル）
- 欧州：約１億1,178万ドル（約4,812万ドル）
- 複数地域にまたがる援助：約16億9,388万ドル（約16億9,388万ドル）

（マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示します。）

図表 II-2　日本の二国間政府開発援助実績の地域別配分の推移

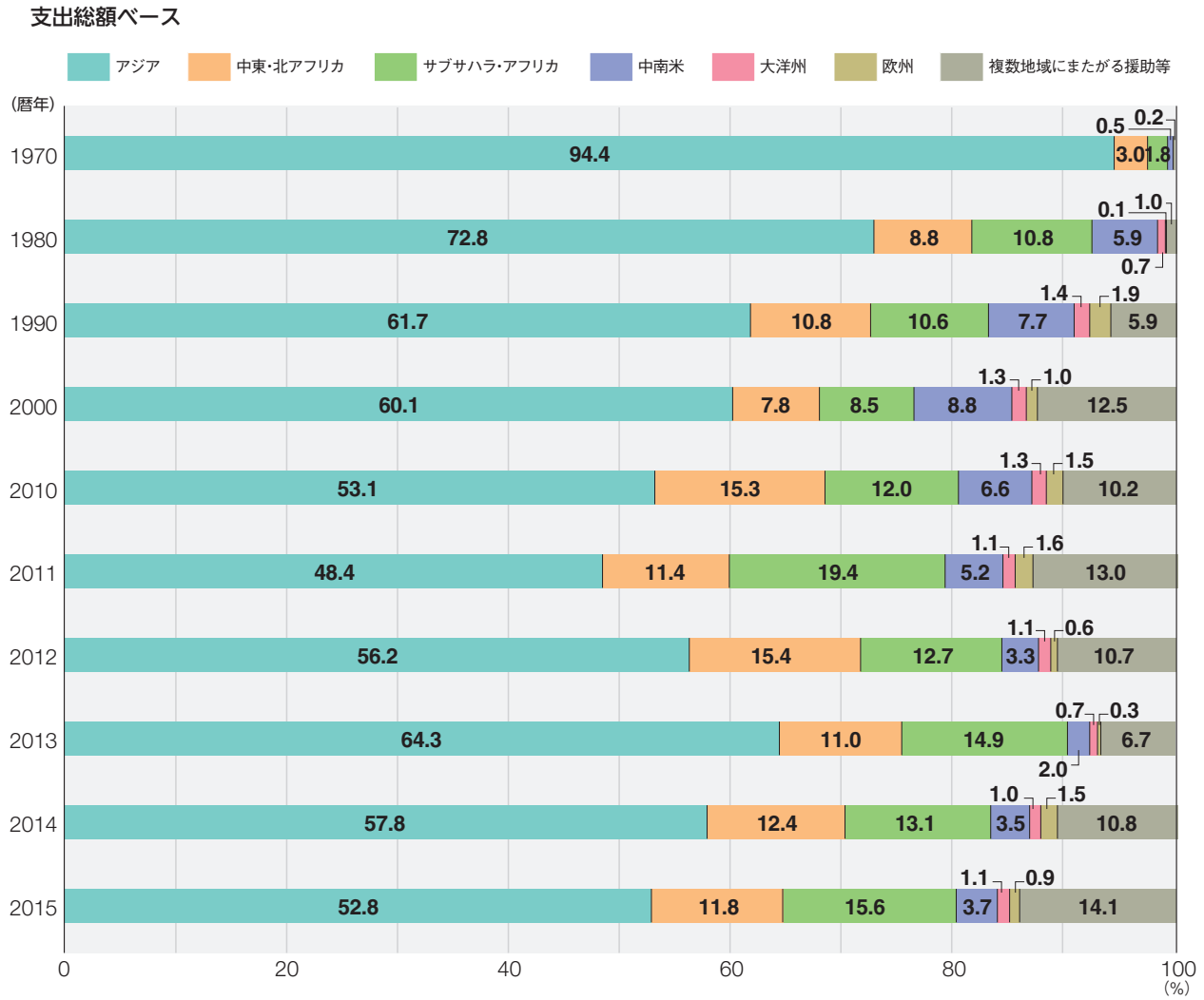

＊1　1990年以降の実績には卒業国向け援助を含む。
＊2　複数地域にまたがる援助等には、複数地域にまたがる調査団の派遣等、地域分類が不可能なものを含む。

図表 II-3　主要DAC加盟国の政府開発援助実績の推移

■ 支出総額ベース

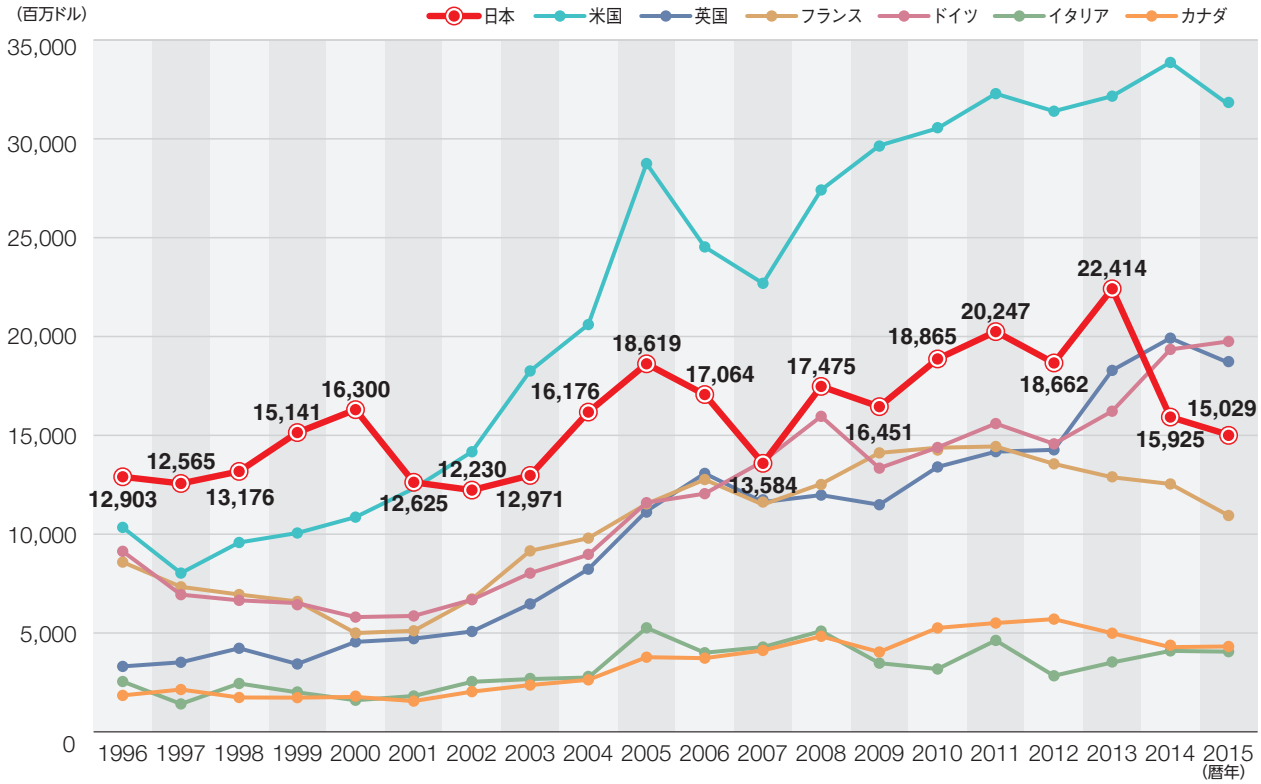

■ 支出純額ベース

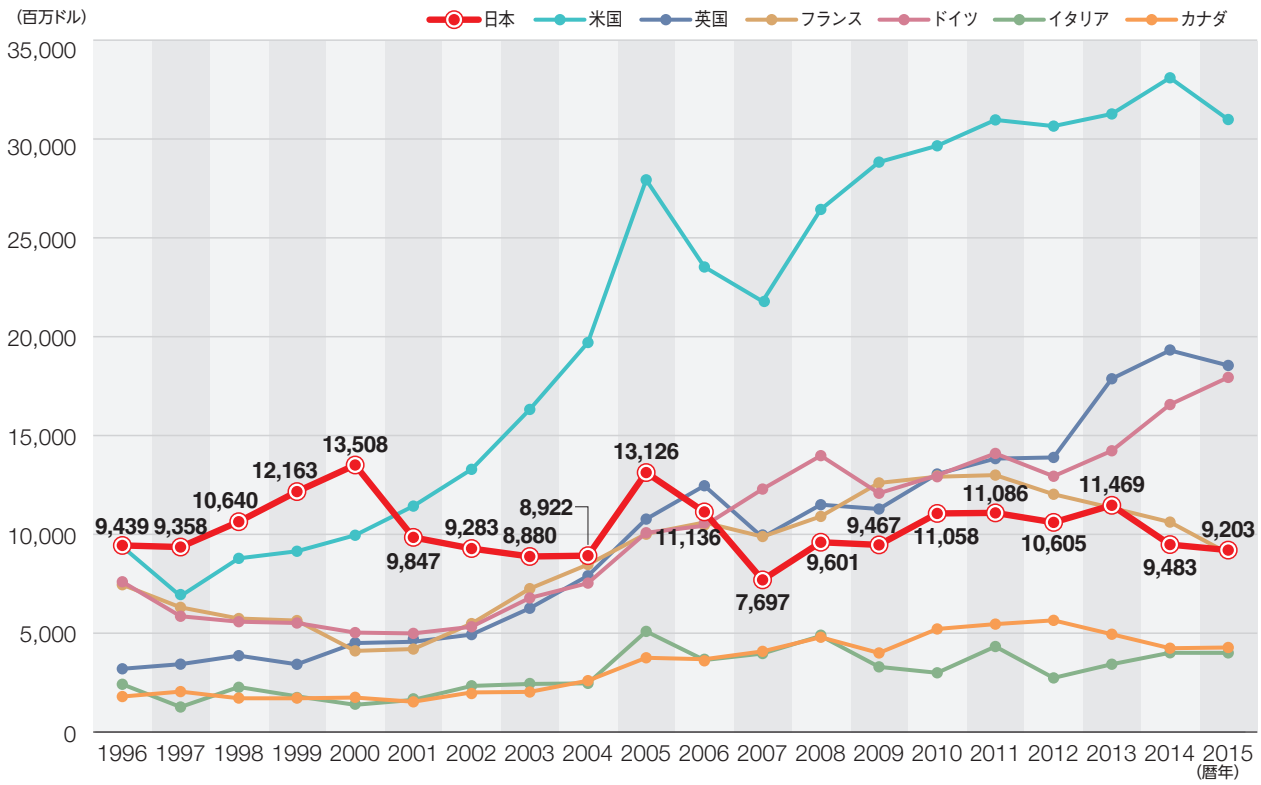

出典：DACプレスリリース、DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）
＊1　卒業国向け援助を除く。

図表 II-4　DAC諸国における政府開発援助実績の国民1人当たりの負担額（2015年）

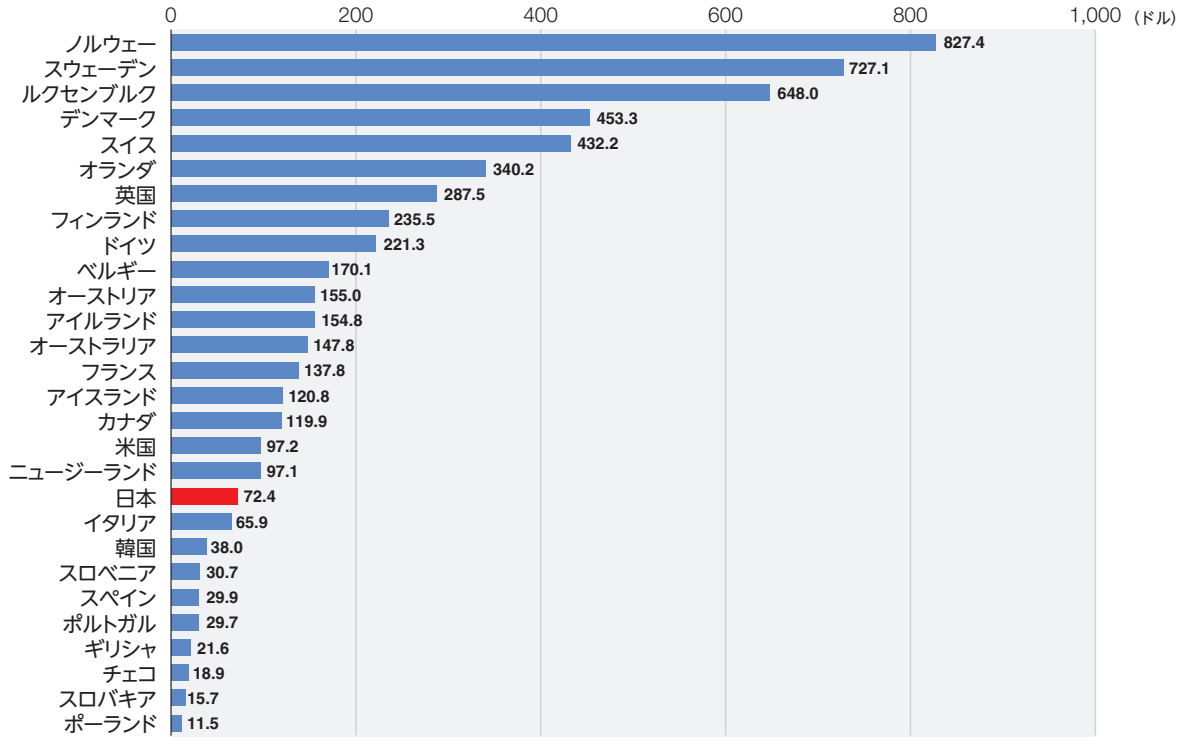

出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）
＊1　支出純額ベース。
＊2　卒業国向け援助を除く。

図表 II-5　DAC諸国における政府開発援助実績の対国民総所得（GNI）比（2015年）

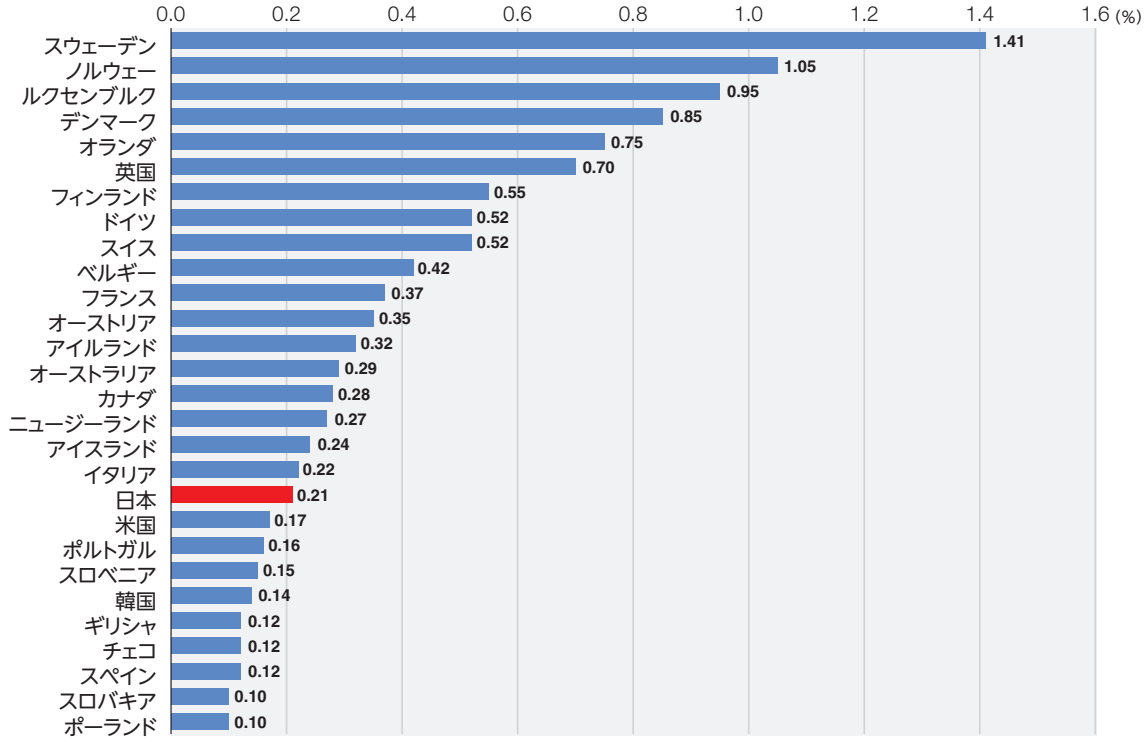

出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）
＊1　支出純額ベース。
＊2　卒業国向け援助を除く。
＊3　1970年、国連総会は政府開発援助の目標を国民総生産（GNP）（現在は国民総所得（GNI））の0.7パーセントと定めた。

図表 II-6　日本の政府開発援助実績の対国民総所得（GNI比）の推移

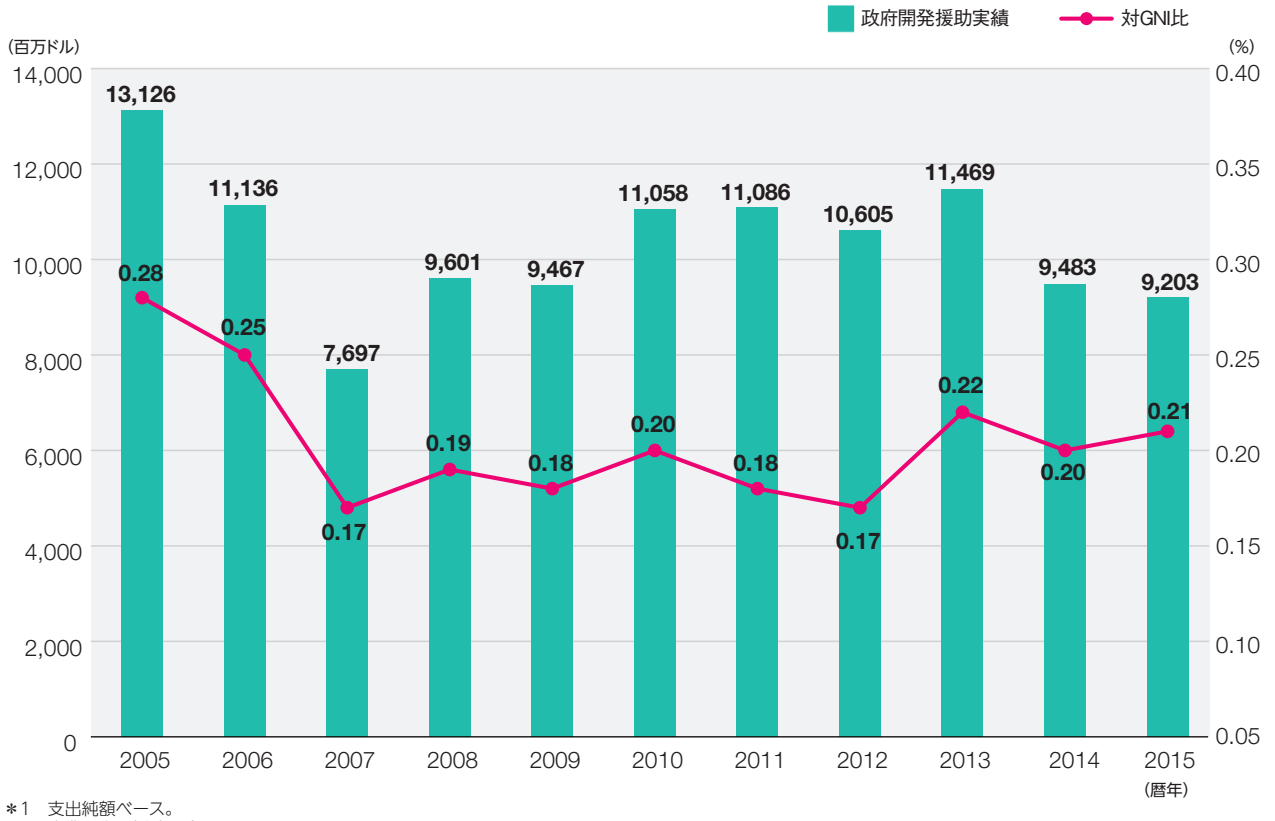

＊1　支出純額ベース。
＊2　卒業国向け援助を除く。

第2章 日本の開発協力の具体的取組

ケニアのジョモケニヤッタ農工大学で、同大学の現役学生たちと話す、京都大学・中川博次名誉教授（写真：久野真一／JICA）

開発協力大綱（2015年２月閣議決定）は、グローバル化に伴う課題やリスクの増大、開発途上国の間の多様化、多極化に伴う開発課題の複雑化および開発協力における新興国の台頭といった国際社会の現状認識に基づき、日本が国際社会の平和と安定および繁栄の確保により一層積極的に貢献することを目的として開発協力を推進していく方針を明らかにしています。そして、こうした協力を通じて、我が国の平和と安全の維持、さらなる繁栄の実現、安定性および透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった日本の中長期的な国益に寄与していくことを示しています。

本章では、日本が世界で行っている開発協力の具体的な取組について紹介していきます。ここでいう「開発協力」とは、政府開発援助（ODA）や、それ以外の官民の資金・活動との連携も含む「開発途上地域の開発を主たる目的とする政府および政府関係機関による国際協力活動」を指しています。

第１節「課題別の取組」は、「１．『質の高い成長』とそれを通じた貧困撲滅」、「２．普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」、そして、「３．地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱（きょうじん）な国際社会の構築」の三つの開発協力のテーマに焦点を当て、日本が世界各地でどのような取組を行っているかをテーマ横断的に紹介します。

第２節「地域別の取組」では、世界の様々な地域や国がそれぞれ抱える多様な課題に日本がどのように取り組んでいるのかについて、具体的な事例を挙げながら地域ごとに紹介します。

そして、最後の第３節「効果的で適正な実施に向けた取組」は、開発協力の政府の中の体制をより効果的・効率的なものにするための取組について、「１．効果的・効率的な開発協力の実施」、「２．開発協力の適正性確保のための取組」、「３．連携強化のための取組」、「４．開発協力の日本国内の実施基盤強化に向けた取組」の４つのテーマに分けて紹介します。

第1節　課題別の取組

本節では、「1．『質の高い成長』とそれを通じた貧困撲滅」、「2．普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」、そして、「3．地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築」の三つの重点課題について最近の日本の取組を紹介します。

1．「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅

世界には、いまだに貧困にあえいでいる人々が多数存在します。世界における貧困撲滅は最も基本的な開発課題です。特に様々な理由で発展の端緒をつかめない脆弱（ぜいじゃく）な国々に対する人道的な観点からの支援や、発展のための歯車を始動させ脆弱性からの脱却を実現するための支援を行うことが重要です。同時に、貧困問題を持続可能な形で解決するためには開発途上国の自立的発展に向けた経済成長を実現することが不可欠です。

その成長は、単なる量的な経済成長ではなく、成長の果実が社会全体に行き渡り、誰ひとり取り残されないという意味で「包摂（ほうせつ）的」なものであり、社会や環境と調和しながら継続していくことができる「持続可能」なものであり、経済危機や自然災害などの様々なショックに対して「強靱性」を兼ね備えた「質の高い成長」である必要があります。

これらは、日本が戦後の歩みの中で実現に努めてきた課題でもあります。日本は自らの経験や知見、教訓および技術を活かし、「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を実現すべく支援を行っています。

1-1　経済成長の基礎および原動力を確保するための支援

（1）産業基盤整備・産業育成、経済政策

「質の高い成長」のためには、開発途上国の発展の基盤となるインフラ（経済社会基盤）の整備が重要となります。また、民間部門が中心になって役割を担うことが鍵となり、産業の発展や貿易・投資の増大などの民間活動の活性化が重要となります。

数々の課題を抱える開発途上国では、貿易を促進し民間投資を呼び込むための能力構築や環境整備を行うことが困難な場合があり、国際社会からの支援が求められています。

＜ 日本の取組 ＞

●質の高いインフラ

日本は、開発途上国の経済・開発戦略に沿った形で、その国や地域の質の高い成長につながるような質の高いインフラを整備し、これを管理、運営するための人材を育成しています。相手国にとって、技術移転や雇用創出を含め、開発途上国の「質の高い成長」に真に役立つインフラ整備を進めることは、日本の強みです。具体的なインフラ整備として挙げられるのは、都市と農村との交流拡大や災害からの安全確保、および海外との貿易・投資を促進できるよう道路、港湾、空港、情報通信技術（ICT）などを整備することです。教育、保健、安全な水・衛生環境、住居を確保し、病院や学校などへのアクセスを改善するための社会インフラ整備や、地域経済を活性化させるための農水産物市場や漁港などの整備も開発途上国の「質の高い成長」につながる日本の重要な取組です。日本の官民が連携し、施設や機器の整備とあわせて、インフラの設計、建設、管理、運営を含むインフラシステム整備の支援も行われています。これらの取組はインフラシステム輸出*の推進にも寄与するものです。

こうした「質の高い成長」に役立つインフラ整備への投資、即ち「質の高いインフラ投資」の重要性に対する国際社会の認識は、近年高まっていますが、そ

の基本的な要素については必ずしも認識が共有されていませんでした。このような状況を踏まえ、2016年５月のG7伊勢志摩サミットでは「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」にG7として合意しました。今後、各国、国際機関に対して効果的にその内容を発信し、インフラ投資・支援の実施において、同「原則」に沿った行動をとるよう促していくことを確認しました。①ライフサイクルコストから見た経済性、安全性、自然災害に対する強靱性、②雇用創出、能力構築、技術とノウハウの移転、③社会・環境配慮、④経済・開発戦略との整合性等の確保という同原則の具体的要素はその後のG20杭州サミット、第６回アフリカ開発会議（TICAD（ティカッド） Ⅵ）、東アジア首脳会議、APEC首脳会議においても、その重要性が共有されました。

東アフリカ地域最大の商業港であるモンバサ港。ケニア唯一の国際貿易港でウガンダ、ルワンダ等、内陸国の玄関港としても重要である。（写真：東洋建設株式会社）

また、「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」に沿ったインフラ投資に関する日本独自の貢献策として、安倍総理大臣から、G7首脳に対し、世界全体に対して今後５年間で総額2,000億ドル規模の「質の高いインフラ投資」を実施していく「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」につき説明しました。さらに、同年８月にケニアで開催されたTICAD Ⅵにおいても、安倍総理大臣から、アフリカにおいて、2016年から2018年までの３年間に約100億ドルの質の高いインフラ投資を行う旨を発表しています。

アジアをはじめとする新興国においては、引き続きインフラ整備をはじめとした大きな需要が見込まれています。日本が培ってきた技術と経験を活かした「質の高いインフラ投資」の促進は、日本が開発途上国と共に成長を継続していくことにもつながります。また、相手国の発展を通じた市場の拡大や国際的な友好関係構築、連携強化にもつながります。

旅客数1,000万人に対応する国際線専用のベトナム・ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビルの全景（写真：久野真一／ JICA）

●貿易・投資環境整備

日本は、ODAやその他の公的資金（OOF）*を活用して、開発途上国内の中小企業の振興や日本の産業技術の移転、経済政策のための支援を行っています。また、開発途上国の輸出能力や競争力を向上させるため、貿易・投資の環境や経済基盤の整備も支援しています。

世界貿易機関（WTO）〈注1〉では、加盟国の３分の２以上を開発途上国が占めており、開発途上国が多角的な自由貿易体制に参加することを通じて開発を促進することが重視されています。日本は、WTOに設けられた信託基金に拠出し、開発途上国が貿易交渉を進め、国際市場に参加するための能力を強化すること、およびWTO協定を履行する能力をつけることを目指しています。

日本市場への参入に関しては、開発途上国産品の輸入を促進するため、一般の関税率よりも低い税率を適用するという一般特恵関税制度（GSP）〈注2〉を導入しており、特に後発開発途上国（LDCs）*に対しては無税無枠措置*をとっています。また、日本は、経済連携協定（EPA）*を積極的に推進しており、貿易・投資の自由化を通じ開発途上国が経済成長できるような環境づくりに努めています。

こうした日本を含む先進国による支援をさらに推進するものとして、近年、WTOや経済協力開発機構（OECD）〈注3〉をはじめとする様々な国際機関等において「貿易のための援助（AfT）」*に関する議論が活発になっています。日本は、貿易を行うために重要な港湾、道路、橋など輸送網の整備や発電所・送電網など建設事業への資金の供与や、税関職員、知的財産権の専門家の教育など貿易関連分野における技術協力を実施してきています。

さらに開発途上国の小規模生産グループや小規模企業に対して「一村一品キャンペーン」*への支援も行っています。また、開発途上国へ民間からの投資を呼び込むため、開発途上国特有の課題を調査し、投資を促進するための対策を現地政府に提案・助言するなど、民間投資を促進するための支援も進めています。

2013年12月の第９回WTO閣僚会議にて合意された「貿易円滑化協定（TFA）*」が、2017年２月に全加盟国の３分の２である110加盟国が受諾したことで発効に至りました。この協定の実施により、日本の企業が輸出先で直面することの多い貿易手続の不透明性、恣意的な運用等の課題が改善し、完成品の輸出のみならずサプライ・チェーンを国際的に展開している日本の企業の貿易をはじめとする経済活動を後押しすること、また、開発途上国においては、貿易取引コストの低減による貿易および投資の拡大、不正輸出の防止、関税徴収の改善等が期待されます。日本は貿易円滑化分野における開発途上国支援に従来から取り組んできており、今後も日本の知見を活用し、引き続き支援に取り組んでいきます。

2015年７月に行われたWTO・OECD共催の第５回「貿易のための援助」グローバル・レビュー会合では「包括的かつ持続可能な成長に向けた貿易コストの削減」がテーマとなりました。日本の開発協力が貿易円滑化を促進し、国際生産・流通ネットワーク構築の一助となり、開発途上国・地域の経済成長に貢献した事例を紹介し、参加国から好評を得ました。2017年には、「連結性（connectivity）の推進」とのテーマの下、第６次会合が開催される予定です。さらに、経済産業省の技術協力として、開発途上国の法制度や市場ルールの制定支援、人材育成を通じた技術水準の向上等に取り組んでいます。

ラオス・ビエンチャンで税関アドバイザーとして活動している岡本雅紀JICA専門家（左）と現地担当者（写真：久野真一／ JICA）

注１：世界貿易機関　WTO：World Trade Organization
注２：一般特恵関税制度　GSP：Generalized System of Preferences
開発途上国の輸出所得の増大、工業化と経済発展の促進を図るため、開発途上国から輸入される一定の農水産品、鉱工業産品に対し、一般の関税率よりも低い税率（特恵税率）を適用する制度。
注３：経済協力開発機構　OECD：Organisation for Economic Co-operation and Development

●国内資金動員支援

開発途上国が自らのオーナーシップ（主体的な取組）で、様々な開発課題を解決し、質の高い成長を達成するためには、開発途上国が必要な開発資金を税収等のかたちで、自らの力で確保していくことが重要です。これを「国内資金動員」といいます。国内資金動員については、国連、OECD、G7、G20、IMF〈注4〉、およびMDBs〈注5〉等の議論の場において、重要性が指摘されている分野であり、2015年９月に国連サミットで採択された2016年以降2030年までの新たな国際開発目標である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」においても取り上げられている分野です。

日本は、関連の国際機関等とも協働しながら、この分野の議論に貢献するとともに、関連の支援を開発途上国に対して提供してきています。たとえば、日本は、開発途上国の税務行政の改善等を目的とした技術協力に積極的に取り組んでいます。2016年には、国際課税、徴収、税務訴訟等の分野について、カンボジア、インドネシア、モンゴル、ミャンマー、ベトナムなどへ国税庁の職員を講師として派遣しました。また、多くの開発途上国の職員の研修受入れも行っており、国内研修において日本の税制・税務行政全般についての講義も実施しています。

国際機関と連携した取組としては、たとえば、租税条約〈注6〉や多国籍企業に対する税務調査のあり方など、税制・税務執行に関する開発途上国の理解を深めるために、それらの分野におけるOECDの専門家を開発途上国に派遣してセミナーや講義を行う、「OECDグローバル・リレーションズ・プログラム」の展開を20年以上支援してきています。そのほか、IMFが実施する税分野の技術支援についても、日本として、人材面・知識面・資金面における協力を行っています。さらに、租税目的の国際的情報交換に関する法律・行政上の枠組みや実務の改善を目的としたセミナーをアジア開発銀行（ADB）〈注7〉との共催で実施し、多くの開発途上国の実務担当者が参加するなど、アジア地域における税に関する協働体制を強化し、アジア途上国がより効果的に税分野の能力強化を行える環境整備も進めています。

また、税分野の能力構築は、開発途上国における投資環境の整備という観点からも重要です。近年、投資家や多国籍企業が租税回避に関与することに対する国際的な世論の視線は厳しいものになっています。この点、たとえば世界銀行やADBにおいても、民間投資案件を組成する際に、税の透明性が欠如（実効的な税務情報交換の欠如など）していると認められる地域を投資経由地として利用する案件について、案件組成の中止も含めて検討する制度も導入されています。MDBsを通じた投資は、開発途上国の発展にとって重要な手段の一つですが、開発資金の提供の観点からも、開発途上国の税の透明性を高める支援の重要性は増しているといえます。

最後に、2015年10月にとりまとめられたOECD／G20 BEPSプロジェクト*の成果も、開発途上国の持続的な発展にとって重要という点に触れておきたいと思います。本プロジェクトの成果を各国が協調して実施することで、企業の透明性は高まり、経済活動が行われている場所で適切な課税が可能になります。これにより、開発途上国は多国籍企業の租税回避に適切に対処し、自国において適正な税の賦課・徴収ができるようになるとともに、税制・税務執行が国際基準に沿ったものとなり、企業や投資家にとって、安定的で予測可能性の高い、魅力的な投資環境が整備されることとなります。

●金融

開発途上国の持続的な経済発展にとって、健全かつ安定的な金融システムや円滑な金融・資本市場は必要不可欠な基盤です。金融のグローバル化が進展する中で、新興市場国における金融システムを適切に整備し、健全な金融市場の発展を支援することが大切です。

金融庁では、2016年３月、８月および11月に、アジアの開発途上国等の銀行・証券・保険監督当局の職員を招聘（しょうへい）し、日本の銀行・証券・保険分野のそれぞれの規制・監督制度や取組等について、金融庁職員等による研修事業を実施しました。

注４： 国際通貨基金　IMF：International Monetary Fund
注５： 国際開発金融機関　MDBs：Multilateral Development Banks
注６： 租税条約：所得に対する租税に関して、二重課税を回避したり、脱税を防止したりする二国間の条約。
注７： アジア開発銀行　ADB：Asian Development Bank

02
開発協力トピックス

OECD開発センター復帰

2016年６月、グリアOECD事務総長へOECD開発センター復帰の書簡を手渡す濵地前外務大臣政務官

OECD開発センターとは、1961年5月、ケネディ米大統領が構想を提案し、1962年にOECDの下部組織として設立された機関です。OECDは先進国を中心とした集まりですが、OECD開発センターはそれとは異なった特色を持っています。OECD開発センターは、開発途上国、新興国、OECDメンバー国が同等の立場で参加し、開発問題に関する知見共有、事例に基づいた政策対話を行う「シンクタンク」です（OECD加盟国27か国、OECD非加盟国24か国が参加）。近年、世界経済は大きな変容を遂げ、新興国の世界経済に占める割合が飛躍的に増加しています。また、開発課題が多様化・複雑化し、開発をめぐる環境も変化しています。開発センターは開発途上国と先進国、伝統的ドナー国と新興ドナー国との間をつなぐ重要な役割を果たしています。

日本は、OECD開発センターに設立当時から参加していましたが、同センターのガバナンス等の問題により、2000年に一度脱退しました。しかし、近年、同センターのガバナンスの改善に進展が見られ、新規参加国が増加し、同センターの分析・提言に対する評価も高まるなど、その影響力が増しています。また、開発をめぐる環境が変化する中で、先進国、新興国、途上国が対等な立場で活発に意見交換をすることができるOECD開発センターは、様々な開発課題に対処する上で重要な機関であると考えられるようになりました。そこで、2016年、日本は再びOECD開発センターに復帰することを決定しました。そして、同年6月、フランス・パリで開催されたOECD閣僚理事会の機会に、濵地外務大臣政務官（当時）からグリアOECD事務総長に対して岸田外務大臣からの書簡を手交し、日本は、最大の拠出国としてOECD開発センターに16年ぶりに復帰を果たしました。

さらに、同年12月には、日本のOECD開発センター復帰後、初めてのイベントとして、OECD開発センターと外務省の共催で、国際セミナー「グローバルな開発潮流と新興アジアの課題　開発センターの知見を生かして」が開催されました。このセミナーには、OECD開発センター関係者、有識者、民間企業、市民社会、在京大使館関係者、関係省庁・機関職員など約140名が参加しました。同セミナーには、共催者を代表して小田原外務大臣政務官、ペッチーニOECD開発センター所長が出席し、二階俊博自民党幹事長および北岡伸一国際協力機構理事長が基調講演を行いました。このセミナーでは、コメンテーターによるプレゼンテーション、有識者を含む参加者を交えた活発な意見交換が行われ、OECD開発センターの取組、アジアとOECDの関係強化の必要性、日本の果たすべき役割等について理解が進むとともに、今後OECDとアジアがさらに関係を強化していく上で、重要な一歩となりました。

日本は政府開発援助（ODA）を通じてだけではなく、民間部門、NGO、市民社会といった様々なアクター（主体）と連携することも通じて、開発の課題に対処すべきと以前から主張してきており、これまで開発を取り巻く潮流の最前線に立ってきました。日本がOECD開発センターに復帰を果たしたことにより、アジア諸国の発展の経験を開発センターを通じて世界と共有し、今も貧困に苦しむ世界各国の発展に寄与することが可能になります。また、開発センターが有する知見や分析、政策提言は、日本を含むアジアが様々な課題に対処し、質の高い成長を遂げる上で有用なツールです。今後OECDとアジアとのつながりが強化されることで、相互にとって大きな利益をもたらすこととなります。

日本は、世界の成長センターであるアジアとOECDとの「橋渡し役」として、OECD開発センターの活動に積極的に関与し、協力して、OECD開発センターとアジアとの関係をさらに強化していきます。特に成長著しい新興アジア諸国において、日本と開発センターは手を携え、質の高いインフラ投資の推進や地域統合の促進などの課題に対応していきます。なお、2016年7月には、上田奈生子（うえだなおこ）前国際民間航空機関（ICAO）日本政府代表部理事会代表が、OECD開発センターの次長に就任しています。

2016年12月19日東京で開催された国際セミナー「グローバルな開発潮流と新興アジアの課題　開発センターの知見を生かして」の様子

ウクライナ

経済改革開発政策借款（第二期）

円借款（2015年12月～ 2016年３月）

ウクライナでは、2013年11月にヤヌコーヴィチ大統領（当時）を非難する大規模反政府デモが発生したことを契機に国内情勢が悪化しました。その後、ロシアによる違法なクリミア併合などを経て、ウクライナの東部地域では政府軍と分離派武装勢力との間で武力衝突が発生するようになりました。その結果、同国の経済状況は著しく悪化し、外貨準備高は危機的水準にまで低下しました。これに対し日本は、2014年７月に100億円の財政支援型円借款をウクライナに供与しました。しかし、その後も同国の情勢は悪化し続け、同国の経済が危ぶまれるようになりました。

このような状況を受け、ウクライナ政府が日本を含む国際社会に対し支援を要請し、G7を中心に対応が協議されました。その結果、日本は2015年１月にウクライナの経済安定化のための約３億ドルの本件追加支援を表明し、2015年12月に369.69億円を限度とする円借款に関する書簡の交換を行いました（2016年３月に借款実施）。

この支援は、国家財政の再建および各種制度改革を図ることを目的としています。ウクライナ政府による、①公共部門セクターにおけるグッドガバナンスの促進および透明性・説明責任の向上、②法的枠組みの強化およびビジネスにおけるコスト削減、③非効率・不公正な公共分野における補助金の改革、および貧困層対策を含む同国の経済政策改革、といった取組を支援するものです。財政支援型の円借款を通じウクライナが様々な国内改革に取り組もうとしている中、日本としてもこうした改革の努力を後押しする取組を行うことは非常に意義があると考えられます。

ホンジュラス

金融包摂を通じたCCT受給世帯の生活改善・生計向上プロジェクト

技術協力プロジェクト（2015年２月～実施中）

ホンジュラスの貧困率〈注1〉は、2003年の65.1％から2014年には62.8％〈注2〉と微減しているものの、依然として高い数値を示しています。こうした中、ホンジュラス政府が貧困層への支援として力を入れて実施しているのが「Bono Vida Mejor（ボノ・ビダ・メホール）」という条件付所得移転（CCT: Conditional Cash Transfer）制度です。

この制度は、条件（例：学校の出席率が８割以上）を達成した貧困世帯に現金を支給するもので、就学率の向上や医療サービスの利用率の向上などの効果が期待されています。一方、現金支給を受ける世帯の多くは、支給された現金を貧困からの脱却のために有効活用できていないという課題があります。そこで、ホンジュラス政府は、CCT受給者の能力強化や受給者を取り巻く環境整備を行い、CCTを貧困削減に結び付けるための技術支援を日本に要請しました。

こうした背景の下、JICAとホンジュラス社会開発包摂（ほうせつ）省家族計画局は、「金融包摂を通じたCCT受給世帯の生活改善・生計向上プロジェクト」（2015年～ 2020年）を開始しました。このプロジェクトでは、５つの対象都市において、CCT受給世帯が生活改善や生計向上に取り組むために必要な支援について、その手法や内容を地方自治体や民間金融機関などの貧困層を支えるステークホルダーと共に開発・展開しています。これまでの成果として、家計簿や金融機関のサービスに関する研修を通じて、CCT受給者の金融知識と能力が向上し、口座預金の利用が活発化する事例などが見受けられています。

条件付所得移転の受給世帯を対象とした参加型調査の準備の様子（写真：かいはつマネジメントコンサルティング）

プロジェクトでは、今後貧困層が活用できる金融サービス開発、収入向上につながる生産・販売活動や就労などに必要な能力強化研修など、様々な支援を組み合わせて、貧困層を取り巻く金融・生計向上の環境の改善に取り組んでいきます。さらに、プロジェクトを通じて開発する貧困層支援のアプローチを、継続的かつ広くホンジュラスの全土で展開できる“モデル”として提示することで、CCT 受給世帯の生活改善・生計向上を目指しています。

（2016年８月時点）

注１　世界銀行が、国別の社会経済的な環境に見合う形で貧困を推計するために用いる統計。世帯構成員１人当たりの収入が、カロリー所要量に見合う食料品の購入に必要な支出レベル（食料貧困ライン）および、基本的ニーズを満たすために最低限必要な非食料品支出（非食料貧困ライン）を合計した額より低い場合、貧困に位置付けられるもの。

注２　世界銀行、国別貧困率（ホンジュラス人口比率）。

用語解説

＊インフラシステム輸出
海外の電力、鉄道、水、道路などのインフラ整備に当たり機器の輸出のみならず、インフラの設計、建設、運営、管理まで含む「システム」を輸出する考え方。
経協インフラ戦略会議において、開発協力の文脈における関係省庁や国際協力機構（JICA）、国際協力銀行（JBIC）、日本貿易保険（NEXI）等の関係機関、企業や自治体等の連携が図られてきている。

＊その他の公的資金（OOF：Other Official Flows）
政府による開発途上国への資金の流れのうち、開発を主たる目的とはしないなどの理由でODAには当てはまらないもの。輸出信用、政府系金融機関による直接投資、国際機関に対する融資など。

＊後発開発途上国（LDCs：Least Developed Countries）
国連による開発途上国の所得別分類で、開発途上国の中でも特に開発の遅れている国々。2011～2013年の１人当たり国民総所得（GNI）平均1,035ドル以下などの基準を満たした国。2015年７月現在、アジア７か国、中東・北アフリカ２か国、アフリカ34か国、中南米１か国、大洋州４か国の48か国。（262ページ参照）

＊無税無枠措置
先進国が後発開発途上国（LDCs）からの輸入産品に対し原則無税とし、数量制限も行わないとする措置。日本は、これまで同措置の対象品目を拡大してきており、LDCsから日本への輸出品目の約98%が無税無枠で輸入可能となっている。（2016年10月時点）

＊経済連携協定
（EPA：Economic Partnership Agreement）
特定の国、または地域との間で関税の撤廃等の物品貿易およびサービス貿易の自由化などを定める自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）に加え、貿易以外の分野、たとえば人の移動、投資、政府調達、二国間協力など幅広い分野を含む経済協定。このような協定によって、国と国との貿易・投資がより活発になり、経済成長につながることが期待される。

＊貿易のための援助（AfT：Aid for Trade）
開発途上国がWTOの多角的貿易体制の下で、貿易を通じて経済成長を達成することを目的に、開発途上国に対し、貿易関連の能力向上のための支援やインフラ整備の支援を行うもの。

＊一村一品キャンペーン
1979年に大分県で始まった取組を海外でも活用。地域の資源や伝統的な技術を活かし、その土地独自の特産品の振興を通じて、雇用創出と地域の活性化を目指す。アジア、アフリカなど開発途上国の民族色豊かな手工芸品、織物、玩具など魅力的な商品を掘り起こし、より多くの人々に広めることで、開発途上国の商品の輸出向上を支援する取組。

＊貿易円滑化協定（TFA: Trade Facilitation Agreement）
貿易の促進を目的として通関手続の簡素化・透明性向上等を規定するもの。2014年11月のWTO一般理事会特別会合において、貿易円滑化協定をWTO協定の一部とするための議定書が採択された。2017年２月にWTO加盟国の３分の２に当たる110加盟国が受諾したことで発効に至った（日本は2016年６月に受諾。）。この協定は、WTO設立（1995年）以降、初めての全加盟国が参加して新たに作成した多国間協定。WTOによれば、貿易円滑化協定の完全な実施により、加盟国の貿易コストが平均14.3%減少し、世界の物品の輸出を1兆ドル以上に増大させる可能性があるとされている。

＊OECD／G20 BEPSプロジェクト
BEPS（Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転）とは、多国籍企業等が租税条約を含む国際的な税制の隙間・抜け穴を利用した過度な節税対策により、本来課税されるべき経済活動にもかかわらず、意図的に税負担を軽減している問題。この問題に対応するため、日本が議長を輩出するOECD租税委員会は、2012年６月よりBEPSプロジェクトを立ち上げ、2013年７月には「BEPS行動計画」を示し、２年にわたる議論を経て2015年10月には「BEPS最終報告書」を公表。2016年６月30日～７月１日には、実施段階（「ポストBEPS」）のキックオフとなる「第１回BEPS包摂的枠組会合」が京都で開催され、日本は、BEPSプロジェクトの成果が広く国際社会で共有されるよう、OECDや開発途上国、関係する国際機関と協調しながら議論を先導した。また、BEPSへの対抗措置を効率的に実現するための各国の取組を積極的にリードしている。

（２）職業訓練・産業人材育成・雇用創出

様々な国の質の高い成長と、これに伴う貧困問題などの解決のためには、これらの国々の人々が必要な職業技能を習得することが不可欠です。しかし、開発途上国では、適切な質の教育・訓練を受ける機会が限られている上に、人的資源が有効に活用されておらず、十分な所得を得る機会が生まれにくい状況にあります。そのため、適切な人材の不足が、産業振興・工業開発にとっても大きな障害となっています。

特に紛争の影響を受けてきた国や地域では、復興期における障害者、女性、除隊した兵士等をはじめとする社会的に脆弱な人々の生計向上は重要な課題であり、ソーシャル・セーフティネット（社会全体で一人ひとりの生活を守る仕組み）の一環としての職業訓練が重要な役割を担っています。

「働く」ということは、社会を形成している人間の根本的な営みであり、職業に就くこと（雇用）による所得の向上は、貧困層の人々の生活水準を高めるための重要な手段となります。ところが、現在、世界の失業者は約２億人に達し〈注8〉、厳しい雇用情勢が続くと見られています。こうした状況の中で安定した雇用を生み出し、貧困削減につなげていくためには、社会的なセーフティー・ネットを構築してリスクに備えるとともに、一つの国を越えて国際的な取組として、「ディーセント・ワーク（Decent Work、働きがいのある人間らしい仕事）」を実現することが急務です。

このような中、2015年９月の第70回国連総会に

注８：出典：国際労働機構（ILO）「世界の雇用及び社会の見通し2016年」
上記報告書によると、2015年の世界の失業者数は、１億9,710万人を数えると見られている。また、2016年には１億9,940万人、2017年には２億50万人に達すると予想されている。

おいて、ミレニアム開発目標（MDGs）〈注9〉の後継である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。この中の「持続可能な開発目標（SDGs）〈注10〉」では、目標（ゴール）８で「包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する」が設定されました。

＜ 日本の取組 ＞

●職業訓練・産業人材育成

日本は、開発途上国において多様な技術や技能のニーズに対応できる人材の育成に対する要請に基づいて、各国で拠点となる技術専門学校および公的職業訓練校に対する支援を実施しています。支援を実施するに当たり、民間部門とも連携し、教員・指導員の能力強化、訓練校の運営能力強化、カリキュラム改善支援等を行い、教育と雇用との結びつきをより強化する取組を行っています。また、８か国12案件で女性・障害者・除隊兵士、難民・紛争の影響下にある人々等の技能開発（スキル・デベロップメント）に貢献しました。

産業人材育成分野においては、2000年から2016年の間に27か国55案件で日本の知見・ノウハウを活かし、カリキュラム・教材の開発／改訂、指導員能力強化・産業界との連携を通じた複合的な協力を実施し、６か国11校の施設、機材を整備し、拠点技術職業訓練教育（TVET：Technical and Vocational Education and Training）機関を支援しました。

2015年11月の日ASEAN首脳会議では、アジアの持続的成長に役立つ産業人材育成を後押しするため、「産業人材育成協力イニシアティブ」を発表しました。このイニシアティブの下、日本は各国との対話を通じて人材育成のニーズを把握し、産学官の連携を強化し、オールジャパン体制でアジア地域の産業人材育成を支援していきます。たとえば、タイにおいて2016年３月と６月に日タイの産官学の関係者を招いてタイの人材育成ニーズや対応策を話し合う円卓会議を開催したほか、各国への技術協力等を通じて、2016年夏までにASEANにおいて16,000人以上の産業人材育成を達成するなど、着実に取組を進めています。また、2016年８月のTICAD Ⅵにおいても、安倍総理大臣から、2016年から2018年の３年間で、日本の強みである質の高さ（クオリティ）を活かした約1,000万人の人材育成をする旨を表明しています。

日本は、女性の経済的エンパワーメント促進に向けたプロジェクトも実施しています。たとえば、キルギスでは、一村一品アプローチに基づいた小規模ビジネス振興モデルの構築を目指し、古くから現地の女性たちが行ってきたフェルト手工芸や、ジャム、石鹸など四季折々の地元原産の素材の生産、加工の組織強化と品質向上を支援し、女性たちによるコミュニティビジネスの普及に貢献しました。2016年９月の

東ティモールの首都ディリ近郊の東ティモール国立大学工学部の実験棟で、工学部の教官に対して機材の使用方法を指導する風間秀彦チーフアドバイザー（左から２人目）（写真：小松謙一朗）

スーダン・コスティの職業訓練センター電気学科の実習風景（写真：山本幸生／システム科学コンサルタンツ㈱）

注９： ミレニアム開発目標　MDGs：Millennium Development Goals
注10：持続可能な開発目標　SDGs：Sustainable Development Goals

日ASEAN（アセアン）首脳会議において、女性の社会進出、貧困削減と成長促進、雇用・起業機会の創出のため、「日本ASEAN女性エンパワーメントファンド」の立ち上げを発表しました。この基金は、日本の機関投資家やJICA、国際協力銀行（JBIC）の出資を得て設立され、ASEANを中心としたアジアのマイクロファイナンス機関への投融資を通じて、女性によるスモールビジネスへ資金を供給します。

さらに、「日本再興戦略2016」（2016年６月２日閣議決定）において、ODAを活用し、日本とアジアの開発途上国の双方においてイノベーションを創出することに貢献することを目的に、2017年度から５年間で1,000人を目標として、アジアの高度外国人材に対し日本での研修等の機会を提供し、日本とアジア諸国との間で人材を環流させる新たな取組（「イノベーティブ・アジア」事業）を行うこととしました。この事業は、2016年９月の日ASEAN首脳会議でもASEAN側から高く評価されました。

厚生労働省では、日本との経済的相互依存関係が拡大・深化しつつある東南アジア〈注11〉を中心に、質の高い労働力の育成・確保を図るため、これまでに政府および民間において培ってきた日本の技能評価システム（日本の国家試験である技能検定試験）のノウハウを移転する研修等〈注12〉を日本国内および対象国内で行っています。2015年度にこれらの研修に参加したのは、７か国合計136名で、2014年度以前も含めた累計では約2,000名になります。これによって、対象国の技能評価システムの構築・改善が進み、現地の技能労働者の育成が促進されるとともに、雇用の機会が増大して技能労働者の社会的地位も向上することが期待されています。

ほかにも、国際労働機関（ILO）〈注13〉に対し拠出金を拠出することにより、ILOのアジア・太平洋地域プログラムであるアジア・太平洋地域技能就業能力計画において、域内各国の政労使の担当者が参加する、職業訓練政策、職業訓練技法、職業訓練情報ネットワーク等の分野における調査・研究、セミナー・研修等の開催等の活動を実施しました。

●雇用

日本は、開発協力において重要課題としている貧困削減に対するアプローチの一つとして、雇用創出を挙げています。日本は、この考えに基づき、上述の職業訓練等を通じて求職者の生計能力の向上を図るための支援を行うとともに、「ディーセント・ワーク」の実現に向け、社会保険制度の構築支援や労働安全衛生の取組支援など社会的保護の拡充等に向けたILOを活用した支援を行っています。

また、日本は、アフリカにおける紛争地域への人道支援の実施のためにILOに対して任意の資金拠出を行うなど、国際機関を通じた活動にも積極的に関与しており、世界の労働問題の解決のために大きな役割を果たしています。

たとえば、国内避難民および隣国からの帰還難民のソマリア定住を目標に、バイドアおよびキスマヨにおいて道路や市場などインフラを修復する事業を通じた雇用の創出を行ってきました。

注11：インドネシア、タイ、ベトナム、ミャンマー、インド、カンボジア、ラオスを対象としている。
注12：この事業の研修は、「試験基準・試験問題の作成を担当する人々を対象とした研修」と「試験・採点を担当する人々を対象とした研修」の２種類がある。上記の参加者数は、これらの研修の合計値。
注13：国際労働機関　ILO：International Labour Organization

市場経済の基盤を担う人材を育成

～ウズベキスタン初の日本型ビジネススクール～

プロフェッショナル・マネジメント・プログラムの研修で講師を務める藤田忍さん（中央）（写真：UJC）

ウズベキスタンは、1991年のソビエト連邦の崩壊に伴い独立して以降、計画経済から市場経済への移行を目指して経済改革を行ってきました。1990年代後半からは政府主導の資源開発プロジェクトが進められ、GDP成長率は2004年から７～９％の高水準を維持しています。一方で、資源に依存した経済構造から脱却するため、産業の多角化が求められています。

日本政府は、ウズベキスタン対外経済関係投資貿易省と共に「ウズベキスタン日本人材開発センター（UJC）※1」を設立し、市場経済の基盤を担うビジネス人材の育成を支援してきました。2001年の開所以来、約１万4,000人がUJCのビジネス研修・セミナーに参加しています。その中核コースとなっているプロフェッショナル・マネジメント・プログラム（PMP）は、約６か月間にわたり実践的なマーケティング手法、経営手法などを学ぶことができるビジネススクールとして高く評価されています。

株式会社戦略コンサルティング・ファームの藤田忍（ふじたしのぶ）さんは、マーケティングの専門家として2006年から現在に至るまで、PMPの講師を務めています。

初めてウズベキスタンを訪れた当時を、藤田さんは「たとえていえば、電話のない生活からいきなり携帯電話のある生活に変わるように、急速に人々の生活が変化していたのに、その技術革新のスピードに経営がついていけていない、という印象でした」と話します。

従来のウズベキスタンの市場は、作ったものを売る「プロダクトアウト」が主流で、経営にマーケティングの視点はありませんでした。しかし、近年、市場の消費者ニーズをもとに製品を提供する「マーケットイン」へと移行する中、経営手法にも変化が求められていました。そこでPMPでは、経営の理論的な講義に終始するのではなく、マーケットインのものづくりをどのように進めていくかについて、実践的かつ具体的に学ぶことを重視しています。

これまでPMPを受講したウズベキスタンのビジネスマンは既に1,500人を超え、修了後、成功を収める企業家を数多く輩出しています。

その１人が、首都のタシケントでポテトチップスの製造販売会社を起業したバフチオールさんです。日本への留学経験もある彼は「SAMURAI」というブランド名で、エビ味、牛肉味などいろいろな味のポテトチップスを販売しています。しかし、起業当初は思うような成果を出せず、PMPでマーケティングを学ぶことにしたといいます。このとき、商品の宣伝にかける予算がないと相談を受けた藤田さんは「売り場を宣伝だと思え」と、商品の陳列方法や販売店の選び方などをアドバイスしました。それから２年、SAMURAIポテトチップスは、タシケントで圧倒的なシェアを有していた大手ブランドを追い越してトップとなり、現在も売り上げを伸ばし続けています。

バフチオールさんのほかにも、家具製造販売、食品製造機械の製造販売、アパレル製造販売、文房具販売など、PMP修了生の成功事例は枚挙にいとまがありません。PMPが多くの成功者を輩出している要因には、PMPがウズベキスタン初の実践的なビジネススクールであることや、入学に際して厳格な試験があること、また、修了生に対して継続してコンサルテーションを行っていることなどがあると藤田さんは考えています。

藤田さんが講師になった当初は、多くの人が職を得るための修了証書欲しさにPMPを受講していたそうです。しかし、PMPの実績が上がるにつれ、受講生には若手経営者や中間管理職が増え、その目的も事業の成功に変わってきました。今では、PMPは中小企業向けソリューションセンターとして位置付けられているほどです。

「成功した企業はいずれも、競争戦略、顧客ニーズ開発、価値化、特長化、ターゲッティングなど近代的なマーケティングをPMPでしっかりと身に付け、実行しています」と藤田さん。また、こうした修了生の中には、日本で開催される見本市に出展するなど、日本との取引を希望する経営者も多くいます。

「ウズベキスタンの人たちはとても親日的ですが、日本人はウズベキスタンのことをよく知りません。まずは日本との交流をスタートさせ日本企業とビジネスマッチングできる仕組みをつくり、将来的に両国の貿易拡大に貢献できたらうれしく思います」と、藤田さんは話しています。

「質の高い成長」を遂げるためには、その基盤となる産業人材の育成がたいへん重要です。ウズベキスタン日本人材開発センターの取組により、同国の質の高い成長がより確かなものになることが期待されます。

※1　UJC：Uzbekistan-Japan Center

（3）農林水産業の振興とフードバリューチェーンの構築

世界の栄養不足人口は依然として高い水準にとどまっており、人口の増加等によるさらなる食料需要の増大も見込まれています。このような中、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中の「持続可能な開発目標（SDGs）」では、目標１で「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困の撲滅」、目標２で「飢餓の終焉、食料安全保障と栄養改善の実現、持続可能な農林水産業の促進」等が設定されました。これらを達成し、開発途上国における質の高い成長を実現していくためにも、農業開発への取組は差し迫った課題です。また、開発途上国の貧困層は、４人に３人が農村地域に住んでいます。その大部分は生計を農業に依存していることからも、農業・農村開発の取組は重要です。

＜ 日本の取組 ＞

日本は、「開発協力大綱」を踏まえ、開発途上国の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅のため、フードバリューチェーンの構築を含む農林水産業の育成等の協力を重視し、地球規模課題としての食料問題に積極的に取り組んでいます。短期的には、食料不足に直面している開発途上国に対しての食糧援助を行い、中長期的には、飢餓などの食料問題の原因の除去および予防の観点から、開発途上国における農業の生産増大および生産性向上に向けた取組を中心に支援を進めています。

具体的には、日本の知識と経験を活かし、栽培環境に応じた研究・技術開発や技術等の普及能力の強化、水産資源の持続可能な利用の促進、農民の組織化、政策立案等の支援に加え、灌漑施設や農道、漁港といったインフラの整備等を実施しています。これらの取組を通じ、生産段階、加工・流通、販売までの様々な支援を展開しています。

また、日本はアフリカにおいて、ネリカ*の研究支援と生産技術の普及支援、包括的アフリカ農業開発プログラム（CAADP）〈注14〉に基づいたコメ生産増大のための支援や小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト（SHEP）アプローチ*の導入支援等を行っています。そのほかにも、収穫後の損失（ポストハーベスト・ロス）*の削減や食産業の振興と農村所得向上といった観点から、「フードバリューチェーン」の構築支援も重視しています。これは、農林水産物の付加価値を生産から製造・加工、流通、消費に至る段階ごとに高めながらつなぎあわせることにより、食を基軸とする付加価値の連鎖をつくる取組です。

農林水産省は、2014年６月、学識経験者、民間企業、関係省庁等と共に検討を進め、開発途上国等におけるフードバリューチェーンの構築のための基本戦略や地域別戦略等を示した「グローバル・フードバリューチェーン戦略」を策定しました。この戦略に基づき、開発協力と日本企業の民間投資の連携を通じてフードバリューチェーンの構築を推進するため、ベトナム、ミャンマー、ブラジル、インドなどにおいて、官民が連携し、二国間対話を開催しました。2015年８月には、日越農業協力対話第２回ハイレベル会合において、日本とベトナムの官民連携の下、ベトナムにおけるフードバリューチェーンを構築していくための具体的な行動計画を示した中長期ビジョンを承認しています。

多国間協力による食料安全保障の観点では、2009

マラウイ北部のムジンバ県における農民自立強化・生計向上プロジェクトで栽培指導を実施している様子（写真：レッドソン・ニョンド／公益社団法人青年海外協力協会）

注14：包括的アフリカ農業開発プログラム　CAADP：Comprehensive Africa Agriculture Development Programme

ミャンマー・エーヤワディ地域における農民研修の一環で田植えの実習を行う様子（写真：岡田秀雄／ JICA専門家）

年７月のG8ラクイラ・サミット（イタリア）の際の食料安全保障に関する拡大会合で、日本は2010年から2012年の３年間にインフラを含む農業関連分野において、少なくとも約30億ドルの支援を行う用意があると表明し、2012年末までにおよそ42億ドル（約束額ベース）の支援を行いました。加えて、開発途上国への農業投資が急増し、一部が「農地争奪」等と報じられ、国際的な問題となったことから、同サミットで日本は「責任ある農業投資」*を提唱し、以後、G7/8、G20、APECなどの国際フォーラムで支持を得てきました。さらに、「責任ある農業投資」のコンセプトの下、国連食糧農業機関（FAO）〈注15〉、国際農業開発基金（IFAD）〈注16〉、国連世界食糧計画（WFP）〈注17〉が事務局を務める世界食料安全保障委員会（CFS）〈注18〉において議論が進められてきた「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」が2014年10月の第41回CFS総会で採択されました。

2012年５月のG8キャンプ・デービッド・サミット（米国）において立ち上げられた、「食料安全保障及び栄養のためのニュー・アライアンス」については、2013年６月のロック・アーン・サミット（英国）に合わせて開催された関連イベントにおいて、ニュー・アライアンスの進捗（しんちょく）報告書が公表されるとともに、新たなアフリカのパートナー国の拡大が公表されました。以来、毎年進捗報告書が公表され、パートナー国は10か国となっています。また、2014年以降は独自の作業部会を立ち上げ、G7プロセスから独立し、アフリカ連合委員会（AUC）〈注19〉のニュー・アライアンス事務局の下、自律的な運営がなされています。このほか、日本の財政支援の下、ニュー・アライアンスの枠組みで関連国際機関による「責任ある農業投資に関する未来志向の調査研究」が実施されています。

2015年６月のG7エルマウ・サミット（ドイツ）においては、2030年までに開発途上国における５億人を飢餓と栄養不良から救い出すことを目標とした「食料安全保障及び栄養に関するより広範な開発アプローチ」が発表されました。

この目標の達成に向け、2016年５月に日本が議長国を務めたG7伊勢志摩サミットにおいては、特に優先すべき三つの分野（女性のエンパワーメント、人間中心のアプローチによる栄養改善、強靱で持続可能な農業・フードシステムの確保）についてG7がとるべき具体的行動をまとめた「食料安全保障と栄養に関するG７行動ビジョン」を策定しました。これを踏まえ、10月には国際シンポジウムを東京で開催し、多様な関係者の参加の下、食料安全保障と栄養に関する議論を行いました。

また、G20において、日本は国際的な農産品市場の透明性を向上させるための「農業市場情報システム（AMIS）」*支援などの取組を行ってきました。そのほか、FAO、IFAD、国際農業研究協議グループ（CGIAR）〈注20〉、WFPなどの国際機関を通じた農業支援も行っています。

日本はアフリカの食料安全保障・貧困削減の達成のため、そしてアフリカの経済成長に重要な役割を果た

注15：国連食糧農業機関　FAO：Food and Agriculture Organization
注16：国際農業開発基金　IFAD：International Fund for Agricultural Development
注17：国連世界食糧計画　WFP：World Food Programme
注18：世界食料安全保障委員会　CFS：Committee on World Food Security
注19：アフリカ連合委員会　AUC：African Union Commission
注20：国際農業研究協議グループ　CGIAR：Consultative Group on International Agricultural Research

す産業として農業を重視しており、アフリカにおける農業の発展に貢献しています。

CARD（アフリカ稲作振興のための共同体）*は、2008年に開催された第４回アフリカ開発会議（TICAD Ⅳ）〈注21〉の際に設立され、サブサハラ・アフリカのコメ生産量を、2008年時点の1,400万トンから2018年までに倍増（2,800万トン）させることを目標としています。2014年のサブサハラ・アフリカ地域の年間コメ生産量は2,516万トンまで増加しており、目標に対して約74％を達成しています。

また、自給自足から儲かる農業への転換を推進するため、2013年に開催された第５回アフリカ開発会議（TICAD Ⅴ）において小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト（SHEP）アプローチのアフリカ諸国への広域展開とSHEPアプローチに関する技術指導員1,000人、小農組織５万人の育成を表明し、2015年度までに、20か国においてSHEPアプローチを展開するとともに1,324人の技術指導者、約３万人の小農組織の育成を行いました。

2016年８月に開催された第６回アフリカ開発会議（TICAD Ⅵ）においては、アフリカにおける食料安全保障を強化するため、CARDにおいて2018年までに６万人の農民と2,500人の普及員に対して稲作技術を普及するとともに、農業の生産性・収益性向上のため、市場志向型農業の振興とフードバリューチェーンの構築を支援していくことを表明しました。

エチオピア　農産物残留農薬検査体制・能力強化支援プロジェクト

技術協力プロジェクト（2011年11月～実施中）

エチオピアの主要輸出品の一つはコーヒーであり、主に日本に輸出されています。しかし、2008年、厚生労働省のモニタリング検査において、日本向け輸出コーヒーから残留基準値を上回る農薬が検出され、農薬検査強化などの動きにつながったため、日本がエチオピアから輸入するコーヒーの量が大幅に減少し、農業分野がGDPの約４割で、輸出額の９割以上を占めるエチオピアの経済にも負の影響が出ました。

そのため、エチオピアでは、食品の安全管理の重要性が再認識され、エチオピア農業省（MoA：Ministry of Agriculture）家畜作物安全管理局内に残留農薬検査場が作られました。しかし、エチオピア国内において農薬分析の経験者および検査のための試薬や溶媒が不足していることや、農薬汚染経路が特定できないことなどが問題となり、エチオピア政府は日本に対し、検査場で農薬分析を行う人材の育成への協力を要請しました。

JICAは早速、農薬分析用機材の提供や検査場の運営、人材育成に関し助言をすることのできるスタッフを派遣し、検査場で分析可能な対象農薬や農産物を増やし、検査場の残留農薬検査機能を強化するための技術指導に着手しました。特に、JICAのスタッフは、エチオピアの技術者たちが、自主的に農産物の報告書を分析し、必要に応じて残留農薬検査を行って、輸出が可能かを決めることができるよう、日ごろから、検査活動の方針を立てるときなどは、必ず職員全員が参加し、みんなが必要な技術を共有できるよう努めています。

また、独立行政法人　農林水産消費安全技術センター（FAMIC：Food and Agricultural Materials Inspection Center）は、検査場の職員を日本に招いて研修を行ったり、現地にスタッフを派遣したりしていますが、残留農薬を分析する中で起きるトラブルの対処方法など、重要な応用力も含めた技術指導も行っています。

カウンターパートによる分析風景（写真：JICA）

これら日本の支援の結果、エチオピアの残留農薬検査場では、検査のための基礎データが蓄積され、エチオピアの検査スタッフたちが残留農薬の分析方法を習得することができました。現在は日本向けコーヒーの全量に、残留農薬検査所を通じて自主検査が実施されています。日本の農産物残留農薬検査の技術や人材育成支援によって、エチオピアの農業の安全性が強化され、エチオピアの事例がアフリカ全域へと広がっていくことが期待されています。

（2016年８月時点）

注21：アフリカ開発会議　TICAD：Tokyo International Conference on African Development

モロッコ

アブダ・ドゥカラ灌漑地域における灌漑システム向上プロジェクト

技術協力プロジェクト（円借款附帯プロジェクト）（2011年7月～2016年7月）

モロッコは、GDPの約13%（2015年）が農業セクターであり、同国輸出の約11%、就業労働人口の約25%を占めています。しかしながら、農耕可能地域の大部分は乾燥もしくは半乾燥地域であるため、天水に依存している農業地域では干ばつによってしばしば大きな被害を受けるなど、降雨量の多寡が農業生産量を左右してきました。今後さらに工業用水および上水需要の伸びが想定される中、限られた水資源を効果的・効率的に活用するために灌漑施設を拡充させることが急務となっていました。

アブダ・ドゥカラ平野（カサブランカ市の南西100～200kmに位置する）が位置するカサブランカ・セタット地方は、人口約686万人の地域で、そのうち、約180万人（約26%）が農村部にて生活しています。カサブランカ・セタット地方の総農地面積は同地方の総面積の約66%であり、農村部人口の約10%が農業セクターに従事しています。モロッコは、1988年に同地域の灌漑施設整備を計画し、第１期でアフリカ開発銀行、欧州投資銀行、アラブ社会経済開発基金の資金援助により16,000ヘクタールの灌漑施設を整備し、第２期で日本の円借款事業「アブダ・ドゥカラ灌漑事業（2001年事業完了）」により18,901ヘクタールの灌漑施設を整備しました。

本円借款事業施設の完成後、モロッコは日本に対し、水利組合の灌漑設備運営管理に係る技術移転や、農家の営農や市場アクセスの改善、水源からの漏水などによるロスの軽減についてさらなる技術協力を要請しました。これらは、水資源の効果的な利用による農業生産の安定や収量の増加といった農民の生計向上を図ることを目的としています。

アブダ・ドゥカラの整備された灌漑農地における灌漑システム（写真：JICA）

これを受け日本は、技術協力プロジェクト「アブダ・ドゥカラ灌漑地域における灌漑システム向上プロジェクト」（2011/7～2016/7）を実施しました。これは整備された灌漑農地にて、点滴灌漑と高収益作物の導入を促進するために、パイロットサイトにおけるモデル確立を支援するとともに、アブダ・ドゥカラ灌漑地域全体の水管理システムの改善に必要となる現状の把握や、将来の効率化に向けた支援です。

また、これは、モロッコが2020年を目標年として進める農業セクターの開発戦略である「緑のモロッコ計画」に沿うものであり、同計画を推進するプロジェクトの一つとして位置付けられています。

現在、円借款で整備した灌漑施設は効果的に利用されており、アブダ・ドゥカラ平野の農業従事者約5,700世帯に有効的に利用されています。

用語解説

＊ネリカ

ネリカ（NERICA：New Rice for Africa）とは、1994年にアフリカ稲センター（Africa Rice Center　旧WARDA）が、多収量であるアジア稲と雑草や病虫害に強いアフリカ稲を交配することによって開発した稲の総称。アフリカ各地の自然条件に適合するよう、日本も参加して様々な新品種が開発されている。特長は、従来の稲よりも、①収量が多い、②生育期間が短い、③乾燥（干ばつ）に強い、④病虫害に対する抵抗力がある、など。日本は1997年から新品種のネリカ稲の研究開発、試験栽培、種子増産および普及に関する支援を国際機関やNGOと連携しながら実施してきた。また、農業専門家や青年海外協力隊を派遣し、栽培指導も行い、日本国内にアフリカ各国から研修員を受け入れている。

＊小規模園芸農民組織強化計画（SHEP※）アプローチ

小規模農家に対し、研修や現地市場調査等による農民組織強化、栽培技術、農村道整備等に係る指導をジェンダーに配慮しつつ実施することで、小規模農家が市場に対応した農業経営を実践できるよう、能力向上を支援する。

※SHEP: Smallholder Horticulture Empowerment Project

＊収穫後の損失（ポストハーベスト・ロス）

不適切な時期の収穫のほか、適切な貯蔵施設の不備等を主因とする、過剰な雨ざらしや乾燥、極端な高温および低温、微生物による汚染や、生産物の価値を減少する物理的な損傷などによって、収穫された食料を当初の目的（食用等）を果たせないまま廃棄等すること。

＊責任ある農業投資

国際食料価格の高騰を受け、開発途上国への大規模な農業投資（外国資本による農地取得）が問題となる中、日本がG8ラクイラ・サミットにて提案したイニシアティブ。農業投資によって生じる負の影響を緩和しつつ、投資受入国の農業開発を進め、受入国政府、現地の人々、投資家の３者の利益を調和し、最大化することを目指す。

用語解説

＊農業市場情報システム
（AMIS：Agricultural Market Information System）
2011年にG20が食料価格乱高下への対応策として立ち上げたもの。G20各国、主要輸出入国、企業や国際機関が、タイムリーで正確、かつ透明性のある農業・食料市場の情報（生産量や価格等）を共有する。日本はAMISでデータとして活用されるASEAN諸国の農業統計情報の精度向上を図るためのASEAN諸国での取組を支援してきた。

＊アフリカ稲作振興のための共同体
（CARD：Coalition for African Rice Development）
稲作振興に関心のあるアフリカのコメ生産国と連携し、援助国やアフリカ地域機関および国際機関などが参加する協議グループ。2008年に開催されたTICAD Ⅳにて、CARDイニシアティブを発表。2018年までの10年間でサブサハラ・アフリカにおけるコメの生産量を倍増（1,400万トンから2,800万トン）させることを目標としている。

エルサルバドルのサン・ロレンソ市で特産であるロロコの付加価値化・商品化を目指して、一村一品運動に取り組む青年海外協力隊の佐橋良子さん（コミュニティ開発）。農場訪問でロロコの栽培状況を視察。（写真：エルネスト・マンサーノ／JICAエルサルバドル）

タンザニア　コメ振興支援計画プロジェクト

技術協力プロジェクト（2012年11月～実施中）

タンザニアにおいて、コメはトウモロコシに次ぐ穀物生産量を誇る重要な作物です。コメの消費量は年々増加しており、消費の増大に国内生産が追いつかず海外からの輸入に頼っている状況で、コメの増産が喫緊の課題となっています。こうした背景から、タンザニア政府は「国家コメ開発戦略」を2009年に策定し、灌漑（かんがい）稲作を中心にコメの増産を図り、2018年には2008年の約２倍に当たる約196万トンのコメを生産することを目標に掲げています。

日本は1970年代から、キリマンジャロ州モシ県における灌漑稲作の発展に貢献してきており、その結果、同県の灌漑地区のコメの生産性はタンザニア全国平均を大きく上回る６t/haを達成することに成功しました。90年代からは、この成果を全国に広げるため、キリマンジャロ農業技術者訓練センターを拠点として、コメ生産性の改善のための研修を実施し、多くのタンザニアの農家がコメの増収を達成するのを支援してきました。

タンザニアの田んぼで稲を刈り取る女性（写真：JICA）

これまでの成果を受け、本プロジェクトでは、農業研修所を拠点として増やし、研修を通じた灌漑稲作技術の普及を全国に展開することを目指しています。また、貧困削減という観点からは、灌漑稲作のみならず、天水畑地稲作、天水低湿地稲作の振興も必要であることから、天水稲作技術（畑地および低湿地を含む）の普及に向けた研修手法の開発を行うとともに、生産のみならず、収穫後処理、マーケティングまでを含めたコメ産業バリュー・チェーンの強化が必要であることを踏まえ、コメ産業バリュー・チェーンに係る研修の強化を図っています。

本プロジェクト開始以降、これまでに灌漑技術研修を40の灌漑地区で実施し、これまで合計5,000人を超える農家に稲作技術の研修を実施してきました。研修では44種類の稲作技術を紹介しており、そのうち、水田の畔（あぜ）づくりや平らにする作業、苗の直線植えなど、主要技術が約半数の農家に取り入れられ始めています。そのほか、天水畑地でも栽培可能なネリカ米（New Rice for Africa）の研修も進め、これまで300人近くの農家が同研修を受講しました。また、いずれの研修も実施する際には男女の比率に配慮して、研修に参加する農家の男女比が１：１になるようにしています。

本プロジェクトは2018年に終了しますが、プロジェクト終了３年後にはタンザニア全国で250万トンを超えるコメが生産できることを目指し、適正稲作技術が多くの農家に取り入れられるよう、活動を進めています。

（2016年８月時点）

マラウイの酪農をJICAボランティアが支援

～獣医療技術の改善を目指した活動を展開～

モニタリング調査対象農家にて（後列左端が西田茂さん）（写真：西田茂）

伝統的な農業国であるマラウイは、農村部で国民の約８割が暮らし、主食のトウモロコシを栽培して消費する、自給による生活が主流です。また、マラウイでは雨水に依存する天水農業が中心であり、生産性が低く、国民１人当たりの所得水準も低い状況にあります。

国民栄養の面から動物性タンパク質の供給源としての乳牛飼育の必要性や、都会部では輸入の生乳が販売されており、酪農製品の国内自給の必要性も指摘されています。日本は1995年からこれまで20年以上にもわたり、JICAボランティアが中心となりウシの人工授精用精液の製造や人工授精師の養成、酪農家の収入向上などに向けた支援を継続して行ってきました。

その間に派遣したJICAボランティアの数は、青年海外協力隊とシニア海外ボランティアを合わせて25人に上ります。こうした中、2014年から２年間、シニア海外ボランティアとして派遣されたのが獣医師の西田茂（にしだしげる）さんです。

西田さんは宮城県職員として、畜産試験場や家畜保健所で家畜の飼育や育種、防疫などに長く携わってきました。管理職となった西田さんは58歳のとき、「動物を相手に仕事をしたい」「元気なうちに海外で働きたい」と早期退職し、JICAのシニア海外ボランティアに応募しました。初めて派遣されたセントルシアでは家畜飼養に、次に派遣されたサモアでは農場経営に、それぞれ２年間、自身の知識と経験を活かして取り組みました。そして３回目の派遣先となったのがマラウイです。

マラウイで配属されたのは、農業灌漑（かんがい）水開発省地域農業開発局の地方農業事務所であるブランタイヤ事務所です。そこで西田さんに求められたのは、酪農の振興と家畜診療技術者（獣医師補）を対象にした獣医療技術の改善支援でした。また、JICAからの要請は、これまで行ってきた人工授精技術導入・普及に関する取組のフォローアップでした。ところが、赴任してから実施した調査で、西田さんはあることに気付いたといいます。

ウシ用サプリメントの材料を砕く西田茂さん（写真：西田茂）

「酪農は、乳牛の妊娠、分娩、泌乳（ひつにゅう）、搾乳（さくにゅう）、生乳販売があって成り立つものですが、マラウイではその第一歩である妊娠に至らず、生乳の生産性が非常に低い状況にありました。原因は低栄養による繁殖機能の低下です。人工授精を行っても、卵巣が十分に育っていないので妊娠できずにいたのです」と西田さん。

そこで、ウシたちに不足しがちなミネラルやビタミンを補うため、西田さんは現地で調達できる自給飼料を用いたウシ用サプリメントの投与や周辺に自生する野草を使った飼料づくり（「野草サイレージ」）などを指導し、乳牛の栄養改善を目指しました。「野草サイレージ」は、雨期に大量発生する野草を袋に入れ、発酵させてウシのえさにするものです。また同時に、家畜の疾病診断技術を向上させるため、家畜診療技術者を対象に疾病診断技術を指導しました。

マラウイでは、７～８か月の講習で家畜診療技術者になれますが、実際の知識レベルはさほど高くなく、聴診器や体温計など、診断や治療のための機材も揃っていません。そこで西田さんは、症状を「見る・触る・聞く」ことから疾病を分類する診断法や、直腸検査による卵巣機能障害の診断、難産介助法など、限られた機材でできる診断や治療法を指導しました。また、任期終盤には酪農家向けの乳牛飼養マニュアルと技術者向けの乳牛疾病診断マニュアルを作成し、技術の定着を図っています。

「日本のこれまでの支援により、国営牧場など一部の生産現場では人工授精が行われるようになりました。しかし、この技術を広く一般農家に普及させるためには、マラウイの畜産や酪農行政を現場レベルで担う人材の育成が不可欠です」と西田さんはいいます。

2016年８月、ブランタイヤ事務所の責任者で、マニュアル作成などの現地の活動を西田さんと共にしたスタンフォード・ムイラさんが、ABEイニシアティブ※1の社会人留学生として来日しました。今後２年間、帯広畜産大学大学院で、家畜飼料、栄養、飼養学を学ぶ予定です。西田さんは、彼が近い将来、マラウイの酪農を支える人材となってくれることを信じています。

※１　ABEイニシアティブ（African Business Education Initiative for Youth）は、2013年に横浜市で開催された第５回アフリカ開発会議（TICAD Ⅴ）で日本政府が発表した政策の一つ。アフリカの産業発展を牽引（けんいん）する優秀な人材を育成するために、2014年から５年間で計1,000人の留学生を受け入れ、日本の大学院での修士号取得と日本企業でのインターンシップの機会を提供する。

匠の技術、世界へ 1

持続可能な節水型乾燥地農業をモロッコで

～独自の技術が乾燥地域の節水と土壌改良に一役～

モロッコにてポーラスαの節水型農業技術に取り組む竹内義章さん（中央）とスス・マッサ地域農業開発公団のメンバー（写真：㈱鳥取再資源化研究所）

アフリカ大陸の北西端に位置し、北は地中海、西は大西洋に面したモロッコでは農業が重要な産業であり、GDPの13%、輸出の11%、就業労働人口の25%（約300万人）を占めています。しかし、乾燥地域が多く慢性的な水不足に悩まされ、干ばつ時には収穫量が通常の50%程度にまで落ち込むこともあります。気候変動による降水量の減少も予想されることから、農業用水を確保するための経費が年々上昇するなど、水の持続的な利用が課題となっています。

野菜の生産が盛んなモロッコ中部のスス・マッサ地域では、少量の水を効果的に使う点滴灌漑（てんてきかんがい）が普及しているものの、水不足の解消には至っていません。こうした中、同地域の節水型農業に期待がかかるのが、株式会社鳥取再資源化研究所が開発した「ポーラスα（アルファ）®」です。ポーラスαは廃ガラスと貝殻（炭酸カルシウム）を原料とする同社が独自に開発した多孔質（たこうしつ）発泡ガラス素材です。開発当初は、土木資材の軽量盛土材や防犯砂利※1としての利用を想定していましたが、鳥取大学乾燥地研究センターとの共同研究の結果、土壌に混ぜて使用すると多数の細かい孔（あな）に水が蓄えられて土壌の保水性が高まり、土壌改良材として優れた効果を発揮することが分かりました。その上、ポーラスαは環境に与える影響（負荷）も小さいなどの特徴もあり、2010年には乾燥地向け節水型農業技術として国連工業開発機関（UNIDO）※2の環境技術データベースにも登録されています。

同社がモロッコの農業が抱える水問題と接したのは2008年のこと。既に確立していたポーラスαの節水型農業技術をモロッコで開かれた学会で紹介したときに、モロッコの政府機関から実証実験についての打診を受けました。このときは、モロッコ政府との間で役割分担や費用負担などで合意に至らず実現しませんでしたが、その後、JICAの民間技術導入可能性調査という制度を利用してセネガルでポーラスαの実証実験を行いました。

スス・マッサ地域農業開発公団の研究施設で行われた試験栽培でインゲンを収穫している様子（写真：㈱鳥取再資源化研究所）

そこで成果を上げ、さらに農業が大規模に行われている国を検討したところ、同社は再度モロッコに思い至り、2015年6月から2年半の予定で、ODAを活用した中小企業海外展開支援※3の普及・実証事業※4を行うこととなりました。

2015年9月から2016年4月にスス・マッサ地域農業開発公団の研究施設で行われた第1回試験栽培では、トマトとインゲンを栽培しました。その結果、従来と比べて半分の水の量で、トマトは28%増、インゲンは22%増の収穫量がありました。節水効果、収穫量増大、土壌・作物への安全性など、ポーラスαの有効性の高さを示す結果が得られたのです。

「ポーラスαを入れた畑がそうでない畑よりも生育が良いということが分かり、農業開発公団の現場責任者も手応えを感じたようです。2015年12月に現地で開催された農業展示会で、彼が来場者にポーラスαを売り込む姿を見たときには、当社製品を信頼してくれていることが実感できうれしく思いました」と竹内義章（たけうちよしあき）社長は振り返ります。

こうした結果を受け、2016年8月からは大規模農家での試験導入も始まっています。竹内社長は、「農業開発公団の試験栽培は0.06ヘクタールでしたが、大規模農家の総面積は2ヘクタール以上です。また、生産者ごとに農法や農地の環境が微妙に異なるため、どのような結果が出るのか期待と不安があります」と話します。

2016年8月、ケニアの首都ナイロビで開催された第6回アフリカ開発会議（TICAD（ティカッド） VI）に出展し、ポーラスαを活用した節水型農業技術を紹介しました。乾燥地を多く抱えるアフリカ諸国の関係者からも、大いに注目を集めました。

「モロッコの乾燥地域では水の需要量が供給量を上回り、地下水位が年々下がっています。ポーラスαの利用で水の使用量を半減できれば、地下水位の低下を食い止め、気候変動による少雨化、干ばつにも不安を抱くことなく、安心して農業に取り組めると考えています」と竹内社長。

今後は対象作物を果樹などに拡大するとともに、ポーラスαの現地での製造・販売体制を構築していく計画です。

※1　「防犯砂利」は、踏むと音が出て、侵入者の足音に気づかせる用途がある。
※2　United Nations Industrial Development Organization
※3　ODAを活用した中小企業等の海外展開支援事業は、中小企業等の優れた製品・技術等を途上国の開発に活用することで、途上国の開発と、日本経済の活性化の両立を図る事業。
※4　普及・実証事業は、中小企業等からの提案に基づき、製品・技術等に関する途上国の開発への現地適合性を高めるための実証活動を通じ、その普及方法を検討する事業。

（4）持続可能な都市

都市は人間の主要な居住地域であり、経済・社会・政治活動の中心です。近年、そのような都市の運営にかかわる様々な問題が注目されています。市街地や郊外で排出される大量の廃棄物処理への対応や、大気・水等の環境汚染防止への対応、下水・廃棄物処理システム等のインフラ施設の整備、急激な人口増加とそれに伴う急速な都市化への対応などの問題です。こうした問題に対応し、持続可能な都市の実現に向けて取り組むことは重要な開発協力課題となっています。

2015年９月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中の「持続可能な開発目標（SDGs）」では、目標11として「包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住の実現」という課題が設定されました。このように、持続可能な都市の実現を含む人間居住の課題解決に向けた国際的な関心が高まっています。

＜ 日本の取組 ＞

日本は、「開発協力大綱」を踏まえ、開発途上国の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅のため、持続可能な都市の実現に向けた協力を実施するとともに、防災対策・災害復旧対応や健全な水循環の推進等、人間居住に直結した地球規模課題の解決に向けた取組を進めています。

具体的には、日本の知識と経験を活かし、上下水・廃棄物・エネルギー等のインフラ整備や、災害後において被災前より強靱なまちづくりを行う「より良い復興」の考え方を踏まえた防災事業や人材育成等も実施しています。

このほか、日本は人間居住の課題解決に向けた活動を中心とした国際機関である国連人間居住計画（UN-Habitat）〈注22〉への支援を通じた取組も進めています。特に、UN-Habitatのアジア・太平洋地域事務所の本部が福岡県に所在していることもあり、同事務所本部や日本の民間企業とも連携した事業も実施しています。

また、20年に１度、都市化に伴う課題をはじめ、人間居住にかかわる課題解決のための国連会議（人間居住会議）が開催されています。2016年10月には、南米エクアドルのキトで開催された第３回国連人間居住会議（HABITAT Ⅲ）で、前回会議からの20年間に進められてきた各国の取組実績をもとに、幅広い人間居住に係る課題の解決に向けた国際的な取組方針である「ニュー・アーバン・アジェンダ」が採択されました。日本としても、同会議への貢献に向けた取組を進めていく考えです。

日本はケニア・ナイロビ都市開発マスタープラン策定プロジェクトを支援した。ナイロビ市内の様子。（写真：JICAプロジェクトチーム）

モンゴルの首都ウランバートル市で無秩序に広がるゲル地区。日本は2007年からウランバートルの都市開発マスタープランの策定に協力した。（写真：JICA）

注22：国連人間居住計画　UN-Habitat：United Nations Human Settlements Programme

（５）情報通信技術（ICT）や先端技術の導入

情報通信技術（ICT）*の普及は、産業を高度化し、生産性を向上させることで、持続的な経済成長の実現に役立ちます。また、開発途上国が抱える医療、教育、エネルギー、環境、防災などの社会的課題の解決にも貢献します。ICTの活用は、政府による情報公開を促進し、放送メディアを整備し、民主化の土台となる仕組みを改善します。このように、便利さとサービスの向上を通じた市民社会の強化と質の高い成長にとってICTは非常に重要です。

＜ 日本の取組 ＞

日本は、地域・国家間に存在するICTの格差を解消し、すべての人々の生活の質を向上させるために、開発途上国における通信・放送設備や施設の構築、およびそのための技術や制度整備、人材育成といった分野を中心に積極的に支援しています。

具体的には、日本の経済成長に結びつける上でも有効な、地上デジタル放送日本方式（ISDB-T）*の海外普及活動に、整備面、人材面、制度面の総合的な支援を目指して積極的に取り組んでいます。ISDB-Tは、2016年11月現在、中南米、アジア、アフリカ各地域において普及が進み、計17か国で採用されるに至っており、ISDB-T採用国〈注23〉への支援の一環として、2009年度から現在までフィリピン、エクアドル、コスタリカなど８か国に専門家を派遣し、技術移転を実施しています。ISDB-T採用国および検討国を対象としたJICA研修を毎年実施して、ISDB-Tの海外普及・導入促進を行っています。総務省においても、ISDB-Tの海外展開のため、相手国政府との対話・共同プロジェクトを通じたICTを活用した社会的課題解決などの支援を推進しています。

また、総務省では「防災ICTシステムの海外展開」に取り組んでいます。日本の防災ICTシステムを活用すれば、情報収集・分析・配信を一貫して行うことができ、住民などのコミュニティ・レベルまで、きめ細かい防災情報を迅速かつ確実に伝達することが可能です。引き続き、防災ICTシステムの海外展開を促進する支援を実施し、開発途上国における防災能力の向上等に寄与する考えです。（「防災」について、詳細は113ページを参照。）

日本は、各種国際機関とも積極的に連携して取組を行っており、電気通信に関する国際連合の専門機関である国際電気通信連合（ITU：International Telecommunication Union）*と協力して、開発途上国に対して電気通信分野における様々な開発支援を行っています。まず、2014年12月から2016年３月まで、ITUおよびフィリピン政府と協力して、2013年に大規模な台風被害を受けたフィリピン・セブ島において、災害時に通信を迅速に応急復旧させることが可能な移動式ICTユニット（MDRU）*を用いた実証実験を行う共同プロジェクトを実施しました。同じシステムは、2016年4月16日の熊本県における地震でも活躍しました。熊本地震では最大震度７に伴う停電や伝送路断絶等の影響により、固定電話、携帯電話を利用できない地域が発生したため、当該地域での非常通信手段確保のため、総務省の要請によりNTTが被災地へMDRUを搬入し、地方自治体に対する支援を実施しました。このような取組の成果を国内外へ発信しながらICTユニットの導入・普及に向けた活動を推進するとともに、ITU等の国際機関とも連携して、フィリピンをはじめ自然災害を課題とする諸外国への貢献につながる取組を進めていきます。

次に2015年11月から12月まで、広島市において日本政府とITUの共催で情報通信の開発指標を考える国際シンポジウムが開催されました。年１回開催さ

ボツワナ南東部に位置するサウスイースト地区のオッツェ村にある障害児対象の職業訓練校。日本の草の根・人間の安全保障無償資金協力により建設されたコンピュータルーム内でIT教育を受ける生徒たち。（写真：ジョンストンゆかり／在ボツワナ日本大使館）

注23：ブラジル、ペルー、アルゼンチン、チリ、ベネズエラ、エクアドル、コスタリカ、パラグアイ、フィリピン、ボリビア、ウルグアイ、モルディブ、ボツワナ、グアテマラ、ホンジュラス、スリランカ、ニカラグアの17か国（2016年11月時点）

れているこのシンポジウムには、多数の閣僚が参加し、2015年９月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における開発目標（SDGs）に関して、ICTの果たす役割が議論されるとともに、各国におけるICTのアクセス、利用、技能の発展度合を総合的に評価するICT開発指標が発表されました。シンポジウムの結果は、G7香川・高松情報通信大臣会合（2016年４月）に報告され、デジタルデバイド、ヘルスケア、教育、防災等の重要課題が成果文書に反映されました。

アジア・太平洋地域では、情報通信分野の国際機関であるアジア・太平洋電気通信共同体（APT：Asia Pacific Telecommunity）*が同地域の電気通信および情報基盤の均衡した発展に寄与しています。2014年９月にはAPT大臣級会合がブルネイで開催され、同地域における「スマート・デジタルエコノミー」の創造に向けて、38の加盟国およびAPTが協力して取り組んでいくための共同声明を採択しました。

日本は、この共同声明の重要分野（ICTおよびスマート・デジタルエコノミーの持続的成長に役立つ政策、ICTを通じた安心・安全な社会の構築など）を推進するためAPTが実施する研修やパイロット・プロジェクトを支援しています。2016年は、８件の研修、４件の技術者・研究者交流および２件のパイロット・プロジェクトに対する財政支援を行いました。

そのうちの一つである「デジタルデバイドを解消するためのICTサービス及びE-applicationの利活用」に関する研修では、タイやモルディブなど12か国の情報通信関連省庁の職員が参加しました。研修では東日本大震災の教訓を伝えるとともに、防災・減災ICTのノウハウを共有しました。日本の先進的な取組が各国における防災対策の充実に貢献することが期待されています。

また、東南アジア諸国連合（ASEAN）〈注24〉においては、2015年12月31日に、６億人の単一市場や共生社会を掲げる「ASEAN共同体」が発足しました。同年11月にASEAN首脳会議において採択された2025年までの新たな指標となるブループリント（詳細な設計）では、ICTはASEANに経済的・社会的変革をもたらす重要な鍵として位置付けられており、ICTの役割の重要性を踏まえ、同じく11月に開催されたASEAN情報通信大臣会合において、2020年に向けたASEANのICT戦略である「ASEAN ICT マスタープラン2020（AIM2020）」が策定されています。また、こうした動きを受け、同会合に合わせて開催された日ASEAN情報通信大臣会合において、日本のASEANに対する協力ビジョンである「ASEAN Smart ICT Connectivity（ASIC）」を示し、引き続き、ASEANにおけるICTの発展、およびICTを活用した地域課題解決の取組を支援することとしています。このビジョンを具体化するものとして、日本はODAも活用してミャンマーのICTインフラ整備を支援するなど、ICT分野における協力を進めています。さらに、近年特に各国の関心が高まっているサイバー攻撃を取り巻く問題についても、2016年10月に第９回となる日ASEAN情報セキュリティ政策会議が東京で開催されるなど、ASEANとの間で情報セキュリティ分野での協力を今後一層強化することで一致しています。

こうした中、2016年10月、サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援をオールジャパンで戦略的・効率的に行うため、関係省庁が策定した支援の基本方針がサイバーセキュリティ戦略本部に報告されました。今後、同方針に沿って、当面は対ASEAN諸国を中心に積極的に支援を行っていきます。

マリにおける「バマコ都市地域デジタル地形図作成プロジェクト」で供与されたステレオ３次元計測システムの技術指導を女性たちに行う様子（写真：冨村俊介／アジア航測㈱）

注24：東南アジア諸国連合　ASEAN：Association of South East Asian Nations

用語解説

＊情報通信技術
（ICT：Information and Communications Technology）
コンピュータなどの情報技術とデジタル通信技術を融合した技術で、インターネットや携帯電話がその代表。

＊地上デジタル放送日本方式
（ISDB-T：Integrated Services Digital Broadcasting - Terrestrial）
日本で開発された地上デジタルテレビ放送方式。緊急警報放送の実施、携帯端末でのテレビ受信、データ放送等の機能により、災害対策面、多様なサービス実現といった優位性を持つ。

＊国際電気通信連合
（ITU：International Telecommunication Union）
電気通信・放送分野を担当する国連の専門機関（本部：スイス・ジュネーブ。193か国が加盟）。世界中の人が電気通信技術を使えるように、①携帯電話、衛星放送等で使用する電波の国際的な割当、②電気通信技術の国際的な標準化、③開発途上国の電気通信分野における開発の支援等を実施。

＊移動式ICTユニット
（MDRU：Movable and Deployable ICT Resource Unit）
東日本大震災での教訓を踏まえて総務省が研究開発を行った、災害時に被災地へ搬入して通信を迅速に応急復旧させることが可能な通信設備。車載型、アタッシュケース型等の小型化に対応し、通信設備が被災して使えない状況であっても通話やデータ通信を行うことが可能。

＊アジア・太平洋電気通信共同体
（APT：Asia-Pacific Telecommunity）
1979年に設立されたアジア・太平洋地域における情報通信分野の国際機関。同地域の38か国が加盟。同地域における電気通信や情報基盤の均衡した発展を目的として、研修やセミナーを通じた人材育成、標準化や無線通信等の地域的な政策調整等を実施。

ボツワナ　地上デジタル放送日本方式実施プロジェクト

技術協力プロジェクト（2014年８月～2016年８月）

国土の約８割がカラハリ砂漠に覆われた人口約200万人のボツワナでは、大統領府の下に放送サービス局（DBS：Department of Broadcasting Services）が設けられており、DBSがラジオボツワナとボツワナテレビを運営、放送をしています。ボツワナテレビの地上波テレビ放送の開始は2000年で、人口の約85％をカバーしていますが、南部アフリカ開発共同体はアナログ放送終了の期限を2013年としていたため、国内の地上デジタル放送化を進めることが急務となっていました。

このような状況下で、ボツワナ政府は、同一送信機によるテレビ受信および携帯端末でのワンセグ放送受信も可能であるといった技術的な利点を評価し、2012年２月にアフリカで初めて「地上デジタル放送日本方式（ISDB-T）」の採用を決定しました。しかし、試験導入は開始されたものの、本格導入に必要な技術や資機材の不足が課題となっていました。

こうした状況を改善し、そしてボツワナの経済成長の基盤となる情報通信を強化するために、日本は、地上デジタル放送を担当するボツワナのDBSに対し、ISDB-Tの本格導入に当たって必要となる計画の策定、実施体制の整備、国民への広報、地上デジタル放送の特徴を生かした番組制作等に関する技術指導や必要機材の供与などを行い、地上デジタル放送を実施できる環境整備を支援しました。

その結果、DBS内に、番組制作やデータ放送に関する作業部会が組織され、デジタル放送化に必要となる基本的な技術規格の策定や基準の見直しが行われました。

ボツワナの首都ハボロネのショッピングモールで地上デジタル放送の長所を人々に紹介する寺林克哉さん（写真：松本ちあき／八千代エンジニアリング㈱）

番組制作については、日本や現地での研修を通じ、４本の番組を制作し、今後現地の人々だけで番組制作を継続できるようマニュアルなどの整備も行いました。また、プロジェクト開始前にはほとんど知られていなかった地上デジタル放送について、積極的な広報活動を行った結果、認知度は86％にまで向上し、このうち90％は地上デジタル放送を利用したいと回答しました。

こうして地上デジタル放送日本方式の本格導入に向けた基盤が整備されました。今後は、国民に向けて一層の広報活動を行っていくことで、地上デジタル放送が広く国内に普及し、教育、医療、防災など、様々な分野での情報発信が実現することが期待されます。

（6）科学技術・イノベーション促進、研究開発

情報通信技術（ICT）の普及が進み、研究開発のグローバル化や、研究成果を広く共有するオープン化が進む中で、データサイエンス（膨大なデータを分析することで科学研究を進める手法）やサイバーセキュリティが重要性を増し、科学技術・イノベーションは本質的に変化しています。こうした科学技術の分野は、国の安全保障やイノベーションを通じた経済成長、さらには人類の生活と福祉の発展を支える基盤的要素です。

国際社会においては、経済・産業の持続的発展、地球環境問題、資源エネルギー問題、保健衛生問題等の諸問題の解決のために、科学技術を駆使した国際協力が重視されています。科学技術・イノベーションのプロセスに根底的な変化が起こりつつある現在の国際社会において、より戦略的でより積極的な科学技術外交の取組が求められています。

＜ 日本の取組 ＞

日本の優れた科学技術を外交に活かすため、2015年９月に岸輝雄東京大学名誉教授が初の外務大臣科学技術顧問（外務省参与）に就任しました。外務大臣科学技術顧問の役割には、外務大臣のアドバイザーとして、国際協力・グローバル課題への貢献における日本の科学技術の活用に向け、助言や提言を行うことが含まれます。

この点に関する最近の取組として、外務大臣科学技術顧問により、第６回アフリカ開発会議（TICAD Ⅵ）に向け、科学技術の観点から見たアフリカ支援のあり方について具体的施策を含む提言がとりまとめられ、2016年８月に岸田外務大臣に提出されました。この提言では「人材育成を通じたアフリカの科学技術水準の向上」と「研究開発の成果を社会全体に還元」という二つの柱に沿って具体的な取組が示されました。ナイロビ宣言においては、科学技術・イノベーションの活用促進が謳われるとともに、「TICAD Ⅵにおける我が国の取組」において提言の内容が反映されました。

このように昨今注目を集める科学技術・イノベーションは、持続可能な開発目標（SDGs: Sustainable Development Goals）の実施においても重視されており、2016年６月にニューヨーク国連本部で、政府、企業、研究者、市民団体など多様な関係者が議論する第1回STIフォーラム〈注25〉が開催されたほか、日本では外務大臣科学技術顧問の下に設けられた「科学技術外交推進会議」においても議論されています。

このほか、日本の科学技術外交の主な取組としては、ODAと科学技術予算を連携させた地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）*が2008年に始まり、2016年までに世界46か国において115件の共同研究プロジェクトが採択されています。

SATREPSに関しては、ベトナムにおいて、同国北部中山間地域の自然・社会環境に適した短期生育、高収量・病虫害抵抗性イネ品種育種のための研究基盤強化を目的とした「ベトナム北部中山間地域に適応した作物品種開発プロジェクト」を実施しました。このプロジェクトを通じて、先端的なマーカー選抜技術とイネの迅速な世代促進法を融合することにより、効率的なイネ育種システムの構築に寄与しました。

また、2016年５月には、G7茨城・つくば科学技術大臣会合が開催され、顧みられない熱帯病（NTDs: Neglected Tropical Diseases）を含むグローバルヘルスやインクルーシブ・イノベーションなど開発に関連する主題を含め、科学技術の観点からまとめた「つくばコミュニケ」が採択されました。

また、日本は、工学系大学支援を強化することで人材育成への協力をベースにした次世代のネットワーク構築を進めています。マレーシアでは、1982年から進めてきた「東方政策」〈注26〉の集大成として、日本型工学教育を行う高等教育機関であるマレーシア日本国際工科院（MJIIT：Malaysia-Japan International Institute of Technology）が設立され、日本はこのMJIITに対し、教育・研究用の資機材の調達と、教育課程の整備を支援しています。また、日本国内の26大学と連携し、カリキュラムの策定や日本人教員派遣などの協力も行っています。

ほかにもタイに所在する国際機関であるアジア工科大学（AIT：Asian Institute of Technology）は、工学・技術部、環境・資源・開発学部等の修士課程お

注25：Forum on Science, Technology and Innovation
注26：東方政策は、1981年にマハティール・マレーシア首相（当時）が日本の発展の経験や労働倫理、経営哲学等を学ぶことを目的として提唱したマレーシアの人材育成政策。

よび博士課程を有するアジア地域トップレベルの大学院大学であり、同大学に対する日本の拠出金は、日本人教官が教鞭をとるリモートセンシング（衛星画像解析）分野の学科の学生に対する奨学金として支給されており、「日・ASEAN防災協力強化パッケージ」の要となる人工衛星を用いたリモートセンシング分野の人材育成に貢献しています。

エジプトでは、2008年から、日本型の工学教育の特長を活かした「少人数、大学院・研究中心、実践的かつ国際水準の教育提供」をコンセプトとする国立大学「日・エジプト科学技術大学（E-JUST：Egypt-Japan University of Science and Technology）」の設立を支援しています。日本全国の大学が協力して教職員を現地に派遣し、講義・研究指導やカリキュラム作成を支援してきており、オールジャパンの体制で、アフリカ・中東地域に日本の科学技術教育を伝えていくことを目指しています。

さらに、日本は開発途上国の社会・経済開発に役立つ日本企業の技術を普及するための事業も実施しています。この事業は、日本の民間企業が持つ高度な技術力や様々なノウハウを相手国に普及させる後押しをするものとして期待されています。

用語解説

＊地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム
（SATREPS：Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development）
日本の優れた科学技術とODAとの連携により、環境・エネルギー生物資源、防災および感染症の地球規模課題の解決に向けた研究を行い、その研究成果の社会実装（研究成果を社会に普及させること）を目指し、開発途上国および日本の研究機関が協力して国際共同研究を実施する取組。文部科学省、科学技術振興機構（JST）および日本医療研究開発機構（AMED）と、外務省および国際協力機構（JICA）が連携し、日本側および相手国側の研究機関・研究者を支援している。

マレーシア　アジア地域の低炭素社会化シナリオの開発プロジェクト

技術協力プロジェクト（2011年６月～2016年６月）

近年、急速な経済成長を遂げ先進国入りを目指すマレーシアでは、自然環境の保全、持続可能な資源の利用・管理が大きな課題となっています。とりわけ、大気汚染といった都市環境問題の深刻化に加え、人々の生活水準向上に伴って、エネルギー消費が増大したこともあり、二酸化炭素排出量の増加が深刻化しています。また、気候変動との関連が注目される豪雨や洪水、土砂崩れ、森林火災が発生しています。

こうした問題の解決に向けて、マレーシアは、二酸化炭素の排出を大幅に減らすための「低炭素社会」をつくるため動き出しました。経済特区として開発が進むマレー半島最南部のジョホール州イスカンダル開発地域のインフラ整備に際して、「低炭素社会」を2025年までに構築することを視野に入れた計画が求められていますが、技術・人材不足などの理由から、マレーシアだけで対応することが困難でした。そのため、大気汚染の削減や二酸化炭素排出抑制に知見と実績を有する日本に協力要請がありました。これを受け、京都大学や岡山大学、国立環境研究所（NIES）の専門家で構成された日本側の研究者チームと、マレーシア工科大学（UTM）等の研究者チームが共同で「低炭素社会」実現に向けての道筋を定めた実行計画を作成し、マレーシア政府の承認を受けて活動を開始しました。この日本側の研究者チームは、過去にはインドやタイなどでも政策づくり支援を行ってきた経験があり、最終的には、マレーシアの人々だけで計画を継続できるような指導を心がけ、人材・組織育成に力を入れました。具体的には、「低炭素社会」実現に向けたマニュアルの作成や、話し合いの場の設置、現状のデータ収集に加え、低炭素社会シナリオ構築のためのマレーシア側職員を対象とする研修計画や関係者のネットワークを整えました。この研修は、日本・マレーシアの両国で今後も継続的に実施することが求められています。

関係者会議の様子（写真：JICA）

この「低炭素社会」構築に向けた取組は、インフラ整備だけでなく、植林活動や、現地小学校での、子どもたちが気軽に行えるエコ活動の実施を促しています。プロジェクト成果がマレーシア国内にとどまらず、ほかのアジア地域へ広がっていくことが期待されます。

（7）債務問題への取組

開発途上国が債務として受け入れた資金を有効に利用し、将来的な成長の実現などによって、返済能力が確保される限りにおいては、債務は経済成長に役立つものです。しかし、返済能力が乏しく、過剰に債務を抱える場合には、債務は開発途上国の持続的成長を阻害する要因となり、大きな問題となります。

債務の問題は、債務国自身が改革努力などを通じて、自ら解決しなければならない問題ですが、過大な債務が開発途上国の発展の足かせになってしまうことは避けなければなりません。2005年のG8グレンイーグルズ・サミット（英国）では、重債務貧困国（HIPCs〈注27〉）が国際通貨基金（IMF〈注28〉）、国際開発協会（IDA〈注29〉）およびアフリカ開発基金に対して抱える債務を100％削減するとの提案に合意がなされました〈注30〉。最貧国の債務問題に関しては、これまでに39か国が拡大HIPCイニシアティブ〈注31〉の対象となっていますが、経済・社会改革などへの取組が一定の段階に達したという条件をクリアした結果、2016年度末には、そのうち36か国で包括的な債務削減が実施されています。

また、重債務貧困国以外の低所得国や中所得国についても、重い債務を負っている国があり、これらの負担が中長期的な安定的発展の足かせとならないように適切に対応していく必要があります。2003年、パリクラブ〈注32〉において、「パリクラブの債務リストラに関する新たなアプローチ」（エビアン・アプローチ）が合意されました。エビアン・アプローチでは、重債務貧困国以外の低所得国や中所得国を対象に、従来以上に債務国の債務持続可能性に焦点を当て、各債務国の状況に見合った措置が個別に検討されます。債務の持続可能性の観点から見て、債務負担が大きく、支払い能力に問題がある国に関しては、一定の条件を満たした場合、包括的な債務救済措置がとられることになりました。

＜ 日本の取組 ＞

円借款の供与に当たっては、被援助国の協力体制、債務返済能力および運営能力、ならびに債権保全策等を十分検討して判断を行っており、ほとんどの場合被援助国から返済が行われていますが、例外的に、円借款を供与する時点では予想し得なかった事情によって返済が著しく困難となる場合もあります。そのような場合、前述の拡大HIPCイニシアティブやパリクラブにおける合意等の国際的な合意に基づいて、必要最小限に限って債務の繰延〈注33〉、免除、削減といった債務救済措置を講じています。現在、2003年度以降33か国に対して総額で約１兆1,290億円の円借款債務を免除しています。なお、2014年に引き続き、2015年も円借款債務の救済実績はありませんでした。

注27：重債務貧困国　HIPCs：Heavily Indebted Poor Countries
注28：国際通貨基金　IMF：International Monetary Fund
注29：国際開発協会　IDA：International Development Association
注30：マルチ債務救済イニシアティブ　MDRI：Multilateral Debt Relief Initiative
注31：1999年のケルンサミット（ドイツ）において合意されたイニシアティブ。重債務貧困国に対する既存の国際的な債務救済イニシアティブをさらに拡充し、債権の100％の削減などを行うこととしたもの。
注32：特定の国の公的債務の繰延に関して債権国が集まり協議する非公式グループ。フランスが議長国となり、債務累積国からの要請に基づき債権国をパリに招集して開催されてきたことから「パリクラブ」と呼ばれる。
注33：債務の繰延とは、債務救済の手段の一つであり、債務国の債務支払の負担を軽減するために、一定期間債務の返済を延期する措置。

1-2　基礎的生活を支える人間中心の開発を推進するための支援

日本は、人間の生存・生活・尊厳に対する広範かつ深刻な脅威から人々を守り、人々の豊かな可能性を実現するという「人間の安全保障」の考え方を、国際社会の中でこれまで積極的に提唱してきました。このような「人間の安全保障」なくして、質の高い成長は実現され得ません。ここでは、こうした人間中心の視点から、基礎的生活を支える保健・水・教育・文化などを紹介しています。

（１）保健医療、人口

開発途上国に住む人々の多くは、先進国であれば日常的に受けられる基礎的な保健医療サービスを受けることができません。ミレニアム開発目標（MDGs）においては保健関連の目標（目標４：乳幼児死亡率の削減、目標５：妊産婦の健康改善、目標６：HIV／エイズ、マラリア、その他疾病の蔓延（まんえん）の防止）の達成に一丸となって取り組んできましたが、現在でもなお、感染症や栄養不足、下痢などにより、年間590万人以上の５歳未満の子どもが命を落としています。〈注34〉また、産婦人科医や助産師など専門技能を持つ者による緊急産科医療が受けられないなどの理由により、年間28万人以上の妊産婦が命を落としています。〈注35〉さらに、貧しい国では、高い人口増加率により一層の貧困や失業、飢餓、教育へのアクセス・質の悪さ、環境悪化などに苦しめられています。近年では、栄養過多を含む栄養不良、糖尿病やがんなどの非感染性疾患、人口の高齢化などへの対処も新たな課題となっており、MDGsの後継として国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）〈注36〉では、目標３で「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」と設定されました。

世界の国や地域によって多様化する健康課題に対応するため、すべての人が基礎的な保健医療サービスを、必要なときに負担可能な費用で受けられる「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）〈注37〉」*の達成が重要となっています。

＜ 日本の取組 ＞

●保健医療

日本は従前から、人間の安全保障に直結する保健医療分野での取組を重視しています。2015年２月の「開発協力大綱」の策定を受け、９月、日本政府は、保健分野の課題別政策として「平和と健康のための基本方針」を定めました。この方針は、日本の知見、技術、医療機器、サービス等を活用しつつ、①エボラ出血熱など公衆衛生危機への対応体制の構築、②すべての人への生涯を通じた基礎的保健サービスの提供を目指していくことを示しており、これらの取組は、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた保健分野の課題解決を追求していく上でも重要なものです。さらに、日本政府は、2015年９月「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本方針」を定め、国際的に脅威となる感染症対策の強化につい

ケニア・ボメット郡で日本の支援により改築された産科病棟で笑顔を見せる出産後のお母さんと看護師たち（写真：柴岡久美子／在ケニア日本大使館）

注34：（出典）WHO　“World Health Statistics 2016”
注35：（出典）WHO, UNICEF, UNFPA, and the World Bank “Trends in Maternal Mortality: 1990 to 2010”
注36：持続可能な開発目標　SDGs：Sustainable Development Goals
注37：ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ　UHC：Universal Health Coverage

て、今後５年程度を目途として、基本的な方向性、重点的に強化すべき事項等を示しました。

また、日本は保健システム*の強化やUHCの推進などに関する国際社会の議論を主導してきました。たとえば2000年のG8九州・沖縄サミットにてサミット史上初めて、感染症を主要議題の一つとして取り上げました。2008年７月のG8北海道洞爺湖サミットでは、保健システムを強化することの重要性を訴えました。さらに、2010年のG8ムスコカ・サミット（カナダ）では、母子保健に対する支援を強化するムスコカ・イニシアティブが立ち上げられ、日本は2011年から５年間で最大500億円規模、約５億ドル相当の支援を追加的に行うことを発表しました。

2016年の伊勢志摩サミットでは、感染症等の公衆衛生危機への国際社会の対応能力の強化、また幅広い保健課題への対応の鍵となり、危機へのより良い備えを有するUHCの推進、薬剤耐性（AMR）への対応強化等が重要との点で一致し、「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」を発表しました。

さらに、2016年８月に開催された第６回アフリカ開発会議（TICAD Ⅵ）では、安倍総理大臣がUHCに関するサイドイベントにおいて、G7伊勢志摩サミットの成果である「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」をアフリカにおいても着実に実践するために、各国のオーナーシップとリーダーシップを重視しつつ、特に人材育成を通じて「公衆衛生危機への対応能力及び予防・備えの強化」および「アフリカにおけるUHCの推進」の実現に貢献していく決意を述べました。

ケニア・ナイロビで開催された第６回アフリカ開発会議（TICAD Ⅵ）の際、「アフリカにおけるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC in Africa）」に関するハイレベルイベントで、スピーチする安倍総理大臣（写真：内閣広報室）

東ティモールの首都ディリで行われた巡回診療の乳幼児健診を受ける3歳の子ども。上腕の周囲はわずか10cmしかない。（写真：長壁総一郎）

具体的には、①国際共同研究の推進も含む様々な取組を通じて、コミュニティなどの地方部〈注38〉も対象に、感染症対策のための専門家・政策人材を約２万人育成すること、②アフリカ各国のモデルとなるUHC推進国への重点的な支援を実施するなどの取組を通じて、基礎的保健サービスにアクセスできる人数をアフリカ全体で約200万人増加させるための貢献を行っていくこと、③「公衆衛生危機への対応能力及び予防・備えの強化」および「アフリカにおけるUHC推進」の実現に向けて、G7伊勢志摩サミットでの約11億ドルの拠出表明に関し、グローバルファンド、Gaviワクチンアライアンス等を通じて、約５億ドル以上の支援をアフリカで実施し、約30万人以上の命を救うことを表明しました。

また、日本は、「UHC in Africa」（政策枠組み）や「International Health Partnership for UHC 2030」（国際社会におけるUHC達成に向けた連携の枠組み）などを通じ、各国際機関・市民社会等とも連携を強化するほか、保健の基礎となる栄養状態を「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ（IFNA）〈注39〉」の創設や「栄養改善事業推進プラットフォーム（NJPPP）〈注40〉」の設置等を通じて改善することを表明しました。

日本は、50年以上にわたり国民皆保険制度等を通じて、世界一の健康長寿社会を実現した実績を有しています。新しい方針の下、二国間援助のより効果的な実施、国際機関等が行う取組との戦略的な連携の強化、国内の体制強化と人材育成などに、今後も取り組んでいきます。

注38：非都市部を指す。
注39：食と栄養のアフリカ・イニシアティブ　IFNA：Initiative for Food and Nutrition Security in Africa
注40：栄養改善事業推進プラットフォーム　NJPPP：Nutrition Japan Public-Private Platform

●公衆衛生危機対応

グローバル化が進展する今日、感染症の流行は、容易に国境を越えて国際社会全体に深刻な影響を与えます。2014年のエボラ出血熱の流行は、多数の命を奪い、周辺国への感染拡大や医療従事者への二次感染の発生といった問題を引き起こしました。また、世界保健機関（WHO）〈注41〉による「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）〈注42〉」の宣言、感染症に関するものとしては３例目となる国際連合安全保障理事会（国連安保理）決議（第2177号）の採択が行われるなど、エボラ出血熱の流行は国際社会における主要な人道的、経済的、政治的な課題となりました。

日本は、流行国や国際機関に対し、資金的支援に加え、専門家派遣や物資供与といった様々な支援を切れ目なく実施しました。さらに、日本の技術を活かした治療薬や迅速検査キット、サーモグラフィーカメラの開発等、官民挙げてエボラ危機の克服を後押ししました。

今回のエボラ出血熱の流行拡大は、流行地域における保健システムが脆弱であったことが一因と考えられています。日本は、感染症対策には持続可能かつ強靱な保健システムの構築が基本となるとの観点に立ち、エボラ出血熱の流行前から、人間の安全保障に直結する課題である保健分野における開発協力を重視し、UHCの推進を掲げ、西アフリカの保健システムの強化に継続的に取り組んできました。日本は、アフリカ各国の「公衆衛生危機への対応能力及び予防・備えの強化」、すべての人が保健サービスを受けることができるアフリカを目指し、医療従事者の能力強化や保健施設の整備をはじめとした保健分野への支援、インフラ整備、農業生産性向上、食料安全保障強化等、社会的・経済的復興に役立つ支援を迅速に進めています。

また、日本は、国際社会の平和と繁栄に積極的に貢献する国家として、こうした健康危機に対応する国際社会の枠組み（グローバル・ヘルス・アーキテクチャー）構築においても、国連事務総長の設置した国際的な健康危機に関するハイレベルパネル等国際社会の議論と緊密に連携し、日本人専門家の参加を含む、様々な貢献を行いながらG7伊勢志摩サミットやTICAD Ⅵ等の場において議論を主導してきました。特に、WHOの健康危機プログラムには、安倍総理大臣が2016年５月の伊勢志摩サミットの際に5,000万ドルの拠出を表明し、その内2,500万ドルを年内に拠出したほか、緊急対応基金（CFE）〈注43〉には約1,080万ドルを拠出し、2016年12月現在日本が最大のドナー国となっています。加えて日本政府の後押しを受けて世界銀行がサミットの機会に創設した緊急対応ファシリティ（PEF）*に対しても、他国に先駆けて5,000万ドルの拠出を表明しました。さらに日本は、WHOが国連人道問題調整事務所（OCHA）〈注44〉と連携して危機に対応するための標準業務手順書（SOP：Standard Operation Procedures）の策定を主導しました。そのほか、2015年10月に国際緊急援助隊・感染症対策チームを新設し、感染症流行国での迅速かつ効果的な支援に向けた取組を行っています。

マリに対し供与された、エボラ出血熱の個人防護具

黄熱ワクチンキャンペーンを支援する感染症対策チーム隊員（コンゴ民主共和国における黄熱流行に対する支援）

注41：世界保健機関　WHO：World Health Organization
注42：国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態　PHEIC：Public Health Emergency of International Concern
注43：緊急対応基金　CFE：Contingency Fund for Emergency
注44：国連人道問題調整事務所　OCHA：United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs

●UHCの推進

UHCとは、すべての人が基礎的な保健サービスを必要なときに負担可能な費用で受けることができることを指します。保健医療サービスの格差を是正し、すべての人の基礎的な保健ニーズに応え、被援助国が自ら保健課題を検討・解決する上で、UHCの達成が重要であり、日本政府は、UHC推進に取り組んでいます。また、国連総会の一般討論演説や関連イベントで安倍総理大臣がUHC推進を表明するなど、日本政府は、国際的な議論の場においても、「日本ブランド」としてのUHC推進を主張してきました。そしてこのような日本の主張を背景に、2015年９月に採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、UHCの達成が国際的な目標の一つに位置付けられました。

安倍総理大臣は2015年９月の国連総会の機会に、UHC推進に向けて国際機関・ドナー国等が知見を共有し、開発途上国の保健システム強化に向け連携を強化する必要性があると述べました。そのような招請を受け、これまでの保健分野の援助協調枠組みを発展させた「IHP for UHC2030」〈注45〉（通称：UHC2030）の設立が、伊勢志摩サミットにおいてG7首脳から支持されるなど、日本はその設立に向けて主導的な役割を果たしています。

スーダン・ゲジラ州のカミールノーマック保健所を訪れた親子。「プライマリーヘルスケア拡大支援プロジェクト」が実施されている。（写真：吉留桂／公益財団法人ジョイセフ）

また、安倍総理大臣はTICAD VIにおいてUHC推進のために、アフリカにおけるUHCの先駆的な国の取組が各国のモデルとなりアフリカ大陸全体に広がるよう、モデルとなり得る国への重点的支援を表明しました。加えて、世界銀行、WHO、グローバルファンド等と共に発表した「UHC in Africa」は、UHC達成の上で参考となる道筋や具体的行動を示すものであり、今後、進捗を促進する会合も予定されています。

2015年９月に日本政府が定めた「平和と健康のための基本方針」においても、国際社会でのUHCの主流化のために必要な支援を引き続き行うことを挙げています。病院建設や医薬品・医療機器の供与などのハード面での協力や、人づくり、制度などのソフト面での協力等、日本の経験・技術・知見を活用した協力を促進し、貧困層、子ども、女性、障害者、高齢者、難民・国内避難民、少数民族・先住民などの「誰一人取り残さない」UHCを実現することが示されています。

UHCにおける基礎的な保健サービスには、栄養改善、予防接種、母子保健、性と生殖の健康、感染症対策、非感染性疾患対策、高齢者の地域包括ケアや介護などすべてのサービスが含まれます。

栄養改善の取組に関し、二国間支援では母乳育児の推進や保健人材育成などの支援を行ってきました。また、多国間支援では、UNICEFやWFPなどへの拠出を通じて協力しています。ほかにも、国際的に栄養改善の取組を牽引する国際的イニシアティブであるSUN（Scaling Up Nutrition）にはドナー国として参加しています。近年では、民間企業と連携した栄養改善事業の推進にも力を入れており、９月には、栄養改善事業推進プラットフォームを発足させました。このプラットフォームを通じ、民間企業、市民社会、アカデミア（学術研究機関）といったパートナーと協同で、食品関連事業者等による開発途上国における栄養改善の取組を後押しする環境を整備し、栄養改善に貢献します。このほか、アフリカでの栄養改善を加速化するための「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ」（IFNA）〈注46〉をJICAが中心となり立ち上げるなど、

注45：国際保健パートナーシップ　IHP：International Health Partnership
注46：食と栄養のアフリカ・イニシアティブ　IFNA：Initiative for Food and Nutrition Security in Africa

日本主導の栄養改善の取組が本格的に動き始めています。

予防接種は感染症疾患に対して、安価で効果的な手段であることが証明されており、毎年200万から300万人の命を予防接種によって救うことができると見積もられています。〈注47〉しかしながら、必要な予防接種を受けることができない子どもが全世界で2,100万人もいます。開発途上国の予防接種率を向上させることを目的として2000年に設立されたGaviワクチンアライアンス*に対して、日本は2011年に拠出を開始して以来、累計約5,380万ドルの支援を行いました。Gaviは2000年の設立以来の15年間で、４億4,000万人の子どもたちが予防接種を受け600万人の命が救われたと推計しており、2016年から2020年までにさらに３億人の子どもたちに予防接種を行い、500万人以上の命を救うことを目標にしています。また、二国間援助においては、ワクチンの製造、管理およびコールドチェーン維持管理などの支援を実施し、予防接種率の向上に貢献していきます。さらに、この取組を推進すべく、日本政府は2016年５月、2020年までに新たに7,600万ドルを拠出する方針を表明しました。

MDGsにも含まれている母子保健分野（目標４：５歳未満児死亡率の削減、目標５：妊産婦の健康改善）においては、５歳未満児死亡率や妊産婦死亡率の削減、助産専門技能者の立会いによる出産の割合の増加など大幅な改善は見られたものの、残念ながらその達成には至らず、SDGsにおいても母子保健には大きな課題が残されています。日本政府は包括的な母子継続ケアを提供する体制強化と、開発途上国のオーナーシップ（主体的な取組）と能力向上を基本とし、持続的な保健システム*を強化することを中心とした支援を目指し、ガーナ、セネガル、バングラデシュなどの国において、効率的に支援を実施しています。それらを通じ、妊娠前（思春期、家族計画を含む）・妊娠期・出産期と新生児期・幼児期に必要なサービスへのアクセス向上に貢献しています。また、日本は、日本の経験・知見を活かし、母子保健改善の手段として、母子健康手帳を活用した活動を展開しています。母子健康手帳は、妊娠期・出産期・産褥期（出産後、妊娠前と同じような状態に回復する期間で、ほぼ産後１～２か月間）、および新生児期、乳児期、幼児期と時間的に継続したケア（CoC：Continuum of Care）に貢献できるとともに、母親が健康情報を持っていることで、意識向上や行動変容を促すことができることが特徴です。日本の協力により、既に全国に母子健康手帳が定着したインドネシアは、ケニア、ウガンダ、カメルーン、パレスチナ自治区、アフガニスタン、ミャンマー、ラオス、ベトナム、東ティモール等から母子保健関係者を招聘し、母子健康手帳の普及・促進のための研修を実施しました。日本においては、母子手帳国際会議を大学機関と共に開催し、母子健康手帳のさらなる普及・拡大を目指す専門家間のグッド・プラクティス（優良事例）・知見の交換に貢献しました。

さらに日本は、支援の実施国において、国連人口基金（UNFPA）〈注48〉や国際家族計画連盟（IPPF）〈注49〉など、ほかの開発パートナーと共

ラオス・ビエンチャン郊外の病院で、母子保健手帳を持参して診療を終え、笑顔を見せる妊産婦たち（写真：久野真一／ JICA）

エルサルバドルのチャラテナンゴ県ラ・パルマ市保健センターで青年海外協力隊の竹原由美子さん（助産師）が若年妊婦に対して性教育と新生児ケアについて研修を行っている様子（写真：エルネスト・マンサーノ／ JICA）

注47：（出典）WHO “Health topics, Immunization”
http://www.who.int/topics/immunization/en
注48：国連人口基金　UNFPA：United Nations Population Fund
注49：国際家族計画連盟　IPPF：International Planned Parenthood Federation

に、性と生殖に関する健康サービスを含む母子保健の推進によって、より多くの女性と子どもの健康改善を目指しています。

また、高齢化対策における国際貢献を強化するために、2016年に議長国としてG7の枠組みで初めて高齢化を議題として取り上げ、成果文書で、分野横断的な高齢化対策による「健康的で活動的な高齢化（Healthy and Active Ageing)」の推進や、各国との知見や経験の共有に取り組むことなどを述べました。加えて、2016年５月のWHO総会で、WHOによる「高齢化と健康に関する世界戦略・行動計画2016-2020」の採択とその実施を後押しする決議を日本は主導しましたが、９月のG7神戸保健大臣会合では、WHOによる同世界戦略・行動計画の実施を改めてG7が支援することを明らかにしました。

このほか、2016年11月、厚生労働省は、ASEAN10か国の社会福祉、保健衛生および雇用政策を担当する行政官、および世界公共雇用サービス協会（WAPES）〈注50〉加盟国の雇用政策担当行政官等を招き、第14回ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合・WAPESアジア太平洋地区ワークショップ合同会合を開催しました。この会合では、「社会的支援が必要な人々の社会参画の促進とアクセシビリティの改善」をテーマとし、高齢者や障害者などの社会参加の促進のための、雇用促進を含む自立支援、バリアフリー、アクセスのしやすさの改善等の行政、企業、地域における取組について議論を行いました。また、2014年および2015年にASEAN日本Active Ageing地域会合を開催し、日本が世界に先駆けて超高齢社会に到達して得た知見とそれに対する取組等をASEAN諸国と共有し、この分野における地域協力を促進しました。

●感染症の薬剤耐性（AMR）への対応

感染症の薬剤耐性（AMR：anti-microbial resistance）*は、公衆衛生上の重大な脅威であり、近年対策の機運が増しています。日本は、2015年のWHO総会でAMRに対する世界行動計画が採択されたことを受けて、我が国の対策を進めるために2016年4月に「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」を策定するとともに、同月にアジアAMR東京閣僚会議を開催し、検査機関ネットワークや抗微生物剤の規制等の４本の柱から成る「AMRに関するアジア太平洋ワンヘルス・イニシアティブ」を採択しました。G7伊勢志摩サミットにおいても、保健アジェンダの柱の一つにAMRを取り上げ、G7として協働して取り組む方針をまとめました。さらに、同年９月の国連総会AMRハイレベル会合では、「国連総会AMRに関する政治宣言」が採択され、各国や関係国連機関が対策を推進していくことや、国連事務総長が分野横断的な作業部会を設置することが求められました。

●その他関連する事項

新興・再興感染症*への対策や最終段階にあるポリオ根絶に向けた取組を強化することも引き続き国際的な課題です。また、シャーガス病、フィラリア症、住血吸虫症などの「顧みられない熱帯病」（NTDs）*には、世界全体で約10億人が感染しており、開発途上国に多大な社会的・経済的損失を与えています。感染症は国境を越えて影響を与えることから、国際社会が一丸となって対応する必要があり、日本も関係国や国際機関と密接に連携して対策に取り組んでいます。

■三大感染症（HIV／エイズ、結核、マラリア）

日本は「世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド)」を通じた支援に力を入れています。グローバルファンドは2000年G8九州・沖縄サミットで感染症の対策を初めて議論したことをきっかけに設立された、三大感染症*対策および強靱で持続可能な保健システムの構築を目指す機関です。日本は同ファンドの創設者の一人として、2002年の設立時から資金支援を行ってきており、設立から2016年３月末までに約25.3億ドルを拠出しました。また、日本は、2015年12月に、第５次増資準備会合を東京で開催し、グローバルファンドの2017年から2019年の活動や資金需要等、同ファンドの今後の活動の方

注50：世界公共雇用サービス協会　WAPES：World Association of Public Employment Services

向性に関する議論に貢献しました。翌2016年５月には、G7伊勢志摩サミットに先立ち、第５次増資に向け、当面８億ドルの拠出を表明しました。同ファンドによる支援により、これまでに救われた命は2,000万人以上と推計されています。さらに、日本は、グローバルファンドの支援を受けている開発途上国において、三大感染症への対策が効果的に実施されるよう、グローバルファンドの取組を日本の二国間支援でも補完できるようにしています。保健システムの強化、コミュニティ能力強化や母子保健のための施策とも相互に連携を強めるよう努力しています。

ラオス国立パスツール研究所で、マラリアやメコン住血吸虫症などの精度の高い診断法の開発・普及を進める石上盛敏JICA専門家と現地職員（写真：久野真一／ JICA）

二国間支援を通じたHIV/エイズ対策として、日本は新規感染予防のための知識を広め、啓発・検査・カウンセリングを普及し、HIV/エイズ治療薬の配布システムを強化するなどの支援を行っています。特に予防についてより多くの人に知識や理解を広めることや、感染者・患者のケア・サポートなどには、アフリカを中心に「感染症・エイズ対策隊員」と呼ばれる青年海外協力隊が精力的に取り組んでいます。なお、2016年６月には、国連HIV/エイズハイレベル会合が開催され、「HIV及びエイズに関する政治宣言　2030年までのエイズ流行終息及びHIV対策の強化」が採択されました。

結核に関しては、「ストップ結核世界計画2006-2015年」〈注51〉に基づき、世界保健機関（WHO〈注52〉）が指定する結核対策を重点的に進める国や、蔓延（まんえん）状況が深刻な国に対して、感染の予防、早期の発見、診断と治療の継続といった一連の結核対策、さらにHIV/エイズと結核の重複感染への対策を促進してきました。2008年７月に外務省と厚生労働省は、JICA、財団法人結核予防会、ストップ結核パートナーシップ日本と共に「ストップ結核ジャパンアクションプラン」を発表し、日本が自国の結核対策で培った経験や技術を活かし、官民が連携して、世界の年間結核死者数の１割（2006年の基準で16万人）を救済することを目標に、開発途上国、特にアジアおよびアフリカに対する年間結核死者数の削減に取り組んできました。2010年の「ストップ結核世界計画2011-2015年」改訂を踏まえて2011年にアクションプランを改訂し、また、2014年にWHOが採択した、2015年以降2035年を達成目標年とする新たな世界戦略（Global strategy and targets for tuberculosis prevention, care and control after 2015）を踏まえ、2014年７月には「ストップ結核ジャパンアクションプラン」を再び改訂し、引き続き国際的な結核対策に取り組んでいくことを確認しました。

乳幼児が死亡する主な原因の一つであるマラリアについては、地域コミュニティの強化を通じたマラリア対策への取組を支援したり、WHOとの協力による支援を行っています。

■ポリオ

日本は、根絶に向けて最終段階を迎えているポリオについて、ポリオ常在国（ポリオが過去に一度も撲滅されたことのない国で、かつ感染が継続している国）であるナイジェリア、アフガニスタン、パキスタンの3か国を中心に、主にUNICEFと連携してポリオ撲滅を支援しています。ナイジェリアでは、2014年以来、野生のポリオウイルスからの感染症例が発見されていませんでしたが、2016年８月に野生のポリオウ

注51：ストップ結核世界計画（2006年－2015年）Global Plan to Stop TB 2006-2015
注52：世界保健機関　WHO：World Health Organization

イルスからの感染症例が報告されました。これを受け、WHOは、ポリオウイルスの伝播を防ぐために、ナイジェリア国内と周辺国（カメルーン、中央アフリカ、チャド、ニジェール）に対する緊急ワクチンキャンペーンを行いました。

ほかにも日本は、アフガニスタンにおいて、2002年以降UNICEFと連携して累計103億円を超える支援を行っています。また、パキスタンにおいて、1996年以降UNICEFと連携した累計110億円を超える支援を行っているほか、2011年8月には民間のゲイツ財団と連携して、約50億円の円借款を供与し、2016年５月には、約63億円の円借款を供与しました。この円借款については、新しい方法（ローン・コンバージョン）が採用されました。これは一定の目標が達成されるとパキスタン政府の返済すべき債務をゲイツ財団が肩代わりするものです。同じ方式で、2014-2015年には、ナイジェリアに対し、約83億円の円借款を供与しました。さらに、2015年度には、アフガニスタンに対する約17.5億円の支援、パキスタンに対する約3.6億円の支援を行いました。

ザンビア・中央州チサンバ郡で、農村での母子保健向上を目的とした地域保健システム強化事業を実施しているTICO（Tokushima International Cooperation）の活動の様子（渋谷敦志／ JICA）

■顧みられない熱帯病

日本は、1991年から、世界に先駆けて「貧困の病」ともいわれる中米諸国のシャーガス病対策に本格的に取り組み、媒介虫対策の体制を確立する支援を行い、感染リスクを減少することに貢献しました。フィラリア症についても、駆虫剤を供与し、多くの人に知識・理解を持ってもらうための啓発教材を供与しています。また、青年海外協力隊による啓発予防活動などを行い、新規患者数の減少や病気の流行が止まった状態の維持を目指しています。

さらに2013年４月、NTDsを含む開発途上国の感染症に対する新薬創出を促進するための日本初の官民パートナーシップ、一般社団法人グローバルヘルス技術振興基金（GHIT Fund：Global Health Innovative Technology Fund）を立ち上げました。日本国内外の研究開発機関とのグローバルな連携を推進しながら、低価格で効果の高い、治療薬・ワクチン・診断薬等の研究開発を通じて開発途上国における感染症の制圧を目指します。また、日本政府は2016年５月、NTDsの治療薬等の研究開発・普及の促進や、医薬品の供給準備・供給支援のため、１億3,000万ドルの資金拠出を行う方針を表明しました。

用語解説

＊ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）
すべての人が基礎的な保健医療サービスを必要なときに負担可能な費用で受けられること。

＊保健システム
行政・制度の整備、医療施設の改善、医薬品供給の適正化、正確な保健情報の把握と有効活用、財政管理と財源の確保とともに、これらの過程を動かす人材やサービスを提供する人材の育成・管理を含めた仕組みのこと。

＊緊急対応ファシリティ（PEF：Pandemic Emergency Facility）
保険メカニズムを活用して、民間資金を動員しつつ、パンデミック発生時に迅速かつ効率的な資金動員を行うための枠組み。ドナー国等が保険会社に保険料を支払う。パンデミック発生によりあらかじめ合意された条件が満たされた場合、即座に保険金が開発途上国や国際機関、NGO等に保険会社からPEFを通じて支出され、緊急対応の経費に充てられる。

用語解説

Gaviワクチンアライアンス（Gavi, the Vaccine Alliance）
開発途上国の予防接種率を向上させることにより子どもたちの命と人々の健康を守ることを目的として設立された官民パートナーシップ。ドナー（援助国）および開発途上国政府、関連国際機関に加え、製薬業界、民間財団、市民社会が参画している。

＊感染症の薬剤耐性（AMR：anti-microbial resistance）
病原性を持つ細菌やウイルス等の微生物が抗菌薬や抗ウイルス薬等の抗微生物剤に耐性を持ち、それらの薬剤が十分に効かなくなること。

＊新興・再興感染症
新興感染症とは、SARS（重症急性呼吸器症候群）・鳥インフルエンザ・エボラ出血熱など、かつては知られていなかったが、近年新しく認識された感染症。
再興感染症とは、コレラ、結核などのかつて猛威をふるったが、患者数が減少し、収束したと見られていた感染症で、近年再び増加してきたもの。

＊顧みられない熱帯病（NTDs：Neglected Tropical Diseases）
シャーガス病、デング熱、フィラリア症などの寄生虫、細菌感染症等の18種類の熱帯病。感染者は世界で約10億人に上り、その多くが予防、撲滅可能であるが、感染者が貧困層に多いなどの理由で社会的関心が低いため、診断法、治療法、新薬の開発や普及が遅れている。2016年のG7伊勢志摩サミットでは、G7諸国として、NTDs対策の研究開発・イノベーションの促進を進める方針が示された（「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」）。

＊三大感染症
HIV/エイズ、結核、マラリアを指す。これらによる世界での死者数は現在も年間約360万人に及ぶ。これらの感染症の蔓延は、社会や経済に与える影響が大きく、国家の開発を阻害する要因ともなるため、人間の安全保障における深刻な脅威であり、国際社会が一致して取り組むべき地球規模課題と位置付けられる。

タンザニア　地域中核病院マネジメント強化プロジェクト

技術協力プロジェクト（2015年５月～実施中）

タンザニアでは、慢性的に保健人材や医薬品等が不足しており、保健医療施設の効率的な運営と質の高い保健医療サービスの提供が課題となっています。同国内に27か所存在するレファラル病院（RRH）〈注1〉では、病院経営に関する基礎的な知識すらないまま経営されているところも多く、既存の資源の十分な活用や戦略的な病院運営計画の策定ができていません。また、適切な病院機能評価体制の欠如や、市民から構成される病院運営審議会（HAB：Hospital Advisory Board）などによる管理体制が機能していないなどの課題を抱えています。

このような中、これまでJICAが支援してきた州レベルの保健行政能力強化の取組や、「カイゼン」〈注2〉による保健医療サービスの質向上の取組をさらに発展させるべく、タンザニアから日本に対し、公立医療機関の中でも課題の多いRRHのマネジメント強化に関する技術協力プロジェクトが要請されました。このプロジェクトでは、病院運営者の計画・管理能力強化および機能評価体制等の強化により管理体制の向上を図るとともに、カイゼン手法による効率化などを通じて、質の高い保健医療サービスが提供されることを目的としています。

プロジェクトが開始されて以降、病院運営者向けのマネジメント教材および指導者養成ガイドが策定され、17名の指導者が養成されました。その他、年間病院運営計画の策定や財務管理等のテーマについて全27か所のRRHの病院運営者を対象とした研修が実施されています。また、病院内部評価ツールや病院運営審議会の役割・機能等を規定したガイドラインが策定され、12名のHAB指導者も養成されました。カイゼンについては、10名のカイゼン指導者の養成、全27か所のRRH職員の計81名を対象とした研修が実施されており、カイゼンは県レベルで展開されています。

チーフアドバイザーによる州レファラル病院管理チームへの指導の様子（写真：JICA）

このような活動を受け、アフリカ８か国より20名、バングラデシュより２名の計22名の保健省関係者や病院長がタンザニアをスタディーツアー〈注3〉に訪れるなど、諸外国の能力強化にも貢献しました。タンザニアのカイゼンの取組は国際的にも評価されており、2015年には保健セクターにおけるカイゼンの適用がDAC賞〈注4〉ファイナリストとして表彰されたほか、2016年には国連南南協力室（UNOSSC）作成の南南協力事例集にもSDGs〈注5〉に貢献する取組として紹介されました。

（2016年８月時点）

注１　レファラル病院とは、高度な専門的知識や経験が要求される、実施に困難を伴う治験・臨床研究を計画・実施できる専門部門およびスタッフを有し、基盤が整備された病院をいう。
注２　カイゼン（KAIZEN）は、日本の製造業の現場で培われて広がった取組で、現在この手法は、国際的に認知されるようになっている。
注３　各団体や企業、NGOなどの活動を視察し学ぶツアーや、企業の新規ビジネスの調査および視察、見本市などのツアー。開発途上国における社会問題を学び、支援し、現地の方々と、交流するツアーなどが中心。
注４　DAC賞は、開発途上国に広く適用できる革新的な取組みを表彰するため、2014年にOECDの開発援助委員会（DAC）が設立。
注５　Sustainable Development Goals（SDGs）、持続可能な開発目標。

チュニジア

ウティカヌベル診療所改築・機材整備計画

草の根・人間の安全保障無償資金協力（2015年３月～ 2016年１月）

チュニジアでは、格差に対する国民の大きな不満と若年層の高い失業率を背景に、2010 年12 月から政治・経済・社会改革を求める市民運動が始まり、政権交代が起こりました。この一連の騒動の中で経済状況の悪化が国全体に及び、国立の医療機関であっても予算が十分に確保できないなどの問題が生じています。

ウティカヌベル村は、首都チュニスの北西約50キロに位置する人口約3,300人の農村で、村の唯一の医療機関であるウティカヌベル診療所は、チュニジア政府の支援の下、無料で診療を行ってきました。

しかしながら、同診療所は建設から45年が経過し、建物が傷み、電気配線等に問題が生じて、医療機器が安定的に使用できない状況になりました。また、診察台や体重計などの基礎的な機材も老朽化が著しく、同診療所を改築し、機材を更新する必要性に迫られていました。

このため、診療所の改築・機材供与分野で実績を有する日本に対してチュニジアから支援の要請がありました。

診療所の外観（写真：在チュニジア日本大使館）

現在、日本の支援によって診療所の改築および機材の更新は完了し、同診療所を利用する年間延べ約3,750人の住民が適切な医療サービスを受けることができるようになりました。

ケニア

キプトゥルワ診療所産科病棟改築計画

草の根・人間の安全保障無償資金協力（2015年３月～ 2016年３月）

ケニアでは、病院や診療所における医療機器不足、医者や助産師などの人材不足、また私立病院の医療費が高額であるなどの理由から、自宅での出産を余儀なくされる人が多くいます。ケニア南東部のボメット郡に位置するキプトゥルワ診療所の周辺に住む近隣住民も例外ではありませんでした。

キプトゥルワ診療所は、2011年には政府の支援を受けて産科病棟の工事が始まったものの、資金不足により工事が中断していました。そのため、限られた設備や機材で少数の妊産婦の受入れを行うことしかできず、近隣住民に十分な医療サービスを提供することができませんでした。また、キプトゥルワ区周辺の地域から最も近い産科病棟のある病院は10キロ以上離れており、なおかつ私立病院であることから診察料も高額でした。そのため、地域住民の約90%が自宅での出産を余儀なくされていました。衛生環境の整っていない自宅での出産は、妊産婦や新生児の死亡率が高く、たとえば、妊産婦の大量出血、敗血症、へその緒から引き起こされる感染症、小児麻痺などの障害、HIV等の母子感染の危険性など、住民の出産を取り巻く環境は厳しいものでした。

このような状況下、日本は、草の根・人間の安全保障無償資金協力案件として、工事が中断していた産科病棟を完成させ、医療機材を整備したことで、地域住民へ提供される医療サービスが大幅に改善しました。過去５年

キプトゥルワ診療所の産科病棟前に集まる診療所関係者と子どもを抱く母親（写真：在ケニア日本大使館）

間にキプトゥルワ診療所で産まれた新生児の平均数は１年間当たり6.5人でしたが、産科病棟完成後は出産数が飛躍的に伸び、１か月半で33人もの新生児が誕生しました。

設備の整った衛生的な診療所で出産できるようになったことで、出産の際に母子の身体にかかるリスクを大幅に減らすことができるようになりました。今後も安心して出産できる環境の整備に寄与していくことが期待されます。

匠の技術、世界へ 2

「Mame-NET」で患者の医療情報を共有化

～ベトナムの医療サービスの向上にITを活用～

ベトナム・ゲアン省で行われたMame-NETセミナー会場の様子（写真：㈱テクノプロジェクト）

ベトナムでは世界各国の支援により医療設備などの拡充は図られていますが、個々の医療機関・設備の増強にとどまっており、地域間の医療格差が大きく、患者が都市部の病院へ集中するので慢性的に病院が混雑しています。この混雑を緩和するとともに、地域の診療所の医療水準を向上させることなどが課題となっています。

こうしたベトナムの医療事情に対して、自社が開発した地域医療情報ネットワークシステム「まめネット」が役立つのではないかと着目したのが、ソフトウェアの開発などを手がける島根県松江市の株式会社テクノプロジェクトです。同社のエンジニアが以前、ベトナムでIT関係の仕事をしていたことがきっかけとなり、ベトナムの地域医療が抱える地方と都市部の医療格差など社会的な課題が、島根県と似ていることに気付きました。同社では「まめネット」のベトナムにおける普及を図るため、2015年２月からゲアン省の省都ヴィン市で、ODAを活用した中小企業等の海外展開支援事業※1の普及・実証事業※2を開始しました。

「まめネット」は「元気」を意味する島根の方言である「まめ」から名付けられました。島根県では、高齢化により保健医療サービスの需要が増える一方で、医師の不足などの理由により地域の保健医療サービスを提供する体制を維持することが難しくなっています。そこで、より良い医療の提供を目的に、患者の同意を得てその受診歴や病歴などの診療情報（これを「連携カルテ」と呼びます。）を各地の中核病院や診療所、検査機関、調剤薬局などの複数の医療機関で共有する仕組みである、「まめネット」を採用することとしました。この連携カルテを中心に画像診断などの様々な機能を活かして、一人の患者の医療情報を複数の医療機関が共有することで、正確な診断や治療、調剤など、安心で安全な医療サービスの提供につなげています。現在、島根県内の770の医療機関が参加し、患者登録数は３万人に達しています。

ゲアン省医療ITセミナーでMame－NETについて説明を行う深田倍生さん（写真：㈱テクノプロジェクト）

同社では、このシステムをベトナムでも利用できるよう特別に改良した「Mame-NET」で、地方都市であるヴィン市の３つの病院と25の診療所を接続し、患者一人ひとりの医療情報の閲覧、より上位の医療機関に対する紹介状の発行、電子カルテの連携、掲示板の提供などを行っています。さらに、ベトナムの医療システムの先駆け企業と提携し、現地の医師と職員に対するシステム運用トレーニングやサポート体制を確立したほか、医療情報サービス利用に関するガイドライン案も策定しました。

同社業務主任の深田倍生（ふかだますお）さんは、導入当初を振り返り、「ベトナムの人々は当初、援助慣れをしていて特別な関心を示さなかった」と述べます。「しかし、私たちは現地の人々の声に耳を傾け、繰り返し人々のニーズや、そのニーズが生まれる背景を理解した提案をすることで、現地の医師や職員からも意見が出てくるようになりました。ベトナムの社会課題を解決したいという私たちの熱意と理念が伝わったことを実感できた瞬間です」と語ります。

医療の現場にも変化が現れました。たとえば、紙による紹介状では断片的にしか得られなかった患者の情報が、導入後は連携カルテを共有することでそれまでの経緯なども正確に確認できるようになり、医療の質も向上したといいます。また、電話や書面でのやり取りが減ったことで患者対応に使える時間が増え、さらには患者と向き合うことで医療関係者側のモチベーションも上がったそうです。

前述の深田さんは、「ベトナムでは、非効率的と分かっていても人を投入して対応する傾向が見られます。今回システムを導入することで、ITを活用し医療機関同士が情報を共有することがもたらす長所を現場で実感してもらい、診療にかかる費用、時間が削減でき、診療の質の向上につながりました。さらに、医療関係者間のスキル共有も実現でき、医療サービス全般の向上も実現できるものと思っています」と語ります。2016年９月の普及・実証事業終了後も、「Mame-NET」はベトナムのゲアン省保健局が継続してヴィン市の病院・診療所で運用していく予定です。

深田さんは「今回の取組が、ベトナムにおける地域医療ネットワークのグッドプラクティス（優良事例）になればと願っています。そして、将来的には介護サービスも組み込みながら、ゲアン省だけでなくベトナム全土をネットワークでつなぎたい」と、さらなる事業拡大に意欲を示しています。

日本のネットワーク技術による質の高い医療システムがベトナムに根を下ろし始めています。

※１　ODAを活用した中小企業等の海外展開支援事業は、中小企業等の優れた製品・技術等を途上国の開発に活用することで、途上国の開発と、日本経済の活性化の両立を図る事業。

※２　普及・実証事業は、中小企業等からの提案に基づき、製品・技術等に関する途上国の開発への現地適合性を高めるための実証活動を通じ、その普及方法を検討する事業。

（2）安全な水・衛生

水と衛生の問題は人の生命にかかわる重要な問題です。水道や井戸などの安全な水を利用できない人口は、2015年に世界で約６億6,300万人、トイレや下水道などの改善された衛生施設を利用できない人口は開発途上国人口の約半分に当たる約24億人に上ります。〈注53〉安全な水と衛生施設が不足しているために引き起こされる下痢は、５歳未満の子どもの死亡原因の9％を占めています。〈注54〉さらに、安全な水にアクセスできないことは経済の足かせにもなっています。たとえば、水道が普及していない途上国では、多くの場合、女性や子どもが水汲みの役割を担っています。時には何時間もかけて水を汲みに行くので、子どもの教育や女性の社会進出の機会が奪われてしまっています。また、水の供給が不安定だと、医療や農業にも悪影響を与えます。

こうした観点で、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」においても、目標６に「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」ことが設定されています。

＜ 日本の取組 ＞

日本は、水と衛生分野での援助実績が世界一です。この分野に関する豊富な経験、知識や技術を活かし、①総合的な水資源管理の推進、②安全な飲料水の供給と基本的な衛生の確保（衛生施設の整備）、③食料増産などのために水を利用できるようにする支援（農業用水など）、④水質汚濁を防止（排水規制）・生態系の保全（緑化や森林保全）、⑤水に関連する災害の被害を軽減（予警報システムの確立、地域社会の対応能力の強化）など、ソフト・ハード両面で全体的な支援を実施しています。

日本の開発協力では、専門家の派遣や開発途上国からの研修員受入れなどの技術協力や円借款や無償資金協力により、開発途上国での安全な水の普及に向けて支援を続けているほか、国際機関を通じた支援も行っています。

ラオス・ビエンチャン市内における安全で安定的な、都市給水の技術向上のため日本の専門家が活躍している。1996年に日本の無償資金協力により建設されたチナイモ浄水場にて、浄水場の水を使用したミネラルウォーターボトルを持つ場長と木下雄介JICA専門家（左）。(写真：久野真一／ JICA)

大洋州・ソロモンのマライタ州北部のコロフェ村にて、日本の支援により初めて整備された水供給設備から水を飲む子どもたち（写真：山口浩司／在ソロモン日本大使館）

たとえば、アジア・大洋州地域においては、ミャンマー、カンボジア、ベトナム、パラオといった国々で上水道の整備・拡張のための事業を実施中であり、ラオスについては、2016年３月に新たに円借款「首都ビエンチャン上水道拡張計画」の署名が行われました。人口増加や経済発展が進むインドにおいても、2016年３月、新たに円借款「オディシャ州総合衛生改善計画（第二期）」の署名が行われました。

また、アフリカでは、エチオピア、セネガル、ルワンダなどにおいて、安全な水へのアクセス改善、給水率の向上に向けた事業を実施中であり、スーダンについては、2016年10月に新たに無償資金協力「コスティ市浄水場施設改善計画」の署名が行われました。

ほかにも、日本NGO連携無償資金協力によって、日本のNGOによる水・衛生環境改善事業を支援して

注53：（出典）WHO/UNICEF “Progress on Sanitation and Drinking-Water: 2015 Update and MDG Assessment”
注54：（出典）UNICEF “Committing to Child Survival: A Promise Renewed” (Progress Report 2015)

います。たとえば、特定非営利活動法人ホープ・インターナショナル開発機構は、エチオピアのツァイテ郡の５つの村において、2015年度から１年間、住民が安全な水へのアクセスを長期的に確保できるようにするため、水供給システムや学校・診療所における公共トイレを設置し、運営管理体制の構築、保健衛生教育の人材育成を行いました。

こうした取組と並行して、草の根・人間の安全保障無償資金協力などによる協力、国内および現地の民間団体と連携した途上国の水環境改善の取組も、世界各地で行われています。

環境省でも取組を行っています。たとえば、アジアの多くの国々において深刻な水質汚濁の問題が生じており、関連する情報・知識不足を解消するため、同省はアジア水環境パートナーシップ（WEPA）〈注55〉を開始しました。アジアの13の参加国〈注56〉の協力の下、人的ネットワークの構築や情報の収集・共有、能力構築等を通じて、アジア水環境ガバナンスを強化することを目指しています。

コンゴ（民）　モンガフラ区ンジリキランブ地区浄水装置設置計画

草の根・人間の安全保障無償資金協力（2015年２月～2016年７月）

コンゴ民主共和国（以下、コンゴ（民））は、長期にわたる国外および国内紛争により社会・経済が疲弊し、社会サービスへのアクセス改善、経済開発への取組が差し迫った課題となっています。

本計画実施前当時のコンゴ（民）の給水率は約46%にとどまっており、首都キンシャサにおいても、水道公社による供給範囲は市内中心部に限られていました。上水設備未整備の地域では、住民は川の水を飲用するか、数キロ離れた場所まで湧水を汲みに行くことを余儀なくされるなど、不衛生な水の利用に起因するコレラ等の感染症が問題となっていました。

このような地域の深刻な水問題を緩和するため、NGO「Coup de Pouce（助け合いの会）」は、ヤマハ発動機株式会社の協力を得て、草の根・人間の安全保障無償資金協力による浄水装置整備計画の実施支援を日本に要請しました。

一般的な急速ろ過装置を利用する場合、フィルターの交換や専門的なメンテナンス知識が必要となり、村人による自主管理は難しいと考えられます。一方で、本計画で設置されたヤマハ発動機の浄水装置は、特別な薬品やフィルター交換の必要がないため、被供与団体および地域住民による持続的な運営・維持管理が可能となります。

設置された浄水装置の前に集まるプロジェクト参加者たち（写真：在コンゴ民主共和国日本大使館）

2016年７月には、浄水装置の設置工事を経て、引渡し式が実施されました。新しい浄水装置により、１日当たり約8,000リットルの飲料水を供給することが可能となり、対象地域の住民約１万3,000人が安全な飲料水にアクセスできるようになりました。

注55：アジア水環境パートナーシップ　WEPA：Water Environment Partnership in Asia
注56：カンボジア、タイ、ラオス、マレーシア、中国、インドネシア、韓国、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、スリランカ、ネパール

匠の技術、世界へ 3

ミクロネシアに安全な飲み水を

～太平洋の島国が抱える水問題に挑む～

ミクロネシア連邦のチューク州で移動式飲料水製造システムの使用方法の説明に聞き入る人々（写真：㈱いちごホールディングス）

広い太平洋に散らばる607もの島々（うち有人島65）から成るミクロネシア連邦では、国民の生活を支える基礎インフラの整備が十分に進んでいないのが現状です。水道施設が整っていない地域においては、雨水や井戸水を使って生活している人も少なくありません。また、島国であるミクロネシアは、定期的な渇水や台風、高潮などによる影響を受けやすく、そうした災害に見舞われると、飲み水の確保が困難になります。

宮城県仙台市の株式会社いちごホールディングスは、海水を淡水にする移動式飲料水製造システムを導入することで、こうした問題を解決していこうと、2014年11月から2015年10月まで、同国で最も人口の多いチューク州を中心にODAを活用した中小企業等の海外展開支援事業※1として案件化調査※2を行いました。

同社の移動式飲料水製造システムは、海水や河川、井戸水などの水源からRO膜（逆浸透膜）※3を使うことで安全な飲料水をつくることができます。軽量設計のため船や車に搭載して海岸部や内陸部などに持ち運びができることに加え、太陽光、ガソリンエンジンといったエネルギー電源を使用せずとも稼働するため、被災地や無電化地域でも使用できます。また、構造がシンプルで操作が簡単なため専門家でなくとも運用しやすいことや、薬剤類を使わず環境への負荷が小さいことなども特徴です。

「当社のグループ企業は長く外食産業に携わり、残渣（ざんさ）※4や廃油などにより環境に負荷を与えてきたことへの反省から、当社では社会貢献の一環として移動型の海水淡水化装置を開発しました」と述べる社長の宮下雅光（みやしたまさみつ）さん。2011年の東日本大震災では創業地が被災したことから、避難所や農家などに水を供給する支援活動を行いました。宮下さんは、「2013年にマーシャルでの渇水被害を報道で見て、海外でも同じ使命を果たしたいと考えるようになりました。そして、ミクロネシア、とりわけチューク州が渇水や台風被害の影響を受けやすいことを知り、案件化調査への応募を決めました」と説明します。

ミクロネシア連邦訪問時、連邦環境危機管理局の局長と打合せを行った宮下雅光さん（写真：㈱いちごホールディングス）

調査では、まず現地の状況を把握した上で、より現地に適したシステムとなるように装置の改良を行いました。たとえば、島内のどこにでも運べるよう装置を軽量化し、自在に方向転換できる回転キャスターを取り付けました。また、運搬の手段として使われる小型ボートは波による振動が大きいことから、重心を低くして安定性を高めるとともに、衝撃に強い構造にしました。

そして改良した移動式飲料水製造システムを現地に持ち込み、約100人の住民を前にデモンストレーションを実施しました。手動で雨水や海水を飲料水に変える装置は、１分間に1.0～ 1.4リットルの水をつくり出します。処理水の水質や操作の簡単さ、移動のしやすさなどが高く評価されました。

「人々が『こんな小さな機械で、しかも海水からこんなおいしい水が飲めるのか』と素直に喜び、驚いてくれたのが非常に印象的でした」と宮下さん。現地では水道水の水質が悪く、飲用には煮沸した雨水、生活用水には水質が悪い井戸水を使用しています。しかし、渇水時や災害時には井戸水を飲料水として利用せざるを得ないため、健康被害が発生することもある中で、宮下さんは「この装置があれば、ミクロネシアの人たちも安定して安全な飲料水を確保できるようになる」と、自社製品に自信を深めることができたといいます。

この案件化調査の結果を踏まえ、2016年８月には浄水装置の普及方法を検討することを目的とした普及・実証事業※5が始まっています。タイプの異なる小型の浄水装置を11台導入し、どのような場所にどのようなタイプの装置を設置するのが効果的なのかを検証していきます。

「普及・実証事業では、調査期間が終了した後も継続して現地の方々だけでも浄水装置を使っていけるようにしなければなりません。メンテナンスなどの研修も行いながら、粘り強く当社の製品と技術が根付くよう、努力したいと思います」と宮下さんは述べます。

安全な水の供給は開発協力におけるたいへん重要な課題ですが、ミクロネシアの人々の生活向上のために安全な水を届ける同社の挑戦は、今も現地で続いています。

※１　ODAを活用した中小企業等の海外展開支援事業は、中小企業等の優れた製品・技術等を途上国の開発に活用することで、途上国の開発と、日本経済の活性化の両立を図る事業。
※２　案件化調査は、中小企業等からの提案に基づき、製品・技術等を途上国の開発へ活用する可能性を検討するための調査。
※３　海水や汚水をシート状の膜に通過させ、真水分だけを透過させる仕組み。英語では、Reverse Osmosis Membraneという。
※４　溶解やろ過などの後に残る不溶物のこと。
※５　普及・実証事業は、中小企業等からの提案に基づき、製品・技術等に関する途上国の開発への現地適合性を高めるための実証活動を通じ、その普及方法を検討する事業。

（3）万人のための質の高い教育

教育は、貧困削減のために必要な経済社会開発において重要な役割を果たします。また個人個人が持つ才能と能力を伸ばし、尊厳を持って生活することを可能にし、他者や異文化に対する理解を育み、平和の礎となります。ところが、普遍的な初等教育の普及は2015年を達成期限としたミレニアム開発目標（MDGs）にも含まれていましたが、未だ世界には学校に通うことのできない子どもが約5,700万人もいます。また、紛争の影響下にある国や地域で学校に通えない児童の割合が1999年は30％であったものが2012年には36％に上昇しているなど、新たな問題も指摘されています。〈注57〉

このような状況を改善するために、2015年５月に韓国（仁川（インチョン））で開催された「世界教育フォーラム2015」*では、2015年より先の教育についての提言をまとめた「インチョン宣言」が発表され、国際社会に教育普及のための努力を呼びかけています。

また、MDGsの後継として国連で採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」においても、MDGsの残された課題としての「教育」に対応すべく、持続可能な開発目標（SDGs）の目標4として「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」が掲げられています。

国際社会では、これまで「万人（ばんにん）のための教育（EFA）」*実現に向けて取組を進めてきましたが、今後はより包括的な目標４の達成を目指し、2015年11月に開催された「教育2030ハイレベル会合」において、「教育2030行動枠組」*が採択されました。

＜ 日本の取組 ＞

日本は従前から、「国づくり」と「人づくり」を重視して、開発途上国の基礎教育*や高等教育、職業訓練の充実などの幅広い分野において教育支援を行っています。

2015年９月の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択のための国連サミットに合わせ、日本は教育分野における新たな戦略である「平和と成長のための学びの戦略」を発表しました。新しい戦略は2015年２月に閣議決定された開発協力大綱の教育分野の課題別政策として策定されたもので、策定に当たり、開発教育専門家や教育支援NGO、関連国際機関等と幅広く意見交換を行いました。新戦略では基本原則として①包摂的かつ公正な質の高い学びに向けた教育協力、②産業・科学技術人材育成と社会経済開発の基盤づくりのための教育協力、③国際的・地域的な教育協力ネットワークの構築と拡大を挙げ、学び合いを通じた質の高い教育の実現を目指しています。今後、新戦略に基づき教育分野の支援に一層貢献していきます。

2015年３月には、米国と共に女子教育支援推進に資する「世界における女子教育を推進するための日本と米国の協力」を発表したほか、2015年11月に採択されたEFA行動枠組の後継行動枠組策定に向けた議論にも積極的に貢献しています。

バヌアツの小学校２年生に対する算数の授業風景。青年海外協力隊の下村珠美さんの初めての授業に子どもたちの視線が集まる。（写真：下村珠美）

注57：（出典）UN　“The Millennium Development Goals Report 2015”

また、初等教育を完全普及することを目指す国際的な枠組みである「教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE）」*に関しては、2016年より先のGPEの新戦略計画策定の議論や改革への取組に積極的に参加してきています。そして、GPEの関連基金に対して、2007年度から2015年度までに総額約2,280万ドルを拠出しました。

アフリカに対しては、2013年６月に開催された第5回アフリカ開発会議（TICAD Ⅴ）〈注58〉において、理数科教育の支援拡充や学校運営改善プロジェクトの拡充等を通じて、2013年からの５年間で新たに2,000万人の子どもに対して質の高い教育環境を提供することを表明し、その着実な実施に努めています。加えて、2016年８月に開催された第６回アフリカ開発会議（TICAD Ⅵ）では、2016年からの３年間で約２万人の理数科教員育成を実施することを表明し、科学技術分野の基礎学力強化にも貢献しています。

エチオピアの東部に位置するアファール州アワシュ・サバット・キロ町にある孤児を中心に受け入れているドィワウ小学校で学期末テストを受ける子どもたち（写真：濱阿由美／在エチオピア日本大使館）

さらに、アジア・太平洋地域の教育の充実と質の向上に貢献するため、国連教育科学文化機関（UNESCO）〈注59〉に信託基金を設置し、識字教育等のためのコミュニティ・ラーニングセンターの運営能力の向上等の事業を実施しています。

アフガニスタンでは、約30年間にわたる内戦の影響を受け、非識字人口（15歳以上）が約1,100万人（15歳以上の人口の３割程度）〈注60〉と推定されており、アフガニスタン政府は、国民に対する識字教育を

中米・ホンジュラス北西部に位置するコルテス県サン・ペドロ・スーラ市ディオニシオ・デ・エレーラ基礎教育学校。日本の支援で改築された校舎で学ぶ子どもたち。（写真：酒井宏美／在ホンジュラス日本大使館）

推進しています。日本は、2008年からUNESCOを通じた総額約53億円の無償資金協力により、国内18県100郡で計約100万人のための識字教育を支援し、アフガニスタンの識字教育の推進に貢献しています。

近年では、国境を越えた高等教育機関のネットワーク化の推進や、周辺地域各国との共同研究等を行っています。また、「留学生30万人計画」に基づく日本の高等教育機関等への留学生受入れも含め、これらの多様な方策を通じて、開発途上国の人材育成を支援していきます。

ケニアでは、長崎大学熱帯医学研究所が2005年にケニア教育研究拠点を設置し、熱帯感染症、国際保健などにかかわる研究活動を展開しており、このような活動を通して、ケニア人、日本人の学部学生、修士・博士課程学生などを受け入れ、将来のアフリカでの保健医療を担う研究者、専門家などの中核人材を育成しています。またJICA草の根技術協力プロジェクトの学校保健活動を通じた学童の保健教育を行い、地域保健活動の実践を行っています。

ほかにも、青年海外協力隊および日系社会青年ボランティア「現職教員特別参加制度」*を通じて、日本の現職教員が青年海外協力隊または日系社会青年ボランティアに参加しやすくなるよう広報にも努めています。開発途上国へ派遣された現職教員は、現地において教育の普及・発展に取り組み、帰国後はボランティアの経験を国内の教育現場で活かしています。

注58：アフリカ開発会議　TICAD：Tokyo International Conference on African Development
注59：国連教育科学文化機関ユネスコ　UNESCO：United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization
注60：出典　UNESCO, 2015

用語解説

＊世界教育フォーラム2015
2015年５月に仁川（韓国）において開催された国際教育会議。国連事務総長や教育大臣等の出席の下、2015年より先の教育について議論が行われ、最終日にはインチョン宣言が採択された。同会議において日本政府代表団は持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）の推進等を唱えた。

＊万人のための教育（EFA：Education for All）
世界中のすべての人々に基礎教育の機会提供を目指す国際的取組。主要関係５機関（国連教育科学文化機関（UNESCO）、世界銀行、国連開発計画（UNDP）、国連児童基金（UNICEF）、国連人口基金（UNFPA））のうち、UNESCOがEFA全体を主導する。

＊教育2030行動枠組
（Education 2030 Framework for Action）
万人のための教育を目指して、2000年にセネガルのダカールで開かれた「世界教育フォーラム」で採択されたEFAダカール行動枠組の達成期限が2015年までとなっており、その後継となる行動枠組。2015年11月のUNESCO総会とあわせて開催された「教育2030ハイレベル会合」で採択された。

＊基礎教育
生きていくために必要となる知識、価値そして技能を身につけるための教育活動。主に初等教育、前期中等教育（日本の中学校に相当）、就学前教育、成人識字教育などを指す。

＊教育のためのグローバル・パートナーシップ
（GPE：Global Partnership for Education）
EFAダカール目標やMDGsに含まれている「2015年までの初等教育の完全普及」の達成のため、2002年に世界銀行主導で設立された国際的な支援枠組み（旧称はファスト・トラック・イニシアティブ（FTI））。

＊現職教員特別参加制度
国立、公立学校および私立学校の教員が身分を保持したまま青年海外協力隊または日系社会青年ボランティアへ参加するための制度。文部科学省がJICAに推薦した教員は、一次選考の技術試験が免除され、派遣前訓練開始から派遣終了までの期間を通常２年３か月のところ、日本の学年暦に合わせて４月から翌々年の３月までの２年間とするなど、現職教員が参加しやすい仕組みとなっている。

カンボジア　前期中等理数科教育のための教師用指導書開発プロジェクト

技術協力プロジェクト（2013年５月～2016年５月）

カンボジアでは、1975年から1979年のポル・ポト政権による大量虐殺によって教師や知識人らの有能な人材がことごとく失われ、人材育成システムそのものが崩壊しました。その後再興に向けた取組が進められましたが、教育の量的な拡大は進むものの、質的な課題は残されたままでした。

こうした背景の中、日本は、2000年にカンボジアにおける最初の理数科教育に関する技術協力プロジェクト「理数科教育改善計画プロジェクト」（STEPSAM1, 2000-2005）を実施しました。STEPSAM1では、高校の教員養成機関である国立教育研究所（NIE）における理数科教官の能力強化や、高校の理数科の現職教員に対する研修などを行いました。また、学位留学のためNIE教官を日本に派遣し、NIEの理数科分野における機能や能力の向上を支援しました。

その後継案件として実施された「理科教育改善計画プロジェクト」（STEPSAM2, 2008-2012）では、小中学校の教員養成校（全24校）の理科担当教官の能力強化を行いました。

続いて実施された「前期中等理数科教育のための教師用指導書開発プロジェクト」（STEPSAM3, 2013-2016）では、開発した中学校の教師用指導書を用いて、対象６州の中学校で授業の改善方法の指導を行いました。一連の研修には延べ１万7,000人の教員が参加し、約５万冊の指導書が配布されました。これらの指導書は教育省によって高く評価され、カンボジア政府予算により、その他19州での研修の実施や指導書の配布が決まっています。

現職教員研修の化学のクラスで実験の方法を学んでいるところ。教師自身が興味津々に実験を行っている（写真：JICA）

当初、わずか20数名のNIE教官への支援から始まった理数科教育分野における協力は、16年の間に全国の中学校理数科教員に対して、直接その成果が届くものへと成長しました。その間にNIEの教官は教員養成校教官の指導を行うようになり、教員養成校教官は、現職教員研修の教官になって活躍しています。そして、STEPSAMにかかわってきた人々が教育省内の責任ある役職に就くようになり、カンボジアの人々が中心となった理数科教育改革を推し進めています。

ネパール

第１・２次EFA支援のための小学校建設計画およびSSRP支援のための学校改善計画フォローアップ協力
無償資金協力（2015年８月～ 2016年９月）

2015年４月25日に発生したネパール地震および５月12日の余震により、多くの学校が被害にあったことを受け、日本は、７月上旬に校舎修復の支援を開始しました。支援の本格化には時間がかかるため、支援の停滞期間をつくらず、現地のニーズにいち早く応えるべく、これまで20年近く無償資金協力で建設支援を行ってきた小学校のうち、ダディン郡、ゴルカ郡、ヌワコット郡の230教室を対象に、順次修復に着手しました。

震災後の学校では、授業は再開されていましたが、教室の修繕・再建が遅れていたため、仮設の教室やテントなどで授業をせざるを得ない学校が多く存在していました。さらに、地震後の６月～９月は、ネパールでは雨季に当たり、竹やテントなどで建てられている仮設の教室では完全に雨漏りを防ぐことは難しく、中長期的に利用できる状態ではありませんでした。日本が雨季の中でも修復工事を実施したことに対して、修復対象の学校の一つであるインドラヤニ小学校の校長は、「日本の関係者の方が、地震後校舎の状況把握に来てくれました。また、修復への協力を早期に実現していただき、日本のみなさんに感謝します」と語っていました。

日本は、このような修復事業と合わせ、有償資金協力

仮設教室での授業風景。後ろで学校修復工事を実施中（写真：JICA）

「緊急学校復興事業」を通じて、地震で特に被害を受けた14の郡において、アジア開発銀行（ADB）〈注１〉と協調融資の下、学校の再建・耐震性強化にも取り組んでいます。教室修復事業を通じて、学校の本格再建に向けた切れ目のない支援を行うことで、子どもたちに安全な学習環境を届けています。

注１　アジア開発銀行（ADB）は、ESCAP（国連アジア太平洋経済社会委員会の発案により、アジア・太平洋地域における経済成長および経済協力を助長し、途上国の経済開発に貢献することを目的として設立。

（４）格差是正（脆弱な立場に置かれやすい人々への支援）

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の実施に向けた取組が進められる中、大局的に国家レベルで見ると課題がどこにあるのかを特定して的確に対応することが困難であるという問題が顕在化しており、「格差の拡大」はその一つです。また、貧困・紛争・感染症・テロ・災害などの様々な課題から生じる影響は、国や地域、女性や子どもなど、個人個人の置かれた立場によって異なります。こうした状況に対しては、一人ひとりの立場に立った形でのアプローチが有効であり、不可欠といえます。

＜ 日本の取組 ＞

●人間の安全保障

このような背景から、日本が重視している理念が「人間の安全保障」です。これは、人間一人ひとりに着目し、人々が恐怖や欠乏から免れ、尊厳を持って生きることができるよう、個人の保護と能力強化を通じて、国・社会づくりを進めるという考え方です。

日本政府は、人間の安全保障の推進のため、①概念の普及と②現場での実践の両面で、様々な取組を実施しています。

①概念の普及について、日本は国際的な有識者委員会である「人間の安全保障委員会」およびその後継となる「人間の安全保障諮問委員会」の設置や、非公式・自由なフォーラムである「人間の安全保障フレンズ」の開催を主導してきました。また、２つの国連決議を主導し、概念の定義を整理することにも尽力しました。2012年９月には、日本が主導して、人間の安全保障の共通理解に関する国連総会決議が全会一致で採択されました。

②現場での実践について、日本は国連における「人間の安全保障基金」の設立（1999年）を主導しました。これまで日本は累計で約451.7億円を拠出し、88の国・地域で、国連機関が実施する人間の安全保障の確保に資するプロジェクト238件を支援して

きました（数字はいずれも2016年12月末時点）。2015年２月に閣議決定された新たな開発協力大綱でも、人間の安全保障は、日本の開発協力の根本にある指導理念として位置付けられています。

「人間の安全保障」の考え方

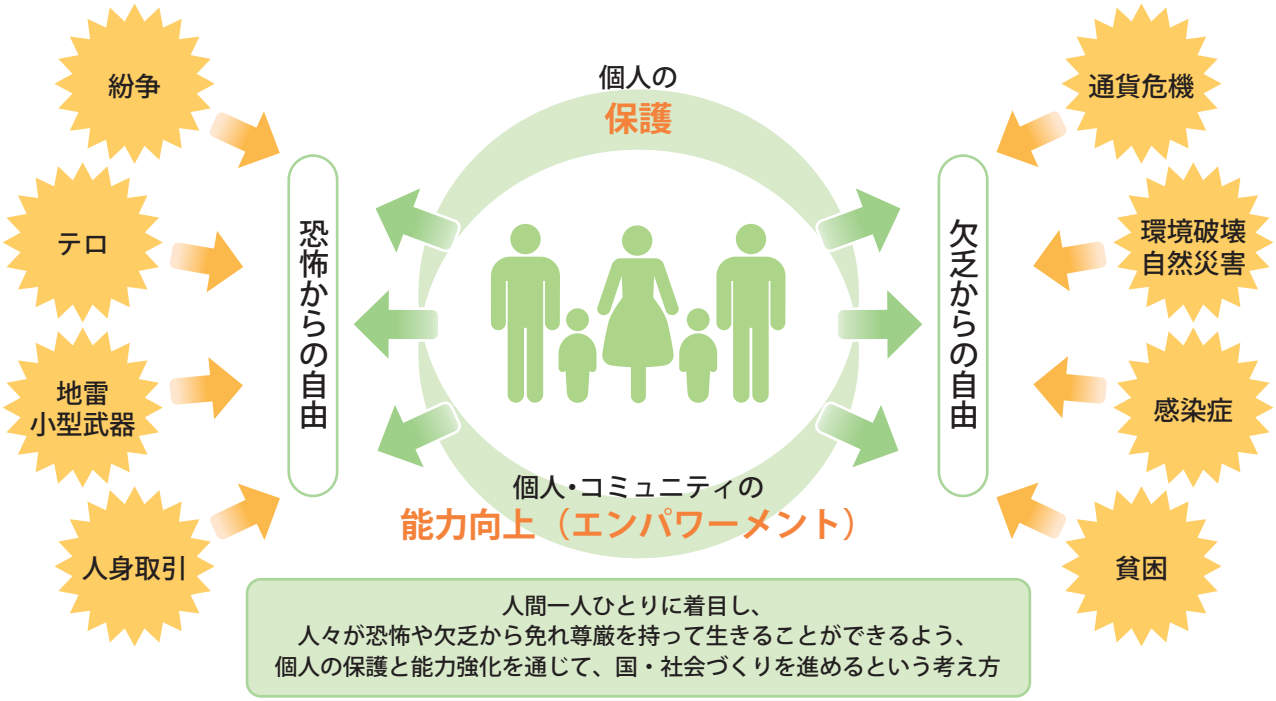

●障害者支援

若者や女性など、社会において弱い立場にある人々、特に障害のある人たちが、社会に参加し、包容されるように、能力強化とコミュニティづくりを促進していくことも重要です。

日本は開発協力において、ODA政策の立案および実施に当たり、障害のある人を含めた社会的弱者の状況に配慮することとしています。障害者施策は福祉、保健・医療、教育、雇用等の多くの分野にわたっており、日本はこれらの分野で積み重ねてきた技術・経験などをODAやNGOの活動などを通じて開発途上国の障害者施策に役立てています。たとえば、鉄道建設、空港建設においてバリアフリー化を図った設計を行ったり、障害のある人のためのリハビリテーション施設や職業訓練施設整備、移動用ミニバスの供与を行ったりするなど、現地の様々なニーズにきめ細かく対応しています。

モンゴル東部のドルノド県ヘルレンソム１番学校に配属され、障害のある子どもたちの指導を行っている青年海外協力隊の澤田明日香さん。図工の授業で子どもたちの発想を活かした制作活動を指導している。（写真：塚越貴子）

ヨルダンの首都アンマンにて、障害者の就労を進める上で重要なバリアフリー環境を整備。日本の支援により、ヨルダン労働省へのスロープの角度や材質、手すりなどを改善した。（写真：朝居八穂子／ JICA専門家）

また、開発途上国の障害者支援に携わる組織や人材の能力向上を図るために、JICAを通じて、開発途上国からの研修員の受入れや、理学・作業療法士やソーシャルワーカーをはじめとした専門家、青年海外協力隊の派遣などの幅広い技術協力も行っているところです。

2014年１月には、日本は障害者権利条約を批准しました。同条約は、独立した条項を設けて、締約国は国際協力およびその促進のための措置をとることとしています（第32条）。日本は、今後もODA等を通じて、開発途上国における障害者の権利の向上に貢献していきます。

モンゴル　障害児のための教育改善プロジェクト

技術協力プロジェクト（2015年８月～実施中）

モンゴルでは、心身に障害のある児童の教育に関しては、障害の発見が遅れて必要な支援を受けられなかったり、保護者が安定した職業に就くことができず貧困に陥ったり、障害児の通える学校の数が不十分であるといった問題が存在しています。また、長らく、モンゴルの教員養成課程では、障害児への対応や指導法について専門的な指導がなされてきませんでした。そのため、障害の程度に即した教育を受けることができず、学校に通えない子どもも少なくありません。

これらの課題に対し、モンゴル政府は、障害のある人が障害のない人と等しく、あらゆる機会を得られるよう法制度の整備に努めてきました。さらに、障害のある子どもたちの発達支援、教育改善を図るため、日本政府に対して支援を要請し、2015年に「障害児のための教育改善プロジェクト」が開始されました。

このプロジェクトでは、ウランバートル市および地方都市から選定されるパイロット地域において障害の早期発見・発達支援の体制を整えるために、知的障害を対象とする特別学校４校および通常学校８校をパイロット校として選定し、パイロット校において質の高い教育が提供されるよう教員の能力強化に努め、障害の早期発見・発達支援・教育のモデルを構築することを目指しています。

障害の早期発見・発達支援体制の整備については、担当の機関である「障害児の保健・教育・社会保障委員会」などと協議を行い、障害の発見から発達支援までの流れと関係機関の役割についてマニュアルへのとりまとめを行っています。また、これまでモンゴルで用いられてきたスクリーニングやアセスメントのツールを見直し、今後、必要となるツールを検討しました。現在、日本で用いられている２つのツールについて、モンゴル版を開発中です。

ウランバートル市第25特別学校のモンゴル語の授業（写真：大伴潔）

教員の能力強化に関しては、パイロット特別学校4校の教員（約200名）に対し、１年目は月２回、２年目は月1回の頻度で勉強会を開催してきました。勉強会を通じて、個別教育計画のモンゴル版フォーマットを作成し、計画策定の意義についても理解を深めてもらいました。パイロット通常学校8校に対しては、特別学校との連携を促進し、障害のある子どもたちが地域の通常学校で学べる体制を整備するよう努めています。

今後も、子どもたちが個々のニーズに応じた適切な発達支援および教育を得られるよう活動を続けていきます。

2016年５月には、このプロジェクトとは別に「ウランバートル市における障害者の社会参加促進プロジェクト」も開始され、障害者支援の「入口（早期発見）～出口（社会参加）」に至るまでの一貫した協力に取り組むことで、モンゴルにおける共生社会の実現を後押しします。

（2016年８月時点）

タイの障害者の社会参加を後押し

～就業・自立を支援するベーカリーショップ～

タイ・バンコクのベーカリーショップ「60 Plus+ Bakery & Café」で、シリントン王女殿下を囲んで。背広の人物が俳優として活躍していた男性（写真：APCD）

2015年12月、タイ国民が敬愛するシリントン王女の生誕60周年を記念して、タイ・バンコクにあるアジア太平洋障害者センター（APCD※1）の敷地内にベーカリーショップ「60 Plus+ Bakery & Café」がオープンしました。これはAPCDが日本政府の草の根・人間の安全保障無償資金協力※2などを活用した取組で、身体障害、知的障害、精神障害、自閉症、その他発達障害など、様々な障害のある人たちの就労と自立に向けた職業訓練を行っています。

タイ統計局のデータ（2012年）によると、タイには15歳以上の障害者数が約143万人います。しかし、障害者に対して教育や訓練の場は少ないため、就労機会は限られており、就労する障害のある人の数は約37万人程度にとどまっています。

APCDは、アジア・太平洋地域での障害者の能力向上・エンパワーメントと社会参加を促進する拠点として、2002年にタイ政府と日本政府により設立されました。2009年にAPCDの運営がタイ王室後援のAPCD財団下となった後も、日本とタイの連携を土台に、すべての人に優しい包摂（ほうせつ）的（インクルーシブ）な社会の実現を目指して活動を続けています。APCDでは、これまで3,000人以上の障害者や関係者を対象に様々な研修を実施してきました。

そうした中、新たな取組として始まったのが、この「60 Plus+ Bakery & Café」です。「ベーカリーショップという事業形態を選んだのは、食品製造業は障害者がかかわりやすい業種で、日本でも多くの実績があったからでした」と話すのは、APCD事業部長の佐野竜平（さのりゅうへい）さんです。自身も手に障害がある佐野さんは、JICA専門家として2008年にAPCDに赴任し、JICA技術協力プロジェクト終了後もAPCDに勤務しています。

佐野さんたちが注目したのが、タイで80店舗以上を展開するなど知名度も高い、山崎製パン株式会社の現地法人タイヤマザキ社でした。「実は、何の接点もなかったのですが、思い切って社長に協力を依頼する手紙を出したところ、社長が会ってくれることになり、『一緒にやりましょう』と快諾いただきました」と佐野さんは語ります。

「60 Plus+ Bakery & Café」の店頭で商品を包む研修参加者（写真：APCD）

タイヤマザキ社から技術指導を受ける「60 Plus+ Bakery & Café」では、パンの製造だけでなく、販売、流通、カスタマーサポート、移動販売車の運転手など、すべての業務に障害者が携わっています。また、現場では、APCDに派遣されていた青年海外協力隊員（JOCV）の協力が大きく役立っています。

佐野さんは、この取組を通じて、企業のCSR※3や社会貢献を超え、障害者を巻き込むことが企業のみならず社会全体の利益につながるという「障害インクルーシブなビジネス」モデルを示したい、と考えています。

「60 Plus+ Bakery & Café」で作るパンは、アンパンやサンドウィッチなど約100種類にも上り、すべてタイヤマザキ社の基準で作られています。製造したパンは、タイ政府関係機関（タイ国会、タイ社会開発・人間の安全保障省、タイ外務省、タイ国立銀行等）、日本政府関係機関（在タイ日本大使館、JICAタイ事務所等）や国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP※4）をはじめ、活動に賛同し協力してくれる企業や団体にも幅広く提供されています。

そうした中、タイで政府の取組をプラユット・ジャンオーチャー首相が直接紹介する番組（毎週金曜日放送）で、2016年７月に「60 Plus+ Bakery & Café」が取り上げられました。

「タイで俳優として活躍していた30代後半の男性は、交通事故により重度の障害が残る怪我を負って、長らく社会から遠ざかっていました。彼は『60 Plus+ Bakery & Café』の広報担当として働くようになり、少しずつ自信を取り戻していきました。社会の中で再び輝く彼の姿勢が、多くの障害者の励みになっていることが紹介されたのです」と、佐野さんは感慨深く語ります。

「60 Plus+ Bakery & Café」における研修受講者の中から、就労機会を得たり、自ら起業したりと、それぞれの道を歩き始める成果が生まれつつあります。

人間一人ひとりに着目し、尊厳を持って生きることができる社会を目指す「60 Plus+ Bakery & Café」は、「人間の安全保障」に通じる取組となっています。

※1　APCD：Asia-Pacific Development Center on Disability
※2　人間の安全保障の理念を踏まえ、開発途上国における経済社会開発を目的とし、草の根レベルの住民に直接貢献する、比較的小規模な事業のために必要な資金を供与する無償資金協力。
※3　企業の社会的責任 Corporate Social Responsibility
※4　ESCAP：United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific

（5）女性の能力強化・参画の促進

開発途上国における社会通念や社会システムは、一般的に、男性の視点に基づいて形成されていることが多く、女性は様々な面で脆弱（ぜいじゃく）な立場に置かれやすい状況にあります。ミレニアム開発目標（MDGs）が策定された2000年代初めと比べると、女子の就学率は格段に向上し、女性の政治参加は増加し、より多くの女性が幹部公務員級、大臣級のポストに就いています。〈注61〉しかし、政府による高度な意思決定など公の場に限らず、家庭など私的な場面でも、自分たちの生活に影響を及ぼす意思決定に参加する機会を、女性が男性と同じように持っているとはいえない状況が続いている国や地域もまだまだ多くあります。

一方で、女性は開発の重要な担い手でもあり、女性の参画は女性自身のためだけでなく、開発のより良い効果にもつながります。たとえば、これまで教育の機会に恵まれなかった女性が読み書き能力を向上させることは、公衆衛生やHIV/エイズ等の感染症予防に関する正しい知識へのアクセスを向上させ、適切な家族計画の策定につながり、女性の社会進出、女性の経済的エンパワーメントの促進にもつながります。

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における開発目標（SDGs）の目標５に「ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う」ことが掲げられています。「質の高い成長」を実現するためには、ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）平等と女性の活躍推進、そして開発における女性活躍の主流化（ジェンダー主流化）の推進が不可欠であり、そのためには男女が等しく開発に参加し、等しくその恩恵を受けることが重要なのです。

＜ 日本の取組 ＞

日本は、女性が持つ力を最大限発揮できるようにすることは、社会全体に活力をもたらし、成長を支える上で不可欠との考えの下、「女性が輝く社会」の実現に向け、国際社会との協力を進めています。開発協力大綱（2015年２月閣議決定）は、人間の安全保障の考え方に基づき、「質の高い成長」とそれを通じた貧困削減等に重点的に取り組むこととしています。また、同大綱には、開発協力のあらゆる段階における女性の参画を促進し、女性が公正に開発の恩恵を受けられるよう一層積極的に取り組むことが明記されています。

2013年９月、第68回国連総会における一般討論演説において、安倍総理大臣は、「女性が輝く社会」の実現に向けた支援の強化を打ち出しました。具体的には、「女性の社会進出推進と能力強化」、「国際保健外交戦略の推進の一環としての女性の保健医療分野の取組強化」、「平和と安全保障分野における女性の参画・保護」を三つの柱として、2013～2015年の３年間で30億ドルを超えるODAを実施することを表明し、着実に実施しました。

2014年９月、安倍政権の最重要課題の一つである「女性が輝く社会」を実現するための取組の一環として、「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」“World Assembly for Women 2014”（WAW! 2014）を初めて開催しました。2015年８月には２回目となるWAW! 2015を開催し、女性分野で活躍する国内外のリーダー145人が参加しました。WAW! 2015では、2014年に引き続き、参加者からのアイデアや提案をとりまとめたWAW! To Do 2015（国連文書：A/C.3/70/3）を発出しました。

2016年12月には３回目となるWAW! 2016を開催し、「働き方」改革、STEM（科学、技術、工学、数学（Science, Technology, Engineering and Mathematics））分野における女性活躍、女性の健康等、幅広い議論を行い、着実に行動に移していくこ

エチオピアの首都近郊にて、就業技能を身に付けるために革製品の製造訓練を受講する女性たち（写真：大川絢子／在エチオピア日本大使館）

注61：（出典）The Millennium Development Goals Report 2015

2016年12月、東京において開催された国際女性会議WAW ！（World Assembly for Women：WAW! 2016）公開フォーラムの冒頭、スピーチを行う安倍総理大臣

とを確認しました。また、安倍総理大臣は、WAW! 2016でのスピーチにおいて開発途上国における女性のために、権利の尊重、能力発揮のための基盤の整備、リーダーシップの向上を重点分野として、2018年までに総額約30億ドル以上の取組を着実に進めることを表明しました。

日本は、2011年に国連システムの中の４つの部門を統合し設立された、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント（自らの力で問題を解決することのできる技術や能力を身に付けること）のための国連機関（UN Women）〈注62〉を通じた支援も実施しており、2016年には約3,000万ドルの拠出を行い、女性の政治的参画、経済的エンパワーメント、女性・女児に対する暴力撤廃、平和・安全分野の女性の役割強化、政策・予算におけるジェンダー配慮強化等の取組に貢献しています。

2016年９月、安倍総理大臣はUN Womenが進めるHeForSheキャンペーン〈注63〉関連会合に出席し、G7伊勢志摩サミットでの女性分野における成果や国際女性会議WAW!の意義を強調するとともに、女性の活躍促進のさらなる加速に向け決意を示し、各参加者に「女性が輝く社会」実現に向けた取組を呼びかけました。

紛争下の性的暴力は、日本としても看過できない問題であるという立場から、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表（SRSG：Special Representative of the Secretary General）事務所との連携を重視しており、2015年度は同事務所に対し、270万ドルの拠出を行いました。

2015年３月にミシェル・オバマ米大統領夫人（当時）が訪日した際には、安倍昭恵総理夫人との間で女児・女性のエンパワーメントとジェンダーに配慮した教育関連分野において、2015年からの３年間で420億円以上のODAを実施することが表明されました。

2015年９月、安倍総理大臣は、国連総会一般討論演説において、安保理決議第1325号に基づく女性の参画と保護に関する「行動計画」を定めたことを発表し、2014年に続き2015年もWAW! 2015を開催したことに触れ、女性のエンパワーメント、活躍促進の分野で日本が世界をリードしていく決意を示しました。

2016年５月に開催されたG7伊勢志摩サミットでも、女性の活躍推進が大きく取り上げられました。女性の潜在力の開花と自然科学分野における女性の活躍促進が重要との認識の下、G7首脳は「女性の能力開花のためのG7行動指針」および「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ」（Women's Initiative in Developing STEM Career（WINDS））に合意しました。また、日本はこの機会に、SDGsと開発協力大綱の重点分野を踏まえ、国際協力分野における女性活躍推進のための新たな戦略である「女性の活躍推進のための開発戦略」を発表するとともに、今後３年間（2016年～ 2018年度）で約5,000人の女性行政官等の人材育成、約５万人の女子の学習環境の改善を実施する旨を表明しました。

「女性の活躍推進のための開発戦略」は、女性の力は成長の源泉であるという認識の下、女性の権利の尊重、能力の発揮のための基盤の整理、リーダーシップの向上を重点分野としています。具体的には、女性にやさしいインフラ整備や女子教育（科学、テクノロジー、工学、数学（STEM）を含む）支援、防災分野をはじめとする女性の指導的役割への参画推進等を通じ、女性が自らの人生に関する選択肢を広げ、主体的に自らの可能性を自由に追求できるような環境整備や制度構築を支援することを目指しています。

注62：ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関　UN Women：United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women
注63：UN Womenによる、ジェンダー平等のために男性・男児の関与を呼びかけるキャンペーン。

03
開発協力トピックス

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの実現に向けて

2015年9月、国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）」が採択されました。2030アジェンダは、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として採択され、その中に持続可能な開発目標（SDGs）として17のゴールと169のターゲットが掲げられました。2030アジェンダでは、「ジェンダー平等の実現と女性と女児のエンパワーメントは、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするもの」であると、力強く明記されています。

このように、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントは、国際協力における重要な課題です。これまで開発途上国の女性を取り巻く環境の改善のために様々な取組が行われてきました。その結果、教育や保健、経済など、様々な分野で男女間の格差は縮小する傾向にあります。しかしながら、世界には、女性であるがゆえに社会の底辺に置かれ、教育や医療へのアクセスが十分に与えられず、女性が普通の生活を送ることすら困難な状況にある地域も依然として数多くあります。また、紛争地域の混乱した状況下では、特に女性は脆弱な立場に置かれやすく、性的暴力を含むジェンダーに基づく暴力が蔓延しがちです。また、女性は大規模な自然災害発生時にも、脆弱な立場に置かれやすく、ジェンダーに基づく暴力被害や住居、食糧、仕事へのアクセスの不足等の問題に直面することが多い現状があります。こうした悲惨な状況が発生することを予防するためには、当事者のニーズを最も良く理解する女性たち自身が普段から意思決定過程に参画し、リーダーシップを発揮できる環境を整えることが重要です。

日本は、女性が持つ力を最大限発揮できるようにすることは、社会全体に活力をもたらし、成長を支える上で不可欠との考えのもと、「女性が輝く社会」の実現に向け、国際社会との協力や途上国支援を進めています。2016年5月には、開発協力大綱にもとづく新たな分野別開発政策の一つとして「女性の活躍推進のための開発戦略」を発表するとともに、2016年から2018年までの3年間で、約5千人の女性行政官等の人材育成と約5万人の女子の学習環境の改善を実施する旨を表明、また、同年12月に開催された3回目となる国際女性会議WAW!において、途上国における女性の活躍推進のために、2018年までの3年間で総額約30億ドル以上の支援を行う旨表明し、いずれも着実に実施しています。

「女性の輝く社会」の構築に向けた具体的な取組の事例をご紹介します。

●女性にやさしいインフラ

デリー高速輸送システム建設事業計画（インド）

インドでは、公共の場所での女性に対する嫌がらせや性的被害が深刻な問題となっています。女性にとって安全で快適な公共交通機関がない場合、学校や勤務先などの選択肢が狭まることになり、女性の社会進出の制約になっています。この事業では、「世界一ユーザーフレンドリーな地下鉄」を目指して、女性、高齢者、障害者

インド：安心で安全な公共交通機関の整備が、女性の社会進出につながる（写真：JICA）

デリーメトロの女性専用車両車内の様子（写真：JICAインド事務所）

等の利用に配慮した駅舎（エレベーター、エスカレーター、防犯カメラなど）や客車（女性専用車両用、各車両に非常通報装置を設置）を採用し、駅員や乗務員を対象とした手話訓練を実施しています。

●女子の学習環境改善

ナンプラ州中学校改善計画（モザンビーク）

モザンビークでは、中等教育学校に進学を希望する初等教育修了者が急増していますが、教室数の不足から生徒が入学できず、学校施設の整備が喫緊の課題となっています。この協力では、中等教育への就学率が低い北部ナンプラ州において、中学校の教室やトイレ棟便所棟などの新設と、必要な機材の整備を支援しました。安全・安心かつ衛生的なトイレ設備を整備することで、より多くの女子生徒が中等教育学校へ進学することが可能となり、進学率の向上が期待されます。

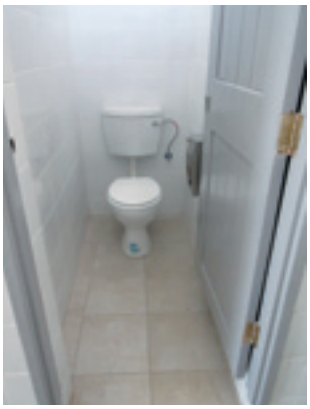

モザンビーク：トイレの整備をすることで、女子の中等教育就学率の向上に貢献（写真：JICA）

●女性警察官養成

アフガニスタン女性警察官支援（アフガニスタン）

アフガニスタンでは、家庭内暴力（DV）や性暴力、幼児婚、名誉殺人といったジェンダーに基づく暴力が、アフガニスタン女性の人権と安全を脅かす差し迫った取組課題となっています。日本政府は、UNDPが管理するアフガニスタン法秩序信託基金（LOFTA）への拠出を通じた同国の警察支援を行ってきました。また、JICAでは、2014年度よりUNDP/LOFTAを通じたトルコでのアフガニスタン女性警察官研修に個別専門家を派遣してきました。2015年度の研修には、中堅女性警察官28名及び新人女性警察官361名が参加しました。2016年度から3年間、「アフガニスタン女性警官のジェンダーに基づく暴力への対応能力向上」に係る研修（技術協力個別案件）を日本において実施しています。

アフガニスタン：研修生からの質問に答えるJICA国際協力専門員の久保田真紀子さん（写真：JICA）

タジキスタン

ペンジケント市女性センター建設計画

草の根・人間の安全保障無償資金協力（2015年２月～ 2016年８月）

人口約22万人を擁するペンジケント市および周辺地区は、首都ドゥシャンベ市から260キロメートル、車で約４時間のタジキスタン北西部に位置し、同地域の行政・文化の中心的役割を担っていますが、標高2,000～5,000メートルの山々を抱えるファン山脈の端に位置するため、他都市からのアクセスは容易ではありません。

このように孤立しがちな地域において、NGO「ザノニ・シャルク〈注1〉」は、ペンジケント市を拠点に、地域に根ざした女性支援活動を21年間にわたり行っています。ザノニ・シャルクの活動内容は幅広く、経済的に困窮した女性へのマイクロ・クレジット〈注2〉貸付のほか、法的知識を持たない女性への司法相談、女性の権利に関する法律講座、HIV/エイズに関する啓蒙（けいもう）セミナー、女子生徒を対象とした進学推進セミナー、コンピュータ・裁縫・料理・ロシア語・英語のレッスン開催等を行っています。また、ロシアやカザフスタンなどで労働移民として働く予定の人々に対し、人身売買被害を防ぐための教育セミナーや、渡航後の連絡手段を確保するためのインターネット講座も主催しています。

多様な女性支援活動を行うザノニ・シャルクですが、これまでは市中心部のテナントビルの一角を借りて活動を行っていたため、活動スペースはたいへん手狭でした。また、家庭内暴力等の被害にあった女性を保護する部屋もなく、当時は職員が自宅で被害女性を保護していました。このような状況の中、自由に活動を行える場所を確保することは、同団体の長年の願いでした。

裁縫教室で大勢の女性が職業訓練を受けている様子（写真：森川裕子）

今般、在タジキスタン日本大使館の「草の根・人間の安全保障無償資金協力」により、ペンジケント市から同団体に無償貸与された土地に、ザノニ・シャルクの新活動拠点となる女性センターが建設されました。3階建ての十分な広さを誇る施設内には、職業訓練やセミナーを行う専用室が確保され、女性シェルター室も設置されました。これにより、月平均500名を超す同センター利用者が、安全で快適な環境で必要なサポートを受けることができるようになりました。

注１　「ザノニ・シャルク」は、タジク語で「東方の女性」の意味。
注２　マイクロ・クレジットとは、貧しい人々に対し無担保で小額の融資を行う貧困層向けの金融サービス。

ケニア

ジェンダー視点に立った農業普及推進プロジェクト

技術協力プロジェクト（2014年９月～実施中）

ケニアでは、農業に従事する人の割合が労働人口の約６割を占めています。さらに農業生産労働者の7割を女性が占めており、女性は農業において重要な役割を担っています。しかしながら、女性は、土地、農業資材、農業技術、マーケット等へのアクセスが限られているために、農業に従事する女性の生産性は、男性と比較した場合、２割～３割も低いと見積もられています。

このような状況を踏まえ、ケニア政府は、農業においても男女の社会的な役割や課題、ニーズを踏まえた上で機会の均等を目指す、「ジェンダー主流化」の必要性を認識し、ジェンダーの視点を農業政策と農業開発計画に取り入れています。

日本は、「小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト」（2006年～ 2009年）において、市場志向型農家経営の推進に取り組み、その中で事業におけるジェンダー主流化を推進し、農家経営における男女共同参画の促進、農家の所得や生計の向上に寄与した実績があります。

今回の協力では、こうした過去の成果を活用し、ジェンダー主流化をケニア政府に一層定着させるために、小規模農家向けの農業普及におけるジェンダー主流化に必要な様々な活動を、プロジェクトの準備から終了までの段階ごとに、マニュアル、ガイドラインなどとしてまとめた「ジェンダー主流化パッケージ」を作成しています。このパッケージをケニアの農業普及を実施する人たちが活用することにより、女性の農業経営への参画が促進され、小規模農家の生計が男女共に向上することが期待されます。

ジェンダー視点に立った農業普及についてのワークショップの様子（写真：JICA）

（2016年８月時点）

（6）文化・スポーツ

開発途上国では、自国の文化の保護・振興に対する関心が高まっています。その国を象徴するような文化遺産は、国民の誇りであり、同時に観光資源として周辺住民の社会・経済の発展に有効に活用できる一方、資金や機材、技術等の不足から、存続の危機に晒されている文化遺産も多く存在します。このような文化遺産を守るための支援は、その国民の心情に直接届く上に、長期的に効果が持続する協力の形ともいえます。また、これら人類共通の貴重な文化遺産をはじめとする文化の保護・振興は、対象となる国のみならず国際社会全体が取り組むべき課題でもあります。

また、スポーツは、誰にとっても親しみやすい話題であり、老若男女を問わず、参加が容易な分野です。健康の維持・増進を通じて、人々の生活の質を向上させることができ、公正なルールにのっとって競うことを通じ、同じ体験を共有することで相手を尊重する気持ちや、相互理解の精神、規範意識を育むものです。スポーツの持つ影響力やポジティブな力は、開発途上国の開発・発展に「きっかけ」を与える役割を果たします。

＜ 日本の取組 ＞

日本は、文化無償資金協力*を通じて、1975年より開発途上国の文化・高等教育の振興、文化遺産の保全のための支援を実施しています。具体的には、開発途上国の文化遺跡、文化財の保存や活用に必要な施設、その他の文化・スポーツ関連施設、高等教育・研究機関の施設の整備や必要な機材の整備を行ってきました。こうして整備された施設は、日本に関する情報発信や日本との文化交流の拠点にもなり、日本に対する理解を深め、親日感情を培う効果があります。近年では、「日本の発信」の観点から、日本語教育分野の支援や日本のコンテンツ普及につながる支援にも力を入れています。

ボツワナの首都ハボロネにて柔道の指導をする萩野孝司さん（写真：伊藤洋美／ JICAボツワナ事務所）

2015年度には、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催国として、スポーツの価値とオリンピック・パラリンピックムーブメントを広めていくためのスポーツを通じた国際貢献策「スポーツ・フォー・トゥモロー」を推進すべく、ODAやスポーツ外交推進事業を活用したスポーツ支援を積極的に行いました。具体的には、文化無償資金協力を活用して15か国に対してスポーツ施設・器材を整備するとともに、219名のスポーツ分野のJICAボランティアを派遣しました。また、草の根文化無償資金協力を活用した文化遺産の保全のための支援として、地震による被害を受けたネパールの歴史的建造物の修復・保存のための機材整備の実施を決定しました。このほか、３か国において、日本のテレビ番組ソフトの提供整備なども行っています。

ブラジル・サンパウロ州インダイアツーバ市の野球クラブで、JICA短期派遣ボランティアの日本体育大学野球部員が指導している様子（写真：綿山友子／ JICAブラジル　サンパウロ事務所）

日本は、国連教育科学文化機関（UNESCO）に設置した「文化遺産保存日本信託基金」を通じて、文化遺産の保存・修復作業、機材供与や事前調査などを支援しています。特に、将来はその国の人々が自分たちの手で自国の文化遺産を守っていけるようにとの考えから、開発途上国の人材育成には力を入れており、日本人専門家を中心とした国際的専門家の派遣や、ワークショップの開催等により、技術や知識の移転に努めています。また、いわゆる有形の文化遺産だけ

ラオス・ビエンチャンの国立博物館で展示物の配置図面を見て、現地担当者と相談する青年海外協力隊の渡邉淳子さん（写真：久野真一／ JICA）

でなく、伝統的な舞踊や音楽、工芸技術、口承伝承（語り伝え）などの無形文化遺産についても、同じくUNESCOに設置した「無形文化遺産保護日本信託基金」を通じて、継承者の育成や記録保存、保護体制づくりなどの支援を行っています。

ほかにも、文部科学省では、アジア・太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業として、アジア・太平洋地域から文化遺産保護に関する若手専門家を招き、研修事業を実施しています。

用語解説

＊文化無償資金協力

開発途上国の文化・高等教育振興に使用される資機材の購入や施設の整備を支援することを通じて、開発途上国の文化・教育の発展および日本とこれら諸国との文化交流を促進し、友好関係および相互理解を増進させることを目的とした資金を供与する。政府機関を対象とする「一般文化無償資金協力」とNGOや地方公共団体等を対象に小規模なプロジェクトを実施する「草の根文化無償資金協力」の二つの枠組みにより実施している。

ボスニア・ヘルツェゴビナ　スポーツ活動を通じた地域融和のためのモスタル市スポーツセンター改修計画

草の根文化無償資金協力（2015年１月～ 2016年10月）

ボスニア・ヘルツェゴビナの紛争激戦地であったモスタル市では、紛争終結20周年を越える現在も、クロアチア系、ムスリム系民族等の住む地域が分断され、学校のカリキュラムも基本的に民族ごとに異なっています。

そこで日本は、モスタル市スポーツセンターのサッカー場やクラブハウスを改修して、サッカーをはじめとする各種スポーツができる環境を整え、異なる民族の子どもたちが一緒にスポーツを行いながら交流できる場を提供することを目的としたプロジェクトを実施しました。

また、FIFA（国際サッカー連盟）ワールドカップ元日本代表主将の宮本恒靖氏は、モスタル市に異なる民族の子どもたちが共にサッカーを学べるサッカー・アカデミー「マリ・モスト（現地語で「小さな橋」を意味する）」を開設しました。アカデミーは2016年10月時点で、53人が参加し、日本の支援で改修したサッカー場で練習や試合を行っています。今後、JICAもスポーツ教育を通じた信頼醸成（じょうせい）のための技術協力プロジェクトを開始し、これらの活動と連携を図る予定です。

2016年10月９日には、日本から岸外務副大臣、ボスニア側からブルキッチ外務副大臣、ベシュリッチ・モスタル市長、オシム元サッカー日本代表チーム監督など多

ボスニア・ヘルツェゴビナにおいて、草の根文化無償資金協力「スポーツ活動を通じた地域融和のためのモスタル市スポーツセンター改修計画」の引渡し式に出席する岸外務副大臣（右から2人目）（写真：在ボスニア・ヘルツェゴビナ日本大使館）

数の出席者を得て、改修したサッカー場等の引渡し式とサッカー・アカデミーの開校式が盛大に行われました。今後、このスポーツセンターで、子どもたちがスポーツを通じた交流を深め、友情を育み、共通の価値観を醸成していくことで、地域融和が進展していくことが期待されます。

２．普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

開発途上国の「質の高い成長」による安定的な発展のためには、一人ひとりの権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事し、公正かつ安定的に運営される社会が基盤となります。そうした基盤強化の観点から、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和と安定、安全の確保は、国づくりや開発の前提となります。

2-1　公正で包摂的な社会の実現のための支援

（１）法制度整備支援・経済制度整備支援

開発途上国の質の高い成長のためには、効果的・効率的かつ安定した経済社会活動の基礎に立つ必要があります。自助努力による国の発展の基礎を築くには、インフラ（経済社会基盤）の整備とともに、法の支配の確立、グッドガバナンス（良い統治）の実現、民主化の促進・定着、女性の権利を含む基本的人権の尊重等が鍵となります。この観点から、法の整備や、法曹、矯正・更正保護を含む司法関係者の育成等の法制度整備支援、税制度の整備や税金の適切な徴収と管理・執行、公的部門の監査機能強化、金融制度改善等の人づくりも含めた経済制度整備支援が必要です。

＜ 日本の取組 ＞

日本は、法制度支援・経済制度支援の一環として、法・司法制度改革、地方行政、公務員能力向上、内部監査能力強化や民法、競争法、税、内部監査、公共投資の制度などの整備に関する人材育成を含めた支援を、カンボジア、ベトナム、ミャンマー、ラオス、インドネシア、バングラデシュ、ネパール、イラン、コートジボワールなどの国々で行っています。この分野への支援は、日本と相手国の「人と人との協力」の代表例であり、日本の「顔の見える援助」の一翼を担っています。

また、これにより開発途上国の法制度・経済制度が整備されれば、日本企業がその国で活動するためのビ

2016年５月、ミャンマー連邦最高裁判所において裁判官を対象に実施した「知的財産訴訟システムの構築」に関するワークショップの様子（写真：野瀬憲範／法務省法務総合研究所）

ジネス環境が改善されることとなり、その意味でも重要な取組です。法制度・経済制度整備への支援は、日本のソフトパワーにより、アジアをはじめとする世界の成長を促進し、下支えするものです。

法務省では、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）〈注64〉を通じて、アジア・太平洋地域を中心とした開発途上国の刑事司法実務家を対象に、毎年国際研修（年２回）と国際高官セミナー（年１回）を実施しています。毎回国連をはじめとする国際社会での重要課題を取り上げ、変化するグローバル社会への対応を図ってきました。春の国際研修では主として犯罪者の処遇を、秋の国際研修では主に犯罪の防止や犯罪対策の問題を、そして、国際高官セミナーでは、広く刑事司法に関する問題を取り上げています。

ほかにも法務省では、開発途上国における基本法令や経済法令の起草支援、法制度が適切に運用・執行されるための基盤整備および法曹人材育成の強化等の目的で、法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究および専門家を派遣しての現地セミナー等を実施しています。具体的には、ベトナム、ミャンマー、カンボジア等のアジア諸国から司法省職員、裁判官、検察官等の立法担当者や法律実務家を招聘（しょうへい）し、各国のニーズに応じて法案の起草や法曹育成などをテーマとして研修を実施したほか、日本から専門家を支援対象国に派遣して、現地でセミナー等を実施しました。

さらに、開発途上国のニーズに沿った支援を能動的かつ積極的に推進していくため、その国の法制度やその解釈・運用等に関する広範かつ基礎的な調査研究を実施して、効果的な支援の継続実施に努めています。

（２）ガバナンス支援（不正腐敗対策を含む）

開発途上国において、経済が発展する中で、公務員の収賄など汚職事件が発生し、これが国家の健全な経済発達を妨げる要素ともなっています。「質の高い成長」のためには、経済社会活動が公正かつ安定的に運営されることが前提となります。公正かつ安定した社会の実現のため、開発途上国における不正腐敗対策を含むガバナンス支援にも取り組む必要があります。

＜ 日本の取組 ＞

日本は、2016年、G7議長国として、「腐敗と戦うためのG7の行動」の策定を主導し、G7首脳間で、腐敗に関する法執行の協力や、腐敗に脆弱な国に対する能力構築支援の重要性などが確認されました。また、日本は、腐敗対策について、2015年度には約９万ドルを、2016年度に約10万ドルを犯罪防止刑事司法基金（CPCJF）〈注65〉に拠出し、国連腐敗防止条約の実施促進を支援するなど、腐敗対策の取組強化に貢献しています。

法務省では、UNAFEIを通じて、アジア・太平洋地域を中心とした開発途上国の刑事司法実務家を対象に、「政府調達における汚職の効果的な捜査と訴追」をテーマとした汚職防止刑事司法支援研修を実施しました。汚職防止刑事司法支援研修は、国際組織犯罪防止条約および国連腐敗防止条約上の重要論点からテーマを選出しており、各国における刑事司法の健全な発展と協力関係の強化に貢献しています。

ほかにも、東南アジア諸国の「法の支配」と「良い統治（グッドガバナンス）」の確立に向けた取組を支援するとともに、刑事司法・腐敗対策分野の人材育成に貢献することを目的として、2007年から「東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー」を毎年１回開催しています。2016年はインドネシアのジョグジャカルタで、「効果的な国際協力のための手段」をテーマに開催しました。

注64：国連アジア極東犯罪防止研修所　UNAFEI：United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders
注65：犯罪防止刑事司法基金　CPCJF：Crime Prevention and Criminal Justice Fund

南アジア初の統一的な民法典制定へ

～ネパールの国づくりにつながる法整備支援～

民法制定支援の一環として、訪日視察中のネパール国会議員団ほか関係者（写真：長尾貴子）

2006年にそれまで10年間に及んだ内戦が終結したネパールでは、新しい国づくりのための法的基盤の整備が着々と進められています。その一つが、民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、量刑法の主要５法の制定です。

ネパールには、およそ150年前に制定された「ムルキ・アイン」※1という法典があります。５法の内容すべてを含むもので現在でも効力を持っているのですが、1960年代に改正が図られながらも、近年の社会変化に対応できず、国際標準からは立ち遅れたものとなっています。そこでネパール政府は、新しい国づくりを進める中でムルキ・アインを廃止し、これに替わるものとして新たに前記主要５法を制定することを決定しました。

日本は、ネパールの法曹を含む関係者で結成された民事法改正・改善タスクフォースによる民法の草案作成を、日本の学識経験者や法曹関係者から成るアドバイザリーグループ※2と現地へ派遣する専門家を通じて、2009年から支援してきました。これは、日本にとって南アジアで初めての民法制定支援になります。

2010年に草案が完成し制憲議会に提出されたものの、政治的混乱により2012年に制憲議会が解散したため、審議未了のまま一旦終了しましたが、第二次制憲議会の発足とほぼ同時期の2013年12月に修正作業を再開。修正された草案は2014年12月に「民法案2014」として再度議会に提出されました。そして、2015年9月20日に新憲法が成立した後、議会内の立法委員会を中心に、民法成立に向けた動きが本格化しています。

2016年４月には、立法議会議員や司法省官僚などが来日し、日本のアドバイザリーグループと議論を重ねることで法に関する理解を深め、法案の最終化に向けて検討すべき事項を確認しました。また、法案をより良いものにするため、ネパール各地で裁判官や検察官、弁護士、行政官、さらに市民やNGO、ジャーナリストなどから意見を聞く「パブリックコンサルテーション」も開催しています。

こうした取組の中で、日本とネパールの橋渡し役を担っているのが、2015年９月にJICAの専門家として現地に派遣された弁護士の長尾貴子（ながおたかこ）さんです。長尾さんは各地で開かれるパブリックコンサルテーションに同行し、そこで出された意見や反応を日本のアドバイザリーグループに伝え情報を共有しています。これに対して、アドバイザリーグループは、法案が国際標準に達しているかなどについて評価し、アドバイスを行います。

カトマンズにおけるパブリックコンサルテーションの様子（写真：長尾貴子）

「日本側からの提言も踏まえ、立法委員会所属の議員が中心となって最終的な法案をまとめます。順調にいけば、法案は2016年内に本会議で可決・成立する見通しです（2016年10月時点）。ただ、民法は人々の生活全般に直接かかわってくる法律なので、導入の是非について国内で意見が分かれている部分があるのも事実です」と長尾さんは話します。

たとえば、遺言制度はムルキ・アインの伝統的な財産分与に比べて女性が不利になるおそれがある、国際養子制度は人身売買の隠れみのになる可能性があるなどの理由で、導入に反対する声が根強くあるといいます。

「法律を最終的に決めるのはネパールの人たちです。私たちの仕事は、役に立つと思われる情報を提供し、ネパールにとって最良の選択肢を共に考えること。ある程度の価値観は共有すべきですが、日本の価値観を一方的に押し付けることはあってはならないと注意しています」と長尾さんはいいます。

なお、この法案は６章743条から成り、成立すればネパール最大の法典となり、同時に南アジアで初めての統一的な民法典となります。

日本がアジアで法整備を支援することの意義について、長尾さんは「19世紀後半に日本がヨーロッパに学んで法律を近代化したように、アジアのほかの国が法律の近代化に向けて日本の支援を期待しているのであれば、それに応えるのがアジアのリーダーとしての日本の責務でもあるし、日本が過去、諸外国に学ばせてもらったことに対する恩返しでもあると思います」と話します。

2016年は、日本とネパールが国交を樹立してから60周年に当たる年。その記念すべき節目の年に、民法成立という形で日本のネパールへの法整備支援が結実する見通しが立ってきました。また、法整備支援は日本として公正で包摂（ほうせつ）的な社会の実現のために力を入れている分野であり、日本が法整備を支援することはネパールにおいてそうした社会が構築されるための大きな一歩になるものです。

※１　「国法」という意味。
※２　アドバイザリーグループのメンバーは、松尾弘慶応義塾大学教授、南方暁創価大学教授、木原浩之亜細亜大学教授、法務省法務総合研究所国際協力部。

（3）民主化支援

開発途上国における民主主義の基盤強化は、統治と開発への国民の参加および人権の擁護と促進につながり、中長期的な安定と開発の促進にとって極めて重要な要素です。特に、民主化に向けて積極的に取り組んでいる開発途上国に対しては、開発協力大綱の原則の観点からも、これを積極的に支援し、選挙制度支援など民主化への動きを後押しすることが重要です。

＜ 日本の取組 ＞

2013年12月に開催された日・カンボジア首脳会談において、フン・セン首相から安倍総理大臣に対して、選挙改革への支援が要請されました。これを受け、日本は2014年５月から、支援ニーズの把握および具体的協力内容の検討を目的とした調査団の派遣や、カンボジア与野党関係者の本邦招聘（衆院選を視察する機会を提供）などの取組を実施しました。そして、2015年７月４日に開催された日・カンボジア首脳会談においては、安倍総理大臣から、①技術的助言、②専門家派遣、③機材供与を通じて、引き続きカンボジアの選挙改革を支援する旨が表明され、フン・セン首相からも高い期待が示されました。これを受け、日本は2015年９月から専門家を派遣するなど、選挙改革のための具体的な協力を進めています。

2015年11月のミャンマーの連邦議会総選挙の平和・平穏な実施に向けて、選挙の実施に必要とされる物品を供与するために、１億1,100万円の無償資金協力「2015年ミャンマー総選挙支援計画（UNDP連携）」を実施しました。選挙の実施に当たっては、笹川陽平ミャンマー国民和解担当日本政府代表を団長とする選挙監視団を派遣しました。東ティモールに対しては、「社会的包摂、多層的ガバナンス及び法の支配強化のための選挙支援計画（UNDP連携）」を2016年８月にUNDPとの間で署名し、2017年に予定されている大統領選挙および国民議会選挙をはじめとした、今後の国内の選挙の民主的かつ平和な実施に向けて、選挙管理機関、ジャーナリズム、司法および警察への研修・技術支援や機材の供与等を行っています。

このような支援を通じて、選挙が公正かつ透明性を持って円滑に実施され、その国の平和や民主主義の定着に寄与するとともに、国際社会の平和と安定につながることが期待されます。

ウクライナ　ウクライナの民主化に向けた知見の共有

技術協力プロジェクト（2015年３月～ 2015年９月）

2013年11月以降のウクライナ情勢の悪化を受けて、日本は、ウクライナ情勢の安定化と国内改革の後押しのために、①経済状況の改善、②民主主義の回復、③国内の対話と統合の促進、の三つの新たな基本方針を掲げ、G7の一員として、ウクライナをめぐる諸課題の解決に向けて積極的役割を果たしてきました。その中で、2014年７月にウクライナを訪問した岸田外務大臣が、司法制度改革や腐敗防止のための技術協力の拡充を表明したことを受け、「民主主義の回復」に役立つ日本の新たな対応として、JICAによるウクライナ国別研修「ウクライナの民主化に向けた知見の共有」コースを実施しました。

「ウクライナの民主化に向けた知見の共有」コースでは、「メディア支援コース」、「立法府支援コース１～３」、「行財政改革支援コース」といった研修が日本で実施されました。JICA研修員として、メディア関係者、最高会議（ウクライナ議会）議員団、最高会議汚職対策委員会関係者、中央選挙管理委員会関係者がウクライナから来日し、日本の知見をウクライナの関係者に共有することを研修目標として、日本の国会運営、選挙制度、地方自治の実態およびメディア報道に関する講義・視察や関係者との意見交換を通じて知識を深めました。

また、上述の日本での研修に加え、円借款の事業に従事するウクライナ人関係者を対象とした「汚職対策研修」をキエフで開催し、汚職対策に関する日本の知見を共有するとともに、EU、ポーランドおよびドイツから汚職対策の分野における専門家を講師として招聘し、各ドナー（援助国）の取組の発表やドナー協調の機会を提供しました。

このような研修を通じて研修参加者が得た知識が、今後、ウクライナの民主化や情勢安定等に役立つことが期待されます。

●メディア支援

世界では、紛争の影響下にある国で、メディアが政治に利用されるケースも多くあります。政治家に利用されない、公正・中立・正確なメディアの育成が紛争予防の大きな課題ともなっています。

コソボ　国営放送局能力向上プロジェクト

技術協力プロジェクト（2015年10月～実施中）

1990年代のコソボ紛争を経て、2008年にセルビアから独立したコソボは、西バルカン地域の中で最も開発が遅れており、経済・社会基盤が不安定な国とされています。

日本は、2000年５月～2002年８月に行われたUNDPの「コソボ独立メディアプロジェクト」を通じ、公正なメディアの能力強化に向けた協力を実施しました。

2015年からは、「ラジオ・テレビジョン・コソボ（以下RTK）」を協力対象とするJICAの「コソボ国営放送能力向上プロジェクト」を開始しました。コソボは、国民の9割を占めるアルバニア系住民のほか、セルビア系やトルコ系などが混在する多民族国家で、独立の際多くの犠牲者が出たこともあり、紛争終結後も民族間の対立意識は未だ解消されたとはいえない状況にあります。本プロジェクトでは、民族融和に向けた基盤づくりに向けて、少数民族のためのチャンネルを有するコソボ唯一の放送局であるRTKが、すべての民族に対して偏りない正確・中立・公正な情報を提供し、「放送を通じた民族融和」のモデルとなるための協力を行っています。主に、「テレビ放送機材の運用と維持管理」、「番組制作と報道」の２分野の能力強化を行っており、2016年４月には、

RTK1、RTK2の共同番組撮影風景（写真：JICA）

JICAの委託を受けてプロジェクトを実施している一般財団法人NHKインターナショナルが、東京でRTK職員に対する研修を行いました。研修に参加した職員は、講義や視察を通して、取材や番組制作の技術を学び知見を深めました。

日本の支援により、コソボにおける公共放送の能力が強化され、また、情報の公正な伝達が図られることが期待されています。

（2016年８月時点）

2-2　平和と安定、安全の確保のための支援

（1）平和構築支援

国際社会では、依然として民族・宗教・歴史などの違いによる対立を原因とした地域・国内紛争が問題となっています。紛争は、多数の難民や国内避難民を発生させ、人道問題や人権を侵害する問題を引き起こします。そして、長年にわたる開発の努力の成果を損ない、大きな経済的損失をもたらします。そのため、紛争の予防、再発の防止や、持続的な平和の定着のため、開発の基礎を築くことを念頭に置いた「平和構築」のための取組が国際社会全体の課題となっています。

＜ 日本の取組 ＞

2005年に設立された国際連合平和構築委員会などの場において、紛争の解決から復旧、復興または国づくりに至るまでの一貫した支援に関する議論が行われており、日本もこれまで平和構築基金に4,600万ドルを拠出しています。また、国連の場を活用し、ハイレベルでも平和構築の重要性が確認されており、2016年７月には岸田外務大臣がニューヨークに出張し、「アフリカにおける平和構築」に関する国際連合安全保障理事会（国連安保理）公開討論を実施したほか、同年９月の平和構築基金プレッジング会合において岸田外務大臣から、当面1,000万ドル規模の拠出を目指す旨を表明するなど、日本も国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、活発な取組を実施しています。

また、日本は、紛争下における難民の支援や食糧支援、和平（政治）プロセスに向けた選挙の支援などを行っています。紛争の終結後は、平和が定着するように、元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰（DDR）〈注66〉への取組を支援します。そして治安部門を再建させ、国内の安定・治安の確保のための支援を行っています。また、難民や国内避難民の帰還、再定住への取組、基礎インフラ（経済社会基盤）の復旧など、その国の復興のための支援を行っています。さらに、平和が定着し、次の紛争が起こらないようにするため、その国の行政・司法・警察の機能を強化し、経済インフラや制度整備を支援し、保健や教育といった社会分野での取組を進めています。また、これらの取組において平和構築における女性の役割の重要性に最大限配慮しています。このような支援を継ぎ目なく行うために、国際機関を通じた二国間支援と、無償資

ODAによる平和構築支援

注66：元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰　DDR：Disarmament, Demobilization and Reintegration

金協力、技術協力や円借款といった支援を組み合わせて対応しています。

開発協力大綱において、国際連合平和維持活動（PKO）等の国際平和協力活動と開発協力との連携を強化していくことが掲げられました。国連PKO等の現場では、紛争の影響を受けた避難民や女性・子どもの保護や基礎的インフラの整備など、開発に役立つ取組が多く行われており、その効果を最大化するために、このような連携を推進することが、引き続き重要です。

●難民・国内避難民支援

シリア等の情勢を受け、2015年末には世界の難民・避難民等の数が第二次世界大戦後最大規模となり、人道状況が厳しさを増しています。人間の安全保障の観点から、日本は、最も脆弱（ぜいじゃく）な立場にある人々の生命、尊厳および安全を確保し、一人ひとりが再び自らの足で立ち上がれるよう自立を支援するため、難民・国内避難民支援を含む人道支援を行っています。

レバノンのベカー県ザハレ郡にある非公式テント居住区に暮らすシリア難民の子どもたち（写真：在レバノン日本大使館）

具体的には、主に国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）〈注67〉をはじめとした国際機関と連携して、シェルター、食料、基礎的生活物資等の支援を世界各地の難民、国内避難民に対し、継続的に実施しています。国連世界食糧計画（WFP）〈注68〉、国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）〈注69〉、赤十字国際委員会（ICRC）〈注70〉などの国際機関等と連携することにより、治安上危険な地域においても、それぞれの機関が持つ専門性や調整能力等を活用しつつ、難民等への支援を実施しています。

また、日本は、国際機関を通じた難民支援を行う際、日本の開発協力実施機関であるJICAや民間企業との連携を図ることにより、目に見える支援の実施に努めています。たとえばUNHCRが行う難民支援においては、JICAと連携し、緊急支援から復興支援への移行期における継ぎ目のない支援を実施しています。

ほかにも、2000年にNGO、政府、経済界の連携によって設立された緊急人道支援組織である特定非営利活動法人「ジャパン・プラットフォーム（JPF）」（175ページ「ウ．NGOが行う事業への資金協力」を参照）が難民・国内避難民支援を行っており、2015年度には、イラク・シリア難民・国内避難民支援、イエメン人道危機対応支援、南スーダン緊急支援、ガザ人道支援などを実施しました。

レバノンのベカー県バール・エリアス地区にあるシリア難民非公式テント居住区で、日本の支援による貯水タンクとシリア難民の女の子（写真：在レバノン日本大使館）

2016年２月、ロンドンで開催されたシリア危機に関する支援会合において、総額約3.5億ドルの支援を表明しました。これにより、日本のシリア・イラクおよび周辺国に対する支援の総額は約16.4億ドル以上となりました。（2016年８月時点）

注67：国連難民高等弁務官事務所　UNHCR:United Nations High Commissioner for Refugees
注68：国連世界食糧計画　WFP：World Food Programme
注69：国連パレスチナ難民救済事業機関　UNRWA：United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East
注70：赤十字国際委員会　ICRC：International Committee of the Red Cross

2016年５月のG7伊勢志摩サミットにおいて、「中庸が最善」という考えの下、暴力的過激主義の拡大を阻止し、「寛容で安定した社会」を中東地域に構築するため、2016年から2018年の今後の３年間で約２万人の人材育成を含む総額約60億ドルの包括的支援の実施を表明しました。

具体的には、①難民・国内避難民に対する人道支援や帰還・定着支援、難民を受け入れている周辺国への経済開発・社会安定化支援等を行う、②シリア周辺国に３年間で約50名のJICA専門家等を派遣し、人材育成や地域開発等に直接貢献する、③５年間で最大150名のシリア人留学生を受け入れ、教育の機会を提供し、将来のシリアの復興を担う人材を育成することとしています。

2016年９月の国連総会で開催された「難民および移民に関する国連サミット」において、安倍総理大臣から、難民や受入国の支援のために、今後３年間で総額約28億ドル規模の支援を実施する旨、表明しました。

こうした支援の一環として日本は、シリア・イラクの難民・国内避難民に対する保健、衛生、教育、食料分野などにおける支援や、シリア難民を受け入れている周辺国に対する支援を行っています。たとえば、シリア難民の受け入れに伴い、財政負担が増加したヨルダンに対して、廃棄物処理および水分野において、日本で製造された医療機材等を調達するための資金を供与しました。

レバノンの山岳レバノン県バウシャリーエ地区にある公立学校で授業を受けるシリア難民の子どもたち（写真：在レバノン日本大使館）

ヨルダン

パレスチナ難民生計向上のための能力開発プロジェクト（フェーズ1）
パレスチナ難民生計向上のための能力開発プロジェクト（フェーズ2）

技術協力プロジェクト（フェーズ1）、個別専門家（フェーズ2）（2009年6月～2012年5月（フェーズ1）、2013年10月～2016年9月（フェーズ2））

ヨルダンは、パレスチナ難民が200万人以上居住する、最大のパレスチナ難民受入国です。1950年、ヨルダン外務省にパレスチナ局（以下、「DPA」）が設立され、（１）難民と強制移住させられた人々の監督、（２）国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）の活動とプログラムのフォローアップ、（３）難民キャンプ内の管理、（４）パレスチナ関連問題のフォローアップ、（５）国際協力の推進、（６）キャンプ内の開発プロジェクトの管理を実施しています。

2006年１月から、日本は、JICA専門家をDPA管轄の「職業訓練・雇用センター」（以下、「TEC」）に派遣し、就業支援と起業家支援の訓練を実施することで、難民の就職および現金収入に結びつく職業訓練を提供するための支援を行っています。具体的には、パレスチナ難民キャンプの女性を対象に、香水やマッシュルーム等の製造方法を指導し、現金収入を得られるよう支援するほか、難民を対象に、ジョブマッチング、就職オリエンテーション、民間企業でのOJT（実地研修）の機会を提供するといった就業支援を行っています。また、DPAでは、TECにおける問題への対処や業務の評価、モニタリングに関する能力が向上しました。

起業家支援プログラムでは、約６割の参加者が、平均で月額約4,000円の現金収入を得ることに成功しました。就業支援プログラムでは、実際に就職に結びついたケースもあり、さらに定着率の改善を図るため、プログラムの見直しとともに、啓発活動・行動変容プログラム〈注1〉を通じた難民の意識改革に取り組んでいます。

難民キャンプにおいて製造された商品を手に取る女性（写真：久野真一／JICA）

注１　パレスチナ難民キャンプの難民を対象に、女性が社会へ出て生産活動に参加することへの理解を促進することを目的としたワークショップ等を実施するプログラム。

シリアとレバノンの青少年が学ぶ場を

～難民とホストコミュニティの相互理解のために～

レバノンのベカー県非公式テント居住地でシリア難民青少年と話をする長島麻奈さん（右から２人目）（写真：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン）

シリア、イスラエルと国境を接するレバノンは、人口約400万人の小さな国です。現在この国では、シリア紛争から逃れてきた100万人を超えるシリア難民が避難生活を送っています。国連に登録されていない難民も含めると、その数は150万人に上るともいわれ、レバノンは国民１人に対する難民の割合が世界で最も高い国となっています。

しかし、レバノンの経済が停滞していることもあり、シリア難民の流入は雇用の機会を奪い、社会や治安を不安定化させると危惧する人もいます。また、方言や生活環境の違いなどもあり、シリア難民コミュニティと避難先のレバノン人コミュニティとの交流はごくわずかです。

こうした状況の中、特にシリア難民の青少年たちは進学や就業の機会が少なく、地域社会から孤立した存在になっています。シリア難民の青少年たちが安定した生活を取り戻し、地域社会の中で一定の役割を果たしていくためには、進学や就業の機会を増やしていくとともに、レバノン人との相互理解を促進していくことが必要です。

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは、ジャパン・プラットフォーム※1の助成により、2013年４月から「レバノンにおけるシリア難民青少年支援事業」を実施しています。支援の対象は、14歳から24歳までのシリア難民とホストコミュニティのレバノン人青少年たちです。シリアと国境を接するベカー県と首都ベイルートの６か所に「青少年クラブ」を開設し、コミュニケーションやリーダーシップ、チームワークのほか、あらゆることを多面的かつ客観的にとらえ、感情的ではなく論理的に理解するための批判的思考法などを育むため、研修や実習の機会を提供しています。社会から切り離された存在の青少年たちに、社会生活を営むためのライフスキルを身に付けてもらうことに加え、シリア難民の青少年の地域参加を促進することが目的です。

青少年クラブでは、研修修了後、難民とホストコミュニティの青少年が一つのグループを形成し、難民テント居住地区の子どもたちにレクリエーション活動や学習指導を行うとともに、大人たちには識字教室、保健衛生の啓発活動、運動場や公園の整備などの地域貢献活動を行っています。シリア難民とレバノンの青少年が共に活動に参加することで互いの理解が深まるだけでなく、地域の住民たちから存在を認められることで、彼らの大きな自信につながっているといいます。

「青少年クラブでは、各地域の難民とホストコミュニティの中から選定された『青少年ファシリテーター』がリーダーとなって地域の青少年を指導しており、彼らが主体的に活動を実施する能力を高めるための研修と、活動の場を提供するというのが私たちの基本姿勢です」。そう話すのは、事業開始当初から現地で支援を続けてきたプロジェクトマネージャーの長島麻奈（ながしままな）さん。

また、長島さんは「当初、ホストコミュニティは本事業がシリア難民だけを支援するのではないかと警戒していましたが、難民とレバノン社会の両方を支援対象としていることが分かってからはとても協力的です。参加当初はぎこちなかったシリア人とレバノン人青少年が、活動を通して自然と友人同士になっていく姿を見ると、プロジェクトの成果を実感します」と話しています。

青少年クラブの卒業生の中には、既に社会で活躍している人も多くいます。たとえば青少年ファシリテーターからセーブ・ザ・チルドレンの現地スタッフになったレバノン人女性のゼイナさんもその一人。青少年クラブでの経験が自身にもたらした変化について、「シリア難民の人たちは私たちの村の経済的負担になり、社会を不安定にする存在だと考えていましたが、活動に参加したことで、彼らの中にはとても才能豊かな人たちがたくさんいることを知りました。今では、彼らがレバノン社会でより安心して生活していけるように手助けできることに生きがいを感じます」とゼイナさんは話しています。

これまでの活動を通じて、シリア難民とホストコミュニティのレバノン人との交流や相互理解は少しずつ進んでいるものの、シリア紛争の解決の糸口は未だに見えておらず、難民の多くが不安を抱えて生活をしています。「私たちのこうした支援活動も、資金面でいつまで続けられるか分からないという不安はありますが、彼らを就学・就職の機会のない『失われた世代』としないためにも、できる限り事業を継続していきたい」と、語る長島さん。

紛争から逃れてきた人々や彼らを受け入れている地域の平和と安定、安全の確保のための支援はたいへん重要であり、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの活動はまさにそのニーズに沿ったものです。

※１　ジャパン・プラットフォーム（JPF）は、日本のNGOが紛争や自然災害に対し迅速かつ効果的に緊急人道支援を行うことを目的に、NGO、経済界、政府の三者で立ち上げた組織（事務局はNPO法人）。2000年８月設立。

●社会的弱者の保護と参画

紛争・地雷等による障害者、孤児、寡婦、児童兵を含む元戦闘員、国内避難民等の社会的弱者は、紛争の影響を受けやすいにもかかわらず、紛争終了後の復興支援においては対応が遅れ、平和や復興の恩恵を受けにくい現実があります。

我が国の開発協力大綱においても、開発の担い手としての女性の参画の促進の重要性、また、児童、障害者、高齢者等の社会的弱者への配慮などの観点も盛り込みました。

2013年４月のG8外相会合では、紛争下において女性の人権が侵害されている状況を打開し、性的暴力を防止するための国際的な取組を強化するため「紛争下の性的暴力防止に関する宣言」が採択されました。2014年６月にロンドンで開催された「紛争下における性的暴力の終焉（しゅうえん）に向けたグローバル・サミット」に岸外務副大臣が出席し、女性のエンパワーメントや政治的、社会的、経済的参画が重要であることを訴えました。

日本は、2015年には、日本のNGOと連携したシリア難民妊産婦支援などを実施しています。

障害者の自立や社会参加支援などのニーズに対しては、障害者自身を専門家として海外に派遣し職業訓練等を通したエンパワーメントを実施しています。

また、児童兵の社会復帰や紛争下で最も弱い立場にある児童の保護・エンパワーメントのため、国連児童基金（ユニセフ）（UNICEF）を通じた支援を行ってきており、たとえば中央アフリカにおいてはUNICEFを通じて「武装グループからの子どもの解放及び社会統合支援」事業に拠出しています。

2016年５月に開催されたG7伊勢志摩サミットでは、女性に関する分野が優先課題の一つとして取り上げられました。教育・訓練を含む女性のエンパワーメントや、自然科学・技術分野における女性の活躍推進等に焦点を当て、「女性の能力開花の為のG7行動指針」および「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）〈注71〉」に合意しました。加えて、紛争の予防や平和構築のプロセスにおける女性の参画の重要性を強調しました。

●社会・人的資本の復興

日本は、紛争当事国が復興または国づくりに至るまでの間に、新たな紛争を助長せず、また、新たな紛争の要因を取り除く観点から、社会資本の復興、経済活動に参加する人的資本の復興を支援しています。

社会資本の復興については、とりわけ、①生活インフラの整備、②運輸交通・電力・通信網の整備、③保健医療システムの機能強化、④教育システムの機能強化、⑤食糧の安定供給を図っています。人的資本の復興については、中長期的な経済開発に向けた支援を可能な限り組み合わせつつ、経済環境整備を図るとともに、失業の増大等による社会不安を未然に防ぐことなどを念頭に、生計向上、雇用機会拡大を図っています。

●治安・統治機能の回復

治安と統治機能は、紛争の解決から復旧、復興または国づくりに至る切れ目のない支援を行う上でたいへん重要です。こうした観点から、日本は紛争当事国に平和が定着し、再び紛争状態に戻ることがないよう、元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰（DDR）〈注72〉への取組を支援する必要があります。また、国内の安定・治安の確保を図るとともに、行政体制の復旧、選挙制度改革等を通じた統治機能の回復への取組に対する支援や行政・司法・警察の機能を強化する取組を進めています。

選挙制度改革の一環として、日本はカンボジアに対

ホンジュラスの地域警察プロジェクトの研修終了式で、JICAホンジュラス事務所の小谷知之所員（中央）と研修参加者たち（写真：ジェニ・モレ／JICAホンジュラス事務所）

注71：女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ　Women's Initiative in Developing STEM Career (WINDS)
STEM：Science, Technology, Engineering, and Mathematics
注72：元兵士の武装解除、動員解除、社会復帰　DDR：Disarmament, Demobilization and Reintegration

し、①技術的助言、②専門家派遣、③機材供与を通じた支援を表明しており、2015年９月からは専門家を派遣するなど、具体的な協力を進めています。

●地雷・不発弾除去および小型武器回収

かつて紛争中であった地域には、複数の小型の爆弾を内蔵し、それらをまき散らす爆弾であるクラスター弾などの不発弾や対人地雷が未だに残っており、非合法な小型武器が広く使われています。これらは子どもを含む一般市民にも無差別に被害を与え、復興と開発活動を妨げるだけでなく、新たな紛争の原因にもなります。不発弾・地雷の除去や非合法小型武器の回収・廃棄への支援、地雷被害者の能力強化など、国内を安定させ、治安を確保することに配慮した支援が重要です。

日本は、「対人地雷禁止条約」および「クラスター弾に関する条約」の締約国として、両条約の普遍化（できるだけ多くの国が条約を締結するように働きかけること）を積極的に推進しています。また、両条約で規定されている、除去、被害者支援、リスク低減教育等にまたがる国際的な協力も着実に実行しています。

たとえば、（特定非営利活動法人）日本地雷処理を支援する会（JMAS）は、2014年から日本NGO連携無償資金協力を通じて、カンボジアにおける国立の地雷処理センター（CMAC）〈注73〉に地雷処理の教育課程を新設し、地雷処理教育の基盤づくりを行っています。さらに、この課程で教育を受けた職員は、カンボジアの国内および周辺国において地雷処理技術の普及に取り組んでいます。

カンボジアにおける第七次地雷除去活動機材整備計画（無償資金協力）での地雷・不発弾除去現場の様子（写真：JICA）

また、アフガニスタンにおいては、（特定非営利活動法人）難民を助ける会が、地雷、不発弾等の危険性と適切な回避方法の普及を目的とした教育事業を実施しています。2009年度から、日本NGO連携無償資金協力およびジャパン・プラットフォーム（JPF）〈注74〉事業を通じて、アフガニスタン各地において、移動映画教室等を通じた地雷回避教育を行っ

イラク・ニナワ県北部のISILからの解放地域で爆発物を除去するために調達された日本製重機。これから装甲を取り付け、国内避難民の早期帰還の促進のため、解放地域で活用される。（写真：相川祐太／在イラク日本大使館）

注73：カンボジア地雷処理センター　CMAC：Cambodian Mine Action Centre
注74：ジャパン・プラットフォーム（JPF）は、日本のNGOが紛争や自然災害に対し迅速かつ効果的に緊急人道支援を行うことを目的に、NGO、経済界、政府の三者で立ち上げた組織（NPO法人）。2000年８月設立。

ているほか、地域住民が自ら回避教育を行えるよう指導員の育成などを行っており、住民への啓発活動が進んできています。

ほかにも、地雷回避教育支援としては、国連児童基金（UNICEF）経由で2015年３月以降パレスチナ自治区、イエメン、中央アフリカ、チャド、南スーダン、イラク、ウクライナにおいて支援を実施しました。

また、不発弾の被害が特に大きいラオスに対しては、主に不発弾専門家の派遣、機材供与、南南協力が行われてきており、2014年から不発弾処理機関の能力向上支援のほか、2015年からは、特に不発弾の被害が大きい貧困地域であるセコン県、サラワン県およびチャンパサック県において灌木（かんぼく）除去の機械化および前進拠点の整備を行うとともに、不発弾除去後の土地の開発支援を行っています。

2016年には、アフガニスタン、南スーダン、ソマリア、コンゴ民主共和国、パレスチナ自治区（ガザ地区）、およびシリアに対して、国連PKO局地雷対策サービス部（UNMAS（アンマス））〈注75〉を通じた地雷・不発弾対策支援（除去・危険回避教育等）を行っています。特に、南スーダンにおいては、PKO活動実施中の自衛隊と連携した支援を実施しています。加えて、日・UNDPパートナーシップ基金を通じ、これまでにガーナのコフィ・アナン国際平和維持訓練センターによるリベリア治安当局関係者を対象とした小型武器管理訓練プロジェクトを実施しています。

小型武器対策としては、開発支援を組み合わせた小型武器の回収、廃棄、適切な貯蔵管理などへの支援を行っています。また、武器の輸出入管理や取締り能力の強化、治安の向上などを目指して関連する法制度の整備や、税関や警察など法執行機関の能力を向上する支援、元兵士や元少年兵の武装・動員解除・社会復帰事業支援等も実施しています。

●平和構築分野での人材育成

平和構築の現場で求められる活動やそれに従事する人材に求められる資質は、多様化し複雑になってきています。これらに対応するため、日本は2007年度から2014年度にかけて、現場で活躍できる日本やその他の地域の文民専門家を育成する「平和構築人材育成事業」を実施してきました。この事業は、平和構築の現場で必要とされる実践的な知識および技術を習得する国内研修、平和構築の現場にある国際機関の現地事務所で実際の業務に当たる海外実務研修、ならびに修了生がキャリアを築くための支援（プライマリーコース）を柱とし、これまで302名の日本人および外国人が研修コースに参加しました。その修了生の多くが、南スーダン、コンゴ民主共和国やアフガニスタンなどの平和構築の現場で現在も活躍しています。2015年度以降は、「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」として、事業内容を拡大し、これまでのプライマリーコースに加え、ミッドキャリア・コース、およびキャリア支援セミナーを実施しています。

「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の研修で討論する参加者たち（写真：一般社団法人広島平和構築人材育成センター）

ア．ミンダナオ和平

フィリピン南部のミンダナオ地域では、フィリピン政府とイスラム反政府勢力との間で40年間に及ぶ紛争が続いていましたが、この歴史に終止符を打つべく、2001年から政府とモロ・イスラム解放戦線（MILF〈注76〉）との間で和平交渉が行われてきました。そして、2014年３月27日、両者の間で包括和平合意文書が署名され、ミンダナオ紛争の根本的な解決に向けて、大きな一歩を踏み出しました。

この合意では、新自治政府（バンサモロ〈注77〉）が発足するまでの移行プロセスとして、バンサモロ基本

注75：国連PKO局地雷対策サービス部　UNMAS：United Nations Mine Action Service (PKO：United Nations Peacekeeping Operations)
注76：モロ・イスラム解放戦線　MILF：Moro Islamic Liberation Front
注77：「バンサモロ」とは、イスラム反政府派が自分たちを指す呼び方。

法の制定、住民投票、暫定統治機関の設置などが予定されています。これと同時に、MILF正規軍の武装解除と兵士たちの社会復帰、現地に数多く存在する私兵グループ等の解体、新たな警察組織の創設による治安の回復、紛争のため立ち後れている社会経済開発の促進など、様々な「正常化」プロセスを円滑に実施することも課題となっています。

和平合意が着実に実施され、これらのハードルをクリアしていけるかどうかが、ミンダナオ地域における真の和平達成の重要な鍵となります。そのためには、フィリピン政府とMILFのたゆまぬ努力に加え、日本を含む国際社会の支援が求められています。

＜ 日本の取組 ＞

日本は、ミンダナオ和平が地域の平和と安定に寄与するとの考えから、長年にわたり和平プロセス支援を継続しています。たとえば、国際監視団（IMT）〈注78〉の社会経済開発部門へJICAから開発専門家を派遣し、必要とされている支援が何かを調査し、小学校や井戸、診療所、職業訓練所などをつくるための支援に結びつけました。また、元紛争地域に対して草の根・人間の安全保障無償資金協力など開発協力プロジェクトを集中的に実施しています。これらは「日本バンサモロ復興開発イニシアティブ」（J-BIRD〈注79〉）と呼ばれる支援で、現地住民やフィリピン政府から高く評価されています。また、和平交渉にオブザーバーとして参加して助言を行う国際コンタクト・グループにも参加し、ミンダナオ和平プロセスの進展に貢献しています。2011年８月には、日本の仲介により、アキノ大統領（当時）とムラドMILF議長との初のトップ会談が成田で実現し、ミンダナオ和平問題の解決に向けて信頼関係が築かれるきっかけになりました。

2014年３月の包括和平合意文書への署名後、同年６月にはJICAが「ミンダナオ和平構築セミナー」を広島市で開催し、アキノ大統領出席の下、MILFのムラド議長、デレス和平プロセス大統領顧問室（OPAPP）〈注80〉長官をはじめとする関係者が一堂に会し、和平プロセス推進に向けた決意を表明しました。このアキノ大統領訪日の際には、バンサモロ地域の経済的自立の確保により一層焦点を当てる「J-BIRD2」への移行を表明しました。日本は、引き続き、学校・診療所・井戸などの建設、移行プロセスにおける人材育成、持続的発展のための経済開発（農業、鉱工業、インフラ整備などを見据えた協力）などの分野を柱として、真の和平達成のため、支援を継続・強化していく考えです。

「バンサモロ包括的能力向上プロジェクト」で構築された多目的ホール。ミンダナオの紛争を受けた地域で平和構築を推進していく（写真：ハービィ・タパン／Third Eye Visual）

ほかにも、日本NGO連携無償資金協力によって、日本のNGOによる平和構築活動事業を支援しています。たとえば、（特定非営利活動法人）アイキャンは、フィリピンのミンダナオ島において2014年度から３年間、紛争当事者間の調停能力研修などを実施し、現地草の根レベルによる和平定着を図る事業に取り組んでいます。また、2016年２月からは、同じくミンダナオ島にて、ブキドノン先住民地域における教育課題解決能力強化事業が開始されています。

イ．アフガニスタンおよびパキスタン支援

アフガニスタンとパキスタンにおいて不安定な情勢が続いていることは、両国やその周辺地域だけでなく世界全体の平和と安定にとっても問題です。アフガニスタンを再びテロの温床としないため、日本をはじめとする国際社会は積極的に同国への支援を行っています。2014年９月に発足したガーニ大統領率いる国家統一政府は、国際社会の支援を得つつ、国家の自立と安定に向けた改革努力を続けています。しかしなが

注78：国際監視団　IMT：International Monitoring Team
注79：J-BIRD：Japan-Bangsamoro Initiatives for Reconstruction and Development
注80：OPAPP：Office of the Presidential Adviser on the Peace Process

ら、反政府武装勢力タリバーンの攻勢強化等による治安悪化、経済と雇用の悪化、汚職対策や選挙実施の遅れなど、多くの課題に直面しています。また、国家統一政府は、パキスタン、米国、中国との「４か国調整グループ」（2016年１月から５回にわたり開催）の枠組みも活用し、タリバーンとの和解を進めようと努めましたが、成果は上がっていません。また、2016年６月、アフガニスタン・パキスタン国境で両国間の武力衝突が発生しており、両国関係の懸案事項の解決に向けた努力やアフガニスタンの安定のためのパキスタンの努力も重要となっています。

＜ 日本の取組 ＞

●アフガニスタン

日本は、これまで一貫してアフガニスタンへの支援を実施しており、2001年10月以降の支援総額は約62億ドルに上ります（2016年９月初旬時点）。日本は、アフガニスタン支援における主要ドナー（援助国）として、同国政府および他のドナー国・機関との協調に努めてきました。

2012年７月８日、日本は、「アフガニスタンに関する東京会合」をアフガニスタンと共催し、約80の国および国際機関の代表が参加する中、成果文書として「東京宣言」を発表しました。この東京会合において、アフガニスタンの持続可能な開発に向け、アフガニスタンおよび国際社会の相互責任を明確にするとともに、それを定期的に確認・検証する枠組みである「相互責任に関する東京フレームワーク（TMAF）〈注81〉」を構築しました。日本は、アフガニスタンに対し、「2012年よりおおむね５年間で開発分野および治安維持能力の向上に対し、最大約30億ドル規模の支援」を行うことを表明し、2012年以降、2016年８月末までに約28億ドルの支援を実施してきました。

2014年12月に開催された「アフガニスタンに関するロンドン会合」では、TMAFに基づく国際社会とアフガニスタン政府双方のコミットメントが再確認されるとともに、同枠組みのさらなるフォローアップの必要性が確認されました。2015年９月には、カブールで開催された「東京会合フォローアップのための高級実務者会合（SOM）〈注82〉」において、アフガニスタンの現政権が掲げる優先事項に即した「相互責任を通じた自立のための枠組み（SMAF）〈注83〉」がTMAFの後継として新たに策定され、「相互責任」の理念に基づきアフガニスタンが直面する問題に同国と国際社会が取り組んで行くことを確認しました。

2016年10月に開催された「アフガニスタンに関するブリュッセル会合」では、これまでの国際社会と同国政府の相互のコミットメントを更新する重要な機会となり、日本は2017年から2020年末までの４年間に年間最大400億円の支援コミットメントを行うとともに、アフガニスタン側のさらなる改革努力を求めました。

アフガニスタンの自立と安定に向けた取組を支えるため、現在の日本の支援は、治安分野では警察の能力強化、開発分野では農業開発、人づくり、輸送インフラ整備に重点を置いています。

●パキスタン

2001年の米国同時多発テロ後に、国際社会と協調してテロ対策を行うことをパキスタンが表明して以来、日本は同国に対して積極的な支援を行っています。2009年４月、日本はパキスタン支援国会合を主催し、同国に対し２年間で最大10億ドルの支援を表明し、これを着実に実施してきています〈注84〉。2014年には、同国が進める電力セクター改革を支援するため、50億円の円借款を供与しました。

また、日本はパキスタンにおける治安改善に貢献するため、アフガニスタンとの国境地域で教育、保健、職業訓練等について協力を行い、民生安定化を支援してきています。2013年には、パキスタンの主要国際空港の保安能力強化のため、手荷物検査装置の整備等、約20億円の支援を行うなど、同国のテロ対策への支援を実施しました。2015年にはテロ掃討軍事作戦に伴い発生した国内避難民に対し、国連機関を通じ

注81：相互責任に関する東京フレームワーク　TMAF：Tokyo Mutual Accountability Framework
注82：Senior Officials Meeting
注83：相互責任を通じた自立のための枠組み　SMAF：Self-Reliance through Mutual Accountability Framework
注84：2010年度大洪水に対する支援も含む。

た約13億円の支援を実施するとともに、アフガニスタンおよびイランとの国境地域において、不正薬物取引および国際的な組織犯罪に対する国境管理能力の強化を図るため、国連機関を通じた７億6,800万円の無償資金協力を実施しました。また、2016年には平和構築・人道支援・テロ対策分野の機材・製品等を購入するための資金として、２億円の無償資金協力を実施しました。

ウ．中東和平（パレスチナ）

パレスチナ問題は半世紀以上も続くアラブとイスラエルの紛争の核心であり、中東和平の問題は日本を含む世界の安定と繁栄にも大きな影響を及ぼすものです。日本は、イスラエルと将来の独立したパレスチナ国家が平和かつ安全に共存する二国家解決を支持しています。これを推し進めていくためには、一方の当事者であるパレスチナの社会経済の開発を通じて、国づくりに向けた準備を行っていくことが不可欠と考えます。1993年のオスロ合意によるパレスチナ暫定自治の開始以降、日本をはじめとする国際社会は積極的にパレスチナに対する支援を展開してきています。

パレスチナ自治区の人々は、イスラエルによる占領に大きな不満と反発を抱きつつも、経済面では、長年にわたる占領のために、イスラエル経済と国際社会からの支援に大きく依存せざるを得なくなっています。こうした状況が、中東和平の問題解決を一層難しくしています。また、イスラエルの占領政策や停滞する経済により広がる地域格差や高い失業率も、地域の情勢を不安定にする要素となっています。今後、パレスチナが真の和平に向けてイスラエルと交渉できるような環境を整備するためには、こうした人々の生活状況を改善しつつ、同時にパレスチナ経済を自立させることが最も重要な課題になっています。

パレスチナ自治区の地図

パレスチナ自治区

ガザ地区	西岸地区
●面積：365平方キロメートル（東京23区の約6割）	●面積：5,655平方キロメートル（三重県とほぼ同じ）
●人口：170万人	●人口：280万人

＜ 日本の取組 ＞

日本は、開発協力の重点課題である「平和の構築」の観点も踏まえつつ、パレスチナに対する支援を中東和平における貢献策の重要な柱の一つと位置付け、特に1993年のオスロ合意以降、米国、EU（欧州連合）などに次ぐ主要ドナーとして、パレスチナに対して総額約17億ドルの支援を実施しています。具体的には、日本は、東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区の社会的弱者やガザ地区の紛争被災民等に対して、その悲惨な生活状況を改善するために国際機関やNGO等を通じた様々な人道支援を行うとともに、民生の安定・向上、行財政能力の強化、持続的経済成長への促進のためにパレスチナ自治政府を積極的に支援し、将来のパレスチナ国家建設に向けた準備とパレスチナ経済の自立化を目指した取組も行っています。

また、2006年７月以降は、将来のイスラエルとパレスチナが平和的に共存し、共に栄えていくための日本独自の中長期的な取組として、日本、イスラエル、パレスチナおよびヨルダンの４者による域内協力によ

2016年９月、ヨルダンを訪問した薗浦外務副大臣は、ナーセル・ジュデ副首相兼外務大臣と「平和と繁栄の回廊」構想などについて意見交換を行った

り、ヨルダン渓谷の社会経済開発を進める「平和と繁栄の回廊」構想を提唱し、その旗艦事業であるジェリコ市郊外の農産加工団地建設に取り組んでいるところです。

さらに、2013年、日本は新たな取組として、人材育成や民間経済の発展等に関するアジアの知見を活用し、パレスチナの経済自立を支援する「パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（CEAPAD）〈注85〉」を立ち上げ、2014年３月には、インドネシアで第２回閣僚会合が開催されました。このほかにも、これまでに人材育成のための三角協力〈注86〉や貿易・投資拡大に向けた会合等が実施されています。

2015年１月には、安倍総理大臣がパレスチナ自治区を訪問し、アッバース大統領と会談し、ガザ復興、経済・社会開発、財政、医療・保健分野等での支援を目的に、総額約１億ドルの支援を伝えました。

2015年９月の国連総会の機会に中東和平に関する「拡大カルテット会合」が開催され、国連安保理常任理事５か国、主要アラブ諸国、欧州諸国と共に日本も参加しました。この場で、岸田外務大臣から約1,200万ドルの支援を新たに行うことを表明しました。この支援はパレスチナの経済・社会的な開発を支えるものとなります。

2016年２月には、アッバース大統領が訪日し、安倍総理大臣から、7,800万ドル以上の新規対パレスチナ支援を伝え、アッバース大統領からは多大な感謝の表明がありました。

イラク

地雷対策

技術協力プロジェクト（2016年６月～実施中）

イラクでは、過去の戦争や現在も続くイラク・レバントのイスラム国（ISIL）との戦いの結果、国内に約6,500万発の地雷もしくは不発弾が残っているといわれています。その残存範囲は1,730平方キロメートルに及び、約160万人がその影響を受けているなど、イラクの社会・経済発展を阻害する要因となっています。

こうした課題に対処するため、イラク政府は2008年に保健環境省内に地雷対策局を設立、イラク北部のクルディスタン地域政府は、2012年にクルディスタン地雷対策庁を設立し、地雷除去活動を行っています。しかしながら、比較的新しい機関であるため地雷除去に関する十分な技術や組織としての運営・実施能力を備えているとはいい難く、職員の能力向上が課題となっています。

加えてISILに占領されていた地域は、イラク国軍による奪還作戦により、徐々に解放され始めていますが、こうした地域にもISILが残していった地雷や不発弾などが多数残存しており、これが元の住まいを追われた避難民の帰還と破壊された街の復旧作業を阻害する最大の原因の一つとなっています。

日本は、イラクのアバーディー首相から地雷除去に関する協力要請があったことを受け、カンボジアでの第三国研修を通じ、イラク政府およびクルディスタン地域政府の地雷対策機関関係者に対し、地雷・不発弾処理、地雷回避教育等に係る研修を実施しています。受入先であるカンボジアの機関は、地雷対策において長年日本政府が支援したという実績があり、現在では十分な経験と技術を持っています。同機関との連携は、本課題に長期的に取り組む必要があるとされるイラクにとって人材育成の観点から非常に有益であるのみならず、南南協力（三角協力）〈注1〉の好例といえるでしょう。

地雷対策研修：CMAC－Training Institute研修講義の様子
（写真：JICA）

（2016年８月時点）

注１　より開発の進んだ開発途上国が、自国の開発経験と人材などを活用して、他の開発途上国に対して行う協力。自然環境・文化・経済事情や開発段階などが似ている状況にある国々に対して、主に技術協力を行う。また、ドナー（援助国）や国際機関が、このような開発途上国間の協力を支援する場合は、「三角協力」という。

注85：パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合　CEAPAD：Conference on the Cooperation among East Asian Countries for Palestinian Development
注86：148ページの用語解説「南南協力」を参照

ガザの平和と安定を目指して

～ JICAの取組を支える現地スタッフの闘い～

シーファ病院での贈呈式。右から、サヘル・ユヌスJICAガザ事務所員、カシーフ保健省国際協力担当、ガラビーヤ帰国研修員同窓会会長（写真：JICA）

日本は、1995年からパレスチナ自治区の経済および社会の自立化促進を通じた平和構築を目指して支援を行っています。支援事業はJICAパレスチナ事務所が、ガザ事務所とイスラエルにあるテルアビブ事務所、ヨルダン川西岸地区のラマッラとジェリコにあるフィールドオフィスの４か所を拠点に実施してきました。

JICAガザ事務所プログラムオフィサーのサヘル・ユヌスさんは、1999年の事務所開設当初から現在に至るまで、JICAガザ事務所の現地スタッフとして日本の支援事業に携わってきました。祖父の代からガザに住み、自身もガザで生まれ育ったサヘルさんは、当時通っていた大学の講義でJICAが世界各地で行ってきた支援を知り、関心を持つようになったといいます。そして大学卒業後、1998年に無償資金協力事業※1にエンジニアとして参加したことを機に、JICA現地スタッフに応募しました。

その理由をサヘルさんは、「日本人のエンジニアと一緒に仕事をする中で、物事を細かくとらえ、考える日本人の姿勢に驚くとともに、そのような考えを学ぶために日本人と働きたいと思うようになりました」と説明します。業務を開始した当時は、まだJICAガザ事務所はホテルの客室２部屋を間借りしている状態でした。

東京23区の６割程度の面積のガザは、北と東をイスラエル、南をエジプトに接し、海と壁、フェンスに囲まれていることから、「世界一大きな牢獄」といわれています。2007年にハマスが武力でガザを掌握すると、イスラエル政府はガザを封鎖し、人とモノの移動は厳しく制限されるようになりました。さらに2009年、2012年、2014年の度重なる紛争で、学校や病院などのインフラも破壊されてしまいました。

このような中、JICAの支援活動も大きな制約を受けてきました。技術協力プロジェクトや無償資金協力事業の実施、研修員を日本や第三国へ送り出すことには大きな困難を伴います。

ガザの状況を視察するサヘル・ユヌスJICAガザ事務所員(左端)と大久保武在ラマッラ出張駐在官事務所長(右から２人目)（写真：JICA）

「政治的な問題をJICAが解決することはできません。しかし、人々の苦しみや被害を軽減したり、取り巻く状況を改善したりすることは可能です」JICAがガザで支援を行うことの意味を、サヘルさんはこう話します。

たとえば、2014年の紛争の際に50種類以上の医薬品を主要な病院に送り届けたことは、JICAによる日本の支援が現地の状況を改善した事例の一つです。このとき、サヘルさんらJICAの現地スタッフは、全員が防弾チョッキとヘルメットを装着しながら支援活動に従事したといいます。

紛争後にはJICAから派遣された調査チームが復興ニーズを確認し、その結果を踏まえ、太陽光パネルを学校や病院に設置し電力を供給するとともに、配水管を整備し、水の届いていなかった地域へ給水を開始できるようにしました。また、これまでに電力と水道分野の技術者約80人を日本やヨルダンに招聘（しょうへい）し、JICAの能力強化研修を行うなど、人材育成にも力を入れています。

人の移動が制限されているガザにとって、技術者を日本やヨルダンに派遣できたことは大きな成果であり、ガザで生まれ育った彼ら自身にとって素晴らしい機会となりました。彼らは帰国後、ガザの発展に向けてそれぞれの職場で頑張っています。

しかし、イスラエルによる封鎖は現在も続いており、中東和平問題解決の糸口は見えていない状況です。サヘルさんは、今のガザを「暗黒時代のよう」といいつつ、それでも希望は失っていません。

「敗戦、そして阪神・淡路大震災や東日本大震災から復興した日本は、私たちにとって良いモデルです。日本がいかに国を再建し、平和を構築してきたかを私自身、日本での研修に参加し、学ぶことができました。それをガザの人々にも伝えたいと思っています。困難もありますが、私はJICA現地スタッフとしてその困難に立ち向かっていきたい」とサヘルさんはいいます。

ガザにあるイスラム大学は今年、ガザの発展に貢献した人を称えるためのサクセスストーリー賞を創設しました。その第１回受賞者に選ばれたサヘルさんの「平和のための闘い」は、これからも続きます。

※1　無償資金協力は、開発途上国に資金を贈与し、開発途上国が経済社会開発のために必要な施設を整備したり、資機材を調達したりすることを支援する形態の資金協力。

エ．サヘル地域

「サヘル〈注87〉諸国」に厳密な定義はありませんが、主に、モーリタニア、セネガル、マリ、ブルキナファソ、ニジェール、ナイジェリア、カメルーン、チャドの８か国を指します。

サヘル地域は、干ばつ等の自然災害に加え、貧困、国家機能の脆弱（ぜいじゃく）さなどにより、政情不安の問題、テロや武器・不法薬物等の不法取引、誘拐等組織犯罪の脅威が深刻になっています。さらに、砂漠を含む広大な領土を持つサヘル地域諸国では、テロリスト等の出入りを防ぐために十分な国境管理を行うことが難しく、テロリストの出入りをを十分に取り締まることができておらず、また、武器密輸の温床ともなっています。こうした中、この地域全体が無法地帯とならないようにするための治安能力・ガバナンスの強化や、難民等の人道危機への対処および開発が地域および国際社会の課題となっています。

＜ 日本の取組 ＞

日本は、2013年１月の在アルジェリア邦人に対するテロ事件〈注88〉を受けて、同年１月29日に岸田外務大臣が外交の３本柱〈注89〉を発表しました。また、2013年６月に開催されたTICAD（ティカッド） Ⅴにおいて、1,000億円の開発・人道支援をはじめとする平和の定着支援の継続を表明しました。さらに、昨今頻発するテロ事案に際し、2015年２月には、邦人殺害テロ事件を受けた今後の日本外交として、新たな３本柱〈注90〉を打ち出し、サヘル地域の平和と安定に向けた取組を加速させています。

2016年にはマリ難民支援として720万ドルの拠出を表明し、周辺国からの帰還民に対する食料の提供や平和教育の促進、職業訓練のほか、首都バマコにおける警察のパトロール強化支援のため車両供与を実施しました。

また、サヘル地域の平和と安定に貢献する支援として、国境管理を通じたサヘル地域の安定と人間の安全保障計画や若年層の過激派対策支援および市民権啓発活動計画等を実施しています。

これらの支援を通じて、国境管理能力が強化され、若者の暴力的過激主義への傾倒を防ぎます。その結果、サヘル各国における治安状況が改善されて、テロなど潜在的脅威が低減し、ひいては地域全体としての対処能力が向上することが期待されます。

法務省では、UNAFEIを通じて、「第３回仏語圏アフリカ刑事司法研修」として、仏語圏アフリカ諸国の刑事司法実務家を対象に、捜査・訴追・公判能力の向上、テロ犯罪対策および組織犯罪対策をテーマとした研修を実施しました。この研修は、仏語圏アフリカ諸国における刑事司法を充実・発展させることで、これら地域において世界的な課題ともなっている治安の悪化や深刻な汚職問題の解決に寄与するものです。

日本は、サヘル諸国の平和と安定が達成されるよう、サヘル諸国および国際機関、そしてほかの支援機関と一層密接な連携を図り、支援を着実に実施していきます。

マリPKOセンターで実施された危機管理と平和と安定に係る訓練参加者たち（写真：マリUNDP事務局）

注87：「サヘル（Sahel）」とはサハラ砂漠南縁部に広がる半乾燥地域。主に西アフリカについて用いられるが、場合によりスーダンやアフリカの角の諸地域を含めることもある。語源はアラビア語の「岸辺」という意味。サヘル諸国のことをサハラ南縁諸国ともいう。
注88：武装集団が、アルジェリア東部のティガントゥリン地区にある天然ガス関連施設を襲撃し、作業員などを人質にして立て籠もった。アルジェリア軍部隊が1月19日までに制圧したが、邦人10人を含む40人が死亡した事件。
注89：①国際テロ対策の強化、②サハラ砂漠の南のサヘル・北アフリカ・中東地域の安定化支援、③イスラム・アラブ諸国との対話の推進の３本柱。
注90：①テロ対策の強化、②中東の安定と繁栄に向けた外交の強化、③過激主義を生み出さない社会の構築支援の３本柱。

オ．南スーダン

南スーダンにおいては、2013年12月15日以降、政府側とマシャール前副大統領を支持する反主流派との衝突が発生し、国内避難民や難民の発生等、人道状況が悪化しました。周辺諸国から成る政府間開発機構（IGAD）〈注91〉等が仲介役となり、2015年８月、キール大統領、マシャール前副大統領等の当事者が南スーダンにおける衝突の解決に関する合意文書に署名し、即時発効しました。しかしながら、2016年４月にマシャール前副大統領が南スーダンに帰還、第一副大統領に就任し、合意事項に規定された国民統一暫定政府が設立されました。その後、同年７月に、ジュバにおいてキール大統領派とマシャール第一副大統領派との間で衝突が発生し、ジュバの治安が急速に悪化したため、JICA関係者を含む邦人が退避しました。その後、首都ジュバは比較的落ち着いているものの、地方では政府軍と反主流派の衝突や経済の悪化もあり、現在も不安的な情勢が続いているなど、依然として多くの困難を抱えています。

＜ 日本の取組 ＞

日本の対アフリカ外交にとって、平和構築は重要課題の一つです。中でも、南北スーダンの安定はアフリカ全体の安定に直結することから、両国はアフリカにおいて重点的に平和の定着支援に取り組まねばならない地域の一つです。このような認識の下、日本は、2005年以降スーダンおよび南スーダン両国に対し15億ドル以上の支援を実施しています。

今後、元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰（DDR）の支援といった平和の定着に関する支援を継続するとともに、平和の定着を両国の国民が実感し、再び内戦に逆戻りすることがないよう基礎生活分野等に対する支援を行います。具体的には、スーダンに対しては、紛争被災地域を中心に、人間の基本的ニーズ（BHN）〈注92〉の充足の確保および食料生産基盤の整備を重視した支援を行っています。南スーダンに対しては、上述に加え、インフラ整備やガバナンス（統治）分野を重視した支援を行ってきています。

現在、南スーダンにおいて、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）〈注93〉に派遣されている自衛隊の施設隊が活動中です。南スーダンの安定と国づくりに日本として一体的に取り組むため、同隊の行う活動と連携した開発・人道支援案件を実施しています。2013年には草の根・人間の安全保障無償資金協力と連携し、「ナバリ地区コミュニティ道路整備計画」を実施したほか、日本の無償資金協力でJICAが行う南スーダンの首都ジュバにおける「ジュバ河川港拡充事業」で支援を行っている港における安全確保のための防護フェンスの整備を行いました。2013年12月以降の治安状況悪化を受け、現在、同部隊は文民保護区域施設整備等の活動を実施しています。また、UNMISSの活動地域において地雷の除去等に当たる国連PKO局地雷対策サービス部（UNMAS）を支援することで、日本の自衛隊を含むUNMISSの活動が円滑に推進するように貢献しています。（2016年11月時点）

南スーダンにおける、日本とUN-Habitatの協働による国内避難民受入れコミュニティのための治水・水衛生施設支援プロジェクト。2016年12月、地元コミュニティに施設が引き渡された際の引渡し式の様子。

注91：政府間開発機構　IGAD：Inter- Governmental Authority on Development
注92：人間の基本的ニーズ　BHN：Basic Human Needs　（人間の基礎生活分野（衣食住や教育など人間としての基本的な生活を営む上で最低限必要なもの。）
注93：国連南スーダン共和国ミッション　UNMISS：United Nations Mission in the Republic of South Sudan

（2）災害時の緊急人道支援

日本は、海外で大規模な災害が発生した場合、被災国政府、または国際機関の要請に応じ、直ちに緊急援助を行える体制を整えています。人的援助としては、国際緊急援助隊の①救助チーム（被災者の捜索・救助活動を行う）、②医療チーム（医療活動を行う）、③感染症対策チーム（感染症対策を行う）、④専門家チーム（災害の応急対策と復旧活動について専門的な助言・指導などを行う）、⑤自衛隊部隊（大規模災害など、特に必要があると認められる場合に、医療活動や援助関連の物資や人員の輸送を行う）の５つがあり、個別に、または組み合わせて派遣します。

また、物的援助としては、緊急援助物資の供与があります。日本は海外４か所の倉庫に、被災者の当面の生活に必要なテント、毛布などを備蓄しており、災害が発生したときには速やかに被災国に物資を供与できる体制にあります。2015年度においては、ネパール、ミャンマー、フィジーなど９か国に対して計10件の緊急援助物資の供与を行いました。

さらに、日本は、海外における自然災害や紛争の被災者や避難民を救援することを目的として、被災国の政府や被災地で緊急援助を行う国際機関等に対し、援助活動のための緊急無償資金協力を行っています。その国際機関が実際に緊急援助活動を実施する際のパートナーとして、日本のNGOが活躍することも少なくありません。2015年度においては、災害緊急援助として、ネパールやミャンマー等アジアにおける自然災害の被災者への人道支援を主な目的として、国際機関等を通じ、緊急無償資金協力を行いました。

また、日本のNGOがODA資金を活用して、政府の援助がなかなか届かない地域で、そのニーズに対応した様々な被災者支援を実施しています。NGO、経済界、政府による協力・連携の下、緊急人道支援活動を行う組織「ジャパン・プラットフォーム（JPF）」は自然災害や紛争によって発生した被災者および難民・国内避難民支援のために出動し、JPF加盟のNGO団体が支援活動を実施しています。

2015年度には、アフガニスタンおよびパキスタンでの地震被災者支援、ミャンマー水害被災者支援等を実施しました。また、2015年４月のネパール地震の際には、被災者支援プログラムを立ち上げ、加盟NGO団体は被害が甚大であった山間部を中心に現地のニーズに合った支援活動を行いました。さらに、アジア５か国の緊急人道支援NGOや民間団体等と広い連携関係を持つ日本発の防災協力のネットワークであるアジアパシフィックアライアンスも、日本政府からの拠出金を活用し、捜索活動、医療支援や食糧物資配布事業を行いました。

2016年７月、コンゴ民主共和国における黄熱流行に対応するため、日本は、350万ドル（約３億7,100万円）の緊急無償資金協力の実施に加え、国際緊急援助隊・感染症対策チームを初めて派遣し、現地においてコンゴ民主共和国政府や世界保健機関（WHO）等国際機関等との協力の下、同国保健省幹部への助言、検査診断のための技術支援、ワクチン接種キャンペーンの準備支援等を実施しました。

黄熱ワクチンキャンペーンの様子（コンゴ民主共和国における黄熱流行に対する支援）（写真：JICA）

2015年７月、ミャンマーでは大雨に伴い、甚大な被害が発生しました。日本は、同国の復旧・復興に貢献するため、学校の再建、浄水車や井戸掘機材の供与など、合計50億円程度の無償資金協力を実施しました。また、2016年５月、ベトナムにおける干ばつ塩水遡上被害に対して、約３億円の緊急無償資金協力の実施を決定しました。

ミャンマーにおける洪水被害に対する緊急援助物資（毛布）の引渡し式の様子（写真：JICA）

●国際機関等との連携

日本は、2006年に設立された「世界銀行防災グローバル・ファシリティ」〈注94〉への協力を行っています。このファシリティ（基金）は、災害に対して脆弱な低・中所得国を対象に、災害予防の計画策定のための能力向上および災害復興の支援を目的としています。

防災の重要性への認識の高まりを背景に、2006年の国連総会においては、各国と世界銀行など防災にかかわる国連機関が一堂に会しました。この総会で、防災への取組を議論する場として、「防災グローバル・プラットフォーム」の設置が決定され、2007年６月に第１回会合が開催されました。日本は、この組織の事務局である国連国際防災戦略（UNISDR）〈注95〉事務局の活動を積極的に支援しています。2007年10月には、UNISDRの兵庫事務所が設置されました。

日本は防災に関する自身の豊富な知見・経験を活かし、積極的に国際防災協力を推進している立場から、国連防災世界会議を第１回（1994年横浜市）、第２回（2005年神戸市）に続き、第３回の会議もホスト国となり、2015年３月に仙台市で開催しました。第３回会議では、仙台防災枠組2015-2030および仙台宣言が採択され、防災の新しい国際的指針の中に、防災投資の重要性、多様なステークホルダーの関与、「より良い復興（Build Back Better）」など日本から提案した考え方が取り入れられました。また、ASEAN防災人道支援調整センター（AHAセンター）〈注96〉に対して、情報通信システムの支援や人材の派遣等を行うとともに、緊急備蓄物資の提供と物資の管理・輸送体制の構築支援を行っています。

2015年３月、仙台で開催された国連防災世界会議の様子（写真：UNISDR）

コンゴ（民）　コンゴ民主共和国における黄熱の流行に対する国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣について

国際緊急援助隊の派遣・緊急無償資金協力（2016年７月～2016年８月）

2015年12月、アフリカ南西部に位置するアンゴラ共和国において黄熱が流行したことを受け、同国と国境を接するコンゴ民主共和国（以下、コンゴ（民））でも、2016年３月以降、首都のあるキンシャサ特別州を含む５州において黄熱の疑いのある患者が確認されました。

７月19日、コンゴ（民）政府からの支援要請を受け、日本は、外務省およびJICAの職員、感染症専門家などで構成される国際緊急援助隊・感染症対策チームを派遣しました。感染症対策チームは、国際緊急援助隊の新たな一形態として2015年10月に創設されたもので、今回が初めての派遣となりました。

感染症対策チームは、コンゴ（民）政府、世界保健機関（WHO）等と協力しつつ、キンシャサにおいて保健省幹部へのアドバイスを行ったほか、黄熱検査のための技術支援、ワクチン接種キャンペーンの事前準備支援や改善提言などを実施しました。とりわけ、人的資源や資機材不足等の理由で稼働が止まっていた、コンゴ（民）唯一の検査診断機関である国立生物医学研究所（INRB）の検査施設が同チームの支援により稼働を再開し、未検査のまま残っていた検体の検査が７月中に完了したことは、顕著な成果といえます。

黄熱検査のための技術支援（写真：JICA）

また、感染症対策チームによる人的貢献に加え、日本は、ワクチン接種キャンペーンや予防啓発活動、国境管理等の支援のために、WHOや国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）、国際移住機関（IOM）を通じて、350万ドル（約３億7,100万円）の緊急無償資金協力を実施しました。

国際的な保健システムの強化は、日本が開発途上国支援の中で重点を置く分野です。2016年８月27日、28日にケニアで開催されたTICAD VIにおいても、アフリカにおける感染症など公衆衛生上の危機への対応について日本とアフリカ諸国の間で活発な議論が行われました。

上記の日本の支援もあり、コンゴ（民）における黄熱は終息に向かいましたが、今後、流行発生の要因分析や、次の流行を抑え込む対策なども必要と考えられます。

注94：世界銀行防災グローバル・ファシリティ　Global Facility for Disaster Reduction and Recovery
注95：国連国際防災戦略 UNISDR：United Nations International Strategy for Disaster Reduction
注96：ASEAN防災人道支援調整センター（AHAセンター）　AHA Centre：ASEAN Coordinating Centre for Humanitarian Assistance on Disaster Management

（3）安定・安全のための支援

グローバル化やハイテク機器の進歩と普及、人々の移動の拡大などに伴い、国際的な組織犯罪やテロ行為は、国際社会全体を脅かすものとなっています。薬物や銃器の不正な取引、人身取引*、サイバー犯罪、資金洗浄（マネーロンダリング）*などの国際的な組織犯罪は、近年、その手口が一層多様化して、巧妙に行われています。ISIL等の影響を受けた各地の関連組織等がアフリカや中東のみならず、アジア地域にまでその活動を拡大しているほか、暴力的過激主義の思想に感化された個人によるテロや外国人テロ戦闘員の問題も深刻な脅威をもたらしています。また、アフリカ東部のソマリア沖・アデン湾や西部のギニア湾・東南アジアにおける海賊問題も依然として懸念されます。

国境を越える国際組織犯罪、テロ行為や海賊行為に効果的に対処するには、１か国のみの努力では限りがあります。そのため各国による対策強化に加え、開発途上国の司法・法執行分野における対処能力向上支援などを通じて、国際社会全体で法の抜け穴をなくす努力が必要です。

＜ 日本の取組 ＞

●治安維持能力強化

国内治安維持の要となる警察機関の能力向上については、制度づくりや行政能力向上への支援など人材の育成に重点を置きながら、日本の警察による国際協力の実績と経験を踏まえた知識・技術の移転と、施設の整備や機材の供与を組み合わせた支援をしています。

日本は、治安情勢が引き続き予断を許さない状況のアフガニスタンに対し、2001年以降2016年８月末までに同国における治安維持能力の向上を目的として約18億ドル（約1,805億円）の支援を行いました。日本を含む国際社会の支援もあって、アフガニスタンの国家警察官（ANP：Afghan National Police）の数は、2008年の7.2万人から2016年には15.7万人と倍増しました。

警察庁では、インドネシアなどのアジア諸国を中心に専門家の派遣や研修員の受入れを行い、民主的に管理された警察として国民に信頼されている日本の警察の在り方を伝えています。

●テロ対策

2016年も、ベルギー・ブリュッセルにおけるテロ事件（３月）、バングラデシュ・ダッカにおける襲撃テロ事件（７月）、またフランス・ニースにおけるテロ事件（７月）など、世界各地でテロが頻発しています。

国際社会は、テロリストにテロの手段や安住の地を与えないようにしなければなりません。日本は、テロ対処能力が必ずしも十分でない開発途上国に対し、テロ対策能力向上のための支援をしています。

2016年5月、日本が議長を務めたG7伊勢志摩サミットにおいて、我が国は「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」の策定を主導しました。国際社会には既に多くのテロ対策の取組がありますが、必ずしもすべてを完全に活用できてはいません。この行動計画では、そのような、できていない部分の「すき間」を埋めることで、国際社会全体のテロ対策を底上げしようとの考えに基づき、水際対策や航空保安を含むテロ対策、女性や若者への支援を含む暴力的過激主義対策、アジアを含むテロ対処能力が比較的脆弱な地域における能力構築支援、そして、そのためにG7がそれぞれの強みを活かし、相互補完的、かつ相乗効果を生むような援助協調が確認されました。テロおよび暴力的過激主義の脅威が、中東・アフリカのみならずアジアにも拡大している現在、この行動計画の確実な実施が求められています。伊勢志摩サミットにおいて、日本は、「中庸が最善」という考えの下、暴力的過激主義の拡大を阻止し、「寛容で安定した社会」を中東地域に構築するため、2016年から2018年の今後３年間で約２万人の人材育成を含む総額約60億ドルの包括的支援の実施を表明しました。

また、2016年７月、日本が議長国を務めた国連安保理公開討論の場において、岸田外務大臣は、アフリカの平和と安全への日本の強いコミットメントを強調するとともに、アフリカのテロ対策のため、３年間で３万人の人材育成を含む1.2億ドル（約140億円）の支援実施を表明しました。

さらに、2016年８月、ケニアの首都ナイロビで開

催されたTICAD VIの機会には、安倍総理大臣は、ナイロビ宣言の三つの優先分野の一つである「優先分野３：繁栄の共有のための社会安定化の促進」に向けて、アフリカの若者への教育・職業訓練等をはじめとする平和と安定の実現に向けた基礎づくりに貢献する取組を実施していくことを表明しました。具体的には、①平和で安定したアフリカに向けて、５万人への職業訓練を含む約960万人の人材育成および約５億ドル（約520億円）の支援、②食料安全保障強化に向けて、農民6万人および普及員2,500人に稲作技術の普及支援、③気候変動・自然災害対策として、4,000人の人材育成を含む18億ドル（約1,870億円）の支援等を今後３年間（2016年～ 2018年）で実施することを表明しました。

2016年９月の日ASEAN首脳会議においても、アジア地域に対し、総合的なテロ対策支援として、①テロ対処能力向上支援、②テロの根本原因である暴力的過激主義対策、および③穏健な社会構築を下支えする社会経済開発支援の分野で、今後３年間で450億円の規模で実施するとともに、今後３年間で2,000人のテロ対策人材を育成することを発表しました。

なお、2016年８月末に外務省およびJICAが関係省庁等と共に策定し、発表した国際協力事業関係者等の新たな安全対策においても、開発途上国の治安当局の能力構築支援を行うこととしました。

日本は、各国への支援を一層積極的に実施し、積極的平和主義の立場から国際社会の平和と安定に向けた取組を加速させていきます。

●国際組織犯罪対策

グローバリゼーションの進展に伴い、国境を越えて大規模かつ組織的に行われる国際組織犯罪の脅威が深刻化しています。国際組織犯罪は、社会の繁栄と安寧（あんねい）の基盤である市民社会の安全、法の支配、市場経済を破壊するものであり、国際社会が一致して対処すべき問題です。このような国際組織犯罪に対処するために、日本は主に次のような国際貢献を行っています。

■麻薬取引対策

日本は国連の麻薬委員会などの国際会議に積極的に参加するとともに、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）〈注97〉に拠出し、薬物対策を支援しています。2016年度は、東南アジア諸国における合成薬物対策に15万ドルを、ミャンマーの違法ケシ栽培のモニタリングに約10万ドルを拠出しました。このほか、薬物問題がとりわけ深刻であるアフガニスタンおよび周辺地域への支援や、北アフリカや中央アジアにおいて、様々な国際犯罪対策として国境管理支援を行う中で、薬物の不正取引の防止に取組んでいます。

2016年４月に18年ぶりに国連麻薬特別総会（UNGASS）が開かれました。成果文書の中に、日本が主張してきた世界規模で蔓延（まんえん）している危険ドラックや覚醒剤などの合成麻薬対策の重要性が記載されました。

そのほか、警察庁では、アジア・太平洋地域を中心とする諸国から薬物捜査担当幹部を招聘（しょうへい）して、各国の薬物情勢、薬物事犯の捜査手法および国際協力に関する討議を行い、関係諸国の薬物取締りに関する国際的なネットワークの構築・強化を図っています。

■人身取引対策

人身取引*対策に関しては、日本は2014年12月、５年ぶりに改定された「人身取引対策行動計画2014」に基づき、重大な人権侵害であり、極めて悪質な犯罪である人身取引の根絶のため、様々な支援を行っています。

日本で保護された外国人人身取引被害者に対しては、国際移住機関（IOM）への拠出を通じて、母国への安全な帰国支援、および帰国後再度被害に遭うことを防ぐための自立支援として、教育支援、職業訓練等を実施しています。また、2015年度には、人身取引対策が必ずしも十分ではない東南アジア諸国を対象とした、UNODCの法執行機関能力強化プロジェクトに、約10万ドルを拠出するとともに、人身取引対策におけるコミュニケーション戦略に係るワークショップを、2016年６月、JAIF2.0を活用して実施しました。そのほか、日本は人の密輸・人身取引およ

注97：国連薬物・犯罪事務所　UNODC：United Nations Office on Drugs and Crime

び国境を越える犯罪に関するアジア・太平洋地域の枠組みである「バリ・プロセス」にも積極的に参加し、人身取引の撲滅のため、各国と情報共有を行っています。

■資金洗浄対策等

国際組織犯罪による犯罪収益は、さらなる組織犯罪やテロ活動の資金として流用されるリスクが高く、こうした不正資金の流れを絶つことも国際社会の重要な課題となっています。そのため日本としても、1989年のアルシュ・サミット経済宣言に基づき設置された「金融活動作業部会（FATF）」〈注98〉等の政府間枠組みを通じて、国際的な資金洗浄（マネーロンダリング）*対策、およびテロ資金供与対策に係る議論に積極的に参加しています。また、2015年度には、イランにおけるテロ資金対策を支援するため、UNODCのプロジェクトに約43万ドルを拠出しました。

●海洋、宇宙空間、サイバー空間などの課題に関する能力強化

■海洋

日本は、海洋国家としてエネルギー資源や食料の多くを海上輸送に依存しています。海上の安全の確保は、日本にとって国家の存立・繁栄に直接結びつく課題であり、地域の経済発展を図る上でも極めて重要なものです。しかし、日本が原油の約８割を輸入している中東から日本までのシーレーンや、ソマリア沖・アデン湾などの国際的に重要なシーレーンにおいて、海賊の脅威が存在します。

そのため、日本は、アジアの海賊・海上武装強盗対策における地域協力の促進のため、アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）〈注99〉の策定を主導しました。各締約国は、同協定に基づきシンガポールに設置された情報共有センター（ReCAAP-ISC）〈注100〉を通じ、海賊・海上武装強盗に関する情報共有および協力を実施しており、日本は、事務局長および事務局長補の派遣や財政支援によりReCAAP-ISCの活動を支援しています。

さらに、海における「法の支配」の確立・促進のため、ODA等のツールを活用して、巡視船の供与、技術協力、人材育成等を通じ、ASEAN諸国の海上保安機関等の法執行能力の向上を途切れなく支援しています。具体的には、ベトナムに対して中古船舶６隻の供与を2015年11月までに完了し、中古船舶の追加供与および新造巡視船の供与に向けた準備を進めています。フィリピンに対しては2013年度に円借款による資金協力を決定した新造巡視艇10隻の供与のうち、１隻目が2016年８月に、２隻目が12月にそれぞれ現地に到着しました。また、2016年10月の日・フィリピン首脳会談において大型巡視船２隻の供与についても、円借款による資金協力に署名しました。船舶の供与のみならず、これら２か国へは関連する海上保安関連機材の供与を実施中であるほか、インドネシア、マレーシアなども含めたシーレーン沿岸国への研修・専門家派遣等を通じた人材育成も進めています。

また、シーレーン上で発生する自然災害、海難事故、船舶からの油流出事故などは、航行する船舶の安全に影響を及ぼすおそれがあり、これらの事態に対応する能力強化も重要です。そのため、日本は、中東地域と日本を結ぶシーレーン上に位置するスリランカに対し2016年６月に無償資金協力により巡視艇２隻を供与することを決定しました。

近年、アフリカ東部のソマリア沖・アデン湾では、海賊事案〈注101〉が多発していましたが、国際社会の取組により、2011年に237件あった海賊事案の発生件数は2015年に０件となるなど、海賊事案の発生件数は現在は極めて低い水準で推移しています。しかし、ソマリア国内の貧困といった海賊問題の根本的な要因が未だに解決していない状況に鑑みれば、海賊による脅威は引き続き存在しており、国際社会がその取組を止めれば、状況は容易に逆転するおそれがあります。

このような状況の下、日本は、2009年からソマリア沖・アデン湾に海上自衛隊の護衛艦（海上保安官が同乗）やP-3C哨戒機を派遣し、海賊対処行動を実施しています。

ソマリア海賊の問題を解決するには、こうした海上

注98：金融活動作業部会　FATF：Financial Action Task Force
注99：アジア海賊対策地域協力協定　ReCAAP：Regional Cooperation Agreement on Combating Piracy and Armed Robbery against Ships in Asia
注100：情報共有センター　ISC：Information Sharing Centre
注101：ソマリア沖・アデン湾の海賊は、航行中の船舶に対して自動小銃やロケット・ランチャーを使って襲撃し、船舶そのものを支配しつつ、乗組員を人質として身代金を要求することが一般的。

での活動に加え、沿岸国の海上取締り能力の向上や、海賊活動拡大の背景にあるソマリア情勢の安定化に向けた多層的な取組が必要です。これらの取組の一環として日本は、国際海事機関（IMO）〈注102〉が推進しているジブチ行動指針（ソマリアとその周辺国の海上保安能力を強化するための地域枠組み）の実施のためにIMOが設立したジブチ行動指針信託基金に1,460万ドルを拠出しました。この基金により、イエメン、ケニアおよびタンザニアの海賊対策のための情報共有センターの整備・運営支援、ジブチの訓練センターの設立のほか、ソマリア周辺国の海上保安能力を向上させるための訓練プログラムが実施されています。さらに、JICAの技術協力でジブチ沿岸警備隊の人材育成、組織強化を行う沿岸警備隊能力拡充プロジェクトも実施されており、海上保安官などの専門家が派遣されています。また、日本は、2015年12月、巡視艇２隻を供与するなど、ソフト、ハードの両面からジブチ沿岸警備隊の能力強化を支援しています。

民間船舶を護衛する護衛艦「すずつき」（写真：防衛省提供）

また、日本はソマリアおよびその周辺国における、海賊容疑者の訴追とその取締り能力向上支援のための国際信託基金〈注103〉に対し累計450万ドルを拠出し、海賊の訴追・取締強化・再発防止に努める国際社会を支援しています。ほかにも海上保安庁の協力の下で、ソマリア周辺国の海上保安機関職員を招き、「海上犯罪取締り研修」を実施しています。さらに、ソマリア海賊問題の根本的解決にソマリアの復興と安定が不可欠との認識の下、2007年以降、ソマリア国内の基礎サービス改善、治安回復および経済活性化のために約４億850万ドルの支援も実施しています。

■宇宙空間

日本は、宇宙技術を活用したODAの実施により、気候変動、防災、森林保全、資源・エネルギーなどの地球規模課題への取組に貢献しています。2015年から2016年にかけて、日本は農林業分野における衛星データのさらなる活用を開始しました。具体的にはJICAと宇宙航空研究開発機構（JAXA）が連携して、ミャンマーにおいて、灌漑（かんがい）面積の把握等のための衛星を用いた評価技術の開発に取り組みました。また、JICAとJAXAは共同で「森林ガバナンス改善イニシアティブ」を発表し、熱帯林の伐採・変化の状況のモニタリングを進めています。

また、2016年12月、宇宙分野における開発途上国に対する能力構築支援をオールジャパンで戦略的・効果的に行うため、関係省庁が策定した支援の基本方針が、宇宙開発戦略本部に報告されました。今後、同方針に沿って積極的に支援を行っていきます。

■サイバー空間

自由、公正かつ安全なサイバー空間は、地球規模でのコミュニケーションを可能とするグローバルな共通空間であり、国際社会の平和と安定の基礎となっていますが、近年、サイバー空間がもたらす利益を損なう活動も増加してきています。国境を越えるサイバー空間の脅威には、世界各国の多様な主体が連携して対処していく必要があり、一部の国や地域において脅威に対処する能力が不十分であることは、日本を含む世界全体にとってのリスクとなります。また、日本国民の海外への渡航や日本企業の海外への進出が増加を続けていますが、その活動は、情報化の進展に伴い、渡航先国・進出先国の管理・運営する社会インフラおよびサイバー空間に依存しています。こうしたことから、世界各国におけるサイバー空間の安全確保のための協力を強化し、開発途上国に対する能力の構築のための支援を行うことは、その国への貢献となるのみならず、日本と世界全体にとっても利益となります。

2016年10月、日本はサイバーセキュリティ分野に

注102：国際海事機関　IMO：International Maritime Organization
海事に関する国際協力を促進するための機関。世銀グループ、IMFと同様、15ある国連専門機関の一つ。
注103：2012年12月より国連薬物・犯罪事務所（UNODC）から引き継いで、国連開発計画マルチパートナー信託基金事務所（UNDP-MPTF）が資金管理を行っている。

おける能力構築支援の基本方針を策定しました。これを踏まえ、日本政府としては、政府開発援助（ODA）およびその他の政府資金（OOF）等を活用し、①脅威への対処能力の向上支援、②サイバー犯罪対策支援、および③サイバー空間の利用に関する国際的ルール作り、および信頼醸成措置に関する理解・認識の共有、の各分野について、当面はASEAN諸国を主な対象として、日本の強みを活かした支援を行っていくこととなりました。

さらに、2016年２月には、経済産業省が（一般財団法人）海外産業人材育成協会（HIDA）を通じて、ASEAN地域における重要インフラの情報セキュリティ向上のため、ASEAN８か国（カンボジア、ラオス、インドネシア、マレーシア、タイ、ミャンマー、フィリピン、ベトナム）のIT・電子機器産業および電力・エネルギー分野の官民関係者など、計30名を招聘し、制御システムセキュリティの基礎的知識や自律的普及のための知識・経験に関する研修を実施しました。また、同年８月にも、ベトナムにおいて情報セキュリティに関するASEAN７か国（カンボジア、ラオス、インドネシア、マレーシア、タイ、ミャンマー、フィリピン）を対象とした研修およびベトナムを対象としたセミナーを開催しました。

また、総務省では、サイバー攻撃に関する情報を収集・分析の上、情報共有を行い、サイバー攻撃発生の予兆を検知し、即応を可能とする技術を確立するためのプロジェクト「PRACTICE」や国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）〈注104〉による、マルウェア感染をリアルタイムに警告するシステム「DAEDALUS」を通じて、サイバー攻撃に関するデータ交換等を行うことで、サイバーセキュリティ分野におけるASEAN諸国との連携を推進しています。

2016年１月には、警察庁の協力の下、JICAの課題別研修にて、アジアや欧州、中南米、アフリカの14か国〈注105〉からの参加者に対し、各国のサイバー犯罪対処能力向上のためのアクションプラン作成等の実践的な研修を実施しました。

また、インドネシアに対しては、2014年から2017年にかけてJICAの技術協力プロジェクトを実施しており、専門家派遣や研修の実施、ソフトウェア等の導入を通じ、インドネシアの情報セキュリティ能力の向上のための支援を行っています。

さらに、2015年７月には、外務省、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターおよびJICAの関係者から構成される、サイバーセキュリティに関する調査団をベトナムに派遣しました。また、同調査団に引き続き、JICA基礎情報収集・確認調査を実施し（2016年５月終了）、これら調査により、ベトナム政府関係機関からサイバーセキュリティ分野の政策、サイバー攻撃対策、人材育成、啓発活動などの取組や課題を聴取するとともに、関連施設の視察等を行いました。今後はベトナムに対する同分野の能力構築支援の検討を進めていきます。

用語解説

＊人身取引
人を強制的に労働させたり、売春させたりすることなどの搾取の目的で、獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、または収受する行為。

＊資金洗浄（マネーロンダリング）
犯罪行為によって得た資金をあたかも合法な資産であるかのように装ったり、資金を隠したりすること。例）麻薬の密売人が麻薬密売代金を偽名で開設した銀行口座に隠す行為。

注104：情報通信研究機構　NICT：National Institute of Information and Communications Technology
注105：インドネシア、マレーシア、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、パキスタン、スリランカ、ペルー、ヨルダン、ボツワナ、コートジボワール、ケニア、セルビア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国

３．地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

グローバル化の進展に伴い、国境を越えて人類が共通して直面する環境問題、気候変動、水問題、大規模自然災害、感染症、食料問題、エネルギー等の地球規模課題は開発途上国のみならず、国際社会全体に大きな影響を及ぼします。こうした地球規模課題は、一国のみでは解決し得ない問題であり、国際社会が一致団結して取り組む必要があります。2015年は、ミレニアム開発目標（MDGs）〈注106〉の後継である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された国連サミット（９月、ニューヨーク）や、気候変動に関する2020年以降の新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されたCOP21（11月～ 12月、パリ）といった重要な国際会議が開催され、様々な地球規模課題に対する国際社会の取組にとって重要な節目の年となりました。2016年はこれらの取組を実施に移す「実施元年」として、あらゆる分野で具体的な活動が開始され、たとえば保健分野においてはG7伊勢志摩サミットやTICAD（ティカッド） VIの場で、公衆衛生危機への対応および平時からの危機への予防・備えにも役立つUHCの達成が重要であることを、国際社会と共に議論を重ねました。

日本は、こうした地球規模課題への積極的な取組を通じて、さらには2030年までの防災の国際目標となる「仙台防災枠組2015-2030」が採択された第３回国連防災世界会議（2015年３月、仙台）を通じて、持続可能で強靱（きょうじん）な国際社会の構築に貢献しています。

（１）環境・気候変動対策

環境・気候変動問題は、これまでG7/8、G20サミットで繰り返し主要テーマの一つとして取り上げられており、近年では2015年９月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」においても取り上げられるなど、国際的にその取組の重要性が一層認識されています。これまでも日本は、これらの問題解決に精力的に取り組んできており、今後も引き続き、国際社会における議論に積極的に参画していきます。

＜ 日本の取組 ＞

●環境汚染対策

日本は環境汚染対策に関する多くの知識・経験や技術を蓄積しており、それらを開発途上国の公害問題等を解決するために活用しています。2013年10月に熊本で開催された「水銀に関する水俣条約外交会議」において採択された「水銀に関する水俣条約」は、水銀による人の健康と環境の保護を目的とするものです。水俣病の教訓もあって、日本はその策定に積極的に関与し、2016年２月に同条約を締結しました。日本は同外交会議において、開発途上国の環境汚染に対する具体的な支援として、大気汚染、水質汚濁、廃棄物処理の３分野で、2014年から３年間で20億ドルのODA支援、および水銀汚染防止に特化した人材育成支援の実施を表明し、取組を行ってきています。

2013年10月、熊本において開催された「水銀に関する水俣条約」外交会議において、同条約に署名する岸田外務大臣

注106：ミレニアム開発目標　MDGs：Millennium Development Goals

●気候変動問題

気候変動問題は、国境を越えて取り組むべき差し迫った課題です。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）〈注107〉が2014年11月に公表した最新の第５次評価報告書〈注108〉統合報告書によると、1880年～2012年において世界の平均気温は0.85度上昇しているとされています。このような中、先進国のみならず、開発途上国も含めた国際社会の一致団結した取組の強化が求められています。気候変動枠組条約に基づき、国際的な取組について交渉が進められており、日本はこれに積極的に参画しています。

1997年に採択された京都議定書が先進国のみに削減義務を課していたことなどから、すべての国が排出削減に取り組む新たな枠組み構築を目指し、長年にわたり交渉が行われた結果、気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）（2015年11月30日～12月13日、パリ）において2020年以降の新たな枠組みとして、すべての国が参加する枠組みである「パリ協定」が採択されました。日本は、この重要な合意妥結を後押しするため、COP21において、開発途上国支援とイノベーションの二本柱から成る「美しい星への行動2.0（Actions for Cool Earth: ACE2.0）」を安倍総理大臣より発表しました。特に、開発途上国支援については、2020年に官民合わせて、これまでの1.3倍となる約１兆3,000億円の気候変動関連の支援実施を表明し、パリ協定の採択を後押ししました。

2016年11月４日、パリ協定は、米国、中国、EU、インド、ブラジル等の主要排出国を含む各国による締結を経て発効しました（日本も11月８日に同協定を締結）。その後、気候変動枠組条約第22回締約国会議（COP22）（11月７日～18日、モロッコ・マラケシュ）、パリ協定第１回締約国会合（CMA1）（同月15日～18日）が開催され、協定実施のための指針の策定期限が2018年に決定されるなど、協定の着実な実施に向けて重要な進展が見られました。特に、この会合においては、同会合に先だって先進国側が発表した「2020年までの対途上国1,000億ドルコミットメント実現に向けたロードマップ」につき、途上国側から歓迎の意向が示されるなど、気候変動関連の対途上国支援に関する国際社会の取組という観点からも成果が見られました。また、同会合に合わせて、山本環境大臣から、「アジア太平洋適応情報プラットフォーム」等、気候変動分野における日本の主な途上国支援をとりまとめ、分かりやすく示した「日本の気候変動対策支援イニシアティブ」の発表も行いました。

2016年11月、モロッコ・マラケシュにおいて開催された国連気候変動枠組条約第22回締約国会議（COP22）の様子（写真：(C) UNFCCC）

また、気候変動問題という差し迫った課題の解決に積極的に貢献すべく、日本としても、2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で26%（2005年度比で25.4%）削減する自国が決定する貢献（NDC：Nationally Determined Contribution）*の達成に向けて着実に取り組むとともに、環境・エネルギー分野での革新的な技術開発の推進や、開発途上国における気候変動対策支援に積極的に取り組んでいます。

その一つとして、優れた低炭素技術などを世界に展開していく二国間オフセット・クレジット制度（JCM）*を推進しています。これは開発途上国への低炭素技術等の普及や気候変動対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価するとともに、日本の削減目標の達成に活用する制度です。2013年１月に、モンゴルとの間で初めてJCM実施に係る二国間文書に署名したことを皮切りに、2015年末までに16か国（モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ）との間でJCMを構築しました（これら16か国に加え、フィリピンと二国間文書の署名に向けた覚書に署名。）。2016年５月、インドネシアにおける冷凍設備の省エネルギープロジェクトから初めてのJCMクレジットが発行されたことに続き、９月にはモンゴルの高効率な熱供給ボイラーを導入するプロジェクトからもJCMクレジットが発行されており、JCMの成果が確実に現れています。

注107：気候変動に関する政府間パネル　IPCC：Intergovernmental Panel on Climate Change
注108：2013年から2014年にかけて公表された、第１・第２・第３作業部会の３部の評価報告書、およびこれらの報告の知見を統合した報告書。

また、2015年５月、日本は気候変動分野での開発途上国支援を行う「緑の気候基金（GCF）*」に15億ドル（約1,540億円）を拠出することを決定しました。これにより、GCFは、支援を開始するために必要な条件が充足され、開発途上国に対する資金供与を行えるようになりました。その後、2015年11月の第11回理事会で最初のプロジェクト８案件が承認されたことに続いて、2016年６月の第13回理事会では新たに９案件が承認され、これまでにGCFのプロジェクトとして承認された案件は17件になりました。

●生物多様性

近年、人類の活動の範囲、規模、種類の拡大により、生物の生息環境の悪化、生態系の破壊に対する懸念が深刻になってきています。生物に関する問題に国境はなく、世界全体で生物多様性の問題に取り組むことが必要なことから、「生物多様性条約」がつくられました。その目的は①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用*、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公平な配分です。先進国から開発途上国への経済的・技術的な支援を実施することにより、世界全体で生物多様性の保全とその持続可能な利用に取り組んでいます。

日本は、2010年10月に生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）を愛知県名古屋市で開催するなど生物多様性の分野を重視しています。2016年12月には、カンクン（メキシコ）にて第13回締約国会議（COP13）が開催され、「農林水産業及び観光業における各種セクターへの生物多様性の保全及び持続可能な利用の組み込み」を主要テーマとして、生物多様性の主流化をはじめとする様々な課題について議論が行われるとともに、開発途上国の能力強化に向けた2017年～2020年の短期行動計画が採択されました。これに先立ち開催された閣僚級会合では、日本を含む9か国・団体から、2020年の愛知目標*達成に向けたイニシアティブの表明がなされ、日本からは、生物多様性日本基金による能力養成を通じた地球規模での取組の支援を表明しました。

ソロモンのマライタ州マルーの海岸にて熱帯地域特有の海に生息するアオヒトデを手に持つ子どもたち（写真：西山裕介）

生物多様性

2011-2020 United Nations Decade on Biodiversity

生物多様性とは、地球上のたくさんの生き物と、それらがつながってバランス保たれている生態系、さらに生物が過去から未来へ伝える遺伝子の個性までを含めた生命の豊かさのことをいう。

生態系の多様性	種間の多様性	種内の多様性
		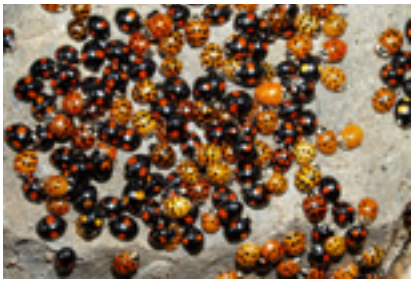
森林、湿原、河川、サンゴ礁など、様々な環境があること	動物、植物や、細菌などの、微生物まで、多くの生物種がいること（地球上の推定生物種：500万～3,000万種）	乾燥や暑さに強い個体、病気に強い個体など、同じ種の中でも個体ごとに違いがあること

（写真左から、サンゴ礁（石垣島）　鍵井靖章、ミツバチの受粉　西口美春、ナミテントウ　三木 昇（３点とも環境省生物多様性ウェブサイトから引用））

●持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

2014年11月に岡山県岡山市および愛知県名古屋市において開催された「持続可能な開発のための教育（ESD）*に関するユネスコ世界会議」以降、「国連ESDの10年（DESD）〈注109〉」の後継プログラムとして採択された「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」の下で、世界中でESDに関する活動が展開されています。日本は、UNESCO（ユネスコ）に拠出している信託基金を通じてGAPの実施を支援するとともに、「ユネスコ／日本ESD賞」を創設するなど、積極的にESDの推進に取り組んでいます。

用語解説

＊自国が決定する貢献（NDC：Nationally Determined Contribution）
パリ協定第4条2に基づく、各国が自ら決定する温室効果ガスの削減目標のこと。パリ協定においては、５年ごとに提出し、これを達成するために国内措置をとることとされている。

＊二国間オフセット・クレジット制度（JCM：Joint Crediting Mechanism）
開発途上国への温室効果ガス削減技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価するとともに、日本の削減目標の達成に活用する仕組み。

＊緑の気候基金（GCF：Green Climate Fund）
2010年のCOP16で採択されたカンクン合意において設立が決定された、開発途上国の温室効果ガス削減・吸収と気候変動適応を支援する基金。

＊生物多様性の構成要素の持続可能な利用
人間の生活は農林水産業による食料生産や工業原料の採取など、様々な形で生物多様性の構成要素を利用することによって成立しているが、世界的に見れば、気候変動や開発行為による環境悪化等によって生物多様性が損なわれている。将来にわたり生物等の資源を利用するため、地球上の生物多様性を生態系、生物種、遺伝子の各レベルで維持し、生物多様性の保全とその持続可能な利用を図ることが重要である。

＊愛知目標（戦略計画2011-2020）
2010年のCOP10において採択された、生物多様性条約の2020年までの戦略計画で掲げられた目標。2050年までに「自然と共生する世界」を実現することを目指し、短期目標として2020年までに生物多様性の損失を止めるための行動を実施するため、20の個別目標を設定。

＊持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）
持続可能な社会の担い手を育む教育。「持続可能な開発」とは、「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させる」開発を意味しており、これを実現する社会の構築には、環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な現代社会の課題を、自らの問題としてとらえ、その解決を図る必要があり、そのために新たな価値観や行動を生み出すことが重要であるとしている。

マレーシア　サバ州を拠点とする生物多様性・生態系保全のための持続可能な開発プロジェクト

技術協力プロジェクト（2013年７月～実施中）

マレーシア・サバ州は、テングザルの生息するマングローブ林、アジアゾウの生息する低地熱帯林、また東南アジア最高峰のキナバル山に至るまで、多様な生態系、生物相を擁しています。しかし、1970年代以降、アブラヤシ農園等の大規模開発が進み、森林面積は以前の３分の２にまで減少しました。土壌劣化や水質汚染等の環境問題も顕在化し、自然資源への依存度の高い地域住民の生活基盤の脅威となっています。

この様な状況の下、マレーシア政府の要請に応（こた）え、日本は、2002年以来10年にわたる「ボルネオ生物多様性・生態系保全プログラム」〈注1〉を実施しました。同プログラムのフェーズ1では、研究、公園管理、生息域管理の各分野において人材育成を行いました。次のフェーズ２では、サバ生物多様性センター設立、ラムサール条約湿地への登録、サバ生物多様性戦略策定等の政策枠組みづくりの支援を行いました。この協力により、サバ州では他の州に先駆けて生物多様性に関する包括的な戦略が策定され、保護区管理の実施体制が整備されました。

しかし、マレーシアは、生物多様性戦略の実施、保護区周辺の緩衝地域を含めた統合管理、そしてこれまでの成果を他の州、および国外へ普及させるためには、さらなる技術協力を受ける必要があると考え、後継の技術協力プロジェクト、「サバ州を拠点とする生物多様性・生態系保全のための持続可能な開発プロジェクト」（SDBEC）を日本に対して要請しました。

河川の環境教育の指導者研修にて水質調査実習中（写真：JICA）

2013年７月から開始されたこのプロジェクトでは、活動の一つとして、自然共生社会の実現を図るため保護地域周辺の住民も含めた関係者の能力の向上を支援しています。たとえば、２か所のパイロットサイトでは、養蜂、クワの実の栽培と加工、有機堆肥づくりなどを通じて住民の生計向上を図る取組を行っています。また、川沿いに位置する村では、川の保全に関する環境教育も実施しています。

これらの取組が、生物多様性・生態系の保全に貢献する自然共生社会のモデルとして他の地域へと普及し、さらに、サバ州から他州、そして国外にも広がり、持続可能な開発の推進に寄与することが期待されています。

（2016年８月時点）

注１　フェーズ1 は2002年２月～ 2007年１月、フェーズ2 は2007年10月～ 2012年９月に実施。

注109：国連ESDの10年　DESD：Decade of Education for Sustainable Development

ベトナム　気候変動対策支援プログラムローン

円借款（2010年度～ 2016年度）

ベトナムは急速な経済成長により、1995年から2011年の間にエネルギー消費量が約2.8倍に増加し、同国の温室効果ガス（GHG）の排出量増加率（1995 ～ 2012年）はASEAN（アセアン）主要諸国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）の中で２番目に高くなっています。また、ベトナムは約3,400 キロメートルに及ぶ長い海岸線とともに、広大なデルタ地帯を有しているため、気候変動の影響を最も受けやすい国の一つです。将来の気候変動に伴う災害の発生頻度の増加・深刻化は、ベトナムの持続的な開発にとっての重要なリスク要因となると考えられています。

こうした状況を受け、ベトナム政府は、2008年に「気候変動対策にかかる国家目標プログラム」を発表し、2020年までを目標とした各省庁の担当する分野における気候変動対策を打ち出しました。また、2011年には、GHGの吸収・排出抑制による気候変動の緩和や、気候変動の影響に対する適応能力強化等に関する方針として「国家気候変動戦略」を、2012年には、中長期の持続可能な発展と社会・経済開発を同時に実現することを目的とした「グリーン成長戦略」を発表しました。

ベトナム洪水被害（写真：JICA）

このようなベトナム政府の気候変動対策の取組を後押しするため、日本は、2009年より財政支援と政策対話を通じた気候変動対策支援を始めました。具体的には、森林管理や省エネルギーに関する政策・制度整備などをベトナム側が行い、政策対話を通じて、その達成状況を評価した上で、円借款による財政支援を行ってきました。これまでの支援を通じて、日本は、水資源法の策定や再生可能エネルギー導入枠組みの形成といった、ベトナムの気候変動対策に係る国の法律や制度の整備に重要な役割を果たしています。

ネパール　カトマンズの住民によるバグマティ川の汚染防止を通じた生活環境改善プロジェクト

日本NGO連携無償資金協力（2014年２月～実施中）

カトマンズ盆地を流れるバグマティ川は、カトマンズに住む人々の生活を支える水源でもあります。

しかし、カトマンズはここ20年間で急激に人口が増え、多くの住宅が建設された一方で、ごみ回収や下水処理の整備が追い付かず、回収されないごみは川岸に廃棄されるとともに、未処理の生活排水が川へと垂れ流しになっています。このようにバグマティ川は汚染が深刻化し、特に下流は生き物の住めない「死んだ川」といわれるほどになっているなど、カトマンズの人々は住環境の悪化に晒（さら）されています。

そのため、今後も汚染がさらに進むと予想されるバグマティ川中流域において、2014年２月から日本NGO無償資金協力を活用し、住民による維持管理が可能な「分散型排水処理施設（DEWATS：Decentralized Wastewater Treatment Systems）」を村単位で建設しました。この施設は、川の汚染による住環境の悪化の防止を目指していますが、施設を建設してもそれを利用する住民が維持管理をしていかなければ、DEWATSを有効に活用することはできません。そこで、施設の建設と並行して、施設を利用する住民に対して研修を実施し、住民が川の汚染の仕組みやDEWATSの働き、建設にかかるコスト等を理解し、施設維持管理のために「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「いくらコストをかける」のかという、具体的で実現可能な計画を考えて、実行できるようにしています。

バグマティ川の上流から下流まで生き物観察、水質検査を行い、現在の川の状況を調査（写真：特定非営利活動法人ムラのミライ）

これまでにバグマティ川中流に位置する２か所（デシェ村、バスネット村）での活動が終了しました。デシェ村では177世帯分の家庭排水、バスネット村では66世帯分の家庭排水および近隣の国立公園の排水を処理できるDEWATSを建設し、住民による維持管理・活用が始まっています。また、DEWATSの維持管理だけではなく、村でのごみ箱の設置や、週に１回の清掃活動など、住民主導の自主的な活動も始まりました。さらに、これら住民の中から、他地域へと環境保全活動を広げる指導員18人を養成し、事業終了後も住民の手で環境保全活動を広げていく準備をしています。

（2016年８月時点）

ポイ捨てから分別回収へ意識を変える

～ボリビアで環境教育に取り組む青年海外協力隊～

リサイクルセンターの資源ごみ分別活動中に同僚と細川知世さん（写真：細川知世）

戦後、多くの日本人が移り住んだ南米のボリビアは、日本人移住者や日系人が様々な分野で活躍するなど、日本とのつながりが強い国の一つです。また、亜鉛や鉛、リチウムなどの天然資源が豊富なことから、日本との貿易経済関係も深まっています。しかし、ボリビアは国民の60%以上が貧困層に属するなど所得水準は南米で最も低く、多くの課題を抱えている国でもあります。

そうした課題の一つに環境問題があります。ボリビアではごみの分別、収集、処理などの公共サービスが十分に行き届いておらず、都市部ではごみ投棄場の周辺は悪臭と害虫で衛生状態が悪化し、水質や土壌などの環境汚染や健康への悪影響も懸念されています。こうした問題に取り組むため、これまで日本はごみの処理やリサイクルのための支援を実施してきたほか、現在、２人の青年海外協力隊員を派遣しています。

「赴任から１年が経ちますが、ようやくごみの分別の必要性を理解してもらえるようになったと感じています」

そう話すのは、2015年６月に赴任した細川知世（ほそかわともよ）さんです。細川さんは大学卒業後、協力隊員となり、サンタクルス県バジェグランデ市役所に配属されました。

バジェグランデ市は、日本が草の根技術協力事業「バジェグランデ市を対象にしたごみリサイクルプロジェクト」や草の根・人間の安全保障無償資金協力「ゴミ処理施設及びゴミ処理収集車整備計画」などの支援を実施している地域です。環境問題に対する行政の意識は他の地域に比べ高いものの、住民の意識は低いのが現状です。

ここで細川さんが取り組んだのが、ごみの分別を推進するための環境教育です。これまでの環境教育は、市役所の職員が学校へ出向き、子どもたちにごみの分別について口頭で説明するというものでした。しかし、内容が抽象的で子どもたちにうまく伝わっていない上、学校の教員が環境教育は自分たちの仕事ではなく、市役所の仕事だと考えていると細川さんは感じました。そこで、細川さんは生徒ではなく教員を対象にした環境教育を行うことにしました。教員が子どもたちに教えるときにも活用できるようにと紙芝居などの手づくりの教材をつくり、学校巡回を繰り返すことで教員の理解を深めるとともに、市内にあるすべての学校に分別用のごみ箱を設置しました。

カラフルなごみ箱を学校に贈呈した際に城井香里さん（左端）と学校のみなさん（写真：城井香里）

細川さんは「同僚や先生たちとは、話し合いの機会を持つたびに、何のためにやるのか、何を伝えたいのかということを明確にするよう意識しました。最近では、目的意識を持って『こうしよう』という話し合いができるようになり、小さいながらも活動の成果だと感じています」と話しています。

そしてもう一人、福岡県飯塚市の職員である城井香里（きいかおり）さんは、市の自己啓発等休業制度を活用して協力隊に応募し、2014年７月からサンタクルス県パンパグランデ市役所で環境教育に取り組んでいます。パンパグランデ市も同様、環境に対する住民の意識は低く、ごみの分別が行われていないばかりか、道路や川への投棄が常態化しています。そのごみには農薬の容器も含まれているため、農業に利用する水の汚染も心配されています。

住民の意識改革を促すため、城井さんが始めたのが学校での資源ごみの分別回収です。月に１回、教員を対象に分別回収等のワークショップ（参加型の講習会）を開催したり、教員が子どもたちに分別回収を指導する仕組みを作ったりして、なぜ分別するのか、ごみの「ポイ捨て」がなぜいけないのかなどを伝えています。城井さんは子どもたちに伝えることで、家族や親せき、友人、地域へとごみ問題への関心が広がっていくことも期待できるといいます。

また、城井さんは農薬容器の回収率を向上させるため、農薬の正しい使い方、容器の処理の仕方について、生産者への講習会も開催しています。コミュニティ向けのテレビCMは安価で放映できるため、ごみのポイ捨て防止や農薬容器の回収を呼び掛けるCMを制作するなど、テレビやラジオを通じた啓発活動にも力を入れています。

「子どもたちに直接環境教育を行うときには、必ず『ごみのポイ捨てはやめよう。親がやっていたら注意しよう』と伝えてきましたが、知り合いに『自分の息子からポイ捨てを注意された』といわれ、人々の意識が少しずつ変わっていることを実感しています」と城井さんは話します。

環境教育に取り組む二人の青年海外協力隊員による活動の成果は、少しずつ現地の人々の心の変化という形で現れており、このような小さな一歩が環境対策を通じた持続可能な社会の実現に貢献していくことが展望されます。

（２）防災の主流化、防災対策・災害復旧対応

世界各国で頻繁に発生している地震や津波、台風、洪水、干ばつ、土石流などの災害は、単に多くの人命や財産を奪うばかりではありません。災害に対して脆弱な開発途上国では、貧困層が大きな被害を受け、災害難民となることが多く、さらに衛生状態の悪化や食料不足といった二次的被害の長期化が大きな問題となるなど、災害が開発途上国の経済や社会の仕組み全体に深刻な影響を与えています。

こうしたことから、開発のあらゆる分野のあらゆる段階において、様々な規模の災害を想定したリスク削減策を盛り込むことによって、災害に強い、しなやかな社会を構築し、災害から人々の生命を守るとともに、持続可能な開発を目指す取組である「防災の主流化」を進める必要があります。

＜ 日本の取組 ＞

●防災協力

日本は、地震や台風など過去の自然災害の経験で培われた自らの優れた知識や技術を活用し、緊急援助と並んで防災対策および災害復旧対応において積極的な支援を行っています。

2005年、兵庫県神戸市で開催された第2回国連防災世界会議において、国際社会における防災活動の基本的な指針となる「兵庫行動枠組2005-2015」が採択され、持続可能な開発の取組に防災の観点を効果的に取り入れることの重要性が確認されました。

また、この会議において、日本はODAによる防災協力の基本方針などを「防災協力イニシアティブ」として発表しました。そこで日本は、制度の構築、人づくり、経済社会基盤の整備などを通じて、開発途上国における「災害に強い社会づくり」を自らの努力で成し遂げることができるよう積極的に支援していくことを表明しました。

2012年７月には、東日本大震災の被災地である東北３県で「世界防災閣僚会議in東北」を開催し、防災の主流化・強靱な社会の構築の必要性、人間の安全保障の重要性、ハード・ソフトを組み合わせた防災力最大化の必要性、幅広い関係者の垣根を越えた連携の必要性、気候変動・都市化などの新たな災害リスクへの対処の重要性などを確認し、これらを総合的に推進していく「21世紀型の防災」の必要性を世界に向けて発信しました。また、「21世紀型の防災」を実際に推進していくために、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における防災の位置付け、および、同会議の成果を踏まえたポスト兵庫行動枠組の策定の必要性を各国と確認しました。

ネパール中部に位置するシャンジャ郡の小学校にて日本式の避難訓練を行っている青年海外協力隊の山本晃司さんと机の下に隠れる子どもたち（写真：児成まりえ）

「低・中所得者向けの耐震住宅の建築技術・普及体制改善プロジェクト」で建設された中米大学（UCA）の実験施設を用いて、「中南米　建物耐震技術の向上」の研修参加者が耐震実験を行っている様子（写真：エルネスト・マンサーノ／ JICA）

2015年３月14日～ 18日に、仙台において第３回国連防災世界会議が開催されました。これは、国際的な防災戦略について議論するために国連が主催して開かれる会議で、日本は防災に関する知見・経験を活かし、積極的に国際防災協力を推進していることから、第１回（1994年横浜）、第２回（2005年神戸）に続き、第３回会議もホスト国となりました。今回の会議には185の国連加盟国、6,500人以上が参加し、関連事業を含めると国内外から延べ15万人以上が参加する、日本で開催された史上最大級の国際会議となりました。

今回の会議に当たって、日本として目指していたことは以下の３点でした。

①様々な政策の計画・実施において防災の視点を導入していくこと（防災の主流化）

②防災に関する日本の知見・技術を発信すること

③東日本大震災からの復興を発信すること、被災地の振興

会議の結果、仙台宣言とともに、第２回会議で策定された防災の国際的指針である「兵庫行動枠組」の後継枠組となる「仙台防災枠組2015-2030」が採択されました。仙台防災枠組には、防災投資の重要性、多様なステークホルダー（関係者）の関与、「より良い復興（Build Back Better）」、女性のリーダーシップの重要性など、日本の主張が取り入れられました。

さらに、日本は新たな協力イニシアティブとして、安倍総理大臣が今後の日本の防災協力の基本方針となる「仙台防災協力イニシアティブ」を発表しました。日本は2015年～ 2018年の４年間で40億ドルの資金協力、４万人の防災・復興人材育成を表明するなど、防災に関する日本の進んだ知見・技術を活かして国際社会に一層貢献していく姿勢を示しました。

2015年3月、仙台で開催された国連防災世界会議のバナー（写真：UNISDR）

2015年９月の持続可能な開発のための2030アジェンダを採択する国連サミットにおいて、安倍総理大臣は「仙台防災枠組」の実施をリードする決意を示すとともに、津波に対する意識啓発のため、国連での「世界津波の日」の制定を各国に呼びかけました。その結果、12月23日、国連総会において、11月５日を「世界津波の日」とする決議が採択されました。これを受け、2016年に「世界津波の日高校生サミット in 黒潮」や避難訓練等、世界各地で津波に対する意識向上のための啓発活動や津波対策の強化等を実施しました。

チリ　津波に強い地域づくり技術の向上に関する研究プロジェクト

科学技術協力（2012年１月～ 2016年３月）

チリは日本と同様に環太平洋造山帯に位置する地震・津波多発国であり、1960年および2010年には大地震・津波が発生し、チリへの甚大な被害をもたらすとともに、太平洋を横断した津波は日本にも被害をもたらしています。2010年のチリ地震の際には特に津波による被害が大きく、警報発令の遅れや港湾への被害による海上支援ルート確保の遅れ等の課題が明らかになりました。

チリ地震の被害によって浮かび上がった課題を解決し、津波による悲劇を繰り返さないために、チリは、津波に対する防災能力強化の支援を日本に要請しました。チリ沿岸の津波の研究は、日本の津波防災にとっても重要なテーマであることから、両国が協力してチリにおける津波研究を行う「津波に強い地域づくり技術の向上に関する研究プロジェクト」が実施されました。

本プロジェクトでは①津波被害推定のための数値シミュレーションモデルの開発、②津波被害予測および被害軽減にかかるガイドラインの作成、③高い精度の津波予測警報システム（SIPAT）の開発、④避難計画の提案と普及等を行い、津波災害に対するチリの防災能力の強化に向けて日本とチリが協働して取り組みました。

プロジェクト成果の普及は近年のチリにおける地震・津波の被害軽減に貢献しています。2014年のイキケ沖地震の際には、住民の避難行動の迅速化に大きく貢献したことや、2015年９月の地震の際にはSIPATから提供された情報がチリ政府の津波警報に活用されました。

タルカウアノ港視察（市長、研究者等）（写真：JICA）

また、このプロジェクトで日本と協働したチリの研究者たちは、チリで実施中の技術協力プロジェクト「中南米防災人材育成拠点化支援プロジェクト」（通称「KIZUNA」プロジェクト）に研修の講師として参加し、他の中南米諸国の防災関係者に研究成果や技術を伝えています。この技術協力プロジェクトは、チリの防災技術や知見を中南米地域内に普及させ、チリの防災専門家育成の拠点化を支援するのが目的です。

こうした津波に対する防災能力強化は日本やチリだけでなく、太平洋岸に位置する他の中南米国にとっても必要です。2015年12月には、日本とチリをはじめ142か国が共同提案した「世界津波の日（11月５日）」が国連総会で制定されています。今後も日本はチリと協力し、中南米における津波に強い地域づくりを推進していきます。

フィリピン　台風ヨランダ復旧・復興計画

無償資金協力（2014年５月～実施中）

2013年11月、「過去に類を見ないほどの規模」と形容された台風ヨランダは、フィリピン全土に甚大な被害を与えました。最も被害の大きかった東ビサヤ地域では、高潮や最大瞬間風速87.5m/sに及ぶ暴風により、フィリピン全体の犠牲者数の９割以上に上る5,895人もの尊い命を失いました。また、病院や学校等の公共施設の多くが利用できなくなり、人々の生業である漁業や農業等も壊滅的な打撃を受けました。

日本は、災害が発生した直後から被災者の救急や医療等の緊急援助を実施するとともに、緊急対応から復興に向けて継ぎ目のない協力を実施するため、東ビサヤ地域のレイテ湾岸を対象に復興支援プロジェクトを形成し、迅速に実施してきました。

本件無償資金協力では、「Build Back Better（単に復旧するのではなく、災害に強いより良い地域社会の復興を目指す）」という目標に沿って、耐風・耐震性能を強化した設計を採用し、東ビサヤ地域医療センター、地域診療所、小学校等の施設の再建を支援しています。具体的には、高潮の危険性のない土地へ建物を移転したり、１階部分は高潮が通過する高床方式構造とする建物の設計を行ったり、被災時に人々の避難先となる広い中廊下を設置するなどの対策を行っています。

タクロバン空港へ供与した化学消防車の前にて（写真：JICA）

また、被災後のガレキ処理や復興事業を実施する役割を担う公共事業道路省、世界に多くの船員を輩出しているフィリピンの船員育成の一翼を担う国立航海技術訓練センター、地域の水産養殖向けの稚魚を生産する水産開発センター、東ビサヤ地域の拠点空港であるタクロバン空港、暴風により倒れた電柱や切れた電線を復旧する電力公社、台風により破損したギウアン気象レーダーを管理する気象天文庁などに対し、それらの機能回復のための機材を供与しました。

2016年９月には、機材はすべてフィリピン側に引き渡され、国立航海技術訓練センターでは被災前の全訓練プログラムが、水産開発センターでは稚魚の生産が再開されています。

施設の再建は、現場では急ピッチで作業が進められており、2017年にはフィリピン側に引き渡される予定です。

（2016年９月時点）

ベトナム　災害に強い社会づくりプロジェクトフェーズ２

技術協力プロジェクト（2013年８月～ 2016年８月）

ベトナムは、東南アジア諸国の中でも風水害による被害が大きい国の一つで、特に中部地域の沿岸部は、台風を含む熱帯低気圧の影響を大きく受けるとともに、ラオスとの国境に沿って続く山脈の影響で豪雨が多発する地域となっています。こうした気候・地形条件から、ベトナムの中部地域は、毎年のように浸水などの被害に見舞われており、中部地域での災害対応力を高めていくこと、中でも洪水への対策が重要な課題となっています。

日本は2009年から2012年まで、「災害に強い社会づくりプロジェクトフェーズ１」において、ベトナム中部地域のフエ省（省は日本の県に相当）を中心として、総合的な洪水管理計画の策定、地方政府およびコミュニティレベルでの防災体制の強化、河岸浸食対策などを支援しました。その結果、フエ省では総合的な洪水管理計画が作成されたほか、各種マニュアルが整備されるなどの成果がありました。

2013年からは「災害に強い社会づくりプロジェクトフェーズ２」として、洪水被害が深刻である中部地域の省（ゲアン省、ハティン省、クアンビン省およびフェーズ１の対象であったフエ省）および中央政府を対象に、フェーズ1同様、総合的な洪水管理体制の強化を目指して支援を行ってきました。

フエ省での総合的な洪水管理計画について議論を行う専門家とフエ省の関係者（写真：JICA）

具体的には、日本から洪水管理の専門家をベトナムに派遣し、ベトナム側の関係者へ洪水の解析技術の指導、総合的な洪水管理計画づくりの協働作業などを実施しました。その結果、クアンビン省では総合的な洪水管理計画が作成されました。また、ゲアン省、ハティン省では、計画どおりの氾濫解析技術の指導が行われ、総合的な洪水管理計画の作成に向けて省ごとでの検討が進められています。

このような支援を通じて、ベトナムでは、災害リスクを踏まえた総合的な洪水管理計画を作成することにより、災害に強い社会づくりが進んでいます。

ボスニア・ヘルツェゴビナの地滑り対策

～民族の壁を越えて相互の協力関係を構築～

スクリーン上に映し出された地形を判読するトレーニング（写真：菅原純）

ボスニア・ヘルツェゴビナは、民族紛争が終結した1995年以降、国際社会の監督の下で和平プロセスが進められています。しかし、中央政府の下に、ムスリム系およびクロアチア系住民を中心とする「ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦」とセルビア系住民を中心とする「スルプスカ共和国」という二つの「エンティティ」（自治権能を持つ行政主体）が存在し、エンティティごとに異なる経済政策や教育などの制度を施行しているため、民族融和はなかなか進んでいません。

こうした複雑な政治体制は、防災対策の遅れの一因にもなっています。同国では地滑りが発生しやすい地形、地質、気象などの要因が重なっている上、森林伐採、斜面上への違法建築等によっても、地滑り災害が発生しやすくなっています。そうした状況にもかかわらず、現地では地滑り対策マニュアルは策定されておらず、地滑りの予防対策も十分に行われていないのが現状です。また、二つのエンティティの間では、十分な連携がとられていないことが多く、防災に向けた取組をより非効率なものにしています。

こうした状況の中、2014年５月に記録的な大雨に伴う洪水等によってボスニア・ヘルツェゴビナ全土で3,000を超える地滑りが発生し、約2,000世帯の家屋が被災しました。日本は洪水被害への支援の一環として、国連開発計画（UNDP）※1の「ボスニア・ヘルツェゴビナにおける地滑りリスク管理計画」に資金を拠出しました。これは、被災地域の九つの自治体で地滑り対策工事を実施して再発防止を図るとともに、技術支援などを通じて地滑り対策とモニタリングを強化するものです。

この計画で、UNDPの国際コンサルタントとして地方自治体向けの地滑り対応マニュアルの作成や担当者向けの研修を支援したのが、土木工学・地盤工学の専門家である菅原純（すがわらじゅん）さんです。菅原さんは、災害発生後から地質や物理探査の専門家らと共に現地で地滑りや地盤の調査を行ってきました。

航空写真の判読のトレーニングを指導する菅原純さん（写真：菅原純）

地滑り対策には、地滑りの発生を予測して未然に防ぐことと、地滑りが発生してからの対応の二つの柱があります。しかし、地方自治体や両エンティティの担当者は地盤工学や地質学の専門家ではない場合が多く、地滑り発生のメカニズムついて正しく理解している人は少数でした。そこで、菅原さんは、専門家でなくても利用できるように、地滑りの分類、観測、解析、安定計算、対策工事といった、実務ですぐに役立つ内容を中心にマニュアルとしてとりまとめました。「資金が不足している」という現場の声を受け、安価な建築資材を用いた簡易地滑り観測装置や、無料でダウンロードできるソフトウエアを用いた地滑り解析など、低コストでも効果が見込める方法をできるだけ多く盛り込むことも心掛けたといいます。

また、一週間の研修プログラムでは参加者の主体性を重視し、実際に地滑り地へ出掛け、現地踏査をしたり、簡易地滑り観測装置を設置したり、地形判読や地滑り発生予測などのグループ学習を多く取り入れたりしました。研修では、これまで協力体制ができていなかった二つのエンティティの参加者が一堂に会して意見を交換する機会を設け、同じ教材やマニュアルを用いて、エンティティや自治体の役割、責任分担の確認も行いました。

「地滑りなどの自然災害は地域をまたいで発生することもあります。今回の研修で両エンティティの関係が構築され意識の改善ができたことは、ボスニア・ヘルツェゴビナの今後の地滑り対策を考える上で非常に重要な成果でした」と菅原さんは語ります。

参加者は、研修で習得した技術と知識を持ち帰って他の職員たちと共有し、今後はそれぞれの自治体で地滑りの対応に当たっています。菅原さんは「日本が伝えた技術で、地滑りの発生を未然に防ぐ、あるいは地滑りの被害を最小限にとどめてほしい」と、研修を受けた行政職員の活躍に期待を寄せています。

今回のプロジェクトは自治体や両エンティティから高い評価を受けており、菅原さんには同じ研修を別の自治体で行いたいという要望も届いているといいます。

そうした要望を踏まえ菅原さんは、「地震や洪水などの自然災害が多い日本は、経験に基づく防災・減災の技術とノウハウを持っています。それを活かせる場所は、ボスニア・ヘルツェゴビナ以外にもまだまだたくさんあるはずです。この分野で日本がさらなる貢献をしていくことに、大きな可能性を感じています」と話しています。日本が重視する防災の主流化が、民族の壁を超えた相互協力の中で活かされつつあります。

※1　国連開発計画 UNDP：United Nations Development Programme

（３）食料安全保障および栄養

国連食糧農業機関（FAO）〈注110〉、国際農業開発基金（IFAD）〈注111〉、および国連世界食糧計画（WFP）〈注112〉共同の報告「世界の食料不安と現状2015年報告（SOFI2015）〈注113〉」によると、世界の栄養不足人口は過去10年間で１億6,000万人以上、1990年～1992年以降では２億人以上減少しているという良好な傾向が確認されたものの、依然として約8億人（2014年～2016年、推計値）が栄養不足に苦しんでいるとされています。

この報告書によれば統計上は未達であったが、開発の観点からは、2015年までに飢餓人口の割合を半減するというミレニアム開発目標（MDGs）は達成したと見なせるとされています。MDGsの後継となる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、持続可能な開発目標（SDGs）の目標２として「飢餓の終焉（しゅうえん）、食料安全保障と栄養改善の実現、持続可能な農林水産業の実現」が掲げられ、この目標の達成に向けた取組が進められています。

食料安全保障（すべての人がいかなるときにも十分で安全かつ栄養ある食料を得ることができる状態）を確立するためには、持続可能な食料増産のみならず、栄養状態の改善（特に妊娠から２歳の誕生日を迎えるまでの1000日間における栄養改善は子どもにとって効果的）、社会的セーフティー・ネット（人々が安全で安心して暮らせる仕組み）の確立、必要な食料支援や家畜の感染症への対策など、国際的な協調による多面的な施策が求められています。

＜ 日本の取組 ＞

このような状況を踏まえ、日本は、食料不足に直面している開発途上国からの要請に基づき食糧援助を行っています。2015年度には、二国間食糧援助として10か国に対し総額40.3億円の支援を行いました。

国際機関を通じた支援では、主にWFPを通じて、緊急食料支援、教育の機会を促進する学校給食プログラム、食料配布により農地や社会インフラ整備などへの参加を促し、地域社会の自立をサポートする食料支援などを実施しています。2016年には世界各地で実施しているWFPの事業に総額２億712万ドルを拠出しました。また、FAOを通じて、開発途上国の農業・農村開発に対する技術協力や、食料・農業分野の国際基準・規範の策定、統計の整備などを支援しています。

また、15の農業研究機関から成る国際農業研究協議グループ（CGIAR）〈注114〉が行う品種開発等の研究にも支援を行うとともに、研究者間の交流を通じ連携を進めています。

ほかにも日本は、開発途上国が自らの食料の安全性を強化するための支援を行っています。口蹄疫（こうていえき）など国境を越えて感染が拡大する動物の伝染病について、越境性感染症の防疫のための世界的枠組み（GF-TADs）〈注115〉など国際獣疫事務局（OIE）〈注116〉やFAOと連携しながら、アジア・太平洋地域における対策を強化しています。さらに、日本は国際的に栄養不良改善への取組を主導しているScaling Up Nutrition（SUN）に深く関与しています。

東ティモールの首都ディリのコミュニティ・ヘルス・センターの巡回診療で子どもにビタミンＡを投与しているところ。毎年乳幼児へのビタミンＡ集中投与月間が実施される。（写真：長壁総一郎）

注110：国連食糧農業機関　FAO：Food and Agriculture Organization
注111：国際農業開発基金　IFAD：International Fund for Agricultural Development
注112：国連世界食糧計画　WFP：World Food Programme
注113：SOFI2015：The State of Food Insecurity in the World 2015
注114：国際農業研究協議グループ　CGIAR：Consultative Group on International Agricultural Research
注115：越境性感染症の防疫のための世界的枠組み　GF-TADs：Global Framework for Progressive Control of Transboundary Animal Diseases
注116：国際獣疫事務局　OIE：Office des Internationale Epizooties　通称はWorld Organisation for Animal Health

なお、2016年５月に日本が議長国を務めたG7伊勢志摩サミットにおいては、「2030年までに開発途上国において５億人を飢餓および栄養不良から救い出す」というG7の目標の達成に向け、特に優先すべき三つの分野（農業およびフードシステムにおける女性のエンパワーメント、人間中心のアプローチを通じた栄養の改善、農業およびフードシステムにおける持続可能性および強靱性の確保）についてG7がとるべき具体的行動をまとめた「食料安全保障と栄養に関するG7行動ビジョン」を策定しました。これを踏まえ、10月には国際シンポジウムを東京で開催し、多様な関係者の参加の下、食料安全保障と栄養に関する議論を行いました。

フィジーの首都スバ市にある国家食料栄養センターに派遣されている青年海外協力隊（栄養士）の森温子さん。栄養指導の一環で学校を巡回し、食事のバランスの大切さを子どもたちに教えている。（写真：アサエリ・ナイカ）

（4）資源・エネルギーへのアクセス確保

世界で電気にアクセスできない人々は約13億人（世界の人口の18%に相当）、特に、サブサハラ・アフリカでは、人口の約６割（約６億3,000万人）に上るといわれています。また、サブサハラ・アフリカでは、人口の７割以上が調理用のエネルギーを木質燃料（木炭、薪など）に依存しており〈注117〉、それに伴う屋内空気汚染は、若年死亡の要因の一つにもなっています。〈注118〉電気やガスなどのエネルギー・サービスの欠如は、産業の発達を遅らせ、雇用機会を失わせ、貧困をより一層進ませ、医療サービスや教育を受ける機会を制限するといった問題につながります。今後、世界のエネルギー需要はアジアをはじめとする新興国や開発途上国を中心にますます増えることが予想されており、エネルギーの安定的な供給や環境への適切な配慮が欠かせません。

＜ 日本の取組 ＞

日本は、開発途上国の持続可能な開発およびエネルギーを確保するため、近代的なエネルギー供給を可能にするサービスを提供し、産業育成のための電力の安定供給に取り組んでいます。また、省エネルギー設備や再生可能エネルギー（水力、太陽光、太陽熱、風力、地熱など）を活用した発電施設など、環境に配慮したインフラ（経済社会基盤）整備を支援しています。

2016年５月に日本が議長国を務めたG7伊勢志摩サミットでは伊勢志摩首脳宣言において、エネルギー技術におけるイノベーションの支援、クリーンなエネルギーおよびエネルギー効率の奨励へのさらなる投資、また、エネルギー投資の促進において主導的役割を果たすことにコミットしました。また、同年11月に日本が議長国として東京にて開催した「エネルギー憲章会議第27回会合」において、適切で継続的なエネルギー投資の促進と質の高いインフラ投資の推進の重要性を確認した「エネルギー憲章に関する東京宣言」を発出しました。

資源国に対しては、その国が資源開発によって外貨

東ティモール・ディリ近郊の東ティモール国立大学工学部の太陽光発電施設にて、工学部の教官に対し施設・機材の説明をする亀山展和専門家（中央）（写真：高橋敦）

注117：（出典）World Energy Outlook Special Report 2016
注118：（出典）国際エネルギー機関（IEA）「2015年世界エネルギー展望」（2012年時点の推定）、国際エネルギー機関（IEA）「アフリカエネルギー展望（2015）」

を獲得し、自立的に発展できるよう、鉱山周辺のインフラ整備など、資源国のニーズに応じた支援を行っています。日本はこうした支援を通じて、開発途上の資源国との互恵的な関係の強化を図り、また、企業による資源の開発、生産や輸送を促進し、エネルギー・鉱物資源の安定供給の確保に努めます。国際協力銀行（JBIC）〈注119〉、日本貿易保険（NEXI）〈注120〉、石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）〈注121〉による支援に加え、日本のODAを資源・エネルギー分野で積極的に活用していくことが重要です。また、国際的な取組として、G7の枠組みで2014年に発足した「G7複雑な契約交渉の支援強化（コネックス）〈注122〉イニシアティブ」では、開発途上国における天然資源に関する契約を交渉する能力を強化し、さらには持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献することを目指しています。2016年５月のG7伊勢志摩サミットにおいては、議長国である日本の主導の下、G7が資源国への支援を行う際の指針として「コネックス持続可能な開発に向けた基本指針」が策定されました。この取組を踏まえ、９月には東京で国際会合を開催し、能力構築と透明性向上を中心にコネックスの今後の取組の可能性について議論を行いました。

2016年１月、アラブ首長国連邦・アブダビで開催された、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）第６回総会の議長を務める山田前外務大臣政務官

また、日本は、採取産業透明性イニシアティブ（EITI）〈注123〉を積極的に支援しています。EITIは、石油・ガス・鉱物資源等の開発において、資金の流れの透明性を高めるための多国間協力の枠組みです。採取企業が資源産出国政府へ支払った金額を、その政府は受け取った金額をEITIに報告し、資金の流れを透明化します。51の資源産出国と日本を含む多数の支援国、採取企業やNGOが参加し、腐敗や紛争を予防し、成長と貧困削減につながる責任ある資源開発を促進することを目指しています。

注119：国際協力銀行　JBIC：Japan Bank for International Cooperation
注120：日本貿易保険　NEXI：Nippon Export and Investment Insurance
注121：石油天然ガス・金属鉱物資源機構　JOGMEC：Japan Oil, Gas and Metals National Corporation
注122：複雑な契約交渉の支援強化　コネックス（CONNEX）：Strengthening Assistance for Complex Contract Negotiations
注123：採取産業透明性イニシアティブ　EITI：Extractive Industries Transparency Initiative

第2節　地域別の取組

世界では国や地域によって抱える課題や問題が異なります。現在の国際社会における開発課題の多様化、複雑化、広範化、グローバル化の進展等に鑑みれば、世界全体を見渡しつつ、世界各地域に、その必要性と特性に応じた協力を行っていく必要があります。日本は、これらの問題の経済的、社会的背景なども理解した上で、刻一刻と変化する情勢に柔軟に対応しながら、重点化を図りつつ、戦略的、効果的かつ機動的に開発協力などを行って開発途上国の問題解決に取り組んでいます。

図表 II-7　二国間政府開発援助の地域別実績（2015年）

（単位：百万ドル）

援助形態 / 地域	二国間政府開発援助							支出純額		支出総額		
	贈与				政府貸付等							
	無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力	計	貸付実行額（A）	回収額（B）	（A）−（B）	合計	対前年比（%）	合計	構成比（%）	対前年比（%）
アジア	634.03	97.19	548.24	1,182.27	5,150.81	4,706.75	444.06	1,626.33	-17.7	6,333.08	52.8	-12.9
東アジア	448.24	39.99	364.18	812.43	2,721.54	3,594.14	-872.60	-60.17	-223.8	3,533.97	29.5	-15.3
北東アジア	15.63	—	30.33	45.97	206.29	911.75	-705.46	-659.49	16.1	252.26	2.1	-3.7
東南アジア	428.08	35.47	328.54	756.62	2,515.25	2,682.39	-167.14	589.49	-28.6	3,271.88	27.3	-16.2
南アジア	112.64	36.60	142.43	255.06	2,212.16	1,018.20	1,193.96	1,449.02	-1.3	2,467.23	20.6	-3.3
中央アジア・コーカサス	62.64	10.55	25.94	88.58	214.59	94.41	120.19	208.76	22.1	303.17	2.5	17.9
アジアの複数国向け	10.51	10.04	15.69	26.20	2.51	—	2.51	28.71	-90.1	28.71	0.2	-90.1
中東・北アフリカ	552.70	450.67	129.70	682.40	738.13	556.77	181.36	863.76	-6.8	1,420.53	11.8	-8.9
サブサハラ・アフリカ	724.95	353.19	332.86	1,057.81	809.17	78.18	730.99	1,788.80	14.9	1,866.98	15.6	13.6
中南米	82.53	9.11	129.89	212.42	225.34	454.48	-229.14	-16.72	-156.2	437.76	3.7	0.8
大洋州	71.48	6.00	42.16	113.64	15.47	17.49	-2.02	111.62	2.5	129.11	1.1	0.8
欧州	33.62	5.37	22.92	56.54	55.24	63.66	-8.42	48.12	-63.5	111.78	0.9	-41.9
複数地域にまたがる援助等	527.52	504.67	1,166.36	1,693.88	—	—	—	1,693.88	25.2	1,693.88	14.1	25.2
合計	**2,626.83**	**1,426.19**	**2,372.14**	**4,998.96**	**6,994.16**	**5,877.33**	**1,116.83**	**6,115.80**	**0.5**	**11,993.13**	**100.0**	**-4.7**

＊1　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊2　[−]は，実績がまったくないことを示す。
＊3　卒業国向け援助を含む。
＊4　無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。
＊5　複数地域にまたがる援助等には、複数地域にまたがる調査団の派遣等、地域分類が不可能なものを含む。
＊6　「アジアの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、一部の中東地域を含む複数国向けの実績が含まれている。
＊7　マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。

１．東アジア地域

東アジア地域には、韓国やシンガポールのように高い経済成長を遂げ、既に開発途上国から援助供与国へ移行した国、カンボジアやラオスなどの後発開発途上国（LDCs）〈注1〉、インドネシアやフィリピンのように著しい経済成長を成し遂げつつも国内に格差を抱えている国、そしてベトナムのように市場経済化を進める国など様々な国が存在します。日本は、これらの国々と政治・経済・文化のあらゆる面において密接な関係にあり、この地域の安定と発展は、日本の安全と繁栄にも大きな影響を及ぼします。こうした考え方に立って、日本は、東アジア諸国の多様な経済社会の状況や、必要とされる開発協力内容の変化に対応しながら、開発協力活動を行っています。

＜ 日本の取組 ＞

日本は、インフラ（経済社会基盤）整備、制度や人づくりへの支援、貿易の振興や民間投資の活性化など、ODAと貿易・投資を連携させた開発協力を進めることで、この地域の目覚ましい経済成長に貢献してきました。現在は、基本的な価値を共有しながら開かれた域内の協力・統合をより深めていくこと、相互理解を推進し地域の安定を確かなものとして維持していくことを目標としています。そのために、これまでのインフラ整備と並行して、防災、環境・気候変動、法の支配の強化、保健・医療、海上の安全等様々な分野での支援を積極的に実施するとともに、大規模な青少年交流、文化交流、日本語普及事業などを通じた相互理解の促進に努めています。

日本と東アジア地域諸国がより一層繁栄を遂げていくためには、アジアを「開かれた成長センター」とすることが重要です。そのため、日本は、この地域の成長力を強化し、それぞれの国内需要を拡大するための支援を行っています。

●東南アジアへの支援

東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国〈注2〉は、日本のシーレーン上に位置するとともに、多くの日系企業が進出するなど経済的な結びつきも強く、政治・経済の両面で日本にとって極めて重要な地域です。ASEANは2015年の共同体構築を最大の目標とし、ASEAN域内の連結性強化と格差是正に取り組んできました。日本は、こうしたASEANの取組を踏まえ、連結性強化と格差是正を柱として、インフラ整備、法の支配の強化、海上の安全、防災、保健・医療、平和構築等の様々な分野でODAによる支援を実施しています。

2016年９月にラオス・ビエンチャンで開催された日・ASEAN首脳会議（写真：内閣広報室）

連結性の強化に関しては、2010年10月のASEAN首脳会議において、ASEAN域内におけるインフラ、制度、人の交流の三つの分野での連結性強化を目指した「ASEAN連結性マスタープラン」が採択されたことを踏まえ、日本は、マスタープランの具体化に向けてODAの活用や官民連携を通じて積極的に支援を行ってきました。メコン地域における東西・南部経済回廊の構築、インドネシア、マレーシア、フィリピン等における海洋ASEAN経済回廊の構築を二大構想として、道路・橋梁、鉄道、空港、港湾建設等のハードインフラの整備に加え、税関システムの向上等制度面、ソフトインフラの整備も推進しています。なお、2016年9月のASEAN関連首脳会議では、「ASEAN連結性マスタープラン」の後継文書である「ASEAN連結性マスタープラン2025」*が採択されました。日本は、この新しい文書に基づいて、引き続きASEAN連結性支援を行っていきます。

日・ASEAN友好協力40周年であった2013年に

注１：後発開発途上国　LDCs：Least Developed Countries
注２：ASEAN諸国：ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム。（ただし、シンガポール、ブルネイはODA対象国ではない。）

は、12月に東京で開催された日・ASEAN特別首脳会議において「日・ASEAN友好協力ビジョン・ステートメント」が採択され、日・ASEAN関係の強化に向けた中長期ビジョンが打ち出されました。この際、日本は、2015年の共同体構築を目指すASEANが掲げる「連結性の強化」、「格差是正」を柱に、５年間で２兆円規模のODAによる支援を行うことを表明しました。また、防災分野については、2013年11月に発生したフィリピン中部における台風ヨランダによる甚大な被害を受け、防災ネットワークの拡充や災害に対して強靱な社会の実現に向けた支援の実施を内容とする日・ASEAN防災協力強化パッケージを発表し、ASEANにおける高品質な防災インフラ整備と災害対応能力向上のため、５年間で3,000億円規模の支援と1,000人規模の人材育成を実施することを表明しました。各国のニーズに沿った個別の支援を進めるとともに、2016年７月には、ASEAN全域を対象としてASEAN災害医療連携強化プロジェクトを開始し、今後ASEAN域内の災害医療に関する連携体制強化を進めていきます。

特にインフラ整備に関しては、日本は、東南アジア諸国に対するこれまでの支援の経験も踏まえ、「質の高いインフラ投資」の重要性を表明しています。2015年11月の日・ASEAN首脳会議では、安倍総理大臣が「質の高いインフラパートナーシップ」〈注3〉のフォローアップとして、円借款の手続の迅速化、新たな借款制度の創設など円借款や海外投融資の制度改善を行うことや、アジア開発銀行（ADB）〈注4〉との連携をさらに進め、国際協力銀行（JBIC）〈注5〉や日本貿易保険（NEXI）〈注6〉の制度改正・運用改善を行うことなど、抜本的な制度拡充策を発表しました。

また、2016年５月のG7伊勢志摩サミットに先立ち、安倍総理大臣は「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を発表、アジアを含む世界全体のインフラ案件向けに、今後５年間の目標として、オールジャパンで約2,000億ドルの資金等を供給すると同時に、さらなる制度改善を進めていくことを表明しました。

こうした一連の取組もあり、2015年４にはカンボジアにおける南部経済回廊の要であるネアックルン橋（通称「つばさ橋」）が開通式を迎え、2016年８月

タイ・バンコクにおける都市鉄道整備（高架鉄道）プロジェクト。総延長23Kmで、タイ国内に初の日本製車両が導入され、2016年8月に開業した。（写真：JICA）

にはタイのバンコク首都圏における交通渋滞対策と大気汚染改善のための都市鉄道パープルラインが開業し、バンコク都市交通で初となる日本製車両が採用されるなどASEANにおける「質の高いインフラ投資」推進の取組は着実に成果を上げています。

さらに、アジアにおける持続的成長には、インフラ整備に加え、各国の基幹産業の確立や高度化を担う産業人材の育成が不可欠との考えの下、安倍総理大臣は、2015年11月の日・ASEAN首脳会議の場において今後３年間で４万人の産業人材の育成を行う「産業人材育成協力イニシアティブ」を発表、2016年夏までに、ASEAN地域において16,000人以上の産業人材育成を実施しており、日本は今後も、アジアにおける産業人材育成を積極的に支援していきます。加えて、2016年９月のASEAN関連首脳会議の際には、ASEANを含むアジア諸国と日本との間で、日本の大学等への留学、日本企業でのインターンシップ等を通じ、高度人材が環流することを日本政府がODAで支援し、アジア全体のイノベーションを促進するための「イノベーティブ・アジア」事業を発表し、ASEAN諸国から歓迎されました。この事業は「日本再興戦略2016」でも明記されており、2017年度から５年間で1,000人の優秀な学生を日本に受け入れる計画です。

ASEAN諸国の中でも特に潜在力に富むメコン地域〈注7〉に関しては、毎年開催している日本・メコン地域諸国首脳会議（日・メコン首脳会議）のうち日本

注３：「質の高いインフラパートナーシップ」は、①日本の経済協力ツールを総動員した支援量の拡大・迅速化、②アジア開発銀行（ADB）との連携、③国際協力銀行（JBIC）の機能強化等によるリスク・マネーの供給倍増、④「質の高いインフラ投資」の国際的スタンダードとしての定着を内容の柱としている。
注４：アジア開発銀行　ADB：Asian Development Bank
注５：国際協力銀行　JBIC：Japan Bank for International Cooperation
注６：日本貿易保険　NEXI：Nippon Export and Investment Insurance
注７：メコン諸国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナム）

で開催する回（おおむね３年に１度）において、地域に対する支援方針を策定しています。

2015年７月に開催された第７回日・メコン首脳会議（日本における開催は４回目）では、今後3年間の日メコン協力の方針として、①メコン地域における産業基盤インフラの整備と域内外のハード連結性の強化、②産業人材育成とソフト連結性の強化、③グリーン・メコン〈注8〉の実現、④多様なプレーヤーとの連携を４つの柱とする「新東京戦略2015」を採択しました。同時に、メコン地域に対して、包摂性、持続可能性、強靱性を兼ね備えた「質の高い成長」を実現するため、今後３年間で7,500億円のODAによる支援を実施する方針を表明し、同年８月に開催された第８回日・メコン外相会議では、「新東京戦略2015」の実現のための「日メコン行動計画」を採択し、特にハードインフラの整備を加速化させました。

2016年7月、ラオス・ビエンチャンにおいて開催された第9回日メコン外相会議に出席し、日メコン協力の進捗状況について述べる岸田外務大臣

2016年７月の第９回日・メコン外相会議においては、次のステージとして、物理的な連結性が十分に活用されるための制度的な連結性の強化（制度改善、経済特別区〈注9〉等の拠点整備、産業振興策、通関の円滑化等）、人的な連結性の強化に取り組むことを目指す「日メコン連結性イニシアティブ」の立ち上げを発表しました。このイニシアティブの下、同地域においてヒトやモノの流れを生み出す「生きた連結性」を実現し、成長の果実を地域全体に広げて地域統合とASEAN共同体強化を後押しすべく、2016年９月の第８回日・メコン首脳会議（ラオス）において、同イニシアティブの下で優先的に取り組むODAプロジェクトをとりまとめたリストを発表しました。この首脳会議では、ハード・ソフト両面における日本の取組に対する謝意が表明されるとともに「新東京戦略2015」の順調な滑り出しが高く評価されました。

メコン地域の中では、特に民主化の進展に取り組むミャンマーに対して、2012年４月、日本は経済協力の方針を見直し、急速に進むミャンマーの改革努力を後押しするため幅広い支援を実施していくこととしました。具体的には、少数民族に対する支援を含む国民の生活向上、法整備支援や人材育成、ヤンゴン・ティラワ経済特別区を中心とするインフラ整備などであり、日本はミャンマーに対して様々な支援を積極的に行っています。ティラワSEZ開発に関しては、2014年５月に経済特別区内の早期開発区域について土地使用権の販売が開始され、2015年９月には、麻生副総理大臣も出席して、開所式典が開催されました。日本は引き続き同特別区の周辺インフラ整備等を支援しており、2016年８月現在、世界から78社（そのうち39社が日本企業）が進出しています。日本の「質の高いインフラ投資」が世界からの信頼に結実した成功例といえます。

また、2016年11月にミャンマーからアウン・サン・スー・チー国家最高顧問が訪日した際には、ミャンマーの民主化の定着、国民和解、経済発展を、官民を挙げて全面的に支援するとの日本の方針に基づき、「日ミャンマー協力プログラム」*を踏まえて、官民合わせて2016年度から５年間で8,000億円規模の貢献を行うこと、その一環として国民和解の進展を支えるため、少数民族地域へ同じく５年間で400億円の支援を行うことを安倍総理大臣から表明しました。同時に、今後年間1,000人規模の交流・人材育成を行い、国づくりを支えていくことも伝えました。

ミャンマー・ティラワ経済特別区のエントランス・ゲート（写真：荒木裕／JICAミャンマー事務所）

注８：日本とメコン地域諸国が豊かな緑、豊富な生物多様性および自然災害への強靱性を有する「緑あふれるメコン（グリーン・メコン）」を達成しようとする取組。
注９：経済特別区　SEZ：Special Economic Zone

●中国との関係

日本は、1979年以降、日中関係の柱の一つとして中国に対するODAを実施してきましたが、中国の経済的発展および技術水準の向上を踏まえ、既に一定の役割を果たしたとの認識の下、対中ODAの大部分を占めていた円借款および一般無償資金協力は、約10年前に新規供与を終了しました〈注10〉。過去の支援は、中国経済の安定的な発展に貢献し、ひいてはアジア・太平洋地域の安定、さらには日本企業の中国における投資環境の改善や日中の民間経済関係の進展に大きく寄与したと認識しています〈注11〉。

現在の中国に対するODAは、日本国民の生活に直接影響する越境公害、感染症、食品の安全等の協力の必要性が真に認められるものに絞って限定的に実施しています。技術協力（2015年度実績8.06億円）〈注12〉を中心とし、草の根・人間の安全保障無償資金協力（2015年度実績1.06億円）〈注13〉も実施しています。

技術協力については、たとえば、日本への影響も懸念されているＰM2.5を含む大気汚染を中心とした環境問題に対処する案件や現地進出日本企業の円滑な活動にも資する中国の民法や特許法等の起草作業を支援する案件を実施しています。

また、中国の経済発展を踏まえた新しい協力の在り方として、最近は中国側が費用を負担する形での協力を進めています。たとえば、2013年に四川省で発生した芦山地震の被災地において、中国側が進める防災教育や防災館の建設において、日本は防災対策の共有や耐震免震技術の指導等の支援をしていますが、その費用は中国側が負担しています。

草の根・人間の安全保障無償資金協力については、少数民族地域等で、エイズ患者や障害者等の社会的弱者支援等を中心に実施しました。

用語解説

＊ASEAN連結性マスタープラン2025

2015年を目標年とする「ASEAN連結性マスタープラン」（2010年採択）の後継文書として、2016年のASEAN首脳会議にて採択された、ASEAN連結性強化のための行動計画。2015年11月採択の「ASEAN2025：共に前進する」の一部と位置付けられている。同文書内は、「持続可能なインフラ」、「デジタル・イノベーション」、「シームレスなロジスティクス」、「制度改革」、「人の流動性」を５大戦略としており、それぞれの戦略の下に重点イニシアティブが提示されている。

＊日ミャンマー協力プログラム

ミャンマーの開発を考える上で重要な主要９分野で取り組むべき課題を抽出したもので、具体的には、Ⅰ「地方の農業と農村インフラの発展」、Ⅱ「国民が広く享受する教育の充実と産業政策に呼応した雇用創出」、Ⅲ「都市部の製造業集積・産業振興」、Ⅳ「地方と都市を結ぶ運輸インフラ整備」、Ⅴ「産業発展を可能とするエネルギー協力」、Ⅵ「都市開発・都市交通」、Ⅶ「金融制度整備支援（政策金融／民間金融）」、Ⅷ「国民をつなぐツールとしての通信・放送・郵便」、Ⅸ「国民生活に直結する保健医療分野の改善」を柱としている。

モンゴル東部に位置するドルノド県の技術カレッジにて花き栽培と野菜栽培の実技指導を行っている青年海外協力隊の丸岡猛志さん。写真は学生たちにビニールハウスでキュウリの収穫の仕方を指導しているところ。（写真：塚越貴子）

注10：円借款は2007年、一般無償資金協力は2006年にそれぞれ新規供与を終了している。
注11：2015年度までの有償資金協力の累計は33,165億円（約束額）、無償資金協力の累計は1,576億円（約束額）、技術協力は累計1,840億円（JICA支出額）。（ただし、円借款（有償資金協力）および一般無償資金協力は既に新規供与を終了している。）
注12：技術協力の近年の実績
34.68億円（2010年度）、32.96億円（2011年度）、25.27億円（2012年度）、20.18億円（2013年度）、14.36億円（2014年度）、8.06億円（2015年度）
注13：草の根・人間の安全保障無償資金協力の近年の実績
14.66億円（2010年度）、8.43億円（2011年度）、2.88億円（2012年度）、2.84億円（2013年度）、0.85億円（2014年度）、1.06億円（2015年度）

フィリピン

ルソン北部における零細稲作農民の営農改善を通じた農業収入向上事業

日本NGO連携無償資金協力（2015年12月～実施中）

ルソン島北部はフィリピン屈指の肥沃（ひよく）な農業地帯ですが、歴史的に貧富の差が大きい土地で、多くの零細稲作農民は条件の悪いわずかな土地を耕しており、自らの農地の収入だけでは生計を立てることが難しく、日雇い労働に従事し、常に借金を抱えるなど貧困から抜け出せない状況が続いています。

2015年12月、特定非営利活動法人ジーエルエム・インスティチュートは、イザベラ州とヌエバ・ビスカヤ州において、営農改善を通じて、このような状況にある零細稲作農民の生計を向上させるプロジェクトを外務省の日本NGO連携無償資金協力により立ち上げました。

本事業では、零細農民に対して収支計算や営農計画策定方法などの指導を行った上で、稲作や野菜の栽培、有機肥料の生産と使い方、収穫後の作業に関する研修も実施し、農民は収入向上につながる営農技術を習得しています。さらに生産物の販売促進や販路拡大等により収入を増加できるようマーケティングの指導も行っています。

事業開始から約８か月後の2016年８月末の時点で、プロジェクト対象の地域において計25回の研修を実施しました。農業経営研修により、計123名の農民が収支計算や営農計画等の基礎的な知識を習得しました。また、稲作栽培技術研修では、田植えから病害虫防除までの知識を向上させ、有機肥料製造や農業機械の実習研修も行いました。

ミミズ堆肥づくり研修に参加した約70名の農民（写真：ジーエルエム・インスティチュート）

今後は、本事業の終了後も効果が持続するよう、現地政府関係機関等との連携を深めつつ、各研修に、より実践的な方法を取り入れていきます。また、雨期に農道が水没し農産物の輸送や農作業等ができないという課題に対応するため農道補修研修も実施し、生産活動と市場アクセスの確保、改善を図ります。これら事業活動の成果が有機的に結びつき、零細稲作農民の収入を向上させ、厳しい生活環境から脱することが期待されます。

（2016年８月時点）

フィリピンのラグナ州のサン・ペドロ校高等部で縫製の実技に取り組む生徒たち（写真：ハービィ・タパン/Third Eye Visual）

東アジア地域における日本の国際協力の方針

図表 II-8　東アジア地域における日本の援助実績

2015 年

（単位：百万ドル）

順位	国または地域名	贈与			計	政府貸付等		(A)－(B)	合計（支出純額）	合計（支出総額）
		無償資金協力		技術協力		貸付実行額(A)	回収額(B)			
			うち国際機関を通じた贈与							
1	ベトナム	12.94	—	78.52	91.46	1,327.42	343.96	983.46	**1,074.92**	**1,418.88**
2	フィリピン	46.20	0.10	49.66	95.85	446.10	471.65	-25.55	**70.30**	**541.95**
3	インドネシア	25.24	—	53.06	78.30	400.31	1,477.73	-1,077.42	**-999.12**	**478.60**
4	ミャンマー	202.11	33.63	53.31	255.43	95.71	—	95.71	**351.13**	**351.13**
5	タイ	27.52	0.02	19.57	47.08	125.68	256.01	-130.33	**-83.25**	**172.77**
6	中国	0.79	—	9.29	10.08	141.36	894.23	-752.86	**-742.78**	**151.45**
7	ラオス	51.87	—	28.65	80.52	26.64	4.47	22.17	**102.69**	**107.17**
8	カンボジア	50.06	1.22	28.54	78.60	27.47	4.33	23.14	**101.75**	**106.08**
9	モンゴル	14.84	—	20.95	35.79	64.93	13.71	51.22	**87.01**	**100.72**
10	マレーシア	0.57	0.49	9.58	10.15	65.76	124.24	-58.48	**-48.33**	**75.91**
11	東ティモール	11.57	—	7.52	19.10	0.17	—	0.17	**19.26**	**19.26**
	東アジアの複数国向け	4.52	4.52	5.31	9.83	—	—	—	**9.83**	**9.83**
東アジア地域合計		**448.24**	**39.99**	**364.18**	**812.43**	**2,721.54**	**3,594.14**	**-872.60**	**-60.17**	**3,533.97**
（ASEAN合計）		**416.51**	**35.47**	**321.02**	**737.53**	**2,515.09**	**2,682.39**	**-167.30**	**570.23**	**3,252.62**

＊1　順位は支出総額の多い順。
＊2　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊3　[－]は、実績がまったくないことを示す。
＊4　無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。
＊5　複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。
＊6　国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。
＊7　「東アジアの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、ミャンマーを含む複数国向けの実績が含まれていない。
＊8　マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。

匠の技術、世界へ 4

ミャンマーの繊維産業に高付加価値を

～工業省とタッグを組む繊維の町の中小企業～

ミャンマーの首都ネーピードーにおける同国工業省大臣等との会議の様子（写真：ツヤトモ㈱）

ミャンマーは、2011年、民政移行を果たしてから、輸出入の規制を緩和したり、外国投資法を制定したりするなど、経済の自由化を進めてきました。こうして海外の企業がミャンマーでビジネスや投資を行う環境も整備されつつある一方で、国内産業の競争力はまだ弱いのが現状です。

ミャンマーにとって主要な輸出産業の一つである繊維産業は、軍事政権下での長期にわたる経済制裁の影響で、特に投資額が大きな川中工程※1（高圧染色・仕上加工・難燃加工）は衰退し、人件費の安い川下工程（縫製）が中心となっています。そうした状況の中、2015年９月に最低賃金法※2が適用され、海外からの委託生産加工を生業としてきた縫製事業者は、安い人件費を強みとした低付加価値な産業からの脱却が求められています。

「繊維の町」として知られる愛知県一宮市にあるツヤトモ株式会社は、自社の川中工程（染色）の設備と技術を導入することで、ミャンマーの繊維産業の高付加価値化を図れないかと、2015年２月から同年12月まで、ODAを活用した中小企業海外展開支援事業※3中小企業連携促進基礎調査（当時）※4を実施しました。

90年以上に及ぶ繊維関連産業に携わってきたツヤトモ社は、業界でいち早く難燃加工を施した自動車シート製造に着手し、主要自動車メーカーの多くの車種に採用されるなど、その技術力と品質は高い信頼を得ています。しかし、日本の自動車メーカーは次々と生産拠点を海外に移し、国内での自動車シートの生産量は頭打ちになっていました。海外進出を検討する中、2012年にミャンマーを訪れた小栗由裕（おぐりよしひろ）社長は、「この国の繊維産業が抱える課題を知るとともに、その潜在的な可能性を感じた」といいます。

ミャンマーの繊維工場で生地を織っている様子（写真：ツヤトモ㈱）

基礎調査で着目したのは国営工場でした。ミャンマーの工業省は、所管する144の国営工場すべてを2015年までに民営化することを決めましたが、工業省が希望する一括民営化・長期リースができる民間企業が少ないため、未だに56の工場が国営工場として残っています。長らく操業を停止している、これらの国営工場の立て直しは、政府にとって大きな課題であったのです。

「ミャンマーの繊維産業界では、人材育成と高付加価値化が大きな課題です。当社が国営企業の従業員に国際基準の染色技術を移転することで、ミャンマーの繊維産業を支える人材を育成することができると考えました」と小栗社長。また、現地の縫製事業者の中には、最低賃金法の施行に対応して安い人件費に頼らず、付加価値の高い自社ブランド製品を生産しようとする企業も出てきました。ツヤトモ社が加工技術を現地に移転すれば、そうした企業が自社でデザイン・加工した生地を国内で調達し、自社の縫製工場で製品化することができるようになります。デザインから縫製まで国内で生産していくことで、繊維産業の高付加価値化、雇用機会の拡大にもつながる可能性が見えてきたのです。

こうした基礎調査の結果を踏まえ、ツヤトモ社は2016年６月からODAを活用した中小企業海外展開支援事業の案件化調査※5を進めています。その一環として、９月末にミャンマー工業省の要人と国営工場の幹部職員の７人を日本に招聘（しょうへい）し、ツヤトモ社の本社で技術や経営手法を学ぶ研修を実施しました。さらに、2017年には国営工場の施設を活用した事業を開始し、立て直しを図る計画です。

小栗社長は「私たちのような小さな会社が一国の省とビジネスを一緒にできるチャンスは、そうあることではありません。お互いにとって意義のある事業にしていきたい」と意欲を示しています。

※1　繊維産業など製造業を川の流れにたとえた表現。
※2　全国一律かつ全業種を対象とする最低賃金の日額（８時間労働）は3,600チャット（約335円、１チャット＝約0.093円）に決定された。
※3　ODAを活用した中小企業等の海外展開支援事業は、中小企業等の優れた製品・技術等を途上国の開発に活用することで、途上国の開発と、日本経済の活性化の両立を図る事業。
※4　中小企業等からの提案に基づき、開発途上国の課題解決に貢献する中小企業の海外事業（直接進出による事業）に必要な基礎情報収集や事業計画策定を行うための調査。2012年度に「中小企業連携促進調査（F/S支援）」として試行的に実施し、2014年度まで「中小企業連携促進基礎調査」として実施。現在の「基礎調査」に相当。
※5　案件化調査は、中小企業等からの提案に基づき、製品・技術等を途上国の開発へ活用する可能性を検討するための調査。

2．南アジア地域

南アジア地域には、世界最大の民主主義国家であるインドをはじめとして、大きな経済的潜在力を有する国があり、国際社会における存在感を強めています。地理的には、東アジア地域と中東地域を結ぶ陸上・海上の交通路に位置し、日本にとって戦略的に重要であるほか、地球環境問題への対応という観点からも重要な地域です。また、テロおよび過激主義に対する国際的取組における役割といった観点からも、日本を含む国際社会にとって関心の高い地域です。

一方、南アジア地域には、道路、鉄道、港湾など基礎インフラの欠如、人口の増大、初等教育を受けていない児童の割合の高さ、水・衛生施設や保健・医療制度の未整備、不十分な母子保健、感染症、そして法の支配の未確立など取り組むべき課題が依然多く残されています。特に貧困の削減は大きな問題であり、この地域に住んでいる16億人を超える人口のうち約５億人が貧困層ともいわれ、世界でも貧しい地域の一つです。[注14]「持続可能な開発目標（SDGs）[注15]」達成を目指す上でもアフリカに次いで重要な地域となっています。

日本は、南アジア地域の有する経済的な潜在力を活かすとともに、拡大しつつある貧富の格差をやわらげるため、経済社会インフラ整備の支援を重点的に行っています。

なお、2016年７月に、バングラデシュにおいて、日本人の国際協力事業関係者が犠牲となったダッカ襲撃テロ事件が発生しました。南アジア地域においても、今後テロに屈することなく国際協力事業を進めていく上で、国際協力事業関係者の安全確保が喫緊の課題です。同年８月末に外務省およびJICAが関係省庁等と共に策定し、発表した国際協力事業関係者等の新たな安全対策を、相手国政府の協力も得つつ、着実に進めていく必要があります。

＜ 日本の取組 ＞

南アジア地域の中心的存在であるインドとは、「特別戦略的グローバル・パートナーシップ」に基づいて、経済協力をはじめ、政治・安全保障、経済、学術交流など幅広い分野で協力を進めています。インドは日本の円借款の最大の受取国であり、日本はインドにおいて電力や運輸などの経済インフラの整備等を支援しています。2014年９月の日印首脳会談において、今後5年以内に、日本の対インド直接投資とインド進出日系企業数の倍増を実現するために、インドに対し今後5年間でODAを含む3.5兆円規模の官民投融資を実現するとの意図を表明しました。

2016年11月、来日したインドのモディ首相と握手をする安倍総理大臣（写真：内閣広報室）

2015年12月には、安倍総理大臣がインドを訪問しモディ首相との間で、ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道に日本の新幹線システムを導入することを確認しました。なお、2015年度の対インド円借款の供与額はインド向けとして過去最高に達しました。これらが日印間の経済協力関係の一層の推進に寄与することが期待されています。2016年11月には、モディ首相が訪日し、首脳会談において、ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道計画の着実な進捗（しんちょく）が歓迎されるとともに、両首脳は兵庫県の新幹線工場を視察するなど、「日印新時代」の象徴として、同計画に対する高い期待が示されました。日本のODAは、インフラ開発、貧困対策、投資環境整備、人材育成等を通じ、インドの成長において大きな役割を果たしています。

近年、発展が目覚ましく、日本企業の進出も増加しているバングラデシュとは、2014年３月の岸田外務大臣のバングラデシュ訪問、５月のハシナ首相の訪日および９月の安倍総理大臣のバングラデシュ訪問という一連の要人往来の中で、５月に「包括的パートナーシップ」が立ち上げられました。また、その際、

注14：2015年のMDGsレポートによれば、1日1.25ドル未満で生活する人の割合は17%（2015年）で、これはサブサハラ・アフリカに次いで高い数字である。
注15：持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）

2014年よりおおむね４年から５年を目途に、バングラデシュに対し、最大6,000億円の支援を実施する意図を表明しました。このような二国間関係強化の中で、①バングラデシュの経済インフラの開発、②投資環境の改善、および③連結性の向上を3本柱とする「ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）」構想を中心に、政策対話を強化し、経済協力を進めています。2016年５月には、ハシナ・バングラデシュ首相が、G7伊勢志摩サミットのアウトリーチ会合参加のため訪日し、安倍総理大臣から、『日本は、バングラデシュの「2021年までの中所得国化」実現に向けて支援を継続していく』と述べた上で、その一環として、ジャムナ鉄道専用橋に関する支援やダッカ都市交通整備計画等への円借款（合計約1,735億円）の供与を通じたベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）構想の推進、両国間の人物交流の拡大や貿易・投資の一層の促進への期待等を表明しました。

2016年７月、ASEM首脳会合（於：モンゴル）の際、バングラデシュのハシナ首相と会談を行う安倍総理大臣（写真：内閣広報室）

2016年７月１日（現地時間）に発生したダッカ襲撃テロ事件で、日本人の国際協力事業関係者が犠牲となったことを受け、安倍総理大臣は、７月15日に実施された日バングラデシュ首脳会談において、日本人の犠牲者はすべて援助関係者であり、痛恨の極みとした上で、日本は今回の犠牲者の志を受け継ぎ、バングラデシュに対するODAを今後も継続すること、また、バングラデシュ側に対しては、徹底した真相の究明、関連情報の共有、犯人の厳正な処罰を求めるとともに、在留邦人・渡航者の安全確保の徹底、再発防止に全面的な協力を得たい旨を表明しました。また、これまでの取組を今一度検証し、新たな安全対策を策定するため、外務大臣の下に、外務省とJICAが関係省庁等と共に「国際協力事業安全対策会議」を立ち上げ、計5回の会合を開催した後、８月末に国際協力事業関係者等のための新たな安全対策を発表しました。

スリランカとの協力関係は、2014年９月の安倍総理大臣による日本の総理大臣として24年ぶりの訪問に続き、2015年１月の新政権樹立後も幅広い分野で深化・拡大しつつあります。2015年10月にはウィクラマシンハ首相が訪日し、両首脳は「包括的パートナーシップに関する共同宣言」を発表しました。この共同宣言は、①投資・貿易促進、②国家開発計画に係る協力、③国民和解・平和構築に係る三つのイニシアティブのほか、海洋協力、人材育成・人的交流等の促進を表明しています。また、2016年５月には、シリセーナ・スリランカ大統領がG7伊勢志摩サミットのアウトリーチ会合参加のため訪日し、安倍総理大臣から、「『質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ』の下、スリランカとも協力を強化していく」旨を述べた上で、全国送配電網整備およびアヌラダプラ県での上水道整備に係る総額約380億円の円借款を供与する意図を表明したほか、コロンボ港およびその周辺開発等に官民一体となって取り組む旨を述べました。

今後もスリランカの一層の経済発展とともに、進出している日系企業の活動環境の改善にも寄与する運輸・電力基盤などのインフラ整備の分野で協力を行っていきます。また、同国の紛争の歴史や開発の現状を踏まえ、後発開発地域を対象に生計向上や農業分野を中心とした産業育成など、国民和解に役立つ協力および災害対策への支援を継続していきます。

パキスタンは、テロ撲滅に向けた国際社会の取組において重要な役割を担っており、アフガニスタンの安定にとって、パキスタンの協力は極めて重要です。これまで日本は、2009年４月に世界銀行と共に東京で開催したパキスタン支援国会合の際に表明した10億ドルの支援を実施したほか、空港・港湾の保安能力向上支援や、テロ掃討軍事作戦で発生した国内避難民への支援を実施しています。また、不正薬物取引および国際的な組織犯罪に対する国境管理能力強化のための支援や、平和構築・人道支援・テロ対策分野の機材、製品を供与する支援を実施しています。2013年６月に発足したシャリフ政権は、治安の改善に取り組むとともに、同年９月に承認された新規IMFプログラム（３年間、66.4億ドル）の下で、経済・財政の立て直しを進め、2016年９月、同プログラムを完了しました。また、2016年５月には、民間のゲイツ財団と連携したローン・コンバージョン方式にて、ポリオ撲滅に向けた支援として、約63億円の円借款を供与し

ました。

新憲法制定プロセスを通じて民主主義の定着と発展に向けた取組をしているネパールに対しては、2014年10月および2015年3月に訪日したパンディ外務大臣と岸田外務大臣との間で会談を行い、日本としてネパールの民主化への努力を継続的に支援していくとともに、政策面を含め様々な分野での協力をさらに拡大・強化することを表明しました。2014年10月の日・ネパール外相会談において立ち上げに合意した、日・ネパール外務省間政務協議を実施する〈注16〉など、二国間関係は近年飛躍的に深化しつつあります。2015年4月に発生したネパール大地震に対して日本は、国際緊急援助隊の派遣、緊急援助物資の供与および1,400万ドル（16.8億円）の緊急無償資金協力を実施したことに加え、総額2.6億ドル（約320億円超）規模の住宅、学校および公共インフラの再建を中心とする日本の支援策を表明し、ネパールの中長期の復興プロセスに、仙台の国連防災世界会議の成果である「より良い復興」のコンセプトを活用し、強靱なネパールの再建に向けて最大限の支援を実施しています。

また、2016年９月には、岸外務副大臣が日・ネパール外交関係樹立60周年の記念式典出席のためにネパールを訪問し、首都カトマンズと主要都市とを結ぶ幹線道路上に存在するナグドゥンガ峠にネパール第１号となるトンネルを建設する計画に対して、円借款を供与する方針を表明しました。

「ネパール地震復旧・復興プロジェクト」で、同国東部のシンドパルチョーク郡チョウタラで日本が監修・実施した住宅建設トレーニングを受ける建築技術者たち（写真：位坂和隆／ JICAネパール事務所）

インド

インド工科大学ハイデラバード校 日印産学研究ネットワーク構築支援プロジェクト

有償勘定技術支援（2012年１月～実施中）

急速な経済発展を続けるインドでは、研究開発を先導して技術革新を進めるとともに、産業界のニーズにかなう知識と技能を持った人材の訓練・育成が重要な課題となっています。こうした中、インドから日本に対して理工学系高等教育機関の拡充に関する支援の要請がありました。これに対して日本は、2007年の安倍総理大臣訪印の際、新たなインド工科大学（IIT：Indian Institute of Technology）設立への協力を検討する作業部会設置に合意し、翌2008年にインドで10番目のIITとして開校したIITハイデラバード校（IIT-H）を対象に、円借款による新キャンパス整備や機材調達をはじめとする各種支援を行っています。

2012年より実施されている「インド工科大学ハイデラバード校 日印産学研究ネットワーク構築支援プロジェクト」では、日印産学ネットワークの構築を目的に、IIT-Hの学生を日本の大学の博士（または修士）課程に受け入れるための奨学金プログラムの実施、人材交流促進アドバイザーの派遣、インターンシップの実施や、共同研究の促進支援などを行っています。

このうち、人材交流促進アドバイザーの派遣は長期にわたって実施されており、学長をはじめIIT-Hの教授陣からも高い評価を得ています。その結果、インド工科大学と日本国内の大学との連絡が非常に円滑に進むようになったほか、普段から日本への留学や日本での研究を志す者に対して適切なサポートを行い、日本に対する親近感を学生の間で醸成（じょうせい）することに大きく寄与しています。奨学金を得てこれまでに日本に留学した学生の総数は50人（うち博士課程進学者は44名）に上り、修了生の中には日本企業への就職を決めた者や、さらに研究を続ける者など、その進路は様々です。

東京大学の学生との合同ワークショップ（写真：JICA FRIENDSHIPプロジェクト）

日本国内の企業の協力を得て行われているインターンシップは、本プロジェクトの特徴の一つです。これまでに合計12名の学生（日本の大学に留学中の学生も含む）が日本企業の職場に飛び込み、技術者として日本流の労働慣行に触れるなどして実務経験を深めています。また、インド工科大学を支援する日本国内の大学・企業との共同研究の件数の伸びも堅調で、現在11件が進行中です。

さらに、IIT-Hが、大規模な研究資金プログラムを獲得するための契機となる「共同研究資金提供プログラム」を実施するなど、より強固で継続性のある日印産学ネットワークの構築のための取組も続けられています。

（2016年11月時点）

注16：2015年３月第１回、2016年６月第２回を開催。

南アジア地域における日本の国際協力の方針

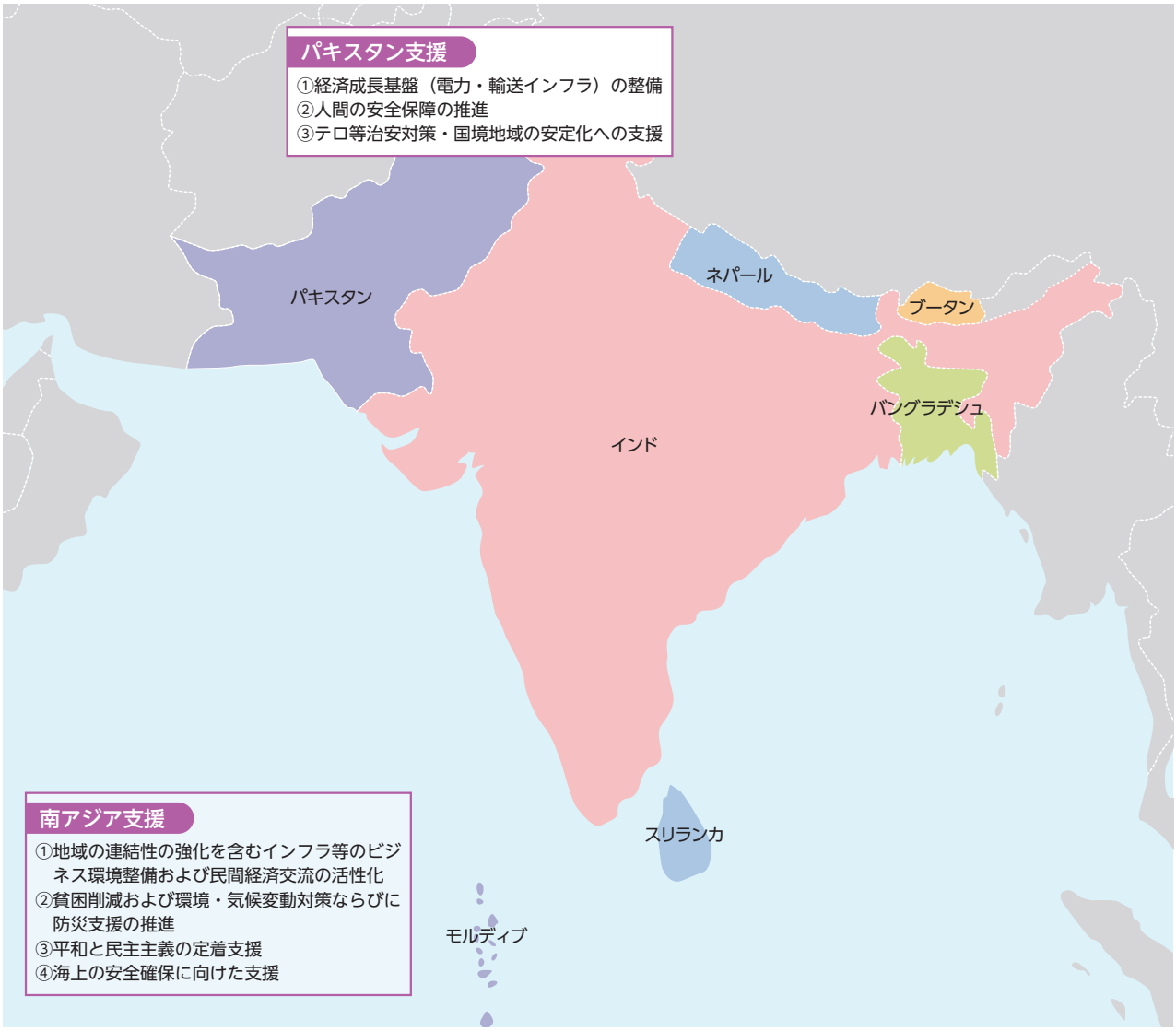

図表 II-9　南アジア地域における日本の援助実績

2015 年

（単位：百万ドル）

順位	国または地域名	贈与			計	政府貸付等		(A)－(B)	合計（支出純額）	合計（支出総額）
		無償資金協力		技術協力		貸付実行額(A)	回収額(B)			
			うち国際機関を通じた贈与							
1	インド	4.84	—	35.86	40.70	1,497.56	670.61	826.95	**867.65**	**1,538.26**
2	バングラデシュ	8.93	—	34.37	43.30	422.07	90.21	331.86	**375.16**	**465.36**
3	スリランカ	20.01	6.17	18.16	38.17	168.83	173.57	-4.74	**33.43**	**207.00**
4	パキスタン	45.04	15.43	16.68	61.71	113.78	75.93	37.86	**99.57**	**175.50**
5	ネパール	23.19	15.00	24.48	47.67	9.03	7.89	1.15	**48.82**	**56.70**
6	ブータン	5.52	—	9.60	15.12	0.88	—	0.88	**16.00**	**16.00**
7	モルディブ	5.12	—	2.15	7.27	—	—	—	**7.27**	**7.27**
	南アジアの複数国向け	—	—	1.13	1.13	—	—	—	**1.13**	**1.13**
南アジア地域合計		**112.64**	**36.60**	**142.43**	**255.06**	**2,212.16**	**1,018.20**	**1,193.96**	**1,449.02**	**2,467.23**

＊1　順位は支出総額の多い順。
＊2　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊3　[－]は、実績がまったくないことを示す。
＊4　無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。
＊5　複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。
＊6　国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。
＊7　「南アジアの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、アフガニスタンを含む複数国向け、およびミャンマーを含む複数国向けの実績が含まれている。
＊8　マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。

匠の技術、世界へ 5

ネパールの無電化地域に明かりを

～大人2人で持ち運び可能な軽水力発電機「Cappa」の挑戦～

大人２人で持ち運び可能な軽水力発電機「Cappa」（写真：ibasei）

海外からも多くの観光客や登山客が訪れるネパールは標高8,000メートルを超える山々に囲まれた自然豊かな国です。ヒマラヤ山系の急峻（きゅうしゅん）な地形が特徴のネパールでは、豊富な水資源を活用した水力発電を主な発電源としていますが、ピーク時の電力需要をカバーできず、都市部では１日の計画停電が10時間を超えることも珍しくありません。また、農村部での電化率は低く、生活に欠かせない電気でさえも不自由している地域が未だ多く存在しています。

茨城県日立市に本社を置く株式会社茨城製作所は、2011年の東日本大震災後、災害時や非常時に備える独立電源や自然エネルギーへの関心の高まりを受け、小型水力発電機の開発プロジェクトを始動し、約２年をかけて軽水力発電機「Cappa（カッパ）」を完成させました。このCappaで開発途上国に明かりを灯していきたいと、アジア各地で調査を行った結果、ネパールを事業スタートの地として選びました。Cappaは、大人２人で持ち運びができるコンパクトな設計（本体57kg）で、アクセスの悪い山間部などへも容易に設置することができます。また、一般的な小型水力発電機は水の落差によって発電するものが多い中で、CappaはF1や飛行機の最新の技術を活用しており、流れのある川や水路に沈めるだけで24時間安定して発電できることも、大きな特徴です。ネパールを選んだ理由の一つもこの自然水流が豊富だったことにあります。「ヒマラヤの農村に小さな集落が点在していますが、Cappaであれば簡単に持ち込め、稼働させ、それぞれのニーズに合わせて利用してもらえるというイメージがあった」と代表取締役の菊池伯夫（きくちのりお）さんは振り返ります。

ネパール政府機関、民間の人々に対し、「Cappa」について説明する菊池伯夫さん（写真：ibasei）

軽水力発電機「Cappa」が稼働している様子（写真：ibasei）

茨城製作所では、2014年 にODAを活用した中小企業海外展開支援事業※1の案件化調査※2に応募、翌年２月に採択されると、その６月から約１年間、現地でCappaの可能性や課題、現地適合性を調査しました。この案件化調査では、プロジェクトサイトの候補地で水流や周辺環境調査、ヒアリング調査を実施したほか、Cappaを持ち込んでデモンストレーションを行いました。実際に明るく灯った電球を見た住民や自治体の代表者らから大きな拍手が起こり、「Cappaをすぐにでも使いたい」「ヒマラヤの奥地にも導入してほしい」という声が上がりました。菊池さんたちは、小さな明かりがあるだけでどんなに安心を得られるか、生活が変化するかなど、ネパールの人々から話を聞きました。

さらに、同社はCappaのメンテナンスや一部の部品の現地生産を検討するため、ネパール小水力発電開発協会や現地メーカーを訪問して調査を行った結果、各訪問先からCappaの部品生産や組み立て、日本企業との合弁などにも大きな関心が示されました。

菊池さんは「当初、電気を必要としているのは無電化の農村地域だけだと思っていましたが、調査を通じて学校や医療機関など、都市部にもニーズがあることが分かってきました。

これらの調査結果を踏まえ、同社は2017年４月ごろから2019年３月ごろまで、カトマンズ郡とカスキ郡のパイロットサイトでCappaの有効性を実証する普及・実証事業※3を開始します（2016年９月時点）。普及・実証事業では、電力供給が不安定な地域や無電化地域にCappaと低落差式超小型水力発電機を設置し、学校と周辺コミュニティに電力を供給することで、生活水準や教育環境の向上につなげていく計画です。

今後の目標について菊池さんは「製造工程の一部を現地メーカーに移管し生産体制が確立できれば、製品の価格競争力が高まり、またネパールにとっては雇用や産業の創出などにつながります。さらに、ネパールの方と協力して地域に合ったCappaの利用方法を培っていきたいと考えています」と話しています。

※１　ODAを活用した中小企業等の海外展開支援事業は、中小企業等の優れた製品・技術等を途上国の開発に活用することで、途上国の開発と、日本経済の活性化の両立を図る事業。
※２　案件化調査は、中小企業等からの提案に基づき、製品・技術等を途上国の開発へ活用する可能性を検討するための調査。
※３　普及・実証事業は、中小企業等からの提案に基づき、製品・技術等に関する途上国の開発への現地適合性を高めるための実証活動を通じ、その普及方法を検討する事業。

04
開発協力トピックス

アジアにおける連結性

アジアにおける持続的発展には、成長の果実が国から地域に広がっていくように、「点」から「面」で成長をとらえていくことが重要です。その鍵となるのが「連結性」です。

連結性の強化に当たっては、インフラ整備等の①物理的連結性のみならず、通関円滑化等の②制度的連結性、人材交流・ネットワーク構築による③人的連結性を三位一体で進めることにより、国と国がつながり、地域全体としてモノやヒトの活発な流れが生まれる「生きた連結性」にする必要があります。

ただ道路や橋を作って終わりというような協力ではなく、インフラ整備を通じてヒトやモノの流れを生み出し、国境の通関手続等の改善を通じた物資輸送の円滑化や経済回廊の周辺地域開発等により、その流れを一層活発化させ、その国の経済発展を後押しする協力を日本は行っています。

たとえば、2015年4月に日本の支援で開通したカンボジアの「つばさ橋」は、プノンペンとホーチミンを結ぶ経済回廊の要衝（ようしょう）にあります。この橋の開通によって、メコン川を渡る際に従来のように7、8時間もフェリーを待つ必要がなくなり、周辺地域の経済活動の活性化に大きく貢献しました。また、インドでは、2015年にムンバイ・アーメダバード間高速鉄道に日本の新幹線システムを導入することが決定され、日本は、高速鉄道の運用や保守、運営に係る人材育成や技術移転を行うこととしています。これにより、インド第二の都市であるムンバイと、商業都市アーメダバードの間の所要移動時間を従来の約3分の1に短縮することが可能となる予定です。

また、日本の技術を活用した通関システムの導入に向け、JICAによる協力が行われているミャンマーのヤンゴンの港では、これまですべての貨物について少なくとも2時間弱かかっていた審査時間が、最速で1分以内にまで短縮され、その結果、適切な関税徴収を確保しつつ、ミャンマーにおける貿易円滑化に貢献することが期待されます。

さらに日本は、インフラの維持管理を担う各国の人材への支援を通じて連結性の向上を支援しています。たとえばベトナムにおいては、「道路維持能力強化プロジェクト」と呼ばれる技術協力等を通じて運用保守管理能力のための人材育成を行い、連結性を補完するような取組も行っています。

こうした連結性向上への取組に関し、2016年5月、岸田外務大臣は、特にメコン地域を念頭に、訪問先のタイのチュラロンコン大学でのASEAN政策スピーチにおいて、「生きた連結性」という言葉を使って表現しました。こうした生きた連結性を実現する枠組として、同スピーチで岸田外務大臣は「日メコン連結性イニシアティブ」を提案し、その後7月の日メコン外相会議において、同イニシアティブはメコン各国からの賛同を得て正式に立ち上げられました。9月の日メコン首脳会議では、このイニシアティブのもとで優先的に取り組むODAプロジェクトが公表されました。

連結性強化は、経済面のみならず、政治、安全保障の観点からも重要です。国際社会の平和と安定及び繁栄の鍵を握るのは、アジアとアフリカの「2つの大陸」と、太平洋とインド洋の「2つの大洋」の交わりにより生まれるダイナミズムです。安倍総理大臣の打ち出した「自由で開かれたインド太平洋戦略」は、インド太平洋を介してアジアとアフリカの連結性を向上させ、地域全体の安定と繁栄を促進するものです。この地域の経済的、戦略的な重要性は極めて大きく、日本として、地域の安定と繁栄に一層貢献していきます。

2016年５月、タイのチュラロンコン大学でASEAN政策スピーチを行う岸田外務大臣

3. 中央アジア・コーカサス地域

中央アジア・コーカサス地域は、ロシア、中国、南アジア、中東、欧州に囲まれていることから地政学的に重要な地域であり、この地域の発展と安定は、ユーラシア地域全体の発展と安定にとっても大きな意義を有しています。また、この地域には石油、天然ガス、ウラン、レアメタル（希少金属）などのエネルギー・鉱物資源が豊富な国も含まれることから、資源供給国の多様化を目指して、資源・エネルギー外交を展開する日本にとっても戦略的に重要な地域です。この観点から日本は、この地域の国々に人権、民主主義、市場経済、法の支配といった普遍的価値が根付くよう、そして同時にアフガニスタンやパキスタンなど、中央アジアに近接する地域を含む広域的な視点も踏まえつつ、この地域の長期的な安定と持続的発展のための国づくりを支援しています。

＜ 日本の取組 ＞

日本は、計画経済体制から市場経済体制への移行と経済発展に向けた各国の取組を支援するため、経済発展に役立つインフラ（経済社会基盤）整備、市場経済化のための人材育成、保健医療など社会システムの再構築など様々な支援活動を行っています。

たとえば、日本はウズベキスタン、アゼルバイジャン、アルメニアにおける電力インフラやカザフスタン、キルギス、タジキスタン、ジョージアにおける運輸インフラの整備を支援してきました。人材育成の分野では、日本はウズベキスタン、キルギス、カザフスタンでは日本センター*を通じたビジネス人材の育成を支援しており、また、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタンにおいては若手行政官の日本留学プログラムである「人材育成奨学計画」を実施してきています。このほか、2014年までに中央アジア・コーカサス諸国から10,878名の研修員を受け入れ、また、同諸国に対して2,603名の専門家を派遣しています。

2015年には、日本は民主化を進めるキルギスに対して選挙の際の投票者本人の確認手続を自動化するための機材供与、およびこれに係る人材育成に関する支援を実施しましたが、同年これらの機材を活用した議会選挙が成功裏に実施されたことから、この日本の協力はキルギスにおける民主主義の定着に大きく貢献したとして高く評価されています。

2015年10月、安倍総理大臣は日本の総理大臣として初めて中央アジア5か国すべてを訪問し、各国との二国間関係の抜本的強化、地域共通の課題への関与、およびグローバルな舞台での協力という日本の中央アジア外交の３本柱を示しました。この訪問において、日本は、電力、道路、空港、医療等のインフラ整備に対する支援を引き続き実施していくこと、高等専門学校をはじめとする日本型工学教育を活用した高度産業人材育成を支援していくことなど、各国の開発課題に応える協力を表明しました。

また、日本は、中央アジア各国との連携を強化し、中央アジアの地域協力を進めることを目的として「中央アジア＋日本」対話の枠組みを2004年に設立し、これまで外相会合や高級実務者会合など様々なレベルで対話や協力を実施しています。日本は中央アジアにおける地域協力の重要分野である国境管理・麻薬対策、防災、農業の分野で、国連開発計画（UNDP）、国連食糧農業機関（FAO）、国連麻薬犯罪事務所（UNODC）等と連携しつつ、中央アジアに対する地域横断的な協力を推進しています。

ウズベキスタン西部ホレズム州の世界遺産都市ヒバのイチャンカラ博物館の中にある女性の手作り絹製品販売店の女性たちが現地NGOビジネス・ウーマン協会から制作指導を受けているところ（写真：徳永由希子／東京農工大学）

用語解説

＊日本センター
中央アジアやインドシナ地域の市場経済移行国における市場経済化を担う人材育成を目指し、日本の「顔の見える援助」として、また、日本との人脈を築く拠点として、市場経済を目指す９か国に10センターが設置され、現在、７か国８センターでJICAプロジェクトを継続中（プロジェクト終了の２センターも現地で活動を継続）。ビジネスコース、日本語コース、相互理解促進事業を活動の柱としている。

タジキスタン　ヴァフシュ行政郡ルダキ地区サディシェロジ村第29中学校校舎建設計画

草の根・人間の安全保障無償資金協力（2014年４月～2015年12月）

タジキスタンでは初等教育が広く普及しており、初等教育の就学率や成人の識字率は男女共に99%近くに上ります〈注1〉。ソ連時代には首都から遠く離れた地方にも学校が建設され、タジキスタンの子どもたちの多くは、現在もソ連時代に建設された学校で学んでいます。

一方で、学習環境は決して良いとはいえず、増加する子どもの数に対して学校の数が不足したり、行政側の資金不足のため老朽化する学校校舎の改修や教育のための備品の整備が十分でないなどの問題を抱えていました。

タジキスタン南部のハトロン州ヴァフシュ行政郡にある第29学校も同様の問題を抱えていた学校の一つです。1959年に設立された第29学校には、１年生から４年生まで約120名の児童が在籍していましたが、校舎は建設後50年以上が経過しており、床板が抜けている箇所があるなど危険な状態でした。また、同校には小さな教室が２部屋しかなく、教室不足のため５年生以上の児童は約７キロメートル離れた別の学校へ通う必要があるばかりでなく、通学路には不安定な吊り橋などもあるため、安全上の理由から進級を諦める児童もいました。特に、2011年には２人の女子児童が登校中に吊り橋から落ちて亡くなるという事故が発生し、それ以降、女子児童を学校へ通わせることに反対する保護者も多く現れ、女子児童の進級率が下がるという大きな問題を抱えていました。

新校舎完成を祝う、第29学校の児童・生徒
（写真：伊達山光）

このような状況下で、ヴァフシュ行政郡は、日本に対して、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、第29学校の新校舎建設計画の要請をしました。教室６部屋および職員室・校長室各１部屋から成る新校舎が建設された現在、保護者も安心して子どもを学校へ送り出すことができるようになり、現在では１年生から８年生まで約320名の児童・生徒が快適な環境で勉学に励んでいます。

注１　2016年世界銀行データ

キルギスにおける無償資金協力「ビシュケク・オシュ道路クガルト川橋梁架け替え計画」で完成したクガルト橋の前で、設計・建設を担当した岩田地崎建設㈱とセントラル・コンサルト㈱の関係者たち（写真：グリナラ・テミロヴァ／在キルギス日本大使館）

中央アジア・コーカサス地域における日本の国際協力の方針

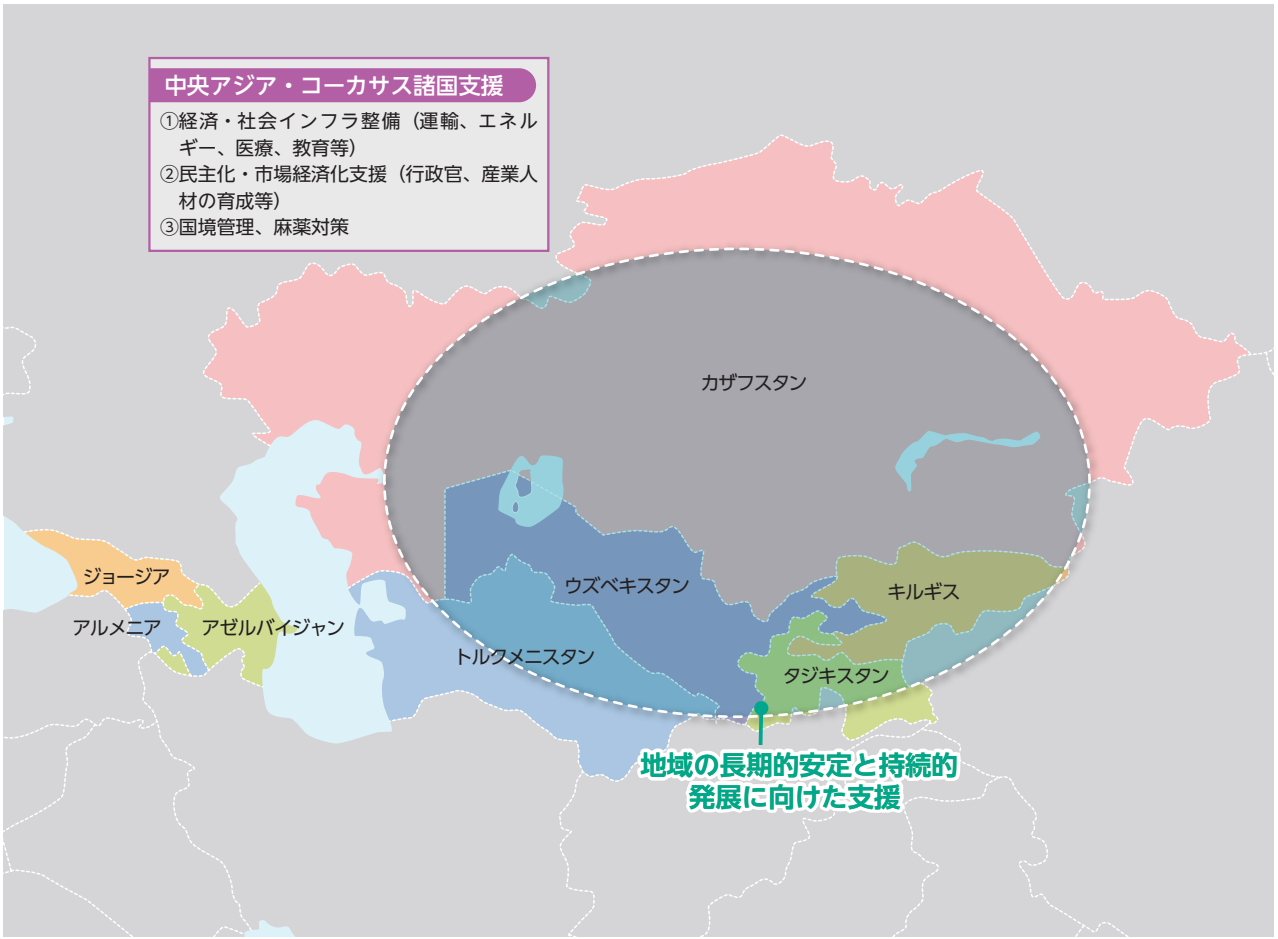

図表 II-10　中央アジア・コーカサス地域における日本の援助実績

2015 年

（単位：百万ドル）

順位	国または地域名	贈与			計	政府貸付等		(A)－(B)	合計（支出純額）	合計（支出総額）
		無償資金協力		技術協力		貸付実行額(A)	回収額(B)			
			うち国際機関を通じた贈与							
1	ウズベキスタン	6.50	—	6.19	12.68	141.46	27.48	113.98	**126.66**	**154.15**
2	キルギス	33.79	6.12	8.72	42.51	—	0.39	-0.39	**42.12**	**42.51**
3	ジョージア	5.18	—	0.41	5.58	36.29	2.15	34.14	**39.72**	**41.87**
4	アゼルバイジャン	1.82	—	1.03	2.85	36.84	18.38	18.46	**21.31**	**39.69**
5	タジキスタン	14.21	3.87	3.61	17.82	—	—	—	**17.82**	**17.82**
6	アルメニア	0.16	—	3.81	3.97	—	9.28	-9.28	**-5.31**	**3.97**
7	カザフスタン	0.36	—	1.34	1.70	—	34.93	-34.93	**-33.23**	**1.70**
8	トルクメニスタン	0.06	—	0.46	0.52	—	1.81	-1.81	**-1.29**	**0.52**
	中央アジア・コーカサスの複数国向け	0.57	0.57	0.38	0.95	—	—	—	**0.95**	**0.95**
中央アジア・コーカサス地域合計		**62.64**	**10.55**	**25.94**	**88.58**	**214.59**	**94.41**	**120.19**	**208.76**	**303.17**

＊1　順位は支出総額の多い順。
＊2　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊3　[－]は、実績がまったくないことを示す。
＊4　無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。
＊5　複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。
＊6　国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。
＊7　マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。

４．中東・北アフリカ地域

中東・北アフリカ地域は、石油と天然ガスの埋蔵量がともに世界の約５割を占めており、世界のエネルギーの一大供給地です。また、日本は原油輸入の８割強を中東地域に依存している上、日本と欧州とを結ぶ貿易の中心となる航路は中東地域を経由しており、日本の経済とエネルギーの安全保障という意味からも極めて重要な地域となっています。

中東・北アフリカ地域は2011年以降、大きな政治的変動を経験しました。長期政権が崩壊した国では民主化プロセスが進められています。そうした国々の改革努力を、経済的支援を通じて後押していくことは、その国自身や周辺諸国だけでなく、世界全体の平和と安定にもつながります。

一方で、この地域は、「イラクとレバントのイスラム国（ISIL）」などの暴力的過激主義の伸張、大量の難民の発生、シリア危機、イラク情勢の悪化、サウジアラビアとイランの外交関係断絶、中東和平問題、アフガニスタン、イエメンおよびリビアの国内情勢など同地域を不安定化させる様々な課題を抱えています。ISILは2014年にイラクおよびシリアにおいて国境をまたぎ、「国家」の樹立を一方的に宣言し、これに対し、同年に米国を中心とする「対ISIL連合」が、また2015年９月にはロシアが空爆を開始しました。ISILをはじめとする暴力的過激主義の伸張は、中東地域の秩序を大きく揺るがしているのみならず、国際社会全体にとって重大な課題となっています。

さらに人口に占める若者の割合が高い国が多いことも中東・北アフリカ地域の特徴であり、そうした国が今後も安定した成長を実現できるよう支援していくことは重要です。このような諸課題を抱えるこの地域の平和と安定を実現することは、日本を含む国際社会全体にとって極めて重要であり、国際社会もその解決に向けて取り組んでいます。

＜ 日本の取組 ＞

中東・北アフリカ地域には、パレスチナに加え、アフガニスタンやイラクなど、生活・社会基盤の荒廃や治安の問題を抱える国や地域が多く存在します。これらの国や地域の平和と安定は、地域全体、さらには国際社会全体の安定と繁栄にも大きな影響を及ぼすことから、これらの国・地域に対しては、持続的な平和と安定の実現、国づくりや国家の再建のために国際社会が一致団結して支援していくことが重要です。このような中東・北アフリカ地域の位置付けから、日本として積極的に支援を行う大きな意義があります。

2012年12月の第二次安倍政権発足から2015年１月までの間に、安倍総理大臣はこの地域を５度訪問し、「安定と繁栄に向けた包括的パートナーシップ」の構想の下、日本と中東諸国との関係の抜本的強化を進めています。2015年２月、岸田外務大臣は、シリアにおける邦人殺害テロ事件を受け、同月、①テロ対策の強化、②中東の安定と繁栄に向けた外交の強化、③過激主義を生み出さない社会の構築を３本柱とする「邦人殺害テロ事件を受けての今後の日本外交」を発表しました。

国際社会の懸案事項であるシリア問題について、日本は、2016年２月、ロンドンで開催されたシリア危機に関する支援会合において、総額約3.5億ドルの追加的な支援を表明しました。2011年のシリア危機発生以降、日本のシリア・イラク、および周辺国に対する支援の総額は16.4億ドル以上となっています。

2016年２月、英国・ロンドンにおける、シリア危機に関する支援会合で、日本が新たにシリア・イラクおよび周辺国に対し約3.5億ドルの支援を実施することを表明する武藤前外務副大臣

また、日本は安倍総理大臣が打ち出した「中庸は最善」という考えの下、同年５月のG7伊勢志摩サミットに当たり、暴力的過激主義の拡大を阻止し、「寛容で安定した社会」を中東地域に構築するため、2016年から2018年の３年間で、約２万人の人材育成を含む総額約60億ドルの中東地域安定化のための包括的支援の実施を表明しました。

さらに、同年９月には安倍総理大臣から「難民及び

ヨルダン中部に位置するザルカ県の職業訓練所にて、盛岡潔シニア海外ボランティアからマイコン組み立ての指導を受ける訓練所の教職員たち（写真：中道正人／ JICAヨルダン）

移民に関する国連サミット」で、今後３年間で28億ドル規模の難民・移民への人道支援、自立支援および受入国・コミュニティ支援を行う旨、また、シリア情勢に関する国際連合安全保障理事会（国連安保理）ハイレベル会合にて2016年中にシリア・イラクおよび周辺国に対し、約11.3億ドルの支援を行う旨を表明しました。日本は、こうした支援を着実に実施し、国際社会と協力して、人道支援のみならず中長期的な視点から、日本の強みを活かした「人づくり」など、社会安定化と包摂的成長のための支援を行っていきます。

チュニジア　ガベス湾沿岸水産資源共同管理プロジェクト

技術協力プロジェクト（2012年10月～ 2016年10月）

チュニジアでは、水産資源は国内における動物性タンパク質の供給源であるばかりでなく、輸出による外貨獲得源として重要な役割を果たしており、約５万3,000人が漁業で生計を立てています。特に、チュニジアの南部３県（スファックス、ガベス、メドニン）が面するガベス湾においては、全国の６割強に当たる約３万3,000人の漁民人口がいて、チュニジアの漁業にとって重要なだけでなく、地中海の水産資源を支える重要な生態系が存在します。しかしながら、乱獲や違法操業による生息環境の破壊によって水産資源が減少し、近年は沿岸漁業生産量が大幅に低下しています。

このような状況を改善するため、チュニジア政府は、水産資源の管理に豊富な知見を有する日本に対して協力を要請し、日本は2005年から５年間にわたり、漁村単位での水産資源管理を支援しました。

しかしながら、ガベス湾の沿岸漁民は湾内の漁場に自由にアクセスして操業できるため、漁村単位で行う資源管理努力では効果が限定的であり、ガベス湾全域の適切な水産資源管理のためには、より包括的な水産資源管理が必要な状況にありました。そのため、チュニジアは、日本に対し、漁村間の連携を強めることで実効性を高めた沿岸水産資源管理計画の策定支援を要請し、日本政府は、2012年から「ガベス湾沿岸水産資源共同管理プロジェクト」を開始することに合意しました。

持続可能な水産資源管理を推進するため、漁民に対し、水産資源への影響が少ない漁法を指導する七尾仁規専門家（写真：JICA）

この計画が策定されることにより、計画対象地域において沿岸水産資源の共同管理が継続的に実践される体制が確保され、ガベス湾全域にわたる持続的な沿岸水産資源の利用が可能となり、漁業を生計手段とする人々の生計安定に寄与しています。

中東・北アフリカ地域における日本の国際協力の方針

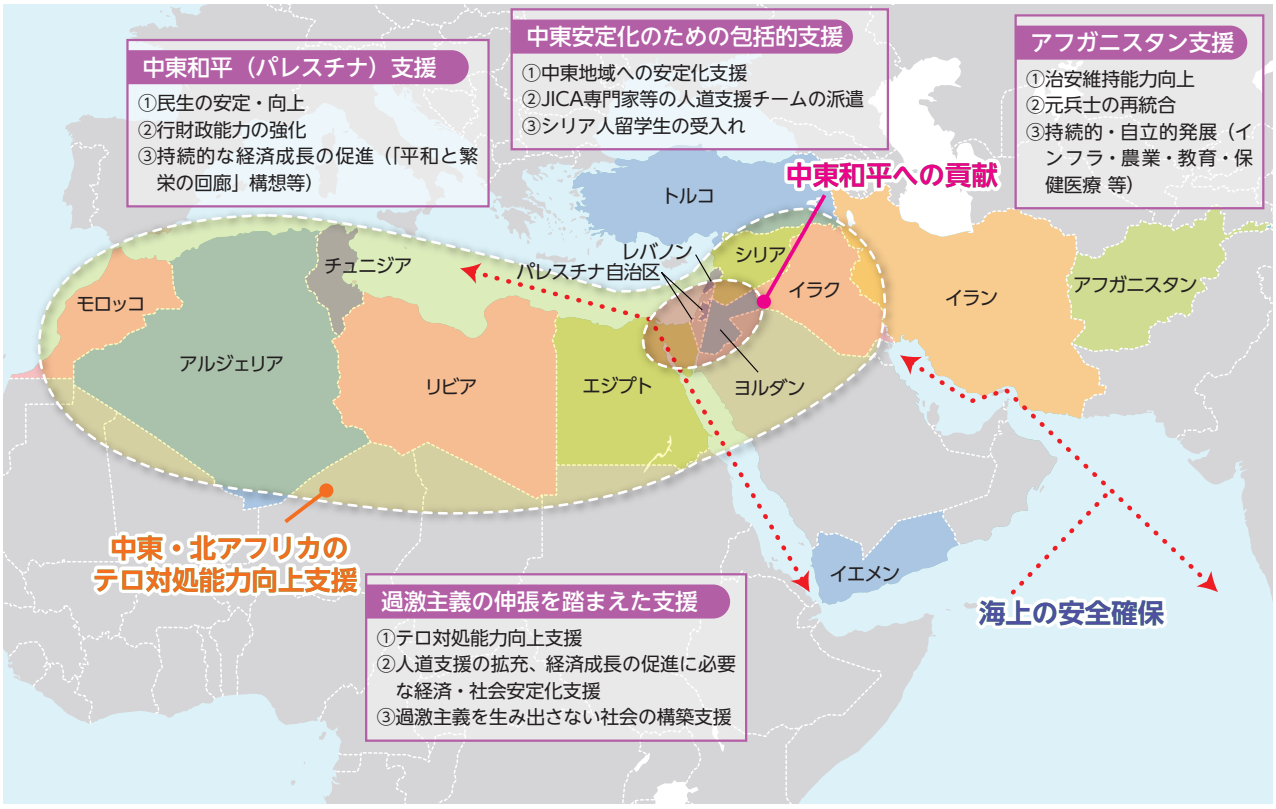

図表 II-11　中東・北アフリカ地域における日本の援助実績

2015 年　　（単位：百万ドル）

順位	国または地域名	贈与			計	政府貸付等		(A)－(B)	合計（支出純額）	合計（支出総額）
		無償資金協力		技術協力		貸付実行額(A)	回収額(B)			
			うち国際機関を通じた贈与							
1	イラク	63.56	55.31	14.77	78.33	256.45	9.23	247.22	**325.54**	**334.77**
2	アフガニスタン	283.46	253.21	33.74	317.20	—	—	—	**317.20**	**317.20**
3	ヨルダン	43.70	15.49	7.64	51.33	202.82	92.04	110.77	**162.11**	**254.15**
4	エジプト	1.75	1.50	25.44	27.20	82.98	151.77	-68.80	**-41.60**	**110.17**
5	トルコ	9.47	9.22	7.58	17.06	75.21	165.01	-89.80	**-72.74**	**92.26**
6	モロッコ	0.35	—	9.85	10.19	80.07	55.83	24.24	**34.43**	**90.26**
7	［パレスチナ自治区］	59.21	44.05	7.26	66.47	—	—	—	**66.47**	**66.47**
8	チュニジア	0.70	—	6.02	6.73	40.61	64.63	-24.01	**-17.29**	**47.34**
9	シリア	22.98	6.10	2.78	25.76	—	—	—	**25.76**	**25.76**
10	イエメン	23.51	23.51	0.33	23.84	—	1.59	-1.59	**22.25**	**23.84**
11	レバノン	13.10	12.29	0.34	13.45	—	5.76	-5.76	**7.69**	**13.45**
12	イラン	3.84	2.92	9.29	13.13	—	10.25	-10.25	**2.88**	**13.13**
13	アルジェリア	—	—	1.44	1.44	—	0.66	-0.66	**0.78**	**1.44**
	中東・北アフリカの複数国向け	23.72	23.72	1.01	24.73	—	—	—	**24.73**	**24.73**
中東・北アフリカ地域合計		**552.70**	**450.67**	**129.70**	**682.40**	**738.13**	**556.77**	**181.36**	**863.76**	**1,420.53**

＊1　順位は支出総額の多い順。
＊2　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊3　[－]は、実績がまったくないことを示す。
＊4　無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。
＊5　複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。
＊6　国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。
＊7　「中東・北アフリカの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、アフガニスタンを含む複数国向け、トルコを含む複数国向け、および北アフリカとサブサハラ・アフリカにまたがる複数国向けの実績が含まれていない。
＊8　マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。
＊9　［　］は地域名を示す。

イラン

ゲシュム島の「エコアイランド」構想による地域のための持続可能な開発計画策定プロジェクト

開発計画調査型技術協力（2015年11月～実施中）

ペルシャ湾の入口に当たるホルムズ海峡上に浮かぶイランのゲシュム島は、地政学的に重要な、沖縄本島より少し大きな約1,700平方キロメートルの島です。島の一部は、重工業、観光業用の自由特区（免税等）に指定され、貿易・経済の拠点として注目されています。2016年１月にイランに対する核関連の経済制裁が解除されてからは、海外からの投資の関心がますます高まっています。

一方、ゲシュム島には、ペルシャ湾最大のマングローブ林や特異な景観を持つジオパーク〈注1〉が広がるなど、豊かで貴重な自然が残されています。しかし、その環境は石油・ガス開発や観光開発等により脅かされています。ゲシュム島のジオパークは、かつては国連教育科学文化機関（UNESCO）の世界ジオパークに登録されていたものの、自然環境の悪化や環境保全体制が未整備のため、登録が解除されてしまいました。また、産業開発が進む一方、島内の失業率は13%とイラン国内でも比較的高く、島内での経済格差が問題となっています。

このような状況下、「エコアイランド」構想として、①環境に配慮した経済特区の開発、②貴重な自然資源と伝統の保全、③地域住民の格差是正の三つを柱に掲げるイラン政府の要請を受け、日本政府は、ゲシュム島の地元住民の生計向上と自然資源の保全にも配慮した持続可能な開発を目的とする島の開発計画策定の技術協力を開始しました。日本から観光振興、水産振興、工業開発、廃棄物管理、下水処理、民間投資促進、環境管理など多様な分野の専門家を現地に派遣し、現況調査、課題・ニーズの分析を行い、包括的で持続可能な開発計画の策定を進めています。重点分野の一つである観光振興に関しては、2016年５月にJICAプロジェクト・チームと在京イラン大使館との共催で開催された観光セミナーには、約40社の日系企業が集まり活発な意見交換が行われました。また、今後、日系の旅行会社を現地に招き、ゲシュム島への観光プログラムの策定、投資促進を図るほか、在京イラン大使館にてセミナーを開催して、日系企業への投資促進広報・マッチングなどを積極的に展開していく予定です。この事業を日本とイラン・ゲシュム島の協力の架け橋とすべく、様々な活動が実施・計画されています。

（2016年８月時点）

海洋生態系調査の様子。イランでは開発計画策定に必要な基礎データが不足していることから、本事業を通して現地関係者と共に調査を進める。（写真：JICAプロジェクトチーム）

注１　地球・大地（ジオ：Geo）と公園（パーク：Park）とを組み合わせた言葉で、「大地の公園」を意味し、地球を学び、丸ごと楽しむことができる場所をいう。

イラク・エルビル市内中心部で開催されるカイサリ・バザール（市場）の様子（写真：相川祐太／在イラク日本大使館）

5．サブサハラ・アフリカ地域

豊富な天然資源と12億の人口を擁するアフリカは、世界で最後の巨大市場として国際社会の期待と注目を集めています。しかし、特に、サハラ砂漠より南に位置するサブサハラと呼ばれる地域は、依然、根強い貧困や経済格差、インフラ整備の遅れや低い農業生産性、産業人材の不足の問題を抱えています。さらに近年、天然資源等の一次産品の市況低迷、エボラ出血熱の流行や国際テロの頻発など新たな問題にも直面しています。これに対し、2015年1月のアフリカ連合（AU）〈注17〉首脳会合において、アフリカの社会・経済構造改革（トランスフォーメーション）を目指した「アジェンダ2063」が採択されました。また、国連でも同年９月に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」という新たな開発目標が採択されるなど、アフリカ自身さらには国際社会による新たな取組も開始されています。

＜ 日本の取組 ＞

こうした中で2016年８月27日および28日、日本は、国連、国連開発計画（UNDP）、世界銀行およびアフリカ連合委員会（AUC）と共に、第６回アフリカ開発会議（TICAD（ティカッド） VI）をケニアのナイロビで開催しました。アフリカ53か国、開発パートナー諸国およびアジア諸国、国際機関および地域機関の代表、ならびに民間セクターやNGO等市民社会の代表など、約11,000名以上（会場内のサイドイベント含む）が参加しました。また、安倍総理大臣の同行ミッションとして、企業および大学等77団体の代表が参加し、各セッションにおいて日本の民間セクターの取組を紹介しました。

TICAD VIでは、2013年に開催されたTICAD V以降のアフリカの開発をめぐる環境変化（特に国際資源価格の下落、エボラ出血熱の流行、テロ・暴力的過激主義の台頭）を踏まえ、①経済多角化・産業化を通じた経済構造改革の促進、②質の高い生活のための強靱な保健システム促進、③繁栄の共有のための社会安定化について集中的な議論が行われ、その成果として、今後のアフリカ開発の方向性を示す「ナイロビ宣言」がまとめられました。

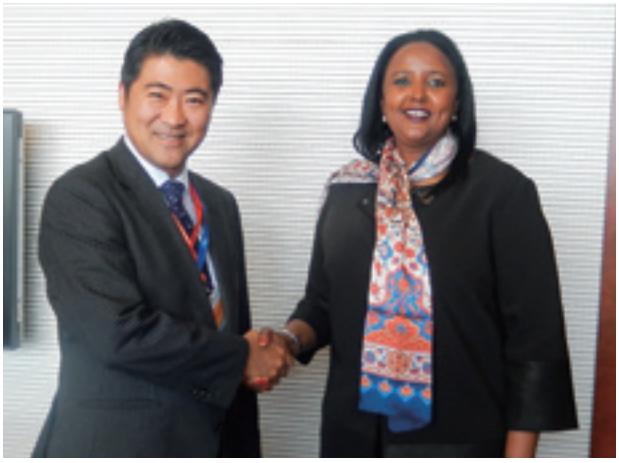

2016年１月、第28回AU閣僚執行理事会出席のためエチオピアを訪問した木原前外務副大臣は、アミナ・ケニア外務・国際貿易長官（2016年５月の組織改編で、現在、外務長官）と会談した

このTICAD VIの意義は、今回初めてすべてのセッションに民間企業が参加し、またアフリカが高い経済成長を持続させるためには、民間企業の役割が不可欠であり、日本企業を含む企業の進出を積極的に後押ししていくことで一致したことにあります。

日本政府は、TICAD VIの取組として、2016年から2018年の３年間で、日本の強みである質の高さ（クオリティ）を活かした約1,000万人の人材育成（エンパワーメント）をはじめ、官民総額300億ドル規模の質の高いインフラ整備や強靱な保健システム促進、平和と安定の基盤づくりなどのアフリカの未来への投資を行う旨を発表しました。また、この取組は、G7伊勢志摩サミットの成果を実践する第一歩であり、日本の優れた科学技術・イノベーション力を活かしつつ、G7議長国として着実にその成果を実現する旨を表明しました。

マラウイ南部のマンゴチ県に無償資金協力で整備されたマンゴチ橋。モザンビークを経由するナカラ回廊の物流の活性化に役立つ。（写真：今村健志朗／JICA）

注17：アフリカ連合　AU：African Union

サブサハラ・アフリカ地域における日本の国際協力の方針

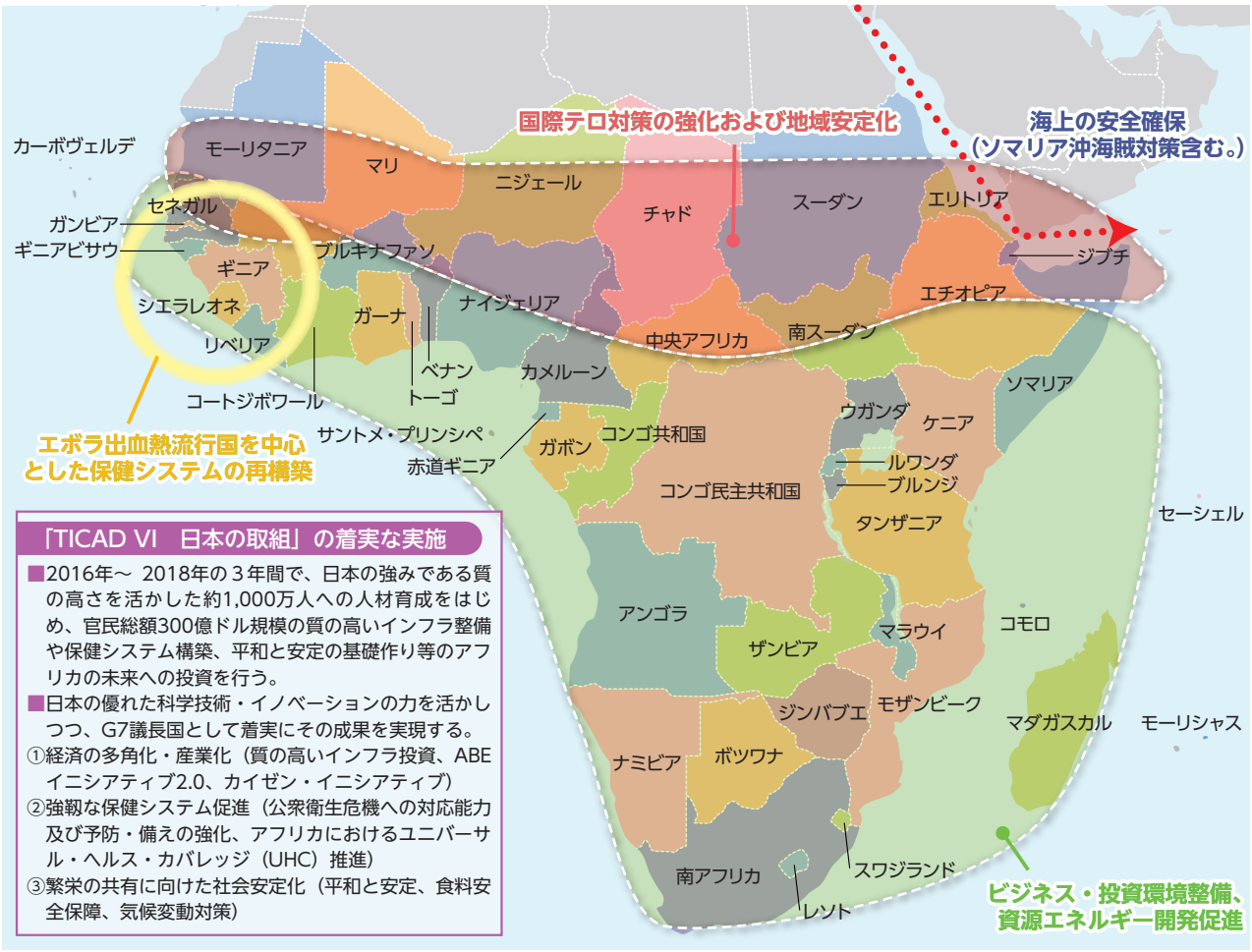

「TICAD VI　日本の取組」の着実な実施

■2016年～ 2018年の３年間で、日本の強みである質の高さを活かした約1,000万人への人材育成をはじめ、官民総額300億ドル規模の質の高いインフラ整備や保健システム構築、平和と安定の基礎作り等のアフリカの未来への投資を行う。

■日本の優れた科学技術・イノベーションの力を活かしつつ、G7議長国として着実にその成果を実現する。

①経済の多角化・産業化（質の高いインフラ投資、ABEイニシアティブ2.0、カイゼン・イニシアティブ）

②強靱な保健システム促進（公衆衛生危機への対応能力及び予防・備えの強化、アフリカにおけるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）推進）

③繁栄の共有に向けた社会安定化（平和と安定、食料安全保障、気候変動対策）

ザンビア　小規模農民のための灌漑開発プロジェクト

技術協力プロジェクト（2013年３月１日～実施中）

ザンビアでは、全人口の約7割が農業に従事しており、そのうちの大半は所有する土地が1ヘクタール未満の小規模農家です。小規模農家の多くは、灌漑施設へのアクセスがなく、雨水に頼る天水依存型農業に従事しているため、干ばつ・洪水などに対し極めて脆弱で、ザンビアは食料不足に繰り返し直面してきました。ザンビア政府は、2006年に策定した国家灌漑開発政策で、小規模農家向けの灌漑面積増加の方針を打ち出しましたが、資金面での制約などで十分には進んでいません。

このような状況の中、日本政府はザンビア政府の要請を受け、比較的降水量が多く、川の高低差があり、水を高いところから低いところに流して水の分配を行う重力式灌漑施設を導入できる可能性が高い北部州、ルアプラ州、ムチンガ州を対象に、「小規模農民のための灌漑開発プロジェクト」を開始し、農民参加型の小規模灌漑施設を利用した灌漑農業の導入を支援しています。

このプロジェクトで研修を受けたザンビア農業省の地方の灌漑技術者や農業普及員が主体となって、農民を組織化し、農民達と一緒になって、現地で入手可能な、木・竹・粘土・石などの自然材料を用いた堰（簡易堰）を建設しました。さらに、この簡易堰の導入により灌漑施設の共同管理に実績を残した地域には、粗石モルタル積みやコンクリートでアップグレードする堰（恒久堰）のパイロット事業を実施し、灌漑の導入を促進してきました。それぞれの灌漑面積は約１ヘクタールと小さなものですが、本プロジェクトによって、779の簡易堰と14の恒久堰が建設され、新たに開発された小規模灌漑面積は961ヘクタール、その受益農家の数は13,745に上っています。一つひとつの規模は小さいながらも、簡易な技術を用いており、その導入研修も段階的に実施していることから、着実に灌漑面積は増えてきています。

簡易堰により灌漑農業がうまくいっている地区において、取水堰を練り石積みタイプのものにアップグレード（写真：JICA）

また、小規模灌漑の導入により、乾季に栽培ができるようになり、収入が増え、太陽光パネルの設置、子どもの学費補充、自宅の屋根をトタンにするなど、小規模農民の生活が改善するという具体的な成果も出ています。

（2016年８月時点）

図表 II-12　サブサハラ・アフリカ地域における日本の援助実績

2015 年

（単位：百万ドル）

順位	国または地域名	贈与			計	政府貸付等		(A)－(B)	合計（支出純額）	合計（支出総額）
		無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力		貸付実行額(A)	回収額(B)			
1	ケニア	41.08	9.70	40.77	81.86	141.69	60.83	80.86	**162.72**	**223.55**
2	アンゴラ	0.31	—	1.63	1.94	195.37	—	195.37	**197.30**	**197.30**
3	タンザニア	16.81	—	25.57	42.38	52.46	—	52.46	**94.84**	**94.84**
4	南スーダン	81.17	35.69	10.06	91.23	—	—	—	**91.23**	**91.23**
5	ナイジェリア	10.24	5.80	6.77	17.02	68.31	—	68.31	**85.32**	**85.32**
6	ウガンダ	21.97	4.00	15.08	37.06	33.42	—	33.42	**70.48**	**70.48**
7	モザンビーク	34.98	—	22.24	57.21	5.44	—	5.44	**62.65**	**62.65**
8	エチオピア	29.46	11.80	24.74	54.20	—	—	—	**54.20**	**54.20**
9	コンゴ民主共和国	36.34	21.35	7.48	43.83	—	—	—	**43.83**	**43.83**
10	スーダン	32.11	11.84	8.70	40.82	—	—	—	**40.82**	**40.82**
11	セネガル	18.53	2.15	19.09	37.62	—	—	—	**37.62**	**37.62**
12	カメルーン	19.35	12.45	7.93	27.28	6.10	—	6.10	**33.38**	**33.38**
13	シエラレオネ	25.51	12.03	3.66	29.18	—	—	—	**29.18**	**29.18**
14	ニジェール	25.22	15.40	2.47	27.69	—	—	—	**27.69**	**27.69**
15	マラウイ	12.17	2.50	14.46	26.63	—	—	—	**26.63**	**26.63**
16	ギニア	22.96	13.68	3.29	26.25	—	—	—	**26.25**	**26.25**
17	ソマリア	25.17	25.17	0.29	25.46	—	—	—	**25.46**	**25.46**
18	ガーナ	7.38	3.15	17.83	25.22	—	—	—	**25.22**	**25.22**
19	ザンビア	8.52	1.50	12.10	20.61	3.73	—	3.73	**24.35**	**24.35**
20	ブルキナファソ	15.05	5.00	8.51	23.56	—	—	—	**23.56**	**23.56**
21	コートジボワール	8.39	3.33	13.64	22.03	—	—	—	**22.03**	**22.03**
22	マリ	18.42	13.98	2.54	20.96	—	—	—	**20.96**	**20.96**
23	モーリタニア	19.19	8.60	0.74	19.92	—	—	—	**19.92**	**19.92**
24	カーボヴェルデ	4.05	—	0.15	4.20	13.99	—	13.99	**18.19**	**18.19**
25	中央アフリカ	18.15	18.15	0.02	18.17	—	—	—	**18.17**	**18.17**
26	ジブチ	13.71	6.38	4.13	17.84	—	—	—	**17.84**	**17.84**
27	リベリア	16.28	10.49	0.92	17.20	—	—	—	**17.20**	**17.20**
28	マダガスカル	12.57	—	4.60	17.17	—	—	—	**17.17**	**17.17**
29	ルワンダ	6.65	—	9.74	16.39	—	—	—	**16.39**	**16.39**
30	ベナン	8.85	0.75	4.06	12.90	—	—	—	**12.90**	**12.90**
31	チャド	11.28	11.28	0.25	11.53	—	—	—	**11.53**	**11.53**
32	南アフリカ	2.89	1.90	7.37	10.26	—	0.78	-0.78	**9.48**	**10.26**
33	ジンバブエ	2.65	1.50	4.03	6.68	—	—	—	**6.68**	**6.68**
34	ボツワナ	0.23	—	3.51	3.74	0.69	3.73	-3.03	**0.70**	**4.43**
35	コモロ	3.94	—	0.43	4.36	—	—	—	**4.36**	**4.36**
36	トーゴ	2.98	—	1.26	4.24	—	—	—	**4.24**	**4.24**
37	ナミビア	0.32	—	3.59	3.91	—	7.76	-7.76	**-3.85**	**3.91**
38	ギニアビサウ	3.31	1.65	0.18	3.49	—	—	—	**3.49**	**3.49**
39	エリトリア	2.07	—	0.67	2.74	—	—	—	**2.74**	**2.74**
40	ガボン	0.29	—	2.42	2.71	—	0.74	-0.74	**1.97**	**2.71**
41	ガンビア	2.33	2.15	0.31	2.64	—	—	—	**2.64**	**2.64**
42	ブルンジ	—	—	2.55	2.55	—	—	—	**2.55**	**2.55**
43	モーリシャス	—	—	1.82	1.82	0.31	2.60	-2.29	**-0.47**	**2.12**
44	レソト	1.57	1.49	0.32	1.90	—	—	—	**1.90**	**1.90**
45	サントメ・プリンシペ	1.46	—	0.07	1.53	—	—	—	**1.53**	**1.53**
46	スワジランド	0.13	—	0.80	0.94	—	1.67	-1.67	**-0.73**	**0.94**
47	コンゴ共和国	0.29	—	0.64	0.94	—	—	—	**0.94**	**0.94**
48	セーシェル	—	—	0.84	0.84	—	—	—	**0.84**	**0.84**
49	赤道ギニア	—	—	0.02	0.02	—	—	—	**0.02**	**0.02**
	サブサハラ・アフリカの複数国向け	78.62	78.32	8.57	87.19	287.66	0.08	287.58	**374.77**	**374.84**
サブサハラ・アフリカ地域合計		**724.95**	**353.19**	**332.86**	**1,057.81**	**809.17**	**78.18**	**730.99**	**1,788.80**	**1,866.98**

＊1　順位は支出総額の多い順。
＊2　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊3　[－]は、実績がまったくないことを示す。
＊4　無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。
＊5　複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。
＊6　国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。
＊7　「サブサハラ・アフリカの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、一部北アフリカおよびサブサハラ・アフリカにまたがる複数国向けの実績が含まれている。
＊8　マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。

マラウイ

中等理数科教育強化プロジェクト

技術協力プロジェクト（2013年８月～実施中）

アフリカの南部に位置するマラウイは、低迷する就学率を向上させるため、1994年に初等教育（8年制）を無償化しました。その結果、初等教育就学者数が急増し、中等教育就学者数も５万人（1994年）から26万人（2010年）に急増しました。しかし、生徒数の増加に対して教員養成が追いついておらず、中等教員１万1,300人のうち正規の資格を持つ教員数は、4,911人（約44%）にとどまります。したがって、中等教育セクターにおいて、適切な教育を提供できる体制を整備するためには、「低資格教員」の能力向上、有資格教員の新規養成が求められます（「低資格教員」とは、無資格の教員や教員免許を持っているが専門以外の教科を教えている教員や、本来は小学校教員にもかかわらず中学校で教えている教員など教育のレベルがミスマッチしている教員を指します）。

マラウイの国家教育セクター開発計画では、中等教育の質的・量的拡充を目標とし、特に中等教育分野においては有資格教員の増加、教員の授業時数の適正化、低資格教員の資格付与のための遠隔教育コース拡充、現職教員研修を通じた教員の資質向上などを優先的課題として掲げてきました。このような課題に取り組むため、日本はマラウイの教育省の要請を受け、2004年から2007年に「中等理数科現職教員再訓練プロジェクト（SMASSE）〈注1〉」、2008年から2012年に「中等理数科現職教員再訓練プロジェクトフェーズ2（SMASSEフェーズ２）」を実施し、理数科教授法を改善するための現職教員研修を全国で継続的に実施できる体制づくりを支援してきました。

SMASSEフェーズ２終了時の調査では、現職教員研修を継続的に実施できる人的・組織的・財政的基盤などの「体制整備」という成果が確認されました。具体的には、合計４回の中央研修と計３回の地方研修を実施し、2,500名の理数科教員の育成という目標値に対して、中等教員の３割程度に該当する約3,000名が育成されました。一方、SMASSEフェーズ２においては主に有資格者の現職教員の研修から実施したため、小学校教員の資格しか持っていない者等への研修は別途実施していかなければなりません。また、研修内容についてもさらなる質の向上が求められています。

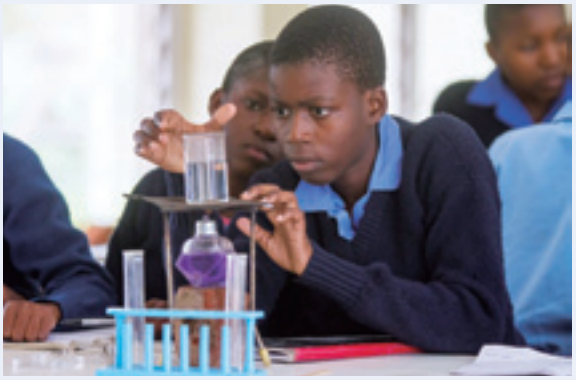

生物の授業で実験に取り組む生徒（写真：久野真一／ JICA）

このような状況を受け、マラウイ政府は、日本政府に対し、SMASSEフェーズ２の成果をさらに普及・継続するための「中等理数科教育強化プロジェクト」を要請しました。このプロジェクトは、さらなる理数科教員の能力強化を図るため、3,400人を対象とした現職教員研修の継続的実施、さらに教員養成課程における470名を対象としたSMASSE研修を導入するための新規教員養成課程（教育実習前）での実践的な教授法に関する研修実施等を含むものです。こうした日本の取組により、現職教員研修の運営体制が強化され理数科教員の教授能力が向上することによって、マラウイの中等学校における理数科の授業の質の向上が期待されています。

（2016年８月時点）

注１　Strengthening of Mathematics and Science in Secondary Education

政策対話で支える エチオピアの国づくり

～「カイゼン」を国民運動として展開し製造業立国へ～

エチオピアの革靴製造工場を見学する産業政策対話のメンバーたち（写真：大野健一）

政策研究大学院大学（GRIPS）※1の研究プロジェクトの一つである「GRIPS開発フォーラム※2」は、JICAと共に、2009年６月から2016年7月まで、エチオピア政府と二国間の「産業政策対話」を行ってきました。これは、「東アジアの開発経験から学びたい」というメレス・ゼナウィ前首相の要請を受けて始まったものです。

そのきっかけは、2008年７月に「GRIPS開発フォーラム」の大野健一（おおの けんいち）教授と大野泉（おおの いずみ）教授が、エチオピアでJICAと政策対話イニシアチブ（IPD）※3が共催したアフリカ・タスクフォース会議に出席したことでした。

「２日目の会議の朝、メレス首相は誰よりも早く会場入りしてスティグリッツ教授の到着を待っておられたので、その間にこちらから近づき、ある本をお渡ししたのです。その本は東アジアに対する日本の開発援助の経験を私たちがまとめたもので、第７章にはチュニジアにおけるJICAのカイゼンプロジェクト※4について書かれていました」と、大野泉教授が話します。その翌週、メレス首相は在エチオピア日本大使を首相官邸に呼び、日本の開発政策を学ぶためにGRIPSとの政策対話と、エチオピアの製造業の振興を図るためにJICAによるカイゼンを２つの柱とした協力を強く要請したのです。

こうして始まったGRIPSとエチオピアとの産業政策対話は、日本によるアフリカにおける最初の開発政策支援で、第１フェーズ（2009年６月～ 2011年５月）と第２フェーズ（2012年１月～ 2016年７月）を通じて、①首相との直接対話や書簡の交換、②関係省庁の大臣や国務大臣とのハイレベルフォーラム、③政策担当者との意見交換や共同作業、という三層レベルで行われました。

具体的には、エチオピアの状況や政策に合わせて設定したテーマについて、ハイレベルフォーラムで日本側とエチオピア側がそれぞれの報告をもとに議論を行い、その結果や論点を首相に報告して意見交換するという形で進められています。また、この政策対話はカイゼンを含むJICAの産業支援と組み合わせて実施されているのも大きな特徴です。

メレス・ゼナウィ前首相を囲んで。両隣が大野健一教授と大野泉教授。（写真：大野健一）

こうした産業政策対話を通じて大野健一・大野泉両教授が感じたのは、国づくりにかけるメレス首相の熱い思いでした。大野健一教授は「産業政策対話を始めて間もないころ、メレス首相直筆の16ページにもわたる書簡が届きました。そこには首相の国家論、エチオピアの国づくり哲学、さらに、私たちとの政策対話に対する強い期待が書かれていました。一国のリーダーの情熱を直接知り、心を打たれました」と話します。

メレス前首相は2012年に逝去されましたが、その遺志を継いだハイレマリアム・デサレン現首相からも強い要請を受け、産業政策対話は継続されました。現在の国家開発計画（GTP2※5）には、軽工業を軸とした製造業立国ビジョンが掲げられ、その達成に向け「カイゼン」を国民運動として展開していくことなど、産業政策対話で日本側が提言した内容を踏まえた政策が盛り込まれています。

「日本のエチオピアに対する民間投資の『量』は、欧米諸国や中国、トルコ、インドなどと比べて少ないものの、産業政策対話を通じて産業開発や工業化に向けた知的支援をすることで、『質』の面で重要な存在感を発揮していると思います」と大野健一教授。

いろいろな開発途上国で開発政策を研究してきた大野健一・大野泉両教授ですが、エチオピアにはたいへん強い「やる気」があると口を揃えます。大野健一教授は、「たとえるなら、それは明治維新のようなもの。維新の志士ともいうべきエチオピアの首相や官僚たちと国づくりの方向を一緒に考えることに、私たちもやりがいを感じています。国づくりは何十年もかかるものですから、私たちも引き続き、ライフワークとして取り組んでいきたいと思います」と語ります。エチオピアにおける質の高い成長に向けた日本・エチオピア間の知的対話は、今後も力強く続いていくことが期待されます。

※1　The National Graduate Institute for Policy Studies.
※2　2002年に発足した、日本の政府開発援助（ODA）や経済協力分野の政策研究・発信活動を行う研究プロジェクト。
※3　IPD：Initiative for Policy Dialogue　ノーベル経済学賞を受賞したコロンビア大学教授のジョセフ・E.スティグリッツが主宰するシンクタンク。
※4　主に製造業の生産現場で行われている品質や生産性向上を目的に行う活動。「整理、整頓、清掃、清潔、躾（しつけ）」の頭文字をとった「5S」や品質管理サークルなどがあり、現場の従業員が様々なアイデアを出し合ったり、より効率的な方法を提案したりするボトムアップの取組。
※5　Second Growth and Transformation Plan.

匠の技術、世界へ 6

油化事業で南アフリカに新ビジネスを

～廃プラスチックから電力と雇用をつくる日本企業～

採油されたビンを持つ関係者。左からCFP佐藤哲也さん、廣木重之在南アフリカ日本国大使、木野本浩之JICA南アフリカ事務所長、アーネスト・ソネンバーグ氏（ケープタウン市議）。（写真：㈱CFP）

南アフリカ共和国は豊富な鉱物資源に恵まれ、鉱業を主力に成長しましたが、2015年のGDP産業別内訳では第三次産業※1が69%を占め、また、製造業や金融業が発展するなど、アフリカ経済を牽引（けんいん）する高中所得国に成長しています。しかし、人々の生活が豊かになる一方で、一般廃棄物※2は年々増加しています。こうした状況の中、廃棄物のリサイクルが課題となっています。中でも一般廃棄物の60%を占める廃プラスチックのリサイクルは進んでいません。南アフリカ政府は廃プラスチックのリサイクル率の目標を25%と設定していますが、実際には約18%にとどまっており、そのほとんどが廃棄物処分場に直接投棄されています。

こうした課題の解決に役立つと期待されているのが、株式会社CFP※3（広島県福山市）が開発した廃プラスチック油化装置です。マテリアルリサイクル※4では、食品や泥などの汚れが付着したビニール袋などのリサイクルが難しく、また、従来の油化装置では生成した油は低温になると固まってしまうため、燃料として使いにくいという難点もありました。

そこでCFP社は、廃プラスチック油化装置に株式会社カネミヤ※5（愛知県半田市）の洗浄機を組み合わせることで、汚れの付着している廃プラスチックも油化原料として利用することを可能にしました。さらに、CFP社の特許技術により、生成されたリサイクル油は0℃以下の低温でも固化しないことが大きな特徴です。CFP社の開発した油化装置は通常1日に4000リットルの油を生成※6できますが、今回のパイロットプラントでは500kgの廃プラスチックから1日に最大500リットルのリサイクル油を生成し、その油をディーゼル発電機の燃料として利用できました。その発電した電気は油化装置の動力として使えるため、単純な焼却処理と比べてCO_2の排出量を大幅に削減することができます。

両社は共同企業体として、この廃プラスチック油化装置の現地への適合性を確認するため、2014年3月から南アフリカのケープタウンで、ODAを活用した中小企業等の海外展開支援事業※7の普及・実証事業※8を実施しました。ケープタウンは同国の中で廃棄物の分別収集を行っている数少ない都市の一つであり、原料となる廃プラスチックを比較的容易に入手できる環境が整っていたことなどから、同市で事業を実施することになりました。

前処理装置と廃プラスチック油化装置の構成（写真：㈱CFP）

2015年10月には、廃プラスチック油化装置をケープタウンの廃棄物分別処分場に設置しました。性能検証試験を現地スタッフと行う中で、彼らの技術向上も見られ、最終的には日本と同水準の安定的な運転をすることができました。また、生成された油をディーゼル発電機の燃料、油化装置のバーナー燃料、フォークリフトの燃料として利用でき、その燃料を使用して発電した電気で油化装置が稼働することを確認しています。

CFP油化事業部海外営業課ジェネラルマネージャーの佐藤哲也（さとうてつや）さんは「この油化装置を導入することで、廃棄物の削減とリサイクル率の向上、持続的な廃棄物管理・リサイクルシステムの構築につなげていきたい」と話します。また南アフリカでは、慢性的な電力不足と所得格差の拡大が課題となっている中で、「私たちの油化装置は、電力不足を補うだけでなく、新たなリサイクルビジネスによる雇用の創出にもつながるはず」と佐藤さん。

2016年9月の普及・実証事業終了後は、実証に使用した油化装置はケープタウン市に譲渡され、現在では同市内の民間企業が活用して事業が継続されています。佐藤さんは、「廃棄物のリサイクルは開発途上国が抱える共通の課題です。今回の普及・実証事業を見本として、アフリカ各国で油化装置の導入を進めていきたい」と意気込みを語ります。

両社は、2016年8月にケニアで開催されたTICAD（ティカッド）VI※9のサイドイベントに出展し、アフリカ各国の関係者に廃プラスチック油化装置の技術を紹介するなど、日本による対アフリカ協力の機運が高まる中で、さらなる展開に向けて動き出しています。

※1　電気・ガス・水道・運輸・通信・小売・卸売・飲食・金融・保険・不動産・サービス・公務・その他の産業。（第一次産業は農業・林業・漁業、第二次産業は鉱業・建設業・製造業。）
※2　一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物
※3　CFP社は廃プラスチック（PP、PE、PS等）を粉砕・溶解・熱分解することにより油の製造が可能な油化装置を開発。生成された油は、ディーゼル発電機、ボイラー等の燃料として使用可能。
※4　マテリアルリサイクルとは、使用済み製品や生産工程から発生した廃プラスチックを処理し、新しい製品の材料や原料として使うリサイクルの手法。
※5　カネミヤ社は、これまでリサイクルが困難だった食品や泥など汚れの付着したビニール袋等の廃プラスチックをリサイクル可能な原料として小型、低コストで洗浄処理する機材の開発。
※6　1kgの廃プラスチックから1リットルのリサイクル油を生成
※7　ODAを活用した中小企業等の海外展開支援事業は、中小企業等の優れた製品・技術等を途上国の開発に活用することで、途上国の開発と、日本経済の活性化の両立を図る事業。
※8　普及・実証事業は、中小企業等からの提案に基づき、製品・技術等に関する途上国の開発への現地適合性を高めるための実証活動を通じ、その普及方法を検討する事業。
※9　第6回アフリカ開発会議

６．中南米地域

中南米地域は人口６億人、域内総生産約5.6兆ドル（2015年）の巨大市場であり、通商戦略上も重要な地域です。また、民主主義が根付き、鉄鉱、銅鉱、銀鉱、レアメタル（希少金属）、原油、天然ガス、バイオ燃料などの鉱物・エネルギー資源や食料資源の供給地でもあり、国際社会での存在感を着実に高めています。平均所得の水準はODA対象国の中では比較的高いものの、国内での貧富の格差が大きく、貧困に苦しむ人が多いことも、この地域の特徴です。また、アマゾンの熱帯雨林をはじめとする豊かな自然が存在する一方、地震、ハリケーンなど自然災害に脆弱（ぜいじゃく）な地域でもあることから、環境・気候変動、防災での取組も重要となっています。

＜ 日本の取組 ＞

中南米地域は、地震、津波、ハリケーン、火山噴火などの自然災害に見舞われることが多く、防災の知識・経験を有する日本の支援は重要です。日本は、2010年１月のマグニチュード7.0の大地震により壊滅的な被害を受けたハイチに対する復旧・復興支援をはじめ、カリブ海上の国々および2016年４月に大地震の発生したエクアドルを含む太平洋に面した国々に日本の防災分野における知見を活かした地震、津波対策のための支援を行っています。ハイチに対しては、日本はこれまで総額約2.5億ドル超の復興支援を実施してきており、引き続き中長期的観点から、保健・衛生や教育といった基礎社会サービス分野を中心に復興支援を行っています。また、中米域内については、コミュニティ・レベルでの防災知識の共有や災害リスク削減を目指す「中米広域防災能力向上プロジェクト“BOSAI”」が大きな成果を上げています。

エルサルバドルのサン・ビセンテ市内の学校で、青年海外協力隊の山口まどかさん（防災・災害対策）が倒壊した建物の下敷きになった被災者の救助法を指導する様子。同市は2001年大地震で大きな被害を受けた。（写真：エルネスト・マンサーノ／ JICA）

中南米は、近年、生産拠点や市場としても注目されており、多くの日本企業が進出しています。メキシコの医師を対象とした心臓カテーテル技術*の研修を2011年に実施した後、同様の研修を2014年から2016年まで、メキシコのほか、アルゼンチン、コロンビアおよびブラジルの医師に対しても実施しました。これらの研修を通じて中南米地域における日本企業の技術がさらに普及することが期待されています。また、中南米諸国の経済開発のための基盤整備の観点から、首都圏および地方におけるインフラ整備も積極的に行っています。

2016年９月、訪日中のフェルナンド・イェペス・ラッソ・エクアドル外務副大臣（当時）立ち会いの下、武井外務大臣政務官とレオナルド・カリオン・エギグレン駐日エクアドル大使との間で、供与額２億円の無償資金協力（経済社会開発計画）に関する書簡の交換が行われた

環境問題に対しては、日本は、気象現象に関する科学技術研究、生物多様性の保全、アマゾンの森林における炭素動態〈注18〉の広域評価や廃棄物処理場の建設など、幅広い協力を行っています。近年注目を集めている再生可能エネルギー分野においては、太陽光発電導入への支援を多くの国で実施しており、コスタリカ等では地熱発電所の建設に向けた支援も行っています。

医療・衛生分野でも、日本は中南米に対して様々な協力を行っています。中米地域では、同地域特有の寄生虫病であるシャーガス病撲滅のための技術支援を行い、感染リスクの減少に貢献しています。ホンジュラスでは、2016年10月、感染症等の対策支援として、検査・サーベイランスを行う施設の建設、検査機材の供与等を行うための交換公文を締結しました。衛生分野でも、安全な飲料水の供給や生活用水の再利用のため、上下水道施設の整備への協力を数多く行っていま

注18：一定期間中における炭素量の変動。

す。2016年９月には、安倍総理大臣がキューバを訪問し、日・キューバ首脳会談の成果として、本格的な無償資金協力の第１号案件となる、癌の診断機能および身体への負担が少ない治療の強化を目的とした医療機材の供与に係る交換公文を締結しました。それとともに、癌などの診断に対する医療体制の強化・改善を支援するための新たな技術協力の実施を表明しました。

ベネズエラの西部、アプレ州のコロンビアとの国境付近にあるロス・バンコス学校で学習する子どもたち。日本の支援によって校舎や水道施設、トイレが整備された。（写真：加藤杏子／在ベネズエラ日本大使館）

今も多くの貧困が残存し、教育予算も十分でない中南米諸国にとって、教育分野への支援は非常に重要です。日本は、小学校などの教育施設の建設への支援や、指導者の能力向上のためのボランティア派遣などを実施し、現地で高い評価を得ています。

カリブ諸国に対しては、気候変動や自然災害に対する小島嶼開発途上国特有の脆弱性を克服するため、所得水準のみでは計ることのできない様々な支援ニーズに対応しています。環境・防災分野では、カリブ８国に対する広域の気候変動対策支援や防災分野の技術協力等を行っています。また、水産分野では、施設整備や専門家派遣を通じて限りある海洋生物資源の持続可能な利用促進に貢献しています。

長年の日本の開発協力の実績が実を結び、第三国への支援が可能な段階になっているブラジル、メキシコ、チリ、およびアルゼンチンの４か国は、南南協力*で実績を上げています。また、これらの国と日本はパートナーシップ・プログラムを締結し、たとえば、ブラジルと共に、アフリカのモザンビークにて、

2016年７月、パナマを訪問し、ロイ運河担当大臣兼メトロ公社総裁と会談をする黄川田前外務大臣政務官

また、メキシコと共にパラグアイにて、三角協力*として農業開発分野の協力を実施しているほか、アルゼンチン、ドミニカ共和国等と協力し、震災後のハイチの復興支援などを行っています。

より効果的で効率的な援助を実施するため、中南米地域に共通した開発課題については中米統合機構（SICA）〈注19〉やカリブ共同体（CARICOM）〈注20〉といった地域共同体とも協力しつつ、広い地域にかかわる案件の形成を進めています。

日本は官民連携で地上デジタル放送の日本方式（ISDB-T方式）〈注21〉の普及に取り組み、2016年11月時点で中南米では13か国が、日本方式を採用しています。日本はこれら採用した国々に対して、同方式を円滑に導入できるよう技術移転を行い、人材育成を行っています。

2016年11月には、安倍総理大臣がペルー、およびアルゼンチンを訪問し、ペルーにおいては、環境・防災対策分野等で、またアルゼンチンにおいては、中小企業支援分野等で引き続き支援を行っていくことを表明しました。

半世紀以上国内紛争が続いたコロンビアに対しては、日本は地雷除去や被災者支援等の平和構築分野の支援をこれまで実施しており、和平プロセスの進展やサントス大統領のノーベル平和賞受賞で国際社会の関心が高まる中、2016年11月地雷除去に関する無償資金協力の実施を決定しました。

用語解説

＊心臓カテーテル技術
具体的には、経橈骨動脈冠動脈カテーテル技術。手首の大きな血管からカテーテルを挿入して、細くなったり、閉塞したりしている心臓の血管を広げる方法。

＊南南協力（三角協力）
より開発の進んだ開発途上国が、自国の開発経験と人材などを活用して、他の開発途上国に対して行う協力。自然環境・文化・経済事情や開発段階などが似ている状況にある国々に対して、主に技術協力を行う。また、ドナー（援助国）や国際機関が、このような開発途上国間の協力を支援する場合は、「三角協力」という。

注19：中米統合機構　SICA：Sistema de la Integración Centroamericana
注20：カリブ共同体　CARICOM：Caribbean Community
注21：地上デジタル放送　ISDB-T：Integrated Services Digital Broadcasting-Terrestrial

中南米地域における日本の国際協力の方針

図表 II-13　中南米地域における日本の援助実績

2015 年

（単位：百万ドル）

順位	国または地域名	贈与			計	政府貸付等		(A)－(B)	合計（支出純額）	合計（支出総額）
		無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力		貸付実行額（A）	回収額（B）			
1	ブラジル	0.58	—	18.85	19.43	73.27	89.03	-15.76	**3.67**	**92.70**
2	コスタリカ	0.65	—	3.56	4.21	61.01	15.55	45.47	**49.68**	**65.22**
3	ペルー	0.82	—	7.73	8.55	40.59	88.62	-48.03	**-39.48**	**49.15**
4	アルゼンチン	0.35	—	3.66	4.01	38.90	30.57	8.32	**12.34**	**42.91**
5	ハイチ	21.06	8.40	2.41	23.47	—	—	—	**23.47**	**23.47**
6	パラグアイ	4.85	—	8.11	12.97	5.81	25.03	-19.22	**-6.26**	**18.78**
7	ニカラグア	8.05	—	6.57	14.63	1.84	—	1.84	**16.47**	**16.47**
8	エクアドル	7.97	—	7.05	15.02	—	11.66	-11.66	**3.36**	**15.02**
9	ホンジュラス	7.92	0.60	6.48	14.40	—	—	—	**14.40**	**14.40**
10	エルサルバドル	5.46	—	7.42	12.88	—	14.98	-14.98	**-2.09**	**12.88**
11	ボリビア	1.77	—	8.98	10.75	—	0.08	-0.08	**10.66**	**10.75**
12	ドミニカ共和国	4.19	—	5.31	9.49	—	7.96	-7.96	**1.53**	**9.49**
13	メキシコ	0.31	—	7.41	7.72	—	133.59	-133.59	**-125.87**	**7.72**
14	グアテマラ	1.80	—	4.00	5.80	1.92	7.45	-5.53	**0.26**	**7.72**
15	コロンビア	1.93	0.10	5.75	7.69	—	—	—	**7.69**	**7.69**
16	キューバ	0.73	—	4.23	4.96	—	—	—	**4.96**	**4.96**
17	ジャマイカ	1.36	—	2.22	3.58	—	14.67	-14.67	**-11.09**	**3.58**
18	チリ	0.47	—	3.09	3.56	—	0.83	-0.83	**2.72**	**3.56**
19	セントビンセント	3.20	—	0.30	3.50	—	—	—	**3.50**	**3.50**
20	パナマ	0.36	—	2.40	2.76	0.42	14.44	-14.02	**-11.26**	**3.17**
21	セントルシア	2.53	—	0.53	3.06	—	—	—	**3.06**	**3.06**
22	ウルグアイ	1.01	—	1.02	2.04	—	—	—	**2.04**	**2.04**
23	ベリーズ	0.99	—	0.89	1.88	—	—	—	**1.88**	**1.88**
24	アンティグア・バーブーダ	1.14	—	0.39	1.53	—	—	—	**1.53**	**1.53**
25	グレナダ	1.09	—	0.11	1.20	—	—	—	**1.20**	**1.20**
26	ガイアナ	0.39	—	0.72	1.11	—	—	—	**1.11**	**1.11**
27	ベネズエラ	0.14	—	0.38	0.53	—	—	—	**0.53**	**0.53**
28	ドミニカ国	0.37	—	0.09	0.46	—	—	—	**0.46**	**0.46**
29	スリナム	0.07	—	0.03	0.09	—	—	—	**0.09**	**0.09**
	中南米の複数国向け	—	—	9.46	9.46	1.57	—	1.57	**11.03**	**11.03**
中南米地域合計		**82.53**	**9.11**	**129.89**	**212.42**	**225.34**	**454.48**	**-229.14**	**-16.72**	**437.76**

＊1　順位は支出総額の多い順。
＊2　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊3　[－]は、実績がまったくないことを示す。
＊4　無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。
＊5　複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。
＊6　国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。
＊7　マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。

アルゼンチンの「フォルモーサ州での生物資源の持続可能な利用による地域住民の生計向上支援計画」でイエロー・アナコンダハンター・グループと議論するJICAの花井純一さんほか、プロジェクトスタッフメンバーたち（写真：安田将宏／一般財団法人自然環境研究センター）

ホンジュラスの首都テグシガルパ市にて草の根・人間の安全保障無償資金協力「ハポン小学校増改修計画」の引渡式で両国の国旗を振る子どもたち（写真：酒井宏美／在ホンジュラス日本大使館）

ホンジュラス　地方開発のための自治体能力強化プロジェクト

技術協力プロジェクト（2011年10月～実施中）

ホンジュラスでは、地方分権化を通じた地方開発を推進してきましたが、多くの地方自治体は小規模で、財政・組織・行政能力に乏しく、これまで開発が思うように進んできませんでした。また、外部からの支援を待つ姿勢も、その開発の推進の妨げとなっていました。

日本は、先行プロジェクト「西部地域・開発能力強化プロジェクト」（通称：FOCALプロジェクト、2006年～2010年）において、西部地域を対象に、①住民参加によるコミュニティ現状調査、②コミュニティ開発計画策定、③市開発計画策定、④事業実施、の4段階の開発プロセス「FOCALプロセス」の導入を支援しました。これに続けて2011年から開始した「地方開発のための自治体能力強化プロジェクト」（通称：FOCAL IIプロジェクト）では、同プロセスを全国展開し、地方自治体とそこに参加する住民の能力強化を目指しています。

FOCAL IIプロジェクトでは、上記ステップにおける研修と実践を通じて、これまで市職員、市連合会〈注1〉職員、そして住民の能力強化を図ってきました。国内298市のうち、130市が住民と共に①コミュニティ現状調査を終え、89市が②コミュニティ開発計画を策定、83市が③市開発計画を策定し、これに基づいた④事業実施を進めています。

FOCALプロセスにおける鍵は、「住民参加」です。これまでの市の開発計画は外部コンサルタントを通じて作成されており、住民や市の参画意識が弱く、実用的ではないことがほとんどでした。コミュニティのことを一番知っているのは、そこに住む住民自身、また身近な市職員です。その彼ら自身が調査・計画をすることで住民が望んだ事業が実施に移されることになるため、事業に対する住民のオーナーシップが生まれ、彼ら自身が進んで事業に参加するようになり、そこに協力する市との信頼関係が醸成（じょうせい）され、好循環が生まれます。

子どもらが教室の中で勉強できるように地域資源を使った学校教室を増築（Intibucá県Yamaranguila市）（写真：FOCAL II プロジェクト）

コミュニティ開発計画に参加した住民は、自ら実施している活動について生き生きと語ってくれます。住民からは、「今までのように誰かの支援を待つのではなく、自分たちが行動を起こす」、「自分たちで課題を見つけて解決してゆく」、また、市職員からは、「住民が建設作業にも主体的に参加するので市の財政的負担が軽減した」、「住民が納税意識を高め、税収が倍増した」というコメントが聞かれます。FOCALプロセスによる地方自治体と住民の能力強化を通じた自立的な地方開発の進む様子が具体的に見え始めています。

（2016年８月時点）

注１　複数の市が負担金を出し合い、各構成市への技術的支援を実施する機関として設立。現在、全国に39の市連合会が実在し、機能している。

ブラジル　E-Wasteリバースロジスティクス改善プロジェクト

技術協力プロジェクト（2014年９月～実施中）

急速な経済成長に伴って、ブラジルはモノの生産と消費が増加しています。そのため、廃棄物の量も急増しており、適切な廃棄物管理と減量化（Reduce）・再利用化（Reuse）・再資源化（Recycle）の3R活動の一層の取組が課題となっています。ブラジルでは、役割を終えて廃棄物となった家電製品（以下、E-waste、“Electronic waste”の略）のリサイクルや環境上適切な処分を考慮した循環システム（リバースロジスティクス、以下RL）を実施する施策が、国の法律で定められているものの、具体的な実施方法はまだ十分に検討されていません。RLとは、直訳すると「還元物流」で、廃棄後の製品を消費者から民間事業者（製造業者、流通業者等）へ還元し、再利用、再資源化、または適正な最終処理・処分を行う物流を確立することです。

サンパウロ州では、国の法律に先駆けて、2009年に「電気・電子機器廃棄物に係る州法」を施行して、通信会社と同州との間でRL構築に係る確約書を締結し、民間セクターが携帯電話のRLの構築を開始しました。今後はノートパソコンや白物家電についてもRL構築に向けた、メーカーとの交渉を検討しています。しかし、対象品目を広げるに当たり、より実効性を伴ったE-wasteのRLシステムを構築することが課題となっています。

そこで、この「E-Wasteリバースロジスティクス改善プロジェクト」では、パイロット事業の実施やその結果を踏まえたモニタリング体制の提案を行うことにより、RLを実施する上での改善のためのアクションを提示することとしています。これにより、サンパウロ州をはじめとして、全国においてRL実施が促進されることに寄与することが期待されます。

パイロット事業の開始セレモニー。マスコットのDescartes君を囲んで。（写真：JICA）

このプロジェクトの成功の鍵は、パイロット事業を通じてブラジル側が様々な障壁に気づき、問題解決のための実効性を持った制度の確立と合意の形成を行えるようになれるかどうかにあります。RLシステムの構築には、省庁、地方自治体、製造業者、流通業者、小売店等が多くかかわっていますが、これらのアクター（主体）はそれぞれ異なる利害や考えを有しています。日本が支援するパイロット事業では、民間を含めた多様な関係者との調整を行っており、そのプロセスを通じてブラジル側の計画や調整の能力が強化されていくことが重要です。

（2016年８月時点）

日本の支援で収穫量が飛躍的に向上

～ペルー山岳地域で農作物の生産性を改善～

ペルー人技術者と共に紫トウモロコシの病気を確認する吉野倫典さん（左端）（写真：岡原功祐／JICA）

ペルーは、安定した経済成長が続く一方で、貧富の格差が大きく、国民の２割が貧困層だといわれています。その中でも特に山岳地域の貧困率は高く、経済成長の恩恵から取り残されています。

日本は1997年から10年以上にわたって山岳地域の貧困緩和と環境保全のための協力を実施し、農業生産性の向上と土壌・森林の保全を目的とした小規模灌漑などの農業インフラの整備、営農支援、植林などを行ってきました。そして、これらの協力を踏まえ、2011年７月から2016年７月まで、山岳地域の中でも最も貧困率の高いカハマルカ州を対象に「小規模農家生計向上プロジェクト」を実施しました。

カハマルカ州は住民のほとんどが農業で生計を立てていますが、傾斜地が多いなどの生産環境の悪さ、また雑草除去が不十分といった栽培技術の低さから、たとえば主要作物の一つであるエンドウマメの場合、単位面積当たりの収穫量は、日本の約５分に１にとどまっていました。そこで、このプロジェクトでは、エンドウマメ、そして生計向上を図るための新たな作物として紫トウモロコシを選定し、これらの生産技術の向上に取り組みました。

ペルーでは、この紫トウモロコシはとても需要が高く、丸ごと煮込んで「チチャモラーダ」というジュースにして飲んだり、ゼリーやクッキーなどにして食べたりするほか、芯は色素材料としても使われます。

吉野倫典さんは2012年１月にJICA専門家としてペルーに赴任しました。吉野さんは大学卒業後、青年海外協力隊員としてパナマで野菜栽培の普及活動に取り組み、帰国後は日本工営株式会社に入社し、これまでインドネシア、ミャンマー、フィリピンで農業技術改善や農業インフラ整備など、農業一筋に開発の現場に携わってきました。

吉野さんがペルーで最初に取り組んだのが基礎的栽培技術の指導です。山岳地域の栽培技術は非常に低く、吉野さんが雑草を取り除き、畝を立て、等間隔に種を撒く手法を指導すると、農家の中には「なぜそんなことをする必要があるのか？」と、疑問の声を上げる人もいたそうです。それでも、農家を回り、粘り強く指導していった結果、収穫量は大幅に増え、農家から信頼が得られるようになりました。そしてプロジェクトが終了するころには、参加した農家の単位面積当たりの収穫量は、紫トウモロコシが平均で約2.5倍、エンドウマメが平均で約3.9倍、最大ではそれぞれ7.3倍、9.3倍に増加しました。

ペルー人技術者、プロジェクト参加農家と吉野倫典さん。共に身体を動かして共に働く。（写真：岡原功祐／JICA）

こうした大きな成果を収めることができた要因は様々ですが、その一つが、農家に経費の一部負担を求めたことであると吉野さんはいいます。カハマルカ州では、農家は、経済活動の参加者というより社会的弱者ととらえられ、現金給付などの支援が行われており、それが農家の生産意欲を低下させる一因になっていたからです。

また、プロジェクトでは栽培技術を向上させるとともに、農業資材の共同購入や共同販売、運送業者や卸売業者との連携を強めることで、生産から加工、流通、販売までをつなぐフードバリューチェーンの構築にも取り組みました。現地の政府関係者は、仲買人や流通業者、加工業者を「農家から搾取する人」と敵視していたため、フードバリューチェーンの構築支援には当初、消極的でした。しかし、農作物をつくるだけでなく、それをどのように売り利益を拡大するかを考えた場合、フードバリューチェーン全体をきちんととらえ、個々の関係者の長所を活かし、かつ、関係者間の信頼関係を構築しなければならないと繰り返し説明し、少しずつ理解が得られるようになりました。

また、こうした活動の中で吉野さんが心掛けたのは、一方的に技術を教えるのではなく、現地の技術者や農家の経験を尊重することでした。共に考え、共に働くことで、最初は受け身だった彼らが、「紫トウモロコシの芯だけを収穫するにはどうしたらいいか」「皮も色素材料にできないか」など、積極的に栽培技術を高めようと議論したりするようになるなど、少しずつ変化していったそうです。

吉野さんはプロジェクトを振り返り「現地の人たちは日本の先進技術を求める傾向が強いのですが、基礎がなければ先進技術も機能しません。新しさはなくても基礎技術を確実にできるようになることが、農業支援では重要です。また、これも日本の強みの一つだと思います」と強調します。

プロジェクトが終了した後も、ペルーの国立農業研究所、州、郡、町政府は、通常予算や特別基金を活用して取組を続けています。また、農業灌漑省も自分たちの予算でカハマルカ州を含む３州への活動拡大を目指した後継プロジェクトを立ち上げようとしています。吉野さんの努力を通じて、農業の振興とフードバリューチェーン構築を通じた貧困の撲滅への取組が結実しつつあります。

７．大洋州地域

太平洋島嶼国は、日本にとって太平洋を共有する「隣人」であるばかりでなく、歴史的に深いつながりがあります。また、これらの国は広大な排他的経済水域（経済的な権利が及ぶ水域、EEZ）〈注22〉を持ち、日本にとって海上輸送の要となる地域であるとともに、遠洋漁業にとって大切な漁場を提供しています。太平洋島嶼国の平和と繁栄は日本にとって重要です。

一方、太平洋島嶼国には比較的新しい独立国が多く、経済的に自立した国家を築くことが急務です。また、経済が小規模で、第一次産業に依存していること、領土が広い海域に点在していること、国際市場への参入が困難なこと、自然災害の被害を受けやすいことなど、小島嶼国に特有な共通の問題があります。このような事情を踏まえ、日本は太平洋島嶼国の良きパートナーとして、自立的・持続的な発展を後押しするための支援を実施しています。

＜ 日本の取組 ＞

太平洋島嶼国における政治的な安定と自立的経済発展のためには、社会・経済的な脆弱性の克服や地域全体への協力が不可欠です。日本は、太平洋島嶼国で構成される地域協力の枠組みである太平洋諸島フォーラム（PIF）〈注23〉との協力を進めるとともに、1997年以降、３年ごとに日本と太平洋島嶼国との首脳会議である太平洋・島サミット（PALM）を開催しています。また、2010年以降、３年ごとに太平洋・島サミットの中間に中間閣僚会合を開催しているほか、2014年以降、毎年国連総会の機会をとらえ、日本・太平洋島嶼国首脳会合を開催しています。

2015年５月に福島県いわき市で開催されたPALM7では、日本は、①防災、②気候変動、③環境、④人的交流、⑤持続可能な開発、⑥海洋・漁業、⑦貿易・投資・観光の７つの分野に焦点を当て、太平洋島嶼国との双方向のパートナーシップを促すための協力として、今後３年間で550億円以上の支援を提供するとともに、4,000人の人づくり・交流支援を行うことを表明しました。PALM8に向けた準備プロセスを開始するため、2017年１月に東京で開催された第３回中間閣僚会合では、PALM7で表明した支援のフォローアップと日本と太平洋島嶼国の共通の課題を踏まえた協力等について議論を行いました。

2016年10月、来日中のピーター・マーティン・クリスチャン・ミクロネシア連邦大統領を表敬する小田原外務大臣政務官

PALMで表明した支援方針を踏まえ、日本は、港湾といった基礎インフラ整備などの二国間の協力や、複数の国を対象とした広域協力を実施しています。重点分野の一つである「防災」については、太平洋島嶼国において災害に強靱な社会を構築するため、日本の知見を活用しつつ、各国気象局の人材の育成や、住民が適切に避難できる体制づくりなどの包括的な防災支援を行っています。

また、太平洋島嶼国の気候変動問題への対処を支援するため、サモアにある地域国際機関である太平洋地域環境計画事務局（SPREP）〈注24〉と連携し、各国の気候変動対策に携わる人材の育成に向けた取組を進めています。

マーシャルのマジュロ環礁に位置する技術訓練センター。日本の草の根・人間の安全保障無償資金協力により改築された施設内で、伝統技術のアウトリガー・カヌー製作に取り組む学生たち。（写真：山崎秀幸／在マーシャル日本大使館）

注22：排他的経済水域　EEZ：Exclusive Economic Zone
注23：太平洋諸島フォーラム　PIF：Pacific Islands Forum
　　PIF加盟国・地域：オーストラリア、キリバス、クック、サモア、ソロモン、ツバル、トンガ、ナウル、ニュージーランド、ニウエ、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア連邦、フランス領ポリネシア、ニューカレドニア
注24：太平洋地域環境計画事務局　SPREP：Secreatariat of Pacific Regional Environment Programme

大洋州地域における日本の国際協力の方針

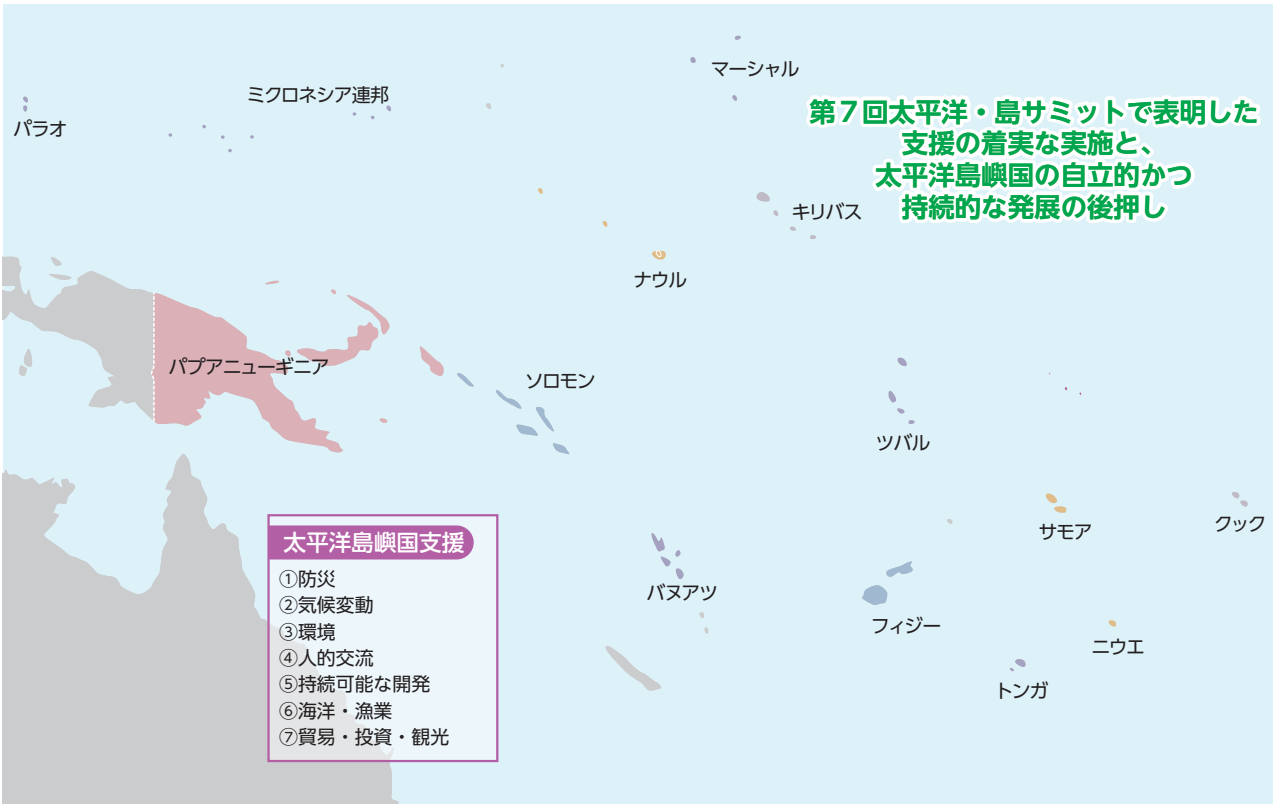

図表 II-14　大洋州地域における日本の援助実績

2015 年

（単位：百万ドル）

順位	国または地域名	贈与			計	政府貸付等		(A)－(B)	合計（支出純額）	合計（支出総額）
		無償資金協力		技術協力		貸付実行額（A）	回収額（B）			
			うち国際機関を通じた贈与							
1	パプアニューギニア	6.70	—	11.32	18.02	0.68	15.00	-14.32	**3.70**	**18.70**
2	バヌアツ	2.75	0.64	2.67	5.43	12.94	—	12.94	**18.37**	**18.37**
3	ソロモン	12.78	—	4.05	16.82	—	—	—	**16.82**	**16.82**
4	ツバル	10.20	—	2.98	13.18	—	—	—	**13.18**	**13.18**
5	ミクロネシア連邦	10.30	—	2.39	12.69	—	1.49	-1.49	**11.20**	**12.69**
6	サモア	5.66	—	4.15	9.81	1.85	—	1.85	**11.66**	**11.66**
7	トンガ	7.05	—	2.20	9.25	—	—	—	**9.25**	**9.25**
8	フィジー	3.67	2.45	5.42	9.08	—	1.00	-1.00	**8.08**	**9.08**
9	マーシャル	3.95	—	1.57	5.52	—	—	—	**5.52**	**5.52**
10	パラオ	1.03	—	2.48	3.51	—	—	—	**3.51**	**3.51**
11	ナウル	2.60	—	0.09	2.69	—	—	—	**2.69**	**2.69**
12	キリバス	0.55	—	1.30	1.85	—	—	—	**1.85**	**1.85**
13	クック	1.12	—	0.12	1.23	—	—	—	**1.23**	**1.23**
14	ニウエ	—	—	0.07	0.07	—	—	—	**0.07**	**0.07**
15	［トケラウ］	—	—	0.00	0.00	—	—	—	**0.00**	**0.00**
	大洋州の複数国向け	3.13	2.91	1.35	4.48	—	—	—	**4.48**	**4.48**
大洋州地域合計		**71.48**	**6.00**	**42.16**	**113.64**	**15.47**	**17.49**	**-2.02**	**111.62**	**129.11**

＊1　順位は支出総額の多い順。
＊2　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊3　[－]は、実績がまったくないことを示す。
＊4　無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。
＊5　複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。
＊6　国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。
＊7　マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。
＊8　［　］は地域名を示す。

サモア

沖縄連携によるサモア水道公社維持管理能力強化プロジェクト

技術協力プロジェクト（2014年８月～実施中）

サモア水道公社（以下、SWA：Samoa Water Authority）は、南太平洋に位置する島嶼国サモアの全国民の約85％（16万人）に給水サービスを行っていますが、乾季の水不足、雨季の豪雨が引き起こす水質の汚濁とそれに伴う浄水処理への影響、さらには優秀な人材の流出など様々な問題を抱えています。近年、特に頭を悩ませているのは、給水した水量のうち、料金請求ができなかった“無収水量”の多さです。配水管の老朽化や杜撰な管路施工技術による漏水、一部の住民による違法接続（盗水）、水道メーターの不具合など、様々な要因が絡み合い、60～70%ともいわれる高い無収水率を招き、水道事業運営に悪影響を及ぼしていました。

日本は、島嶼特有の課題に取り組んできた沖縄県の強みを活かし、サモアへの水分野での協力をこれまでにも進めてきました。2010年から2013年にかけて沖縄県宮古島市が実施した草の根技術協力「サモア水道事業運営（宮古島モデル）支援協力」では、微生物の浄化作用（生物浄化法）に基づく正しい浄水場運転管理の技術移転や、圧力管理、管路図面の整備など漏水防止技術の向上に貢献しました。宮古島市の取組はサモア政府より高く評価され、継続的な協力要請を受けた日本政府は、沖縄がこの分野で培ってきた知恵と経験を結集した、「沖縄連携によるサモア水道公社維持管理能力強化プロジェクト」を2014年８月から開始しました。案件名に特定の県名が付くのは稀なことで、これはサモア側からの強い要望だったそうです。

適正な圧力で給水できるよう管路図面を用いて配水ブロックを再検討する専門家チーム（写真：富山健太／JICA）

無収水の削減に主眼を置きつつ、水質管理と浄水場運転管理の強化も含めたこのプロジェクトでは、沖縄県内の水道事業体や関係機関から派遣された専門家が、現場指導を行うとともに各業務の知識や技術に係る標準作業手順書（SOP：Standard Operating Procedures）の整備を進め、SWA組織全体への普及・定着を図っています。これまでに８つのSOPが作成され、そのうち水圧と流量の調査手順を学び、実践に移したSWA市街課無収水対策班は、プロジェクト対象エリア内アラオア給水区の水圧と流量の傾向をモニタリングし、分析した結果、プロジェクト開始時24%だった適正圧力基準の達成率は現在65%まで改善しています。このプロジェクトは、並行して進められている無償資金協力「都市水道改善計画」とともに、サモアが安全で安定的な水の供給を受けられることを目指していきます。

（2016年８月時点）

パプアニューギニア

マヌス州における太陽光発電海水淡水化設備事業

太平洋環境共同体基金を通じた支援（2016年４月～実施中）

世界で2番目に大きな島であるニューギニア島の東半分と、600の島々から成るパプアニューギニアは、赤道に近く、南太平洋に位置しています。ここでは約1,000もの部族が暮らしていますが、水道インフラが十分でないために、雨水や井戸水といった、不衛生で供給が安定していない水源を使用しています。また、乾期には井戸が干上がるなどの被害が出ており、安全な水の確保が差し迫った問題となっています。この問題を解決するため、太平洋環境共同体基金（PEC：Pacific Environment Community Fund）〈注1〉を活用し、株式会社アンジェロセックが、コンサルタントとしてフィージビリティ調査を実施し、双日株式会社・東レ株式会社がマヌス州における太陽光発電海水淡水化設備のプロジェクトを行うことになりました。このPEC基金は、第５回太平洋・島サミットにおいて、日本の提案で創設され、日本もこれに拠出しています。このうちパプアニューギニアには400万ドルが供与されました。

このプロジェクトにより、2016年度中に、マヌス州のビピ島・ムブケ島・ワール島において、10基の太陽光発電を電源とする据置型設備と５基の非常用の可搬式設備から成る海水淡水化設備が設置され、島民は衛生的な生活用水を安定的に利用できることになります。これらの設備で、約5,000人分の１日の飲料水に相当する10立方メートルの水（１日の最大処理能力）を供給できます。また、現地の人々の力で持続的に長期間設備を使用できるように、設備の維持管理にかかわる技術指導も双日株式会社の職員により実施されます。今後、学校や病院にも小型設備を設置し、パプアニューギニア政府とも連携することで、島の子どもたちが学校へ行くきっかけになり、島民の衛生レベルや生活の質にも良い影響を与えることが期待されています。

マヌス州の離島に10基 設置された太陽光発電、海水淡水化設備（逆浸透膜法）の外観。水道・電力インフラが全くない場所でも、海水、地下水から浄化、WHO基準の飲料水をつくることができ、不安定で不衛生な雨水に依存しない生活が可能。（写真：双日株式会社）

このプロジェクトは、パプアニューギニア政府の水供給、保健衛生計画および中期開発計画（MTDP：Medium Term Development Plan）に合致するものであり、パプアニューギニアの海岸に接する他の州はもちろんのこと、水資源に乏しい他の島嶼国にとっても有効な試験的プロジェクトであると評価されています。今後は、こうした試験的プロジェクトの成果や教訓も踏まえつつ、安全な水を確保していくための取組が期待されています。

（2016年８月時点）

注１　大洋州諸国が気候変動問題に対応するため創設された6,600万ドルの基金。

パプアニューギニアの森林を保全する

～持続可能な森林管理に向けた日本の支援～

パプアニューギニアの森林公社ミルンベイ州事務所にて、森林公社職員と打合せをする渡辺達也さん（右端）（写真：西村雅也）

パプアニューギニアは、日本の約1.2倍の国土に世界有数の熱帯雨林が広がる国です。この熱帯雨林は生物多様性の保全という役割を担うとともに、同国の主要輸出品である木材を産出しています。また、村落に暮らす住民にとっては、生活の中で様々な形で利用する大切な資源でもあります。しかし、外国企業による大規模な伐採や人口増加に伴う農地の拡大などにより、国土に占める森林面積の割合は1972年から2002年までの30年間で、82%から71%にまで減少したとの報告もあります。

森林減少・劣化に対する取組は、気候変動対策の観点からも差し迫った課題です。パプアニューギニアでは、温室効果ガスの国内排出量の多くが森林減少・劣化に起因しており、政府は「REDD+（レッド プラス）」※1の取組を重視して、その推進に向けた制度の整備に取り組んでいます。しかし、その前提となる森林分布図は1970年代に他国の支援によって作られた古いもので、現在の森林植生が反映されていない上、森林地と非森林地の境界が曖昧（あいまい）です。森林資源のモニタリングに必要な各種情報の管理や更新が人材や予算の不足により十分に行われておらず、その改善が森林管理、気候変動対策の双方の観点から強く望まれていました。

日本は2010年から、無償資金協力や技術協力を通じて、森林資源のモニタリングを支援しています。高解像度の衛星画像を活用して森林分布図を整備するとともに、森林資源情報を一元的に管理できるデータベースを開発し、それまで把握できていなかった最新の森林被覆（ひふく）情報※2の把握や森林炭素量の推定などができる「国家森林資源情報管理システム」を構築しました。さらに、2014年８月から2019年８月までの予定で始まった後継プロジェクトでは、そのシステムを運用するパプアニューギニア森林公社による森林資源モニタリングの能力強化を支援しています。

パプアニューギニアのミルンベイ州での現地調査にて、伐採された樹木（樹種はインドシタン）の大きさを示すために立つ渡辺達也さん（写真：鈴木清史）

日本の林野庁からJICAの長期専門家として2011年にパプアニューギニアに派遣された渡辺達也（わたなべたつや）さんは、森林を保全することの意義を森林公社の職員や関係者に理解してもらうためには現場を見ることが大切だという思いから、森林公社の職員を連れて、時には飛行機や車、ボートを乗り継ぎ、片道2～3日かけて、衛星画像で解析した森林の確認を行ったこともあるといいます。

「課題の解決を相手に押し付けるのではなく、共に悩み、改善策を探るというプロセスを実践していくことで、仲間として受け入れられ、新たな技術を学ぶことで能力を向上させる喜びを分かち合えるようになりました。これは、日本特有の支援のやり方だと感じています」と渡辺さんは語ります。

先行プロジェクトでまとめた森林被覆図のデータは2016年６月に確定し、今後一般公開され、地元自治体や気候変動にかかわる研究者やNGOのほか、土地の所有者などにも活用される見込みです。

渡辺さんは「国民性なのかもしれませんが、パプアニューギニアの行政機関は研究データの公開をためらいがちでした。それが積極的に公開することに転じたのは、その情報の有用性と重要性を繰り返し説明してきたことが理解されたからだと思います」と、手応えを感じています。適切な社会・経済開発のための情報インフラとして公開すべきだと認識されるまでに至ったのです。

プロジェクトは2019年まで続きますが、今後、同国政府が森林資源モニタリングを自ら継続していくために、温室効果ガス排出量の定期的な報告、持続可能な森林管理に向けた森林計画の立案や現場での地図情報の活用といったさらなる取組が不可欠です。

「パプアニューギニアは、南米のアマゾン、アフリカのコンゴ川流域に次ぐ世界的な森林地帯です。パプアニューギニアの森林を保全するということは、世界的な森林炭素の貯蔵庫※3を温存できるということです」と渡辺さんはいいます。このプロジェクトを通じて、日本はパプアニューギニアにおける持続可能な森林管理と気候変動対策の推進に貢献しています。

※1　REDD+とは、開発途上国の森林の減少・劣化を防止して地球全体の二酸化炭素排出量を削減するという考え「REDD：Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation」に、森林の保全および持続可能な経営、森林の炭素蓄積量強化の取組も目指す考えを付加（「+」）したもの。

※2　どのくらいの地域が森林に覆われているかを示す情報。

※3　温室効果ガス、中でも温暖化への影響が最も大きいとされる二酸化炭素の大気中の濃度を増加させないことが重要だが、森林は二酸化炭素を吸収（森林炭素）し、地球温暖化防止に貢献する。

８．欧州地域

過去に共産主義体制にあった中・東欧、旧ソ連の欧州地域の多くの国々では、その後民主化と自由化を達成し、現在は民主的政権の下で市場経済に基づいた経済発展に取り組んでいます。日本は、これら地域および欧州全体の一層の安定と発展のため、また、普遍的価値（人権、民主主義、市場経済、法の支配）を共有する関係をさらに強化するため、市場経済化、経済インフラの再建および環境問題などへの取組に対する支援を行っています。

＜ 日本の取組 ＞

西バルカン諸国〈注25〉は、1990年代に発生した紛争の影響で改革が停滞していました。しかし、ドナー（援助国）や国際機関などの支援があり、また、それぞれの国が自身で改革のための努力を行ったことにより、復興支援を必要とする段階を卒業しました。現在は持続的な経済発展に向けた支援が必要な段階にあります。日本は2004年にEU（欧州連合）と共同で開催した西バルカン平和定着・経済発展閣僚会合で確認された「平和の定着」、「経済発展」、「域内協力」の３本柱を開発協力の重点分野として支援を展開してきました。引き続き、西バルカン諸国の開発途上国においては、特に「持続可能な経済成長の促進」を重点方針として支援しています。

旧ソ連諸国であるウクライナやモルドバは、ロシアとEUの間に位置するという地政学上の重要性を持っています。これら諸国の安定と持続的な発展は、欧州全体の安定にとってなくてはならないものです。民主主義が根付き、市場経済を確立させるための努力を支援する必要があります。これに関し、日本は2014年2月以降のウクライナ情勢の悪化を受け、ウクライナの国内改革を後押しするために、国別では最大規模となる約18.5億ドルの支援を表明し、着実に実施しています。また、政治危機に加え、ウクライナ東部情勢が悪化したことから、東部の社会サービスの早期復旧・平和構築支援として約600万ドル、東部の人道支援やインフラ復旧に対する支援として約3,000万ドル等を供与してきました。資金供与以外でも、技術協力を通じた行財政改革支援、汚職対策支援、メディア支援を含む民主化支援等を実施しています。

ボスニア・ヘルツェゴビナ北東部に位置するゴルニ・ドラガリェバッツ村のステバン・ネマニャ小学校で日本の支援による暖房設備の整備を祝う学校関係者と子どもたち（写真：草山悟／在ボスニア・ヘルツェゴビナ日本大使館）

2016年9月、モンテネグロにおける草の根・人間の安全保障無償資金協力「ポドゴリツァ市シュタンパル・マカリエ小学校校舎修復計画」の引渡式に出席する滝沢外務大臣政務官

日本は、欧州地域内の経済発展の格差を踏まえ、EUに加盟した国々に対しては、援助を卒業したものとして、その支援を段階的に縮小させるとともに、ドナー（援助国）として欧州地域の開発途上国に対する開発協力に一層積極的に取り組むことを促していきます。日本は、ヴィシェグラード４か国〈注26〉を含むこれらの国々と援助国としての経験を共有するための取組も行っています。一方、西バルカン諸国やウクライナ等の開発途上国に対しては、各々の国の経済水準も踏まえながら、支援を実施しています。また、どの国に支援を行う場合にも、ドナー（援助国）および国際機関等の動きに注意を払いながら、日本の知識と経験を活かして、より成果を重視した効率的かつ効果的な支援を行っていくことに努めています。

注25：西バルカン諸国：アルバニア、クロアチア、コソボ、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モンテネグロ
注26：ヴィシェグラード４か国：ポーランド、チェコ、ハンガリー、スロバキア

欧州地域における日本の国際協力の方針

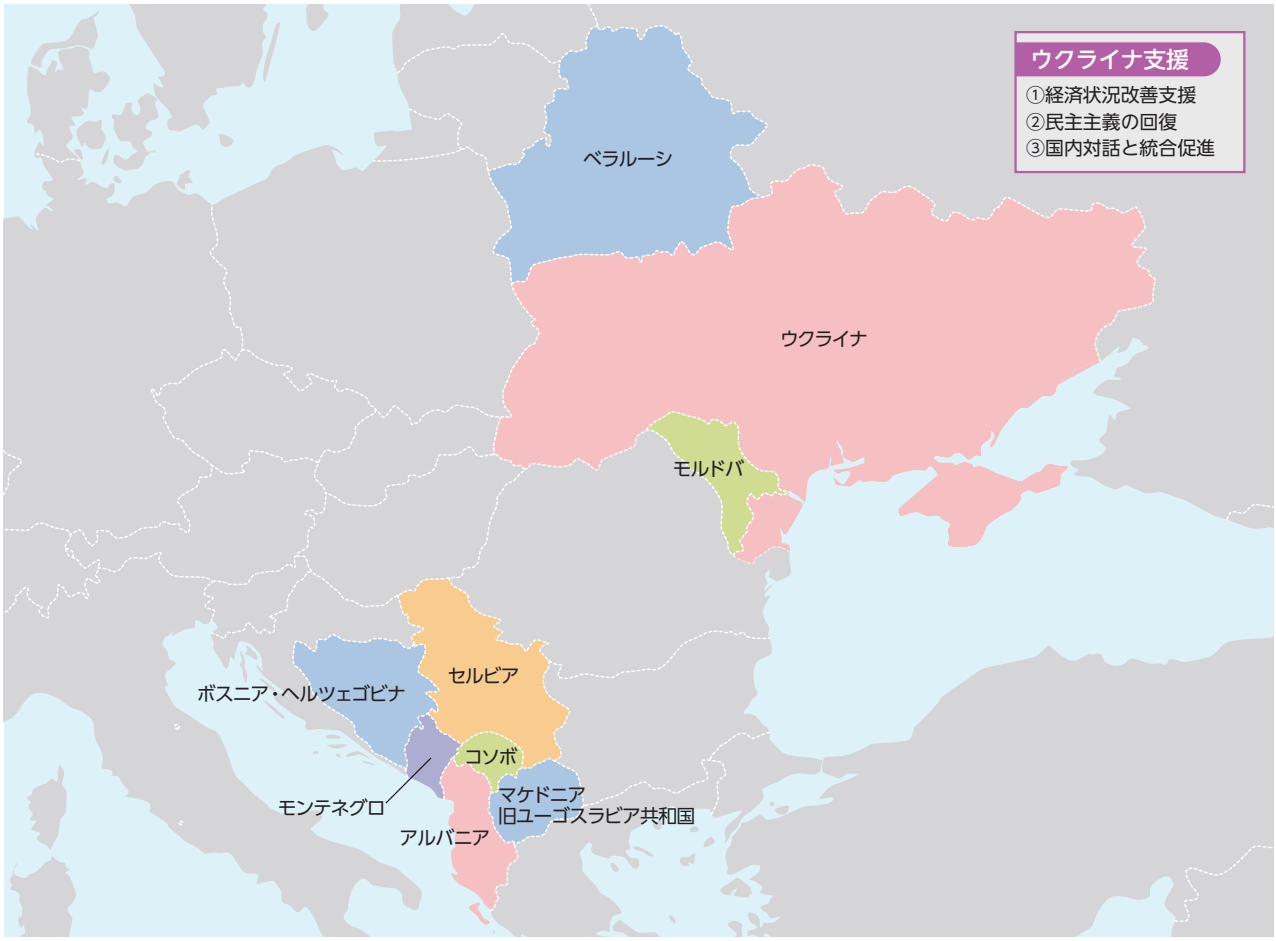

図表 II-15　欧州地域における日本の援助実績

2015 年

（単位：百万ドル）

順位	国または地域名	贈与			計	政府貸付等		(A)－(B)	合計（支出純額）	合計（支出総額）
		無償資金協力		技術協力		貸付実行額(A)	回収額(B)			
			うち国際機関を通じた贈与							
1	モルドバ	5.20	—	0.98	6.18	30.83	—	30.83	**37.01**	**37.01**
2	ウクライナ	11.10	2.19	8.81	19.91	—	7.70	-7.70	**12.21**	**19.91**
3	アルバニア	4.20	—	0.42	4.62	10.89	2.81	8.08	**12.70**	**15.50**
4	ボスニア・ヘルツェゴビナ	7.99	0.70	3.45	11.44	0.65	1.11	-0.47	**10.98**	**12.09**
5	セルビア	1.88	—	2.80	4.68	0.78	—	0.78	**5.46**	**5.46**
6	コソボ	0.18	—	3.79	3.96	—	—	—	**3.96**	**3.96**
7	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	0.28	—	1.34	1.61	—	4.33	-4.33	**-2.71**	**1.61**
8	モンテネグロ	0.27	—	0.13	0.40	—	—	—	**0.40**	**0.40**
9	ベラルーシ	0.05	—	0.11	0.16	—	—	—	**0.16**	**0.16**
	欧州の複数国向け	2.48	2.48	0.76	3.24	—	—	—	**3.24**	**3.24**
欧州地域合計		**33.62**	**5.37**	**22.92**	**56.54**	**55.24**	**63.66**	**-8.42**	**48.12**	**111.78**

＊1　順位は支出総額の多い順。
＊2　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊3　[－]は、実績がまったくないことを示す。
＊4　無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。
＊5　複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。
＊6　国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。
＊7　「欧州の複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、トルコを含む複数国向けの実績が含まれている。
＊8　マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。

セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロ

西バルカン地域における中小企業メンターサービス構築・普及促進プロジェクト

技術協力プロジェクト（2013年４月～2016年５月）

西バルカン地域に位置するセルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロの３か国は、2008年の世界金融危機の影響を受けマイナス成長に転じ、プラス成長に回復した2011年以降の経済成長率もおおむね１～３％程度にとどまっていました。このような状況から早期に回復し、経済を活性化させるためには、国内企業の大半を占め、国内雇用者の大多数を抱える中小企業の成長が不可欠です。しかし、西バルカン地域の中小企業は、金融へのアクセス、行政手続き、国内の不平等な競争等において問題を抱えている状態である上、中小企業の支援体制も脆弱（ぜいじゃく）であり、支援サービスを提供できる人材が不足していました。

そのような環境の改善のため、日本はセルビアにおいて中小企業に直接企業診断やアドバイスを行うメンター（指導者）制度を組織化し、定着させることを目的とした「メンター制度組織化計画プロジェクト」（2008年～2011年）を実施しました。同プロジェクトは、大きな成果を上げ、メンター制度はセルビア国内各地で導入されました。このメンター制度の評判が広がり、セルビアにおいてはメンター制度のさらなる普及・強化、ボスニア・ヘルツェゴビナとモンテネグロにおいてはメンター制度の構築を支援することになりました。

また、新たな試みとして、女性の社会進出を後押しするため、女性起業家を対象としたメンターによる相談会を実施しています。メンター制度に申し込んだオーガニック食品を扱うセルビア企業の女性経営者は、ビジネスは拡大しつつあったものの、従業員とのコミュニケーションがうまく取れておらず、このまま発展するのは難しいと感じていました。彼女は、メンターによるアドバイスで、上から下への意思決定（トップダウン）ではなく、現場の意見を尊重して活かしていくボトムアップで、業務をより良くするアイデアを従業員から得ることの重要性に気づいたといいます。また、あるメンターは「経営者が何でも一人で問題を解決することは、事業が大きくなるにしたがって難しくなる。この点で、メンターとの対話形式による経営へのサポートは有用です」と語っています。

モンテネグロのメンターと企業での研修風景（写真：JICA）

このように中小企業支援体制の強化に焦点を当てた制度構築を日本が支援することにより、西バルカン地域で経済基盤が強化され、同地域の持続的な成長の実現が期待されています。

日本から提供された、セルビア・ベオグラード市内を走る黄色いバス。両国の架け橋として人々に利用されている。（写真：久野真一／ JICA）

点字プリンターが教育現場を変える

～セルビアで視覚障害者の就学・就職をサポート～

セルビア盲人協会の視覚障害者と日本テレソフトの金子秀明さん（写真：藤本修三）

東欧の旧ユーゴスラビア諸国の一つで、北海道と同じくらいの国土に埼玉県と同じくらいの人口、約716万人が暮らすセルビア共和国（以下、「セルビア」）は、海に面していない内陸国です。

セルビアには国内の視覚障害者の権利保護を目的とし、無償で点字図書館の運営、点字本や点字雑誌の発行、視覚障害の学生の教科書無料印刷、点字研修、視覚障害者の就労サポートなどを行うセルビア盲人協会があり、同協会に登録している会員約１万2,000人に対して支援を展開してきました。

同協会は1999年から点字プリンターを用いた支援を行ってきましたが、点字プリンターが20年以上も前のものと古く、故障で使えないものが多くなっていました。また、使えるものでも印刷スピードが遅く、頻繁に紙詰まりを起こすことが悩みの種となっていました。加えて、点字プリンターが設置されているのは本部だけのため、地方に暮らす視覚障害者は点字印刷物を必要なときにすぐに使うことができないという問題もありました。

こうした状況にあるセルビアの視覚障害者の社会生活向上のため、日本は草の根・人間の安全保障無償資金協力※1を活用して、セルビア盲人協会に高品質の点字プリンターおよび点字ディスプレイを購入するための資金を供与する支援を決定しました。

同協会はこの資金を活用し、点字プリンター（５台）、点字ディスプレイ（19台）等を導入しました。点字ディスプレイとは、パソコンやUSBメモリーのデータを点字で表示することができる電子機器です。印刷前にその内容を確認できる機能のほか、点字文書を点字データとして入力することもできます。これまでは、視覚障害者が情報を得ようとしたらすべて点字プリンターで印刷しなければならなかったのですが、点字ディスプレイを使えば迅速に情報を得ることができるほか、貴重な点字印刷用紙の節約にもつながります。

点字プリンターの操作を説明する日本テレソフトの社員とそれを確認するセルビア盲人協会のメンバー（写真：藤本修三）

なお、この点字プリンター等を製造した日本テレソフト代表取締役社長の金子秀明（かねこひであき）さんは、「弊社の製品は点字と墨字が同時に印刷でき、点字を読めない人も書かれている内容が分かります。盲学校でもすべての先生が点字を理解できるわけではありません。印刷音がとても静かなことも含め、当社の点字プリンターは、特に教育現場で大きな力を発揮します。セルビアでは視覚障害者の教科書が圧倒的に不足していることもあり、高等教育への進学率は低く、就職も厳しいのが現状ですが、点字プリンターの導入が進めば、こうした教育環境を改善していけるはず」と話しています。

また、セルビア盲人協会が今回整備した点字プリンターですが、納品前の2016年４月には、製品を生産していた熊本工場が熊本地震で被災してしまうという事態に見舞われました。工場の復旧を待っていては納品予定日に間に合わないため、製品の組立を優先させ、完成後は、福岡の社員が自家用車で熊本から福岡へ製品を運び、なんとか間に合うようにセルビアに出荷されました。

「震災を乗り越え、セルビアに納品した製品は、弊社にとっても感慨深いものとなりました。セルビアでは熊本地震へのお見舞いの言葉をいただき、逆に感謝した次第です」と金子さんは振り返ります。

今回導入された５台の点字プリンターは、本部を含む５か所の盲人協会に配備されました。2016年５月16日にベオグラードで行われた引渡し式には日本テレソフトの技術者も同行し、盲人協会の職員に使い方を指導しています。

「セルビアの視覚障害者は、社会参加や就学への意欲が高いという印象を持っています。今回、導入される5か所以外にも、点字プリンターを必要としているところはまだたくさんあります。今後は盲人協会と連携しながら、さらなる普及につなげていきたい」と金子さんはいいます。

点字プリンターおよび点字ディスプレイという、なかなか目にする機会のない製品ですが、セルビアの視覚障害者の就学や就職の機会創出に貢献することで、セルビアにおける視覚障害者の社会生活向上に寄与しています。

※１　人間の安全保障の理念を踏まえ、開発途上国における経済社会開発を目的とし、草の根レベルの住民に直接貢献する、比較的小規模な事業のために必要な資金を供与する無償資金協力。

第3節　効果的で適正な実施に向けた取組

日本の長年にわたるODAは、開発途上国の開発、成長に様々な形で貢献してきただけではありません。日本と開発途上国との間の友情と信頼の確かな絆（きずな）を築くとともに、日本の国際社会における地位の向上に、ひいては日本自身の平和と繁栄をより確かなものとすることに大いに役立ってきました。しかし、課題や困難に直面したこともありました。ODA事業に際して、不正が行われたり、不測の事態によって十分な援助効果が上げられない、遅れが生じたりといったこともあります。また、環境や地元コミュニティに予期せぬ影響が出たり、累積債務問題が生じたりしたこともあります。さらに、日本の顔が見えにくい、援助目的が達成されていないといったご意見をいただくこともあります。

日本政府としては、こうした経験を一つひとつ無駄にせず、将来への教訓とすべく、評価の仕組みを整え、透明性の向上に努め、市民社会を含む幅広い関係者の方々との対話を行うといった努力を続けてきました。そうして、日本のODAが、効果的で無駄のない方法で、開発途上国の人々に真の豊かさをもたらすよう、しっかりとした環境社会配慮の基準や、不正を防ぐ仕組み、受入国側との丁寧な対話と調整、また、きめ細かい事業の維持管理やフォローアップのプロセスを整えてきました。今後ともより効果的で適正な開発協力の実施に向けて、このような努力を不断に続けていくことが求められています。

1．効果的・効率的な開発協力の実施

日本政府は、限られた予算の中で最大限の効果が得られるよう、効果的・効率的な開発協力の推進に努めています。そのため、政府・実施機関の一体性および様々な関係主体との連携強化に努めること、PDCAサイクル（案件形成（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、フォローアップ活動（Act））の強化に努めること、さらには、日本の持つ強みを活かした協力を行うこと等に努めています。

（1）開発協力の実施体制の強化

ア．政府の体制

外務省の国際協力局は、ODAを含む開発協力にかかわる政策を総合的に企画・立案するとともに、政府全体の政策を調整する中心的な役割を担っています。有償資金協力、無償資金協力、技術協力の三つの援助手法を一体的に活用した支援や、二国間協力と多国間協力（国際機関を通じた協力）の連携を図り、効果的なODAの実施に取り組んでいます。また、関係府省庁の間で情報の共有や意見交換を行うとともに、関係府省庁の知識と経験を政策に反映しています。関係府省庁間の連携強化の取組の一つとして、経協インフラ戦略会議があります。これは、海外経済協力に関する重要事項を審議し、戦略的・効率的な実施を図るため、内閣官房長官の下に置かれた会議で、副総理兼財務大臣、総務大臣、外務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣等がメンバーとなっています。開発協力の効果的・効率的推進のため、様々なテーマについて議論を行い、政府一体となった開発協力の推進に努めています。

イ．政府と実施機関の連携

外務省は、年度ごとに策定する開発協力重点方針等の各種政策を速やかにODAの実施に活かすことができるよう、実施機関であるJICAとの連携を図っています。

2008年10月には、技術協力の実施と無償資金協力の実施促進を担ってきたJICAと、円借款など有償資金協力の実施を担当していた国際協力銀行（JBIC）の海外経済協力部門が統合され、新JICAが誕生しました。外務省が実施してきた無償資金協力の実施業務の一部もJICAに移され、JICAは技術協力、有償資金協力、無償資金協力という三つの援助手法を一元的に

実施する総合的なODAの実施機関となっています。

ウ．在外機能の強化

開発途上国政府との政策の協議を強化するため、原則としてすべてのODA対象国について、在外公館（海外の日本大使館）やJICAの現地事務所などで構成される「現地ODAタスクフォース」を設置しています。〈注1〉タスクフォースは、開発途上国の援助需要を把握した上で、国別開発協力方針や事業展開計画などのODA政策を決めるプロセスにも参加します。また、開発途上国政府との政策に関する協議を行います。さらに、他の援助国や国際機関と連携しながら、援助手法の面での連携や見直しに関する提言を行い、援助対象となる候補案件の検討・選定などを行っています。

また、貧困削減戦略文書（PRSP）*に代表される当該国の開発戦略やセクタープログラム（総合事業計画）等の策定や見直しの動きなどに合わせて、開発途上国における援助協調*が各地で本格化している状況に対応し、日本は2006年度から特定の在外公館に経済協力調整員を配置し、援助協調にかかわる情報の収集・調査を行っているほか、他国に対し、日本の政策に関する情報を発信したり、提言を現場にて行ったりする体制をとっています。

用語解説

＊貧困削減戦略文書（PRSP：Poverty Reduction Strategy Paper）
世界銀行・国際通貨基金（IMF）により、1999年に導入された、重債務貧困国（巨額の借金を抱えている貧困国）が、債務削減を受けるための条件となる文書。債務削減によって返済せずに済んだ資金を、貧困削減の対応策に支出するために、教育、保健、食料安全保障などの分野で、3か年ごとに目標を設定する経済社会開発のための実行計画書。文書は開発途上国政府のオーナーシップ（主体的な取組）の下、援助国やNGO、研究機関、民間部門の代表などの意見も取り入れて作成される。

＊援助協調
援助の効果を増大させるために、複数のドナーが情報共有を行い、援助の戦略策定やプロジェクト計画・実施などにおいて協力を行うこと。従来の援助協調は、案件ごとのドナー間の連携・調整に重点が置かれていたが、近年は、被援助国の開発政策に沿って、ドナーが共通の戦略や手続きで支援を行う総合的な援助協調が、サブサハラ・アフリカを中心に、世界各国で進められるようになっている。

（2）戦略性の強化のための取組

戦略性の強化のためには、PDCAサイクルの強化に努めるとともに、それぞれの段階において、戦略性の強化のための意識を持つことが重要です。政策立案に際しては、開発協力が外交政策の最も重要な手段の一つであることを十分に認識しつつ、開発途上国をはじめとする国際社会の状況、開発途上国自身の開発政策や開発計画および支援対象となる国や課題の日本にとっての戦略的重要性を十分踏まえた開発協力方針の策定・目標設定を行っています。開発協力の実施においては、ODAとODA以外の資金・協力との連携強化や、無償資金協力、有償資金協力、技術協力を有機的に組み合わせること、諸制度の改善、柔軟な運用等に努めています。さらに、協力の効果・効率性の向上に加え、国民への説明責任を果たす観点からも、政策や事業レベルでの評価をしっかりと行い、評価結果を政策決定過程や事業実施に適切にフィードバックする努力を行っています。

ア．開発途上国との協議

より効果的な開発支援を実行するため、開発途上国と密接に政策協議を行い、互いの認識や理解を共有する取組を進めています。日本は、その国のオーナーシップ（主体的取組）を通じた発展を促す支援をするという観点からODAを実施しており、開発途上国からの要請を重視する一方、要請を受ける前の段階で相手国の政府関係者と政策協議を実施することで、相手国の開発政策や援助の需要を十分に理解し、日本のODA政策との協調を図っています。

注１：JICAが本部で所管する一部の国を除く。

イ．プログラム・アプローチ

プログラム・アプローチとは、被援助国との協議等を通じて特定の開発課題の解決に向けた目標（プログラム目標）を設定した上で、その目標達成に必要な具体的なODA案件（プロジェクト）を導き出していくアプローチのことです。

たとえば、特定地域の妊産婦死亡率を減らすという「目標」のために、無償資金協力による病院の建設や、技術協力による助産師の育成といった「具体的なプロジェクト」を導き出すケースが考えられます。現在、試験的な取組を進めており、その経験と成果を活かして、プログラム・アプローチの強化に取り組んでいきます。

ウ．国別開発協力方針

「国別開発協力方針」は、被援助国の政治・経済・社会情勢を踏まえ、相手国の開発計画、開発上の課題等を総合的に考え合わせて策定する日本のODAの方針です。その国への開発協力のねらいや基本方針・重点分野等を簡潔にまとめ、「選択と集中」による開発協力の方向性の明確化を図っています。原則としてすべてのODA対象国について策定することとしており、2016年10月時点で113か国の国別開発協力方針（旧称「国別援助方針」）を策定しました。

エ．開発協力適正会議

ODA事業の妥当性を確認するとともに、ODAの質と透明性の向上を図ることを目的に、関係分野に知識・経験を有する独立した委員と意見交換を行う開発協力適正会議を開催しています。2011年から開催されている開発協力適正会議は、PDCAサイクルの中核としての役割を果たしています。この会議は、無償資金協力、有償資金協力および技術協力の新規案件形成のための調査実施に先立ち、ODA関連分野に知見を有する外部有識者と外務省・JICAの担当部署との間で調査内容などについて意見交換を行い、過去の経験や外部有識者の視点を新規案件に反映することを通じて、ODA事業のより一層の効果的な実施と透明性の向上を図ることを目的としています。

オ．評価の充実

これまで日本は、ODA事業の透明性向上を徹底し、その説明責任の向上を図るため、①PDCAサイクル（案件形成（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、フォローアップ活動（Act））の強化、②プログラム・アプローチの強化、③「見える化」の徹底を進めてきました。

PDCAサイクルの強化については、①すべての被援助国における国別援助方針の策定、②開発協力適正会議の開催、③個別案件ごとの指標の設定、④評価体制の強化といった取組を進めています。

2013年４月には、ODA事業の透明性向上と継続的改善を目的として、「戦略的・効果的な援助の実施に向けて（第３版）」を公表しました。ここでは、PDCAサイクル強化のため、無償資金協力についての体系的な数値目標の導入（これにより個別プロジェクトごとに合理的な目標設定が可能になる）や、貧困削減戦略支援無償へのPDCAサイクルの導入、事業評価への４段階評価の導入等を発表しました。このうち、体系的な数値目標の導入については、2014年6月に開催された第11回行政改革推進会議において有識者からPDCAサイクルを強化した改善事例として評価されました。

同年６月に実施された「春の行政事業レビュー」では、草の根技術協力事業について公開の議論が行われ、その指摘を踏まえ、第三者による包括的な評価を

PDCAサイクル

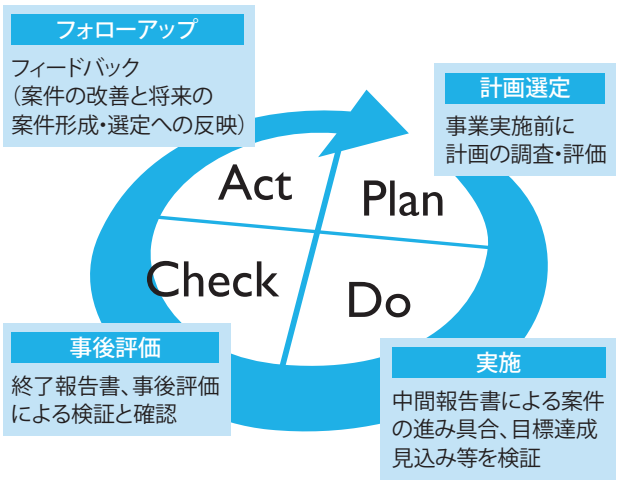

行い、同事業の制度の妥当性・有効性・効率性等の検証を行いました。また、その検証結果に基づき、同事業の制度改善を行いました。

さらに、2014年11月に実施された「秋の行政事業レビュー」では「国際機関への拠出金等に関するPDCAサイクルの在り方」について公開の議論が行われ、その指摘を踏まえ、国際機関等に対する拠出に係る評価を行ったところですが、2016年６月に実施された「行政事業レビュー公開プロセス」において、国際機関評価の基準について、第三者の意見を聴取するなどして改善を図るべきとの指摘があったことから、有識者から意見を得て評価項目の見直しを行い、外務省ホームページに2016年８月に評価結果を公表しました。

より効果的・効率的なODAを行うためには、事業レベルだけではなく、政策レベルでPDCAサイクルを強化していくことが必要です。そのため「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（いわゆる「政策評価法」）に基づいて、経済協力政策の全般に関する政策評価を実施するとともに、外務省では、中立的な立場から評価を行うべく第三者によるODA評価を実施しています。

第三者評価では、主に政策レベルの評価（国別評価、重点課題別評価など）を行い、政策やプログラムが日本のODA上位政策や被援助国のニーズに合致しているか（政策の妥当性）、当初予定されていた目標が達成されているか（結果の有効性）、政策の実施までに適切なプロセスが取られているか（プロセスの適切性）の三つの評価項目について開発の視点から評価を行います。

さらに、評価に当たっては当該政策やプログラムの実施が外交上、どのような効果があったかの確認が重要との考えから、2011年からは、開発の視点に加えて、外交の視点からの評価を行っています。

ODA評価の結果から得られた提言や教訓は、将来の計画や、実施過程に活かしていくため、関係する部局をはじめ、開発途上国の政府にも伝えています。また、評価結果をホームページなどで広く公表することで、ODAがどのように使われ、どのような効果があったのかについて説明責任（アカウンタビリティー）を果たす役割も持っています。

一方、JICAは無償資金協力、有償資金協力、技術協力それぞれのプロジェクトについての評価やテーマ別の評価を実施しています。各プロジェクトの事前の段階から、実施の段階を経て、事後まで一貫したモニタリング・評価を行うとともに、これら三つの援助手法に整合性のある評価の仕組みを確立しています。なお、これらの評価はDAC評価５項目に基づいて行われ、一定金額以上の案件については、外部評価者による事後評価を実施しています。また、事業の効果を定量的に把握することは重要であり、インパクト評価〈注2〉の強化にも取り組んでいます。

こうしたODA評価の結果から得られた提言や教訓については、対応を検討して、ODAの政策・実施へ反映させています。

また、政策評価法に基づいて、外務省では一定の金額を超える案件の事前評価、５年間着手されなかった案件（未着手案件）、または10年経っても貸付が終わっていない案件（未了案件）*の事後評価も行っています。

用語解説

＊未着手・未了案件

「５年未着手案件」とは、案件の実施が決定した後、５年を経過した時点においても貸付契約が締結されていない、あるいは貸付実行が開始されていないなどの案件。「10年未了案件」とは、案件実施決定後10年を経過した時点で貸付実行が未了である案件を指す。

注２： インパクト評価という場合は、開発事業の効果を、統計学や計量経済学の手法を用いて検証する方法を意味する。

２．開発協力の適正性確保のための取組

日本の開発協力は、開発協力大綱の実施上の原則を踏まえて立案・実施されています。

（１）平和国家としての開発協力

日本は、開発協力大綱の下で、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国際社会の平和と安定および繁栄の確保により一層積極的に貢献するために開発協力を推進していくこととしています。そのため、日本は「非軍事的協力による平和と繁栄への貢献」という、平和国家としての日本にふさわしい開発協力を推進することを基本方針としています。具体的には以下のような原則を踏まえて開発協力を行っています。

開発途上国において政治的な動乱後に成立した政権や反政府デモが多発している開発途上国に対する支援については、日本は、ODAが適切に使われていることを確認するとともに、開発途上国の民主化、法の支配および基本的人権の状況などに日本として強い関心を持っているとのメッセージを相手国に伝え、ODAによる支援を慎重に検討することとしています。

開発協力大綱は、ODAを軍事目的に用いないというこれまでの原則を変えるものではなく、「非軍事的協力による平和と繁栄への貢献」を掲げ、平和国家としての日本にふさわしい開発協力を推進する方針を堅持しています。一方、近年、感染症対策や紛争後の復旧・復興等の民生分野や災害救援等、非軍事目的の活動において軍や軍籍を有する者が重要な役割を果たしており、国際社会における重要な開発課題への対応に当たり、これらの者に対し、非軍事目的の協力が必要となる場面がより増加していることを踏まえ、開発協力大綱では、「軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避」の原則の下、これまで十分明確でなかった軍や軍籍を有する者に対する非軍事目的の開発協力に関する方針を明確化しました。大綱策定以降、こうした協力として、たとえば、エクアドルの軍籍を有する職員に対する防災研修や、パプアニューギニア軍楽隊に対する楽器の供与などを実施しています。こうした協力の適正性確保のため、開発協力適正会議のような事前の審査や事後のモニタリングにもしっかりと取り組んでいきます。また、テロとの闘いや平和構築への貢献に当たっても、日本の支援物資や資金が軍事目的に使われることを避けるため、大綱の原則を十分に踏まえることとしています。

さらに、テロや大量破壊兵器の拡散を防止するなど、国際社会の平和と安定を維持・強化するとともに、開発途上国はその国内資源を自国の経済社会開発のために適正かつ優先的に配分すべきであるとの観点から、日本はその国の軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発・製造、武器の輸出入等の動向に十分注意を払って、開発協力を行うこととしています。

（２）環境・気候変動への影響、社会的弱者への配慮

経済開発を進める上では、環境への負荷や現地社会への影響を考慮に入れなければなりません。日本は、水俣病をはじめとする数々の公害被害の経験を活かし、ODAの実施に当たっては環境への悪影響が回避・最小化されるよう、慎重に支援を行っています。

開発協力を実施する際には、事業の実施主体となる相手国の政府や関係機関が、環境や現地社会への影響、たとえば、住民の移転や先住民・女性の権利の侵害などに関して配慮をしているか確認します。2010年に策定した「環境社会配慮ガイドライン」*に基づき、開発協力プロジェクトが環境や現地社会に望ましくない影響をもたらすことがないよう、その影響を回避・最小化するための相手国による適切な環境社会配慮の確保を支援してきています。このような取組は、環境・社会面への配慮に関する透明性、予測可能性、説明責任を確保することにつながります。

また、開発政策によって現地社会、特に貧困層や女性、少数民族、障害者などの社会的に弱い立場に置かれやすい人々に望ましくない影響が出ないよう配慮しています。たとえば、JICAは2010年４月に新環境社会配慮ガイドラインを発表し、事前の調査、環境レビュー（見直し）、実施段階のモニタリング（目標達成状況の検証）などにおいて、環境や社会に対する配慮を確認する手続きを行っています。

（3）不正腐敗の防止

開発協力大綱においては、これまでの実施上の原則に加え、開発協力の効果的・効率的な推進のための原則が具体的に示されたほか、不正腐敗の防止、開発協力関係者の安全配慮など、適正性の確保の観点からの新しい原則も盛り込まれています。

日本のODAは、国民の税金を原資としていることから、ODA事業に関連して不正行為が行われることは、開発協力の適正かつ効果的な実施を阻害するのみならず、ODA事業に対する国民の信頼を損なうもので、絶対に許されません。そのため、政府とJICAは過去に発生した不正事件も踏まえ、調達手続きなどにおいて透明性を確保するなど不正の防止に取り組んでいます。

2014年には、インドネシアにおける円借款事業をめぐる不正により、日本企業が米国司法当局と司法取引を行い、米国において有罪判決を受けたほか、インドネシア、ウズベキスタン、ベトナムにおける円借款事業等に関連した不正の疑いで、日本企業関係者が国内で起訴され、有罪判決を受けました。外務省、JICAとしては、上述のとおり、これまでにも様々な不正防止策を講じてきたところですが、ODA事業への信頼を損ねる事案が発生したことを踏まえ、不正腐敗情報相談窓口の強化、不正に関与した企業への措置の強化、企業へのコンプライアンス体制構築の働きかけなどの再発防止策のさらなる強化を行っています。また、このような事態を未然に抑止するためには、日本側のみならず、相手国における取組・協力も必要であり、その観点から、相手国政府とも協議を行うほか、ガバナンス強化のための支援も行っています。また、日本のODA事業関係者および相手国政府関係者の不正腐敗防止に係る意識向上等を目的とした啓発資料の作成、配布を行いました。

用語解説

＊環境社会配慮ガイドライン

「環境社会配慮」とは、大気、水、土壌への影響、生態系および生物相等の自然への影響、住民が非自発的に移転しなければならないなど、環境面および社会面へその事業が与える可能性のある負の影響に配慮することをいう。環境社会配慮ガイドラインは、JICAが関与するODA事業において、こうした負の影響が想定される場合、必要な調査を行い、負の影響を回避、または最小化するとともに、受け入れることができないような影響をもたらすことがないよう、相手国等が適切な環境社会配慮を確保できるよう支援し、確認を行うための指針。

3．連携強化のための取組

日本の開発協力は、多様な主体とのパートナーシップの下で推進されており、その効果を最大限引き出すための様々な制度改善等を実施しています。政府・政府関係機関による開発協力の実施に当たっては、JICAとその他の公的資金を扱う機関（株式会社国際協力銀行（JBIC）〈注3〉、独立行政法人日本貿易保険（NEXI）〈注4〉、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）〈注5〉、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）〈注6〉等）との間の連携を強化するとともに、民間部門を含む多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化することとしています。

また、2015年９月に国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）に関し、その達成に向けた日本の取組を広範な関係者が協力して推進していくため、行政、NGO/NPO、有識者、民間セクター、国際機関、各種団体等の関係者が集まり、意見交換を行うSDGs推進円卓会議を設置し、様々なステークホルダーとの連携を推進しています。

（1）官民連携

経済のグローバル化に伴い、ODAの約2.5倍の民間資金が開発途上国に流入する現在、開発途上国の開発のための資金ニーズに対応するためには、民間資金による開発への貢献を促進することがますます重要と

注３：国際協力銀行　JBIC：Japan Bank for International Cooperation
注４：日本貿易保険　NEXI：Nippon Export and Investment Insurance
注５：海外交通・都市開発事業支援機構　JOIN：Japan Overseas Infrastructure Investment Corporation for Transport & Urban Development
注６：海外通信・放送・郵便事業支援機構　JICT：Fund Corporation for the Overseas Development of Japan's ICT and Postal Services (Japan ICT Fund)

なっています。そのため日本政府は、インフラの分野では、先に見てきたとおり（29ページを参照）官民連携を活用した質の高いインフラ投資を推進しているほか、その他の分野においても、次のような官民連携による民間投資を後押ししています。

日本の民間企業が開発途上国で様々な事業を行うことは、現地で雇用の機会を創り出し、開発途上国の税収の増加、貿易投資の拡大、外貨の獲得などに寄与し、日本の優れた技術を移転するなど、多様な成果を開発途上国にもたらすことができます。政府は、このような民間企業の開発途上国における活動を推進するために、2008年４月にODAなどと日本企業との連携強化のための新たな施策「成長加速化のための官民パートナーシップ」を発表し、開発途上国の経済成長や貧困削減に役立つ民間企業の活動とODAが連携する官民連携案件に関して民間企業からの相談や提案を受け付けています。たとえば、ベトナムから電力関係者を日本に招き、無停電工法〈注7〉を含めた日本の安全かつ効率的な配電工事技術を伝授した事例などがあります。

また、最近、民間企業が進出先の地域社会が抱える課題の解決に対して積極的に貢献することを目指す企業の社会的責任（CSR）〈注8〉活動や、生活の向上や社会的課題の解決への貢献が期待される低所得者層を対象にしたBOP（Base of the Economic Pyramid）ビジネス*が注目されています。日本の民間企業のCSR活動やBOPビジネスと、現地NGO等の活動の連携を促進するため、草の根・人間の安全保障無償資金協力*の中で優先枠を設定し、積極的に民と民のマッチングを支援しており、2015年度は21件を認定しました。

ほかにも、官と民が連携して公共性の高い事業などをより効率的・効果的に行うことを目指す官民連携（PPP：Public-Private Partnership）*にも取り組み、技術協力による制度整備や人材育成のほか、海外投融資や円借款を活用して、プロジェクトの計画段階から実施までの支援を行っています。

加えて、国連開発計画（UNDP）〈注9〉および国連児童基金（UNICEF）〈注10〉などの国際機関は、開発途上国における豊富な経験と専門性を活かし、日本企業による包摂的ビジネス*を推進しています。たとえば、UNDPは日・UNDPパートナーシップ基金を活用して、ブータンにおいて、伝統的な産品の生産とマーケティングを支援しました。その製品は、企業利益と開発目的を同時に達成するビジネスを推進する国際的なイニシアティブであるビジネス行動要請（BCtA：Business Call to Action）に参加している日本企業を通じて日本での販売を検討するに至りました。

BOPビジネスイメージ図

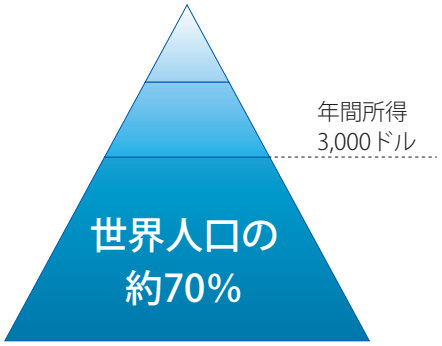

ア．PPPインフラ事業・BOPビジネス連携促進の協力準備調査

優れた技術や知識・経験を持ち、海外展開に関心を持つ日本企業の開発への参加を促すため、民間企業からの提案に基づく２種類の協力準備調査を実施しています。具体的には、PPPインフラ事業とBOPビジネス連携促進のそれぞれについて事業化調査のための企画書（プロポーザル）を民間企業から広く募集し、その提案を行った企業にフィージビリティ調査*（実現の可能性を探るための調査）を委託することで事業化の計画策定を支援する民間提案型の調査制度です。これまで上下水道や高速道路案件などのPPPインフラ事業については69件、保健・医療、農業等の分野におけるBOPビジネス連携促進については107件を採択しました。PPPインフラ事業の協力準備調査の実施後、海外投融資案件として承諾に至った案件もあります。これにより、開発途上国の経済社会に民間企業の専門的知識、資金、技術等を活用するとともに、民間企業の海外展開を後押ししていきます。

注７：配電工事の際に停電を起こさない工法。
注８：企業の社会的責任　CSR：Corporate Social Responsibility
注９：国連開発計画　UNDP：United Nations Development Programme
注10：国連児童基金　UNICEF：United Nations Children's Fund

イ．中小企業等の海外展開支援

発展著しい新興国や開発途上国の経済成長を取り込むことは、日本経済の今後の成長にとって重要な要素となっています。とりわけ、日本の中小企業は世界に誇れる多くの優れた製品・技術を有していますが、人材や知識・経験の不足により多くの企業が海外展開に踏みきれずにいます。一方で、開発途上国においては、こうした日本の中小企業等の製品・技術等が活用され、その国の経済社会開発に役立つことが期待されています。

このような状況を受け、外務省・JICAは、ODAを活用して、日本の中小企業等の海外展開を積極的に後押ししています。具体的には開発途上国の課題解決に貢献する中小企業等の海外事業に必要な基礎情報収集・事業計画策定のための調査（基礎調査）、中小企業等からの提案に基づき、製品・技術等を開発途上国の開発へ活用する可能性を検討するための調査（案件化調査）および中小企業等からの提案に基づき、製品・技術等に関する開発途上国の開発への現地適合性を高めるための実証活動を通じ、その普及方法を検討する事業（普及・実証事業）を実施しています。

これらの事業は、日本の中小企業等の優れた製品・技術等を開発途上国の開発に活用することで、開発途上国の開発と日本経済の活性化の両立を図るものであり、2012年度から2015年度において、396件の中小企業による調査や普及・実証事業を採択しました。こうした事業の成果として、2015年９月以前に基礎調査、案件化調査および普及・実証事業を終了した135件について、78％（106件）が対象国でビジネス展開を継続しています。

参加企業や経済団体等からは、こうした取組をさらに拡充してほしい、などの声が多く寄せられており、

南アフリカ共和国のヘルスセンターにて助産師と産婦人科医にモバイルCTGの使用方法を指導する様子（案件化調査）（写真：㈱ミトラ）

今後ともODAを活用した中小企業等の海外展開支援を積極的に推進していきます。

さらに、開発途上国政府の要望や開発ニーズに基づき、日本の中小企業の製品を供与することを通じ、その開発途上国の経済社会開発を支援するのみならず、その中小企業の製品に対する認知度の向上を図り、継続的な需要を創出し、日本の中小企業の海外展開を支援する無償資金協力（中小企業製品を活用した機材供与）も実施しています。

そのほか、中小企業等が必要とするグローバル人材の育成を支援するため、企業に籍を置いたまま企業等の社員を青年海外協力隊やシニア海外ボランティアとして開発途上国に派遣する「民間連携ボランティア制度」*を2012年に創設し、企業等の海外展開を積極的に支援しています。

また、経済産業省でも、中小企業の海外展開において課題となる現地人材の育成を図るため、日本での受入研修や海外への専門家派遣を通じた人材育成を支援しています。また、若手人材の海外インターンシップ派遣事業を通じて、中小企業の海外展開を担うグローバル人材の育成に取り組んでいます。

ウ．事業・運営権対応型無償資金協力

2014年度から、民間企業が関与して施設建設から運営・維持管理までを包括的に実施する公共事業に無償資金協力を行うことを通じ、日本企業の事業権・運営権の獲得を促進し、日本の優れた技術・ノウハウを開発途上国の開発に役立てることを目的とする事業・

運営権対応型無償資金協力を導入しました。2016年度（２月時点）までにミャンマーにおける漏水対策と、ケニアにおける医療廃棄物対策の２件の案件を実施しています。

エ．円借款の制度改善

日本の優れた技術やノウハウを開発途上国に提供し、人々の暮らしを豊かにするとともに、特に日本と密接な関係を有するアジアを含む新興国の成長を取り

込み、日本経済の活性化にもつなげることが求められています。開発途上国と日本の民間企業双方にとって、より魅力的な円借款となるよう、制度の改善を一

層進めていく必要があります。

日本は、2013年４月、および10月に「円借款の戦略的活用のための改善策」等の制度改善を発表しました。まず、４月の制度改善では、それまでの重点分野を「環境」および「人材育成」に整理した上で、「防災」および「保健・医療」を加えました。また、日本の優れた技術やノウハウを活用し、開発途上国への技術移転を通じて日本の「顔の見える援助」を促進するために導入された本邦技術活用条件（STEP：Special Terms for Economic Partnership）について、適用範囲拡大、金利引き下げ等の制度改善を行ったほか、災害復旧スタンド・バイ借款〈注11〉の創設などの追加的な措置を行ってきています。加えて、中進国および中進国を超える所得水準の開発途上国に対しても円借款を一層活用することとしました。次に、10月の制度改善では、官民連携（PPP）方式を活用したインフラ整備案件の着実な形成と実施を促進する、開発途上国政府による各種施策の整備と活用をニーズに応じて支援するべく、EBF円借款〈注12〉およびVGF円借款〈注13〉を導入するなどしました。

また、2014年６月には、同一セクター等の複数案件に対して包括的に円借款を供与する「セクター・プロジェクト・ローン」の本格活用の開始や、日本企業の参画が期待できる円借款事業の実施に当たっての事前資格審査と本体入札との一本化などを通じ、円借款のさらなる迅速化を図ることとしました。同年11月には、新たなPPPインフラ信用補完スタンド・バイ借款〈注14〉を導入することなどを決定しました。

2015年11月には、「質の高いインフラパートナーシップ」〈注15〉のフォローアップ策として、円借款の手続きの迅速化、新たな借款制度の創設など円借款や海外投融資の制度改善を行うことを発表しました。具体的には、たとえば、通常は３年を要する円借款における政府関係手続期間を重要案件については最短で約１年半まで短縮し、その他の案件についても最短で約２年まで短縮することや、JICAの財務健全性を確保することを前提として、外貨返済型円借款の中進国以上への導入、ドル建て借款、ハイスペック借款および事業・運営権対応型円借款を創設すること、また交換公文（E/N）で約束（コミット）する金額の中に「特別予備費枠」を増額計上すること、開発途上国の地方自治体や公社等（サブ・ソブリン主体）に円借款を直接供与するに当たり、相手国の経済の安定性や相手国政府の十分なコミットメントなど各種要件が満たされる場合には、政府保証の例外的な免除を関係閣僚会議にてケース・バイ・ケースで決定することとしました。また、無償資金協力等を通じて、実証・テストマーケティング事業を実施することとしました。2016年５月には、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」〈注16〉において、迅速化のさらなる推進を発表し、事業実施可能性調査（F/S）〈注17〉開始から着工までの期間を最短１年半に短縮するとともに、事業期間の「見える化」を図ることとしました。

オ．海外投融資

民間企業による開発途上国での事業はリスクが高いなどの理由により、民間金融機関からの融資が受けにくい状況にあります。そこで、日本はJICA海外投融資*を活用して、開発途上国において民間企業が実施する開発事業へ直接、出資・融資を行うことにより支援しています。

海外投融資については、2001年12月に発表された「特殊法人等整理合理化計画」において、基本的に、2001年度末までに承諾された案件以外、出融資を行わないこととなっていました。しかし、民間部門を通じて開発効果の高い新しい事業実施のための資金需要に対応する必要性の高まりから、2011年３月以降にベトナムにおける産業人材育成事業やパキスタンにおける貧困層向けマイクロファイナンス事業など、JICAによる民間企業に対する海外投融資を試行的に再開しました。

注11：災害の発生が予想される開発途上国に対して、事前に円借款の契約を締結しておき、災害が発生した際には、迅速に復旧のための資金を融通できる仕組み。
注12：EBF（Equity Back Finance）円借款は、開発途上国政府・国営企業等が出資をするPPPインフラ事業に対して、日本企業も事業運営主体に参画する場合、開発途上国の公共事業を担う特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）に対する開発途上国側の出資部分に対して円借款を供与するもの。
注13：VGF（Viability Gap Funding）円借款は、開発途上国政府の実施するPPPインフラ事業に対して、原則として日本企業が出資する場合において、SPCが期待する収益性確保のため、開発途上国がSPCに供与する採算補塡（VGF）に対して円借款を供与するもの。
注14：PPPインフラ信用補完スタンド・バイ借款は、オフテイク契約の履行を確保する仕組みの整備と活用を開発途上国政府に促し、そのことにより官民の適切なリスク・シェアリングに基づくPPPインフラ整備を促進することを目的として、事業者からの保証履行請求に基づく貸付等を行うもの。
注15：「質の高いインフラパートナーシップ」は、①日本の経済協力ツールを総動員した支援量の拡大・迅速化、②アジア開発銀行（ADB）との連携、③国際協力銀行（JBIC）の機能強化等によるリスク・マネーの供給拡大、④「質の高いインフラ投資」の国際的スタンダードとしての定着を内容の柱としている。
注16：「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」は2016年５月のG7伊勢志摩サミットで安倍総理大臣が発表。アジアを含む世界全体のインフラ案件向けに、今後５年間の目標として、オールジャパンで約2,000億ドルの資金等を供給すると同時に、さらなる制度改善やJICA等関係機関の体制強化と財務基盤の確保を図っていくことを盛り込んでいる。
注17：フィージビリティスタディ（フィージビリティ調査）。

2012年10月には海外投融資を本格的に再開し、ミャンマーのティラワ経済特別区（Class A）開発事業など2016年末時点までに計14件の出・融資契約を調印しています。また、海外のインフラ事業に参画する日本企業の為替リスクを低減するため、海外投融資制度については、従来の円建てに加え、現地通貨建て（2014年６月）、米ドル建て融資（2015年６月）の導入を相次いで発表しました。続く2015年11月には、「質の高いインフラパートナーシップ」のフォローアップとして、海外投融資の迅速化、対象の拡大およびJICAと他機関の連携強化を行うことを発表し、民間企業等の申請から原則１か月以内に審査を開始すること、JBICに案件の照会があった場合の標準回答期間を２週間とすること、民間金融機関との協調融資を可能とすること、および「先導性」要件の見直し、既存の民間金融機関による非譲許的な融資で現状対応できない場合に融資できることとしました。

2016年５月には、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」において、JICA海外投融資の柔軟な運用・見直しとして海外投融資の出資比率を25％から50％（最大株主にならない範囲）まで拡大するなど、出資比率上限規制の柔軟化を検討したり、ユーロ建て海外投融資を検討したりすることとしました。

カ．開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業

開発途上国の政府関係者を主な対象とする日本での研修や現地でのセミナーなどを通じて、日本企業が持つ優れた製品、技術、システムなどへの理解を促すとともに、開発途上国の開発への活用可能性の検討を行うことを目的とした民間提案型事業です。民間企業から提案を募り、採択案件の実施は、提案した企業に委託します。その事業およびその後の民間企業の事業展開を通じ、開発途上国の課題解決に貢献できるという効果があります。また、民間企業にとっては、その対象の国における自社の技術、製品、システムへの認知度の向上、公共性の高いビジネスの具体的な展開、開発途上国政府関係者との間の人的ネットワーク形成などの効果が期待できます。

2016年度は10件（うち2016年度補正予算による「健康・医療特別枠」および「インフラシステム輸出特別枠」でそれぞれ４件が採択）を採択しました。提案された内容は、日本の技術やノウハウを活かした保健医療、運輸交通、エネルギー、防災、環境管理等の分野での提案に加え、宇宙開発等の新たな分野でのインフラ技術活用の提案など多様であり、対象地域は、東南アジアを中心に、南アジア、中央アジア、中東、中南米、アフリカ等と広範にわたります。

用語解説

＊BOPビジネス（BOP：Base of the Economic Pyramid）
開発途上国の低所得層※を対象にした社会的な課題解決に役立つことが期待されるビジネス。低所得層は約50億人、世界人口の約7割を占めるともいわれ、潜在的な成長市場として注目されている。低所得層を消費、生産、販売などのバリューチェーンに巻き込むことで、持続可能な、現地における様々な社会的課題の解決に役立つことが期待される。
事例として貧困層向けの乳幼児用栄養強化食品等の販売を通じて栄養改善を図るモデル、貧困農家に対する高品質の緑豆栽培に係る技術支援を通じて、収穫量・品質改善による所得向上を図るモデルなどが挙げられる。
※低所得層：１人当たりの年間所得が購買力平価で3,000ドル以下の層。購買力平価とは物価水準の差を除去することによって、異なる通貨の購買力を等しくしたもの。

＊草の根・人間の安全保障無償資金協力
人間の安全保障の理念を踏まえ、開発途上国における経済社会開発を目的とし、草の根レベルの住民に直接裨益する、比較的小規模な事業のために必要な資金を供与するもの（供与限度額は、原則1,000万円以下）。対象となる団体は、開発途上国で活動するNGO（ローカルNGOおよび国際NGO。ただし、日本NGO連携無償資金協力の対象団体は除く）、地方公共団体、教育機関、医療機関等の非営利団体。日本の企業および地方自治体と連携した案件も積極的に推奨されている。

＊ODAを活用した官民連携（PPP：Public-Private Partnership）
官によるODA事業と民による投資事業などが連携して行う官民協力の方法。民間企業の意見をODAの案件形成の段階から取り入れて、たとえば、基礎インフラはODAで整備し、投資や運営・維持管理は民間で行うといったように、官民で役割分担し、民間の技術や知識・経験、資金を活用し、開発効率の向上とともにより効率的・効果的な事業の実施を目指す。
PPPの分野事例として上下水道、空港建設、高速道路、鉄道などが挙げられる。

＊包摂（ほうせつ）的（インクルーシブ）ビジネス（Inclusive Business）
包摂的な市場の成長と開発を達成するための有効な手段として、国連および世界銀行グループが推奨するビジネスモデルの総称。社会課題を解決する持続可能なBOPビジネスを含む。

＊フィージビリティ調査
立案されたプロジェクトが実行（実現）可能かどうか、検証し、実施する上で最適なプロジェクトを計画・策定すること。プロジェクトがどのような可能性を持つか、適切であるか、投資効果について調査する。

用語解説

＊民間連携ボランティア制度
民間企業等の社員を青年海外協力隊やシニア海外ボランティアとして開発途上国に派遣し、企業のグローバル人材の育成や海外事業展開にも貢献するもの。企業等の要望に応じ、派遣国、職種、派遣期間等を相談しながら決定する。事業展開を検討している国等へ派遣し、活動を通じて、文化、商習慣、技術レベル等の把握、語学の習得のみならず、コミュニケーション能力や問題解決力、交渉力などが身に付き、帰国後の企業活動に還元されることが期待される。

＊海外投融資
JICAが行う有償資金協力の一つで、開発途上国での事業実施を担う民間部門の法人等に対して、必要な資金を出資・融資するもの。民間企業等の開発途上国での事業は、雇用を創出し経済の活性化につながるが、様々なリスクがあり高い収益が望めないことも多いため、既存の金融機関から十分な資金が得られないことがある。海外投融資は、そのような民間の金融機関だけでは対応が困難な事業、かつ、開発効果が高い事業に出資・融資することにより、開発途上国の開発を支援する。支援対象分野は①インフラ・成長加速、②SDGs（Sustainable Development Goals）・貧困削減、③気候変動対策。

（２）大学・地方自治体との連携

日本は、より効果的なODAの実施のため、大学や地方自治体が蓄積してきた実務的な経験や知見を活用しています。

ア．大学との連携

政府は、大学が持つ開発途上国の開発に貢献する役割、国際協力を担う人材を育成する役割、日本の援助哲学や理論を整理し、発信する役割等を踏まえ、援助の理論整理、実践、国民への教育還元までの援助のサイクル全般への広い知的な協力を狙って、様々な大学と共同で技術協力や円借款事業、草の根技術協力事業をはじめとする市民参加事業等を推進しています。

一例として、開発途上国の経済社会開発の中核となる高度人材の育成を目的に、政府はJICAの人材育成奨学計画（JDS）を活用し、開発途上国の若手行政官等を留学生として累計33大学で受け入れており、2015 年度は新規に241名を受け入れています。

また、産学官連携によるアフリカ産業人材の育成（ABEイニシアティブ）では、日本全国の71大学148研究科が研修員を受け入れています。さらに、

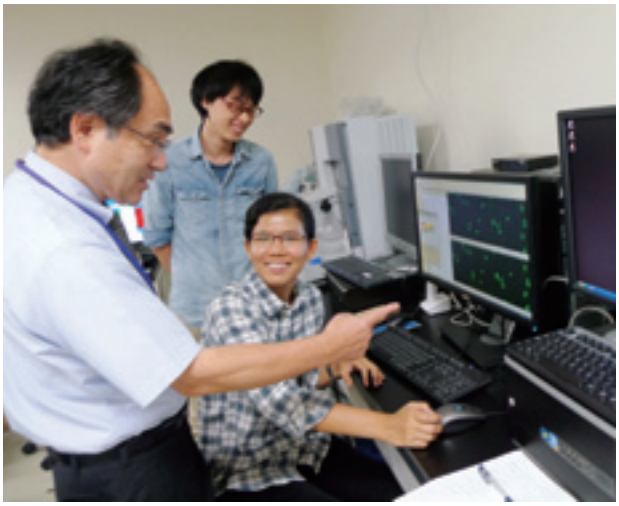

「医学教育強化プロジェクト」の一環で、岡山大学医学部薬理学博士課程にて研究を行うミャンマー人研修員（座っている人）（写真：岡山大学医学部薬理学部職員）

2017年度から５年間でアジアの優秀な人材1,000名を日本の大学等に受け入れ、高度人材を環流させることで、日本とアジア双方でイノベーションを促進する「イノベーティブ・アジア」事業を開始します。

これらの協力は、開発途上国の開発に寄与していることに加え、日本の大学の国際化にも貢献しています。

イ．地方自治体との連携

日本の地方自治体の持つ様々なノウハウは世界中の開発途上国の経済や社会の発展において必要とされています。たとえば、多くの開発途上国では近年成長や都市化が著しい反面、環境問題やインフラの問題などへの対応が追い付かない中で、水、エネルギー、廃棄物処理、防災等の分野で豊富な知見を蓄積している日本の地方自治体の協力がますます必要とされていることから、ODAへの自治体の参画を推進してきました。また、地方自治体の側のニーズの観点からも、日本の地域の活性化促進やグローバル化促進のため、自治体の海外展開を積極的に推進しています。

2016年度には、海外展開経験を有する地方自治体等の経験・ノウハウ・ネットワーク等を、他の自治体や中小をはじめとする地元企業等と共有し連携を深めることで、開発途上国の開発や国際協力を実施する自治体等の裾野を拡大するとともに、国際化や産業振興など地域の活性化につなげることを目的とした「自治体間連携セミナー」15件を実施しました。2017年度にはさらに多くのセミナーを通じ、多くの自治体関係者に海外事業実施の魅力やノウハウを知っていただく

事で、海外展開をさらに推進しています。

2015年７月には、地方自治体からの無償資金協力事業の提案をJICAが随時受け付け、地方自治体が無償資金協力案件に参加する枠組みを設けることとし、2015年度実績としては、北九州市（１件）、および横浜市（２件）の案件を承認しました。2016年4月より、地方自治体連携草の根無償を設け、日本の地方自治体が現地NGOや地方公共団体等の連携を促進する案件を積極的に採択するための優先枠を設定し、積極的にマッチングを支援しています。

これらの様々な取組を通じ、自治体との連携をさらに促進していきます。

フィジー西部に位置するナンディ・ラウトカ地区にて、フィジー上下水道職員たちに漏水調査方法等を指導する福岡市水道局の人たち（写真：尾上賢祐／福岡市水道局）

フィリピン　飯田市の地域自治をモデルとしたレガスピ市における参加型地域社会開発の展開

草の根技術協力事業（地域活性化特別枠）（2013年７月～ 2016年７月）

フィリピンのレガスピ市では、参加型地域社会開発（PLSD：Participatory Local Social Development）に向けた取組が行政、住民の双方により行われているものの、ノウハウや経験が十分ではなく、地域全体へ拡大するには至っていませんでした。そこで、長野県飯田市の強みであり、伝統的に取り組んで来た地域の自立性・独自性を意識した町づくりや住民参加・自治の経験・ノウハウを、フィリピンのレガスピ市に伝授し、現地で役立てることを目的としてこのプロジェクトが開始されました。

初めに現地における重要なテーマとして飲料水の確保を取り上げ、井戸掘り、簡易水道の建設といった作業から、水道施設を村の共有財産とし、メンテナンスや料金徴収も自分たちで行うといった、一連の活動に住民が主体的に参加し、進めてきました。地元住民に加え、レガスピ市行政当局とNGO、地元のビコール大学や住民リーダーの参加や協力も積極的に行われました。このような取組と効果に現地から信頼が寄せられ、レガスピ市のすべてのバランガイ（最少行政単位）の開発計画で参加型開発手法を取り入れる事が同市議会で可決されるなど、大きな成果が上がっています。

これらの経験を土台として、このプロジェクトでは、フィリピン初の公民館を建設し、公民館を中心としてさらなる住民参加型の自治が進められています。タイサン再定住区に建設された「タイサン再定住区公民館」は、住民組織自身が日常的に管理運営し、公民館を拠点として役員定例会、住民組織総会、各種研修・セミナー、定期健康診断、給食事業、裏庭菜園、一斉清掃など、様々なコミュニティ活動が活発に行われています。

現地のワーカー、ビコール大学のTWG（テクニカルワーキンググループ）に「住民による課題特定」を指導するプロジェクトマネージャー（写真：佐藤利春／ JICA）

これらの取組では現地が活性化されただけではなく、飯田市の関係者も自らが持つ公民館や住民参加、自治の本来のあり方の価値について再認識する機会となり、今では市職員・公民館職員・地域のリーダーが改めて参加型開発を学ぶなど飯田市の活性化にもつながる事となりました。このような取組はフィリピン・日本の双方が活性化される国際協力の新たなモデルとなる事も期待されています。

05
開発協力トピックス

ODAをめぐる制度の見直しと改善

重要な外交ツールであるODAを限られた予算の中でより効率的に活用していくために、外務省はODAの各種制度の改善を実施しています。近年は、開発途上国の旺盛なインフラ需要に対応し、かつ日本企業にも利益がある案件形成を目指し、有償資金協力、無償資金協力の制度改善に取り組んでいます。

●有償資金協力

2015年5月、安倍総理大臣は「質の高いインフラパートナーシップ」を発表しました。このイニシアティブは、アジアの膨大なインフラ需要に応えるべく、アジア開発銀行（ADB）等と連携して、今後5年間で総額約1,100億ドル、約13兆円規模の「質の高いインフラ投資」を実施するというものです。2015年11月には、同イニシアティブのフォローアップ策として、①迅速化の推進、②民間投資の奨励、③日本の支援の魅力向上、を柱とする12項目の制度改善策を発表しました。

具体的には、円借款に関しては、たとえば、通常は3年を要する円借款における政府関係手続き期間を重要案件については最短で約1年半まで短縮し、その他の案件についても最短で約2年まで短縮することや、JICAの財務健全性を確保することを前提として、ドル建て借款や、事業・運営権対応型円借款等の新たな円借款制度を創設しました。円借款だけではなく、JICAが実施する海外投融資に関しても、迅速化、対象の拡大およびJICAと他機関の連携強化を行うことを発表し、民間企業等の申請から原則1か月以内に審査を開始すること、民間金融機関との協調融資を可能とすること等の新たな取組を行うこととしました。また、2016年5月のG7伊勢志摩サミットを機に、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を発表し、世界全体のインフラ案件向けに、今後5年間の目標として、約2,000億ドルの資金を供給するとともに、円借款のさらなる迅速化等の制度改善を打ち出しました。

●無償資金協力

無償資金協力については一層効果的に活用していくことを目指し、2016年3月～5月にかけて、木原外務副大臣（当時）の下、無償資金協力事業に関係が深いコンサルタント、建設会社、商社を対象にヒアリングを行い、6月に報告書をまとめました。ヒアリングの結果、①日本企業に魅力的な案件形成、②免税問題、③先方政府負担事項、④積算の改善、につき特に意見が集中したことを受け、以下の方向性で取り組んでいく考えです。

まず、日本企業に魅力的な案件形成については、今後無償資金協力案件を実施する国と分野に関する方向性を示すことにより、中長期的な継続性および予測可能性を向上させるとともに、将来の有償資金協力事業につなげられるような案件や他スキームと連携するスキーム複合型案件の形成を積極的に検討し、日本の優れた技術等を活用した付加価値の高い民間提案型の案件形成も促進していきます。

免税問題については、今後形成される新規案件につき、免税項目および免税対象の範囲を明記した口上書を取り付けていきます。また交換公文締結後に施工・調達業者と先方政府との間で免税について問題が生じた際には、外務省およびJICAが先方政府と速やかに交渉し、解決を図るべく努めていきます。

先方政府が負担する事項については、既に贈与契約に明記していますが、今後は事前調査を強化し、先方政府が負担事項に同意しない場合には閣議請議を見送ることも含め、厳しく対応していくこととし、既に実行に移しています。先方負担事項が遵守されない場合には、現地大使館およびJICA事務所からも先方政府に対応を申し入れるとともに、個別の状況を踏まえ、不可抗力などの真にやむを得ないと判断される場合には、予備的経費を弾力的に適用していく方針です。

最後に積算の改善については、現在多発している入札不調・不落を防ぐため、JICAは積算に必要な期間および経費を確保してコンサルタントによる積算業務を改善させつつ、先方政府から協力の要請が来た段階で要請金額を精査するとともに、予備調査を活用することで想定金額の精度を向上させていきます。

今後も外務省としてJICA、関係省庁、経済界等と連携しながら、ODAの制度改善やさらなる活用策の検討を進め、ODAを戦略的に活用していきます。

（3）市民社会との連携

現在の国際社会では、民間企業、地方自治体、非政府組織（NGO）をはじめとする多様な主体が開発課題の解決、そして開発途上国の質の高い成長にますます大きな役割を果たしています。このような中で、NGOを中心とする市民社会との連携は、開発協力に対する市民の理解と参加を促進し、開発協力を支える社会基盤をより一層広げ、強化していく観点から重要です。

ア．青年海外協力隊・シニア海外ボランティアによる開発途上国支援への直接参加

1965年に発足し、2015年に50周年を迎えた青年海外協力隊事業は、累計で88か国に約４万人を派遣し、まさしく日本の「顔の見える援助」として開発途上国の発展に貢献してきました。青年海外協力隊事業は、技術を有する20歳から39歳までの青年が開発途上国に原則２年間滞在し、ボランティアとして現地の人々と生活や労働を共にしながら、経済社会開発に協力する国民参加型事業です。

シニア海外ボランティア事業は、幅広い技術、豊かな経験を持つ40歳から69歳までの男女が開発途上国の発展のために活動する国民参加型事業であり、青年海外協力隊事業のシニア版として位置付けられています。

これらのボランティア事業は、現地の経済社会発展のみならず、現地の人たちの日本への親しみを深めることを通じて、日本とこれらの国との間の相互理解・友好親善を促進しています。また、近年は帰国したボランティアが、日本の民間企業の開発途上国への進出等に貢献するなどボランティア経験の社会還元という側面も注目されています。

こうした取組を促進するため、帰国ボランティアの進路開拓支援を行うとともに、現職参加*の普及・浸透に取り組むなど、これらのボランティア事業に参加しやすくなるよう努めています。

用語解説

＊現職参加
現在、企業や国・地方自治体、学校に勤務している者が、休職や職務専念義務免除などの形で所属先に身分を残したまま青年海外協力隊やシニア海外ボランティアに参加すること。

セルビア・ベオグラード市内の高等学校で日本語のクラスを、シニア海外ボランティアの浅附明子さんが教えている。若者たちは日本のポップカルチャー、アニメやファッションに興味を持ち日本語を学びたい学生が多い。（写真：久野真一／ JICA）

イ．NGOへの支援や活動への参加

日本のNGOは、開発途上国・地域において教育、医療・保健、農村開発、難民支援、地雷・不発弾処理技術指導など様々な分野において質の高い開発協力活動を実施しています。また、地震・台風などの自然災害や紛争等の現場において迅速かつ効果的な緊急人道支援活動を展開しています。このように日本のNGOは、開発途上国それぞれの地域に密着し、現地住民の支援ニーズにきめ細かく丁寧に対応することが可能であり、政府や国際機関による支援では手の届きにくい草の根レベルでの支援を行うことができます。また、外務省はこうした「顔の見える援助」を行う日本のNGOを開発協力における重要なパートナーとして連携を重視しています。具体的には、①NGOの開発協力活動に対する資金面での協力、②NGOの能力強化に対する支援、③NGOとの対話を進めています。

さらに、開発協力大綱の下、NGOとの今後５年間における連携の方向性にかかわる計画をNGOと共同で作成し、2015年６月に発表。その後NGOと共にこの計画のフォローアップを行っています。

ガーナ　北部州イースト・マンプルーシー郡２歳未満児の栄養改善事業

日本NGO連携無償資金協力（2016年２月16日～実施中）

ガーナでは、近年の経済成長等を背景に貧困率が大幅に減少する一方で、地域格差等の問題が顕著になっています。特に、北部地域は慢性的に困窮状況にあり、貧困率と連動した５歳未満の子どもたちの栄養状態が深刻です。子どもの栄養状態の改善は、現状の差し迫った課題であるのみならず、将来的な貧困の予防の観点からも、子どもたちが将来にわたり健康で実り多い人生を送るために、早期の実現が求められています。

これらの課題解決に向け、日本のNGOのケア・インターナショナル ジャパンは、官民連携事業として味の素㈱と連携して、味の素㈱が開発した栄養補助サプリメント「ココプラス」を活用した乳幼児の栄養改善事業を13の村で展開してきました。そして、その成果を他の60の村に拡大すべく、取り組んでいます。

活動は主に二つから成ります。第一に、乳幼児の保護者たちが栄養と健康に関する知識を身に付け、適切な食習慣を実践できるように、母子保健や栄養について学び合うワークショップや、さらには現地食材を使った調理実習を行っています。第二に、女性起業家の育成にも力を入れています。女性起業家が、栄養普及活動とともに、「ココプラス」販売の担い手となることで、女性たち自身が収入を得ることができ、自立にもつながっています。

パートナー団体がVSLAグループの会議で進行役を務めている様子（写真：CARE）

女性による起業への支援の一環として、本事業では、金融機関のない村々で、少額の貯蓄と借入れを行う村落貯蓄組合を立ち上げました。2016年９月時点で157のグループが立ち上がっており、現在は運営方法の研修をしながら既に貯蓄・借入れも始まっています。ガーナの農村では自営業が一般的ですので、今後、この組合においても、女性起業家を育てる予定です。

この取組では、官民連携の一端を担いながら、乳幼児の保護者たちが、子どもたちに適切に母乳や食事を与えることができ、その基盤として自らのビジネスで家計を支え、「ココプラス」で赤ちゃんの栄養をサポートできる、そのようなサイクルの実現を目指します。

（2016年９月時点）

ウ．NGOが行う事業への資金協力

日本政府は、日本のNGOが開発途上国・地域において開発協力事業および緊急人道支援事業を円滑かつ効果的に実施できるように様々な協力を行っています。

■日本NGO連携無償資金協力

外務省は、日本NGO連携無償資金協力として、日本のNGOが開発途上国で実施する経済社会開発事業に資金を提供しています。2015年度に56団体が、この枠組みを通じて、35か国・地域において、医療・保健、教育・人づくり、職業訓練、農村開発、水資源開発、地雷・不発弾処理のための人材育成支援等の分野で、総額41億円の事業を108件実施しました。また、2000年にNGO、政府、経済界の連携によって設立された緊急人道支援組織である特定非営利活動法人「ジャパン・プラットフォーム（JPF）」には、2016年10月時点で46のNGOが加盟しています。JPFは、外務省から供与されたODA資金や企業・市民からの寄付金を活用して、大規模な災害が起きたときや紛争により大量の難民が発生したときなどに生活物資の配布や生活再建等の緊急人道支援を行っています。2015年度には、ネパール中部地震被災者支援2015、イラク・シリア難民・国内避難民支援、イエメン人道危機対応支援、南スーダン緊急支援、アフガニスタン・パキスタン地震被災者支援、ミャンマー水害被災者支援2015、ガザ人道支援など、12プログラムで90件の事業を実施しました。

■NGO事業補助金

外務省は、日本のNGOを対象に、経済社会開発事業に関連し、事業の形成、事業実施後の評価、国内外における研修会や講習会などを実施するNGOに対し、200万円を上限に総事業費の２分の１までの補助金を交付しています。2016年には13団体がこの補助金を活用し、プロジェクト形成調査および事後評価、国内外でのセミナーやワークショップなどの事業を実施しました。

■JICAの草の根技術協力事業ほか

JICAの技術協力プロジェクトはNGOを含む民間の団体に委託して実施される場合があり、NGO、大学や地方自治体といった様々な団体の専門性や経験も活用されています。さらに、JICAはNGOや大学、地方自治体などが提案する案件で、開発途上国の地域住民の生活向上に直接役立つ協力活動について、ODAの一環として事業委託する「草の根技術協力事業」*を実施しています。2015年度は246件の事業を世界50か国で実施しました。(注：2015年度の実施案件で、全支援形態の実績です。)

ホンジュラス

エル・パライソ県南部３市における母と子のプライマリーヘルスケア向上プロジェクト

草の根技術協力事業（草の根パートナー型）（2014年８月～実施中）

ホンジュラスは、中南米地域の最貧国の一つで64.5%の人々が貧困状態にある生活を余儀なくされています。母子保健に関する指標も、出生1,000人当たり５歳未満児死亡数が22.2人、出生10万人当たり妊産婦死亡数が120人と、周辺国の平均より悪い状況です。このような状況の改善に向けて同国保健省は、保健分野の目標達成に向けて「国家保健計画2021年」を作成し、家族やコミュニティベースの計画や行動によるプライマリーヘルスケアを強調しています。

この事業が対象としているエル・パライソ県の南部３市（テクシグア市、バド・アンチョ市、ヤウユペ市）では52の村に約１万3,000人が暮らしていますが、医師や看護師がいる最寄りの保健所まで、車で１～２時間、徒歩で4時間以上かかる村が多く、保健行政サービスが最も届かない孤立した地域となっています。そのため、県保健事務所からの要請を受け、NGOである特定非営利活動法人AMDA社会開発機構（岡山市）が、草の根技術協力事業を活用してコミュニティレベルを対象とした保健事業を開始しました。

ホンジュラス政府は病院や母子保健センターなどの施設での分娩を促進しているものの、対象地域では依然として半数近くが家庭での分娩を行っている状況です。この状態を改善するため、村の伝統的な助産師や保健ボランティアを育成し、産前産後健診を担う保健所スタッフの能力向上を図ることで、地域の妊産婦へ施設分娩の重要性を周知する活動を行いました。また、ボランティアによって持続的に運営されるコミュニティ薬局の設置や、妊婦が危険な状態のとき病院へ運ぶための緊急搬送委員会を組織することによって、行政と住民が協力して地域の保健問題を解決していく仕組みを整えていきました。

コミュニティ薬局の薬品棚と運営ボランティア
（写真：AMDA社会開発機構）

これらの活動を進めてきた結果、２年弱が経過した時点において、対象地域の６か所の保健所における産前産後健診の受診率が３割以上増加し、施設分娩の件数も６割増加しました。対象地域の全12村で設置されたコミュニティ薬局や緊急搬送委員会も住民により自立的に運営されており、対象地域の母子のためのプライマリーヘルスケア向上につながっています。

こうした日本の支援による母子保健モデルが現地の保健行政により同様の問題を抱える他の地域に普及していくことが期待されています。

（2016年８月時点）

エ．NGO活動環境の整備

NGOに対する資金協力以外のさらなる支援策として、NGOの活動環境を整備する事業があります。これは、NGOの組織体制や事業実施能力をさらに強化するとともに、人材育成を図ることを目的とした事業で、外務省は、具体的には以下の4つの取組を行っています。

■NGO相談員制度

外務省の委嘱を受けた全国各地の経験豊富なNGO団体（2015年度は16団体に委嘱）が、市民やNGO関係者から寄せられる国際協力活動やNGOの組織運営の方法、開発教育の進め方などに関する質問や相談に対応する制度です。そのほか、国際協力イベントや教育現場等において国際協力に関する講演やセミナー等を無料で提供し、多くの人がNGOや国際協力活動に対して理解を深める機会をつくるようにしています。

■NGOインターン・プログラム

NGOインターン・プログラムは、まず日本の国際協力NGOへの就職を希望する若手人材のために門戸を広げると同時に、将来的には日本のODAにも資する若手人材の育成を目指しています。これを通じて日本のNGOによる国際協力を拡充し、それによりODAとNGOとの連携関係をさらに強化していくことを目的として、インターンの受入れと育成を日本の国際協力NGOに委託し、育成にかかる一定の経費を支給しています。

インターン受入れNGOは、「新規」に10か月採用されたインターンをさらに12か月間の「継続」インターンとして採用するための申請を行うことができ、最長22か月かけてインターンの育成を行うことが可能となっています。2015年度は、このプログラムにより、計18人がインターンとしてNGOに新規に受け入れられました。

■NGO海外スタディ・プログラム

NGO海外スタディ・プログラムは、日本の国際協力NGOの人材育成を通じた組織強化を目的として、日本の国際協力NGOの中堅職員を対象に、１か月から６か月程度まで、海外での研修を受けるための経費を支給するものです。国際開発分野の事業や同分野の政策提言等において優良な実績を有する海外NGO、または国際機関にて実務能力の向上を図る「実務研修型」と、海外の研修機関が提供する有料プログラムの受講を通じて専門知識の向上を図る「研修受講型」の二つの形態で実施しています。研修員は、所属団体が抱える課題に基づき研修テーマを設定し、帰国後には研修成果の還元として、所属団体の活動に役立てるとともに、ほかのNGOとも情報を広く共有し、日本のNGO全体の能力強化に尽力することとしています。2015年度は、このプログラムにより、16人が研修を受けました。

■NGO研究会、NGO支援事業

政府は、NGOの能力、専門性向上のための研究会の実施を支援しています。具体的に、業務実施を委嘱されたNGOがほかのNGO等の協力を得ながら、調査、セミナー、ワークショップ（参加型の講習会）、シンポジウムなどを行い、具体的な改善策を報告・提言することを通じて、NGO自身の組織および能力の強化を図ります。2015年度は、「TICAD（ティカッド）Ⅵに向けて：アフリカ開発とNGOの役割」、「NGOの評価力：NGO団体の組織及び事業をどのように評価するべきか」、「国際協力活動における地方のNGOの能力強化：地方のNGOを支える外務省NGO相談員制度等の強化策を含む」、「国際協力における障がい児や青少年の社会的弱者に対する支援とNGOの役割」、「遺贈寄与市場におけるNGOの優位性に関する調査」の5つのテーマに関する研究会を実施しました。活動の報告書・成果物は外務省のODAホームページに掲載されています。

なお、外務省が行う支援のほかに、JICAは、NGOの職員のために様々な研修を行っています。たとえば、次のようなものがあります。

①「国際協力担当者のためのPCMを活用したプロジェクト運営基礎セミナー」
プロジェクト・サイクル・マネジメント（PCM）*を活用して開発途上国でのプロジェクトの計画立案・評価の手法を習得

②「NGO人材育成研修　地域NGO提案型研修（現地域提案型NGO組織力アップ！研修）」

③「NGO組織強化のための国内アドバイザー派遣制度」
NGOが国内での広報活動や資金獲得、経理・会計分野での能力などを強化することを目的にこの分野の知識・経験を持つアドバイザーを派遣

④「NGO活動強化のための海外アドバイザー派遣」
海外においてプロジェクトを効果的に実施するために必要な能力強化の指導を行うアドバイザーを派遣

オ．NGOとの対話

■NGO・外務省定期協議会

NGO・外務省定期協議会は、NGOと外務省との連携強化や対話の促進を目的として、ODAに関する情報共有やNGOとの連携の改善策などに関して定期的に意見交換する場として1996年度に設けられました。現在では、年１回の全体会議に加え、「ODA政策協議会」と「連携推進委員会」の二つの小委員会が設置されています。どちらの小委員会も原則としてそれぞれ年3回開催されます。「ODA政策協議会」ではODA政策全般に関する意見交換が、「連携推進委員会」ではNGO支援・連携策に関する意見交換が行われています。

■NGO・在外ODA協議会（通称：ODA・NGO（オダンゴ）協議会）

2002年以降は開発途上国で活動する日本のNGOと意見を交換する場として「NGO・在外ODA協議会（通称：ODA・NGO（オダンゴ）協議会）」を開設しました。NGO等がODAの効率的・効果的な実施について意見交換を行っています。

■NGO-JICA協議会、NGO-JICAジャパンデスク

JICAは、NGOとの対等なパートナーシップに基づき、より効果的な国際協力の実現と、国際協力への市民の理解と参加を促すために、NGO-JICA協議会を開催しています。また、NGOの現地での活動を支援するとともに、NGOとJICAが連携して行う事業の強化を目的として、「NGO-JICAジャパンデスク」を海外20か国に設置しています。

用語解説

＊草の根技術協力事業

国際協力の意思を持つ日本のNGO、大学、地方自治体および公益法人等の団体による、開発途上国の地域住民を対象とした国際協力活動を、JICAがODAの一環として支援し、共同で実施する事業。

団体の規模や種類に応じて、次の3つの支援方法がある。

①草の根パートナー型（事業規模：総額１億円以内、期間：５年以内）

②草の根協力支援型（事業規模：総額1,000万円以内、期間：３年以内）

③地域提案型（事業規模：総額3,000万円以内、期間：３年以内）

＊プロジェクト・サイクル・マネジメント（PCM）手法

開発協力プロジェクトの分析・計画・実施・評価という一連のサイクルを、プロジェクト概要表を用いて運営管理する参加型開発手法で、参加型計画とモニタリング・評価から成る。JICAや国際機関などが開発協力の現場で用いる手法。

（４）国際機関・地域機関等との連携

ア．国際機関との連携の必要性

近年、貧困、気候変動、防災、保健など、一国のみで解決が困難な、国境を越える地球規模課題に対して、国際社会が一致団結して取り組むことが強く求められています。このような中、積極的平和主義に基づく日本の政策目標を実現する上で、危険地域を含む幅広いネットワークや、高い専門性を有する国際機関との連携は極めて重要です。

2015年は、ミレニアム開発目標（MDGs）の達成期限とそれに代わる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択、気候変動に関する2020年以降の枠組みの策定、第３回国連防災世界会議の仙台での開催など、国連外交においては極めて重要な１年でした。こうした中で、国際的なルール作りを日本が主導する上でも国際機関との連携を一層強化することは重要な課題です。

また、国際機関を通じた支援の実施においては、日本企業やNGO等、日本の様々な担い手との連携が図られています。

■具体的な国際機関との連携プロジェクト

2015-2016年には、国連開発計画（UNDP）や国連児童基金（UNICEF）をはじめとする国際機関と協力して、日本は地球規模課題への取組に積極的に貢献しました。

たとえば、アフガニスタンにおいてUNICEFを通じ、44億5,300万円（暫定値）の無償資金協力「小児感染症予防計画」として、ポリオ・ワクチン、BCG定期予防接種ワクチン、はしか定期予防接種ワクチンを供与するとともに、啓発活動等を実施してきました。また、日本はUNDPを通じ、中東やアフリカをはじめとする世界各国において、貧困削減、防災、女性、ガバナンス向上等の様々な分野で開発支援を行っています。

■政策における国際機関との連携の例

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」策定過程においても、日本は、国連内部の調整役を務めるUNDPや国際社会と密接に連携し、新しい国際開発目標の策定に向けた議論を主導しました。2016年８月、第６回アフリカ開発会議（TICAD Ⅵ）の機会に、UNDP「アフリカ人間開発報告書2016」発表式典がケニア・ナイロビで開催され、出席した岸田外務大臣からは、同報告書のテーマであるアフリカのジェンダー平等と女性のエンパワーメントの加速に向けて、UNDPをはじめとする国際社会と連携し、アフリカ開発や女性の活躍を一層推進していく旨、発言しました。

2016年６月、日本はOECD開発センターに復帰しました。〈注18〉同センターは、開発途上国の開発問題に関する調査・研究を行うOECD内のシンクタンクです。OECD加盟国のみならず、OECDに非加盟の新興国・途上国も参加し、様々な地域における開発について政策対話を行う場として、重要な役割を果たしています。日本は、同センターの活動に積極的に協力、関与していく考えであり、同センターとアジアとの関係をさらに強化していく役割を果たすとともに、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の実施への貢献等、同センターの活動を支援していくため取り組んでいます。同年12月には、開発センターと外務省の共催で、国際セミナー「グローバルな開発潮流と新興アジアの課題　開発センターの知見を生かして」が開催されました。本セミナーは日本の開発センター復帰後初の大型共催行事であり、開発センターの取組、アジアとOECDの関係強化の必要性、日本の果たすべき役割等について議論が行われ、今後OECDとアジアがさらに関係を強化していく上で、重要な一歩となりました。

イ．地域機関との連携の例

ASEAN（東南アジア諸国連合）は、2015年末に「政治・安全保障共同体」「経済共同体」「社会・文化共同体」から成る「ASEAN共同体」を構築し、域内の連結性強化を最重要の課題として掲げてきました。日本は、統合を強めたASEAN が地域協力のハブとなることが、地域の安定と繁栄にとって重要であるとの観点から、これまでのインフラや投資環境整備の経験を活かし、連結性強化に向けたASEANの努力を支援してきました。

ASEAN共同体の構築およびその後の統合努力においては、域内の連結性強化や開発格差の是正など、残された様々な課題の解決に向けた取組を、これまで以上に推進していく必要があります。日本は引き続き、ASEANとの信頼と友好の絆を強化していきながら、ASEAN統合に向けた積極的な協力を行っていく方針です。

ウ．他のドナー国との連携

日本は、他のドナー（援助国）との開発協力における協調を推進しています。2016年には、米国、韓国、オーストラリアと開発協力に関する対話を行いました。主要ドナー全体のODA予算が減少傾向にある中で、限られたODA予算を開発途上国の開発に効果的に活用しながら開発協力を進め、国際社会全体で開発課題に取り組むためにも、国際機関や他のドナーとの協力や連携の重要性は高まっています。

注18：日本は、OECD開発センターに設立当時（1962年）から参加していたが、同センターのガバナンス等の問題により、2000年に脱退。しかしながら、同センターのガバナンスの改善に進展が見られ、また新規参加国が増加していることなどを踏まえ、復帰を決定した。

近年、日本と米国との協力・連携の強化が進展しています。2013年12月、バイデン米副大統領（当時）の訪日の際に発表した「日米のグローバル協力に関するファクトシート」の中で、開発援助、グローバルな安全保障への貢献を強調しました。また、同ファクトシートに基づき、新たに、定期的な高級実務者レベルの「日米開発対話」が開催されています。2016年３月には第３回日米開発対話を開催し、持続可能な開発目標（SDGs）、日本が議長を務めるG7伊勢志摩サミット、アフリカ開発会議（TICAD）、新興ドナー・機関の役割の増大など、幅広い開発課題、ならびに他のグローバルおよび地域的な課題への対応について議論しました。2014年４月のオバマ大統領（当時）の訪日に際しては「ファクトシート：日米のグローバル及び地域協力」を発表し、東南アジアやアフリカなどにおける具体的連携を打ち出しました。

2015年４月の安倍総理大臣の訪米に際して発出された「より繁栄し安定した世界のための日米協力に関するファクトシート」の中では、開発協力、環境および気候変動、女性・女児のエンパワーメント、国際保健といった各分野での連携を打ち出しています。

こうした中で日米間では、アフリカ女性起業家への支援、インドにおける女性に安全な街づくりのためのUN Womenの事業、ラオスの不発弾処理活動やパプアニューギニアの女性支援グループへの資金協力、カンボジアで活躍する女性起業家等に対するセミナーなどに関する連携を実現してきています。こうした日米開発協力の強化は、日米関係の幅を広げ、日米同盟のさらなる発展に寄与するものと考えています。

2016年５月に開催されたG7伊勢志摩サミットでは、「G7伊勢志摩経済イニシアティブ」等の関連文書が採択され、G7として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の推進で一致したほか、「質の高いインフラ投資」、「女性」、「国際保健」等の各開発協力分野の推進で具体的な成果を上げました。

これまで国際社会では、経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）の加盟国、いわゆる伝統的なドナー国が中心となって開発協力を行ってきましたが、近年、中国、インド、サウジアラビア、ブラジル、トルコなどの新興ドナー国も開発途上国の開発課題に大きな影響力を持っています。

G20の枠組みにおいても、開発課題につき先進国のみならず、新興国・開発途上国を交えた形で協議が行われるようになったこともこの現れです。新興ドナーが国際的な取組と調和した開発協力を行うよう、日本は様々な会合への新興ドナーの参加を促し、話し合いを進めています。

自らが援助を受ける側から主要な援助国へと歩んできた経験を持つ日本は、新興国をはじめとする諸国と連携して、南南協力*を取り込んだ三角協力を推進しています。

エ．国際的な議論への積極的貢献

グローバル化が進む中で、世界の国々が相互に影響を与えたり、依存したりする度合いは急速に高まっており、貧困や紛争、感染症や環境問題など、一国のみの問題ではなく国際社会全体にかかわるものとして協力して取り組むべき脅威や課題も少なくありません。

特に、2015年は、2030年までの国際開発目標である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択した国連サミット（９月、ニューヨーク）や、気候変動に関する2020年以降の新たな国際的枠組みである「パリ協定」を採択したCOP21（11月～12月、パリ）、防災に関する2030年までの国際的枠組みである「仙台防災枠組」を採択した第３回国連防災世界会議（３月、仙台）といった重要な国際会議が開催され、様々な地球規模課題に対する国際社会の取組にとって重要な節目の年でした。

日本は、2030アジェンダの採択に向け、国際社会の議論が本格化する前から、MDGsフォローアップ会合の開催や非公式な政策対話の主催、国連総会サイドイベントの開催、また、2015年１月からの政府間交渉にも積極的に参加し、真に効果的な新しいアジェンダの策定を主導してきました。また、３月の第３回国連防災世界会議の開催は、仙台防災枠組採択に当たり不可欠な貢献でした。こうした地球規模課題への取組を通じて、持続可能で強靱な国際社会の取組に貢献してきています。

一方、経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）では、対開発途上国援助の量的拡大とその効率化を図るべく、新興国や民間部門等の開発に携わる多様な主体との連携を強化し、また、公的および民間資金をより効果的に動員し、活用しようとしています。具体的には、各国のODA実績が正当に評価されるための測定方法の改定や、民間による投資や新

興ドナー国の資金などのODA以外の開発資金を幅広く統計として捕捉する方策を議論しています。

また、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的な開発目標を達成するため、援助の「量」に加え、援助効果の向上（「質」）のための取組が「効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ（GPEDC）〈注19〉」において進められています。

2016年11月28日から12月１日まで、第２回GPEDCハイレベル会合が、ケニアにて、先進国・開発途上国政府のみならず、市民社会組織や民間セクター、議会等、開発に携わる様々な組織や団体の出席の下、開催されました。この会合は、2030アジェンダ採択後に初めて開催されたハイレベル会合であり、SDGs達成に向けた効果的な開発協力の貢献について有意義な議論が行われました。特に、持続的な開発の成果はビジネス界も大きく関心を有するものとして、開発に民間投資をより一層活用していく必要性が確認され、投資環境整備、税制改革、官民連携推進等の重要性が議論されました。また、日本は、SDGs達成の有効なツールの一つである三角協力について、コストシェアリングを含む我が国の効果的な実施に係る考え方を説明するとともに、ケニアにおける女性の活躍に向けた日本の取組事例を紹介しました。日本は、2015年８月からGPEDCの運営委員として、日本の経験をもとに開発協力の効果向上のための国際的な取組に貢献しています。

また、2016年３月には、スリランカのコロンボで「第６回アジア開発フォーラム」*を開催し、「持続可能な開発のための2030アジェンダ：アジアからの声」をテーマに、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」実施のための国家政策の転換やグローバル・パートナーシップの向上、アジアにおける包摂的な成長の鍵となるインフラ開発や産業人材育成につき、アジア各国の視点から議論が行われました。

2016年11月28日から12月1日までケニア・ナイロビにおいて開催された「効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ（GPEDC）第２回ハイレベル会合」の様子

用語解説

＊南南協力（三角協力）
より開発の進んだ開発途上国が、自国の開発経験と人材などを活用して、他の開発途上国に対して行う協力。自然環境・文化・経済事情や開発段階などが似ている状況にある国々に対して、主に技術協力を行う。また、ドナー（援助国）や国際機関が、このような開発途上国間の協力を支援する場合は、「三角協力」という。

＊アジア開発フォーラム
アジア各国の政府関係者、アジア開発銀行（ADB）、世界銀行、国連開発計画（UNDP）などの国際機関、および民間企業関係者などが集まり、開発に関する各種課題や今後の取組のあり方などに関して議論し、開発協力に関する「アジアの声」を形成し、発信することを目的とするフォーラム。日本および韓国の発案で立ち上がり、2010年より開催されており、その運営に当たっては、主催国に加え、日本を含む過去の開催国から成るグループが中心的な役割を果たしている。

注19：効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ　GPEDC：Global Partnership for Effective Development Co-operation

06
開発協力トピックス

評価を通じたＯＤＡの改善を目指して

外務省ではODAに関して、開発協力白書に加え、ODA評価の概要についてまとめたODA評価年次報告書を毎年発行しています。1982年に第1回報告書を発行して以来、2016年版で34回目の発行となります。

そもそもなぜODA評価を行うのでしょう。評価には、ODAの管理改善を支援することと、国民に対し、ODAが適正に実施されているかどうかについて説明を行うという2つの目的があります。

第一の目的のODAの管理改善とは、PDCAサイクル（案件形成（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、フォローアップ活動（Act））の一部である評価を通じて、日本が世界各地で実施しているODAについて、効果的に実施されているか、それが本当に被援助国の開発に役立っているかを検証した上で、改善すべき点があれば対応し、その後の活動に活かすことです。そのために、外務省は、開発政策上重要なテーマや分野、また援助実績の多い国などの観点から、年に8件程度の案件を取りあげて、有識者による第三者評価を行っています。評価結果は、今後のよりよい援助のための提言とともにまとめて評価報告書として公表されています。

なお、海外から日本のODAがどのように見られているかということに目を向けてみれば、ASEAN（10か国）における対日世論調査（2015年）では、日本のODAについて、8割以上が「日本のODAが自国の開発に役立っている」と回答し、中東5か国（エジプト、ヨルダン、チュニジア、アラブ首長国連邦、サウジアラビア）における対日世論調査（2016年）でも、8割が「日本の経済・技術協力が中東地域の発展にとって有益」と回答しています。

さらに、ODAについて国民の理解と支持を得るという第二の目的のために、過去一年間に行った評価結果の概要と、評価の結果行われた提言に対し、どのように応えていくかについて簡潔にまとめ、年次報告書として公表しています。

なお、評価報告書は、客観的な観点から評価を行うとの考え方に立って、外務省のODA担当部局から独立した立場で外務省の評価専門の別の部局が作成しています。

各評価案件の報告書や年次報告書は外務省ホームページに公表していますので、より詳しく知りたい方は、こちらも御参照ください。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka.html

４．開発協力の日本国内の実施基盤強化に向けた取組

（１）情報公開、国民の理解と支持の促進に向けた取組

開発協力大綱（2015年２月閣議決定）では、持続的に開発協力を実施していくためには国民の理解と支持を得ていくことの重要性を強調しています。

外務省およびJICAは、開発協力に関する議論や対話の促進、開発教育の推進、開発協力の現状についての情報公開、地方や幅広い層への発信など様々なレベルや形で国民参加を強化しています。幅広い層の国民が実際の開発途上国支援に直接参加でき、ODAの現場を体験できる機会も提供しています。同時に、開発課題の多様化・複雑化に適切に対応していくためには、人材育成と研究協力、官民連携も重要と認識しています。国際社会において日本の開発協力に関する考え方への理解を広めることも重要であり、大学をはじめとする教育・研究機関やNGOとの連携もますます重要となりつつあります。

また、日本国内のみならず、開発途上国において日本の支援について多くの人に知ってもらうことはODAの実施において欠かせないプロセス（過程）であり、在外公館とJICA現地事務所が連携して、現地でのODA広報に力を入れています。

ア．広報・情報公開・情報発信の強化

外務省とJICAは、それぞれODAに関するウェブサイト〈注20〉を相互にリンクさせながら正確な情報の公開と発信に努めています。また、ODAメールマガジンを発行し、海外の日本大使館や総領事館の職員やJICA関係者、NGO職員、民間企業の駐在員などによる実際の開発協力の現場での体験談やエピソードなどを紹介しています。

1993年度以来、国民が国際協力について関心を持ち、理解を深められるよう、テレビ番組の放映にも取り組んでいます。2016年は、テレビ東京でミニ番組「日本のいいところ再発見！世界が認めたニッポンのお宝」が４回、テレビ東京系列６局ネットで特番「私が変わればミライが変わる『海を渡ったニッポンのお宝を探せ！』」が放送されました。番組では、日本ならではの開発途上国への支援が「ニッポンのお宝」と命名され、世界各地に根付き感謝される「お宝」が多数紹介されました。また、日本が世界各地で実施する開発協力の様子や開発協力を行う意義について解説されました。テレビのほかにも新聞やインターネットサイトを通じて、開発協力に関する情報を発信しました。

外務省が発行しているODAメールマガジン。様々な国々への日本の支援を紹介している（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/mail/index.html）。

「私が変わればミライが変わる『海を渡ったニッポンのお宝を探せ！』」で使用された番組ロゴ

注20：外務省ODAホームページ：http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda
JICA：http://www.jica.go.jp　ODA見える化サイト：http://www.jica.go.jp/oda

2016年10月、東京お台場で開催された「グローバル・フェスタJAPAN」で、国際協力について紹介するオリエンタルラジオ

毎年「国際協力の日」（10月６日）〈注21〉の前後には、日本国内最大級の国際協力行事として「グローバルフェスタJAPAN」を開催しています。2016年は、東京・お台場のシンボルプロムナードで10月１日（土）、２日（日）の２日間にわたって外務省、JICAとJANIC（国際協力NGOセンター）〈注22〉が共催し、NGOや国際機関、在京大使館、企業、関係する省庁など269社・団体が参加し、約10万人が来場しました。

また、海外においても、ODAを通じた日本の積極的な国際貢献について理解を深めてもらうための広報を行っています。具体的には、開発協力にかかわる署名式や引渡し式に際してプレスリリース（報道機関に向けて紹介する文書）を出すなど現地の報道機関も活用しつつ情報発信をしています。ほかにも、在外公館では、現地の報道機関に対して日本の開発協力の現場の視察を企画し、現地の報道において日本の協力が取り上げられる機会をつくるように努めています。また、様々な講演活動、英語・現地の言葉によるホームページや広報パンフレット等の作成も行っています。

「グローバル・フェスタJAPAN」のオープニングセレモニー

イ．ODA見える化サイト

2010年10月にはODAプロジェクトの現状などが全体でどのような流れになっているかを分かりやすく説明し、ODAに対する国民の理解と支持をさらに高めていくため、「ODA見える化サイト」をJICAホームページ上に設けました。全世界で展開しているODA事業のうち、有償資金協力、無償資金協力、および技術協力の各案件について、各事業の概要、案件の形成から完了までの過程を分かりやすく伝えるため、写真や、事前・事後評価などの情報を随時掲載し、情報の拡充に努めています。

また、外務省のホームページにおいては、草の根・人間の安全保障無償資金協力および文化無償資金協力で実施された案件について効果が現れている案件や十

「ODA見える化サイト」https://www.jica.go.jp/oda/

注21：1954年10月６日、日本はコロンボ・プラン（第二次世界大戦後最も早く1951年に組織された開発途上国援助のための国際機関）への加盟を閣議決定し、経済協力を開始した。これにちなんで、10月6日は1987年の閣議了解により「国際協力の日」と定められた。
注22：国際協力NGOセンター　JANIC：Japan NGO Center for International Cooperation

分な効果が現れていない案件などを含む具体的な達成状況や教訓をとりまとめたリストを公表しており、より効果的なODAの実施に努めています。このリストに記載されていた情報の一部を、2014年度からJICAの「ODA見える化サイト」の各案件のページへ統合し、利便性のさらなる向上に努めています。

ウ．開発教育の推進

外務省は、職員を中学校、高校、大学、NGOなどに派遣し、国際協力やODAについての説明や解説を行う「ODA出前講座」を実施しています。そのほかにも、JICAでは、開発教育を推進するため、開発教育に活用できる写真やグローバル教育の実践・取組を募る「グローバル教育コンクール」〈注23〉（2011年度からJICAが主催）を開催しています。また、開発教育を支援するため、学校教育の現場などの求めに応じて、青年海外協力隊経験者などを講師として派遣し、開発途上国での暮らしや経験談を伝えて異文化理解・国際理解の促進を図る「国際協力出前講座」や、JICA地球ひろば・なごや地球ひろばや国内拠点で学校などの訪問を受け入れる「JICA訪問」への対応を行っています。また主に高校生等を対象とした「国際協力実体験プログラム」、中学生・高校生を対象にした「JICA国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト」を実施しています。さらに、教員に対しては、「開発教育指導者研修」や、開発途上国に派遣し、その経験を授業に活かすことが目的の「教師海外研修」などを実施しています。

2016年10月、ODA出前講座で、法政大学法学部の学生約500名を対象に「職業としての国際協力　外交実務の現場から」というテーマで講義を行う外務省職員

エ．ODAの現場体験

できるだけ多くの人に開発協力の現場を体験する機会を提供し、ODAの実情に触れていただくことは、ODAを理解するために最も効果的な方法の一つです。スタディツアー（大学のゼミ等）によるODA現地視察、教師や地方自治体関係者などの現地視察への派遣支援にも力を入れています。また、旅行社の企画する体験ツアーや視察ツアーとの連携も強化しつつあります。一般から参加者を募集してODAプロジェクトの現場を実際に視察する機会を提供し、帰国後に国内の様々なイベントで報告する事業「国際協力レポーター」の事業も、2011年からJICAが開始しました。2015年８月から９月にインドネシアとザンビア、2016年にセネガルへそれぞれ10人の国際協力レポーターを派遣し、現地で日本のODA事業を視察していただきました。

オ．議論や対話の促進

ODAを活用した中小企業支援等、ODAに関する取組については国内各地で説明会を行うなどの取組を行っています。また、国際協力をめぐる動きや日本の取組を紹介する講演やシンポジウムも開催しており、外交やODAのあり方について関心をお持ちの国民の方と対話する場を随時設けています。

さらにJICAでは、地域にあるセンターや支部などの国内拠点を活用して、地域の産業界や行政関係者あるいは有識者や地元の大学や学校関係者との懇談や講演を行いながら、国際協力を地域から発信するとともに地域の活性化を目指しています。

注23：旧称：開発教育／国際理解教育コンクール（2009年度に改称）

（2）開発協力人材・知的基盤の強化

外務省は2015年度から、平和構築・開発人材の発掘・育成・キャリア構築を包括的に実施するため、従来の事業を刷新し、「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」を開始しました。この事業では、平和構築・開発分野で今後キャリアを形成していく意思を持つ方を対象に国内外での研修を行う「プライマリー・コース」、および平和構築・開発分野ですでに５年以上の経験・知見を有する方のキャリアアップを支援する「ミッドキャリア・コース」を実施しています。さらに、平和構築・開発分野の国際機関やNGO等での就職を希望する方を対象に、ポスト獲得に必要なスキル・知識を提供する「キャリア構築支援」を実施しています。

JICAは、開発協力にかかわりの深い研究を行い、将来同分野において活躍する意思を持っている大学院生などに対しインターンシップを1997年から実施しており、2015年度は109人を開発コンサルタントの協力現場を含む様々な職場で受け入れています。また、2002年の第２次ODA改革懇談会の提言に基づいて、省庁、JICAやNGO、国際機関といった様々な専門的な知識や多様な経験を持つ人材に活躍してもらうため、2003年に「国際協力人材センター」をJICA内に設け、その事業として国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」（http://partner.jica.go.jp/）を通じて国際協力に関する求人情報、人材の登録、各種研修・セミナー情報の提供、そしてキャリア相談（進路相談）なども行っています。またJICAは、国際協力人材の養成確保のため、ジュニア専門員、能力強化研修などを実施しています。

さらに、国際協力専門員制度により、高い専門的な能力と開発途上国での豊富な業務経験を持つ人材を確保しています。2008年10月に設立されたJICA研究所は、開発途上国の政府や国際援助のコミュニティへの発信を行いながら、国際的に通用する方法論を用いて、政策について実際の開発協力経験に基づいた研究を進めています。

日本が持つ強みを活かして、日本と開発途上国側の関係者間での政策研究や知的ネットワーク形成を図るなど、大学・研究機関と連携しつつ、開発協力を立案・発信するための知的基盤強化に努めていきます。

第１章 日本の政府開発援助予算 **188**

●第1節　2016年度政府開発援助予算（当初予算）…… 188
●第2節　各省庁の事業予算（当初予算）と事業概要…… 191

第２章 日本の政府開発援助実績 **200**

●第1節　開発途上国への資金の流れ …… 200
●第2節　二国間政府開発援助の所得グループ別実績 …… 201
●第3節　国別実績 …… 203
●第4節　分野別実績 …… 213
●第5節　緊急援助実績 …… 214

第３章 二国間援助案件リスト **217**

●第1節　二国間贈与 …… 217
●第2節　二国間借款 …… 222

第４章 国際機関に対する政府開発援助実績 **224**

第５章 政府開発援助に関する主な資料 **228**

●第1節　日本の政府開発援助をめぐる動き（2015年11月～ 2016年12月）… 228
●第2節　政府開発援助に関する政策 …… 232
●第3節　重債務貧困国（HIPCs）一覧 …… 244

（参考）諸外国の政府開発援助 **245**

●第1節　DAC 諸国の政府開発援助実績 …… 245
●第2節　DAC 諸国の開発途上国への資金の流れ …… 259
●第3節　DAC援助受取国・地域リスト …… 262
●第4節　非DAC 諸国・地域の政府開発援助実績…… 263

第Ⅲ部

資料編

第1章 日本の政府開発援助予算

第1節 2016年度政府開発援助予算（当初予算）

図表 III-1 政府開発援助予算の内訳

（単位：億円、%）

区　　分	2015年度			2016年度		
	予算額	増減額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
一般会計予算	5,422	-80	-1.5	5,519	98	1.8
事業予算（純額）	11,402	80	0.7	11,673	272	2.4
事業規模（総額）	18,057	297	1.7	18,553	495	2.7
（参考）円／ドル・レート	110円			120円		

＊　本図表において「増減額」および「伸び率」は、１億円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。

図表 III-2 政府開発援助一般会計予算（政府全体）

（単位：億円、%）

区　　分	2015年度			2016年度		
	予算額	増減額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
Ⅰ 贈　　与	4,939	-78	-1.6	5,075	137	2.8
1. 二国間贈与	4,083	-142	-3.4	4,153	69	1.7
(1) 経済開発等援助	1,605	-62	-3.7	1,629	24	1.5
(2) 技術協力等	2,462	-80	-3.2	2,508	45	1.8
(3) 貿易再保険特会繰入	16	0	0.0	16	0	0.0
2. 国際機関への出資・拠出	856	64	8.1	923	67	7.8
(1) 国連等諸機関	560	72	14.7	599	39	7.0
(2) 国際開発金融機関等	296	-8	-2.7	324	28	9.5
Ⅱ 借　　款	483	-2	-0.5	444	-39	-8.1
JICA（有償資金協力部門）	483	-2	-0.5	444	-39	-8.1
Ⅲ 計	5,422	-80	-1.5	5,519	98	1.8

＊1　本図表において「増減額」および「伸び率」は、１億円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。
＊2　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

図表 III-3　政府開発援助事業予算の内訳

（単位：億円、%）

区　分	2015年度				2016年度			
	予算額	増減額	伸び率	構成比	予算額	増減額	伸び率	構成比
贈　与	7,978	248	3.2	44.2	7,942	-36	-0.5	42.8
借　款	10,079	49	0.5	55.8	10,611	531	5.3	57.2
計（事業規模）	18,057	297	1.7	100.0	18,553	495	2.7	100.0
（参考）回収金	-6,655	―	―	―	-6,879	―	―	―
純　額	11,402	80	0.7	―	11,673	272	2.4	―

＊1　本図表において「増減額」および「伸び率」は、１億円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。
＊2　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

図表 III-4　政府開発援助事業予算の区分ごとの内訳（政府全体）

（単位：億円、%）

区　分	2015年度			2016年度		
	予算額	増減額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
Ⅰ 贈　与	7,978	248	3.2	7,942	-36	-0.5
1. 二国間贈与	4,835	-107	-2.2	4,843	8	0.2
(1) 経済開発等援助	1,605	-62	-3.7	1,629	24	1.5
(2) 技術協力等	3,214	-45	-1.4	3,198	-16	-0.5
(3) 貿易再保険特会繰入	16	0	0.0	16	0	0.0
2. 国際機関への出資・拠出	3,142	354	12.7	3,099	-44	-1.4
(1) 国連等諸機関	986	473	92.0	1,020	34	3.5
(2) 国際開発金融機関等	2,156	-118	-5.2	2,078	-78	-3.6
Ⅱ 借　款	10,079	49	0.5	10,611	531	5.3
(1) JICA（有償資金協力部門）	9,885	0	0.0	10,525	640	6.5
(2) その他	194	49	34.0	86	-109	-55.8
Ⅲ 計（事業規模）	18,057	297	1.7	18,553	495	2.7
（参考）回収金	-6,655	―	―	-6,879	―	―
純　額	11,402	80	0.7	11,673	272	2.4

＊1　本図表において「増減額」および「伸び率」は、１億円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。
＊2　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

図表 III-5　政府開発援助事業予算の財源と援助形態別歳出項目

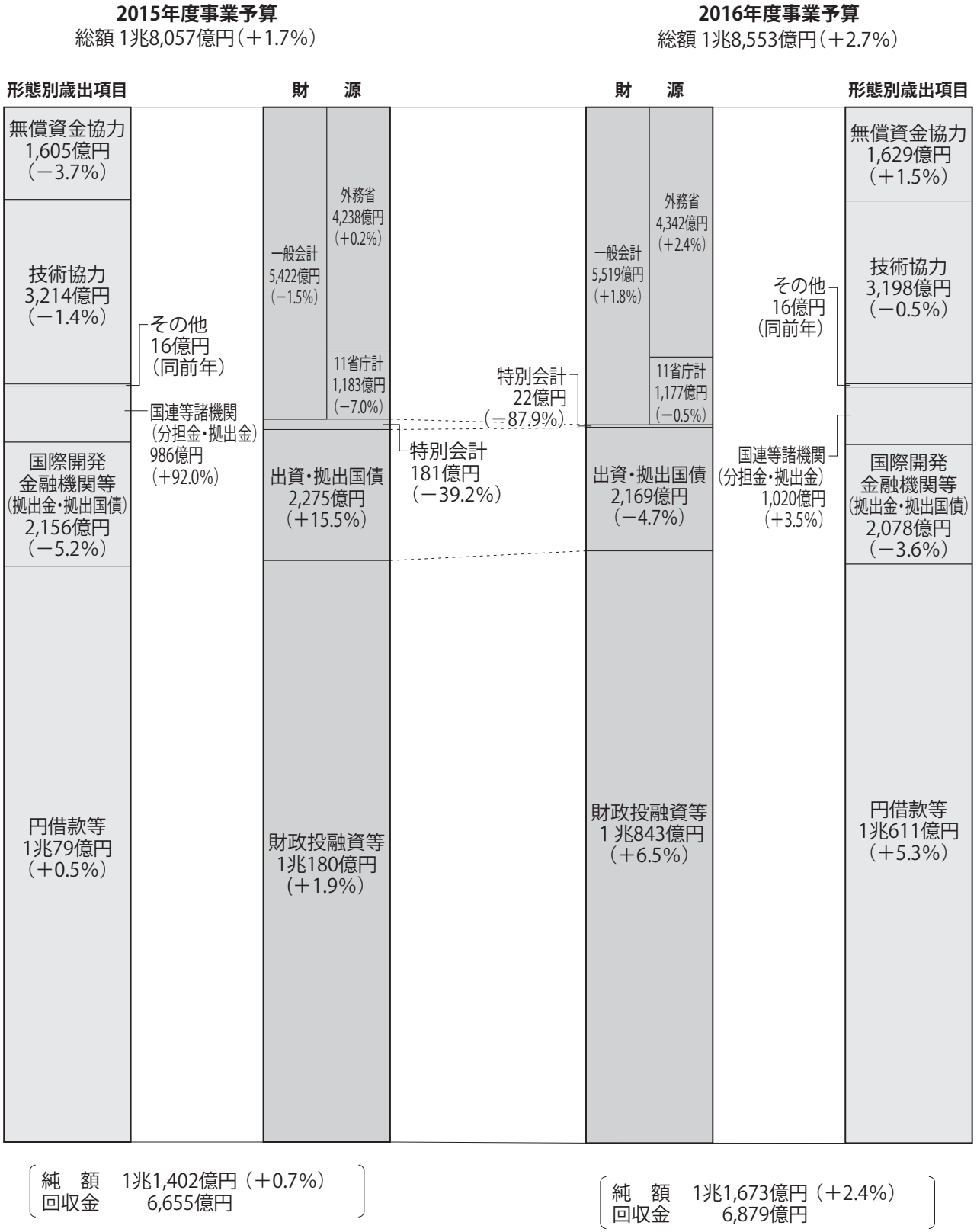

第2節　各省庁の事業予算（当初予算）と事業概要

図表 III-6　省庁別政府開発援助予算推移（一般会計予算）

（単位：百万円、%）

区　　分	2015年度	2016年度		
	予算額	予算額	増減額	伸び率
警察庁	14	14	-0.2	-1.4
金融庁	119	124	5	4.3
総務省	816	850	34	4.2
法務省	212	256	43	20.4
外務省	423,810	434,187	10,376	2.4
財務省	78,318	77,298	-1,019	-1.3
文部科学省	14,926	14,463	-463	-3.1
厚生労働省	6,313	6,751	437	6.9
農林水産省	2,828	2,742	-86	-3.0
経済産業省	13,833	14,313	481	3.5
国土交通省	301	283	-17	-5.7
環境省	667	637	-30	-4.5
計	542,156	551,918	9,762	1.8

＊1　本図表において「増減額」および「伸び率」は、百万円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。
＊2　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

図表 III-7　省庁別政府開発援助予算推移（事業予算）

（単位：百万円、%）

区　　分	2015年度	2016年度		
	予算額	予算額	増減額	伸び率
警察庁	14	14	-0.2	-1.4
金融庁	119	124	5	4.3
総務省	816	850	34	4.2
法務省	212	256	43	20.4
外務省	465,269	475,646	10,376	2.2
財務省	1,263,407	1,329,137	65,730	5.2
文部科学省	14,926	14,463	-463	-3.1
厚生労働省	6,909	7,350	440	6.4
農林水産省	22,272	11,330	-10,941	-49.1
経済産業省	30,252	15,029	-15,223	-50.3
国土交通省	301	283	-17	-5.7
環境省	1,216	775	-441	-36.2
計（事業規模）	1,805,711	1,855,256	49,545	2.7
（参考）回収金	-665,523	-687,912	―	―
純　額	1,140,188	1,167,344	27,156	2.4

＊1　本図表において「増減額」および「伸び率」は、百万円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。
＊2　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

図表 Ⅲ-8　各省庁の事業予算（2016年度事業予算）と事業概要

1．贈与

⑴ 二国間贈与

ア．経済開発等援助

（単位：百万円）

省庁	事業名（予算額）	事業の概要
外務省	無償資金協力（162,904）	無償資金協力は、開発途上地域の開発を主たる目的として同地域の政府等に対して行われる無償の資金供与による協力をいい、相手国政府からの要請に基づき、日本政府が相手国政府等に対して、経済社会開発のために必要とされる生産物および役務を購入するための資金を贈与し、相手国政府等がこれらの調達を行うことにより実施している。

イ．技術協力等

（単位：百万円）

省庁	事業名（予算額）	事業の概要
警察庁	アジア・太平洋薬物取締会議（14）	アジア・太平洋地域を中心とする諸国を招聘して、各国の薬物情勢、薬物事犯の捜査手法および国際協力に関する討議を行い、薬物取締りに関する国際的なネットワークの構築・強化を図る。
金融庁	（14）	新興市場国の金融行政担当者を対象として、金融市場全般にわたる制度や経験を紹介し、新興市場国の人材育成を図る金融行政研修を行う。
総務省	（567）	⑴情報通信分野における諸外国との政策対話および研究者交流等を行う。 ⑵政府統計職員の研修を通じたアジア太平洋地域の開発途上国の統計能力の強化等を目的として設立されたアジア太平洋統計研修所（SIAP）に対し、日本は、招請国政府として、同研修所における研修の実施に関する協力を行う。 ⑶アジア・太平洋電気通信共同体（APT）を通じて、アジア太平洋電気通信網高度化に対する支援、アジア・太平洋IT研究者・技術者育成支援、デジタル・デバイド解消のためのパイロットプロジェクト支援およびアジア太平洋地域におけるブロードバンド普及に向けた環境整備支援を行う。
法務省	（226）	⑴アジア・太平洋地域諸国等の刑事司法関係等の実務家を対象とした研修、セミナーを開催するとともに、犯罪防止と犯罪者処遇に関する調査研究等を実施する。 ⑵アジア諸国の法制度整備を支援するため、基本法令の起草、制定された法令を運用する司法関係機関の制度整備、法曹実務家の人材育成を目的とした研修、セミナーを開催するとともに、法制度整備支援推進に必要な日本国内における人材育成等の体制強化、アジア・太平洋地域の法制度の比較研究等を実施する。

（単位：百万円）

省庁	事業名（予算額）	事業の概要
外務省	JICAを通じて行う技術協力の予算（149,049）	⑴技術協力：開発途上地域の開発を主たる目的として日本の知識・技術・経験を活かし、同地域の経済社会開発の担い手となる人材の育成を行う協力をいい、日本の技術や技能、知識を開発途上国に移転し、あるいは、その国の実情にあった適切な技術などの開発や改良を支援するとともに、技術水準の向上、制度や組織の確立や整備などに寄与する。 ㋐技術協力専門家派遣：日本から開発途上国へ専門家を派遣し、相手国の行政官や技術者に必要な技術や知識を伝えるとともに、彼らと協働して現地適合技術や制度の開発、啓発や普及などを行う。 ㋑研修員受入事業：開発途上国において指導的役割を担うことが期待されている行政官や技術者などに対して、各分野の技術研修、新知識の取得支援あるいは訓練を行う。 ㋒機材供与：専門家の業務に係る技術協力その他開発途上地域に対する技術協力のために機材を供与する。 ㋓技術協力プロジェクト：「専門家派遣」、「研修員受入」、「機材供与」などを最適な形で組み合わせて開発途上国の関係機関と事業計画の立案、実施を一貫して計画的かつ総合的に実施する。 ㋔開発計画調査型技術協力：開発途上国の都市や農業、運輸などの開発計画の作成や、資源の開発などを支援するとともに、調査・分析手法や計画の策定手法などの技術移転を行う。 ㋕人材養成確保：技術協力等の実施に必要な専門家等の人員の確保、養成ならびに前記事業の推進に必要な調査研究や情報提供を行う。 ㋖国民参加型協力：日本のNGO・地方自治体等による国際協力の促進のための草の根技術協力事業、また、国際協力への理解促進に役立つ開発教育支援事業等を実施する。 ㋗ボランティア派遣：国民参加型事業で、開発途上国の社会・経済の発展に貢献を志望する人材を開発途上国に派遣し、現地の人々と生活と労働を共にさせ、技術、知識と経験を伝える草の根レベルの技術協力。20歳から39歳までの日本の青年男女を、原則として２年間開発途上国に派遣する「青年海外協力隊」と40歳から69歳までの日本のシニア層を原則として２年間開発途上国に派遣する「シニア海外ボランティア」が中心になっている。 ㋘災害援助等協力：海外の、特に開発途上地域における大規模な災害に対し、被災国政府または国際機関の要請に応じ、国際緊急援助隊の派遣および緊急援助物資の供与を行い、国際協力の推進に寄与する。 ⑵中小企業海外展開支援事業： ・中小企業等からの提案に基づき、開発途上国の課題解決に貢献する中小企業等の海外事業（直接進出による事業）に必要な基礎情報収集や事業計画策定を行うための調査（基礎調査） ・中小企業等からの提案に基づき、製品・技術等を途上国の開発へ活用する可能性を検討するための調査（案件化調査） ・中小企業等からの提案に基づき、製品・技術等に関する途上国の開発への現地適合性を高めるための実証活動を通じ、その普及方法を検討する事業（普及・実証事業） ⑶各種調査：案件形成準備段階の機動性・迅速性を確保するとともに、３スキーム（無償資金協力、有償資金協力、技術協力）の相乗効果を現すために、協力プログラムの形成と、個別案件の発掘・形成および妥当性・有効性・効率性等の確認を行う。また、地域別・国別の援助の実施方針や特定の開発課題に関する援助方針／アプローチ等を検討するため、対象地域・国や上述の開発課題にかかわる基礎情報を収集・分析する。 ⑷事業評価：事業の改善と国民への説明責任を果たすため、プロジェクト等の事前段階から実施後にわたり、一貫した事業評価を実施する。 ⑸その他：海外移住者に対する援助および指導等を実施する。
	（独立行政法人）国際交流基金運営費交付金（6,794）	独立行政法人国際交流基金は、文化その他の分野において総合的かつ効率的な国際交流事業を実施し、日本と諸外国との間の相互理解を深めるとともに、良好な国際環境の整備ならびに日本の調和ある対外関係の維持および発展に寄与している。
	その他（64,981） ＊施設整備費を含む	⑴効率的・効果的援助を実施するための政策協議の実施および国別援助計画の策定、現地ODAタスクフォースの機能強化、⑵援助の有効性等を検証し、効率的・効果的援助の実施に役立てるための評価、⑶日本のNGOの活動環境整備支援およびNGOが実施する事業前後の調査や研修会・講習会等に要する経費、⑷ODAを実施するために必要な行政的諸経費など。
	総　額　220,824	

（単位：百万円）

省庁	事業名（予算額）	事業の概要
財務省	財政経済に関する技術協力に必要な経費等（68,813）	⑴開発途上国現地および日本国内においてセミナー・研修を開催する。 ⑵開発途上国へ専門家を派遣する。 ⑶開発途上国から客員・実務研究員を受け入れる。 ⑷開発途上国の経済事情や経済政策の実情に関する研究を行う。 ⑸円借款事業の案件形成や円借款事業に附帯する技術支援等を実施する（JICA有償勘定技術支援）。
文部科学省（日本学生支援機構を含む）	留学生交流の推進（14,044）	グローバル社会で活躍できる人材育成の促進や日本の高等教育機関の国際競争力強化、「留学生30万人計画（2008年７月）」の実現を図るため、日本人の海外留学および外国人留学生の受入れを推進し、グローバル人材育成に必要な環境の整備・充実を図る。日本の高等教育機関および日本語教育機関に在籍している外国人留学生は約20万8,000人（2015年５月）、海外の大学等に在籍する日本人学生は約8万1,000人（2014年）となっている。 （施策例） ・国費外国人留学生の受入れ：開発途上国を中心に世界各国より前途有望な青年を日本に招聘し、高等教育機関で教育や研究指導を受けさせる事業を実施。 ・私費外国人留学生等への援助：日本の高等教育機関および日本語教育機関に在籍する私費外国人留学生を支援するため学習奨励費の給付を実施
	その他（335）	外国人に対する日本語教育、教育、文化、スポーツ等の各分野で、開発途上国からの研究者等の受入れや開発途上国への専門家派遣等の事業を行っている。また、UNESCOの主唱する政府間事業への参加、東南アジア教育大臣機構（SEAMEO）の活動への協力なども実施している。
	総　額　14,379	
厚生労働省	（1,048）	⑴開発途上国等の保健医療・社会福祉分野の人材育成、水道分野の調査企画等を実施。 ⑵結核対策国際協力事業、ポリオ根絶計画および麻しん根絶計画の推進、ハンセン病国際研究協力の推進、障害者リハビリテーション事業に係る国際協力の推進および開発途上国特有の疾病等に関する臨床研究等の事業を実施。 ⑶技能実習制度の適正かつ円滑な推進。 ⑷在職職業訓練指導員の受入れ。開発途上国における適正な技能評価のための制度づくりへの支援。 ⑸東南アジア諸国連合（ASEAN）、アジア太平洋経済協力（APEC）等への支援。
農林水産省	（1,062）	世界の食料安全保障への貢献や、開発途上地域における農林水産業の振興等を図るため、⑴世界の食料生産の拡大や投資の促進、⑵気候変動等地球的規模の課題の解決に向けた支援、⑶途上国における森林の保全等を通じた持続可能な森林経営の推進、⑷日本漁船の海外漁場確保および国際的な水産資源の持続的利用の推進に関する事業を実施。
経済産業省	質の高いインフラシステム海外展開促進事業（936）	「質の高いインフラパートナーシップ」を通じて、我が国の質の高い技術等を導入することで、今後見込まれる膨大なインフラ需要を取り込み、我が国の経済成長・再興を実現する。具体的には、⑴エネルギー開発や工業団地開発等に係わるマスタープラン作成、⑵日本企業の海外進出拠点整備やインフラシステム案件受注支援の政府間協議・ミッション派遣等、⑶インフラシステム案件の事業実施可能性調査により、川上からの案件受注に向けた一気通貫の支援を行う。
	技術協力活用型・新興国市場開拓事業（2,400）	技術協力を通じて日本企業の市場開拓及び新興国の経済発展を図るため、⑴日本の制度・システムの移転等による事業環境整備、⑵開発途上国の現地人材育成のための研修・専門家派遣事業、⑶日本の若手人材の海外インターンシップ事業、外国人材の日本企業でのインターンシップ事業、⑷親日・知日人材ネットワークの構築・コミュニティ形成事業、⑸開発途上国の社会課題を解決する製品・サービスの開発支援を実施している。
	独立行政法人日本貿易振興機構運営費交付金（7,233）	日本貿易振興機構（JETRO）は、日本の貿易の拡大、諸外国との円滑な通商経済関係の発展、経済協力の促進に貢献する取組の一環として、開発途上国を対象とした貿易投資取引の機会提供に向けた活動、貿易投資円滑化の基盤となる活動、および開発途上国経済研究活動を実施している。
	その他（1,685）	技術協力政策に関する調査事業、日本語能力研修等の関係事業を実施している。
	総　額　12,254	

（単位：百万円）

省庁	事業名（予算額）	事業の概要
国土交通省	（178）	国土交通分野（国土政策、交通、社会資本整備等）において、⑴国際交通分野における途上国の経済活性化と我が国企業の競争力強化のための支援、⑵国際協力交流企画事業、⑶環境・安全対策協力事業、⑷海外プロジェクトの推進等を実施する。
環境省	（358）	⑴地球環境の保全：クリーンアジア・イニシアティブ推進、途上国におけるフロン等対策支援事業費 ⑵大気・水・土壌環境等の保全：国際的水環境改善活動推進費（うち、アジア水環境パートナーシップ事業、第3期） ⑶廃棄物・リサイクル対策の推進：アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラム事業 ⑷アジア地域におけるコベネフィット型環境汚染対策推進事業（うち、コベネフィット型対策導入戦略の策定、コベネフィット技術の先駆的導入の実証・技術導入指針作成）

＊　四捨五入の関係上合計が一致しないことがある。

ウ．債務削減等

（単位：百万円）

省庁	事業名（予算額）	事業の概要
経済産業省	貿易再保険特別会計への繰入れ（1,600）	重債務貧困国（HIPCs：Heavily Indebted Poor Countries）等に対する債務削減の実施に伴う財政措置として貿易再保険特別会計への資本繰入れを実施。

⑵ 国際機関への出資・拠出（出資、拠出、分担金（ただしODA分））

（単位：百万円）

省庁	事業名（予算額）	事業の概要
金融庁	政府開発援助経済協力開発機構（OECD）等拠出金（110）	経済協力開発機構、保険監督者国際機構および証券監督者国際機構による新興市場国向け技術支援に必要な資金を拠出する。
総務省	拠出金・分担金（283）	国際電気通信連合（ITU）、万国郵便連合（UPU）に対する分担金および東南アジア諸国連合（ASEAN）に対する拠出金。
法務省	国際連合薬物・犯罪事務所（UNODC）拠出金（30）	国際連合薬物・犯罪事務所（UNODC）への拠出金を通じて、東南アジア地域を中心とする国々に対し、刑事司法分野における技術協力を実施・強化する。
外務省	国際連合（UN）分担金（5,809） 国際連合平和維持活動（PKO）分担金（3,427）	国際連合は、⑴世界の平和と安全を維持すること、⑵諸国間の友好関係を発展させること、⑶国家間の経済・社会・文化および人道的諸問題を解決し、人権および基本的自由の重視を拡大することについて国際協力を実現すること、⑷これら共通の目的の達成に当たって、諸国の行動を調和させるための中心となること、を目的とした諸活動を行っている。
	人間の安全保障基金（UNTFHS）拠出金（852）	日本が設置を主導した国連人間の安全保障基金は、人間一人ひとりの安全保障の視点に立って、現在の国際社会が直面する貧困、環境破壊、紛争、地雷、難民問題、麻薬、HIV/エイズ等感染症などの人間の生存、生活、尊厳に対する多様な脅威に取り組む国連機関のプロジェクトを支援する。
	国連開発計画（UNDP）拠出金（7,390）	国連開発計画は、国連システムにおける開発分野の中核的機関として、貧困の撲滅、不平等と排除の是正を目標とし、持続可能な開発プロセス、民主的ガバナンス、強靱な社会の構築を重点政策として177か国・地域で活動。日本は、コア・ファンドへ拠出を行うとともに、特定の目的に沿った各種基金を設置・拠出し、国際的な開発課題の解決に向けた取組や開発途上国への支援を実施している。
	環境問題拠出金（4,034）	国連環境計画（UNEP）をはじめとする国連内外の環境関連国際機関および環境関連条約等が、地球環境の様々な面でのモニタリング、調査、技術支援、条約の実施や遵守を促進するプロジェクト等を実施しており、これらを支援している。
	緑の気候基金（GCF）拠出金（38,507）	緑の気候基金（GCF）は、2010年のCOP16で設立が決定された開発途上国の温室効果ガス削減と気候変動の影響への適応を支援する基金。2015年５月21日に、日本が15億ドルを拠出するための取決めに署名したことにより、GCFへの各国拠出総額が基金の稼働条件とされている各国表明総額の50%に達し、GCFは稼働した。
	国連人口基金（UNFPA）拠出金（2,439）	国連人口基金は、開発途上国における家族計画、リプロダクティブ・ヘルス、国勢調査等の人口にかかわる取組に対し支援を行っている。地域別にはアフリカ地域、アジア太平洋地域、中東地域に重点的資金配分を実施。
	国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）拠出金（4,035）	国連難民高等弁務官事務所は、⑴世界各地の難民に対する国際的保護の付与、⑵難民に対する水、医療、住居の提供等の生活支援、⑶難民問題の恒久的解決（本国への自発的帰還、現地定住、第三国定住）、⑷難民保護のための条約の各国による締結の促進、⑸無国籍者の保護における国際協力の強化を目的とした活動を実施している。
	国連児童基金（UNICEF）拠出金（2,079）	国連児童基金は、母子保健、HIV/AIDS、水と衛生、栄養改善、教育等児童に関する中長期的援助および自然災害や紛争時の緊急援助を行っている。援助対象国は世界の開発途上国ほぼ全域に及んでいる。
	国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）拠出金（190）	国連パレスチナ難民救済事業機関は、各国政府・多国間機関等から提供された任意拠出金によって、パレスチナ難民に対する教育、医療･保健および救済（食料支援、住宅改善支援等）、福祉（公民館の運営等）といったサービスを実施している。
	国連世界食糧計画（WFP）拠出金（583）	国連世界食糧計画は、飢餓と貧困の撲滅を使命として、主として食糧援助を通じた経済社会開発および自然災害や人為災害による被災者、難民・国内避難民等に対する緊急支援を行っている。
	国際原子力機関（IAEA）技術協力基金（1,206）	IAEAは、原子力の平和的利用の促進のため技術協力基金を設立し、開発途上国の要請に基づき、発電分野および非発電分野における専門家派遣、機材供与、研修員受入れなどの技術協力活動を実施している。
	国連食糧農業機関（FAO）分担金（3,264）	国連食糧農業機関は、世界の食料問題の改善等を目的として設立された国連専門機関であり、基礎資料の収集、調査研究、各国への政策助言等を行うほか、世界各地で技術協力プロジェクトを実施している。

（単位：百万円）

省庁	事業名（予算額）	事業の概要
外務省	国際農業開発基金（IFAD）拠出金（2,952）	国際農業開発基金は、農村地域での飢餓と貧困を撲滅するため、農業・農村開発、農村金融、灌漑、貯蔵・加工等の分野において、被援助国である開発途上国に譲許的資金の貸付および無償資金供与を実施している。日本は第10次増資協議において、2016年から2018年までの同基金の活動を対象に、5,700万ドルを上限とした拠出を表明している。
	国連教育科学文化機関（UNESCO）分担金（3,775）	国連教育科学文化機関は、正義、法の支配、人権、および基本的自由を拡大し、世界の平和と安全に寄与するために、教育、科学、文化を通じて諸国民の間の理解や協力を促進している。国際的な知的交流の促進や、途上国の支援事業なども実施している。
	国連工業開発機関（UNIDO）分担金（1,713）	国連工業開発機関は、開発途上国における工業開発の促進および加速を図るため、種々の技術協力などの関連事業を自ら実施するとともに、その分野における国連の活動を調整している。
	国際農業研究協議グループ（CGIAR）拠出金（196）	国際農業研究協議グループは、開発途上国における農林水産業の生産性の改善に貢献するための技術の開発・普及を目標とし、世界各地に所在する15の研究機関がネットワークを構築して質の高い基礎・戦略研究を実施している。
	世界エイズ・結核・マラリア対策基金拠出金（ー）	世界エイズ・結核・マラリア対策基金は、開発途上国等に対して三大感染症（HIV/エイズ、結核、マラリア）の予防、治療、ケア・サポートのための資金提供を行い、受益国による三大感染症対策の促進を支援している。また、これらを通じ保健システム強化や母子保健にも貢献している。同基金に対する2016年分拠出金は、平成27年度補正予算（19,716百万円）で手当て。
	赤十字国際委員会（ICRC）拠出金（191）	赤十字国際委員会は、赤十字の基本原則（人道・公平・中立・独立・奉仕・単一・世界性）にのっとり、保護（ジュネーブ諸条約等国際人道法の遵守推進を通じた文民や捕虜等の保護）、救援（紛争犠牲者に対する医療・水・食料・非食料物資分野の支援）、予防（国際人道法の普及）等を行っている。
	国際原子力機関（IAEA）平和的利用イニシアティブ（PUI）拠出金（220）	平和的利用イニシアティブ（PUI）は、原子力の平和的利用分野におけるIAEAの活動を促進させるための追加的な財源として、2010年NPT（核不拡散条約）運用検討会議で米国の呼びかけにより設立された。保健・医療、食糧・農業、水資源管理および環境等の分野におけるIAEA技術協力プロジェクト等に用いられている。
	UN Women拠出金（623）	UN Womenは、女性の地位向上を目的として、女性および女児に対する差別の撤廃、女性のエンパワーメント、ジェンダー平等などの活動を行っている。
	国際家族計画連盟（IPPF）拠出金（931）	国際家族計画連盟は、開発途上国における母子保健、リプロダクティブ・ヘルス分野に関する取組を実施。世界中の約170か国の加盟協会を通じた支援により、草の根レベルで役立つ活動を行っている。
	Gaviワクチンアライアンス拠出金（20）	Gaviワクチンアライアンスは、開発途上国における予防接種の普及により子どもたちの命と人々の健康を守る活動を実施している。平成27年度補正予算で2,044百万円を拠出し、2016年分拠出は2,064百万円。
	その他（7,482）	開発援助に関係する国連機関やその他の国際機関に対して様々な分担金、拠出金を支出している。
	総額　91,918	
財務省	国際復興開発銀行（IBRD）・国際開発協会（IDA）拠出金（12,682）	国際復興開発銀行（IBRD）・国際開発協会（IDA）は、途上国の貧困削減と持続可能な経済成長の実現を使命として、加盟国に金融支援、技術支援等を提供している。本拠出金は、IBRD・IDA本体の融資による支援を補完し、小規模な貧困削減プロジェクトや政策改善のための技術援助、人材育成等を支援している。
	国際開発協会（IDA）出資金（111,843）	国際開発協会（IDA）は、市場の条件で借入れを行うことが全く、あるいはほとんどできない世界の最貧国に対して、無利子の長期融資と贈与を行っている。
	国際金融公社（IFC）拠出金（1,704）	国際金融公社（IFC）は、開発途上国の民間企業に対する融資・出資を通じて、持続可能な民間部門投資を促進し、貧困削減と生活水準向上を支援することを主な目的としている。本拠出金は、IFC本部の融資・出資による支援を補完している。開発途上国の起業家が質の高い事業計画を作成できるよう、計画作成の手助けを行ったり、民間企業の設立支援等の技術支援活動も推進している。

（単位：百万円）

省庁	事業名（予算額）	事業の概要
財務省	アジア開発銀行（ADB）拠出金（8,479）	アジア開発銀行（ADB）は、アジア太平洋地域における包括的経済成長、環境に配慮した持続可能な成長および地域統合の助長等を通じて、開発途上国の貧困削減に貢献している。本拠出金は、ADB本体の融資による支援を補完し、小規模な貧困削減プロジェクトや途上国の能力開発等を支援している。
	アジア開発銀行（ADB）出資金（－）	アジア開発銀行（ADB）への出資金は、ADBの通常資金財源の一部を成し、ADBが行う貸付を部分的に賄っている。
	アジア開発基金（ADF）拠出金（39,270）	アジア開発基金（ADF）は、アジア太平洋地域の開発途上国を対象に、ADBの貸付よりも緩和された条件での融資等を主要業務としている。
	アフリカ開発銀行（AfDB）拠出金（1,062）	アフリカ開発銀行（AfDB）は、アフリカ地域の経済社会開発に寄与することを目的として準商業条件で貸付を行うことを主たる業務としている。本拠出金はAfDB本体の融資による支援を補完している。加盟国の民間セクター支援を目的として、政府、地方政府、企業協会、公・民間企業に対し、技術支援等も行っている。
	アフリカ開発銀行（AfDB）出資金（3,208）	アフリカ開発銀行（AfDB）は、アフリカ地域の経済社会開発に寄与することを目的として準商業条件で貸付を行うことを主たる業務としている。
	アフリカ開発基金（AfDF）出資金（6,089）	アフリカ開発基金（AfDF）は、アフリカ地域の開発途上国へ、AfDBよりも緩和された条件での融資等を主要業務としている。
	米州開発銀行（IDB）拠出金（1,429）	米州開発銀行（IDB）は、中所得国を中心とした中南米・カリブ海諸国に対し、準商業条件で貸付等を行うことを主たる業務としている。本拠出金は、IDB本体の融資による支援を補完し、小規模な貧困削減プロジェクト、技術協力プロジェクト等に対して資金提供を行っている。
	米州開発銀行（IDB）出資金（－）	米州開発銀行（IDB）は、加盟国からの出資金をもとに債券を発行することにより、資金を国際資本市場から調達し、融資を行っている。
	米州開発銀行特別業務基金（FSO）拠出金（－）	特別業務基金は、中南米・カリブ海地域における低所得の開発途上国の経済社会開発の促進に寄与するために、緩和された条件での融資等を実施している。
	米州投資公社（IIC）出資金（944）	米州投資公社（IIC）は、加盟国からの出資金をもとに債券を発行することにより、資金を国際資本市場から調達し、融資を行っている。
	欧州復興開発銀行（EBRD）拠出金（188）	欧州復興開発銀行（EBRD）は、中東欧・旧ソ連地域の民主化、市場経済への移行、民間企業の育成等の支援を目的とする国際金融機関である。本拠出金は、同地域の民間企業等への融資、技術協力等に対しての資金提供に使われ、同地域の経済の発展に貢献している。
	地球環境ファシリティ（GEF）信託基金拠出金（15,000）	開発途上国における地球環境の保全・改善への取組を支援することを目的とした多数国間資金メカニズム。⑴気候変動対策、⑵生物多様性の保護、⑶国際水域管理、⑷土地劣化防止、⑸化学物質・廃棄物対策の５分野を支援している。
	その他拠出金（5,927）	開発途上国に対する金融・税制・関税等にかかわる技術支援のための拠出金。国際通貨基金（IMF）、関税協力理事会（WCO）、経済協力開発機構（OECD）、アジア太平洋経済協力（APEC）、東南アジア諸国連合（ASEAN）等向けがある。
	総額　207,824	
文部科学省	分担金等（85）	文化財保存修復研究国際センター（ICCROM）分担金、世界知的所有権機関（WIPO）事務局分担金および拠出金により、関係事業の推進を図っている。
厚生労働省	世界保健機関（WHO）分担金（4,125）	世界保健機関（WHO）は、世界のすべての人々ができる限り高い健康水準に到達することを目的とした事業を行っている国連の専門機関であり、加盟国として割り当てられた分担金の拠出を行っている。
	世界保健機関等拠出金（1,337）	国際保健分野における様々な課題の解決等に貢献することを目的として、感染症対策等の事業を推進するWHOや、エイズ対策を推進する国連合同エイズ計画（UNAIDS）に対して、資金の拠出を行っている。

（単位：百万円）

省庁	事業名（予算額）	事業の概要
厚生労働省	国際労働機関（ILO）分担金等（839）	⑴国際労働機関（ILO）に対する分担金の拠出。⑵ILO等が企画した労働分野における技術協力プログラムおよびアジア太平洋地域技能就業能力計画に対する拠出金。
	総額　6,301	
農林水産省	国連食糧農業機関（FAO）拠出金（473）	世界の食料安全保障の確立や地球的規模課題への対応のため、統計情報整備、気候変動対策、栄養改善、SPS（食品安全、植物防疫）関連の国際基準策定、世界農業遺産（GIAHS）支援、アジアやアフリカにおけるフードバリューチェーン構築に係る支援、水産業の推進に関する技術援助や人材育成等を実施している。
	国連世界食糧計画（WFP）拠出金（64）	フード・フォー・ワーク（労働の対価として食料を供与する住民参加型農村開発事業）により、復興途上にあるアフリカ諸国で稲作生産基盤を農民主体で復旧し、コメの中長期的生産性を向上する事業を実施している。
	国際農業研究協議グループ（CGIAR）拠出金（166）	国際農業研究協議グループ傘下の国際稲研究所（IRRI）、国際熱帯農業センター（CIAT）、国際とうもろこし・小麦改良センター（CIMMYT）、国際熱帯農業研究所（IITA）、アフリカ稲センター（AfricaRice）、国際水管理研究所（IWMI）を通じ、開発途上国における食料増産や農業の持続可能な生産性改善等にかかる研究・普及を実施している。
	国際獣疫事務局（OIE）拠出金（85）	世界の動物衛生水準向上のため、口蹄疫等の防疫ロードマップ策定、動物の伝染性疾病についての情報収集・分析・提供、動物疾病の防疫に関する技術的支援や助言を実施している。
	その他拠出金（892）	農林水産分野の様々な課題の解決に貢献するため、アセアン事務局（ASEAN）、東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC）、メコン河委員会（MRC）、国際協同組合同盟（ICA）、国連大学（UNU）、アジア生産性機構（APO）、国連森林フォーラム事務局（UNFF）等の行うプロジェクトに対する拠出を実施している。
	総額　1,680	
経済産業省	国連工業開発機関（UNIDO）拠出金（190）	開発途上国における持続可能な工業開発を促進するため、国際連合工業開発機関（UNIDO）の東京投資・技術移転促進事務所（ITPO東京）が行う、開発途上国における日本企業の投資及び技術移転促進等のプロジェクト運営に対する拠出を実施している。
	その他拠出金等（985）	世界知的所有権機関（WIPO）事務局分担金、世界知的所有権機関拠出金、日・ASEAN貿易投資観光促進センター拠出金、アジア太平洋経済協力（APEC）拠出金、日・ASEAN経済産業協力拠出金、APECビジネス諮問委員会拠出金、経済協力開発機構開発センター拠出金。
国土交通省	拠出金等（106）	観光や気象分野に係る開発や技術協力に関係する国際機関（ASEAN貿易投資観光促進センター、世界気象機関）に対して分担金や拠出金を拠出する。
環境省	拠出金等（417）	国連環境計画（UNEP）、国連環境計画国際環境技術センター（UNEP-IETC）、国連地域開発センター（UNCRD）、国際自然保護連合（IUCN）、国際湿地保全連合（WI）に対する拠出金、分担金、世界適応ネットワークアジア太平洋地域事務局拠出金。

＊　四捨五入の関係上合計が一致しないことがある。

２．借款等

（単位：百万円）

省庁	事業名（予算額）	事業の概要
財務省	円借款および海外投融資（1,052,500）	有償資金協力は、開発途上地域の開発を主たる目的として資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう、金利、償還期間等について緩やかな条件が付された有償の資金供与による協力をいう。有償資金協力には、開発途上地域の政府等に対して開発事業の実施に必要な資金または当該開発途上地域の経済の安定に関する計画の達成に必要な資金を貸し付ける「円借款」と、我が国または開発途上地域の法人等に対して開発事業の実施に必要な資金を融資・出資する「海外投融資」がある。
農林水産省	海外漁業協力事業資金融資（8,588）	海外漁業協力の円滑な促進および漁場の確保を通じた日本漁業の安定的な発展に寄与することを目的として、日本の法人等が海外漁業協力を実施するのに必要な資金（相手国において行う開発可能性調査および技術協力、合弁により海外漁業協力事業を行うための相手国の現地法人に対する出資および設備資金等の貸付）を、公益財団法人海外漁業協力財団（OFCF）から融資する。

第2章 日本の政府開発援助実績

第1節 開発途上国への資金の流れ

図表 III-9 日本から開発途上国への資金の流れ

（支出純額ベース、単位：百万ドル、%）

項目＼暦年			2014年	2015年	対前年比
政府開発援助	二国間	贈与	5,201	4,999	-3.9
		無償資金協力	2,567	2,627	2.3
		技術協力	2,634	2,372	-9.9
		政府貸付等	884	1,117	26.3
	(二国間)計		6,085	6,116	0.5
	国際機関に対する出資・拠出等		3,355	3,055	-8.9
	(ODA) 計		9,440	9,171	-2.8
	(対GNI比〈%〉)		(0.20)	(0.21)	
その他政府資金	輸出信用(1年超)		90	126	40.9
	直接投資金融等		-2,238	-403	82.0
	国際機関に対する融資等		－	－	－
	(OOF)＊4計		-2,148	-277	87.1
民間資金	輸出信用(1年超)		1,063	2,250	111.7
	直接投資		44,399	44,505	0.2
	その他二国間証券投資等		7,328	2,845	-61.2
	国際機関に対する融資等		-1,180	193	116.4
	(PF)＊4計		51,609	49,793	-3.5
民間非営利団体による贈与			467	498	6.7
資金の流れ総計			59,368	59,186	-0.3
(対GNI比〈%〉)			(1.24)	(1.37)	
国民総所得(GNI)(億ドル)			47,864	43,136	-9.9

＊1 換算率：2014年＝105.8475円/ドル、2015年＝121.0023円/ドル(OECD-DAC指定レート)
＊2 卒業国向け援助を含む。
＊3 マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。
＊4 OOF：Other Official Flows、PF：Private Flows。

参考：技術協力に行政経費、開発啓発費などを含まない場合の実績は下記のとおり。

（単位：百万ドル、%）

項目＼暦年	2014 年	2015 年	対前年比
贈与	5,196.8	4,991.2	-4.0
うち技術協力	1,997.2	1,763.7	-11.7

＊卒業国向け援助を除く。

第2節　二国間政府開発援助の所得グループ別実績

図表 Ⅲ-10　二国間政府開発援助の所得グループ別実績

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

受取国グループ	2014年	2015年	供与相手国・地域数（2015年）
後発開発途上国（LDCs）	2,303.3	2,479.6	48
低所得国（LICs）	74.6	187.2	3
低中所得国（LMICs）	1,915.1	1,820.7	36
高中所得国（UMICs）	-216.0	-492.8	54
分類不能	2,051.6	2,152.8	―
合　　計	6,128.6	6,147.4	141

＊1　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊2　卒業国向け援助を除く。
＊3　分類不能には、複数受取国グループにまたがる援助等を含む。
＊4　マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。
＊5　LDCs、LICs、LMICs、UMICsの国・地域は262ページの「図表Ⅲ-37/DAC援助受取国・地域リスト」を参照。
＊6　LDCs、LICs、LMICs、UMICsの国・地域の分類基準は下記のとおり。

＊6.1　後発開発途上国（LDCs：Least Developed Countries）
国連開発政策委員会（CDP：UN Committee for Development Policy）が設定した基準（下表）に基づき、国連経済社会理事会の審議を経て、国連総会の決議により認定された国のこと。LDCとしての認定には、すべての基準を満たし、該当国の同意を条件とする。

LDCリストへの掲載基準

2011 ～ 2013年の１人当たりGNI平均	HAI（※1）	EVI（※2）
1,035ドル以下	60以下	36以上

LDCリストからの卒業基準

2011 ～ 2013年の１人当たりGNI平均	HAI（※1）	EVI（※2）
1,242ドル以上	66以上	32以下

上記条件の２つ以上を満たすか、あるいは、GNIが基準値の２倍以上となると、LDCリストからの卒業が適格と判断され、LDC卒業に向けたプロセスが開始される。

（※1）HAI：Human Assets Index
人的資源開発の程度を表すためにCDPが設定した指標で、①栄養不良人口の割合、②５歳以下の乳幼児死亡率、③中等教育就学率、④成人識字率、を指標化したもの。
（※2）EVI：Economic Vulnerability Index
経済的な脆弱性を表すためにCDPが設定した指標で、①人口規模、②（世界的市場からの）遠隔度、③商品輸出の集中度、④GDPに占める農林水産業の割合、⑤低標高沿岸地帯に住む人口の割合、⑥財・サービスの輸出不安定度、⑦自然災害の被害者の割合、⑧農業生産の不安定度、を指標化したもの。

＊6.2　低所得国（LICs：Low Income Countries）
2013年の国民1人当たりのGNIが1,045ドル以下の国・地域（世銀アトラスベース）
＊6.3　低中所得国（LMICs：Lower Middle Income Countries）
2013年の国民1人当たりのGNIが1,046ドル以上4,125ドル以下の国・地域（世銀アトラスベース）
＊6.4　高中所得国（UMICs：Upper Middle Income Countries）
2013年の国民1人当たりのGNIが4,126ドル以上12,745ドル以下の国・地域（世銀アトラスベース）

出典：世銀アトラス、DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）

図表 III-11　二国間政府開発援助と後発開発途上国（LDCs）向け援助額および贈与額の比較

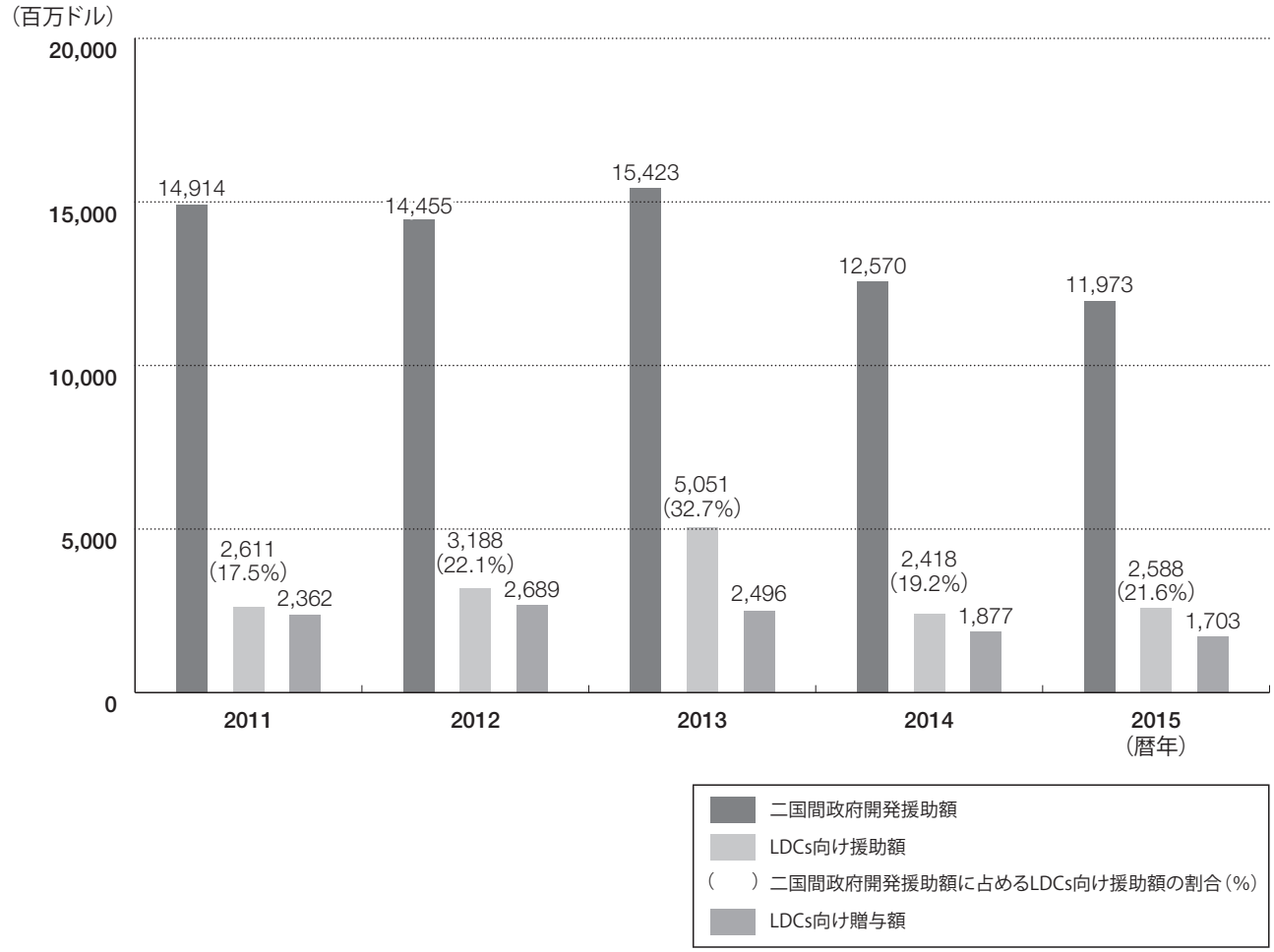

＊1　支出総額ベース。
＊2　債務救済を除く。
＊3　卒業国向け援助を除く。

第3節　国別実績

図表 III-12　二国間政府開発援助の国別・援助形態別内訳（2015年）

（単位：百万ドル）

形態 / 国・地域名	政府開発援助							合計（支出純額）	合計（支出総額）
	贈与				政府貸付等				
	無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力	計	貸付実行額（A）	回収額（B）	計（A）－（B）		
アジア	634.03	97.19	548.24	1,182.27	5,150.81	4,706.75	444.06	1,626.33	6,333.08
東アジア	448.24	39.99	364.18	812.43	2,721.54	3,594.14	-872.60	-60.17	3,533.97
北東アジア	15.63		30.33	45.97	206.29	911.75	-705.46	-659.49	252.26
中国	0.79		9.29	10.08	141.36	894.23	-752.86	-742.78	151.45
※[香港]			0.02	0.02				0.02	0.02
モンゴル	14.84		20.95	35.79	64.93	13.71	51.22	87.01	100.72
東南アジア	428.08	35.47	328.54	756.62	2,515.25	2,682.39	-167.14	589.49	3,271.88
インドネシア	25.24		53.06	78.30	400.31	1,477.73	-1,077.42	-999.12	478.60
カンボジア	50.06	1.22	28.54	78.60	27.47	4.33	23.14	101.75	106.08
※シンガポール			0.12	0.12				0.12	0.12
タイ	27.52	0.02	19.57	47.08	125.68	256.01	-130.33	-83.25	172.77
フィリピン	46.20	0.10	49.66	95.85	446.10	471.65	-25.55	70.30	541.95
※ブルネイ			0.00	0.00				0.00	0.00
ベトナム	12.94		78.52	91.46	1,327.42	343.96	983.46	1,074.92	1,418.88
マレーシア	0.57	0.49	9.58	10.15	65.76	124.24	-58.48	-48.33	75.91
ミャンマー	202.11	33.63	53.31	255.43	95.71		95.71	351.13	351.13
ラオス	51.87		28.65	80.52	26.64	4.47	22.17	102.69	107.17
(ASEAN)＊7	416.51	35.47	321.02	737.53	2,515.09	2,682.39	-167.30	570.23	3,252.62
東ティモール	11.57		7.52	19.10	0.17		0.17	19.26	19.26
東アジアの複数国向け＊8	4.52	4.52	5.31	9.83				9.83	9.83
南アジア	112.64	36.60	142.43	255.06	2,212.16	1,018.20	1,193.96	1,449.02	2,467.23
インド	4.84		35.86	40.70	1,497.56	670.61	826.95	867.65	1,538.26
スリランカ	20.01	6.17	18.16	38.17	168.83	173.57	-4.74	33.43	207.00
ネパール	23.19	15.00	24.48	47.67	9.03	7.89	1.15	48.82	56.70
パキスタン	45.04	15.43	16.68	61.71	113.78	75.93	37.86	99.57	175.50
バングラデシュ	8.93		34.37	43.30	422.07	90.21	331.86	375.16	465.36
ブータン	5.52		9.60	15.12	0.88		0.88	16.00	16.00
モルディブ	5.12		2.15	7.27				7.27	7.27
南アジアの複数国向け＊9			1.13	1.13				1.13	1.13
中央アジア・コーカサス	62.64	10.55	25.94	88.58	214.59	94.41	120.19	208.76	303.17
アゼルバイジャン	1.82		1.03	2.85	36.84	18.38	18.46	21.31	39.69
アルメニア	0.16		3.81	3.97		9.28	-9.28	-5.31	3.97
ウズベキスタン	6.50		6.19	12.68	141.46	27.48	113.98	126.66	154.15
カザフスタン	0.36		1.34	1.70		34.93	-34.93	-33.23	1.70
キルギス	33.79	6.12	8.72	42.51		0.39	-0.39	42.12	42.51
ジョージア	5.18		0.41	5.58	36.29	2.15	34.14	39.72	41.87
タジキスタン	14.21	3.87	3.61	17.82				17.82	17.82
トルクメニスタン	0.06		0.46	0.52		1.81	-1.81	-1.29	0.52
中央アジア・コーカサスの複数国向け	0.57	0.57	0.38	0.95				0.95	0.95
アジアの複数国向け＊10	10.51	10.04	15.69	26.20	2.51		2.51	28.71	28.71

形態 / 国・地域名	政府開発援助							合計（支出純額）	合計（支出総額）
	贈与				政府貸付等				
	無償資金協力		技術協力	計	貸付実行額（A）	回収額（B）	計（A）－（B）		
		うち国際機関を通じた贈与							
中東・北アフリカ	552.70	450.67	129.70	682.40	738.13	556.77	181.36	863.76	1,420.53
アフガニスタン	283.46	253.21	33.74	317.20				317.20	317.20
※アラブ首長国連邦			0.13	0.13				0.13	0.13
アルジェリア			1.44	1.44		0.66	-0.66	0.78	1.44
イエメン	23.51	23.51	0.33	23.84		1.59	-1.59	22.25	23.84
※イスラエル	3.34	3.34		3.34				3.34	3.34
イラク	63.56	55.31	14.77	78.33	256.45	9.23	247.22	325.54	334.77
イラン	3.84	2.92	9.29	13.13		10.25	-10.25	2.88	13.13
エジプト	1.75	1.50	25.44	27.20	82.98	151.77	-68.80	-41.60	110.17
※オマーン			0.05	0.05				0.05	0.05
※クウェート			0.12	0.12				0.12	0.12
※サウジアラビア			1.91	1.91				1.91	1.91
シリア	22.98	6.10	2.78	25.76				25.76	25.76
チュニジア	0.70		6.02	6.73	40.61	64.63	-24.01	-17.29	47.34
トルコ	9.47	9.22	7.58	17.06	75.21	165.01	-89.80	-72.74	92.26
※バーレーン			0.01	0.01				0.01	0.01
［パレスチナ自治区］	59.21	44.05	7.26	66.47				66.47	66.47
モロッコ	0.35		9.85	10.19	80.07	55.83	24.24	34.43	90.26
ヨルダン	43.70	15.49	7.64	51.33	202.82	92.04	110.77	162.11	254.15
レバノン	13.10	12.29	0.34	13.45		5.76	-5.76	7.69	13.45
中東・北アフリカの複数国向け＊11	23.72	23.72	1.01	24.73				24.73	24.73
サブサハラ・アフリカ	724.95	353.19	332.86	1,057.81	809.17	78.18	730.99	1,788.80	1,866.98
アンゴラ	0.31		1.63	1.94	195.37		195.37	197.30	197.30
ウガンダ	21.97	4.00	15.08	37.06	33.42		33.42	70.48	70.48
エチオピア	29.46	11.80	24.74	54.20				54.20	54.20
エリトリア	2.07		0.67	2.74				2.74	2.74
ガーナ	7.38	3.15	17.83	25.22				25.22	25.22
カーボヴェルデ	4.05		0.15	4.20	13.99		13.99	18.19	18.19
ガボン	0.29		2.42	2.71		0.74	-0.74	1.97	2.71
カメルーン	19.35	12.45	7.93	27.28	6.10		6.10	33.38	33.38
ガンビア	2.33	2.15	0.31	2.64				2.64	2.64
ギニア	22.96	13.68	3.29	26.25				26.25	26.25
ギニアビサウ	3.31	1.65	0.18	3.49				3.49	3.49
ケニア	41.08	9.70	40.77	81.86	141.69	60.83	80.86	162.72	223.55
コートジボワール	8.39	3.33	13.64	22.03				22.03	22.03
コモロ	3.94		0.43	4.36				4.36	4.36
コンゴ共和国	0.29		0.64	0.94				0.94	0.94
コンゴ民主共和国	36.34	21.35	7.48	43.83				43.83	43.83
サントメ・プリンシペ	1.46		0.07	1.53				1.53	1.53
ザンビア	8.52	1.50	12.10	20.61	3.73		3.73	24.35	24.35
シエラレオネ	25.51	12.03	3.66	29.18				29.18	29.18
ジブチ	13.71	6.38	4.13	17.84				17.84	17.84
ジンバブエ	2.65	1.50	4.03	6.68				6.68	6.68
スーダン	32.11	11.84	8.70	40.82				40.82	40.82
スワジランド	0.13		0.80	0.94		1.67	-1.67	-0.73	0.94
セーシェル			0.84	0.84				0.84	0.84

形態 / 国・地域名	政府開発援助							合計（支出純額）	合計（支出総額）
	贈与				政府貸付等				
	無償資金協力		技術協力	計	貸付実行額（A）	回収額（B）	計（A）－（B）		
		うち国際機関を通じた贈与							
赤道ギニア			0.02	0.02				0.02	0.02
セネガル	18.53	2.15	19.09	37.62				37.62	37.62
ソマリア	25.17	25.17	0.29	25.46				25.46	25.46
タンザニア	16.81		25.57	42.38	52.46		52.46	94.84	94.84
チャド	11.28	11.28	0.25	11.53				11.53	11.53
中央アフリカ	18.15	18.15	0.02	18.17				18.17	18.17
トーゴ	2.98		1.26	4.24				4.24	4.24
ナイジェリア	10.24	5.80	6.77	17.02	68.31		68.31	85.32	85.32
ナミビア	0.32		3.59	3.91		7.76	-7.76	-3.85	3.91
ニジェール	25.22	15.40	2.47	27.69				27.69	27.69
ブルキナファソ	15.05	5.00	8.51	23.56				23.56	23.56
ブルンジ			2.55	2.55				2.55	2.55
ベナン	8.85	0.75	4.06	12.90				12.90	12.90
ボツワナ	0.23		3.51	3.74	0.69	3.73	-3.03	0.70	4.43
マダガスカル	12.57		4.60	17.17				17.17	17.17
マラウイ	12.17	2.50	14.46	26.63				26.63	26.63
マリ	18.42	13.98	2.54	20.96				20.96	20.96
南アフリカ	2.89	1.90	7.37	10.26		0.78	-0.78	9.48	10.26
南スーダン	81.17	35.69	10.06	91.23				91.23	91.23
モーリシャス			1.82	1.82	0.31	2.60	-2.29	-0.47	2.12
モーリタニア	19.19	8.60	0.74	19.92				19.92	19.92
モザンビーク	34.98		22.24	57.21	5.44		5.44	62.65	62.65
リベリア	16.28	10.49	0.92	17.20				17.20	17.20
ルワンダ	6.65		9.74	16.39				16.39	16.39
レソト	1.57	1.49	0.32	1.90				1.90	1.90
ｻﾌﾞｻﾊﾗ・ｱﾌﾘｶの複数国向け＊12	78.62	78.32	8.57	87.19	287.66	0.08	287.58	374.77	374.84
中南米	82.53	9.11	129.89	212.42	225.34	454.48	-229.14	-16.72	437.76
アルゼンチン	0.35		3.66	4.01	38.90	30.57	8.32	12.34	42.91
ｱﾝﾃｨｸﾞｱ・ﾊﾞｰﾌﾞｰﾀﾞ	1.14		0.39	1.53				1.53	1.53
ウルグアイ	1.01		1.02	2.04				2.04	2.04
エクアドル	7.97		7.05	15.02		11.66	-11.66	3.36	15.02
エルサルバドル	5.46		7.42	12.88		14.98	-14.98	-2.09	12.88
ガイアナ	0.39		0.72	1.11				1.11	1.11
キューバ	0.73		4.23	4.96				4.96	4.96
グアテマラ	1.80		4.00	5.80	1.92	7.45	-5.53	0.26	7.72
グレナダ	1.09		0.11	1.20				1.20	1.20
コスタリカ	0.65		3.56	4.21	61.01	15.55	45.47	49.68	65.22
コロンビア	1.93	0.10	5.75	7.69				7.69	7.69
ジャマイカ	1.36		2.22	3.58		14.67	-14.67	-11.09	3.58
スリナム	0.07		0.03	0.09				0.09	0.09
※ｾﾝﾄｸﾘｽﾄﾌｧｰ・ﾈｰｳﾞｨｽ	0.97		0.62	1.60				1.60	1.60
セントビンセント	3.20		0.30	3.50				3.50	3.50
セントルシア	2.53		0.53	3.06				3.06	3.06
チリ	0.47		3.09	3.56		0.83	-0.83	2.72	3.56
ドミニカ共和国	4.19		5.31	9.49		7.96	-7.96	1.53	9.49
ドミニカ国	0.37		0.09	0.46				0.46	0.46

形態 / 国・地域名	政府開発援助							合計（支出純額）	合計（支出総額）
	贈与				政府貸付等				
	無償資金協力		技術協力	計	貸付実行額（A）	回収額（B）	計（A）－（B）		
		うち国際機関を通じた贈与							
※トリニダード・トバゴ			0.04	0.04				0.04	0.04
ニカラグア	8.05		6.57	14.63	1.84		1.84	16.47	16.47
ハイチ	21.06	8.40	2.41	23.47				23.47	23.47
パナマ	0.36		2.40	2.76	0.42	14.44	-14.02	-11.26	3.17
※バハマ			0.03	0.03				0.03	0.03
パラグアイ	4.85		8.11	12.97	5.81	25.03	-19.22	-6.26	18.78
※バルバドス			0.03	0.03				0.03	0.03
ブラジル	0.58		18.85	19.43	73.27	89.03	-15.76	3.67	92.70
ベネズエラ	0.14		0.38	0.53				0.53	0.53
ベリーズ	0.99		0.89	1.88				1.88	1.88
ペルー	0.82		7.73	8.55	40.59	88.62	-48.03	-39.48	49.15
ボリビア	1.77		8.98	10.75		0.08	-0.08	10.66	10.75
ホンジュラス	7.92	0.60	6.48	14.40				14.40	14.40
メキシコ	0.31		7.41	7.72		133.59	-133.59	-125.87	7.72
中南米の複数国向け			9.46	9.46	1.57		1.57	11.03	11.03
大洋州	71.48	6.00	42.16	113.64	15.47	17.49	-2.02	111.62	129.11
キリバス	0.55		1.30	1.85				1.85	1.85
クック	1.12		0.12	1.23				1.23	1.23
サモア	5.66		4.15	9.81	1.85		1.85	11.66	11.66
ソロモン	12.78		4.05	16.82				16.82	16.82
ツバル	10.20		2.98	13.18				13.18	13.18
［トケラウ］			0.00	0.00				0.00	0.00
トンガ	7.05		2.20	9.25				9.25	9.25
ナウル	2.60		0.09	2.69				2.69	2.69
ニウエ			0.07	0.07				0.07	0.07
※［ニューカレドニア］			0.00	0.00				0.00	0.00
バヌアツ	2.75	0.64	2.67	5.43	12.94		12.94	18.37	18.37
パプアニューギニア	6.70		11.32	18.02	0.68	15.00	-14.32	3.70	18.70
パラオ	1.03		2.48	3.51				3.51	3.51
フィジー	3.67	2.45	5.42	9.08		1.00	-1.00	8.08	9.08
※［フランス領ポリネシア］			0.00	0.00				0.00	0.00
マーシャル	3.95		1.57	5.52				5.52	5.52
ミクロネシア連邦	10.30		2.39	12.69		1.49	-1.49	11.20	12.69
大洋州の複数国向け	3.13	2.91	1.35	4.48				4.48	4.48
欧州	33.62	5.37	22.92	56.54	55.24	63.66	-8.42	48.12	111.78
アルバニア	4.20		0.42	4.62	10.89	2.81	8.08	12.70	15.50
ウクライナ	11.10	2.19	8.81	19.91		7.70	-7.70	12.21	19.91
コソボ	0.18		3.79	3.96				3.96	3.96
セルビア	1.88		2.80	4.68	0.78		0.78	5.46	5.46
※ハンガリー			0.30	0.30				0.30	0.30
※ブルガリア						13.16	-13.16	-13.16	
ベラルーシ	0.05		0.11	0.16				0.16	0.16
ボスニア・ヘルツェゴビナ	7.99	0.70	3.45	11.44	0.65	1.11	-0.47	10.98	12.09
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	0.28		1.34	1.61		4.33	-4.33	-2.71	1.61
モルドバ	5.20		0.98	6.18	30.83		30.83	37.01	37.01

形態 / 国・地域名	政府開発援助							合計（支出純額）	合計（支出総額）
	贈与				政府貸付等				
	無償資金協力		技術協力	計	貸付実行額（A）	回収額（B）	計（A）－（B）		
		うち国際機関を通じた贈与							
モンテネグロ	0.27		0.13	0.40				0.40	0.40
※ルーマニア			0.02	0.02	12.09	24.88	-12.79	-12.77	12.11
欧州の複数国向け	2.48	2.48	0.76	3.24				3.24	3.24
複数地域にまたがる援助等	527.52	504.67	1,166.36	1,693.88				1,693.88	1,693.88
二国間政府開発援助計	2,626.83	1,426.19	2,372.14	4,998.96	6,994.16	5,877.33	1,116.83	6,115.80	11,993.13

＊1　※は卒業国・地域、［　］は地域名を示す。
＊2　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊3　無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。
＊4　複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、各地域の複数の国にまたがる援助。
＊5　マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。
＊6　複数地域にまたがる援助等には、複数地域にまたがる調査団の派遣等、地域分類が不可能なものを含む。
＊7　（ASEAN）は、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスを対象とした援助額の合計。
＊8　「東アジアの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、ミャンマーを含む複数国向けの実績が含まれていない。
＊9　「南アジアの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、アフガニスタンを含む複数国向け、およびミャンマーを含む複数国向けの実績が含まれている。
＊10　「アジアの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、一部の中東地域を含む複数国向けの実績が含まれている。
＊11　「中東・北アフリカの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、アフガニスタンを含む複数国向け、トルコを含む複数国向け、および北アフリカとサブサハラ・アフリカにまたがる複数国向けの実績が含まれていない。
＊12　「サブサハラ・アフリカの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、一部北アフリカおよびサブサハラ・アフリカにまたがる複数国向けの実績が含まれている。
「欧州の複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、トルコを含む複数国向けの実績が含まれている。
＊13　OECD-DAC加盟国に対する供与額等は個別に掲載していないが、合計額には含まれる。

図表 III-13　2015年の日本の政府開発援助実績

●卒業国向け援助を含む

2015年（暦年）	ドル・ベース（百万ドル）			円ベース（億円）		
援助形態	実　績	前年実績	対前年比（%）	実　績	前年実績	対前年比（%）
無償資金協力	2,626.83	2,567.01	2.3	3,178.52	2,717.12	17.0
債務救済	－	－	－	－	－	－
国際機関を通じた贈与	1,426.19	1,286.20	10.9	1,725.73	1,361.41	26.8
上記項目を除く無償資金協力	1,200.63	1,280.81	-6.3	1,452.79	1,355.71	7.2
技術協力	2,372.14	2,633.84	-9.9	2,870.34	2,787.86	3.0
贈与計	4,998.96	5,200.85	-3.9	6,048.86	5,504.97	9.9
政府貸付等	1,116.83	884.42	26.3	1,351.39	936.14	44.4
（債務救済を除く政府貸付等）	1,116.83	884.42	26.3	1,351.39	936.14	44.4
（貸付実行額）	6,994.16	7,381.14	-5.2	8,463.10	7,812.75	8.3
（回収額）	5,877.33	6,496.72	-9.5	7,111.70	6,876.61	3.4
（債務救済を除く回収額）	5,877.33	6,496.72	-9.5	7,111.70	6,876.61	3.4
二国間政府開発援助計（総額ベース）	11,993.13	12,581.99	-4.7	14,511.96	13,317.73	9.0
二国間政府開発援助計（純額ベース）	6,115.80	6,085.28	0.5	7,400.26	6,441.11	14.9
国際機関向け拠出・出資等	3,055.38	3,354.66	-8.9	3,697.09	3,550.82	4.1
政府開発援助計（支出総額）	15,048.51	15,936.65	-5.6	18,209.04	16,868.55	7.9
政府開発援助計（支出純額）	9,171.18	9,439.94	-2.8	11,097.34	9,991.94	11.1
名目GNI速報値（10億ドル、10億円）	4,313.63	4,786.40	-9.9	521,958.60	506,628.60	3.0
対GNI比（%）	0.21	0.20		0.21	0.20	

●卒業国向け援助を除く

2015年（暦年）	ドル・ベース（百万ドル）			円ベース（億円）		
援助形態	実　績	前年実績	対前年比（%）	実　績	前年実績	対前年比（%）
無償資金協力	2,622.52	2,566.75	2.2	3,173.31	2,716.84	16.8
債務救済	－	－	－	－	－	－
国際機関を通じた贈与	1,422.85	1,286.03	10.6	1,721.69	1,361.23	26.5
上記項目を除く無償資金協力	1,199.66	1,280.72	-6.3	1,451.62	1,355.61	7.1
技術協力	2,368.65	2,630.07	-9.9	2,866.12	2,783.87	3.0
贈与計	4,991.17	5,196.82	-4.0	6,039.43	5,500.71	9.8
政府貸付等	1,156.27	931.81	24.1	1,399.12	986.30	41.9
（債務救済を除く政府貸付等）	1,156.27	931.81	24.1	1,399.12	986.30	41.9
（貸付実行額）	6,982.07	7,373.06	-5.3	8,448.46	7,804.20	8.3
（回収額）	5,825.80	6,441.25	-9.6	7,049.35	6,817.90	3.4
（債務救済を除く回収額）	5,825.80	6,441.25	-9.6	7,049.35	6,817.90	3.4
二国間政府開発援助計（総額ベース）	11,973.24	12,569.88	-4.7	14,487.89	13,304.91	8.9
二国間政府開発援助計（純額ベース）	6,147.44	6,128.63	0.3	7,438.54	6,487.01	14.7
国際機関向け拠出・出資等	3,055.38	3,354.66	-8.9	3,697.09	3,550.82	4.1
政府開発援助計（支出総額）	15,028.62	15,924.54	-5.6	18,184.98	16,855.73	7.9
政府開発援助計（支出純額）	9,202.82	9,483.29	-3.0	11,135.63	10,037.83	10.9
名目GNI速報値（10億ドル、10億円）	4,313.63	4,786.40	-9.9	521,958.60	506,628.60	3.0
対GNI比（%）	0.21	0.20		0.21	0.20	

＊1　ここでの「無償資金協力」は、債務救済および国際機関を通じた贈与（国別に分類できるもの）を含む。
＊2　換算率：2015年＝121.0023円/ドル、2014年＝105.8475円/ドル（OECD-DAC指定レート）。
＊3　卒業国とは、262ページの「図表 III-37/DAC援助受取国・地域リスト」の記載から外れた国をいう。
＊4　DAC加盟国以外の卒業国で支出実績を有するのは次の17か国・地域（アラブ首長国連邦、イスラエル、オマーン、クウェート、サウジアラビア、シンガポール、セントクリストファー・ネーヴィス、トリニダード・トバゴ、［ニューカレドニア］、バーレーン、バハマ、バルバドス、ハンガリー、［フランス領ポリネシア］、ブルネイ、［香港］、ルーマニア）。

図表 III-14　二国間政府開発援助の形態別30大供与相手国（2015年）

（単位：百万ドル）

順位	無償資金協力		技術協力	
	国または地域名	実績	国または地域名	実績
1	アフガニスタン	283.46	ベトナム	78.52
2	ミャンマー	202.11	ミャンマー	53.31
3	南スーダン	81.17	インドネシア	53.06
4	イラク	63.56	フィリピン	49.66
5	[パレスチナ自治区]	59.21	ケニア	40.77
6	ラオス	51.87	インド	35.86
7	カンボジア	50.06	バングラデシュ	34.37
8	フィリピン	46.20	アフガニスタン	33.74
9	パキスタン	45.04	ラオス	28.65
10	ヨルダン	43.70	カンボジア	28.54
	10か国計	926.38	10か国計	436.49
11	ケニア	41.08	タンザニア	25.57
12	コンゴ民主共和国	36.34	エジプト	25.44
13	モザンビーク	34.98	エチオピア	24.74
14	キルギス	33.79	ネパール	24.48
15	スーダン	32.11	モザンビーク	22.24
16	エチオピア	29.46	モンゴル	20.95
17	タイ	27.52	タイ	19.57
18	シエラレオネ	25.51	セネガル	19.09
19	インドネシア	25.24	ブラジル	18.85
20	ニジェール	25.22	スリランカ	18.16
	20か国計	1,237.63	20か国計	655.59
21	ソマリア	25.17	ガーナ	17.83
22	イエメン	23.51	パキスタン	16.68
23	ネパール	23.19	ウガンダ	15.08
24	シリア	22.98	イラク	14.77
25	ギニア	22.96	マラウイ	14.46
26	ウガンダ	21.97	コートジボワール	13.64
27	ハイチ	21.06	ザンビア	12.10
28	スリランカ	20.01	パプアニューギニア	11.32
29	カメルーン	19.35	南スーダン	10.06
30	モーリタニア	19.19	モロッコ	9.85
	30か国計	1,457.01	30か国計	791.37
	開発途上国計	2,626.83	開発途上国計	2,372.14

順位	政府貸付等			
	国または地域名	実績（回収額含まない）	国または地域名	実績（回収額含む）
1	インド	1,497.56	ベトナム	983.46
2	ベトナム	1,327.42	インド	826.95
3	フィリピン	446.10	バングラデシュ	331.86
4	バングラデシュ	422.07	イラク	247.22
5	インドネシア	400.31	アンゴラ	195.37
6	イラク	256.45	ウズベキスタン	113.98
7	ヨルダン	202.82	ヨルダン	110.77
8	アンゴラ	195.37	ミャンマー	95.71
9	スリランカ	168.83	ケニア	80.86
10	ケニア	141.69	ナイジェリア	68.31
	10か国計	5,058.61	10か国計	3,054.49
11	ウズベキスタン	141.46	タンザニア	52.46
12	中国	141.36	モンゴル	51.22
13	タイ	125.68	コスタリカ	45.47
14	パキスタン	113.78	パキスタン	37.86
15	ミャンマー	95.71	ジョージア	34.14
16	エジプト	82.98	ウガンダ	33.42
17	モロッコ	80.07	モルドバ	30.83
18	トルコ	75.21	モロッコ	24.24
19	ブラジル	73.27	カンボジア	23.14
20	ナイジェリア	68.31	ラオス	22.17
	20か国計	6,056.44	20か国計	3,409.44
21	マレーシア	65.76	アゼルバイジャン	18.46
22	モンゴル	64.93	カーボヴェルデ	13.99
23	コスタリカ	61.01	バヌアツ	12.94
24	タンザニア	52.46	アルゼンチン	8.32
25	チュニジア	40.61	アルバニア	8.08
26	ペルー	40.59	カメルーン	6.10
27	アルゼンチン	38.90	モザンビーク	5.44
28	アゼルバイジャン	36.84	ザンビア	3.73
29	ジョージア	36.29	サモア	1.85
30	ウガンダ	33.42	ニカラグア	1.84
	30か国計	6,527.26	30か国計	3,490.20
	開発途上国計	6,994.16	開発途上国計	1,116.83

（単位：百万ドル）

順位	二国間援助計			
	国または地域名	支出総額	国または地域名	支出純額
1	インド	1,538.26	ベトナム	1,074.92
2	ベトナム	1,418.88	インド	867.65
3	フィリピン	541.95	バングラデシュ	375.16
4	インドネシア	478.60	ミャンマー	351.13
5	バングラデシュ	465.36	イラク	325.54
6	ミャンマー	351.13	アフガニスタン	317.20
7	イラク	334.77	アンゴラ	197.30
8	アフガニスタン	317.20	ケニア	162.72
9	ヨルダン	254.15	ヨルダン	162.11
10	ケニア	223.55	ウズベキスタン	126.66
	10か国計	5,923.87	10か国計	3,960.40
11	スリランカ	207.00	ラオス	102.69
12	アンゴラ	197.30	カンボジア	101.75
13	パキスタン	175.50	パキスタン	99.57
14	タイ	172.77	タンザニア	94.84
15	ウズベキスタン	154.15	南スーダン	91.23
16	中国	151.45	モンゴル	87.01
17	エジプト	110.17	ナイジェリア	85.32
18	ラオス	107.17	ウガンダ	70.48
19	カンボジア	106.08	フィリピン	70.30
20	モンゴル	100.72	［パレスチナ自治区］	66.47
	20か国計	7,406.16	20か国計	4,830.06
21	タンザニア	94.84	モザンビーク	62.65
22	ブラジル	92.70	エチオピア	54.20
23	トルコ	92.26	コスタリカ	49.68
24	南スーダン	91.23	ネパール	48.82
25	モロッコ	90.26	コンゴ民主共和国	43.83
26	ナイジェリア	85.32	キルギス	42.12
27	マレーシア	75.91	スーダン	40.82
28	ウガンダ	70.48	ジョージア	39.72
29	[パレスチナ自治区]	66.47	セネガル	37.62
30	コスタリカ	65.22	モルドバ	37.01
	30か国計	8,230.86	30か国計	5,286.52
	開発途上国計	11,993.13	開発途上国計	6,115.80

＊1　※は卒業国・地域、[　　]は地域名を示す。
＊2　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊3　開発途上国計には卒業国向け援助を含む。

図表 III-15　日本が最大の援助供与国となっている国一覧

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

2011 年	金額	2012 年	金額	2013 年	金額	2014 年	金額	2015 年	金額
アゼルバイジャン	105.75	アゼルバイジャン	155.36	アゼルバイジャン	42.85	アゼルバイジャン	68.72	アゼルバイジャン	21.31
アンティグア・バーブーダ	9.64	アンティグア・バーブーダ	0.80	アンティグア・バーブーダ	0.35	アンティグア・バーブーダ	0.51	アンゴラ	197.30
インド	801.96	インド	704.65	イラク	700.46	イラク	365.45	アンティグア・バーブーダ	1.53
ウクライナ	112.13	カンボジア	182.44	インド	662.34	インド	704.81	インド	867.65
エリトリア	9.45	スリランカ	182.21	カンボジア	141.49	ウズベキスタン	34.18	ウズベキスタン	126.66
ガンビア	11.45	セントビンセント	0.68	スリランカ	105.00	カンボジア	124.31	エリトリア	2.74
カンボジア	134.21	セントルシア	1.42	セントビンセント	0.32	スリランカ	133.49	カンボジア	101.75
グレナダ	8.49	パラオ	7.68	セントルシア	1.15	セントルシア	1.47	コスタリカ	49.68
スリランカ	171.80	ブータン	41.64	パラオ	16.21	タイ	157.10	セントビンセント	3.50
セントルシア	2.02	ベトナム	1,646.71	ブータン	18.58	ブータン	15.85	セントルシア	3.06
中央アフリカ	38.27	ミャンマー	92.78	ベトナム	1,306.89	ベトナム	1,523.09	パラオ	3.51
ツバル	14.21	ラオス	88.43	ミャンマー	2,528.32	モンゴル	104.06	バングラデシュ	375.16
ドミニカ国	3.48	－	－	モンゴル	165.16	ラオス	103.33	ブータン	16.00
パナマ	63.18	－	－	ラオス	75.96	－	－	ベトナム	1,074.92
ブータン	32.06	－	－	－	－	－	－	ベリーズ	1.88
ベトナム	1,031.01	－	－	－	－	－	－	ミャンマー	351.13
モンゴル	83.25	－	－	－	－	－	－	モルディブ	7.27
－	－	－	－	－	－	－	－	モンゴル	87.01
－	－	－	－	－	－	－	－	ラオス	102.69
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
（17 か国）		（12 か国）		（14 か国）		（13 か国）		（19 か国）	

出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD. STAT）
＊1　地域は含まない。
＊2　卒業国向け援助を除く。
参考：日本が第２位の援助供与国となっている国は、次のとおり。（2015年実績）
アルゼンチン、イラク、ウルグアイ、カーボヴェルデ、ガンビア、ギニアビサウ、キルギス、グレナダ、コモロ、サントメ・プリンシペ、ジブチ、ジョージア、スリランカ、セーシェル、ツバル、ドミニカ国、ナウル、東ティモール、フィジー、マーシャル、ミクロネシア連邦、モーリタニア、モルドバ、ヨルダン（計 24か国）

図表 III-16　日本がこれまでに政府開発援助を供与したことのある国・地域一覧（2015年実績まで）

⑴　日本がこれまで二国間政府開発援助実績を有する国・地域数…190（うち国数 170）。
⑵　2015 年（暦年）に、日本が ODA を供与した国・地域は、計 158 か国・地域（うち国数 153）。
詳細は図表 III -12 「二国間政府開発援助の国別・援助形態別内訳」参照。

地域区分	日本がこれまでに政府開発援助を供与したことのある国・地域	卒業国・地域*1	計
東アジア	インドネシア、カンボジア、タイ、中国、東ティモール、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス	韓国、シンガポール、ブルネイ、［香港］、［台湾］、［マカオ］	17か国・地域（うち国数14）
南アジア	インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブータン、モルディブ		7か国
中央アジア・コーカサス	アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン		8か国
中東・北アフリカ	アフガニスタン、アルジェリア、イエメン、イラク、イラン、エジプト、シリア、チュニジア、トルコ、［パレスチナ自治区］、モロッコ、ヨルダン、リビア*3、レバノン	アラブ首長国連邦、イスラエル、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン	21か国・地域（うち国数20）
サブサハラ・アフリカ	アンゴラ、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カーボヴェルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、スワジランド、セーシェル、赤道ギニア、セネガル、［セントヘレナ］*3、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ、南スーダン、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、リベリア、ルワンダ、レソト	［レユニオン］	51か国・地域（うち国数49）
中南米	アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントビンセント、セントルシア、チリ、ドミニカ共和国、ドミニカ国、ニカラグア、ハイチ、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ、［モンセラット］*3	［アルバ］、［オランダ領アンティル］、［グアドループ］、［ケイマン諸島］、セントクリストファー・ネーヴィス、トリニダード・トバゴ、バハマ、［バミューダ］、バルバドス、［フランス領ギアナ］、［マルティニーク］	41か国・地域（うち国数33）
大洋州	キリバス、クック、サモア、ソロモン、ツバル、［トケラウ］、トンガ、ナウル、ニウエ、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア連邦、［ワリス・フテュナ］*3	［北マリアナ諸島］、［ニューカレドニア］、［フランス領ポリネシア］、［米領太平洋諸島］*4	20か国・地域（うち国数14）
欧州	アルバニア、ウクライナ、コソボ、セルビア、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ	エストニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、ハンガリー、ブルガリア、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア	25か国

＊1　［　］は地域名を示す。
＊2　卒業国・地域のうち、2015年に日本がODAを供与したところについては、下線を引いた。
＊3　リビア、［セントヘレナ］、［モンセラット］および［ワリス・フテュナ］については、卒業国・地域ではないが、2015年に日本によるODAを供与していない。
＊4　［米領太平洋諸島］には現在独立しているマーシャル、ミクロネシア連邦、パラオ、自治領の［北マリアナ諸島］が含まれる。
参考：日本がODA供与実績を有していない地域…7
（アジア）［北朝鮮］、（アフリカ）［マイヨット］、（中南米）［アンギラ］、［英領ヴァージン諸島］、［タークス・カイコス諸島］、［フォークランド諸島］、（北米）［サンピエール島およびミクロン島］

第4節　分野別実績

図表 III-17　二国間政府開発援助分野別配分

2015年（暦年）　（約束額ベース、単位：百万ドル）

分野＼形態	無償資金協力	技術協力	贈与計	政府貸付等	二国間ODA	
						構成比（%）
Ⅰ．社会インフラおよびサービス	921.25	654.88	1,576.13	1,948.57	3,524.70	18.05
1.　教育	149.03	295.23	444.26	86.41	530.67	2.72
2.　保健	209.76	80.13	289.89	422.51	712.40	3.65
3.　人口政策およびリプロダクティブ・ヘルス(注)	24.93	20.26	45.19	0.00	45.19	0.23
4.　水と衛生（上下水道等）	208.62	98.99	307.61	1,439.65	1,747.26	8.95
5.　政府と市民社会(注)	309.22	80.62	389.84	0.00	389.84	2.00
6.　その他社会インフラおよびサービス(注)	19.70	79.65	99.34	0.00	99.34	0.51
Ⅱ．経済インフラおよびサービス	520.12	220.63	740.76	9,580.92	10,321.67	52.86
1.　輸送および貯蔵(注)	398.94	103.34	502.28	5,903.66	6,405.94	32.81
2.　通信	13.13	16.48	29.61	86.78	116.38	0.60
3.　エネルギー	105.84	68.51	174.36	3,590.49	3,764.84	19.28
4.　銀行および金融サービス	2.13	21.73	23.86	0.00	23.86	0.12
5.　ビジネス支援	0.08	10.57	10.65	0.00	10.65	0.05
Ⅲ．生産セクター	104.28	289.15	393.43	1,042.29	1,435.73	7.35
1.　農林水産業	92.18	179.54	271.73	427.14	698.87	3.58
1）　農業	58.17	133.90	192.07	427.14	619.21	3.17
2）　林業	0.35	25.44	25.79	0.00	25.79	0.13
3）　漁業	33.66	20.21	53.87	0.00	53.87	0.28
2.　工業・鉱業・建設業	4.64	66.25	70.89	615.15	686.04	3.51
1）　工業	4.64	58.11	62.74	615.15	677.90	3.47
2）　鉱物資源および鉱業	0.00	7.55	7.55	0.00	7.55	0.04
3）　建設業	0.00	0.60	0.60	0.00	0.60	0.00
3.　貿易および観光	7.46	43.36	50.82	0.00	50.82	0.26
1）　貿易	7.39	34.07	41.46	0.00	41.46	0.21
2）　観光	0.07	9.29	9.36	0.00	9.36	0.05
Ⅳ．マルチセクター援助	297.48	529.43	826.91	907.40	1,734.31	8.88
1.　環境保護（生物多様性、洪水防止等）	20.92	39.27	60.20	219.63	279.83	1.43
2.　その他マルチセクター（都市・地方開発等）	276.56	490.15	766.72	687.77	1,454.48	7.45
Ⅴ．商品援助／一般プログラム援助	234.38	0.00	234.38	503.87	738.25	3.78
1.　一般財政支援	0.00	0.00	0.00	503.87	503.87	2.58
2.　食糧援助	91.82	0.00	91.82	0.00	91.82	0.47
3.　輸入支援	142.56	0.00	142.56	0.00	142.56	0.73
Ⅵ．債務救済*3	0.00	0.00	0.00	38.90	38.90	0.20
Ⅶ．人道支援（緊急食糧援助、復興、防災等）	824.33	59.84	884.16	214.87	1,099.04	5.63
Ⅷ．行政経費等	6.72	627.46	634.19	0.00	634.19	3.25
総　合　計	2,908.57	2,381.39	5,289.97	14,236.82	19,526.79	100.00
人間の基礎生活分野（BHN）*4	1,929.58	894.26	2,823.85	2,590.59	5,414.43	27.73

＊1　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊2　卒業国向け援助を含む。
＊3　「Ⅵ.債務救済」は、既に供与した政府貸付等の返済条件等を変更するものであって新規に資金を供与するものではない。
＊4　人間の基礎生活分野（BHN）は上記の項目のうちⅠ.社会インフラ、Ⅲ.1農林水産業、Ⅴ.2食料援助、Ⅶ.人道支援を加えたもの
（BHN：Basic Human Needs / 人間の基礎生活分野（衣食住や教育など人間としての基本的な生活を営む上で最低限必要なもの）。
（注）
Ⅰ.3　人口政策およびリプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）は母子保健、HIV／エイズ対策を含む。
Ⅰ.5　政府と市民社会は人権、ジェンダー、法制度整備支援、平和構築を含む。
Ⅰ.6　その他の社会インフラおよびサービスは社会福祉、博物館等の文化施設を含む。
Ⅱ.1　輸送および貯蔵は輸送（道路、鉄道、水上、航空インフラ）、貯蔵（倉庫）を含む。

第5節　緊急援助実績

図表 III-18　緊急無償資金協力案件（2015年度）

（単位：ドル）

国・地域名	決定日	案件名	資金協力額
太平洋島嶼国	2015年３月27日	太平洋島嶼国におけるサイクロン被害に対する緊急無償資金協力	1,240,000
ネパール	2015年５月12日	ネパールにおける地震被害に対する緊急無償資金協力	14,000,000
イエメン	2015年５月22日	イエメン共和国の国内避難民及び周辺国に流入したイエメン難民等に対する緊急無償資金協力	2,400,000
バングラデシュ等	2015年６月19日	インド洋における漂流者問題に対する緊急無償資金協力	3,500,000
イラク	2015年７月28日	イラク共和国における人道状況改善及び安定化のための緊急無償資金協力	10,000,000
ミャンマー	2015年８月14日	ミャンマーにおける洪水被害に対する緊急無償資金協力	2,600,000
ネパール	2015年９月18日	ネパールにおける人道支援物資輸送のための緊急無償資金協力	1,000,000
中央アフリカ及びカメルーン	2015年９月18日	中央アフリカ共和国における民政復帰プロセスに対する緊急無償資金協力	550,000
レバノン	2015年９月25日	レバノンに流入したシリア難民及びホストコミュニティーに対する緊急無償資金協力	2,000,000
セルビア及びマケドニア旧ユーゴスラビア共和国等	2015年９月25日	欧州における難民・移民問題に対する緊急無償資金協力	2,000,000
ミャンマー	2015年10月２日	ミャンマーにおける洪水被害によって影響を受けた教育分野に対する緊急無償資金協力	10,000,000
ギニア	2015年10月９日	ギニア共和国における大統領選挙に関する緊急無償資金協力	約500,000
東アフリカ地域	2016年１月29日	東アフリカ地域におけるエルニーニョ現象被害に対応するための緊急無償資金協力	6,300,000
台湾	2016年２月23日	台湾南部で発生した地震被害に対する緊急無償資金協力	1,200,000
中南米地域	2016年２月26日	ジカウィルス感染症被害に対する緊急無償資金協力	1,000,000
シリア	2016年３月18日	シリア国内の包囲された地域等に対する緊急無償資金協力	5,000,000

図表 III-19　国際緊急援助体制による国際緊急援助隊派遣および緊急援助物資供与案件（2015年度）

国・地域名	決定日	案件名	援助内容
ミクロネシア	2015年４月７日	ミクロネシア連邦における台風被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
ネパール	2015年４月25日	ネパールにおける地震に対する国際緊急援助隊・救助チームの派遣	国際緊急援助隊派遣
ネパール	2015年４月26日	ネパールにおける地震被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
ネパール	2015年４月27日	ネパールにおける地震に対する国際緊急援助隊・医療チームの派遣	国際緊急援助隊派遣
ネパール	2015年４月27日	ネパールにおける地震の被害に対する国際緊急援助隊（自衛隊）の派遣	国際緊急援助隊派遣
ネパール	2015年４月30日	ネパールにおける地震に対する国際緊急援助隊・医療チーム第二次隊の派遣	国際緊急援助隊派遣
ガーナ	2015年６月23日	ガーナにおける洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
ミャンマー	2015年８月４日	ミャンマーにおける洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
ドミニカ国	2015年９月１日	ドミニカ国における洪水等被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
ミャンマー	2015年９月17日	ミャンマーにおける洪水被害に対する追加の緊急援助	緊急援助物資供与
インドネシア	2015年10月11日	インドネシアにおける煙害（ヘイズ）に対する緊急援助	緊急援助物資供与
インドネシア	2015年10月15日	インドネシアにおける煙害（ヘイズ）対策のための専門家の派遣	国際緊急援助隊派遣
台湾	2016年２月９日	台湾南部で発生した地震被害に対する日本の支援	緊急援助物資供与
フィジー	2016年２月23日	フィジーにおけるサイクロン被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
マーシャル	2016年３月９日	マーシャルにおける干ばつ被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与

図表 III-20　国際緊急援助体制による国際緊急援助隊派遣および緊急援助物資供与実績（2015年度）

被災国・地域名	災害名	援助決定日	国際緊急援助隊		物資供与	
			派遣期間	チーム構成	物資品目	援助額
ミクロネシア	台風	2015年４月７日			浄水器、ポリタンク	約1,100万円相当
ネパール	地震	2015年４月25日	４月26日～５月９日	救助チーム（70名）		
ネパール	地震	2015年４月26日			テント、毛布	約2,500万円相当
ネパール	地震	2015年４月27日	４月28日～５月11日	医療チーム（46名）		
ネパール	地震	2015年４月27日	４月29日～５月22日	自衛隊部隊（144名）		
ネパール	地震	2015年４月30日	５月７日～５月20日	医療チーム第２次隊（34名）		
ガーナ	洪水	2015年６月23日			毛布、スリーピングパッド、発電機、プラスチックシート	約850万円相当
ミャンマー	洪水	2015年８月４日			毛布、スリーピングパッド、プラスチックシート	約1,800万円相当
ドミニカ国	洪水	2015年９月１日			浄水器、簡易水槽、発電機	約1,300万円相当
ミャンマー	洪水	2015年９月17日			蚊帳	約1,300万円相当
インドネシア	煙害	2015年10月11日			消火剤	約530万円相当
インドネシア	煙害	2015年10月15日	10月15日～21日	専門家１名		
台湾	地震	2016年２月９日			ポリタンク、プラスチックシート	約1,600万円相当
フィジー	サイクロン	2016年２月23日			テント、スリーピングパッド、発電機、プラスチックシート	約1,900万円相当
マーシャル	干害	2016年３月9日			ポリタンク、浄水器	約400万円相当
実績計				５チーム	10件	約1億3,280万円相当

第3章 二国間援助案件リスト

第1節 二国間贈与

図表 III-21 無償資金協力案件一覧

● 2015年度：地域・国別

国　名	案件名	交換公文締結日（現地時間）	金額（億円）
東アジア地域			
カンボジア	第七次地雷除去活動機材整備計画	2016年３月21日	13.72
	チュルイ・チョンバー橋改修計画		33.43
	カンポット上水道拡張計画	2015年６月２日	29.85
	人材育成奨学計画		2.99
タイ	経済社会開発計画	2016年３月16日	5.00
	経済社会開発計画		5.00
東ティモール	東ティモール国立大学工学部新校舎建設計画	2016年３月15日	22.31
	経済社会開発計画		1.50
	コモロ川上流新橋建設計画	2015年11月30日	26.05
フィリピン	人材育成奨学計画	2015年７月３日	2.58
	ラワアン市及びマラブット市行政庁舎再建計画	2015年10月23日	5.07
ベトナム	経済社会開発計画	2015年９月15日	2.00
	人材育成奨学計画	2015年７月４日	3.54
	ホイアン市日本橋地域水質改善計画		11.10
	ハイフォン市アンズオン浄水場改善計画		21.96
ミャンマー	洪水被災学校再建計画	2016年２月17日	12.00
	洪水及び地滑り被害地における学校復旧計画	2015年11月13日	15.00
	カチン州及びチン州道路建設機材整備計画	2015年９月16日	27.40
	第二次中央乾燥地村落給水計画		12.42
	経済社会開発計画		2.00
	2015年ミャンマー総選挙支援（UNDP連携）	2015年６月30日	1.11
	人材育成奨学計画	2015年６月23日	4.87
モンゴル	日本モンゴル教育病院建設計画	2015年５月12日	79.85
	人材育成奨学計画		2.45
	無償資金協力	2015年４月６日	6.00
	無償資金協力		4.00
ラオス	国道九号線橋梁改修計画（詳細設計）	2015年11月24日	0.70
	第二次地方開発と貧困削減のための不発弾除去の加速化計画	2015年７月４日	8.45
	経済社会開発計画		5.00
	漁業養殖研究開発強化計画	2015年５月26日	7.14
	人材育成奨学計画		2.61

国　名	案件名	交換公文締結日（現地時間）	金額（億円）
南アジア地域			
スリランカ	食糧援助（スリランカ、イエメン、ギニアビサウ、ジブチ、セネガル、チャド、中央アフリカ、マリ、南スーダン及びレソト対象）	2015年10月８日	28.90（10か国対象）
	キリノッチ上水道復旧計画（追加分）（（注）2012年３月６日締結済み案件の供与限度額の変更）	2015年８月14日	2.48
	人材育成奨学計画	2015年７月23日	2.26
	無償資金協力	2015年６月19日	5.00
ネパール	ネパール地震復旧・復興計画	2015年12月21日	40.00
	学校セクター改革計画	2015年７月10日	3.00
パキスタン	ポリオ感染拡大防止・撲滅計画	2016年３月15日	3.60
	不正薬物取引及び関連する国際的な組織犯罪に対する国境安全強化計画	2016年３月10日	7.68
	送変電設備運用・維持研修所強化計画	2016年３月１日	9.94
	シンド州北部農村部女子前期中等教育強化計画		9.73
	カラチ気象観測用レーダー設置計画	2015年７月８日	19.49
	連邦直轄部族地域における農業経済復興・開発支援計画（FAO連携）	2015年７月２日	5.99
	ラホール給水設備エネルギー効率化計画	2015年６月18日	25.54
	ファイサラバード市中継ポンプ場及び最終配水池ポンプ機材改善計画		16.16
	無償資金協力	2015年５月14日	5.00
バングラデシュ	第三次初等教育開発計画	2016年２月９日	4.90
	ダッカ及びラングプール気象レーダー整備計画	2015年６月24日	28.81
	人材育成奨学計画	2015年５月31日	3.15
	廃棄物管理機材整備計画	2015年５月20日	14.86
ブータン	第三次農村道路建設機材整備計画	2016年３月15日	9.66
モルディブ	無償資金協力	2015年４月７日	5.00
中央アジア及びコーカサス地域			
ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス及びタジキスタン	中央アジアにおける薬物・犯罪に対する国境連絡事務所設置及び越境協力強化計画（国連連携／ UNODC実施）	2016年３月10日	2.96（4か国対象）
キルギス、タジキスタン	バッタ管理対策改善計画（キルギス、タジキスタン及びアフガニスタン対象）	2015年10月24日	5.96（3か国対象）
アゼルバイジャン	無償資金協力	2015年８月６日	1.00
ウズベキスタン	ナボイ州総合医療センター機材整備計画	2015年10月25日	6.86
	人材育成奨学計画	2015年８月７日	2.11
	無償資金協力	2015年４月28日	5.00
キルギス	マナス国際空港機材整備計画	2015年10月26日	16.30
	無償資金協力		1.00
	人材育成奨学計画	2015年７月28日	2.13
	2015年から2017年までの選挙における投票者本人確認手続自動化計画（UNDP連携）	2015年５月20日	7.40
タジキスタン	小児疾患予防・管理計画（UNICEF連携）	2016年３月９日	6.33
	ハトロン州国境安全強化計画（国連連携／ UNODC実施）		2.67
	ソグド州及びハトロン州東部道路維持管理機材整備計画	2016年３月３日	19.92
	第二次ハトロン州ピアンジ県給水改善計画	2015年10月24日	2.65
	人材育成奨学計画	2015年７月21日	1.14

国　名	案件名	交換公文締結日（現地時間）	金額（億円）
中東・北アフリカ地域			
アフガニスタン	小児感染症予防計画（国連児童基金（UNICEF）を通じて）	2016年２月17日	17.48
	灌漑システム改善及び組織能力強化を通じた農業生産性向上計画（FAOを通じて）	2015年12月19日	14.87
	バッタ管理対策改善計画（キルギス、タジキスタン及びアフガニスタン対象）（FAOを通じて）	2015年10月24日	5.96（3か国対象）
イエメン	食糧援助（スリランカ、イエメン、ギニアビサウ、ジブチ、セネガル、チャド、中央アフリカ、マリ、南スーダン及びレソト対象）	2015年10月８日	28.90（10か国対象）
イラン	経済社会開発計画	2016年３月12日	12.00
	オルミエ湖流域における持続可能な水資源管理総合計画（FAO連携）	2016年３月９日	4.36
エジプト	カイロ大学小児病院外来診療施設建設計画	2015年12月14日	15.60
チュニジア	チュニジアテレビ番組ソフト整備計画	2015年４月15日	0.37
パレスチナ	ジェリコ・ヒシャム宮殿遺跡大浴場保護シェルター建設及び展示計画（詳細設計）	2016年２月15日	0.74
	食糧援助	2015年10月30日	6.30
	食糧援助	2015年10月７日	4.40
モロッコ	治安対策機能強化機材整備計画	2015年７月13日	3.88
	貝類養殖技術研究センター建設計画	2015年６月16日	12.00
ヨルダン	経済社会開発計画	2016年３月22日	18.50
サブサハラ・アフリカ地域			
ギニアビサウ、ジブチ、セネガル、チャド、中央アフリカ、マリ、南スーダン及びレソト	食糧援助（スリランカ、イエメン、ギニアビサウ、ジブチ、セネガル、チャド、中央アフリカ、マリ、南スーダン及びレソト対象）	2015年10月８日	28.90（10か国対象）
ガンビア、シエラレオネ及びリベリア	食糧援助	2015年８月13日	11.50（3か国対象）
ケニア、ナイジェリア及びルワンダ	村落環境整備計画（UN連携、UNOPS実施）	2015年７月２日	5.96（3か国対象）
アンゴラ	ナミベ港改修計画	2016年１月15日	21.36
エチオピア	幹線道路軸重計整備計画	2015年４月17日	5.97
ガーナ	アクラ中心部電力供給強化計画	2015年12月８日	43.57
	セコンディ水産業振興計画		21.69（当初の供与限度額18.25億円）
	人材育成奨学計画	2015年７月３日	1.48
カーボヴェルデ	食糧援助	2015年10月12日	2.50
ギニア	食糧援助	2015年８月19日	3.60
コートジボワール	コートジボワールラジオ・テレビ局番組ソフト及び番組制作機材整備計画	2015年12月21日	0.52
	アビジャン海洋科学技術学校機材整備計画		6.50
	小型武器及び軽兵器拡散規制並びにコミュニティ治安能力強化支援計画（UNDP連携）	2015年７月９日	3.30
	日本・コートジボワール友好交差点改善計画	2015年６月25日	50.38
コモロ	食糧援助	2015年11月26日	2.30
コンゴ民主共和国	カタンガ州ルブンバシ市国立職業訓練校整備計画	2015年11月21日	32.50
	食糧援助	2015年10月23日	6.70
	北キブ州ルチュル地域における元児童兵の社会復帰のための共同計画（UNDP連携）	2015年10月７日	5.00
サントメ・プリンシペ	食糧援助	2016年１月21日	2.20
シエラレオネ	無償資金協力	2015年５月19日	5.00
ジブチ	道路管理機材整備計画	2016年３月28日	12.39

国　名	案件名	交換公文締結日（現地時間）	金額（億円）
ジンバブエ	経済社会開発計画	2016年３月28日	6.00
	ニャコンバ灌漑事業のための灌漑開発計画	2015年11月９日	17.91
スーダン	コスティ市浄水場施設改善計画（詳細設計）	2015年12月１日	0.59
	ハルツーム州郊外保健サービス改善計画	2015年９月16日	23.20
セーシェル	第二次マヘ島零細漁業施設整備計画	2016年３月22日	14.60
セネガル	カオラック州、ティエス州及びファティック州中学校建設計画	2015年７月10日	13.49
	農村地域における安全な水の供給と衛生環境改善計画	2015年５月７日	7.88
トーゴ	カラ橋及びクモング橋建設計画	2015年７月３日	31.25
ナイジェリア	アブジャ電力供給施設緊急改修計画	2016年２月11日	13.17
	無償資金協力	2015年４月24日	5.00
ニジェール	食糧援助	2015年９月16日	4.90
	経済社会開発計画	2015年７月20日	2.00
ブルキナファソ	食糧援助	2016年２月26日	5.00
	中学校校舎建設計画	2015年８月25日	11.51
ベナン	グラズエ市及びダッサズメ市における地下水を活用した飲料水供給計画	2016年３月８日	10.71
	食糧援助	2015年10月６日	4.20
マダガスカル	経済社会開発計画	2015年８月10日	3.00
マラウイ	カムズ国際空港ターミナルビル拡張計画	2015年11月４日	36.75
マリ	経済社会開発計画	2016年３月７日	3.50
南スーダン	ジュバ河川港拡充計画	2015年９月21日	34.54（当初の供与限度額26.07億円）
	ジュバ市水供給改善計画	2015年７月23日	44.02（当初の供与限度額38.69億円）
モザンビーク	ナカラ市医療従事者養成学校建設計画	2015年10月12日	21.21
	マプト市医療従事者養成学校建設計画	2015年７月７日	20.71（当初の供与限度額18.46億円）
	ナカラ回廊送変電網強化計画	2015年４月２日	20.12
モーリシャス	第二次気象レーダーシステム整備計画	2015年７月30日	1.90
モーリタニア	食糧援助	2015年10月26日	4.60
リベリア	技術・職業教育支援による若者雇用促進計画（UNIDO連携）	2016年３月10日	2.00
	モンロビア市電力復旧計画	2015年10月15日	22.37（供与限度額20.37億円から変更）
	無償資金協力	2015年５月18日	5.00
ルワンダ	第二次変電及び配電網整備計画	2016年３月８日	22.19
中南米地域			
アンティグア・バーブーダ	経済社会開発計画	2015年６月11日	1.00
	水産関連機材整備計画		5.84
エクアドル	国際ラテンアメリカ情報高等研究センター地上デジタル放送研修機材整備計画	2015年６月16日	0.86
	第二次チンボラソ県医療施設・機材整備計画		1.66
	無償資金協力		5.00
エルサルバドル	無償資金協力	2015年７月6日	5.00
グアテマラ	無償資金協力	2015年９月1日	2.00
グレナダ	経済社会開発計画	2016年１月12日	1.00
ジャマイカ	ジャマイカ研究所展示・視聴覚機材整備計画	2015年９月30日	0.58

国　名	案件名	交換公文締結日（現地時間）	金額（億円）
セントビンセント及びグレナディーン諸島	無償資金協力	2015年５月20日	2.50
セントクリストファー・ネーヴィス	経済社会開発計画	2015年12月4日	1.00
	水産関連機材整備計画	2015年６月12日	1.84
セントルシア	無償資金協力	2015年５月20日	2.50
ドミニカ国	経済社会開発計画	2016年１月22日	2.00
	水産関連機材整備計画	2015年６月12日	1.66
ドミニカ共和国	我が国の防災機材を活用した無償資金協力	2015年４月22日	3.00
ニカラグア	セラヤセントラル保健管区二次機能病院建設計画	2016年３月10日	20.90
	マドリス県及びヌエバ・セゴビア県教育施設整備計画	2015年６月18日	12.67
ハイチ	定期予防接種プログラム強化計画（UNICEF連携）	2016年３月９日	3.99
	中央県におけるコレラ予防強化計画（UNICEF連携）		3.54
	食糧援助	2016年１月20日	4.90
	クロワ・デ・ミッション橋梁及び新線橋梁架け替え計画	2015年９月２日	36.72
パラグアイ	スポーツ庁訓練センター器材整備計画	2016年３月24日	0.99
バルバドス	経済社会開発計画	2016年３月８日	1.00
ペルー	無償資金協力	2016年１月18日	5.00
ボリビア	国道７号線道路防災対策計画（詳細設計）	2015年５月20日	0.50
ホンジュラス	ホンジュラス国営ラジオ・テレビ局番組ソフト整備計画	2016年１月20日	0.42
大洋州地域			
大洋州地域14か国（キリバス、クック諸島、サモア、ソロモン諸島、ツバル、トンガ、ナウル、ニウエ、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア）	太平洋島嶼国における多様な災害の危険評価及び早期警戒システム強化計画（UN連携／ ESCAP実施）	2015年９月17日	1.24（14か国対象）
クック諸島	無償資金協力	2015年５月28日	1.00
サモア	アピア港安全向上計画	2015年６月22日	34.77
ソロモン諸島	ククム幹線道路改善計画	2015年５月26日	31.88
ツバル	無償資金協力	2015年６月３日	1.00
トンガ	無償資金協力	2016年３月28日	2.00
	国内輸送船用埠頭改善計画	2015年６月10日	33.2
ナウル	無償資金協力	2015年５月27日	2.00
バヌアツ	経済社会開発計画	2015年５月20日	2.00
パプアニューギニア	無償資金協力	2015年５月29日	3.00
パラオ	上水道改善計画	2015年５月20日	18.43
フィジー	中波ラジオ放送復旧計画	2015年８月31日	8.65
	全てのフィジー人の司法・ジェンダーに関する問題についての社会サービスへのアクセス改善計画（UNDP連携）	2015年４月20日	2.97
マーシャル	経済社会開発計画	2016年３月10日	2.00
	無償資金協力	2015年７月６日	3.00
	無償資金協力		1.00
ミクロネシア	無償資金協力	2015年７月８日	3.00
	無償資金協力		1.00
欧州地域			
アルバニア	無償資金協力	2015年７月29日	5.00
モルドバ	無償資金協力	2015年４月15日	1.00

＊　2015年度に交換公文を締結した案件を実績として記載している。ただし、草の根・人間の安全保障無償資金協力、日本NGO連携無償資金協力、草の根文化無償協力を除く。

第2節　二国間借款

図表 III-22　有償資金協力案件一覧

● 2015 年度：地域・国別

国　名	案件名	交換公文締結日（現地時間）	金額（億円）
東アジア地域			
インドネシア	ジャカルタ都市高速鉄道東西線計画（調査・設計等のための役務）（フェーズ1）	2015年11月27日	19.19
	ジャカルタ都市高速鉄道計画（第二期）		752.18
	ジャワ・スマトラ連系送電線計画（第二期）		629.14
カンボジア	国道五号線改修計画（プレッククダムースレアマアム間）（第二期）	2016年３月21日	172.98
タイ	バンコク大量輸送網整備計画（レッドライン）（第二期）	2015年６月12日	382.03
フィリピン	南北通勤鉄道計画（マロロスーツツバン）	2015年11月19日	2,419.91
	マニラ首都圏主要橋梁耐震補強計画	2015年８月25日	97.83
	ダバオ市バイパス建設計画（南・中央区間）		239.06
ベトナム	タイビン火力発電所及び送電線建設計画（第四期）	2016年３月31日	549.82
	南北高速道路建設計画（ダナンークアンガイ間）（第三期）	2016年１月15日	300.00
	ラックフェン国際港建設計画（港湾）（第三期）		322.87
	ラックフェン国際港建設計画（道路・橋梁）（第三期）		228.80
	気候変動対策支援プログラム（第六期）		100.00
	チョーライ日越友好病院整備計画	2015年９月15日	286.12
ミャンマー	ヤンゴン環状鉄道改修計画	2015年10月16日	248.66
	全国基幹送変電設備整備計画フェーズII		411.15
	東西経済回廊整備計画		338.69
	ヤンゴン配電網改善計画（フェーズ1）	2015年６月30日	61.05
	ティラワ地区インフラ開発計画（フェーズ1）（第二期）		147.50
	中小企業金融強化計画		50.33
モンゴル	新ウランバートル国際空港建設計画（第二期）	2015年４月16日	368.50
ラオス	首都ビエンチャン上水道拡張計画	2016年３月17日	102.71
南アジア地域			
インド	ジャルカンド州点滴灌漑導入による園芸強化計画	2016年３月31日	46.52
	北東州道路網連結性改善計画（フェーズ1）（第一期）		671.70
	マディヤ・プラデシュ州送電網増強計画		154.57
	貨物専用鉄道建設計画（フェーズ1）（第三期）		1036.64
	オディシャ州総合衛生改善計画（第二期）		257.96
	タミル・ナド州都市保健強化計画		255.37
	アーメダバード・メトロ計画（第一期）	2015年11月27日	824.34
	チェンナイ地下鉄建設計画（第四期）		199.81
	オディシャ州送電網整備計画	2015年５月15日	217.87
スリランカ	バンダラナイケ国際空港改善計画（フェーズ2）（第二期）	2015年10月６日	454.28
	全国送配電網整備・効率化計画	2015年６月19日	249.30

国　名	案件名	交換公文締結日（現地時間）	金額（億円）
ネパール	緊急学校復興計画	2015年12月21日	140.00
	緊急住宅復興計画		120.00
パキスタン	電力セクター改革プログラム（第二期）	2016年２月２日	50.00
バングラデシュ	外国直接投資促進計画	2015年12月13日	158.25
	ダッカ－チッタゴン基幹送電線強化計画		437.69
	西部バングラデシュ橋梁改良計画		293.40
	母子保健及び保健システム改善計画		175.20
	都市建物安全化計画		120.86
	地方行政強化計画		147.25
中央アジア・コーカサス地域			
キルギス	国際幹線道路改善計画	2015年10月26日	119.15
ジョージア	東西ハイウェイ整備計画（第二期）	2016年３月７日	44.10
中東・北アフリカ地域			
イラク	財政改革開発政策借款	2016年３月31日	250.00
	電力セクター復興計画（フェーズ2）	2015年５月25日	537.71
	クルド地域下水処理施設建設計画（第一期）		344.17
エジプト	ボルグ・エル・アラブ国際空港拡張計画	2016年２月29日	182.00
	配電システム高度化計画		247.62
	ハルガダ太陽光発電計画		112.14
トルコ	地方自治体インフラ改善計画	2015年５月15日	450.00
モロッコ	緑のモロッコ計画支援プロジェクト	2016年３月４日	163.47
ヨルダン	財政・公的サービス改革開発政策借款	2015年５月27日	240.00
サブサハラ・アフリカ地域			
アフリカ開発銀行（AfDB）	アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブの下での民間セクター支援融資（VI）	2015年９月８日	358.80
アンゴラ	電力セクター改革支援プログラム	2015年７月31日	236.40
ウガンダ	カンパラ立体交差建設・道路改良計画	2015年９月10日	199.89
ケニア	オルカリアＶ地熱発電開発計画	2016年３月９日	456.90
	ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成のための保健セクター政策借款	2015年８月17日	40.00
タンザニア	雇用のためのビジネス環境－開発政策オペレーション	2016年３月30日	60.00
	ケニア－タンザニア連系送電線計画	2015年12月15日	118.47
モザンビーク	ナカラ港開発計画（II）	2015年５月14日	292.35
中南米地域			
エルサルバドル	災害復旧スタンドバイ借款	2015年11月25日	50.00
大洋州地域			
バヌアツ	ポートビラ港ラペタシ国際多目的埠頭整備計画（第二期）	2015年７月29日	45.98
パプアニューギニア	ナザブ空港整備計画	2015年９月11日	269.42
欧州地域			
ウクライナ	経済改革開発政策借款（第二期）	2015年12月４日	369.69
	ボルトニッチ下水処理場改修計画	2015年６月６日	1,081.93

第4章 国際機関に対する政府開発援助実績

図表 III-23 国際機関に対する政府開発援助実績の推移

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

区分＼暦年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
1. 国際機関贈与	807.1	1,234.2	916.1	1,126.9	853.6	1,075.0	1,682.8	894.9	1,180.2	1,116.8
(1) 国連諸機関	587.7	584.9	602.6	662.3	553.9	593.5	678.6	593.3	596.2	424.1
(2) その他機関	219.4	649.3	313.5	464.6	299.7	481.5	1,004.2	301.6	584.1	692.7
2. 国際機関出資等	3,066.9	684.8	1,861.4	2,163.4	2,866.7	2,813.4	2,519.5	2,075.2	2,174.5	1,938.6
(1) 世界銀行グループ	2,575.6	172.7	1,253.4	1,404.4	1,931.0	1,744.0	1,550.2	1,231.1	1,203.8	1,445.4
(2) その他	491.3	512.2	608.0	759.0	935.8	1,069.4	969.3	844.2	970.7	493.2
合　計	3,874.0	1,919.0	2,777.5	3,290.4	3,720.3	3,888.4	4,202.3	2,970.2	3,354.7	3,055.4
政府開発援助全体に占める割合(%)	34.8	24.9	28.9	34.8	33.6	35.1	39.6	25.9	35.4	33.2

出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）
＊1　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊2　政府開発援助全体に占める割合の算出に関しては、卒業国向け援助を除く。

図表 Ⅲ-24　主要国際機関に対する拠出・出資実績（上位５か国）

	国際機関名	2014年				2015年			
1	国連食糧農業機関（FAO）	順位	国　名	分担額（千ドル）	分担率（%）	順位	国　名	分担額（千ドル）	分担率（%）
		1	米国	111,622	22.0	1	米国	111,622	22.0
		2	日本	54,969	10.8	2	日本	54,969	10.8
		3	ドイツ	36,237	7.1	3	ドイツ	36,237	7.1
		4	フランス	28,383	5.6	4	フランス	28,383	5.6
		5	英国	26,282	5.2	5	英国	26,282	5.2
2	国連世界食糧計画（WFP）	順位	国・機関名	拠出額（千ドル）	拠出率（%）	順位	国・機関名	拠出額（千ドル）	拠出率（%）
		1	米国	2,245,304	43.2	1	米国	2,015,510	39.9
		2	英国	409,181	7.9	2	英国	456,759	9.0
		3	EC	371,807	7.2	3	ドイツ	329,192	6.5
		4	カナダ	350,066	6.7	4	カナダ	261,646	5.2
		5	ドイツ	301,194	5.8	5	EC	250,348	5.0
		7	日本	156,553	3.0	6	日本	196,773	3.9
3	国連教育科学文化機関（UNESCO）	順位	国　名	分担額（千ドル）	分担率（%）	順位	国　名	分担額（千ドル）	分担率（%）
		1	米国	（未払い）71,830	22.0	1	米国	（未払い）71,830	22.0
		2	日本	35,373	10.8	2	日本	35,373	10.8
		3	ドイツ	23,319	7.1	3	ドイツ	23,319	7.1
		4	フランス	18,261	5.6	4	フランス	18,261	5.6
		5	英国	16,910	5.2	5	英国	16,910	5.2
4	国連工業開発機関（UNIDO）	順位	国　名	分担額（千ユーロ）	分担率（%）	順位	国　名	分担額（千ユーロ）	分担率（%）
		1	日本	12,714	17.7	1	日本	12,714	17.7
		2	ドイツ	8,380	11.7	2	ドイツ	8,380	11.7
		3	フランス*2	7,139	―	3	中国	6,044	8.4
		4	中国	6,044	8.4	4	イタリア	5,218	7.3
		5	イタリア	5,218	7.3	5	スペイン	3,486	4.9
5	国連児童基金（UNICEF）	順位	国・機関名	拠出額（千ドル）	拠出率（%）	順位	国・機関名	拠出額（千ドル）	拠出率（%）
		1	米国	672,239	21.1	1	米国	867,732	28.7
		2	英国	489,758	15.4	2	英国	512,158	16.9
		3	EC	355,318	11.2	3	ドイツ	222,062	7.3
		4	ノルウェー	198,214	6.2	4	スウェーデン	173,871	5.8
		5	ドイツ	193,739	6.1	5	ノルウェー	160,550	5.3
		8	日本	174,010	5.5	6	日本	160,529	5.3
6	国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）	順位	国・機関名	拠出額（千ドル）	拠出率（%）	順位	国・機関名	拠出額（千ドル）	拠出率（%）
		1	米国	1,280,827	38.3	1	米国	1,352,454	40.2
		2	EU	271,511	8.1	2	英国	262,284	7.8
		3	英国	203,507	6.0	3	EU	191,578	5.7
		4	日本	181,312	5.4	4	日本	173,500	5.1
		5	ドイツ	139,383	4.1	5	ドイツ	142,859	4.2
7	国連人口基金（UNFPA）	順位	国　名	拠出額（千ドル）	拠出率（%）	順位	国　名	拠出額（千ドル）	拠出率（%）
		1	スウェーデン	70,341	14.7	1	スウェーデン	57,403	14.4
		2	ノルウェー	69,137	14.5	2	ノルウェー	55,606	14.0
		3	フィンランド	60,445	12.7	3	オランダ	39,683	10.0
		4	オランダ	48,409	10.1	4	デンマーク	39,596	9.9
		5	デンマーク	41,902	8.8	5	フィンランド	38,039	9.6
		8	日本	23,816	5.0	9	日本	18,089	4.5

	国際機関名	2014年				2015年			
8	国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）	順位	国・機関名	拠出額（千ドル）	拠出率（%）	順位	国・機関名	拠出額（千ドル）	拠出率（%）
		1	米国	408,751	31.8	1	米国	380,593	30.5
		2	EU	139,402	10.8	2	EU	136,751	10.9
		3	サウジアラビア	103,519	8.1	3	英国	99,602	7.9
		4	英国	95,328	7.4	4	サウジアラビア	96,000	7.7
		5	ドイツ	54,440	4.2	5	ドイツ	91,724	7.3
		9	日本	28,278	2.2	8	日本	39,461	3.2
9	国連開発計画（UNDP）	順位	国　名	拠出額（千ドル）	拠出率（%）	順位	国　名	拠出額（千ドル）	拠出率（%）
		1	ノルウェー	112,211	14.1	1	英国	82,988	11.8
		2	英国	90,324	11.3	2	ノルウェー	81,280	11.6
		3	米国	80,981	10.2	3	米国	74,500	10.6
		4	日本	80,472	10.1	4	日本	67,327	9.6
		5	スウェーデン	72,903	9.1	5	スイス	60,114	8.5
10	世界保健機関（WHO）	順位	国　名	分担額（千ドル）	分担率（%）	順位	国　名	分担額（千ドル）	分担率（%）
		1	米国	115,141	22.0	1	米国	115,141	22.0
		2	日本	50,323	10.8	2	日本	50,323	10.8
		3	ドイツ	33,173	7.1	3	ドイツ	33,173	7.1
		4	フランス*3	27,805	5.6	4	フランス	27,805	5.6
		5	英国	24,058	5.2	5	英国	24,058	5.2
11	国際復興開発銀行（IBRD）*4	順位	国　名	出資額（百万ドル）	出資率（%）	順位	国　名	出資額（百万ドル）	出資率（%）
		1	米国	46,384	16.7	1	米国	46,384	16.7
		2	日本	19,958	7.2	2	日本	19,958	7.2
		3	中国	12,859	4.6	3	中国	12,859	4.6
		4	ドイツ	11,650	4.2	4	ドイツ	11,650	4.2
		5	フランス	10,906	3.9	5	フランス	10,906	3.9
		5	英国	10,906	3.9	5	英国	10,906	3.9
12	国際開発協会（IDA）*5	順位	国　名	出資額（百万SDR）	出資率（%）	順位	国　名	出資額（百万SDR）	出資率（%）
		1	英国	1,000	13.0	1	英国	1,000	13.0
		2	米国	856	11.1	2	米国	856	11.1
		3	日本	770	10.0	3	日本	770	10.0
		4	ドイツ	465	6.1	4	ドイツ	465	6.1
		5	フランス	378	4.9	5	フランス	378	4.9
13	国際通貨基金（IMF）*6	順位	国　名	出資額（百万SDR）	出資率（%）	順位	国　名	出資額（百万SDR）	出資率（%）
		1	米国	42,122	17.7	1	米国	82,994	17.6
		2	日本	15,629	6.6	2	日本	30,821	6.5
		3	ドイツ	14,566	6.1	3	中国	30,483	6.5
		4	フランス	10,739	4.5	4	ドイツ	26,634	5.7
		4	英国	10,739	4.5	5	英国	20,155	4.3
14	アジア開発銀行（ADB）*4	順位	国　名	出資額（百万ドル）	出資率（%）	順位	国　名	出資額（百万ドル）	出資率（%）
		1	日本	23,994	15.6	1	日本	22,975	15.6
		2	米国	23,994	15.6	2	米国	22,814	15.5
		3	中国	9,907	6.4	3	中国	9,486	6.5
		4	インド	9,734	6.3	4	インド	9,320	6.3
		5	オーストラリア	8,896	5.8	5	オーストラリア	8,518	5.8
15	アジア開発基金（ADF）*5	順位	国　名	拠出額（百万ドル）	拠出率（%）	順位	国　名	拠出額（百万ドル）	拠出率（%）
		1	日本	2,035	35.0	1	日本	2,035	35.0
		2	米国	640	11.0	2	オーストラリア	640	11.0
		3	オーストラリア	360	6.2	3	米国	360	6.2
		4	英国	315	5.4	4	英国	315	5.4
		5	ドイツ	194	3.3	5	ドイツ	194	3.3

	国際機関名	2014年				2015年			
16	アフリカ開発銀行（AfDB）＊4	順位	国　名	出資額（百万ドル）	出資率（%）	順位	国　名	出資額（百万ドル）	出資率（%）
		1	ナイジェリア	8,850	9.3	1	ナイジェリア	8,128	8.8
		2	米国	6,280	6.6	2	米国	5,980	6.4
		3	日本	5,205	5.5	3	日本	4,978	5.4
		4	エジプト	5,122	5.4	4	エジプト	4,958	5.3
		5	南アフリカ	4,588	4.8	5	南アフリカ	4,583	4.9
17	アフリカ開発基金（AfDF）＊5	順位	国　名	出資額（百万ドル）	出資率（%）	順位	国　名	出資額（百万ドル）	出資率（%）
		1	英国	924	14.0	1	英国	924	14.0
		2	ドイツ	609	9.2	2	ドイツ	609	9.2
		3	米国	585	8.9	3	米国	585	8.9
		4	フランス	551	8.4	4	フランス	551	8.4
		5	日本	445	6.7	5	日本	445	6.7
18	米州開発銀行（IDB）＊4	順位	国　名	出資額（百万ドル）	出資率（%）	順位	国　名	出資額（百万ドル）	出資率（%）
		1	米国	51,314	30.0	1	米国	51,314	30.0
		2	アルゼンチン	19,415	11.4	2	アルゼンチン	19,415	11.4
		2	ブラジル	19,415	11.4	2	ブラジル	19,415	11.4
		4	メキシコ	12,481	7.3	4	メキシコ	12,481	7.3
		5	日本	8,551	5.0	5	日本	8,551	5.0
19	欧州復興開発銀行（EBRD）＊4	順位	国　名	出資額（百万ユーロ）	出資率（%）	順位	国　名	出資額（百万ユーロ）	出資率（%）
		1	米国	3,001	10.1	1	米国	3,001	10.1
		2	日本	2,557	8.6	2	日本	2,557	8.6
		2	英国	2,557	8.6	2	英国	2,557	8.6
		2	フランス	2,557	8.6	2	フランス	2,557	8.6
		2	ドイツ	2,557	8.6	2	ドイツ	2,557	8.6
		2	イタリア	2,557	8.6	2	イタリア	2,557	8.6

＊1　上記の実績には国際機関を通じた事業に対する援助（二国間援助の一部）を含む場合がある。
＊2　フランスは2013年に脱退を表明し、2014年は前年と同額を負担した。したがって分担率は記していない。
＊3　フランスの分担額にはフランス人職員の自国への納税額が含まれているため、正味分担額より大きくなっている。
＊4　この機関については、これまでの出資額の累計（コミットメントベース）を示す。
＊5　この機関は、それぞれが採用している会計年度を基準に記載している（表中の年の年末が含まれる増資期間における出資または拠出額を示している）。
＊6　この機関については、これまでの出資額の累計を示す。

第5章　政府開発援助に関する主な資料

第1節　日本の政府開発援助をめぐる動き（2015年11月～2016年12月）

年月	日本の援助をめぐる主要な動き	年月	援助をめぐる国際的な動き
2015.11	「ASEANビジネス投資サミット」（於：マレーシア、クアラルンプール）において、安倍総理大臣が「質の高いインフラパートナーシップ」のフォローアップ策（今後５年間でJICAとADB合わせて100億ドルの協調融資を行う。また、JICAは、ADBに新設される信託基金を通じて今後５年間で最大15億円を投融資等）および「産業人材育成協力イニシアティブ（アジアにおいて今後３年間で４万人の産業人材を育成）を発表	2015.11	ASEM第12回外相会合開催（於:ルクセンブルク）
11	安倍総理大臣が国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）首脳会合に出席し、我が国の途上国支援額を、2020年に官民合わせて年間約1.3兆円、現在の1.3倍にすることを表明	11 11 11 11	G20アンタルヤ・サミット開催（於：トルコ、アンタルヤ） 2015年フィリピンAPEC首脳会議開催（於：フィリピン、マニラ） 第18回ASEAN関連首脳会議開催（於：マレーシア、クアラルンプール） 国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）開催（於：パリ）
12	安倍総理大臣のインド訪問（高速鉄道に関する日本政府とインド共和国政府との間の協力覚書締結）	12 12	第10回世界貿易機関（WTO）閣僚会議開催（MC10）（於：ケニア、ナイロビ） 国際会議「新たな開発目標におけるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）：強靱で持続可能な保健システムの構築を目指して」開催（於：東京）
2016.1	TICAD VI官民円卓会議第２回会合開催（於：東京）	2016.1	日英共催ASEAN諸国向け人道支援/災害救援セミナー開催（於：フィリピン、マニラ）
1	東アフリカ地域におけるエルニーニョ現象被害に対応するための緊急無償資金協力		
2	シリア危機に関する支援会合に於いて武藤外務副大臣がシリア・イラクおよび周辺国に対する約3.5億ドルの新たな支援実施を表明	2	パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（CEAPAD）高級実務者会議の開催（於：箱根）
2	台湾南部で発生した地震被害に対する緊急援助物資の供与および緊急無償資金協力	2	シリア危機に関する支援会合開催（於：ロンドン）
2	フィジーにおけるサイクロン被害に対する緊急援助物資の供与	2	第50回経済協力開発機構（OECD）・開発援助委員会（DAC）ハイレベル会合開催（於：パリ）
2	ジカウィルス感染症被害に対する緊急無償資金協力		
3	マーシャルにおける干ばつ被害に対する緊急援助物資の供与	3	TICAD VI高級実務者会合開催（於：ジブチ）
3	シリア国内の包囲された地域等に対する緊急無償資金協力		
3	国際原子力機関（IAEA）を通じた中南米のジカウィルス感染症対策支援		
4	パラオ共和国における干ばつ被害に対する緊急援助物資の供与		
4	TICAD VI官民円卓会議第３回会合開催（於：東京）		

年月	日本の援助をめぐる主要な動き	年月	援助をめぐる国際的な動き
2016.4	「危機の影響を受けたシリアのコミュニティに対する緊急の人道的必要性に対応するための電力安定供給計画（UNDP連携）」に対する約1,100万ドルの無償資金協力	2016.4	G7広島外相会合開催（於：広島）
4	エクアドルにおける地震被害に対する緊急援助物資の供与、国際原子力機関（IAEA）を通じた支援		
4	日本政府によるパリ協定への署名（於：ニューヨーク）		
5	スリランカにおける豪雨被害に対する緊急援助物資の供与		
5	持続可能な開発目標（SDGs）推進本部立ち上げ		
5	「女性の活躍推進のための開発戦略」の策定		
5	第１回「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合」において安倍総理大臣は、女性の活躍推進を目的とした女性行政官の人材育成（2016 ～ 2018年の３年間で約5,000人）と女子の学習環境の改善への取組（同３年間で約５万人の女子生徒への教育支援）、国際保健機関に対する貢献策（保健システム強化等の観点から、新たに約11億ドルの支援）、および中東地域の社会安定と包摂的成長のための支援策（３年間で約２万人の人材育成を含む総額約60億ドルの支援実施）を発表		
5	世界人道サミットにおいて福田政府代表（元総理大臣）が、中東・北アフリカの社会安定化と、すべての人を支える成長の実現のため、今後３年間で約２万人の人材育成を含む総額約60億ドルの支援を行うことを表明	5	世界人道サミット開催（於：トルコ、イスタンブール）
5	第24回経協インフラ戦略会議において安倍総理大臣が、G7伊勢志摩サミットに向け、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」により世界全体に対して今後５年間で総額約2,000億ドル規模の質の高いインフラ投資を実施していくこと等を決定した旨表明	5	第２回国連環境総会（UNEA2）開催（於：ケニア、ナイロビ）
5	パプアニューギニアにおける干ばつ被害に対する緊急無償資金協力	5	G7伊勢志摩サミット開催（於：伊勢志摩）
5	ベトナムにおける干ばつ・塩水遡上被害に対する緊急無償資金協力		
6	我が国のOECD開発センター復帰	6	OECD閣僚理事会開催（於：パリ）
6	エクアドルにおける地震被害に対する緊急無償資金協力	6	TICAD Ⅵ閣僚級準備会合開催（於：ガンビア、バンジュール）
7	TICAD Ⅵ官民円卓会議第４回会合開催（於：東京）		
7	ジンバブエに対する国連世界食糧計画（WFP）を通じた食料援助		
7	ダッカ襲撃テロ事件を受け、国際協力事業安全対策会議設置。８月末に新たな安全対策（最終報告）を発表	7	第14回国連貿易開発会議（UNCTAD）総会開催（於：ケニア、ナイロビ）
7	コンゴ民主共和国における黄熱の流行に対する国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣	7	持続可能な開発のためのハイレベル政治フォーラム開催（於：ニューヨーク）
7	武藤外務副大臣が、「イラク支援のためのプレッジ会合」に出席。イラクでの深刻な人道危機に対処すべく計1,000万ドルの新規拠出を行うとともに、2017年および2018年も、2016年の支援規模（約１億ドル）を維持する意向を表明	7	イラク支援のためのプレッジ会合開催（於：ワシントンDC）
7	第９回日メコン外相会議において岸田外務大臣が、「生きた連結性」を目指す「日メコン連結性イニシアティブ」の正式な立ち上げを発表	7	第９回日メコン外相会議開催（於：ラオス、ビエンチャン）

年月	日本の援助をめぐる主要な動き	年月	援助をめぐる国際的な動き
2016.7	イラク共和国における国内避難民および奪還地域への帰還民のための緊急無償資金協力	2016.7	ASEAN関連外相会議開催（於：ラオス、ビエンチャン）
7	アンゴラ共和国およびコンゴ民主共和国における黄熱流行に対する緊急無償資金協力		
7	岸田外務大臣が、日本が安保理議長国として開催した「アフリカにおける平和構築」に関する公開討論に出席し、アフリカのテロ対策のため、３年間で３万人の人材育成を含む約1.2億ドルの支援実施を表明	7	国連安保理公開討論開催（於：ニューヨーク）
8	シリア国内におけるワクチン接種キャンペーン支援のための緊急無償資金協力		
8	南部アフリカ地域における食料難に対する緊急無償資金協力		
8	ミャンマーにおける洪水被害に対する緊急援助物資の供与		
8	アンゴラにおける地雷除去に関する日英連携の実施		
8	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国における洪水被害に対する緊急援助物資の供与	8	TICAD VI閣僚級事前会合開催（於：ケニア、ナイロビ）
8	第６回アフリカ開発会議（TICAD VI）において安倍総理大臣が、2016年から2018年の３年間で、約1,000万人の人材育成をはじめ、官民総額300億ドル規模のアフリカの未来への投資を行う旨を表明	8	第６回アフリカ開発会議（TICAD VI）開催（於：ケニア、ナイロビ）
8	国際原子力機関（IAEA）を通じた、アフリカにおける家畜診断ラボの強化事業支援		
9	第８回日本・メコン地域諸国首脳会議において安倍総理大臣が「日メコン連結性イニシアティブ」の下で優先的に取り組むプロジェクトを発表	9	G20杭州サミット開催（於：中国、杭州）
		9	第８回日本・メコン地域諸国首脳会議開催（於：ラオス、ビエンチャン）
9	ASEAN関連首脳会議において安倍総理大臣が、テロに屈しない強靭なアジアの実現のため、 ①テロ対処能力の強化、②暴力的過激主義対策、③穏健な社会構築を支える経済社会開発等のため今後３年間で450億円規模の支援、2,000人の人材育成を行うこと、また海上保安分野において、今後３年間で1,000人規模の人材育成を行うことを表明	9	ASEAN関連首脳会議開催（於：ラオス、ビエンチャン）
		9	PIF（太平洋諸島フォーラム）域外国対話開催（於：ミクロネシア）
9	持続可能な開発目標（SDGs）推進円卓会議（第１回会合）の開催（於：東京）		
9	シリア危機における人道状況改善のための緊急無償資金協力	9	G7伊勢志摩サミット・フォローアップ会合「G7複雑な契約の交渉支援強化（コネックス）イニシアティブ能力構築・透明性向上国際会合」開催（於：東京）
9	第71回国連総会の保健サイドイベント「国際的な健康危機：教訓の実施」（於：ニューヨーク）の冒頭挨拶文の中で、安倍総理大臣が国際社会における「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）」に向けた連携の枠組みの立ち上がりを歓迎	9	第71回国連総会開催　ハイレベルウィーク（於：ニューヨーク）
9	安倍総理大臣が「難民及び移民に関する国連サミット」に出席し、2016年から３年間で総額28億ドル規模の難民・移民への人道支援、自立支援および受入れ国・コミュニティ支援を行うこと表明	9	難民及び移民に関する国連サミット開催（於：ニューヨーク）
		9	第３回日本・太平洋島嶼国首脳会合開催（於：ニューヨーク）

年月	日本の援助をめぐる主要な動き	年月	援助をめぐる国際的な動き
2016.9	安倍総理大臣が、オバマ米大統領主催難民サミットに出席し、①「人間の安全保障」の考えに基づく総額28億ドル規模の難民支援、②世界銀行のグローバル危機対応プラットフォームへの総額１億ドル規模の協力、③紛争の影響を受けた約100万人への人材育成等を行うことを表明	2016.9	オバマ米大統領主催難民サミット開催（於：ニューヨーク）
9	安倍総理大臣は、シリア情勢に関する安保理ハイレベル会合に出席し、シリア・イラクおよび周辺国に対し11.3億ドル（1,250億円）の支援を表明	9	第５回日・カリコム外相会合開催（於：ニューヨーク）
9	岸田外務大臣が、平和構築基金（PBF）プレッジング会合に出席し、当面1,000万ドル規模の拠出を目指す考えであることを表明	9	国連安保理ハイレベル会合開催（於：ニューヨーク）
9	タンザニアにおける地震被害に対する緊急援助物資供与	9	平和構築基金（PBF）プレッジング会合開催（於：ニューヨーク）
		9	ワシントン条約（CITES）第17回締約国会議（COP17）開催（於：南アフリカ、ヨハネスブルグ）
10	アフガニスタンへの帰還を余儀なくされた帰還民を対象とする人道状況改善のための緊急無償資金協力		
10	薗浦外務副大臣が、アフガニスタンに関するブリュッセル会合に出席。年間最大約400億円の支援を2017年から2020年の４年間継続するよう努めることを表明。	10	アフガニスタンに関するブリュッセル会合開催（於：ベルギー、ブリュッセル）
10	ハイチにおけるハリケーン・マシューによる被害に対する緊急援助物資の供与および緊急無償資金協力	10	アフリカの海洋安全保障、海上安全および開発に関するアフリカ連合（AU）臨時首脳会合開催（於：トーゴ、ロメ）
10	キューバにおけるハリケーン・マシューによる被害に対する緊急援助物資の供与	10	第２回アジア協力対話（ACD）首脳会合開催（於：タイ、バンコク）
		10	食料安全保障・栄養に関するG7国際シンポジウム開催（於：東京）
		10	モントリオール議定書第28回締約国会合開催（MOP28）（於：ルワンダ、キガリ）
11	ミャンマーのアウン・サン・スー・チー国家最高顧問訪日時に、安倍総理大臣から、官民合わせて2016年度から５年間で8,000億円規模の貢献を行い、そのうち400億円については、ミャンマーの少数民族地域へ支援を行うこと、また、今後年間1,000人規模の人的交流・人材育成を実施することを表明		
11	日本政府によるパリ協定の締結	11	パリ協定発効
11	持続可能な開発目標（SDGs）推進円卓会議（第２回会合）の開催（於：東京）	11	国連気候変動枠組条約第22回締約国会議開催（COP22）（於：モロッコ、マラケシュ）
11	ニュージーランド南島地震に対する国際緊急援助隊（自衛隊）の派遣	11	野生動植物違法取引に関するハノイ会議開催（於：ベトナム、ハノイ）
		11	エネルギー憲章会議第27回会合開催（於：東京）
		11	2016年ペルー APEC首脳会議開催（於：ペルー、リマ）
12	インドネシアにおける地震被害に対する緊急援助物資の供与	12	第３回アフリカの平和と安全に関するダカール国際フォーラム開催（於：セネガル、ダカール）
12	国際女性会議WAW！2016において、安倍総理大臣が、途上国における女性の活躍推進のため、2018年までの３年間で総額約30億ドル以上の支援を進める旨表明	12	国際女性会議WAW！2016開催（於：東京）
12	第２回「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合」において、SDGsの実施のための指針（SDG2実施指針）を決定。同会合において安倍総理大臣が、国際保健機関に対する総額約４億ドルの支援方針と、難民および難民受入れ国支援のための新たな５億ドル規模の支援実施を表明	12	生物多様性条約（CBD）第13回締約国会議（COP13）開催（於：メキシコ、カンクン）

第2節　政府開発援助に関する政策

1 開発協力大綱（2015年2月閣議決定）

開発協力大綱について

平成27年2月10日
閣　議　決　定

平成4年に閣議にて決定され、平成15年に改定された政府開発援助（ODA）大綱は、これまで我が国のODA政策の根幹をなしてきた。

ODA60周年を迎えた今、日本及び国際社会は大きな転換期にある。この新たな時代に、我が国は、平和国家としての歩みを引き続き堅持しつつ、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に一層積極的に貢献する国家として国際社会を力強く主導していかなくてはならない。また、国際社会が直面する課題の解決のために開発途上国と協働する対等なパートナーとしての役割を更に強化すべく、日本のODAは更なる進化を遂げるべき時を迎えている。

また、現在の国際社会では、多額の民間資金が開発途上国に流れ、企業や地方自治体、非政府組織（NGO）を始めとする様々な主体がグローバルな活動に携わり、開発途上国の開発課題の解決と持続的成長に重要な役割を果たしている。このような状況下にあって、我が国は、ODAのみならず、様々な力を結集して、開発課題に対処していかなくてはならない。

以上の認識に基づき、平成25年12月17日に閣議決定された国家安全保障戦略も踏まえつつ、次のとおり、ODA大綱を改定し、開発協力大綱を定めることとする。

なお、ここで言う「開発協力」とは、「開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動」を指すものとする。また、狭義の「開発」のみならず、平和構築やガバナンス、基本的人権の推進、人道支援等も含め、「開発」を広くとらえることとする。

こうした開発協力は、我が国政府及び政府関係機関によるそれ以外の資金・活動（ODA以外の公的資金（OOF）、国際連合平和維持活動（PKO）等）や開発を目的とする又は開発に資する民間の資金・活動（企業や地方自治体、NGOを始めとする多様な主体による資金・活動）との連携を強化し、開発のための相乗効果を高めることが求められる。

開発協力大綱

― 平和、繁栄、そして、一人ひとりのより良き未来のために ―

現在の国際社会は、かつてないほどの世界のパワーバランスの変化及びグローバル化と技術革新の急速な進展による国際的な経済活動の拡大と、相互依存の深化並びに様々な非国家主体の影響力の増大といった大きな変化のただ中にある。こうした中、環境・気候変動問題、水問題、災害、食料危機・飢餓、エネルギー、感染症等の国境を越える問題や、国際テロ、国際組織犯罪、海賊等の国際社会の平和と安定に対する脅威はもちろん、脆弱国家における人道的課題や地域紛争、政治的不安定に至るまで、世界各地のあらゆるリスクが、我が国を含む世界全体の平和と安定及び繁栄に直接的な悪影響を及ぼし得る状況になっている。また、新興国・開発途上国の経済的重要性が高まり、これら諸国の経済成長が今後の世界経済の成長の行方を左右する中、新興国・開発途上国において、包摂的で持続可能で強靱な成長を実現することは、世界経済全体の安定的成長にとって不可欠なものとなっている。さらに、我が国自身の経済社会状況を踏

まえれば、新興国・開発途上国を始めとする国際社会との協力関係を深化させ、その活力を取り込んでいくことが、我が国自身の持続的な繁栄にとって鍵となっている。こうした変化の中で、平和で安定し、繁栄した国際社会の構築は、我が国の国益とますます分かちがたく結びつくようになってきており、我が国が、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、開発途上国を含む国際社会と協力して、世界が抱える課題の解決に取り組んでいくことは我が国の国益の確保にとって不可欠となっている。

また、世界が抱える開発課題も大きく変化している。新興国を筆頭に、多くの国で開発の進展が見られる一方、そうした国々においても、脆弱なガバナンス等に起因する政治経済的不安定や国内格差、持続可能性の問題、「中所得国の罠」等の課題が生じている。また、小島嶼国等においては、特別な脆弱性の問題を抱えている等、単純な所得水準のみでは計ることのできない開発課題が表面化している。また、国内紛争、政治的不安定や地理的、気候的諸条件等に起因する様々な脆弱性ゆえに成長から取り残されている国々では、人道支援に加え、脆弱性からの脱却のため、平和・安定や法の支配・ガバナンス、民主化といった安定的な開発の基盤を確保し、さらに開発の歯車を始動させることが喫緊の課題となっている。加えて、誰ひとり取り残されない、包摂的な開発を実現する観点から、開発のあらゆる段階において、女性を始めとする社会の多様な関係者の参画を確保することが重要な課題となっている。このように、世界が直面する課題は多様化・複雑化し、さらにグローバル化の進展とも相まって、国境を越えて広範化している。これらの困難な挑戦に直面している世界は、これまで以上に各国の知恵と行動を必要としている。

Ⅰ.理念

上記認識を踏まえ、我が国は、以下の理念にのっとり、「開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動」である開発協力を推進する。

(1) 開発協力の目的

全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する我が国は、コロンボ・プランに加盟した1954年以降一貫して、国際社会の平和と繁栄を希求し、政府開発援助（ODA）を中心とする開発協力を通じ、開発途上国の開発努力を後押しするとともに、地球規模課題の解決に取り組んできた。これは、国際社会の責任ある主要な国家として、国際社会の抱える課題の解決に真摯に取り組む、我が国の国としての在り方を体現するものである。我が国の長年にわたる地道で着実な歩みは、国際社会において高い評価と信頼を得るとともに、国際社会もまた、我が国がその国力にふさわしい形で国際社会の平和と安定及び繁栄のため一層積極的な役割を果たすことを期待している。

加えて、我が国は、各種の課題を克服しつつ、世界でも類い希な高い経済成長と格差の小さい平和で安定した社会を実現し、アジアで最初の先進国となった。同時に、アジア諸国等に対し、日本の開発協力の理念及び経験・技術を活かした特色ある協力を行い、その成長を支えてきた。我が国はこうした歩みの中で、様々な成功や失敗を経験し、数多くの経験と知見、そして教訓を得てきた。また、我が国は高度経済成長期の体験だけでなく、人口減少や高齢化への対応、震災復興等、現在直面する課題からも、数多くの教訓を得ている。このような我が国が有する経験と知見、教訓は、世界が現在直面する開発課題の解決に役立つものであり、その活用に対する国際社会の期待も高い。

このような国際社会の期待を踏まえ、世界の責任ある主要国として、国際社会の抱える課題、とりわけ開発課題や人道問題への対処に、これまで以上に積極的に寄与し、国際社会を力強く主導していくことは、我が国に対する国際社会の信頼を確固たるものとする観点から大きな意義を有する。

現在の国際社会では、もはやどの国も一国のみでは自らの平和と繁栄を確保できなくなっている。そのような時代においては、開発途上国を含む国際社会と協力して世界の様々な課題の解決に積極的に取り組み、平和で安定し繁栄する国際社会の構築を実現するとともに、そうした取組を通じて、国際社会の様々な主体と強固かつ建設的な関係を構築していくという真摯な取組の中にこそ、我が国が豊かで平和な社会を引き続き発展させていく道がある。我が国がそうした外交を機動的に展開していく上で、開発協力は最も重要な手段の一つであり、「未来への投資」としての意義がある。以上の認識に基づき、我が国は、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献することを目的として開発協力を推進する。こうした協力を通じて、我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高

く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献する。

その際、現在の国際社会では、民間企業、地方自治体、非政府組織（NGO）を始めとする多様な主体が、開発課題の解決、そして開発途上国の持続的成長にますます重要な役割を果たしていることを踏まえれば、ODAのみならず、多様な力を結集することが重要である。その意味で、ODAは、開発に資する様々な活動の中核として、多様な資金・主体と連携しつつ、様々な力を動員するための触媒、ひいては国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に資する様々な取組を推進するための原動力の一つとしての役割を果たしていく。

⑵ 基本方針

上記の目的のために行われる我が国の開発協力は、その長い歴史の中で我が国が培ってきた哲学を踏まえて、更にそれを発展させていくものであるべきである。この観点から、目指すべき方向性を以下の基本方針として定める。

ア 非軍事的協力による平和と繁栄への貢献

非軍事的協力によって、世界の平和と繁栄に貢献してきた我が国の開発協力は、戦後一貫して平和国家としての道を歩んできた我が国に最もふさわしい国際貢献の一つであり、国際社会の平和と繁栄を誠実に希求する我が国の在り方を体現するものとして国際社会の高い評価を得てきた。我が国は今後もこの方針を堅持し、開発協力の軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避するとの原則を遵守しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に積極的に貢献する。

イ 人間の安全保障の推進

個人の保護と能力強化により、恐怖と欠乏からの自由、そして、一人ひとりが幸福と尊厳を持って生存する権利を追求する人間の安全保障の考え方は、我が国の開発協力の根本にある指導理念である。この観点から、我が国の開発協力においては、人間一人ひとり、特に脆弱な立場に置かれやすい子ども、女性、障害者、高齢者、難民・国内避難民、少数民族・先住民族等に焦点を当て、その保護と能力強化を通じて、人間の安全保障の実現に向けた協力を行うとともに、相手国においてもこうした我が国の理念が理解され、浸透するように努め、国際社会における主流化を一層促進する。また、同じく人間中心のアプローチの観点から、女性の権利を含む基本的人権の促進に積極的に貢献する。

ウ 自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力

相手国の自主性、意思及び固有性を尊重しつつ、現場主義にのっとり、対話と協働により相手国に合ったものを共に創り上げていく精神、さらには共に学び合い、開発途上国と日本が相互に成長し発展する双方向の関係を築いていく姿勢は、開発途上国の自助努力を後押しし、将来における自立的発展を目指してきた日本の開発協力の良き伝統である。この観点から、引き続き、開発途上国自身の自発性と自助努力を重視するとともに、日本の経験と知見を活用しつつ、対話と協働を一層深化させ、当該国の自立的発展に向けた協力を行う。その際、人づくりや経済社会インフラ整備、法・制度構築等、自助努力や自立的発展の基礎の構築を重視する。さらに、相手国からの要請を待つだけでなく、相手国の開発政策や開発計画、制度を十分踏まえた上で我が国から積極的に提案を行うことも含め、当該国の政府や地域機関を含む様々な主体との対話・協働を重視する。

Ⅱ. 重点政策

⑴ 重点課題

我が国は、上記の理念にのっとり、多様化・複雑化・広範化する開発課題に対処し、国際社会の平和と安定及び繁栄を実現するため、課題間の相互関連性にも留意しつつ、以下を重点課題として、開発協力を推進していく。

ア「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅

世界には、いまだに多数の貧困層が存在しており、世界における貧困削減、とりわけ絶対的貧困の撲滅は、もっとも基本的な開発課題である。特に様々な理由で発展の端緒をつかめない脆弱国、脆弱な状況に置かれた人々に対しては、人道的観点からの支援、そして、発展に向けた歯車を始動させ、脆弱性からの脱却を実現するための支援を行うことが

重要である。

同時に、貧困問題を持続可能な形で解決するためには開発途上国の自立的発展に向けた、人づくり、インフラ整備、法・制度構築、そしてこれらによる民間部門の成長等を通じた経済成長の実現が不可欠である。ただし、一定の経済成長を遂げた国々の中にも、格差の拡大や持続可能性の問題、社会開発の遅れ、政治経済的不安定等の課題に直面する国々があることに鑑みれば、その成長は単なる量的な経済成長ではなく、成長の果実が社会全体に行き渡り、誰ひとり取り残されないという意味で「包摂的」であり、環境との調和への配慮や経済社会の持続的成長・地球温暖化対策の観点を含め世代を超えて「持続可能」であり、経済危機や自然災害を含む様々なショックへの耐性及び回復力に富んだ「強靭性」を兼ね備えた「質の高い成長」である必要がある。これらは、我が国が戦後の歩みの中で実現に努めてきた課題でもあり、我が国は自らの経験や知見、教訓及び技術を活かし、「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を実現すべく支援を行う。

これらの観点から、インフラ、金融、貿易・投資環境整備等の産業基盤整備及び産業育成、持続可能な都市、情報通信技術（ICT）や先端技術の導入、科学技術・イノベーション促進、研究開発、経済政策、職業訓練・産業人材育成、雇用創出、フード・バリューチェーンの構築を含む農林水産業の育成等、経済成長の基礎及び原動力を確保するために必要な支援を行う。同時に、人間開発、社会開発の重要性に十分に留意し、保健医療、安全な水・衛生、食料・栄養、万人のための質の高い教育、格差是正、女性の能力強化、精神的な豊かさをもたらす文化・スポーツ等、人々の基礎的生活を支える人間中心の開発を推進するために必要な支援を行う。

イ 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

「質の高い成長」による安定的発展を実現するためには、一人ひとりの権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事し、社会が公正かつ安定的に運営されることが不可欠である。我が国はそうした発展の前提となる基盤を強化する観点から、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や平和で安定し、安全な社会の実現のための支援を行う。

法の支配の確立、グッドガバナンスの実現、民主化の促進・定着、女性の権利を含む基本的人権の尊重等は、効果的・効率的かつ安定した経済社会活動の基礎をなし、経済社会開発を支えるものであると同時に、格差の是正を始め、公正で包摂的な社会を実現するための鍵である。この観点から、実定法の整備や法曹、矯正・更生保護を含む司法関係者の育成等の法制度整備支援、経済社会制度整備支援、公務員の人材育成、不正腐敗対策を含む行政能力向上支援等のガバナンス支援、選挙制度等の民主的政治体制構築支援、メディア支援や民主化教育等の民主化支援等、必要な支援を行う。

また、平和と安定、安全の確保は、国づくり及び開発の前提条件である。この観点から、貧困を含め紛争や不安定の様々な要因に包括的に対処するとともに、紛争予防や紛争下の緊急人道支援、紛争終結促進、紛争後の緊急人道支援から復旧復興・開発支援までの切れ目のない平和構築支援を行う。その際、難民・避難民支援等の人道支援、女性や社会的弱者の保護と参画、社会・人的資本の復興、政府と市民の信頼関係に基づく統治機能の回復、地雷・不発弾除去や小型武器回収、治安の回復等、必要な支援を行う。また、自然災害等の緊急事態に際しては、中長期的な復旧・復興を視野に入れた迅速な支援を行う。さらに、安定・安全への脅威は、経済社会発展の阻害要因となることに鑑み、海上保安能力を含む法執行機関の能力強化、テロ対策や麻薬取引、人身取引対策等の国際組織犯罪対策を含む治安維持能力強化、海洋・宇宙空間・サイバー空間といった国際公共財に関わる開発途上国の能力強化等、必要な支援を行う。

ウ 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靭な国際社会の構築

国境を越えて人類が共通して直面する環境・気候変動、水問題、大規模自然災害、感染症、食料問題、エネルギー等の地球規模課題は開発途上国のみならず国際社会全体に大きな影響を与え、多くの人々に被害をもたらすものであり、特に貧困層等、脆弱な立場に置かれた者により深刻な影響をもたらす傾向にある。

こうした地球規模課題は一国のみでは解決し得ない問題であり、地域、さらには国際社会が一致して取り組む必要がある。我が国は、ミレニアム開発目標（MDGs）・ポスト2015年開発アジェンダといった国際開発目標とそれをめぐる議論を十分に踏まえ、国際的な目標や指針作りへの関与及び策定された国際開発目標の達成に向けた積極的な取組を含め、地球規模課題に率先して取り組む。こうした取組を通じ、国際社会全体として持続可能かつ強靭な社会を構築する

ことを目指す。

この観点から、低炭素社会の構築及び気候変動の悪影響に対する適応を含む気候変動対策、感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの推進、防災の主流化、防災対策・災害復旧対応、生物多様性の保全並びに森林、農地及び海洋における資源の持続可能な利用、健全な水循環の推進、環境管理等の環境分野での取組、高齢化を含む人口問題への対応、食料安全保障及び栄養、持続可能な形での資源・エネルギーへのアクセスの確保、情報格差の解消等に取り組む。

⑵ 地域別重点方針

現在の国際社会における開発課題の多様化・複雑化・広範化、グローバル化の進展等に鑑みれば、世界全体を見渡しつつ、世界各地域に対し、その必要性と特性に応じた協力を行っていく必要がある。ついては、以下の各地域に対する重点方針を踏まえ、刻一刻と変化する情勢に柔軟に対応しながら、重点化を図りつつ、戦略的、効果的かつ機動的に協力を行っていく。その際、近年、地域共同体構築を始めとする地域統合の動き、国境を越える問題等への地域レベルでの取組、広域開発の取組、地域横断的な連結性強化の取組、地域間の連結性等が重要な意義を有するようになっていることを踏まえた協力を行っていく。また、開発の進展が見られても、いわゆる「中所得国の罠」といった持続的経済成長を妨げる課題や防災、感染症、環境・気候変動等の地球規模課題を始めとする様々な開発課題を抱える国々や、一人当たり所得が一定の水準にあっても小島嶼国等の特別な脆弱性を抱える国々等に対しては、各国の開発ニーズの実態や負担能力に応じて必要な協力を行っていく。

アジア地域については、日本と緊密な関係を有し、日本の安全と繁栄にとり重要な地域であることを踏まえた協力を行う。

特に、東南アジア諸国連合（ASEAN）地域については、連結性の強化を含むハード・ソフト両面のインフラ整備支援、域内及び各国内の格差是正を柱として、共同体構築及びASEAN全体としての包括的かつ持続的な発展を支援する。とりわけ、メコン地域への支援を強化するとともに、一定の経済成長を遂げた国々についても、「中所得国の罠」に陥ることのないよう、生産性向上や技術革新を促す人材育成等の支援を継続する。同時に、防災対策や災害対処能力の向上、安定した経済社会活動の基盤となる法の支配促進等のための支援を重視する。また、ASEANが一体となって取り組む課題の解決のため、地域機関としてのASEANとの連携を推進する。

さらに、南アジアについては、同地域の安定と同地域が有する様々な潜在力の発現に向け、インフラの整備やアジア域内を含めた連結性の強化を始めとする貿易・投資環境の整備等、成長を通じた経済発展の基盤を構築するための協力を行うとともに、保健、衛生、教育等の基礎生活分野の支援、貧富の格差を和らげるための経済社会インフラ整備支援等を行う。

中央アジア・コーカサス地域については、域内の格差にも留意しつつ、隣接地域を含めた長期的な安定と持続可能な発展のための国づくりと地域協力を支援する。

アフリカについては、貿易・投資及び消費の拡大を軸に近年目覚ましい発展を遂げるアフリカの成長を我が国とアフリカ双方の更なる発展に結びつけられるよう、アフリカ開発会議（TICAD）プロセス等を通じて、官民一体となった支援を行っていく。また、特にアフリカで進む準地域レベルでの地域開発及び地域統合の取組に留意する。一方、依然として紛争が頻発する国々や深刻な開発課題が山積する国々が存在することを踏まえ、引き続き人間の安全保障の視点に立って、平和構築と脆弱な国家への支援に積極的に取り組み、平和と安定の確立・定着及び深刻な開発課題の解決に向けて、必要な支援を行う。

中東については、日本のみならず国際社会全体にとって、平和と安定及びエネルギーの安定供給の観点から重要な地域であり、平和構築、格差是正、人材育成等の課題に対する協力を行い、同地域の平和と安定化に積極的に貢献し、我が国と中東地域諸国の共生・共栄に向け支援を行っていく。

中・東欧については、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を共有する欧州への統合に向けた歩みを支持し、このために必要な支援を行っていく。

中南米については、貿易・投資等を通じた経済発展を一層促進していくための環境整備を支援するとともに、大きな発展を遂げている国においても国内格差が存在すること等を踏まえ、必要な協力を行う。また、日系社会の存在が我が国との強い絆となっていることに留意する。

大洋州、カリブ諸国を始めとする小島嶼国については、多くの国・地域が小島嶼国ならではの脆弱性を抱えており、また、気候変動による海面上昇や自然災害による被害、水不足等、地球規模の環境問題の影響への対応が課題となっていることを踏まえ、小島嶼国の特殊性を勘案し、開発ニーズに即した支援を行う。

Ⅲ. 実施

(1) 実施上の原則

開発協力の実施に際しては、前述の理念の実現と重点政策推進にとって最大限の効果が得られるよう、開発効果向上等の国際的な議論も踏まえつつ、効果的・効率的な開発協力推進に努めるとともに、当該国・社会に与える影響や協力の適正性確保等に十分な配慮を行うことが必要である。この観点から、以下の諸点を実施上の原則として開発協力を行う。

ア 効果的・効率的な開発協力推進のための原則

(ア) 戦略性の強化

我が国の開発協力の効果を最大化するためには、政府・実施機関が一体となり、様々な関係主体とも連携しつつ、我が国の有する様々な資源を結集して、開発協力の政策立案、実施、評価のサイクルに一貫して取り組むという戦略性を確保することが重要である。

政策立案に際しては、開発協力が刻々と変化する国際情勢を踏まえた戦略的かつ機動的対応が要求される外交政策の最も重要な手段の一つであることを十分認識する必要がある。この観点から、開発途上国を始めとする国際社会の状況、開発途上国自身の開発政策や開発計画及び支援対象となる国や課題の我が国にとっての戦略的重要性を十分踏まえ、必要な重点化を図りつつ、我が国の外交政策に基づいた戦略的かつ効果的な開発協力方針の策定・目標設定を行う。また、開発協力方針の明確化のため、本大綱の下に、課題別政策、地域別政策、国別政策等を位置付ける。

開発協力の実施に際しては、政府及び政府関係機関が有する資源を最大限に活用すべく、ODAとODA以外の資金・協力との連携を図ることで相乗効果を高める。また、外交政策上の観点及び開発協力の効果・効率性の向上のため、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を有機的に組み合わせるとともに、迅速性の向上や協力のための諸制度の改善、柔軟な運用に努める。

評価については、協力の効果・効率性の向上に加え、国民への説明責任を果たす観点からも重要であることを踏まえ、政策や事業レベルでの評価を行い、評価結果を政策決定過程や事業実施に適切にフィードバックする。その際、成果を重視しつつも、対象の特殊性やそれぞれの事情を考慮した上で評価を行う。また、外交的視点からの評価の実施にも努める。

(イ)　日本の持つ強みを活かした協力

高度成長や急速な人口動態の変化を経験し、様々な課題を乗り越えつつ、今日まで歩みを進めてきた我が国は、その過程の中で、人材、知見、先端技術を含む優れた技術及び制度を培ってきた。これらを活用することは、開発途上国が今日及び将来直面する同様の課題への対処にとって有用であり、我が国に対する期待も大きい。我が国の開発協力の実施に当たっては、民間部門を始め様々な主体からの提案を積極的に取り入れるとともに、大学・研究機関等と連携することにより教育・学術研究の知見を活用し、それぞれの潜在能力の発掘にも努める。また、インフラ建設等のハード面の支援のみならず、その運営管理等のシステム、人づくりや制度づくり等のソフト面の支援を総合的に行うことにより、日本の経験と知見をより積極的に活用していく。加えて、日本の価値観や職業文化等日本らしさに対する国際社会の高い評価も踏まえ、日本語を含む日本のソフトパワーの活用にも留意する。

(ウ) 国際的な議論への積極的貢献

これまでの我が国の開発協力において得られた経験と知見を中心に整理した上で、我が国の開発協力政策の対外発信に努めるとともに、これが国際的な開発協力の理念・潮流の形成過程において充分に反映されるよう、国際連合、国際金融機関、経済協力開発機構（OECD）（その中の開発援助委員会（DAC））、その他の国際的枠組みにおける議論

に積極的に参加・貢献していく。

イ 開発協力の適正性確保のための原則

開発協力政策や個別の事業の適正性確保、また当該国・社会に与える様々な影響への配慮の観点から、以下の原則を常に踏まえた上で、当該国の開発需要及び経済社会状況、二国間関係等を総合的に判断の上、開発協力を実施する。

㈠ 民主化の定着、法の支配及び基本的人権の保障に係る状況

開発途上国の民主化の定着、法の支配及び基本的人権の尊重を促進する観点から、当該国における民主化、法の支配及び基本的人権の保障をめぐる状況に十分注意を払う。

㈡ 軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避

開発協力の実施に当たっては、軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避する。民生目的、災害救助等非軍事目的の開発協力に相手国の軍又は軍籍を有する者が関係する場合には、その実質的意義に着目し、個別具体的に検討する。

㈢ 軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発製造、武器の輸出入等の状況

テロや大量破壊兵器の拡散を防止する等、国際社会の平和と安定を維持・強化するとともに、開発途上国はその国内資源を自国の経済社会開発のために適正かつ優先的に配分すべきであるとの観点から、当該国の軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発・製造、武器の輸出入等の動向に十分注意を払う。

㈣ 開発に伴う環境・気候変動への影響

環境と開発を両立させ、持続可能な開発を実現するため、開発に伴う様々な環境への影響や気候変動対策に十分注意を払い、環境に十分配慮した開発協力を行う。

㈤ 公正性の確保・社会的弱者への配慮

格差是正、子ども、障害者、高齢者、少数民族・先住民族等の社会的弱者への配慮等の観点から、社会面への影響に十分注意を払い、あらゆる場面における多様な関係者の参画に努めつつ、公正性の確保に十分配慮した開発協力を行う。

㈥ 女性の参画の促進

男女平等、開発の担い手としての女性の活躍推進等の観点から、女性がさらされやすい脆弱性と女性特有のニーズに配慮しつつ、開発協力のあらゆる段階における女性の参画を促進し、また、女性が公正に開発の恩恵を受けられるよう、一層積極的に取り組む。

㈦ 不正腐敗の防止

開発協力の実施においては、不正腐敗を防止することが必要である。受注企業の法令遵守体制構築に資する措置を講じつつ、相手国と連携し、相手国のガバナンス強化を含め、不正腐敗を防止するための環境を共に醸成していく。この観点からも、案件実施に当たっては、適正手続を確保し、実施プロセスにおける透明性の確保に努める。

㈧ 開発協力関係者の安全配慮

開発協力に携わる人員の安全を確保する観点から、安全管理能力強化、治安情報の収集及び安全対策の実施、工事施工時の関係者の安全確保に十分注意を払う。特に、平和構築に係る支援等、政情・治安が不安定な地域での支援に際しては、十分な安全対策や体制整備を行う。

⑵ 実施体制

国際社会において開発課題が多様化・複雑化・広範化し、開発に携わる主体や開発に関係する資金が多様化していることを踏まえ、政府・実施機関の実施体制整備、各種の連携強化及び開発協力の持続的実施のための基盤の強化に努めていく。

ア 政府・実施機関の実施体制整備

我が国の開発協力を進めるに当たっては、開発協力政策の企画・立案の調整を担う外務省を中核とした関係府省庁間の連携を強化する。また、政策の企画・立案を行う政府とその実施を担う独立行政法人国際協力機構（JICA）との間の緊密な連携を図るとともに、それぞれの役割、責任分担を明確にしつつ、各々の能力・体制整備・制度改善に一層努める。特に、我が国開発協力の競争力を高めるため、機動性、専門性、知の蓄積、調査・研究能力、在外機能等の強化、人材育成、緊急人道支援体制の整備等に取り組む。また、企業、NGO、自治体、大学・研究機関、国民等との結節点としてJICAの国内拠点が果たす役割にも留意する。

イ 連携の強化

現在の国際社会では、開発途上国の開発にとって、政府以外の多様な主体がますます重要な役割を果たすようになっていることを踏まえ、政府・政府関係機関による開発協力の実施に当たっては、JICAとその他の公的資金を扱う機関（株式会社国際協力銀行（JBIC）、独立行政法人日本貿易保険（NEXI）、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）等）との間の連携を強化するとともに、民間部門を含む多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化する。

㈠ 官民連携、自治体連携

開発途上国の開発推進にとって、ODAを始めとする公的資金は引き続き重要な役割を担うが、開発途上国への民間資金の流入が公的資金を大きく凌いでいる現状を踏まえれば、民間部門の活動が開発途上国の経済成長を促す大きな原動力となっていることを十分考慮する必要がある。また、アジアにおいては、開発協力によってハード・ソフトの基礎インフラを整備したことで投資環境が改善し、また、開発協力が触媒的役割を果たすことにより、民間企業の投資を促し、それが当該国の成長と貧困削減につながっている。この過程を通じて、アジアが我が国民間企業の重要な市場、投資先として成長し、日本経済にとって極めて重要な存在となったという事実を再認識することも重要である。さらに、我が国の地方自治体が有する独自の経験や知見が、開発途上国の抱える課題の解決にとって重要な役割を果たすようになっている。

以上を踏まえ、民間部門や地方自治体の資源を取り込むとともに、民間部門主導の成長を促進することで開発途上国の経済発展を一層力強くかつ効果的に推進し、またそのことが日本経済の力強い成長にもつながるよう、官民連携、自治体連携による開発協力を推進する。具体的には、我が国の中小企業を含む企業や地方自治体、大学・研究機関等との連携を強化し、人づくり、法・制度構築、インフラシステム整備等、貿易・投資促進のための環境整備を始めとした取組を計画策定から事業実施まで一貫して進める。

なお、官民連携の推進に当たっては、我が国の開発協力が、民間部門が自らの優れた技術・ノウハウや豊富な資金を開発途上国の課題解決に役立てつつ、経済活動を拡大するための触媒としての機能を果たすよう努める。また、開発協力と共に実施される民間投資が相手国の「質の高い成長」につながるよう、上述の我が国開発協力の重点政策を十分に踏まえ、包摂性、持続可能性、強靱性、能力構築の促進等を確保するよう留意する。

㈡ 緊急人道支援、国際平和協力における連携

災害が激甚化・頻発化する中において、防災・減災大国である我が国の貢献の余地は大きい。災害救援等の緊急人道支援の効果的実施のため、国際機関やNGOを含め、この分野の知見を有する様々な主体との連携を強化する。

また、国際平和協力においてもその効果を最大化するため、国際連合平和維持活動（PKO）等の国際平和協力活動との連携推進に引き続き取り組む。

㈣ 国際機関、地域機関等との連携

独自の専門性、中立性、幅広いネットワークを有する国際機関は、二国間協力ではアクセス困難な分野・地域への協力やその独自性を活かした効果的・効率的な協力を行うことができる。また、二国間協力と組み合わせることで相乗効果が期待できる。これらを踏まえ、人道支援、平和構築やガバナンス、地球規模課題への取組を始めとして引き続き国際機関と積極的に連携する。また、国際機関は、国際的な開発協力の理念と潮流を形成する役割も担うことから、責任ある国際社会の一員として、国際的な規範の形成を主導する上でも、国際機関及び国際社会における我が国の発言力・プレゼンスの強化を図る。さらに、各国際機関との政策協議を定期的に実施し、政策調整を行っていくことで、二国間協力との相乗効果を実現するよう努める。また、国際機関を通じた開発協力の効果や評価については、国民への説明責任の確保に特に留意する。

また、地域統合の動きや地域レベルでの広域的取組の重要性を踏まえ、地域機関・準地域機関との連携を強化する。

㈤ 他ドナー・新興国等との連携

我が国と同様、他ドナーには長年の開発協力で培われた経験と知見が蓄積されており、開発効果をより向上させるためには、ドナー間の連携を強化し、協調・協働することが必要である。この観点から、我が国は、外交的観点も踏まえながら、引き続き他ドナーとの開発協力における協調を推進し、開発協力の効果の一層の向上を目指していく。

また、開発協力の実施に当たっては、我が国の長年の協力により相手国に蓄積されたノウハウや人的資源、人材ネットワーク等を有効に活用することが重要である。新興国を始めとする諸国と連携した三角協力は、これらを有効に活用した協力として、国際社会からも高い評価を得ているところ、引き続きこの取組を継続していく。

㈥ 市民社会との連携

開発現場の多様な考え方、ニーズをきめ細かに把握し、状況に応じて迅速に対応できる国内外のNGO/市民社会組織（CSO）、民間財団等との連携は、協力効果の向上及び当該国の公正で安定的な発展にとって重要である。このことを踏まえ、開発協力における参加・協働の強化を含め、NGO/CSOとの連携を戦略的に強化する。そのためにも、我が国のNGO/CSOの優れた開発協力事業や能力向上を支援するとともに、外務省・JICAにおいては、社会開発分野の人材育成、体制整備に取り組む。

また、JICAボランティアの積極的活用も含め、担い手の裾野を拡大する観点からも開発協力への国民各層の広範な参加及び開発協力参加者の知見の社会還元を促進する。その観点から、国民に対する十分な情報提供を行うとともに、開発協力に関する提案を始めとする国民各層からの意見に耳を傾ける。

ウ 実施基盤の強化

開発協力が上記の理念の実現と重点政策推進のために必要な役割を果たすためには、資金的・人的資源等、持続的に開発協力を実施するための基盤を強化する必要がある。対国民総所得（GNI）比でODAの量を0.7％とする国際的目標を念頭に置くとともに、我が国の極めて厳しい財政状況も十分踏まえつつ、開発協力の実施基盤の強化のため必要な努力を行う。

㈠ 情報公開、国民及び国際社会の理解促進

開発協力は、国民の税金を原資としている。したがって、開発協力に必要な資金を確保し、持続的に開発協力を実施していくためには、国民の理解と支持を得ることが不可欠である。この観点から、開発協力に係る効果的な国内広報の積極的な実施に努め、国民に対して、開発協力の実施状況や評価等に関する情報を幅広く、迅速に十分な透明性をもって公開するとともに、政策、意義、成果、国際社会からの評価等を国民に分かりやすい形で丁寧に説明する。また、開発途上国を含めた国際社会において、日本の開発協力とその成果の認知度・理解度を高めることも重要であり、そのための海外広報にも積極的に取り組む。

⑷ 開発教育の推進

学校教育を始めとする様々な場を通じて、世界が直面する様々な開発課題の様相及び我が国との関係を知り、それを自らの問題として捉え、主体的に考える力、また、その根本的解決に向けた取組に参加する力を養うため、開発教育を推進する。

⑸ 開発協力人材・知的基盤の強化

開発課題が多様化する中、開発協力に関わる人材育成は引き続き重要な課題である。特に、法の支配、ガバナンス、金融、ICT等の分野での開発協力を推進していく上では、それを担う人材の育成・確保等による協力体制の整備が必要である。これを踏まえ、産官学が一体となり、外務省・JICA以外にも、コンサルタント、研究者、大学や学生、民間企業、NGO/CSO等における専門性を持った国際人材の育成を促進するとともに、このような人材が国内外において活躍できる機会の拡大、制度・体制整備に努める。

また、日本が持つ強みを活かして、国際的な開発協力の理念・潮流の形成を積極的に主導していくためにも、日本と開発途上国側の関係者間での政策研究や知的ネットワーク形成を図る等、大学・研究機関等と連携しつつ、開発協力を立案・発信するための研究能力等知的基盤の強化に努める。

⑶ 開発協力大綱の実施状況に関する報告

開発協力大綱の実施状況については、毎年閣議報告される「開発協力白書」において明らかにする。

平成27年2月10日
閣　議　決　定

2 現行の分野別開発政策一覧

分野	開発政策・イニシアティブ	概　要
ジェンダー	女性の活躍推進のための開発戦略 G7伊勢志摩サミット（2016年５月）に先駆け発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000178747.pdf	2016年５月、G7伊勢志摩サミットに先駆け、開発協力大綱の女性分野の課題別政策として策定。 ⑴ 女性と女児の権利の尊重・脆弱な状況の改善 ⑵ 女性の能力発揮のための基盤の整備 ⑶ 政治、経済、公共分野における女性のリーダーシップ向上
教育	平和と成長のための学びの戦略 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択する国連サミット（2015年）に合わせて発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/education/pdfs/lspg_ful_jp.pdf	2015年９月の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択する国連サミットに合わせ、教育分野における新たな戦略を発表。新しい戦略は、開発協力大綱の教育分野の課題別政策として策定。 ⑴ 包摂的かつ公正な質の高い学びに向けた教育協力 ⑵ 産業・科学技術人材育成と社会経済開発の基盤づくりのための教育協力 ⑶ 国際的・地域的な教育協力ネットワークの構築と拡大
産業人材育成	産業人材育成協力イニシアティブ 日・ASEAN首脳会議（2015年11月）において発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000163240.pdf	アジアの持続的成長には、経済発展の基盤となるインフラの整備や国情に応じた基幹産業の確立・高度化に加え、これを担う産業人材が必要不可欠との考えのもと、各国の様々なニーズに応じた産業人材育成支援を官民連携の上、実施する。 具体的には、熟練技術者・技能労働者、エンジニア人材、研究開発人材、ミドル・マネージメント人材、教員や行政官等の育成に対応する支援メニューを提供し、アジア地域において、2015年度から2017年度の３年間で、４万人の産業人材育成を実施する予定。
保健	平和と健康のための基本方針 健康・医療戦略推進本部（2015年）で決定 http://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ghp/page22_002274.html	開発協力大綱の保健分野の課題別政策であり、人間の安全保障が基本理念。 ⑴ 公衆衛生危機・災害などにも強い社会の実現 ⑵ 生涯を通じた基本的保健サービスの切れ目のない利用の確立（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成） ⑶ 日本の知見・技術・医療機器・サービスの活用
水と衛生	水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ （WASABI：Water and Sanitation Broad Partnership Initiative） 第４回　世界水フォーラム・閣僚級国際会議（2006年）で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/archive/wasabi_gai.html	⑴ 統合水資源管理の推進 ⑵ 安全な飲料水と衛生の供給 ⑶ 食料生産等のための水利用支援 ⑷ 水質汚濁防止と生態系保全 ⑸ 水関連災害による被害の軽減
環境・気候変動	途上国における環境汚染対策イニシアティブ 水銀に関する水俣条約外交会議（2013年10月）において発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_000140.html	公害を乗り越える過程で培ってきた環境技術を活用し、途上国の環境汚染対策を支援。 ⑴ 2014年から3年間で大気汚染対策、水質汚濁対策、廃棄物処理の３分野について総額20億ドルのODAによる支援を実施。 ⑵ 水銀汚染防止に特化した人材育成事業の新設（３か年・JICA課題別研修：水俣病の教訓や日本の水銀対策の共有、条約締結に向けた法整備手続き支援等）
	世界の気候変動対策の進展、COP21における合意形成への貢献として、2020年に現在の1.3倍となる官民合わせて約1.3兆円の気候変動関連対途上国支援を実施することを表明 http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000115310.pdf	気候変動対策に関する日本の途上国支援 気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）首脳会合（2015年11月）において「美しい星への行動 2.0（Actions for Cool Earth: ACE 2.0）」を発表。
	適応イニシアチブ 国連気候サミット（2014年９月）において発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page3_000921.html	計画策定から対策実施まで首尾一貫して途上国において３年間で5,000人の人材育成を含む適応分野の支援を行う考えを表明。
防災	仙台防災協力イニシアティブ （Sendai Cooperation Initiative for Disaster Risk Reduction） 第３回国連防災世界会議（2015）で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000070615.pdf	日本は、防災先進国としての知見と技術を世界に共有しながら、国際社会と共に、災害に負けない強靭な社会を構築していく。 具体的措置として、①ソフト支援、②ハード支援、③グローバルな協力と広域協力の推進を効果的に組み合わせて実施することとし，2015～18年の４年間で，防災関連分野で計40億ドルの協力、４万人の人材育成を実施する。
緊急・人道支援	日本の人道支援方針 （2011年7月） http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jindo/pdfs/jindoushien2_1_1.pdf	人道支援政策についての基本的な認識および考え方 ・人道支援の基本原則（人道性、公平性、中立性、独立性）の尊重 ・難民・国内避難民に対する支援 ・人道から開発への切れ目のない支援の実施 ・国際的な自然災害への対応、防災の取り組みへの貢献 ・人道支援要員の安全確保 ・民軍連携の促進 ・迅速性と効率性の追求 ・関係機関、NGO等との連携 など

分野	開発政策・イニシアティブ	概　要
貿易・投資	「質の高いインフラパートナーシップ」 第21回国際交流会議アジアの未来（2015年5月）において発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/doukou/page18_000075.html フォローアップ策の公表（2015年11月） http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/doukou/page23_000754.html	2015年5月、安倍総理大臣から「質の高いインフラパートナーシップ」を通じて、アジア開発銀行（ADB）とも連携し、今後５年間で総額約1,100億ドル（13兆円）規模の「質の高いインフラ投資」をアジアに提供することを発表。 2015年11月には、「質の高いインフラパートナーシップ」のフォローアップ策として、円借款の手続の迅速化、新たな借款制度の創設などの施策を発表。
	「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」 第24回経協インフラ戦略会議（2016年5月）において発表 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/dai24/siryou2.pdf	2016年５月、安倍総理大臣が「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」により、世界全体に対して、今後5年間で総額約2,000億ドルの資金等を供給することを発表。
	質の高いインフラ投資	膨大なインフラ需要に対応するために、インフラの量だけではなく、質の高いインフラ投資が必要であるとの認識が広まっており、SDGs、G7、G20、ASEAN等の各国際文書に言及されている。2016年５月の伊勢志摩サミットでは、「質の高いインフラ投資」の基本的要素についても国際社会で認識を共有することが重要との点で一致し、以下の５原則からなる「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」にG7として合意。同原則に沿って引き続き質の高いインフラ投資を推進。 ⑴ 原則１：効果的なガバナンス、信頼性のある運行・運転、ライフサイクルコストから見た経済性および安全性と自然災害、テロ、サイバー攻撃のリスクに対する強靭性の確保 ⑵ 原則２：現地コミュニティでの雇用創出、能力構築および技術・ノウハウ移転の確保 ⑶ 原則３：社会・環境面での影響への対応 ⑷ 原則４：国家および地域レベルにおける、気候変動と環境の側面を含んだ経済・開発戦略との整合性の確保 ⑸ 原則５：PPP等を通じた効果的な資金動員の促進 2016年のTICAD Ⅳ、G20杭州サミット、東アジア首脳会議等でも同様の要素の重要性について合意
	貿易のための援助（Aid for Trade）	「貿易のための援助（Aid for Trade）」として以下を実施。 ⑴ 質の高いインフラの整備やキャパシティ・ビルディング等途上国が貿易・投資環境を改善するための貢献 ⑵ 途上国との貿易の最新の情報を踏まえた一般特恵関税制度（GSP）の実施
法制度整備支援	法制度整備支援に関する基本方針（2013年5月） http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/governance/hoshin_1305.html	政府開発援助（ODA）大綱等に基づき、 ⑴ 自由、民主主義、基本的人権等の普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着 ⑵ 持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保 ⑶ 我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化、地域的連携・統合の基盤整備 ⑷ 日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備や環境・安全規制の導入支援 ⑸ ガバナンス強化を通じた我が国が実施する経済協力の実効性の向上と国際開発目標達成への寄与 といった観点から、基本法及び経済法の関連分野において積極的な法制度整備及び運用の支援を行う。 我が国の法制度整備支援は次の様な特長を持ち、これらを活かし被援助国のニーズ、これまでの支援実績、我が国にとっての外交面及び経済面での重要性、等を総合的に勘案し、当面重点８か国を設定し支援を進めていく。 ・専門家派遣による相手国のカウンターパート機関との対話・調整を前提として、我が国の経験・知見を踏まえつつも、相手国の文化や歴史、発展段階、オーナーシップを尊重し、国の実情・ニーズに見合う。 ・法の起草・改正にとどまらず、実務面の能力強化により、相手国自身による法制度の運用までを見込む。
サイバーセキュリティ	サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援（基本方針） サイバーセキュリティ戦略本部会合（2016年10月）にて公表 http://www.nisc.go.jp/conference/cs/	サイバーセキュリティ分野の能力構築支援について、オールジャパンで戦略的・効率的な支援を行うための支援の在り方を関係省庁間で策定。 ⑴ インシデント・レスポンス等の能力の向上支援 ⑵ サイバー犯罪対策支援 ⑶ サイバー空間の利用に関する国際的ルール作り及び信頼醸成措置に関する理解・認識の共有
宇宙	宇宙分野における開発途上国に対する能力構築支援（基本方針） 宇宙開発戦略本部会合（2016年12月）にて公表 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/utyuu/kaisai.html	宇宙分野の能力構築支援について、オールジャパンで戦略的・効率的な支援を行うための支援の在り方を関係省庁間で策定。 ⑴ソフト面の支援 ①人材育成の強化 ②衛星データ及び先端的宇宙技術の活用 ⑵ハード面の支援 ①海上交通の安全確保や海洋資源の適切な管理に資する関連機材等の供与 ②電子基準点網や衛星システム等の整備といった宇宙分野に関連する新産業の創出に向けた関連機材等の供与

第3節　重債務貧困国（HIPCs）一覧

2016 年 7 月末現在

	地域	件数	国　名
完了時点（*1）到達国（36か国）	アフリカ	30	ウガンダ、エチオピア、ガーナ、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、セネガル、タンザニア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モザンビーク、リベリア、ルワンダ
	中東	1	アフガニスタン
	中南米	5	ガイアナ、ニカラグア、ハイチ、ボリビア、ホンジュラス
決定時点（*2）未到達国（３か国）	アフリカ	3	エリトリア、ソマリア、スーダン

＊1　決定時点に到達したHIPC諸国に対しては、中間救済としての債務救済が行われる。その後、新たな経済社会改革プログラムが実施され、良好な実績を示したと認められた場合、HIPC諸国は拡大HIPCイニシアティブの完了時点に到達し、包括的債務削減措置を受けることになる。

＊2　定時点に到達するには、HIPC諸国は、債務救済により利用可能となる資金の使途についての指針を盛り込んだ貧困削減戦略文書（PRSP）を策定し、世銀／IMF理事会の承認を受ける必要がある。世銀／IMF理事会は、提出されたPRSPやIMFなどが当該HIPC認定国に求められた経済社会改革プログラムの実施実績などを参考に、また、債務国の債務返済能力状況の分析に基づいて当該HIPC認定国に対する同イニシアティブ適用の是非を決定する。

参 考

諸外国の政府開発援助

第1節 DAC諸国の政府開発援助実績

図表 III-25 DAC諸国の政府開発援助実績（2015年）

（単位：百万ドル）

支出総額ベース					支出純額ベース			
順位	国名	実績	構成比（%）	対前年比（%）	順位	国名	実績	対前年比（%）
1	米国	31,736	22.2	-6.3	1	米国	30,986	-6.4
2	ドイツ	19,752	13.8	2.1	2	英国	18,545	-3.9
3	英国	18,676	13.1	-6.2	3	ドイツ	17,940	8.3
4	日本	15,029	10.5	-5.6	4	日本	9,203	-3.0
5	フランス	10,944	7.7	-12.7	5	フランス	9,039	-14.9
6	スウェーデン	7,170	5.0	13.7	6	スウェーデン	7,089	13.7
7	オランダ	5,819	4.1	1.6	7	オランダ	5,726	2.7
8	カナダ	4,320	3.0	0.8	8	ノルウェー	4,278	-15.9
9	ノルウェー	4,304	3.0	-15.8	9	カナダ	4,277	0.9
10	イタリア	4,057	2.8	-1.0	10	イタリア	4,004	-0.1
11	スイス	3,599	2.5	-0.1	11	スイス	3,562	1.1
12	オーストラリア	3,497	2.4	-20.6	12	オーストラリア	3,494	-20.3
13	デンマーク	2,665	1.9	-15.4	13	デンマーク	2,566	-14.6
14	韓国	1,995	1.4	3.0	14	韓国	1,915	3.2
15	ベルギー	1,977	1.4	-20.8	15	ベルギー	1,905	-22.2
16	スペイン	1,799	1.3	-15.1	16	スペイン	1,397	-25.6
17	オーストリア	1,330	0.9	7.3	17	オーストリア	1,324	7.2
18	フィンランド	1,308	0.9	-20.0	18	フィンランド	1,288	-21.2
19	アイルランド	718	0.5	-11.9	19	アイルランド	718	-11.9
20	ポーランド	466	0.3	-1.6	20	ニュージーランド	442	-12.7
21	ニュージーランド	442	0.3	-12.7	21	ポーランド	441	-2.4
22	ルクセンブルク	363	0.3	-15.1	22	ルクセンブルク	363	-14.3
23	ポルトガル	354	0.2	-25.5	23	ポルトガル	308	-28.4
24	ギリシャ	239	0.2	-3.5	24	ギリシャ	239	-3.5
25	チェコ	199	0.1	-6.2	25	チェコ	199	-6.2
26	スロバキア	85	0.1	2.1	26	スロバキア	85	2.0
27	スロベニア	63	0.0	2.8	27	スロベニア	63	2.8
28	アイスランド	40	0.0	6.8	28	アイスランド	40	6.8
	DAC諸国計	142,944	100.0	-5.4		DAC諸国計	131,433	-4.4

出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）
＊1　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊2　卒業国向け援助を除く。

図表 III-26-1　DAC諸国の政府開発援助形態別内訳（2014年）

1．DAC諸国の政府開発援助形態別内訳（支出総額ベース）　（単位：百万ドル）

順位	国名	政府開発援助額	二国間政府開発援助				国際機関向け政府開発援助
			計	無償資金	技術協力	政府貸付等	
1	米国	33,864	28,274	27,535	738	－	5,591
2	英国	19,917	11,838	9,533	1,860	445	8,079
3	ドイツ	19,347	14,370	4,184	5,223	4,963	4,977
4	日本	15,925	12,570	3,200	1,997	7,373	3,355
5	フランス	12,540	8,309	2,516	2,090	3,703	4,231
6	スウェーデン	6,309	4,419	3,783	578	58	1,890
7	オランダ	5,726	4,180	3,704	476	－	1,546
8	ノルウェー	5,110	3,914	3,675	238	－	1,197
9	オーストラリア	4,405	3,521	2,351	1,149	21	884
10	カナダ	4,286	3,324	2,250	892	181	962
11	イタリア	4,096	1,460	1,306	106	47	2,637
12	スイス	3,603	2,860	2,490	283	87	743
13	デンマーク	3,151	2,273	2,172	55	45	879
14	ベルギー	2,495	1,368	878	485	5	1,127
15	スペイン	2,118	706	600	78	27	1,413
16	韓国	1,938	1,477	548	336	593	461
17	フィンランド	1,635	938	724	167	47	697
18	オーストリア	1,239	641	398	232	12	598
19	アイルランド	816	519	509	11	－	297
20	ニュージーランド	506	409	320	89	－	97
21	ポルトガル	474	291	58	76	156	184
22	ポーランド	473	104	25	41	38	370
23	ルクセンブルク	427	305	269	36	－	123
24	ギリシャ	247	46	31	15	－	201
25	チェコ	212	63	49	13	－	150
26	スロバキア	83	16	9	8	－	67
27	スロベニア	62	20	12	8	－	41
28	アイスランド	37	31	28	3	－	6
DAC諸国計		151,043	108,242	73,158	17,283	17,801	42,801
DAC諸国平均		5,394	3,866	2,613	617	636	1,529

出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）
＊1　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊2　卒業国向け援助を除く。
＊3　「0」は「1」に満たない実績を示す。

２．DAC諸国の政府開発援助形態別内訳（支出純額ベース）　（単位：百万ドル）

順位	国名	政府開発援助額	二国間政府開発援助						国際機関向け政府開発援助
			計	無償資金	技術協力	政府貸付等			
						貸付実行額（A）	回収額（B）	（A）-（B）	
1	米国	33,096	27,509	27,535	738	－	764	-764	5,586
2	英国	19,306	11,233	9,533	1,860	445	605	-160	8,073
3	ドイツ	16,566	11,589	4,184	5,223	4,963	2,781	2,182	4,977
4	フランス	10,620	6,514	2,516	2,090	3,703	1,795	1,907	4,107
5	日本	9,483	6,129	3,200	1,997	7,373	6,441	932	3,355
6	スウェーデン	6,233	4,343	3,783	578	58	76	-17	1,890
7	オランダ	5,573	4,027	3,704	476	－	153	-153	1,546
8	ノルウェー	5,086	3,889	3,675	238	－	25	-25	1,197
9	オーストラリア	4,382	3,498	2,351	1,149	21	22	-2	884
10	カナダ	4,240	3,278	2,250	892	181	45	136	962
11	イタリア	4,009	1,372	1,306	106	47	87	-40	2,637
12	スイス	3,522	2,779	2,490	283	87	81	6	743
13	デンマーク	3,003	2,131	2,172	55	45	142	-97	873
14	ベルギー	2,448	1,321	878	485	5	47	-42	1,127
15	スペイン	1,877	464	600	78	27	242	-215	1,413
16	韓国	1,857	1,396	548	336	593	81	512	461
17	フィンランド	1,635	938	724	167	47	－	47	697
18	オーストリア	1,235	637	398	232	12	5	7	598
19	アイルランド	816	519	509	11	－	－	－	297
20	ニュージーランド	506	409	320	89	－	－	－	97
21	ポーランド	452	82	25	41	38	21	17	370
22	ポルトガル	430	246	58	76	156	44	112	184
23	ルクセンブルク	423	300	269	36	－	4	-4	123
24	ギリシャ	247	46	31	15	－	－	－	201
25	チェコ	212	63	49	13	－	－	－	150
26	スロバキア	83	16	9	8	－	0	-0	67
27	スロベニア	62	20	12	8	－	－	－	41
28	アイスランド	37	31	28	3	－	－	－	6
DAC諸国計		137,439	94,780	73,158	17,283	17,801	13,462	4,339	42,659
DAC諸国平均		4,909	3,385	2,613	617	636	481	155	1,524

出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）
＊1　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊2　卒業国向け援助を除く。
＊3　マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。
＊4　「0」は「1」に満たない実績を示す。

図表 III-26-2　DAC諸国の政府開発援助形態別内訳（2015年）

1．DAC諸国の政府開発援助形態別内訳（支出総額ベース）　（単位：百万ドル）

順位	国名	政府開発援助額	二国間政府開発援助				国際機関向け政府開発援助
			計	無償資金	技術協力	政府貸付等	
1	米国	31,736	27,402	26,615	787	－	4,333
2	ドイツ	19,752	15,924	6,517	3,958	5,449	3,827
3	英国	18,676	11,841	9,650	2,154	37	6,835
4	日本	15,029	11,973	3,227	1,764	6,982	3,055
5	フランス	10,944	6,799	2,207	1,610	2,982	4,145
6	スウェーデン	7,170	4,908	4,464	444	－	2,262
7	オランダ	5,819	4,256	3,903	353	－	1,563
8	カナダ	4,320	3,015	2,115	743	156	1,306
9	ノルウェー	4,304	3,334	3,154	180	－	971
10	イタリア	4,057	1,883	1,664	121	99	2,174
11	スイス	3,599	2,796	2,488	246	62	803
12	オーストラリア	3,497	2,756	1,816	926	14	741
13	デンマーク	2,665	1,980	1,867	55	58	686
14	韓国	1,995	1,611	639	330	642	384
15	ベルギー	1,977	1,184	753	409	22	793
16	スペイン	1,799	757	601	125	31	1,042
17	オーストリア	1,330	789	582	199	8	541
18	フィンランド	1,308	718	526	149	44	590
19	アイルランド	718	427	410	17	－	291
20	ポーランド	466	125	33	51	41	341
21	ニュージーランド	442	358	264	94	－	84
22	ルクセンブルク	363	263	156	107	－	100
23	ポルトガル	354	192	63	57	72	162
24	ギリシャ	239	72	61	11	－	167
25	チェコ	199	70	55	16	－	129
26	スロバキア	85	17	12	5	－	68
27	スロベニア	63	25	17	8	－	38
28	アイスランド	40	31	29	2	－	9
DAC諸国計		142,944	105,505	73,886	14,919	16,700	37,439
DAC諸国平均		5,105	3,768	2,639	533	596	1,337

出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）
＊1　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊2　卒業国向け援助を除く。
＊3　「0」は「1」に満たない実績を示す。

2．DAC諸国の政府開発援助形態別内訳（支出純額ベース）

（単位：百万ドル）

順位	国名	政府開発援助額	二国間政府開発援助						国際機関向け政府開発援助
			計	無償資金	技術協力	政府貸付等			
						貸付実行額（A）	回収額（B）	（A）-（B）	
1	米国	30,986	26,654	26,615	787	－	748	-748	4,331
2	英国	18,545	11,710	9,650	2,154	37	131	-94	6,835
3	ドイツ	17,940	14,113	6,517	3,958	5,449	1,811	3,638	3,827
4	日本	9,203	6,147	3,227	1,764	6,982	5,826	1,156	3,055
5	フランス	9,039	5,157	2,207	1,610	2,982	1,641	1,340	3,882
6	スウェーデン	7,089	4,828	4,464	444	－	80	-80	2,262
7	オランダ	5,726	4,163	3,903	353	－	93	-93	1,563
8	ノルウェー	4,278	3,307	3,154	180	－	27	-27	971
9	カナダ	4,277	2,972	2,115	743	156	43	114	1,305
10	イタリア	4,004	1,830	1,664	121	99	53	46	2,174
11	スイス	3,562	2,759	2,488	246	62	37	25	803
12	オーストラリア	3,494	2,752	1,816	926	14	4	10	741
13	デンマーク	2,566	1,880	1,867	55	58	99	-41	685
14	韓国	1,915	1,531	639	330	642	80	562	384
15	ベルギー	1,905	1,113	753	409	22	71	-49	793
16	スペイン	1,397	355	601	125	31	400	-369	1,042
17	オーストリア	1,324	783	582	199	8	6	2	541
18	フィンランド	1,288	698	526	149	44	20	23	590
19	アイルランド	718	427	410	17	－	0	-0	291
20	ニュージーランド	442	358	264	94	－	－	－	84
21	ポーランド	441	100	33	51	41	25	17	341
22	ルクセンブルク	363	263	156	107	－	－	－	100
23	ポルトガル	308	146	63	57	72	46	26	162
24	ギリシャ	239	72	61	11	－	－	－	167
25	チェコ	199	70	55	16	－	－	－	129
26	スロバキア	85	17	12	5	－	0	-0	68
27	スロベニア	63	25	17	8	－	－	－	38
28	アイスランド	40	31	29	2	－	－	－	9
DAC諸国計		131,433	94,261	73,886	14,919	16,700	11,243	5,457	37,173
DAC諸国平均		4,694	3,366	2,639	533	596	402	195	1,328

出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）
＊1　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊2　卒業国向け援助を除く。
＊3　マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。
＊4　「0」は「1」に満たない実績を示す。

図表 Ⅲ-27-1　地域別実績における主要DAC援助国（2014年）

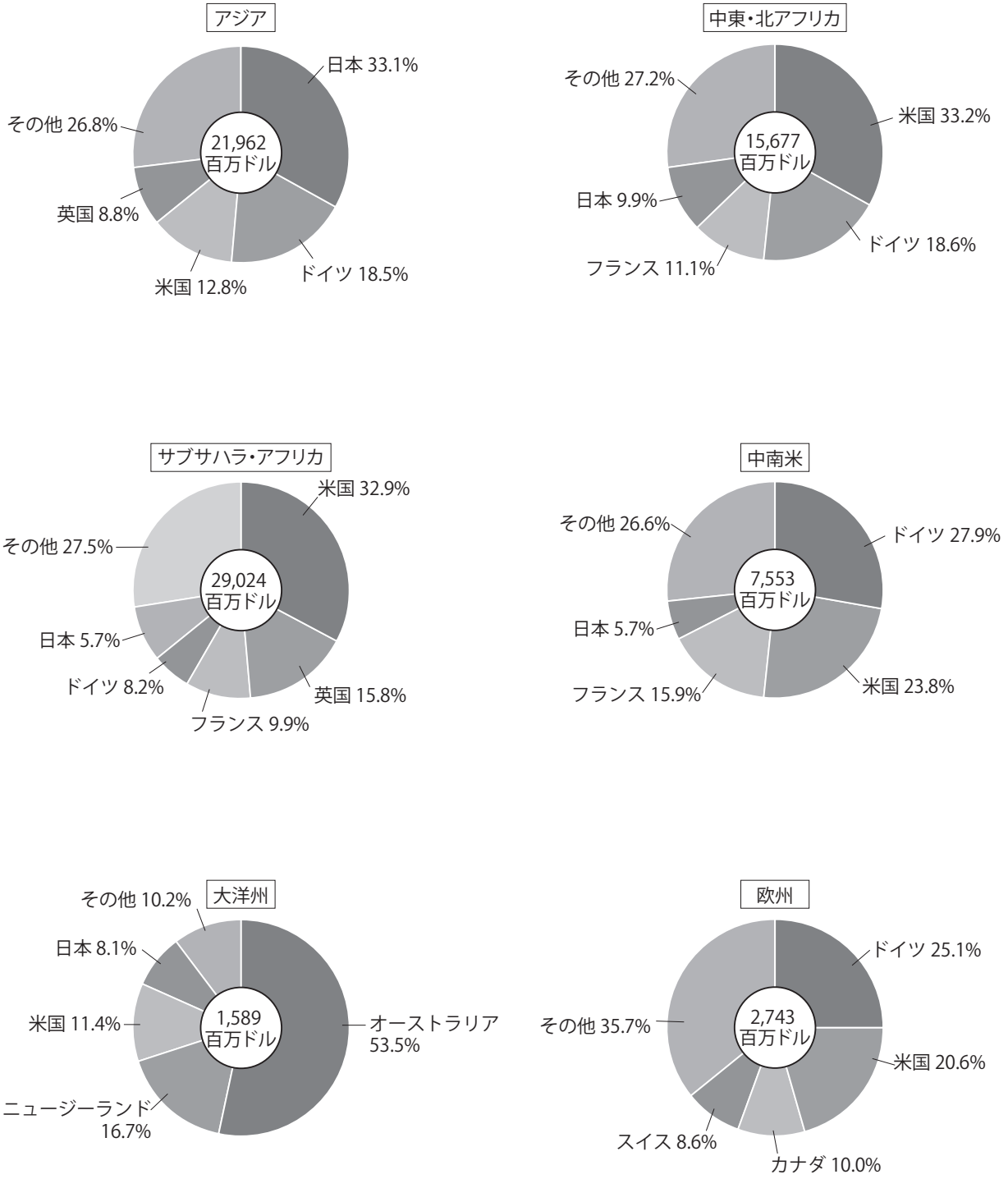

出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）
＊1　支出総額ベース。
＊2　地域分類は図表Ⅲ-12 二国間政府開発援助の国別・援助形態別内訳に同じ。
＊3　卒業国向け援助を除く。
＊4　グラフ内数値はDAC諸国の援助実績の合計。

図表 Ⅲ-27-2　地域別実績における主要DAC援助国（2015年）

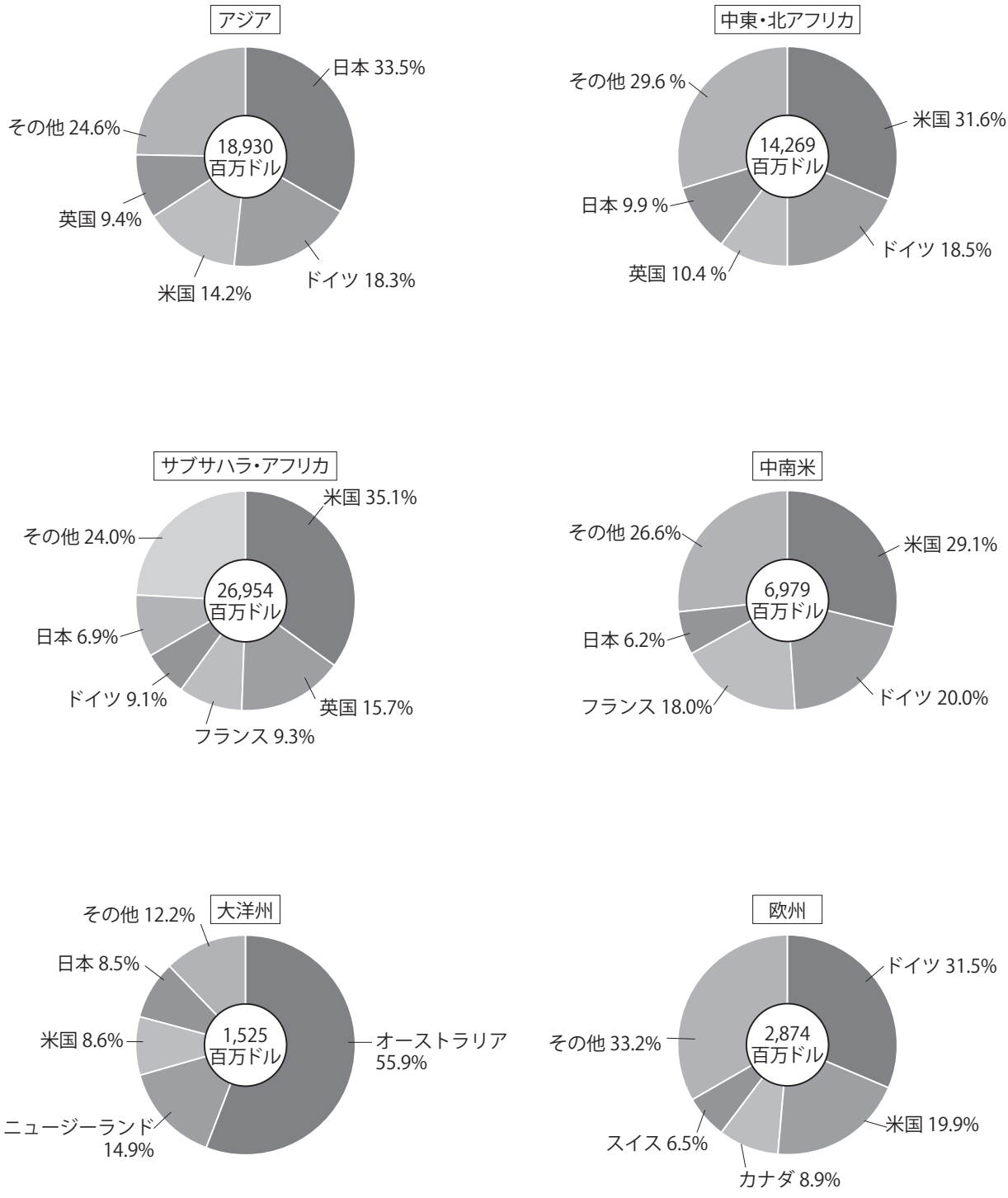

出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）
＊1　支出総額ベース。
＊2　地域分類は図表Ⅲ-12 二国間政府開発援助の国別・援助形態別内訳に同じ。
＊3　卒業国向け援助を除く。
＊4　グラフ内数値はDAC諸国の援助実績の合計。

図表 III-28 DAC諸国の贈与比率

（約束額ベース、2か年の平均値、単位：%）

国名*1	順位	2014/2015	順位	2013/2014	順位	2012/2013
チェコ	1	100.0	9	100.0	1	100.0
ギリシャ	1	100.0	10	100.0	11	100.0
アイスランド	1	100.0	1	100.0	1	100.0
アイルランド	1	100.0	1	100.0	1	100.0
ルクセンブルク	1	100.0	1	100.0	1	100.0
ニュージーランド	1	100.0	1	100.0	1	100.0
スロベニア	1	100.0	1	100.0	1	100.0
米国	8	100.0	7	100.0	1	100.0
オランダ	9	100.0	8	100.0	1	100.0
ノルウェー	10	100.0	15	98.6	20	97.1
スロバキア	11	100.0	1	100.0	1	100.0
オーストラリア	12	99.6	11	99.6	12	99.4
スウェーデン	13	99.5	13	98.8	15	98.7
スペイン	14	99.3	16	98.5	13	99.0
ベルギー	15	98.7	12	99.1	16	98.6
スイス	16	98.5	14	98.6	14	98.9
オーストリア	17	98.4	20	97.9	18	98.2
イタリア	18	97.6	17	98.4	21	96.1
デンマーク	19	97.6	19	98.0	19	97.7
フィンランド	20	96.7	21	97.7	17	98.6
英国	21	96.4	22	94.1	22	95.5
カナダ	22	95.8	18	98.0	1	100.0
ポーランド	23	77.8	23	79.7	23	92.9
ポルトガル	24	73.7	26	65.7	26	59.4
ドイツ	25	70.6	24	71.9	24	75.9
フランス	26	63.0	25	68.5	25	63.3
韓国	27	55.6	27	53.6	27	53.2
日本	28	38.2	28	41.0	28	46.6
DAC諸国平均		82.4		83.1		83.7

出典：DAC開発協力報告書
＊1　国名は2014/2015年平均における贈与比率の高い順。
＊2　債務救済を除く。
＊3　%の数値は、小数点以下第２位で四捨五入しているため、同一値で順位の異なる場合がある。
＊4　アイスランド、チェコ、スロバキア、ポーランド、スロベニアは2013年に加盟。

図表 III-29　DAC諸国の贈与額

（2か年の平均値、単位：百万ドル）

国名*1	順位	2014/2015	順位	2013/2014	順位	2012/013
米国	1	32,800	1	33,011	1	31,778
英国	2	18,665	2	18,376	2	15,827
ドイツ	3	14,343	3	13,822	3	12,953
フランス	4	8,161	5	9,237	5	9,684
日本	5	8,037	4	10,622	4	11,827
スウェーデン	6	6,710	6	6,040	7	5,510
オランダ	7	5,772	7	5,670	6	5,621
ノルウェー	8	4,707	8	5,295	10	5,000
カナダ	9	4,134	10	4,547	8	5,347
イタリア	10	4,004	11	3,734	12	3,089
オーストラリア	11	3,934	9	4,644	9	5,188
スイス	12	3,526	12	3,348	11	3,115
デンマーク	13	2,857	13	3,086	13	2,918
ベルギー	14	2,222	14	2,415	14	2,348
スペイン	15	1,930	15	2,283	15	2,267
フィンランド	16	1,426	16	1,501	16	1,348
韓国	17	1,349	17	1,300	17	1,192
オーストリア	18	1,275	18	1,189	18	1,131
アイルランド	19	764	19	828	19	827
ニュージーランド	20	474	20	482	20	453
ポーランド	21	430	21	436	22	407
ルクセンブルク	22	395	22	430	21	417
ポルトガル	23	300	23	316	23	312
ギリシャ	24	243	24	243	24	283
チェコ	25	206	25	212	25	215
スロバキア	26	84	26	85	26	83
スロベニア	27	62	27	62	27	60
アイスランド	28	39	28	36	28	31
合計		128,849		133,249		129,230

出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）
＊1　国名は2014/2015年平均における贈与額の多い順。
＊2　アイスランド、チェコ、スロバキア、ポーランド、スロベニアは2013年に加盟。

図表 III-30 DAC諸国のグラント・エレメント

（約束額ベース、2か年の平均値、単位：%）

国名*1	順位	2014/2015	順位	2013/2014	順位	2012/2013
オーストリア	1	100.0	1	100.0	1	100.0
チェコ	1	100.0	1	100.0	1	100.0
デンマーク	1	100.0	1	100.0	1	100.0
フィンランド	1	100.0	1	100.0	1	100.0
ギリシャ	1	100.0	1	100.0	1	100.0
アイスランド	1	100.0	1	100.0	1	100.0
アイルランド	1	100.0	1	100.0	1	100.0
ルクセンブルク	1	100.0	1	100.0	1	100.0
オランダ	1	100.0	1	100.0	1	100.0
ニュージーランド	1	100.0	1	100.0	1	100.0
ノルウェー	1	100.0	1	100.0	1	100.0
スロバキア	1	100.0	1	100.0	1	100.0
スロベニア	1	100.0	1	100.0	1	100.0
スペイン	1	100.0	1	100.0	1	100.0
スウェーデン	1	100.0	1	100.0	1	100.0
スイス	1	100.0	1	100.0	1	100.0
米国	1	100.0	1	100.0	1	100.0
オーストラリア	18	99.9	18	99.9	20	99.9
ベルギー	19	99.8	19	99.8	21	99.8
イタリア	20	99.7	20	99.8	22	99.6
英国	21	99.5	21	99.4	1	100.0
ポーランド	22	98.5	24	93.7	ー	n.a.
カナダ	23	97.3	22	98.6	1	100.0
韓国	24	95.2	23	95.1	23	94.7
ポルトガル	25	91.5	25	88.6	26	86.0
日本	26	87.3	26	88.1	24	88.8
ドイツ	27	85.6	27	85.6	25	88.0
フランス	28	82.8	28	85.1	27	81.6
DAC諸国平均		94.4		94.7		94.9

出典：DAC開発協力報告書
＊1　国名は2014/2015年平均におけるグラント・エレメントの高い順。
＊2　債務救済を除く。
＊3　グラント・エレメント（G.E.：Grant Element）：援助条件の緩やかさを表示するための指標。商業条件（金利10%と仮定した場合）の借款をG.E.0%とし、条件（金利、返済期間、据置期間）が緩和されるに従ってG.E.の%が高くなり、贈与の場合はこれが100%となる。
＊4　%の数値は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、同一値で順位の異なる場合がある。
＊5　アイスランド、チェコ、スロバキア、ポーランド、スロベニアは2013年に加盟。

図表 III-31　DAC諸国の二国間政府開発援助のタイイング・ステイタス

（約束額ベース、単位：%）

国名*3	アンタイド*1			部分アンタイド			タイド*2		
	2015年	2014年	2013年	2015年	2014年	2013年	2015年	2014年	2013年
オーストラリア	100.0	89.1	100.0	ー	ー	ー	ー	10.9	ー
デンマーク	100.0	95.1	96.7	ー	ー	ー	ー	4.9	3.3
アイスランド	100.0	100.0	100.0	ー	ー	ー	ー	ー	ー
アイルランド	100.0	99.2	100.0	ー	0.8	ー	ー	ー	ー
ノルウェー	100.0	100.0	100.0	ー	ー	ー	ー	ー	ー
英国	100.0	100.0	100.0	ー	ー	ー	ー	ー	ー
ルクセンブルク	98.8	97.5	98.3	ー	ー	ー	1.2	2.5	1.7
カナダ	98.5	93.0	92.9	ー	ー	ー	1.5	7.0	7.1
ベルギー	96.7	96.7	98.1	ー	ー	ー	3.3	3.3	1.9
フランス	96.2	92.3	91.2	ー	ー	ー	3.8	7.7	8.8
イタリア	95.1	93.7	87.5	0.2	ー	ー	4.7	6.3	12.5
スイス	94.6	94.7	94.9	ー	ー	ー	5.4	5.3	5.1
オランダ	92.7	98.4	96.7	0.3	0.3	1.4	7.0	1.3	1.9
フィンランド	92.6	91.8	86.2	ー	ー	ー	7.4	8.2	13.8
スウェーデン	86.8	85.8	94.0	1.5	5.5	0.3	11.8	8.7	5.7
ニュージーランド	84.7	81.8	88.0	0.4	2.6	0.2	14.9	15.5	11.8
ドイツ	84.0	83.6	80.1	ー	ー	ー	16.0	16.4	19.9
日本	82.3	89.6	89.5	ー	5.4	0.6	17.7	5.0	9.9
スペイン	80.8	83.6	85.1	ー	0.0	0.0	19.2	16.4	14.9
米国	55.5	62.5	72.9	ー	ー	ー	44.5	37.5	27.1
韓国	50.2	53.2	54.3	0.3	0.6	0.4	49.5	46.3	45.4
ポルトガル	49.0	34.5	30.0	ー	ー	ー	51.0	65.5	70.0
スロバキア	47.5	-	27.7	1.6	9.0	4.6	50.9	91.0	67.7
チェコ	44.3	32.4	40.1	0.5	3.1	0.2	55.2	64.5	59.6
オーストリア	36.4	48.2	44.2	ー	ー	ー	63.6	51.8	55.8
ポーランド	33.6	10.6	100.0	ー	ー	ー	66.4	89.4	-
ギリシャ	14.5	22.0	2.9	0.0	ー	ー	85.5	78.0	97.1
スロベニア	12.4	n.a.	n.a.	ー	n.a.	n.a.	87.6	n.a.	n.a.
DAC諸国平均	79.5	82.3	85.2	0.0	0.9	0.2	20.4	16.8	14.6

出典：DAC開発協力報告書
＊1　実施するプロジェクトに必要な資機材などの調達先を特定の国に限定しない資金協力。
＊2　実施するプロジェクトに必要な資機材などの調達先を特定の国に限定する資金協力。
＊3　アンタイドの比率の高い順。
＊4　四捨五入の関係上、合計が100%にならないことがある。
＊5　アイスランド、チェコ、スロバキア、ポーランド、スロベニアは2013年に加盟

図表 III-32　主要DAC加盟国の政府開発援助の比較

	支出純額ベース		日本	米国	英国	フランス	ドイツ	イタリア	カナダ	DAC計*2
量的側面からの比較	政府開発援助実績総額	2014年（億ドル）	94.8	331.0	193.1	106.2	165.7	40.1	42.4	1,374.4
		2015年（億ドル）	92.0	309.9	185.4	90.4	179.4	40.0	42.8	1,314.3
	対GNI比（%）	2014年	0.20	0.19	0.70	0.37	0.42	0.19	0.24	0.30
		2015年	0.21	0.17	0.70	0.37	0.52	0.22	0.28	0.30
	DAC諸国*2全体に占める割合	2014年（%）	6.9	24.1	14.0	7.7	12.1	2.9	3.1	100.0
		2015年（%）	7.0	23.6	14.1	6.9	13.6	3.0	3.3	100.0
	対前年伸び率	2013年→2014年（%）	-17.3	5.8	8.0	-6.3	16.4	16.9	-14.3	2.0
		2014年→2015年（%）	-3.0	-6.4	-3.9	-14.9	8.3	-0.1	0.9	-4.4
	約束額（債務救済を含む）	2014年（億ドル）	215.1	339.6	139.2	149.2	248.7	43.6	44.8	1,639.0
		2015年（億ドル）	220.5	344.1	133.7	129.8	212.6	43.9	56.8	1,531.5
	多国間援助の割合	2013年～2014年平均（%）	30.2	16.3	41.4	39.4	31.7	69.9	26.1	30.8
		2014年～2015年平均（%）	34.3	15.5	39.4	40.6	25.5	60.0	26.6	29.7
	配分 2013年～2014年平均（%）	対LDCs（後発開発途上国）	64.5	48.9	49.8	33.7	33.5	38.4	54.3	46.7
		対LICs（低所得国）	4.0	5.9	5.4	3.7	3.1	3.2	3.7	4.4
	2014年～2015年平均（%）	対LDCs（後発開発途上国）	54.8	50.3	48.7	32.1	29.3	37.2	50.4	45.0
		対LICs（低所得国）	3.9	5.6	5.0	3.1	2.5	3.1	3.7	4.2
質的側面からの比較	**約束額ベース（単位：%）**									
	政府開発援助全体のグラント・エレメント 2013年～2014年平均（債務救済を除く）		88.1	100.0	99.4	85.1	85.6	99.8	98.6	94.7
	2014年～2015年平均（債務救済を除く）		87.3	100.0	99.5	82.8	85.6	99.7	97.3	94.4
	借款のグラント・エレメント 2013年～2014年平均（債務救済を除く）		79.8	—	71.9	52.6	41.6	89.7	31.4	66.8
	2014年～2015年平均（債務救済を除く）		79.4	—	71.9	53.5	44.4	88.6	34.9	66.6
	二国間ODAの対LDCsグラント・エレメント 2013年～2014年平均（債務救済を除く）		93.5	100.0	100.0	86.8	98.7	99.4	100.0	97.5
	2014年～2015年平均（債務救済を除く）		92.1	100.0	100.0	80.9	98.6	99.0	100.0	97.3
	政府開発援助全体の贈与比率 2013年～2014年平均（債務救済を除く）		41.0	100.0	94.1	68.5	71.9	98.4	98.0	83.1
	2014年～2015年平均（債務救済を除く）		38.2	100.0	96.4	63.0	70.6	97.6	95.8	82.4
	二国間政府開発援助の贈与比率 2013年～2014年平均（債務救済を除く）		32.7	100.0	93.8	52.3	60.4	94.6	97.3	77.7
	2014年～2015年平均（債務救済を除く）		30.0	100.0	97.5	46.2	61.7	94.1	95.3	77.4
	二国間政府開発援助のタイイング・ステイタス*3 2014年	アンタイド	89.6	62.5	100.0	92.3	83.6	93.7	93.0	82.3
		部分アンタイド	5.4	—	—	—	—	—	—	0.9
		タイド	5.0	37.5	—	7.7	16.4	6.3	7.0	16.8
	2015年	アンタイド	82.3	55.5	100.0	96.2	84.0	95.1	98.5	79.5
		部分アンタイド	—	—	—	—	—	0.2	—	0.0
		タイド	17.7	44.5	—	3.8	16.0	4.7	1.5	20.4

出典：DAC開発協力報告書、DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）
＊1　比較には、2014年（上段）と2015年（下段）の実績数値を使用している。
＊2　DAC計、DAC諸国には、2013年時点でのDAC加盟国が含まれる。
＊3　タイイング・ステイタスについては、未報告分を除く。

図表 III-33-1　主要DAC加盟国の二国間政府開発援助の分野別配分（2014年）

（約束額ベース、単位：%）

分野＼国名	日本	米国	英国	フランス	ドイツ	イタリア	カナダ	DAC平均
社会インフラ（教育、保健、上下水道等）	17.7	48.2	51.8	37.1	33.0	20.3	37.2	37.4
経済インフラ（輸送、通信、電力等）	48.6	4.4	8.4	23.5	36.1	3.7	3.3	19.3
農林水産分野（農業、林業、漁業等）	4.4	4.6	2.8	4.9	5.6	2.9	7.2	4.8
工業等その他生産分野（鉱業、環境等）	14.4	6.6	15.9	12.5	10.5	6.8	17.7	11.6
緊急援助（人道支援等）、食糧援助	7.3	26.3	13.8	1.1	6.9	6.3	20.3	13.0
プログラム援助等（債務救済、行政経費等）	7.6	9.8	7.4	21.0	7.8	59.9	14.3	13.9
合　　計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100 .0	100 .0

出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）
＊1　四捨五入の関係上、各分野の計が100%とならないことがある。
＊2　卒業国向け援助を除く。

図表 III-33-2　主要DAC加盟国の二国間政府開発援助の分野別配分（2015年）

（約束額ベース、単位：%）

分野＼国名	日本	米国	英国	フランス	ドイツ	イタリア	カナダ	DAC平均
社会インフラ（教育、保健、上下水道等）	18.1	48.4	33.4	31.1	30.1	20.2	39.7	34.4
経済インフラ（輸送、通信、電力等）	52.9	5.4	12.1	25.3	26.3	4.4	5.3	18.8
農林水産分野（農業、林業、漁業等）	3.6	4.9	5.7	4.5	4.5	4.5	7.7	4.3
工業等その他生産分野（鉱業、環境等）	12.6	6.4	13.3	19.9	12.5	9.0	19.2	12.0
緊急援助（人道支援等）、食糧援助	6.1	24.6	16.4	0.9	5.4	5.0	17.7	12.2
プログラム援助等（債務救済、行政経費等）	6.8	10.2	19.1	18.2	21.1	56.9	10.4	18.3
合　　計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）
＊1　四捨五入の関係上、各分野の計が100%とならないことがある。
＊2　卒業国向け援助を除く。

図表 III-34　主要DAC加盟国の政府開発援助総額に占める国際機関を通じた援助額の割合

（支出純額ベース、2 か年平均、単位：%）

暦年 / 国名	2009/2010 平均	2010/2011 平均	2011/2012 平均	2012/2013 平均	2013/2014 平均	2014/2015 平均
日本	34.2	34.4	37.3	32.5	30.2	34.3
米国	12.7	12.2	14.4	16.4	16.3	15.5
英国	36.7	38.7	38.2	39.5	41.4	39.4
フランス	40.3	36.1	34.4	37.0	39.4	40.6
ドイツ	39.6	38.1	35.9	33.6	31.7	25.5
イタリア	74.0	66.4	67.1	75.8	69.9	60.0
カナダ	23.3	24.7	26.7	28.8	26.1	26.6
DAC平均*	29.9	29.6	30.0	30.5	30.8	29.7

出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）
＊　DAC平均には、2013年時点でのDAC加盟国が含まれる。

第2節　DAC諸国の開発途上国への資金の流れ

図表 III-35-1　DAC諸国の開発途上国への資金の流れ（2014年）

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

国　　名*1	政府開発援助（ODA）	その他政府資金（OOF）	NGO贈与	民間資金（PF）	総計	対GNI比（%）
米国	33,096	210	25,998	179,345	238,648	1.34
英国	19,306	41	－	12,462	31,809	1.16
ドイツ	16,566	311	1,524	34,603	53,003	1.34
フランス	10,620	677	－	7,924	19,222	0.67
日本	9,483	-899	467	31,667	40,718	0.85
スウェーデン	6,233	-29	－	3,122	9,325	1.64
オランダ	5,573	－	165	63,136	68,874	7.85
ノルウェー	5,086	-46	－	－	5,040	0.99
オーストラリア	4,382	145	－	27,447	31,975	2.29
カナダ	4,240	1,899	1,809	10,226	18,175	1.03
イタリア	4,009	96	121	4,480	8,706	0.41
スイス	3,522	22	542	8,830	12,916	1.85
デンマーク	3,003	-106	171	1,126	4,194	1.20
ベルギー	2,448	-44	464	5,858	8,726	1.65
スペイン	1,877	4	－	11,788	13,669	0.98
韓国	1,857	2,186	387	7,219	11,649	0.82
フィンランド	1,635	11	100	1,281	3,027	1.10
オーストリア	1,235	124	191	1,925	3,475	0.80
アイルランド	816	－	388	－	1,203	0.55
ニュージーランド	506	16	104	41	667	0.36
ポーランド	452	－	－	－	452	0.09
ポルトガル	430	2	7	1,931	2,369	1.04
ルクセンブルク	423	－	－	－	423	1.06
ギリシャ	247	－	－	-685	-438	-0.19
チェコ	212	5	－	-111	106	0.06
スロバキア	83	－	－	－	83	0.09
スロベニア	62	－	－	－	62	0.13
アイスランド	37	－	－	－	37	0.22
DAC諸国計	137,439	4,626	32,437	413,614	588,116	1.27

出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）
＊1　政府開発援助実績（支出純額ベース）の順。
＊2　四捨五入の関係上、合計が総計と一致しないことがある。
＊3　卒業国向け援助を除く。
＊4　マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。

図表 III-35-2　DAC諸国の開発途上国への資金の流れ（2015年）

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

国　　名*1	政府開発援助（ODA）	その他政府資金（OOF）	NGO贈与	民間資金（PF）	総計	対GNI比（%）
米国	30,986	-43	28,816	-21,239	38,520	0.21
英国	18,545	—	—	—	18,545	0.70
ドイツ	17,940	1,516	1,381	26,789	47,627	1.39
日本	9,203	-1,055	498	29,262	37,909	0.88
フランス	9,039	393	—	-8,198	1,234	0.05
スウェーデン	7,089	46	—	3,230	10,365	2.05
オランダ	5,726	—	38	62,396	68,160	8.91
ノルウェー	4,278	284	—	3	4,565	1.12
カナダ	4,277	557	2,488	-3,605	3,718	0.24
イタリア	4,004	43	128	11,447	15,622	0.86
スイス	3,562	—	540	2,422	6,523	0.95
オーストラリア	3,494	275	—	10,071	13,840	1.15
デンマーク	2,566	113	16	238	2,931	0.97
韓国	1,915	3,115	402	6,886	12,318	0.89
ベルギー	1,905	-28	388	1,415	3,680	0.80
スペイン	1,397	6	—	20,638	22,041	1.84
オーストリア	1,324	-1	—	3,206	4,529	1.21
フィンランド	1,288	21	48	-1,405	-48	-0.02
アイルランド	718	—	509	—	1,228	0.54
ニュージーランド	442	16	122	41	621	0.37
ポーランド	441	—	—	58	499	0.11
ルクセンブルク	363	—	—	—	363	0.95
ポルトガル	308	-0	13	-193	128	0.07
ギリシャ	239	—	—	-323	-85	-0.04
チェコ	199	50	—	15	263	0.16
スロバキア	85	—	—	—	85	0.10
スロベニア	63	—	—	93	156	0.37
アイスランド	40	—	—	0	40	0.24
DAC諸国計	131,433	5,308	35,388	143,247	315,376	0.72

出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）
＊1　政府開発援助実績（支出純額ベース）の順。
＊2　四捨五入の関係上、合計が総計と一致しないことがある。
＊3　卒業国向け援助を除く。
＊4　マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。
＊5　「0」は「1」に満たない実績を示す。

図表 III-36　DAC諸国のNGOによる援助実績

区分	NGOによる贈与（百万ドル）		政府開発援助実績*1（百万ドル）		NGOによる贈与と政府開発援助実績の比率		対NGO政府補助金（百万ドル）		政府開発援助に占めるNGO補助金（%）		国民一人当たりのNGO援助実績*2（ドル）		NGO援助実績*2に占める政府補助金（%）	
国名＼暦年	2015	2014	2015	2014	2015	2014	2015	2014	2015	2014	2015	2014	2015	2014
日本	498	467	9,203	9,483	1： 18.5	1： 20.3	100	97	1.1	1.0	4.7	4.4	16.8	17.2
オーストラリア	－	－	3,494	4,382	－	－	77	131	2.2	3.0	3.2	5.6	100.0	100.0
オーストリア	－	191	1,324	1,235	－	1： 6.5	0	1	0.0	0.1	0.0	22.5	100.0	0.3
ベルギー	388	464	1,905	2,448	1： 4.9	1： 5.3	167	225	8.8	9.2	49.2	61.5	30.0	32.6
カナダ	2,488	1,809	4,277	4,240	1： 1.7	1： 2.3	22	23	0.5	0.5	69.7	51.3	0.9	1.3
チェコ	－	－	199	212	－	－	－	0	－	0.0	－	0.0	－	100.0
デンマーク	16	171	2,566	3,003	1： 163.2	1： 17.5	202	245	7.9	8.2	38.1	73.7	92.8	58.9
フィンランド	48	100	1,288	1,635	1： 27.0	1： 16.4	19	20	1.5	1.3	12.1	22.0	28.5	17.0
フランス	－	－	9,039	10,620	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ドイツ	1,381	1,524	17,940	16,566	1： 13.0	1： 10.9	630	－	3.5	－	24.5	18.8	31.3	－
ギリシャ	－	－	239	247	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
アイスランド	－	－	40	37	－	－	1	0	2.5	0.4	3.1	0.5	100.0	100.0
アイルランド	509	388	718	816	1： 1.4	1： 2.1	91	112	12.6	13.8	129.3	107.8	15.1	22.5
イタリア	128	121	4,004	4,009	1： 31.3	1： 33.2	118	93	3.0	2.3	4.1	3.5	48.1	43.6
ルクセンブルク	－	－	363	423	－	－	11	14	3.0	3.4	19.0	25.5	100.0	100.0
オランダ	38	165	5,726	5,573	1： 149.1	1： 33.8	9	7	0.2	0.1	2.8	10.2	18.4	4.2
ニュージーランド	122	104	442	506	1： 3.6	1： 4.9	10	11	2.3	2.1	28.8	25.2	7.6	9.5
ノルウェー	－	－	4,278	5,086	－	－	212	260	5.0	5.1	40.8	50.3	100.0	100.0
ポーランド	－	－	441	452	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ポルトガル	13	7	308	430	1： 23.0	1： 62.1	0	0	0.0	0.0	1.3	0.7	0.1	0.3
韓国	402	387	1,915	1,857	1： 4.8	1： 4.8	1	1	0.0	0.0	8.0	7.7	0.1	0.1
スロバキア	－	－	85	83	－	－	－	0	－	0.0	－	0.0	－	100.0
スロベニア	－	－	63	62	－	－	0	1	0.6	1.8	0.2	0.5	100.0	100.0
スペイン	－	－	1,397	1,877	－	－	1	3	0.1	0.2	0.0	0.1	100.0	100.0
スウェーデン	－	－	7,089	6,233	－	－	219	280	3.1	4.5	22.3	28.7	100.0	100.0
スイス	540	542	3,562	3,522	1： 6.6	1： 6.5	147	145	4.1	4.1	82.4	83.4	21.4	21.1
英国	－	－	18,545	19,306	－	－	326	394	1.8	2.0	5.1	6.1	100.0	100.0
米国	28,816	25,998	30,986	33,096	1： 1.1	1： 1.3	1	5	0.0	0.0	89.7	81.5	0.0	0.0
DAC計（平均）	35,388	32,437	131,433	137,439	1： 3.7	1： 4.2	2,365	2,070	1.8	1.5	36.4	33.4	6.3	6.0

出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD. STAT）
＊1　政府開発援助実績は支出純額ベース。
＊2　NGO援助実績＝NGOによる贈与＋対NGO政府補助金。
＊3　「0」は「1」に満たない実績を示す。
＊4　アイスランド、チェコ、スロバキア、ポーランド、スロベニアは2013年にDAC加盟。

第3節 DAC援助受取国・地域リスト

図表 III-37 DAC援助受け取り国・地域リスト

（2014年～2016年実績に適用）

政府開発援助（ODA）対象国						
後発開発途上国（LDCs）（48カ国）		低所得国（LICs）一人当たりGNI ＄1,045以下	低中所得国（LMICs）一人当たりGNI ＄1,046- ＄4,125以下		高中所得国（UMICs）一人当たりGNI ＄4,126- ＄12,745以下	
アフガニスタン	東ティモール	［北朝鮮］	アルメニア	ミクロネシア連邦	アゼルバイジャン	ナウル
アンゴラ	ブータン	ケニア	インド	モルドバ	アルジェリア	ナミビア
イエメン	ブルキナファソ	ジンバブエ	インドネシア	モロッコ	アルゼンチン	ニウエ
ウガンダ	ブルンジ	タジキスタン	ウクライナ	モンゴル	アルバニア	パナマ
エチオピア	ベナン		ウズベキスタン		アンティグア・バーブーダ	パラオ
エリトリア	マダガスカル		エジプト		イラク	フィジー
ガンビア	マラウイ		エルサルバドル		イラン	ブラジル
カンボジア	マリ		ガーナ		ウルグアイ	ベネズエラ
ギニア	南スーダン		カーボヴェルデ		エクアドル	ベラルーシ
ギニアビサウ	ミャンマー		ガイアナ		カザフスタン	ベリーズ
キリバス	モーリタニア		カメルーン		ガボン	ペルー
コモロ	モザンビーク		キルギス		キューバ	ボスニア・ヘルツェゴビナ
コンゴ民主共和国	ラオス		グアテマラ		クック	ボツワナ
サントメ・プリンシペ	リベリア		コートジボワール		グレナダ	マーシャル
ザンビア	ルワンダ		コソボ		コスタリカ	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国
シエラレオネ	レソト		コンゴ共和国		コロンビア	マレーシア
ジブチ			サモア		ジャマイカ	南アフリカ
スーダン			ジョージア		スリナム	メキシコ
赤道ギニア			シリア		セーシェル	モーリシャス
セネガル			スリランカ		セルビア	モルディブ
ソマリア			スワジランド		セント・ヘレナ	［モンセラット］
ソロモン			［トケラウ］		セントビンセント	モンテネグロ
タンザニア			ナイジェリア		セントルシア	ヨルダン
チャド			ニカラグア		タイ	リビア
中央アフリカ			パキスタン		中国	レバノン
ツバル			パプアニューギニア		チュニジア	［ワリス・フテュナ］
トーゴ			パラグアイ		チリ	
ニジェール			［パレスチナ自治区］		ドミニカ共和国	
ネパール			フィリピン		ドミニカ国	
ハイチ			ベトナム		トルクメニスタン	
バヌアツ			ボリビア		トルコ	
バングラデシュ			ホンジュラス		トンガ	

出典：DAC資料
＊1　GNI値は2013年の数値
＊2　［アンギラ］およびセントクリストファー・ネーヴィスについては2014年に卒業

第4節　非DAC諸国・地域の政府開発援助実績

図表 Ⅲ-38　非DAC諸国・地域の政府開発援助実績

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

供与国・地域名＼暦年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
OECD加盟非DAC諸国					
エストニア	24	23	31	38	34
ハンガリー	140	118	128	144	156
イスラエル*1	206	181	202	200	198
トルコ	1,273	2,533	3,308	3,591	3,919
その他援助国・地域					
ブルガリア	48	40	50	49	41
クロアチア	―	21	45	72	51
キプロス	38	25	20	19	18
カザフスタン	―	―	8	33	43
クウェート	175	180	231	277	304
ラトビア	19	21	24	25	23
リヒテンシュタイン	31	29	28	27	24
リトアニア	52	52	50	46	48
マルタ	20	19	18	20	17
ルーマニア	164	142	134	214	158
ロシア	479	465	714	876	1 161
サウジアラビア	5,095	1,299	5,683	13,634	6,758
台湾	381	305	272	274	255
タイ	23	11	36	69	62
東ティモール	―	―	―	3	4
アラブ首長国連邦	718	759	5,402	5,080	4,381
合計	8,886	6,224	16,385	24,690	17,657

出典：OECD-DAC開発協力報告書

＊1　開発途上国からイスラエルへの移民に対する次の支援額を含む：2011年49.2百万ドル、2012年56百万ドル、2013年55.9百万ドル、2014年58.3百万ドル、2015年63.5百万ドル

＊2　非OEDC加盟国のうち、主要な新興ドナーによる援助については、情報が開示されていないため、反映されていない。

略語一覧

(注)本白書に掲載されていない略語も含む。

A

ABE Initiative African Business Education Initiative for Youth
ABEイニシアティブ

ADB Asian Development Bank
アジア開発銀行

ADF Asian Development Fund
アジア開発基金

AfDB African Development Bank
アフリカ開発銀行

AfDF African Development Fund
アフリカ開発基金

AfT Aid for Trade
貿易のための援助

AHA Centre ASEAN Coordinating Centre for Humanitarian Assistance on Disaster Management
ASEAN防災人道支援調整センター

AIM2020 ASEAN ICT Masterplan 2020
ASEAN ICT マスタープラン2020

ALOS Advanced Land Observing Satellite
地球観測衛星

AMIS Agricultural Market Information System
農業市場情報システム

AMR antimicrobial resistance
薬剤耐性

AMRO ASEAN+3 Macroeconomic Research Office
ASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス

APEC Asia-Pacific Economic Cooperation
アジア太平洋経済協力

APO Asian Productivity Organization
アジア生産性機構

APT Asia-Pacific Telecommunity
アジア・太平洋電気通信共同体

APTERR ASEAN Plus Three Emergency Rice Reserve
東南アジア諸国連合及び協力3箇国における緊急事態のための米の備蓄制度に関する協定

ASEAN Association of Southeast Asian Nations
東南アジア諸国連合

ASEM Asia-Europe Meeting
アジア欧州会合

AU African Union
アフリカ連合

AUC African Union Commission
アフリカ連合委員会

AUN/SEED-Net ASEAN University Network/ Southeast Asia Engineering Education Development Network
アセアン工学系高等教育ネットワーク

B

BEPS Base Erosion and Profit Shifting
税源浸食と利益移転

BHN Basic Human Needs
基礎生活分野／人間の基本的ニーズ

BOP Base of the Economic Pyramid
開発途上国・地域の低所得階層

C

CAADP Comprehensive Africa Agriculture Development Programme
包括的アフリカ農業開発プログラム

CARD Coalition for African Rice Development
アフリカ稲作振興のための共同体

CARICOM Caribbean Community
カリブ共同体

CBD Convention on Biological Diversity
生物多様性条約

CCT Clean Coal Technology
クリーンコールテクノロジー

CEAPAD Conference on the Cooperation among East Asian Countries for Palestinian Development
パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合

CEMASTEA Centre for Mathematics, Science and Technology Education in Africa
アフリカ理数科・技術教育センター

CFE Contingency Fund for Emergency
緊急対応基金

CFS Committee on World Food Security
世界食料安全保障委員会

CGIAR Consultative Group on International Agricultural Research
国際農業研究協議グループ

CGIF Credit Guarantee and Investment Facility
信用保証・投資ファシリティ

CIF Climate Investment Fund
気候投資基金

CMAC Cambodian Mine Action Centre
カンボジア地雷処理センター

CMI Chiang Mai Initiative
チェンマイ・イニシアティブ

COMESA Common Market for Eastern and Southern Africa
東南部アフリカ市場共同体

CONNEX Strengthening Assistance for Complex Contract Negotiations
コネックス（複雑な契約交渉の支援強化）

COP Conference of Parties
条約の締約国会議

CORE Cofinancing for Renewable Energy and Energy Efficiency
コア（省エネ・再生可能エネルギー分野における協調融資枠組み）

CPA Comprehensive Peace Agreement
包括的和平合意

CPADD Centre de Perfectionnement aux Actions post-conflictuelles de Déminage et de Dépollution
ベナン地雷・不発弾処理訓練センター

CPCJF Crime Prevention and Criminal Justice Fund
犯罪防止刑事司法基金

CSO Civil Society Organization
市民社会組織

CSR Corporate Social Responsibility
企業の社会的責任

D

DAC Development Assistance Committee
開発援助委員会

DDR Disarmament, Demobilization and Reintegration
元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰

DESD Decade of Education for Sustainable Development
国連ESDの10年

DMIC Delhi-Mumbai Industrial Corridor
デリー・ムンバイ間産業大動脈構想（インド）

E

E/N Exchange of Notes
交換公文

EAC East African Community
東アフリカ共同体

EAS East Asia Summit
東アジア首脳会議

EBRD European Bank for Reconstruction and Development
欧州復興開発銀行

eCentre UNHCR Regional Centre for Emergency Preparedness
国際人道援助緊急事態対応訓練地域センター

ECOWAS Economic Community of West African States
西アフリカ諸国経済共同体

EEZ Exclusive Economic Zone
排他的経済水域

EFA Education for All
万人のための教育

EITI Extractive Industries Transparency Initiative
採取産業透明性イニシアティブ

EPA Economic Partnership Agreement
経済連携協定

EPSA Enhanced Private Sector Assistance for Africa
アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ

ERIA Economic Research Institute for ASEAN and East Asia
東アジア・ASEAN経済研究センター

ESD Education for Sustainable Development
持続可能な開発のための教育

EU European Union
欧州連合

F

FAO Food and Agriculture Organization
国連食糧農業機関

FATF Financial Action Task Force
金融活動作業部会

FTA Free Trade Area
自由貿易地域

FTI Fast Track Initiative
ファスト・トラック・イニシアティブ
→GPE（教育のためのグローバル・パートナーシップ）に名称変更

G

GAD Gender and Development
ジェンダーと開発

Gavi, the Vaccine Alliance
Gaviワクチンアライアンス
旧称は、GAVIアライアンス（ワクチンと予防接種のための世界同盟

GCF Green Climate Fund
緑の気候基金

GDP Gross Domestic Product
国内総生産

GEF Global Environment Facility
地球環境ファシリティ

GF-TADs Global Framework for Progressive Control of Transboundary Animal Diseases
越境性感染症の防疫のための世界的枠組み

GHIT Fund Global Health Innovative Technology Fund
グローバルヘルス技術振興基金

GNI Gross National Income
国民総所得

GPE Global Partnership for Education
教育のためのグローバル・パートナーシップ

GPEDC Global Partnership for Effective Development Co-operation
効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ

GSP Generalized System of Preferences
一般特恵関税制度

H

HICs High Income Countries
高所得国

HIPCs Heavily Indebted Poor Countries
重債務貧困国

I

IAEA International Atomic Energy Agency
国際原子力機関

IBRD International Bank for Reconstruction and Development
国際復興開発銀行(世界銀行)

ICCROM International Centre for the Study of the Preservation and Restoration of Cultural Property
文化財保存修復研究国際センター

ICRC International Committee of the Red Cross
赤十字国際委員会

ICT Information and Communication Technology
情報通信技術

IDA International Development Association
国際開発協会

IDB Inter-American Development Bank
米州開発銀行

IDGs International Development Goals
国際開発目標

IEA International Energy Agency
国際エネルギー機関

IFAD International Fund for Agricultural Development
国際農業開発基金

IFC International Finance Corporation
国際金融公社

IFNA Initiative for Food and Nutrition Security in Africa
食と栄養のアフリカ・イニシアティブ

IGAD Inter- Governmental Authority on Development
政府間開発機構

IHP International Health Partnership
国際保健パートナーシップ

ILO International Labour Organization
国際労働機関

IMB International Maritime Bureau
国際海事局

IMF International Monetary Fund
国際通貨基金

IMO International Maritime Organization
国際海事機関

IMT International Monitoring Team
国際監視団

IOM International Organization for Migration
国際移住機関

IPBES Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services
生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム

IPCC Intergovernmental Panel on Climate Change
気候変動に関する政府間パネル

IPPF International Planned Parenthood Federation
国際家族計画連盟

IRENA International Renewable Energy Agency
国際再生可能エネルギー機関

ISAF International Security Assistance Force
国際治安支援部隊

ISDB-T Integrated Services Digital Broadcasting-Terrestrial
地上デジタル放送日本方式

ITTO International Tropical Timber Organization
国際熱帯木材機関

ITU International Telecommunication Union
国際電気通信連合

IUCN International Union for Conservation of Nature and Natural Resources
国際自然保護連合

J

JAIF Japan-ASEAN Integration Fund
日・ASEAN統合基金

JANIC Japan NGO Center for International Cooperation
国際協力NGOセンター

JBIC Japan Bank for International Cooperation
国際協力銀行

J-BIRD Japan-Bangsamoro Initiatives for Reconstruction and Development
日本バンサモロ復興開発イニシアティブ

JCM Joint Crediting Mechanism
二国間オフセット・クレジット制度

JDS Project for Human Resource Development Scholarship
人材育成奨学計画

JETRO Japan External Trade Organization
日本貿易振興機構

JICA Japan International Cooperation Agency
国際協力機構

JICT Fund Corporation for the Overseas Development of Japan's ICT and Postal Services
海外通信・放送・郵便事業支援機構

JOCV Japan Overseas Cooperation Volunteers
青年海外協力隊

JOGMEC Japan Oil, Gas and Metals National Corporation
石油天然ガス・金属鉱物資源機構

JOIN Japan Overseas Infrastructure Investment Corporation for Transport & Urban Development
海外交通・都市開発事業支援機構

JPF Japan Platform
ジャパン・プラットフォーム

J-TRaC Japan Team for Refugees and Communities
シリア難民及びホストコミュニティ支援チーム

L

LDCs Least Developed Countries
後発開発途上国

LICs Low Income Countries
低所得国

LMICs Lower Middle Income Countries
低中所得国

M

MDBs Multilateral Development Banks
国際開発金融機関

MDGs Millennium Development Goals
ミレニアム開発目標

MDRI Multilateral Debt Relief Initiative
マルチ債務救済イニシアティブ

MDRU Movable and Deployable ICT Resource Unit
移動式ICTユニット

MERCOSUR Mercado Común del Sur
南米南部共同市場

MIF Multilateral Investment Fund
多国間投資基金

MILF Moro Islamic Liberation Front
モロ・イスラム解放戦線

MRC Mekong River Commission
メコン河委員会

N

NERICA New Rice for Africa
ネリカ(稲／米)

NEXI Nippon Export and Investment Insurance
日本貿易保険

NGO Non-Governmental Organization
非政府組織

NICT National Institute of Information and Communications Technology
情報通信研究機構

NJPPP Nutrition Japan Public-Private Platform
栄養改善事業推進プラットフォーム

NPIF Nagoya Protocol Implementation Fund
名古屋議定書実施基金

NPT Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons
核兵器不拡散条約

NTDs Neglected Tropical Diseases
顧みられない熱帯病

O

OCHA United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs
国連人道問題調整事務所

ODA Official Development Assistance
政府開発援助

OECD Organisation for Economic Co-operation and Development
経済協力開発機構

OECD-DAC OECD Development Assistance Committee
経済協力開発機構　開発援助委員会

OIE World Organisation for Animal Health
国際獣疫事務局

OOF Other Official Flows
その他の政府資金／公的資金

P

PALM Pacific Islands Leaders Meeting
太平洋・島サミット

PEF Pandemic Emergency Facility
緊急対応ファシリティ

PHEIC Public Health Emergency of International Concern
国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態

PIDA Programme for Infrastructure Development in Africa
アフリカ・インフラ開発プログラム

PIF Pacific Islands Forum
太平洋諸島フォーラム

PKO United Nations Peacekeeping Operations
国連平和維持活動

PPP Public-Private Partnership
官民連携

PRSP Poverty Reduction Strategy Paper
貧困削減戦略文書

PTWC Pacific Tsunami Warning Center
太平洋津波警報センター

R

ReCAAP Regional Cooperation Agreement on Combating Piracy and Armed Robbery against Ships in Asia
アジア海賊対策地域協力協定

RECs Regional Economic Commissions
日・アフリカ地域経済共同体

REDD Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries
途上国における森林減少・劣化による温室効果ガスの排出量を削減すること

S

SADC Southern African Development Community
南部アフリカ開発共同体

SATREPS Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development
地球規模課題対応国際科学技術協力

SDGs Sustainable Development Goals
持続可能な開発目標

SEZ Special Economic Zone
経済特別区

SHEP Smallholder Horticulture Empowerment Project
小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト

SICA Sistema de la Integración Centroamericana
中米統合機構

SMAF Self-Reliance through Mutual Accountability Framework
相互責任を通じた自立のための枠組み

SMASE Strengthening of Mathematics and Science Education
理数科教育強化計画

SMASE-WECSA Strengthening of Mathematics and Science Education in Western, Eastern, Central and Southern Africa
アフリカ理数科教育域内連携ネットワーク

SPREP Secretariat of the Pacific Regional Environment Programme
太平洋地域環境計画事務局

STEM Science, Technology, Engineering, and Mathematics
科学、技術、工学、数学

STEP Special Terms for Economic Partnership
本邦技術活用条件

T

TICAD Tokyo International Conference on African Development
アフリカ開発会議

TMAF Tokyo Mutual Accountability Framework
相互責任に関する東京フレームワーク

U

UHC Universal Health Coverage
ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ

UMICs Upper Middle Income Countries
高中所得国

UN United Nations
国際連合

UN Women United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women
ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関

UNAFEI United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders
国連アジア極東犯罪防止研修所

UNAIDS Joint United Nations Programme on HIV/AIDS
国連合同エイズ計画

UNCED United Nations Conference on Environment and Development
国連環境開発会議(地球サミット)

UNCRD United Nations Centre for Regional Development
国連地域開発センター

UNCTAD United Nations Conference on Trade and Development
国連貿易開発会議

UNDAC United Nations Disaster Assessment and Coordination
国連災害評価調整

UNDCP United Nations International Drug Control Programme
国連薬物統制計画

UNDP United Nations Development Programme
国連開発計画

UNEP United Nations Environment Programme
国連環境計画

UNEP/IETC UNEP/International Environmental Technology Centre
国連環境計画国際環境技術センター

UNEP/ROAP UNEP/Regional Office for Asia and the Pacific
国連環境計画アジア太平洋地域事務所

UNESCO United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization
国連教育科学文化機関

UNFPA United Nations Population Fund
国連人口基金

UN-Habitat United Nations Human Settlements Programme
国連人間居住計画

UNHCR United Nations High Commissioner for Refugees
国連難民高等弁務官事務所

UNICEF United Nations Children's Fund
国連児童基金

UNIDO United Nations Industrial Development Organization
国連工業開発機関

UNISDR United Nations International Strategy for Disaster Reduction
国連国際防災戦略

UNMAS United Nations Mine Action Service
国連PKO局地雷対策サービス部

UNMISS United Nations Mission in the Republic of South Sudan
国連南スーダン共和国ミッション

UNOCHA United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs
国連人道問題調整部

UNODC United Nations Office on Drugs and Crime
国連薬物・犯罪事務所

UNRWA United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East
国連パレスチナ難民救済事業機関

W

WASABI Water and Sanitation Broad Partnership Initiative
水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ

WAPES World Association of Public Employment Services
世界公共雇用サービス協会

WAW! World Assembly for Women
国際女性会議

WCO World Customs Organization
世界税関機構(条約上の名称は関税協力理事会)

WEPA Water Environment Partnership in Asia
アジア水環境パートナーシップ

WFP World Food Programme
国連世界食糧計画

WHO World Health Organization
世界保健機関

WI Wetlands International
国際湿地保全連合

WID Women in Development
開発と女性

WINDS Women's Initiative in Developing STEM Career
女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ

WIPO World Intellectual Property Organization
世界知的所有権機関

WSSD World Summit on Sustainable Development
持続可能な開発に関する世界首脳会議

WTO World Trade Organization
世界貿易機関

用語集

アンタイド／タイド援助	アンタイド援助とは、「実質的にすべての援助受取国および経済協力開発機構（OECD）諸国からの自由かつ十分な調達が可能な贈与または借款」のことをいう。タイド援助は、これらの調達先が、援助供与国に限定されるなどの条件が付くものを指し、日本語では「ひもつき」援助と訳されることがある。2001年にOECD開発援助委員会（DAC）で後発開発途上国（LDCs）向け援助のアンタイド化勧告が採択され（技術協力と食糧援助を除く、有償資金協力と無償資金協力が対象）、DAC加盟国に適用されている。2008年に同勧告の対象国がLDCs以外の重債務貧困国（HIPCs）にも拡大された。
インフラシステム輸出	新興国を中心としたインフラ需要を取り込み、日本企業によるインフラ輸出を推進するため、2013年3月、内閣官房長官を議長とし、関係閣僚を構成員とする「経協インフラ戦略会議」が内閣官房に設立された。同年5月に策定された「インフラシステム輸出戦略」（2014年6月、2015年6月、2016年5月に改訂）では、2020年に約30兆円（2010年約10兆円）のインフラシステムの受注達成を目標としており、このような目標達成のため、総理大臣、外務大臣をはじめとするトップセールスの推進、国際協力機構（JICA）海外投融資の本格再開、円借款をより戦略的に活用するための制度改善など、インフラ海外展開推進の体制整備・強化が進められている。また、外務省は、インフラプロジェクトに関する情報の収集・集約などを行う「インフラプロジェクト専門官」を重点国の在外公館に指名している（2017年2月現在、70か国91公館182名）。
インフラプロジェクト専門官	各在外公館において、現地のインフラプロジェクトに関する情報を収集・集約するとともに、関係機関や商工会等との連絡・調整に際して窓口になるなど、日本企業のインフラ海外展開支援を担当する職員。
援助協調	途上国の開発目標を明確にし、その下で様々な援助主体が情報共有を行い、援助の戦略策定やプロジェクト計画・実施などにおいて活動を協調させ、途上国と共に効果的・効率的な開発協力を進めていくこと。案件ごとのドナー同士の連携・調整だけではなく、被援助国の開発政策に沿って、ドナーが共通の戦略や手続きで支援を行う総合的な援助協調が世界各国で進められている。なお、近年、新興国や民間セクター等、開発にかかわる主体が多様化していることから、主に先進国ドナー間の協調を指す「援助協調」に加え、「開発協力のためのパートナーシップ」、「開発協力主体間の連携」等の言葉も使われる。
開発協力大綱	開発協力の最上位の政策文書として、開発協力の理念、重点政策、実施の在り方などを定めたもの。1992年9月に策定され、2003年8月に改定された政府開発援助大綱（ODA大綱）を再度改定し、名称を「開発協力大綱」に変え、2015年2月に閣議決定。
技術協力	日本の知識・技術・経験を活かし、開発途上国・地域の社会・経済の開発の担い手となる人材の育成を行う経済協力。
**　技術協力専門家派遣**	日本から開発途上国へ専門家を派遣し、相手国の行政官や技術者に必要な技術や知識を伝えるとともに、彼らと協働して現地に適合した技術や制度の開発、啓発や普及などを行う事業。
**　研修員受入事業**	開発途上国において指導的役割を担うことが期待されている行政官や技術者などに対して、各分野の技術研修、新知識の取得支援あるいは訓練を行うことを目的とする事業。
**　機材供与**	技術協力プロジェクトや専門家の業務に係る技術協力等のために機材を供与すること。
**　技術協力プロジェクト**	「専門家派遣」、「研修員受入れ」、「機材供与」などを最適な形で組み合わせて開発途上国の関係機関と事業計画の立案、実施を一貫して計画的かつ総合的に実施する技術協力。
**　コストシェア技術協力**	ODA卒業国のうち、引き続き日本の支援を必要とする開発課題を有する経済・社会状況が認められる国を対象に行う技術協力。これまでJICAを通じた経済協力によって日本が蓄積してきた経験も活用しながら、日本の質の高い技術・知識・経験を提供し、相手国政府に必要な経費を原則負担させる形で実施することにより、相手国の経済社会開発に寄与し、それらの国と日本との良好な二国間関係の維持および増進を図ることとともに、日本のエネルギー安定確保、本邦企業に有利なビジネス環境の構築・インフラ輸出促進にも貢献することを目的としている技術協力。
**　第三国研修**	開発途上国が日本の支援の下、優れた開発経験や知識・技術の移転・普及・定着等を目的に、他の途上国から人員を受け入れて実施する研修。

第三国専門家派遣	技術協力を効果的に実施するため、協力対象の途上国に他の途上国から専門家を派遣する事業。
開発計画調査型技術協力	開発途上国の都市や農業、運輸などの開発計画の作成や、資源の開発などを支援するとともに、調査・分析手法や計画の策定手法などの技術移転を行う。
地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）	環境・エネルギー、生物資源、防災および感染症等の地球規模課題解決のために、新たな技術の開発・応用や新しい科学的知見獲得のための共同研究の要素を取り入れた技術協力プロジェクト。 （SATREPS：Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development）
有償勘定技術支援―円借款附帯プロジェクト	円借款または海外投融資による有償資金協力の迅速・円滑な実施もしくは達成、またはその開発効果向上を目的として研修、専門家派遣、調査等をJICA有償資金協力勘定から実施するもの。
国際緊急援助隊	海外の地域、特に開発途上にある海外の地域における大規模な災害（紛争起因災害は除く。）に対し、被災国等の要請に応じ、緊急の援助活動を行う人員を派遣する事業。国際緊急援助隊には、救助チーム、医療チーム、感染症対策チーム、専門家チームおよび自衛隊部隊の5種類がある。
青年海外協力隊（JOCV：Japan Overseas Cooperation Volunteers）	開発途上国の要請に基づき、日本国内で募集・選考・訓練を行い、技術・技能を有する20歳から39歳までの日本の青年男女を、原則として2年間開発途上国に派遣する事業。
シニア海外ボランティア（SV：Senior Volunteers）	開発途上国の要請に基づき、日本国内で募集・選考・訓練を行い、豊かな職業・社会経験を持つ40歳から69歳までの日本のシニア層を、原則として2年間開発途上国に派遣する事業。
現職教員特別参加制度	教員が身分を保持したまま青年海外協力隊または日系社会青年ボランティアに参加することを可能とする制度。文部科学省がJICAに推薦した教員は、一次選考の技術試験が免除され、派遣前訓練開始から派遣終了までの期間を、日本の学年暦に合わせて、4月から翌々年の3月までの2年間（通常2年3か月のところ）とするなど、現職教員の参加促進を目的としたもの。
民間連携ボランティア制度	中小企業等の社員を青年海外協力隊やシニア海外ボランティアとして派遣する制度。開発途上国の開発のみならず、日本企業のグローバル人材の育成や海外事業展開にも貢献するもの。企業の要望に応じ、派遣国、職種、派遣期間等を決定する。派遣された社員は活動を通じて、文化、商習慣、技術レベル等を把握したり、語学のみならず、コミュニケーション能力や問題解決力、交渉力等を身に付け、帰国後に企業活動に還元されることが期待される。
基礎教育	生きていくために必要となる知識や技能を身に付けるための教育活動。主に初等教育、前期中等教育（日本の中学校に相当）、就学前教育、ノンフォーマル教育（成人教育、識字教育）などを指す。
基礎生活分野/人間の基本的ニーズ（BHN：Basic Human Needs）	食料、住居、衣服など、人間としての基本的な生活を営む上で必要最低限のもの、保健、教育など。
キャパシティ・ディベロップメント（能力開発）	開発途上国自身が主体となって、自国が抱える課題に対処する能力を向上させる過程のこと。また、その過程を他者が支援すること。従来の人材育成の概念から発展し、個人の能力のみならず、組織、制度・政策、社会システムなどを含む多様なレベルの能力が総体として向上していく過程を指している。
国別開発協力方針（旧国別援助方針）	ODAの戦略性・効率性・透明性の向上に向けた取組の一環として、被援助国の政治・経済・社会情勢を踏まえ、当該国の開発計画や開発上の課題などを総合的に勘案して策定する我が国のODAの方針。
グラント・エレメント	援助条件の緩やかさを示す指標。借款の利率、返済期間、返済据置期間を反映しパーセントで表示される。贈与はグラント・エレメント=100%となる。数字が高いほど緩和の程度が大きいとされる。
経済協力開発機構開発援助委員会（OECD-DAC：Organisation for Economic Co-operation and Development-Development Assistance Committee）	OECDにおいて、開発援助に関する事柄を取り扱う委員会。OECD加盟35か国のうち、29か国および欧州連合（EU）から成る。

経済連携協定（EPA）	特定の国（または地域）との間で関税の撤廃等の物品貿易およびサービス貿易の自由化などを定める自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）に加え、貿易以外の分野、たとえば人の移動、投資、政府調達、二国間協力など幅広い分野を含む経済協定。
現地ODAタスクフォース	2003年度から、開発途上国における日本の援助を効果的・効率的に実施するため、大使館を中心に、JICA、JETRO（日本貿易振興機構）、JBIC（国際協力銀行）などの援助実施機関の現地事務所を主要な構成メンバーとして立ち上げられたタスクフォース。開発途上国の開発政策と援助政策の調和を図り、相手国政府との政策協議など、他ドナーとの援助協調、要望調査を通じた案件形成、実施監理などを行っている。
後発開発途上国（LDCs：Least Developed Countries）	国連による開発途上国の所得別分類で、開発途上国の中でも特に開発の遅れている国。2011 ～ 2013年の1人当たり国民総所得（GNI）1,035ドル以下などの基準を満たした国。現在、アフリカ34か国、アジア7か国、中東・北アフリカ2か国、大洋州4か国、中南米1か国の48か国。
国際協力機構（JICA：Japan International Cooperation Agency）	国際協力事業団を前身とし、2003年10月1日に発足した独立行政法人。日本のODAの主な実施機関。2008年10月、これまで実施してきた技術協力に加え、国際協力銀行（当時）が担当してきた有償資金協力（円借款等）、外務省が実施してきた無償資金協力業務の一部が統合された。これによって、3つの援助手法を一元的に実施する総合的な援助実施機関となった。
国際協力銀行（JBIC：Japan Bank for International Cooperation）	2008年9月末まで、一般の金融機関と競合しないことを旨としつつ、日本の輸出入等の促進や国際金融秩序の安定への寄与、開発途上地域の経済社会開発などへの寄与を目的として、国際金融等業務および海外経済協力業務（円借款等）を実施してきた機関。2008年10月以降、国際金融等業務は、株式会社日本政策金融公庫に統合され、海外経済協力業務は、国際協力機構に統合された。2012年4月からは、国際金融等業務が日本政策金融公庫から、新たに発足した株式会社国際協力銀行に引き継がれた。
債務救済	開発途上国の国際収支が悪化し、既存債務の支払いが困難になった場合、支払期限が到来したか、または将来到来する債務の支払いを猶予し、一定期間にわたる分割返済を認めたり（債務繰延：リスケジュール）、これを免除（債務免除または債務削減）すること。
サブサハラ・アフリカ	北アフリカ（モロッコ、アルジェリア、チュニジア、リビア、エジプト）を除く、サハラ砂漠以南のアフリカ。
事業展開計画	国別開発協力方針（旧国別援助方針）の別紙として、実施決定から完了までの段階にある個別のODA案件を、国ごとに設定したODAの重点分野・開発課題・協力プログラムに分類して、一覧できるようとりまとめたもの。被援助国および我が国関係者間で共有され、援助の予見可能性を高めることに役立つ資料として、毎年1回更新している。
持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）・持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）	2015年9月に国連総会で採択された、2016年から2030年までの国際開発目標。ミレニアム開発目標（MDGs：Millennium Development Goals）の後継として、保健や教育などMDGsの残された課題や、環境問題や格差拡大など新たに顕在化した課題に対応すべく策定された。17のゴールと169のターゲットから成る持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）を掲げている。先進国を含むユニバーサル（普遍的）な目標であり、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされている。
政府開発援助（ODA：Official Development Assistance）	⑴ ODAとは、OECD-DACが作成する援助受取国・地域のリストに掲載された開発途上国・地域への贈与および貸付のうち次の3つの条件を満たすものを指す。 ① 公的機関によって供与されるものであること。 ② 開発途上国の経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的としていること。 ③ 有償資金協力については、緩和された供与条件のもの（グラント・エレメントが25%以上）であること。 ⑵ ODAは、無償資金協力、技術協力、有償資金協力、および国際機関への出資・拠出から成る。
政府開発援助大綱（ODA大綱）	現行の開発協力大綱（2015年2月閣議決定）の前身として、政府開発援助の理念（目的、方針、重点）や原則などを定めたもの。1992年9月に策定され、2003年8月に改定された。
その他の公的資金（OOF：Other Official Flows）	公的部門による開発途上国への資金の流れのうち、開発を主たる目的とはしないなどの理由でODAにはあてはまらないもの。
卒業国	OECD-DACが定める援助受取国・地域のリストの記載から外れた国。日本は1人当たり所得が一定の水準にあっても特別な脆弱性を抱える小島嶼国等の国々に対する支援を行っていくことが重要との考えから必要な協力を実施。

南南協力	より開発の進んだ開発途上国が、自国の開発経験と人材などを活用して、他の途上国に対して行う協力。自然環境・文化・経済事情や開発段階などが似ている状況にある国々によって、主に技術協力を行う。また、ドナーや国際機関が、このような途上国間の協力を支援する場合は、「三角協力」という。
万人のための教育（EFA）	すべての人々に基礎教育の機会提供を目指す国際的取組。主要関係5機関（国連教育科学文化機関（UNESCO）、世界銀行、国連開発計画（UNDP）、国連児童基金（UNICEF）、国連人口基金（UNFPA））のうち、UNESCOがEFA全体を主導する。なお、持続可能な開発目標（SDGs）の策定後、EFAに替わる新たな教育支援の枠組みとして、「教育2030」が策定され、すべての人に包摂的で公正な質の高い教育に向けて国際社会として取り組むこととなった。
貧困削減戦略文書	多くの開発途上国において策定されている貧困削減を達成するための経済・社会開発戦略。世界銀行・国際通貨基金（IMF）により、1999年に導入された。教育、保健、食料保障などについて包括的に記述されており、実質的にその国の国家開発計画となっていることが多い。文書は開発途上国政府の主体的な取組（オーナーシップ）の下、援助国やNGO、研究機関、民間部門の代表などの意見も取り入れて、通常3年ごとに作成される。重債務貧困国（巨額の借金を抱えている貧困国）が、債務削減を受けるための条件となる文書でもある。
フィージビリティ調査	立案されたプロジェクトが実行（実現）可能かどうか、検証し、実施する上で最適なプロジェクトを計画・策定すること。プロジェクトがどんな可能性を持つか、適切であるか、投資効果について調査する。
平和の定着	地域紛争の恒久的な解決のために、紛争が完全に終結する前から支援を行い、地域の安定および平和の萌芽を定着させること。具体的には①人道・復旧支援の実施、②和平プロセスの促進、③紛争防止支援を3つの柱としている。
ミレニアム開発目標（MDGs：Millennium Development Goals）	2001年に策定された、国際社会が直面している困難に対して、国際社会全体が2015年までの達成を目指す8つの目標。目標には、極度の貧困と飢餓の撲滅、初等教育の完全普及、乳幼児死亡率の削減、妊産婦の健康改善、環境の持続可能性確保などがあり、その下には、具体的目標を設定したターゲットや指標などがある。2015年7月、国連はMDGsの最終報告書を公表した。
無償資金協力	開発途上地域の開発を主たる目的として同地域の政府等に対して行われる無償の資金供与による経済協力。国際社会のニーズに迅速かつ機動的に対応するための有効な手段であり、国際社会の安定確保や我が国のリーダーシップ向上に資する大きな政策的効果がある。
草の根・人間の安全保障無償資金協力	人間の安全保障の理念を踏まえ、開発途上国における経済社会開発を目的とし、草の根レベルの住民に直接貢献する、比較的小規模な事業のために必要な資金を供与する無償資金協力。
日本NGO連携無償資金協力	日本の国際協力NGOが開発途上国・地域で実施する経済社会開発プロジェクトや、災害等復旧・復興支援プロジェクトなどに対する無償資金協力。
一般文化無償資金協力	開発途上国における文化・高等教育振興、文化遺産保全などを目的として機材調達や施設整備などを支援するための無償資金協力。政府機関を対象としている。
草の根文化無償資金協力	開発途上国における文化・高等教育振興、文化遺産保全などを目的とした草の根レベルの小規模な事業の機材調達や施設整備などを支援するための無償資金協力。NGOや地方公共団体などを対象としている。
緊急無償資金協力	海外における自然災害および紛争の被災者や難民・避難民などの救援等のために人道的観点から緊急に供与する無償資金協力。
食糧援助（KR）	自国の貧困削減を含む経済社会開発努力を実施している開発途上国に対し、食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物および役務の調達に必要な資金の贈与を行う無償資金協力。
有償資金協力	開発途上地域の開発を主たる目的として資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう、金利、償還期間等について緩やかな条件が付された有償の資金供与による経済協力。開発途上地域の政府等に対して開発事業の実施に必要な資金、または当該開発途上地域の経済の安定に関する計画の達成に必要な資金を貸し付ける「円借款」と我が国、または開発途上地域の法人等に対して開発事業に必要な資金を融資・出資する「海外投融資」がある。有償資金協力は、無償資金協力と比較して大規模な支援を行いやすく、途上国の経済社会開発に不可欠なインフラ建設等の支援に効果的である。また、途上国に返済義務を課すことで自助努力を促す効果を持つ。さらに、途上国と長期にわたる貸借関係を設定することにより、その国との中長期にわたる安定的な関係の基礎が構築可能。

海外投融資	JICAが行う有償資金協力の一つで、開発途上国での事業実施を担う民間セクターの法人等に対して、必要な資金を出資・融資するもの。民間企業の開発途上国での事業は、雇用を創出し経済の活性化につながるが、様々なリスクがあり高い収益が望めないことも多いため、民間の金融機関から十分な資金が得られないことがある。海外投融資は、そのような事業に出資・融資することにより、開発途上国の開発を支援するもの。支援対象分野は①SDGs・貧困削減、②インフラ・成長加速化、③気候変動対策。
ODAを活用した官民連携（PPP：Public-Private Partnerships）	官によるODA事業と民による投資事業などが連携して行う新しい官民協力の方法。民間企業の知見をODAの案件形成の段階から取り入れて、たとえば、基礎インフラはODAで整備し、投資や運営・維持管理は民間で行うといったように、官民で役割分担し、民間の技術や知識・経験、資金を活用し、開発効率の向上とともに持続可能な形の事業の実施を目指す。PPPの分野事例：上下水道、空港建設、高速道路、鉄道など。

索引

あ

愛知目標…… 109, 110
アジア開発銀行(ADB)…12, 32, 70, 122, 169, 173, 181, 198, 226, 228, 243
アジア開発基金(ADF)…… 198, 226
アジア開発フォーラム …… 181
アジア太平洋経済協力(APEC) …7, 30, 40, 194, 198, 199, 228, 231
アジア・太平洋電気通信共同体(APT) ……48, 49, 192
アジェンダ2063 …… 4, 141
アセアンASEAN ≫ 東南アジア諸国連合
アフガニスタン支援 …… 94, 139
アフリカ稲作振興のための共同体(CARD) …… 41, 43
アフリカ開発会議(TICAD) …… 4, 7, 9, 11, 13, 15, 30, 36, 41, 43, 44, 45, 50, 54, 55, 56, 68, 98, 103, 107, 141, 142, 146, 177, 179, 180, 228, 229, 230, 236, 243
アフリカ開発基金(AfDF)…… 52, 198, 227
アフリカ開発銀行(AfDB)…… 42, 198, 223, 227
アフリカ連合(AU)…… 141, 231
安全対策…… 17, 20, 103, 128, 129, 229, 238
アンタイド／タイド…… 255, 256

い

一村一品キャンペーン／アプローチ …… 31, 35, 36
イノベーティブ・アジア …… 13, 37, 122, 171
一般財政支援…… 213
一般特恵関税制度(GSP)…… 31, 243
インフラシステム輸出 …… 29, 35, 126, 149

う

美しい星への行動2.0 (Actions for Cool Earth: ACE2.0) …… 108, 242

え

援助協調…… 56, 102, 162

お

欧州復興開発銀行(EBRD) …… 198, 227
オーナーシップ(主体的な取組) … 4, 15, 32, 54, 57, 151, 162, 243
温室効果ガス…… 16, 108, 110, 111, 156, 196

か

海外投融資…… 122, 167, 169, 170, 171, 173, 199
開発協力大綱…… 2, 8, 9, 10, 11, 18, 20, 28, 39, 46, 53, 67, 71, 74, 75, 76, 84, 87, 90, 165, 166, 174, 183, 232, 242
顧みられない熱帯病 …… 50, 58, 60, 61
顔の見える援助/開発協力 … 18, 19, 81, 135, 169, 174
カリブ共同体(CARICOM) …… 148
環境社会配慮ガイドライン …… 165, 166
官民連携(PPP)／官民パートナーシップ…… 18, 39, 60, 61, 121, 148, 166, 167, 169, 170, 175, 181, 183, 239, 242

き

気候変動… 3, 5, 16, 45, 51, 103, 105, 107, 108, 109, 110, 111, 113, 121, 126, 131, 142, 147, 148, 149, 153, 154, 155, 156, 165, 171, 178, 180, 194, 196, 198, 199, 228, 231, 232, 235, 236, 237, 238, 242, 243
気候変動枠組条約……108, 228, 231, 242
基礎教育…… 13, 67, 69
基礎生活分野(BHN)/人間の基本的ニーズ … 99, 213, 236
教育2030行動枠組 …… 67, 69
教育のためのグローバル・パートナーシップ(GPE) … 68, 69
緊急無償資金協力…100, 101, 130, 214, 228, 229, 230, 231

く

草の根技術協力事業…112, 163, 171, 172, 176, 178, 193
草の根・人間の安全保障無償資金協力… 62, 65, 73, 78, 99, 112, 124, 135, 153, 157, 160, 167, 170, 184
グッドガバナンス(良い統治) ……14, 34, 81, 82, 235
国別開発協力方針…… 162, 163
グラント・エレメント …… 254, 256
グリーン・メコン …… 123
グローバルフェスタJAPAN …… 184

け

経済協力開発機構開発援助委員会(OECD-DAC) … 22, 61, 164, 180, 228, 237

経済協力開発機構(OECD)開発センター… 33, 179, 199, 229
経済協力調整員…… 162
経済社会基盤……7, 14, 29, 81, 86, 113, 118, 121, 134
経済連携協定(EPA)…… 31, 35
ゲイツ財団 …… 60, 129
健康的で活動的な高齢化…… 58
研修員受入事業…… 193
現職教員特別参加制度…… 68, 69
現職参加…… 174
現地ODAタスクフォース …… 162, 193

こ

効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ(GPEDC) …… 181
公衆衛生危機対応…… 9, 55
後発開発途上国(LDCs) …… 31, 35, 121, 201, 202, 256, 262
国際移住機関(IOM) …… 101, 103
国際海事機関(IMO) …… 105
国際家族計画連盟(IPPF) …… 57, 197
国際開発協会(IDA) …… 52, 197, 226
国際協力機構(JICA) …… 5, 12, 13, 14, 16, 19, 20, 34, 35, 37, 41, 44, 45, 47, 51, 56, 59, 61, 68, 69, 72, 73, 77, 79, 80, 83, 84, 85, 87, 88, 93, 97, 99, 101, 103, 105, 106, 128, 129, 133, 135, 139, 140, 145, 152, 156, 161, 162, 163, 164, 165, 166, 168, 169, 170, 171, 172, 173, 176, 177, 178, 183, 184, 185, 186, 188, 189, 193, 194, 228, 239, 240, 241, 242
国際協力銀行(JBIC)… 35, 37, 119, 122, 161, 166, 169, 170, 239
国際協力人材センター …… 186
国際協力の日…… 184
国際緊急援助隊…… 55, 100, 101, 130, 193, 215, 216, 229, 231
国際原子力機関(IAEA) …… 196, 197, 228, 229, 230
国際獣疫事務局(OIE) …… 117, 199
国際女性会議(WAW!) …… 8, 74, 75, 76, 231
国際通貨基金(IMF) …… 32, 52, 129, 162, 198, 226
国際電気通信連合(ITU) ……47, 49, 196
国際農業開発基金(IFAD) …… 40, 117, 197
国際農業研究協議グループ(CGIAR) …40, 117, 197, 199
国際復興開発銀行(IBRD) …… 197, 226
国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン…… 9, 54, 61
国際労働機関(ILO) ……35, 37, 199
国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI) …… 82, 98
国連開発計画(UNDP)…… 69, 77, 84, 85, 92, 116, 134, 141, 167, 179, 181, 196, 217, 218, 219, 221, 226, 229
国連環境計画(UNEP) …… 196, 199
国連教育科学文化機関(UNESCO) …68, 69, 79, 80, 140, 194, 197, 225
国連工業開発機関(UNIDO) …… 45, 197, 199, 220, 225
国連合同エイズ計画(UNAIDS) …… 198
国連国際防災戦略(UNISDR) …… 101
国連児童基金(UNICEF) ……56, 59, 60, 69, 90, 92, 167, 179, 196, 218, 219, 225
国連食糧農業機関(FAO)… 40, 117, 134, 196, 199, 218, 219, 225
国連人口基金(UNFPA) …… 57, 69, 196, 225
国連世界食糧計画(WFP) … 40, 56, 87, 117, 196, 199, 225, 229
国連難民高等弁務官事務所(UNHCR) …… 87, 196, 225
国連人間の安全保障基金…… 196
国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA) …87, 88, 196, 226
国連平和維持活動(PKO) … 87, 92, 99, 196, 232, 239
国連平和構築委員会…… 86
国連防災世界会議… 17, 101, 107, 113, 130, 178, 180, 242
国連薬物犯罪事務所(UNODC) … 103, 104, 105, 134, 196, 218

さ

災害復旧スタンド・バイ借款 …… 169
再生可能エネルギー …… 16, 111, 118, 147, 149
三角協力…… 96, 148, 149, 180, 181, 240
産業人材育成協力イニシアティブ …13, 36, 122, 228, 242
三大感染症(HIV/エイズ、結核、マラリア) …58, 59, 61, 197

し

ジェンダー … 2, 42, 74, 75, 76, 77, 78, 179, 197, 213, 221, 242
ジェンダー主流化 …… 8, 74, 78
事業展開計画…… 162
資金洗浄(マネーロンダリング) …… 102, 104, 106
持続可能な開発のための2030アジェンダ…… 32, 36, 39, 46, 48, 53, 56, 64, 67, 70, 74, 76, 107, 113, 114, 117, 141, 178, 179, 180, 181, 242
持続可能な開発のための教育(ESD) …… 69, 110
持続可能な開発目標(SDGs) …… 2, 3, 4, 8, 11, 36, 46, 48, 50, 53, 57, 61, 67, 74, 75, 76, 117, 119, 128, 166, 171, 180, 181, 229, 230, 231, 243
質の高いインフラ … 4, 7, 12, 15, 29, 30, 33, 118, 122, 123, 126, 129, 141, 142, 167, 169, 170, 173, 180, 194, 228, 229, 243

シニア海外ボランティア …… 44, 168, 171, 174, 193
ジャパン・プラットフォーム（JPF） …… 87, 89, 91, 100, 175
収穫後の損失（ポストハーベスト・ロス） …… 39, 42
自由で開かれたインド太平洋戦略 …… 15, 133
重債務貧困国（HIPCs） …… 52, 162, 195, 244
小規模園芸農民組織強化計画（SHEP）アプローチ …… 39, 41, 42
情報通信技術（ICT） …… 29, 47, 48, 49, 50, 235, 241
食料安全保障… 39, 40, 41, 43, 55, 103, 117, 118, 142, 162, 194, 199, 231, 236
食料安全保障及び栄養のためのニュー・アライアンス…… 40
食料安全保障と栄養に関するG7行動ビジョン …… 40, 118
女性の活躍推進のための開発戦略 ……8, 75, 76, 229, 242
女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS） …… 8, 75, 90
シリア難民及びホストコミュニティ支援チーム …… 5, 16
新興・再興感染症 …… 58, 61
新興ドナー …… 33, 180, 263
心臓カテーテル技術 …… 147, 148

す

水銀に関する水俣条約 …… 107, 242
ストップ結核世界計画2006-2015年…… 59

せ

成長加速化のための官民パートナーシップ …… 167
青年海外協力隊（JOCV）… 6, 19, 42, 44, 59, 60, 68, 72, 73, 112, 152, 168, 171, 174, 185, 193
青年海外協力隊現職教員特別参加制度…… 68, 69
政府開発援助大綱（ODA大綱） …… 10, 232, 243
生物多様性… 109, 110, 147, 156, 198, 213, 231, 236
世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド） …… 9, 54, 56, 58, 59, 197
世界教育フォーラム2015 …… 67, 69
世界銀行防災グローバル・ファシリティ …… 101
世界人道サミット …… 5, 229
世界貿易機関（WTO） ……31, 35, 228
世界保健機関（WHO）…9, 55, 56, 58, 59, 60, 100, 101, 198, 226
世界水フォーラム …… 242
責任ある農業投資 …… 40, 42
赤十字国際委員会…… 197
積極的平和主義… 10, 15, 86, 103, 165, 178, 232, 233
仙台防災枠組2015-2030 …… 17, 101, 107, 114

そ

その他の公的資金/その他の政府資金（OOF） …31, 35, 106, 166, 200, 232, 239, 259, 260

た

太平洋・島サミット（PALM） …… 153, 154, 155
太平洋諸島フォーラム（PIF） …… 153, 230
太平洋地域環境計画（SPREP）…… 153

ち

地球環境ファシリティ（GEF） …… 198
地球儀を俯瞰する外交 …… 15
地上デジタル放送日本方式（ISDB-T）……47, 49, 148
中米統合機構（SICA） …… 148

て

ディーセント・ワーク …… 35, 36, 37
テロ対策… 15, 17, 20, 94, 95, 98, 102, 103, 129, 137, 142, 230, 235

と

東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC） …… 199
東南アジア諸国連合（ASEAN） …… 7, 11, 13, 17, 36, 37, 43, 48, 51, 58, 101, 103, 104, 106, 111, 121, 122, 123, 124, 126, 133, 179, 182, 194, 196, 198, 199, 203, 277, 228, 230, 236, 242, 243

な

ナイロビ宣言 …… 4, 7, 9, 50, 103, 141
南南協力……61, 92, 96, 148, 180, 181
難民及び移民に関する国連サミット…… 5, 11, 230

に

二国間オフセット・クレジット制度（JCM）…… 108, 110
日本ASEAN女性エンパワーメントファンド…… 37
日本NGO連携無償資金協力 …64, 91, 93, 111, 125, 170, 175
日本センター …… 134, 135
日本貿易振興機構（JETRO） …… 194
日本貿易保険（NEXI） …… 35, 119, 122, 166, 239
人間の安全保障…4, 6, 9, 11, 53, 55, 61, 70, 71, 74, 87, 98, 113, 131, 160, 170, 196, 231, 234, 236, 242

人間の安全保障基金…… 70, 196
人間の基本的ニーズ(BHN) ≫ 基礎生活分野

ね

ネリカ(NERICA) …… 39, 42, 43

の

農業市場情報システム(AMIS) …… 40, 43

は

パートナーシップ …… 4, 13, 153, 166, 178
パリ協定……16, 107, 108, 110, 180, 229, 231
犯罪防止刑事司法基金(CPCJF) …… 82
万人のための教育(EFA) …… 67, 69

ひ

非政府組織 ≫ NGO
兵庫行動枠組…… 113, 114
貧困削減戦略文書(PRSP) …… 162, 244

ふ

フードバリューチェーン …… 39, 41, 152, 199
ファスト・トラック・イニシアティブ(FTI) …… 69
フィージビリティ調査……155, 167, 169, 170
プログラム・アプローチ…… 163
プロジェクト・サイクル・マネジメント(PCM)手法 … 177, 178
文化無償資金協力……79, 80, 184
紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表(SRSG-SVC)事務所…… 75
分野別開発政策…… 8, 76, 242

へ

米州開発銀行(IDB) …… 198, 227
平和構築人材育成事業…… 92
平和と健康のための基本方針 …… 9, 53, 56, 242
平和と成長のための学びの戦略 …… 67, 242
平和と繁栄の回廊(パレスチナ) …… 96, 139
平和の構築／平和構築…… 8, 86, 90, 92, 93, 95, 97, 99, 121, 129, 148, 157, 165, 186, 213, 230, 231, 232, 235, 236, 238, 240

ほ

貿易円滑化協定…… 31, 35
貿易のための援助(AfT) ……31, 35, 243
包摂的(インクルーシブ)ビジネス …… 167, 170
防災協力イニシアティブ(仙台防災協力イニシアティブ) … 17, 113, 114, 242
防災グローバル・プラットフォーム …… 101
法制度整備…… 14, 81, 82, 86, 192, 213, 235, 243
保健システム … 3, 4, 9, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 101, 141, 142, 197, 228, 229
母子保健…54, 56, 57, 58, 59, 128, 175, 176, 196, 197, 213
ポストハーベスト・ロス ≫ 収穫後の損失
ポリオ …… 3, 58, 59, 60, 129, 179, 194

み

水と衛生…… 2, 64, 196, 213, 242
水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ(WASABI) …… 242
未着手・未了案件 …… 164
ミレニアム開発目標(MDGs) …2, 3, 36, 53, 57, 67, 69, 74, 107, 117, 178, 235
民間連携ボランティア制度 …… 168, 171

む

ムスコカ・イニシアティブ …… 54
無税無枠措置…… 31, 35

も

元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰(DDR)… 86, 90, 99

や

薬剤耐性(AMR)への対応 …… 9, 54, 58, 61

ゆ

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)… 9, 53, 54, 55, 56, 60, 107, 142, 228, 230, 236, 242

よ

良い統治 ≫ グッドガバナンス

り

リプロダクティブ・ヘルス …… 196, 197, 213

A

ABEイニシアティブ …… 13, 44, 142, 171
ADB ≫ アジア開発銀行
ADF ≫ アジア開発基金
AfDB ≫ アフリカ開発銀行
AfDF ≫ アフリカ開発基金
AfT ≫ 貿易のための援助
APEC ≫ アジア太平洋経済協力
ASEAN ≫ 東南アジア諸国連合
ASEAN防災人道支援調整センター(AHA Centre) … 101
ASEAN連結性マスタープラン…… 121
ASEAN連結性マスタープラン2025 …… 121, 124
AU ≫ アフリカ連合

B

BHN ≫ 基礎生活分野
BOPビジネス …… 18, 167, 170

C

CARD ≫ アフリカ稲作振興のための共同体
CARICOM ≫ カリブ共同体
CGIAR ≫ 国際農業研究協議グループ
COP13 …… 109
COP21 …… 16, 107, 108, 180, 228, 242
COP22 …… 16, 108, 231
CPCJF ≫ 犯罪防止刑事司法基金

D

DAC ≫ 経済協力開発機構開発援助委員会
DDR ≫ 元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰

E

EBRD ≫ 欧州復興開発銀行
EFA ≫ 万人のための教育
EPA ≫ 経済連携協定
ESD ≫ 持続可能な開発のための教育

F

FAO ≫ 国連食糧農業機関
FTI ≫ ファスト・トラック・イニシアティブ

G

G7伊勢志摩サミット …… 2, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 11, 16, 17, 30, 40, 54, 55, 56, 58, 59, 61, 75, 88, 90, 102, 107, 118, 119, 122, 129, 137, 141, 169, 173, 180, 229, 230, 242
G7エルマウ・サミット …… 40
G8キャンプ・デービッド・サミット …… 40
G8九州・沖縄サミット …… 54, 58
G8北海道洞爺湖サミット …… 54
G8ムスコカ・サミット …… 54
G8ラクイラ・サミット …… 40, 42
GAD ≫ ジェンダーと開発イニシアティブ
Gaviワクチンアライアンス(Gavi, the Vaccine Alliance) …… 9, 54, 57, 61, 197
GEF ≫ 地球環境ファシリティ
GHITファンド …… 60
GPE ≫ 教育のためのグローバル・パートナーシップ
GSP ≫ 一般特恵関税制度

H

HIPCs ≫ 重債務貧困国

I

IAEA ≫ 国際原子力機関
IBRD ≫ 国際復興開発銀行
ICRC ≫ 赤十字国際委員会
ICT ≫ 情報通信技術
IDA ≫ 国際開発協会
IDB ≫ 米州開発銀行
IFAD ≫ 国際農業開発基金
ILO ≫ 国際労働機関
IMF ≫ 国際通貨基金
IMO ≫ 国際海事機関
IOM ≫ 国際移住機関
IPPF ≫ 国際家族計画連盟
ISDB-T ≫ 地上デジタル放送日本方式
ITU ≫ 国際電気通信連合

J

JBIC ≫ 国際協力銀行
JCM ≫ 二国間オフセット・クレジット制度
JETRO ≫ 日本貿易振興機構
JICA ≫ 国際協力機構

JOCV ≫ 青年海外協力隊
JPF ≫ ジャパン・プラットフォーム

L

LDCs ≫ 後発開発途上国

M

MDGs ≫ ミレニアム開発目標

N

NERICA ≫ ネリカ
NEXI ≫ 日本貿易保険
NGO（非政府組織）…3, 4, 5, 18, 20, 33, 42, 60, 64, 65, 67, 71, 78, 80, 83, 87, 89, 90, 91, 93, 95, 100, 111, 119, 125, 134, 141, 156, 162, 166, 167, 170, 172, 174, 175, 176, 177, 178, 183, 184, 185, 186, 193, 232, 234, 239, 240, 241, 242, 259, 260, 261
NGOインターン・プログラム …… 177
NGO海外スタディ・プログラム …… 177
NGO事業補助金 …… 175
NGO相談員制度 …… 176, 177
NGO・外務省定期協議会…… 178
NGO・在外ODA協議会（通称:ODA・NGO（オダンゴ）協議会）…… 178
NGO-JICA協議会 …… 178
NGO-JICAジャパンデスク …… 178

O

ODA評価 …… 163, 164, 182
ODA見える化サイト…… 183, 184, 185
ODAを活用した官民連携 …… 170
OECD-DAC ≫ 経済協力開発機構開発援助委員会
OIE ≫ 国際獣疫事務局
OOF ≫ その他の公的資金

P

PALM ≫ 太平洋・島サミット
PDCAサイクル …… 161, 162, 163, 164, 182
PIF ≫ 太平洋諸島フォーラム
PKO ≫ 国連平和維持活動
PPP ≫ 官民連携／官民パートナーシップ
PRSP ≫ 貧困削減戦略文書

S

SDGs ≫ 持続可能な開発目標
SEAFDEC ≫ 東南アジア漁業開発センター
SICA ≫ 中米統合機構
SPREP ≫ 太平洋地域環境計画

T

TICAD ≫ アフリカ開発会議

U

UHC ≫ ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ
UN Women（ウィメン）…… 75, 180, 197
UNAFEI ≫ 国連アジア極東犯罪防止研修所
UNAIDS ≫ 国連合同エイズ計画
UNDP ≫ 国連開発計画
UNEP ≫ 国連環境計画
UNESCO ≫ 国連教育科学文化機関
UNFPA ≫ 国連人口基金
UNHCR ≫ 国連難民高等弁務官事務所
UNICEF ≫ 国連児童基金
UNIDO ≫ 国連工業開発機関
UNISDR ≫ 国連国際防災戦略
UNODC ≫ 国連薬物犯罪事務所
UNRWA ≫ 国連パレスチナ難民救済事業機関

W

WASABI ≫ 水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ
WFP ≫ 国連世界食糧計画
WHO ≫ 世界保健機関
WTO ≫ 世界貿易機関

国際協力に関する情報は外務省ホームページからご覧になれます。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html

政府開発援助（ODA）参考資料集はこちら。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo.html

政府開発援助に関する情報をメールマガジンで配信しています。
バックナンバーをご覧になりたい方、配信をご希望の方はこちら。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/mail/index.html

ODAの受取国別の情報については、
「政府開発援助（ODA）国別データブック」をご覧ください。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/kuni.html

2016年版開発協力白書　日本の国際協力

平成29年3月21日 発行

編　集　外　務　省
〒100-8919
東京都千代田区霞が関2-2-1
電　話（03）3580-3311（代表）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/

©2017 Printed in Japan

2016年版　開発協力白書

日本の国際協力